

## 総務常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	担当課
1	小田原競輪の今後の方向性について	未来創造・若者課
2	小田原市DX推進計画（仮称）について	デジタルイノベーション課
3	第3次おだわら男女共同参画プランの策定について	人権・男女共同参画課
4	小田原市強靱化地域計画の策定（進捗状況）について	防災対策課
5	小田原市災害廃棄物処理計画の改定案について	環境政策課
6	南足柄市との消防事務の委託に関する協定に基づく協議結果について	消防総務課

令和3年12月2日

## 小田原競輪の今後の方向性について

### 1 検討の経緯

- (1) 競輪事業の将来のあり方等について調査研究を行い、その方向性を示すことを目的に、平成19年（2007年）年8月に小田原市競輪事業検討委員会を設置し、平成20年（2008年）2月に報告書が提出され、「小田原競輪は、基本的には存続させるが、赤字、もしくは赤字が予測される状況となった場合には廃止を検討する。」と結論付けられた。
- (2) その後、平成24年度（2012年度）、平成27年度（2015年度）及び平成29年度（2017年度）は一般会計への繰り出しを継続したものの、実質的な単年度収支は赤字となり、大変厳しい状況になるとともに、施設全体の老朽化が進んでいる状況等を踏まえ、平成30年度（2018年度）に、庁内の関係課で構成する「小田原競輪の今後に向けた検討会議」で検討した結果、「実施することにより効果が見込まれる民間包括委託や他場借上げによるミッドナイト競輪、ガールズケイリンについて検討を進めるとともに、施設に関して耐震診断等の調査を早急に実施して現状把握を行い、経営改善策を実施した場合の効果額と施設改修に必要となる費用を試算した上で、小田原競輪の今後の方向性を判断すべきである。」との結論に至り、平成31年（2019年）2月の総務常任委員会で、小田原競輪の今後に向けた検討結果について報告した。
- (3) その後、様々な経営改善策に取り組むとともに、施設の現況調査を実施したことから、今年度、「小田原競輪の今後に向けた検討会議」（構成員は、未来創造・若者課、公共施設マネジメント課、財政課、事業課、都市計画課、みどり公園課の課長級及び担当職員）を開催して、あらためて「小田原競輪の今後の方向性」について検討した。

### 2 検討内容及び検討結果

#### (1) 検討内容

##### ア 施設の改修

施設現況等調査の結果、現有施設を引き続き活用することを前提として、15年以内に必要と見込まれる修繕に掛かる費用の総額の概算を試算して、来場者の安全を確保するために必要となる施設改修費用を把握することができた。

そこで、新たに施設改善基金を設置して必要な資金を確保することで、一定の改修を計画的に実施できる見通しが立った。

#### イ 収支の見込み

これまで着手してこなかった民間包括委託やミッドナイト競輪等の経営改善策を実施するとともに、電話投票・インターネット投票が増加したことで、安定した収益が期待できることが分かった。

#### (2) 検討結果

検討会議では、小田原競輪の今後の方向性について、「今後も、様々な経営改善策に取り組みながら、必要な施設改修を計画的に実施し、その上で、一般会計への繰り出しが見込めることから、当面の間、競輪事業を継続すべきである。」との結論に至った。

### 3 市としての今後の対応

上記の検討会議での検討結果を踏まえ、当面の間、競輪事業を継続させるが、今後も平成20年（2008年）2月に提出された『小田原市競輪事業検討委員会 報告書』で結論付けられた「小田原競輪は、基本的には存続させるが、赤字、もしくは赤字が予測される状況となった場合には廃止を検討する。」との方針を引き続き堅持することとする。

また、運営に関しては、様々な状況を見据えるとともに、市民理解をさらに高め、地域との共生を図って行くとともに、適時適切なタイミングで「小田原競輪の将来のあり方」について検討することとする。

# 小田原競輪の今後に向けた検討会議 報告書

令和3年11月



# 目 次

1	検討の経緯	1
2	小田原競輪の現状	2
2-1	これまでの経営状況	2
2-2	施設の状況	5
3	経営改善策	7
3-1	平成30年度までに取り組んできた改善策	7
3-2	新たな経営改善策	8
4	小田原競輪の今後の方向性	10
4-1	今後の収支見込み	10
4-2	今後の方向性	12

# 1 検討の経緯

小田原競輪は、戦後の復興事業として始まり、高度経済成長や石油ショック、バブル経済の崩壊などの社会経済情勢の波にもまれながら、これまでの長い歴史の中で、小田原という地域に定着した大衆娯楽であるとともに、その収益から市の一般会計に繰出金を繰り出すことで、市の財政に大きく貢献してきた。

しかし、趣味やレジャーの多様化、ファン層の高齢化などの影響により来場者が減少し、次第に競輪を取り巻く環境が厳しくなり、それと比例して車券の売上も減少するなど、その経営状況が下降線を辿っていたことから、市では、競輪事業の将来のあり方等について調査研究を行い、その方向性を示すことを目的に、平成19年8月に小田原市競輪事業検討委員会を設置し、平成20年2月に報告書が提出された。

その中で、小田原競輪の将来のあり方について、「小田原競輪は、基本的には存続させるが、赤字、もしくは赤字が予測される状況となった場合には廃止を検討する。」と結論付けられたことから、市は、この結論を尊重して事業を継続してきたが、平成24年度、平成27年度及び平成29年度は一般会計への繰り出しを継続したものの、実質的な単年度収支は赤字となり、大変厳しい状況となっていた。

その後も、単年度収支の赤字が予測されるとともに、施設全体の老朽化が進んでいる状況等を踏まえ、市では、平成30年11月に、庁内の関係課で構成する「小田原競輪の今後に向けた検討会議」を設置して、「小田原競輪の今後の方向性」について様々な角度から検討を進めた。

その結果、平成31年2月に、本検討会議において、「実施することにより効果が見込まれる民間包括委託や他場借上げによるミッドナイト競輪、ガールズケイリンについて検討を進めるとともに、施設に関して耐震診断等の調査を早急を実施して現状把握を行い、経営改善策を実施した場合の効果額と施設改修に必要となる費用を試算した上で、小田原競輪の今後の方向性を判断すべきである。」との結論に至った。

この報告書は、平成31年2月に本検討会議が出した上記の結論をもとに、経営改善策を実施した効果額と施設改修に必要となる費用を試算した上で、あらためて検討した結果をとりまとめたものである。

## 2 小田原競輪の現状

### 2-1 これまでの経営状況

小田原競輪の車券の売上は、平成3年度の約551億円をピークに、平成15年度以降は200億円を下回り、平成29年度には約108億円まで減少している。

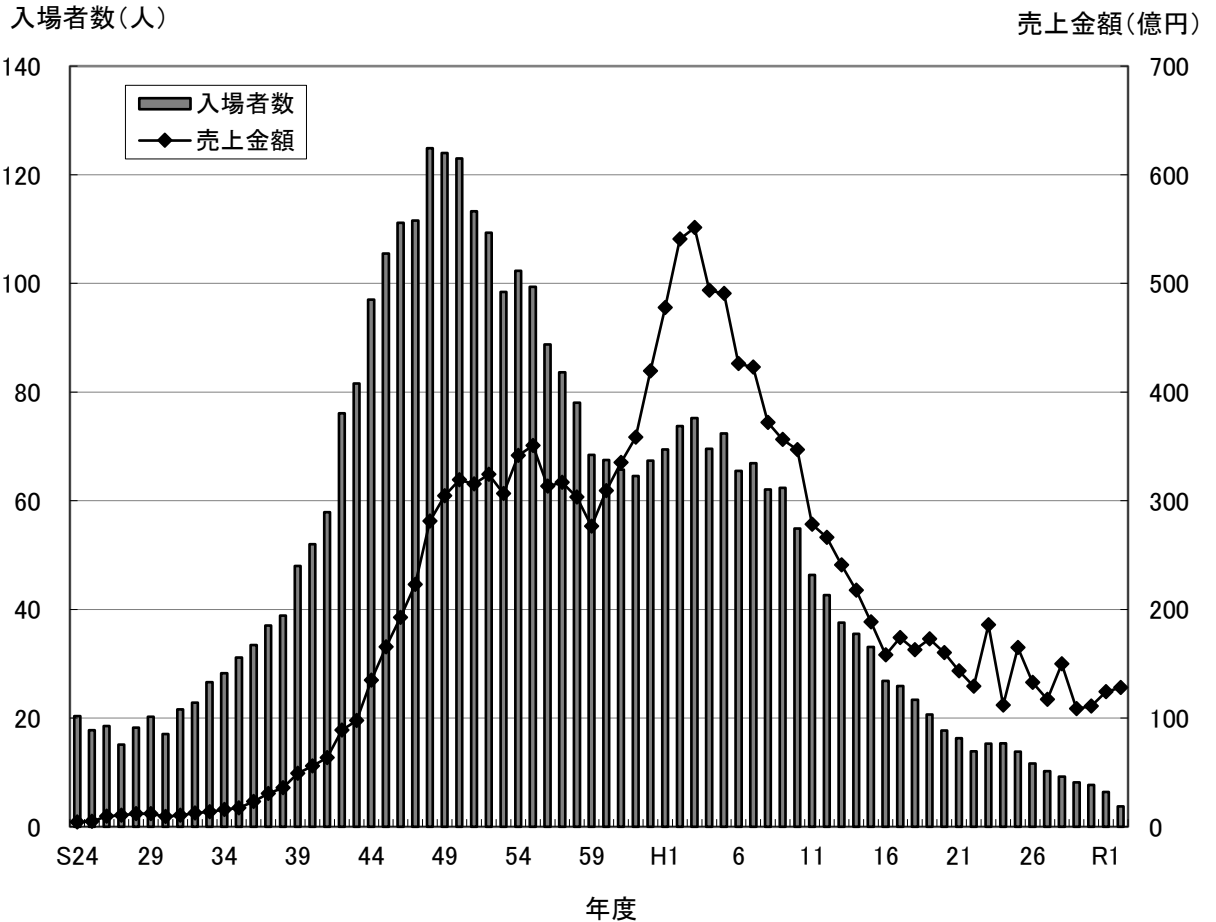
また、入場者数も、昭和48年度の約125万人をピークに、平成28年度以降は10万人を下回り、令和2年度は約4万人まで減少している。

しかしながら、電話投票やインターネット投票の利用者の増加により、平成30年度以降は車券の売上は微増傾向にある。

<入場者数及び売上金額の推移>

年度	入場人数 (単位:人)	売上金額 (単位:千円)	年度	入場人数 (単位:人)	売上金額 (単位:千円)	年度	入場人数 (単位:人)	売上金額 (単位:千円)
S24	203,370	421,679	48	1,249,198	28,126,370	9	623,650	35,641,715
25	177,848	491,903	49	1,239,809	30,456,049	10	549,185	34,708,359
26	185,096	954,386	50	1,230,046	31,931,527	11	463,642	27,841,825
27	151,473	1,038,121	51	1,132,757	31,548,931	12	426,131	26,626,003
28	182,368	1,183,361	52	1,093,472	32,412,146	13	375,843	24,081,119
29	202,589	1,191,228	53	984,200	30,653,722	14	355,350	21,772,997
30	170,359	940,212	54	1,023,147	34,159,181	15	330,822	18,845,103
31	216,186	1,046,377	55	993,938	35,080,041	16	268,307	15,817,024
32	228,585	1,269,386	56	887,821	31,343,904	17	258,770	17,386,899
33	266,337	1,371,143	57	836,661	31,703,168	18	233,504	16,291,421
34	282,524	1,567,933	58	780,222	30,338,028	19	206,640	17,290,739
35	311,195	1,722,552	59	684,221	27,644,480	20	177,178	16,006,375
36	334,707	2,320,209	60	675,165	30,932,522	21	162,927	14,337,396
37	370,255	3,042,002	61	657,335	33,509,017	22	138,763	12,928,357
38	388,467	3,568,860	62	645,351	35,837,572	23	152,772	18,587,436
39	479,733	4,921,928	63	674,019	41,936,187	24	153,300	11,172,048
40	519,894	5,590,947	H1	694,498	47,777,027	25	138,352	16,499,376
41	578,759	6,345,698	2	737,454	54,093,703	26	116,526	13,280,845
42	761,008	8,883,581	3	752,110	55,126,705	27	102,063	11,717,579
43	815,797	9,779,957	4	695,738	49,371,661	28	92,030	14,993,262
44	970,129	13,492,990	5	724,041	49,083,802	29	81,763	10,845,409
45	1,055,280	16,554,365	6	655,179	42,616,799	30	76,677	11,094,631
46	1,111,879	19,258,927	7	668,910	42,297,739	R1	63,918	12,430,415
47	1,115,515	22,278,806	8	620,870	37,188,729	2	37,729	12,809,885
						累計	37,001,357	1,457,411,779

※神奈川県競輪組合営小田原競輪を含む。



また、歳入・歳出から前年度繰越金と一般会計繰出金を除いた実質単年度収支で見ると、例年の開催に加えてGグレードの国際トラック支援競輪を開催した平成28年度が黒字となったものの、平成27年度及び平成29年度は、記念競輪に準じる売上げが期待されるジャパンカップを開催したにも関わらず、いずれも赤字となったが、平成30年度以降は黒字が続いている。

<収支の状況>

(単位：千円)

年度	歳入 ①	歳出 ②	前年度繰越金 ③	一般会計繰出金 ④	実質単年度収支 (①-③)-(②-④)
H23	13,509,869	13,157,840	203,645	100,000	248,384
24	11,169,644	10,981,635	352,029	100,000	△ 64,020
25	11,996,348	11,654,030	188,009	100,000	254,309
26	13,761,707	13,146,469	342,318	100,000	372,920
27	12,602,652	12,231,830	615,238	100,000	△ 144,416
28	15,659,224	15,339,171	370,822	100,000	49,231
29	11,648,834	11,489,906	320,053	80,000	△ 81,125
30	11,548,563	11,374,373	158,928	50,000	65,262
R1	12,999,849	12,789,323	174,190	50,000	86,336
2	13,465,735	13,210,352	210,526	50,000	94,857

※平成28年度は国際トラック支援競輪開催分、平成27・29年度はジャパンカップ開催分を含む。

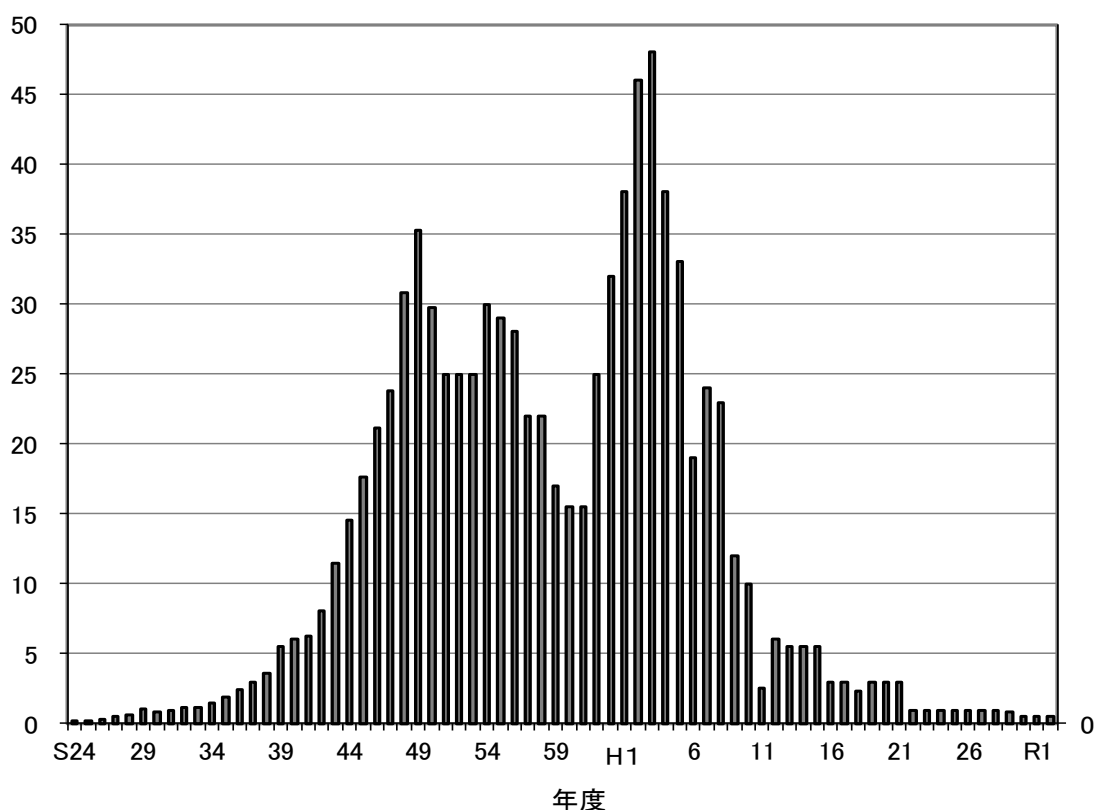
競輪事業の収益から支出される一般会計への繰出金の累計額は、昭和24年度の開設から約883億円にのぼるものの、平成3年度の48億円をピークに、平成29年度以降は1億円を下回っている。

＜一般会計への繰出金の推移＞

(単位：千円)

年度	繰出金	年度	繰出金	年度	繰出金	年度	繰出金	
S24	16,458	42	805,000	60	1,550,000	15	550,000	
25	22,851	43	1,150,000	61	1,550,000	16	300,000	
26	33,500	44	1,455,000	62	2,500,000	17	300,000	
27	57,300	45	1,760,000	63	3,200,000	18	230,000	
28	61,000	46	2,110,000	H1	3,800,000	19	300,000	
29	105,000	47	2,380,000	2	4,600,000	20	300,000	
30	82,000	48	3,080,000	3	4,800,000	21	300,000	
31	100,200	49	3,525,000	4	3,800,000	22	100,000	
32	112,000	50	2,970,000	5	3,300,000	23	100,000	
33	120,000	51	2,500,000	6	1,900,000	24	100,000	
34	148,500	52	2,500,000	7	2,400,000	25	100,000	
35	187,000	53	2,500,000	8	2,300,000	26	100,000	
36	242,000	54	3,000,000	9	1,200,000	27	100,000	
37	295,000	55	2,900,000	10	1,000,000	28	100,000	
38	358,000	56	2,800,000	11	250,000	29	80,000	
39	548,000	57	2,200,000	12	600,000	30	50,000	
40	603,000	58	2,200,000	13	550,000	R1	50,000	
41	631,000	59	1,700,000	14	550,000	2	50,000	
							累計	88,317,809

繰出金(億円)



## 2-2 施設の状況

### ○施設及び都市計画上の制限等の概要

小田原競輪場の施設の概要については、次のとおりである。

#### <施設の概要>

竣工年月日	昭和24年8月
敷地面積（周辺の駐車場を含む）	47,970㎡
建築面積	7,500㎡
延床面積	9,715㎡
高さ	軒高さ15m、最高高さ16.5m
構造	RC造・S造
階数	地上3階、地下1階

また、小田原競輪場の立地している地区の主な都市計画上の制限等の概要については、次のとおりである。

#### <主な都市計画上の制限等の概要>

第一種中高層住居専用地域	建ぺい率60%、容積率150%
第一種高度地区	高さの最高限度12m、 北側斜線制限（5m+1：1.25）
第一種風致地区	建ぺい率20%以下、高さ8m以下など
都市計画公園区域	公園施設外の建築は都市計画法第53条許可

現行の法律の規定上、第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物に競輪場は含まれていないことから、建替えや大規模修繕・模様替は認められていないが、耐震補強や一定の改修（建築行為、大規模修繕・模様替に該当しない工事。減築のみの工事。増築行為を伴わない耐震補強工事。また、外壁の塗装、過半とならない屋根の葺き替え。）は可能である。

※大規模修繕・模様替とは、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）一種以上の過半（1/2）にわたる大規模な修繕・模様替をいう。

## ○耐震診断調査及び市有建築物劣化等調査の結果

平成8年度に実施した耐震診断調査の結果を受けて、平成10年度から11年度に本部棟耐震補強工事及び中央スタンドの改修を実施しているが、その他の施設は未対応であり、当時、「倒壊の危険性は低い」とされた施設についても診断から20年以上経過している状況である。

また、平成26年度に実施した市有建築物劣化等調査の報告書の小田原競輪場に関する総合所見では、「小田原競輪場は昭和24年に竣工し築65年を経過している。今までに何度も改修が行われている。鉄骨造の建物が多く、鉄骨の梁・柱の塗装の劣化が著しく、錆が生じている。現在の施設は、昭和40年代前半に建設されたものが多く、屋根や外壁、室内の仕上げ、電気設備、機械設備も全体的に劣化している。」とされている。

## ○施設現況等調査の結果

令和元年度から2年度まで、老朽化した施設の現況等調査を実施した。

調査結果として、建物については、対応が必須とされている項目は少なく、劣化の進行は認められたものの、構造的な損傷、断面性能の劣化は認められなかった。

なお、現有施設を引き続き活用することを前提として、15年以内に必要と見込まれる修繕に掛かる費用の総額の概算を次のとおり算出した。

<調査結果の概要>

必須となる修繕 (A)	推奨する修繕 (B)	合計 (A) + (B)
約7億円	約14億円	約21億円

## 3 経営改善策

### 3-1 平成30年度までに取り組んできた改善策

平成20年2月の小田原市競輪事業検討委員会の報告書の中で、指摘のあった事項について、平成30年度までに、次のとおり取り組んできた。

#### ○経営の合理化

様々な業務において、内容の見直しや統合化など行い委託料等を削減し、入場者数に応じた投票窓口開設数の調整や、自衛警備隊員の配置人数の見直し等により人件費の削減にも取り組むなど、経費節減を図った。

- ・投票所の委託化、縮小体制での開催
- ・ドリンクコーナーの縮小
- ・清掃内容の見直し
- ・警備員配置場所の削減
- ・自衛警備隊員（臨時職員）の採用人数の削減
- ・早朝当番出勤者の人数の削減及びフレックスタイム制導入による人件費削減
- ・借上げ駐車場の閉鎖・返還 等

#### ○競輪の活性化（集客方策の充実）

- ・平成21年度に南関東地区7場で相互発売をする「南関カップ」の第1回目を小田原競輪場で開催し、平成25年度からは他地区5場を加えた12場での「F I ジャパンカップ」として、更なる競輪ファン獲得・売上拡大を図るため、小田原競輪場で第1回目を開催しており、現在、2年に1度開催し、通常開催に比べ高い売上げを記録している。
- ・平成25年度に場内観覧用モニターを液晶化し、平成28年度にデジタル化した。
- ・平成28年度に記念競輪と同じGⅢグレードの国際自転車トラック競技支援競輪を誘致し、37億円余を売り上げた。

#### ○地域との共生

- ・平成21年6月に初めて、非開催日に場内でフリーマーケットを実施し、同年11月には「小田原サイクルフェスティバル」としてフリーマーケットに加え最新自転車の展示や模擬レースなどの子供や家族が楽しめる地域開放型のイベントとして実施し、現在まで毎年開催している。
- ・陸上自衛隊の防災隊区行進訓練に協力している地元自治会に、会場として競輪場を提供している。

#### ○市民生活への貢献

- ・平成22年度から平成28年度まで毎年1億円、平成29年度は8千万円の一般会計繰出金を拠出し、義務教育施設整備事業等に活用されている。



## 3-2 新たな経営改善策

これまで着手してこなかった経営改善策について、令和元年度以降、次のとおり取り組んできた。

### 【民間包括委託】

#### ○概要

- ・競輪開催や施設管理に必要となる様々な委託業務を、公営競技のノウハウのある事業者に一括して委託することで効率的な運営を行う手法。

#### ○実施内容

- ・令和2年度から令和3年度までの2年契約で包括業務委託を導入することで、車券発売金の約4.5%を占めていた業務委託等の開催経費を、車券発売金に対する定率契約とすることにより4.4%に縮減した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、無観客開催が続いたこと等、流動的な要素もあったが、正職員2名を減員できたことや経営状況が改善していることから、一定の効果が上がっている。
- ・包括委託を導入したことにより、コロナ禍における状況の変化に応じたフレキシブルな企画・運営が可能となり、モーニング競輪やガールズケイリンにスムーズに参入できたことも効果として挙げられる。

### 【ミッドナイト競輪】

#### ○概要

- ・深夜の時間帯（概ね21時頃から24時頃）に観客を入れずに開催する。
- ・車券は基本的に電話投票・インターネット投票による発売となり、競走の様子はSPEEDチャンネル・インターネット中継などで放送を行う。

#### ○実施内容

- ・令和元年度から川崎競輪場借上げ開催により実施。1開催（2節）合計で約10億5千万円を売り上げた。
- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、1節が中止となったが、2節分の予算額を超える約8億円を売り上げた。
- ・令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、1節が中止となったが、前年度を超える約9億円を売り上げた。
- ・無観客開催により開催経費を抑えたほか、インターネット投票により気軽に参加できるようになり車券購入者が増加し、特に若い世代や就業後の購入者が増加した。

## 【モーニング競輪】

### ○概要

- ・日中開催を全体的に2時間程早めたスケジュール（概ね9時頃から14時頃）で、朝から競輪を楽しめるように開催する。（7レース制で午前中に終わる開催もある。）

### ○実施内容

- ・通学時間帯や交通規制の問題について、通常の開門時間前の一部レースを無観客とすることで解消し、令和2年度から7レース制のモーニング競輪に試行的に参入した。
- ・無観客開催にすることで、開催経費の削減につながった。
- ・電話投票・インターネット投票を中心に売上が好調であり、4開催（4節）の平均売上は約3億円だった。
- ・選手数が少なく、経費面でも有利であり、約3億円の売上で約4百万円の黒字収支となった。
- ・令和3年度は、FⅡ1節をモーニング競輪2節に振り替え開催することができるようになったことから、ミッドナイト競輪を除くすべてのFⅡ開催をモーニング競輪に振り替え、実施することとした。

## 【ガールズケイリン】

### ○概要

- ・女性の競輪選手による競輪。

### ○実施内容

- ・令和元年度から川崎競輪場借上げによるミッドナイト競輪の中で実施していたが、男子選手数の少ない7レース制のモーニング競輪の中であれば、小田原競輪場でも開催できるため、包括業務委託の中で、男子控室として使用していた別棟を改装し、女子専用控室を整備した。
- ・通常他の公営競技や他場の日中競輪開催と競合することから、後半のレースは売上が減少傾向になるが、インターネット投票が好調なガールズケイリンをモーニング競輪の後半2レースに配置し、令和3年10月に実施した初回開催は、男子選手の平均売上約1千9百万円に対し、ガールズケイリンの平均売上は約2千8百万円だった。
- ・ガールズケイリンの開催により、インターネット投票利用層のさらなる増加など、新たなファン層の獲得につながった。

## 4 小田原競輪の今後の方向性

### 4-1 今後の収支見込み

これまでのトレンドを踏まえるとともに、収入・支出について次のとおり想定して、新たに令和3年度から令和8年度の収支を試算した。なお、試算にあたっては、新たに実施している民間包括委託やミッドナイト競輪などの経営改善策を継続的に実施したものとしている。

#### ○歳入（収入）

##### 【車券売上】

- ・記念競輪については、全国的に下げ止まり傾向にあることから、毎年売上は同程度と見込む。
- ・通常開催（FⅠ、FⅡ）については、全国で開催状況や天候等によりその売上げが大きく変動し、増加・減少のいずれも起こり得るが、特にFⅡについては、ミッドナイト競輪やモーニング競輪の参入により、安定的な収益が望めることを見込む。
- ・場外車券売場の数が多く、高い車券売上額を期待できる「FⅠジャパンカップ」について、2年に一度（奇数年）の開催を見込む。

#### ○歳出（支出）

##### 【施設改修】

- ・老朽化した施設を安心・安全に維持管理していくため、令和元年度から2年度にかけて実施した施設現況等調査で報告された項目を中心に、今後の施設の利用状況を考慮しながら、施設改修の内容や優先順位を整理しながら行うなど、適時に修繕を実施していく。
- ・修繕に当たり、競輪事業の収益を修繕に有効に活用するため、施設改善基金を設置し、一定の改修を実施する年度に都度取り崩し、経費に充てる。

#### ○収支の試算

- ・平成30年度以降、実質単年度収支の黒字が継続している。
- ・令和元年度は、一般会計への繰り出しの当初予算2千万円を増額して5千万円を繰り出し、実質単年度収支が約8千6百万円の黒字となった。
- ・令和2年度は、一般会計に5千万円を繰り出し、実質単年度収支が約9千4百万円の黒字となる。
- ・令和3年度は、一般会計に1億円を繰り出し、実質単年度収支は5億円の黒字となる見込みである。
- ・令和4年度以降は、他場とのモーニング競輪の開催日程の競合等により、令和3年度ほどの実質単年度収支は見込めないが、電話投票・インターネット投票の増加のほか、ミッドナイト競輪の開催日数増加や記念競輪以外のGⅢ開催等、車券発売金増加要素が見込めるため、一般会計に1億円の繰り出しを継続できることを見込む。

(参考) 平成 31 年 2 月当時の試算

1. 歳入 (収入)

(千円)

項目	平成 28 年度 決算額	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 見込額	平成 31 年度 試算	平成 32 年度 試算	平成 33 年度 試算	平成 34 年度 試算	平成 35 年度 試算
事業収入	15,281,066	11,321,487	10,961,109	11,328,731	10,200,065	11,032,664	9,875,663	10,672,205
車券売上金	14,993,262	10,845,409	10,726,263	11,109,005	9,977,158	10,751,966	9,633,185	10,420,582
記念	5,664,974	5,306,640	5,157,759	4,969,005	4,787,158	4,611,966	4,443,185	4,280,582
その他	5,581,661	5,538,770	5,568,504	6,140,000	5,190,000	6,140,000	5,190,000	6,140,000
支援 (国際トラック)	3,746,627							
財産運用収入	84,813	58,067	49,635	26,578	26,578	26,578	26,578	26,578
入場料	26,586	21,369	24,857	21,800	21,800	21,800	21,800	21,800
競輪場収入	51,574	32,091	20,000					
売店等貸付収入	6,652	4,608	4,778	4,778	4,778	4,778	4,778	4,778
諸収入	202,992	418,010	185,211	193,148	196,330	254,121	215,900	225,045
事故収入	42	31	116					
未払金収入	25,799	30,460	25,799	23,329	20,952	22,579	20,230	21,883
雑入 (還付金を含む)	177,151	387,520	159,297	169,819	175,378	231,541	195,670	203,162
財産収入	7,336	7,294	7,835	5,675	5,675	5,675	5,675	5,675
基金積立金利子	2,159	1,331	2,030	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
選手宿舍貸付料	5,177	5,963	5,805	4,675	4,675	4,675	4,675	4,675
財産売却収入								
繰入金			30,118	18,099	22,734	23,505	20,453	7,133
繰越金	370,822	320,054	158,928	99,016	12,437		198	
歳入合計 (A)	15,659,224	11,648,834	11,157,989	11,451,520	10,240,911	11,061,844	9,901,990	10,685,012

2. 歳出 (支出)

(千円)

項目	平成 28 年度 決算額	平成 29 年度 決算額	平成 30 年度 見込額	平成 31 年度 試算	平成 32 年度 試算	平成 33 年度 試算	平成 34 年度 試算	平成 35 年度 試算
総務費	376,052	580,807	309,685	326,473	277,858	277,982	277,982	307,330
一般管理費	167,588	380,694	157,906	158,420	158,436	158,436	158,436	158,436
臨時場外車券売場開設費用	18,829	18,070	18,359	18,494	18,494	18,494	18,494	18,494
一般経費	148,759	362,624	139,547	139,926	139,942	139,942	139,942	139,942
施設管理費	108,464	120,113	111,779	148,053	119,422	119,546	119,546	148,894
施設新設改修経費	12,019	27,723	18,062	53,521	24,173	24,173	24,173	53,521
その他施設管理経費	26,812	25,725	27,153	26,624	26,786	26,910	26,910	26,910
選手宿舍管理経費	69,633	66,666	66,564	67,908	68,464	68,464	68,464	68,464
一般会計繰出金	100,000	80,000	40,000	20,000				
事業費	14,963,118	10,909,100	10,749,289	11,112,611	10,086,234	10,783,664	9,760,138	10,457,768
従業員経費	71,697	105,365	119,729	117,036	116,074	113,423	103,931	87,961
共済費	684	4,748	8,415	10,000	8,500	10,000	8,500	10,000
災害補償費								
賃金	71,013	100,617	111,314	107,036	107,574	103,423	95,431	77,961
関係団体経費	789,211	517,286	494,054	511,662	471,217	502,102	460,055	491,349
全輪協分担金	259,337	99,953	103,222	115,453	107,098	112,882	104,621	110,496
県主連協	1,293	1,294	1,287	1,294	1,294	1,294	1,294	1,294
小田原競輪運営協	46,304	43,273	14,597	12,800	12,800	12,800	12,800	12,800
J K A 交付金	281,307	192,421	194,613	194,549	168,493	186,409	160,651	178,853
J K A 委託金	200,971	180,345	180,335	187,566	181,532	188,718	180,690	187,906
払戻金	11,218,761	8,122,628	8,020,027	8,306,203	7,459,921	8,039,245	7,202,733	7,791,469
払戻金	11,210,287	8,069,565	8,020,027	8,306,203	7,459,921	8,039,245	7,202,733	7,791,469
返還金	8,474	53,063						
選手経費	525,713	477,066	477,066	487,100	487,100	487,100	487,100	487,100
場間場外経費	1,690,350	1,174,477	1,171,821	1,209,685	1,074,464	1,166,384	1,032,739	1,126,187
一般経費	667,385	512,276	466,592	480,924	477,458	475,410	473,580	473,702
需用費	28,671	23,829	25,223	25,405	25,588	25,588	25,588	25,588
役務費	3,219	3,215	3,418	3,627	3,482	3,482	3,659	3,482
委託料	540,734	409,979	362,233	367,694	367,894	367,894	367,894	367,894
使用料	93,854	73,730	74,918	82,672	79,656	76,811	73,723	72,882
備品購入費	865	1,468	743	1,526	839	1,636	2,717	3,857
保証補填・賠償金	43	56	57					
諸支支出金 (地方公共団体金融機構納付金)								
予備費								
歳出合計 (B)	15,339,171	11,489,906	11,058,973	11,439,083	10,364,092	11,061,646	10,038,120	10,765,098
一次収支 (C) A-B	320,054	158,928	99,016	12,437	-123,181	198	-136,130	-80,085
繰越金 (D)	370,822	320,054	158,928	99,016	12,437		198	
一般会計繰出金 (E)	100,000	80,000	40,000	20,000				
還付金	52,033		58,641	60,491	73,550	140,713	116,342	133,834
実質単年度収支 (F) C-D+E	49,231	-81,125	-19,912	-66,579	-135,618	198	-136,328	-80,085

令和3年11月時点の試算

(単位：千円)

項目	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 見込額	令和4年度 試算	令和5年度 試算	令和6年度 試算	令和7年度 試算	令和8年度 試算
実質単年度収支	65,262	86,336	94,857	500,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
車券発売金	11,094,631	12,430,415	12,809,885	16,346,326	17,700,000	18,500,000	17,700,000	18,500,000	17,700,000
包括委託業務			○2年契約(令和2年度～3年度)		○5年契約(令和4年度～8年度)				
一般会計繰出金	50,000	50,000	50,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
基金積立額	競輪事業	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設改善	0	0	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
(参考)	競輪事業 (基金残高)	1,848,602	1,643,357	1,606,881	1,606,881	1,606,881	1,606,881	1,606,881	1,606,881
	施設改善 (基金累計)	0	0	0	200,000	400,000	600,000	800,000	1,000,000
※施設現況等調査で報告された項目の中から、今後の施設の利用状況を考慮し、施設改修の内容や優先順位を整理して、施設改善基金積立額を適宜取り崩しながら、その範囲で実施する									
開催日数	46日	49日	58日	70日	73日	73日	73日	73日	73日
備考	・今後に向けた検討会議	・ジャパンカップ ・ミッドナイト競輪参入	・施設現況調査完了 ・モーニング競輪参入	・ジャパンカップ ・ガールズケイリン参入		・ジャパンカップ		・ジャパンカップ	

## 4-2 今後の方向性

施設に関しては、施設現況等調査の結果、15年以内に必要な修繕に掛かる費用の総額の概算を把握することができた。そこで、新たに施設改善基金を設置して必要な資金を確保することで、一定の改修を計画的に実施できる見通しが立った。

収支に関しては、令和元年度以降、これまで着手してこなかった民間包括委託やミッドナイト競輪等の経営改善策を実施するとともに、電話投票・インターネット投票が増加したことで、安定した収益が期待できることが分かった。

なお、運営に関しては、様々な状況を見据えるとともに、市民理解をさらに高め、地域との共生を図って行くことが必要であると考えられる。

以上のことから、本検討会議においては、「今後も、様々な経営改善策に取り組みながら、必要な施設改修を計画的に実施し、その上で、一般会計への繰り出しが見込めることから、当面の間、競輪事業を継続すべきである。」との結論に至った。

ただし、平成20年2月に提出された『小田原市競輪事業検討委員会 報告書』で結論付けられた「小田原競輪は、基本的には存続させるが、赤字、もしくは赤字が予測される状況となった場合には廃止を検討する。」との方針を引き続き堅持することとする。

また、今後も様々な状況を捉え適時適切なタイミングで「小田原競輪の将来のあり方」について検討することとする。

## 小田原市 DX 推進計画（仮称）について

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大を起因とした大きな転換期を迎えている社会において、国においては、“Society5.0”をはじめとするデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備やデジタル庁の設置などデジタル施策を強力に推進している。本市においても「誰一人取り残さない持続可能な地域社会」を実現するため、第6次小田原市総合計画の下位計画として、本計画を策定する。

本計画は、本市が目指している将来都市像「世界が憧れるまち“小田原”」を実現するための推進エンジンに「デジタル技術の活用」を位置づける中において、それを政策として具現化・明瞭化するため、本市のDX化の全体像や基本方針、重点施策等についてとりまとめる。

### 2 概要と計画期間

本計画はただ単にデジタル技術を取り入れるのではなく、制度や政策、組織の在り方さえも新技術を取り入れることにより変革し、地域課題の解決や地域経済の活性化などを促進し、よりよい社会を目指し変革し続けていくためのものとする。

計画期間は総合計画と合わせ、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とする。一方、デジタル技術の発展が非常に早く複雑であることから、社会情勢や国の状況も踏まえ、適宜変化に対応できるようアジャイル・ガバナンス【後述】の考えのもと、推進する。

なお、第5次総合計画・後期基本計画・第4次実施計画に計画された施策のうち、ICT分野の施策について取りまとめた小田原市ICT推進プログラムは、本計画に統合する。

### 3 計画の全体像

#### (1) 基本理念

“Society 5.0”の社会において、安全性の確保を前提として、「様々な良いもの（データや技術）をつなげることで、より良いものを生み出す」ことを通じて、市民サービスの向上や行財政基盤の強化や地域の活性化につなげる。

こうした考え方は、二宮尊徳翁の提唱した「万物にはすべて良い点（徳）があり、それを活用する（報いる）」ことにも通ずるものである。

#### (2) 3つの基本方針

##### ①市民生活の質の向上

ICTやビッグデータの活用によるサービスの効率化や地域における課題解決を進めることで、より一層便利で快適な市民生活の実現を図るとともに、これまでの常識や様々な活動様式の変化を踏まえた新たな社会に対応していく。

## ②デジタル・ガバメントの推進

デジタル技術の活用により行政手続や業務プロセスの改革を進めるとともに、ICT 基盤の最適化を図ることで、データ駆動型の合理的な自治体運営と、世界で最も信頼される行政を実現する。

## ③地域活力の向上

多様な主体による緊密な連携・協働によりデジタル化を推進することで地域の魅力を高め官民の持つデータ基盤を中核に民間活力を地域に呼び込む。さらに、デジタルの力を活用したゼロカーボン推進により、持続性ある地域経済の活性化（グリーン×デジタル化）を図る。

### (3) 基本方針を実現・加速する強固な仕掛け

#### ●アジャイル・ガバナンス

あらかじめ一定のルールや手順を設定しておくのではなく、一定のゴールをステークスホルダー（利害関係者）で共有し、柔軟かつ臨機応変にゴールに向けた取組を行っていくアプローチ方法。

#### ●パートナーシップ型ガバナンス

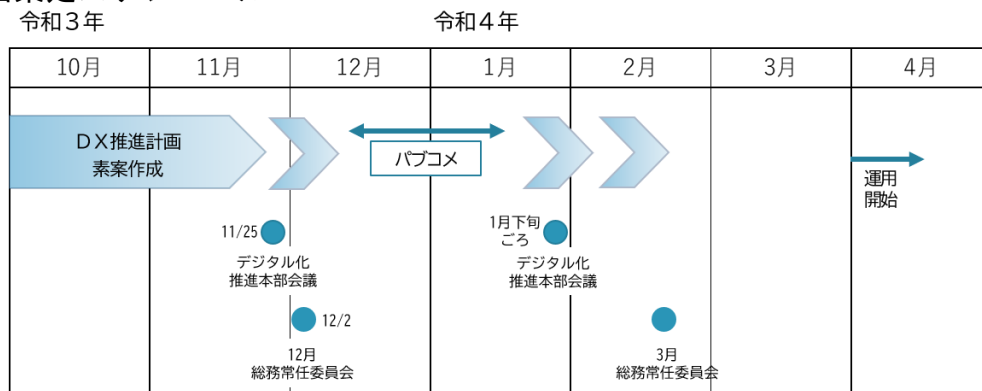
行政のみが全てのサービスの提供主体を担うのではなく、行政と民間がそれぞれお互いの強みをいかして連携し、持続可能な地域運営を行っていくこと。

### (4) 重点施策

以下に掲げる 8 つの重点施策を中心に本計画を推進していく。

- ① 市民生活のデジタル化
- ② 地域課題の解決
- ③ ダイバーシティ&インクルージョン（デバイド対策）
- ④ 行政サービスの改革
- ⑤ ICT 人事の育成・登用
- ⑥ ICT 基盤の最適化
- ⑦ データ活用環境の構築とセキュリティ基盤の強化
- ⑧ 産学金官連携の推進

## 4 計画策定スケジュール



小田原市DX推進計画  
HOTOKU×デジタル  
(案)



# 目次

1 背景	2
2 策定の目的	6
(1) 目的	6
(2) 本市のDXとは	6
3 本計画の位置づけ	7
(1) 位置づけについて	7
(2) セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱い	7
4 計画期間	8
5 本計画の推進体制	8
6 基本理念と全体像	9
(1) 基本理念	9
①Society 5.0とは（内閣府Society 5.0より）	9
②HOTOBU×デジタル（ホウトクバイデジタル）	11
(2) 3つの基本方針	13
①市民生活の質の向上	13
②デジタル・ガバメントの推進	13
③地域活力の向上	13
(3) 基本方針を実現・加速する仕掛け	14
●アジャイル・ガバナンス	14
●パートナーシップ型ガバナンス	15
7 重点施策	17
用語集	18

※本DX推進計画は、小田原市と東京大学大学院情報学環が令和3年7月1日に締結した包括連携協定に基づき、東京大学大学院情報学環の協力を受けて策定します。

# 1 背景

## (1) 国の動向

令和2年12月に、国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が示されました。その中で、社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション<sup>1</sup>が「新たな日常」の原動力となり、日本が抱えてきた多くの課題解決や今後の経済成長につながるとしています。

そして、令和3年5月にデジタル関連法が成立、同年6月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁の設置をはじめ、デジタル関連法の利便性の向上、押印の見直し等を行い、国民目線で行政サービス向上に資する取組をできるものから積極的に実践していくとしています。

本計画も、国が示す関連法や基本方針（デジタル手続法、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画、自治体DX推進計画、デジタル改革関連法等）を踏まえ、策定を行っています。

## (2) 小田原市の現状

全国的な人口動態と同様に、本市の総人口は平成11（2000）年の20万人をピークに減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所による令和12（2030）年の推計人口は、17.3万人となっています。また、2015年から2045年にかけての年齢別人口構成の推計は、老年人口（65歳以上）が9.8%増加する一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）は36.8%減少、年少人口（0歳～14歳）は38.7%減少する推計がなされています。

こうした人口減少と少子高齢化社会の進行により、社会の成熟化や新型コロナウイルス感染症拡大によるライフスタイルの変化が進むことで、市民一人ひとりの価値観やニーズが多様化しており、行政に求められる支援ニーズも複雑化・複合化しています。

また、人口構造の変化がもたらす影響は多方面にわたり、扶助費の増加や税収減、福祉需要の増大等により、市の行財政運営を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

「世界が憧れるまち“小田原”」に向けて、市民が安心して住み続けられる持続可能な行政運営を行い、時代の要請に応えることができる行政となるためには、社会課題の解決に新たな視点・アプローチによる手法を取り入れ、チャレンジしていく姿勢が重要です。

## (3) ICT<sup>2</sup>の状況

わが国でデジタル技術を活用していくために利用される情報通信機器について、モバイル機器の保有率は90%を超え、その中でもスマートフォンの保有率は80%を超える状況にあります。また、近年ではタブレット端末<sup>3</sup>の保有率も増加して約40%となっており、パソコンの保有率に近づきつつあります。総じて、情報通信機器の保有率はデジタル化の進展に伴い、非常に高い状況になっています。

<sup>1</sup> デジタル・トランスフォーメーション（DX）：デジタル技術を駆使し、制度や政策、組織の在り方等を変革し、地域における様々な課題の解決や社会経済活動の発展を促していくこと。

<sup>2</sup> ICT：情報通信技術（Information and Communications Technology）のこと。

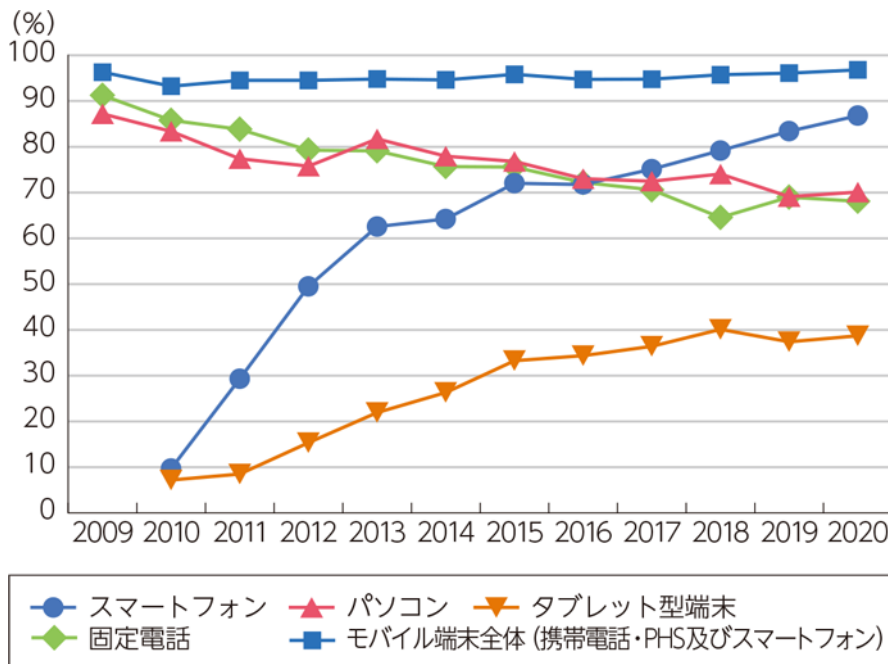
<sup>3</sup> タブレット端末：液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。

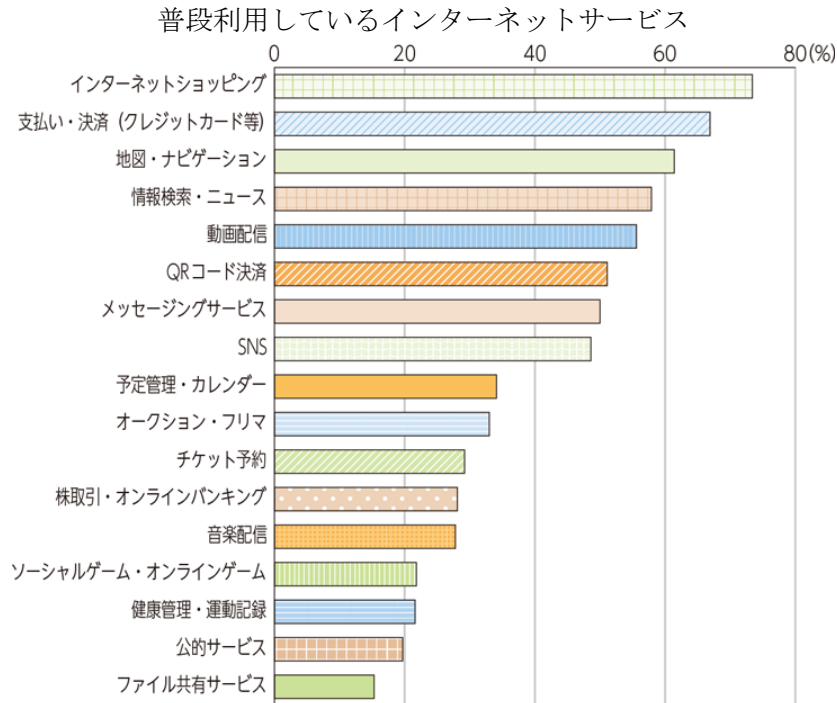
また、インターネットサービスの利用状況については、インターネットショッピングが73.4%や「支払い・決済（クレジットカード等）」が66.9%と消費に関するサービスが最も多い利用方法になります。続いて、移動のため「地図・ナビゲーション」が61.4%、情報収集のために「情報検索・ニュース」（57.9%）、娯楽等に利用する「動画配信」が55.6%となっています。また、上記のいずれのサービスも利用していないのは6.3%にとどまっており、市民生活の中にもインターネットサービスの利用が深く浸透していることがうかがえます。

しかし、公的サービスの利用に目を向けてみると利用率は19.7%にとどまっており、行政サービスのデジタル化の遅れや利用率の低さが見受けられます。市役所では市民目線での行政サービスのDXを推進することにより、市民生活の利便性の向上に資することが求められています。

本市でも市民意識調査の結果、行政サービスのデジタル化の現状について、全体としては約60%が満足、約40%が不満と回答しています。年齢別では10 - 20歳代では約70%が満足している一方、30歳代や50歳代以上では満足の割合が50%程度にとどまっています。特に80歳代以上では約10%が「とても不満」と回答しています。

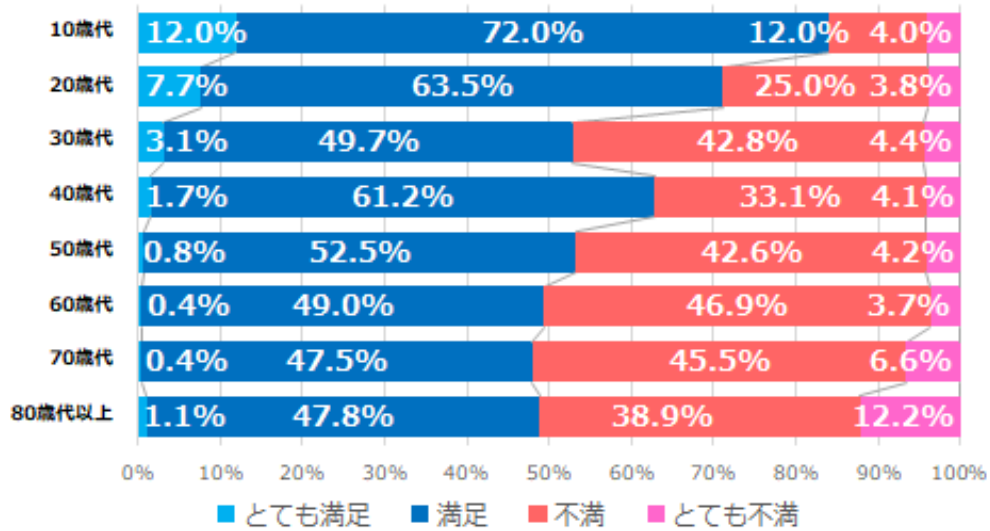
情報通信機器の世帯保有率





【出典：総務省「令和3年度版情報通信白書」】

### 「行政サービスのデジタル化の現状に対する満足度」 n = 1,332



【出典：第6次小田原市総合計画市民意識調査】

## 2 策定の目的

### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大を起因とした大きな転換期を迎えている社会において、国はデジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁の設置やデジタル社会の形成を図るための関係法令の整備など、わが国のデジタル化を強力に推進しようとしています。

本市においても国が定める方針等を踏まえつつ、デジタル技術の活用による新たな価値の創出や行政内部のデジタル化を図るための行政基盤のDXを推進し、またそれらの担い手となるICT人材を確保・育成することで、生活の質の向上、地域経済の好循環、豊かな環境の継承を図り、「世界が憧れるまち“小田原”」を実現するためのものです。

そして、まちづくりの推進エンジンとしてデジタル技術を最大限に活用することとし、豊かな未来社会を実現するため、小田原市DX推進計画を策定します。

### (2) 本市のDXとは

本市はただ単にデジタル技術を取り入れるのではなく、その政策や制度、組織の在り方さえも新しいデジタル技術を取り入れることにより変革し、地域課題の解決や地域経済の活性化などを促進していきます。そして、よりよい社会を目指し変革し続けていくため、本DX計画を策定します。

### 3 本計画の位置づけ

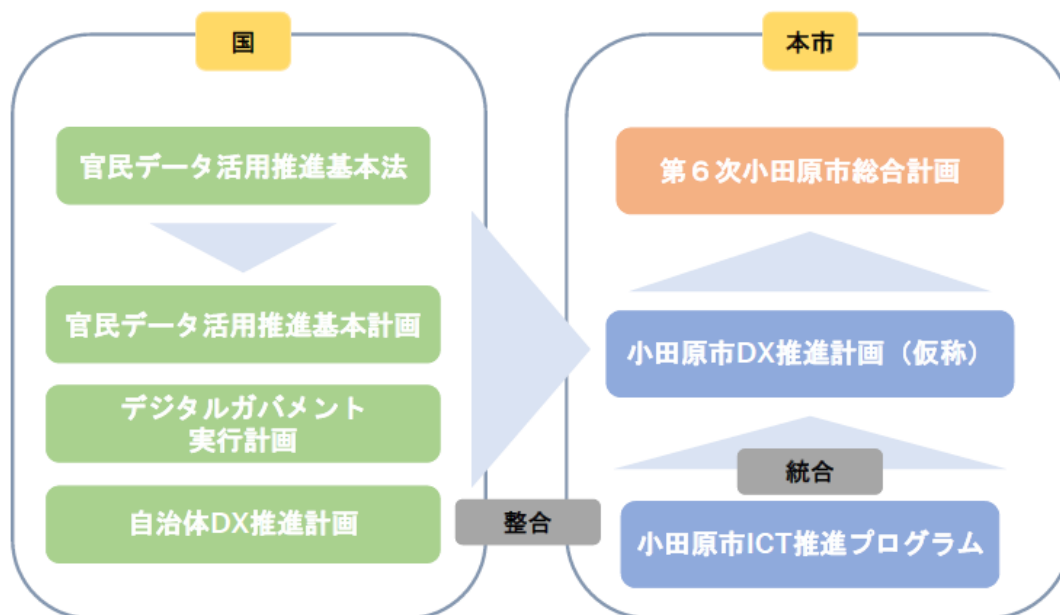
#### (1) 位置づけについて

本計画は、「第6次小田原市総合計画」の下位計画として、本市が目指している将来都市像「世界が憧れるまち”小田原”」を実現するための推進エンジンに「デジタル技術の活用」を位置づける中において、それを政策として具現化・明瞭化するため、本市のDX化の全体像や基本方針、重点施策等についてとりまとめるものです。

また、本計画は、国の「自治体DX推進計画」や官民データ活用推進基本法に規定されている「市町村官民データ活用推進基本計画」を兼ねるものです。

なお、令和2年4月に策定した「小田原市ICT推進プログラム」は、本計画に統合するものとします。

本計画では個別施策の実施期間や工程の詳細は記載しておりません。社会情勢や、国・県などのあらゆる状況を鑑みながら、実施期間や工程を後述のアジャイル・ガバナンス<sup>4</sup>の考えのもと、常に状況の変化に対応し、都度その時の状況に合わせた形で公表していきます。



#### (2) セキュリティ及び個人情報の適正な取り扱い

システムの構築や各種データの取り扱いに当たっては、「サイバーセキュリティ基本法」、「サイバーセキュリティ戦略」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「小田原市情報セキュリティポリシー」に基づく適切なセキュリティ対策を講

<sup>4</sup> アジャイル・ガバナンス：「環境・リスク分析」「ゴール設定」「システムデザイン」「運用」「評価」「改善」といったサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデル。

じ、適切な情報資産の保護・管理体制を確保します。また個人情報保護については、「個人情報の保護に関する法律」及び「小田原市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱うこととし、データ活用に係る市民の不安の払拭に努めます。

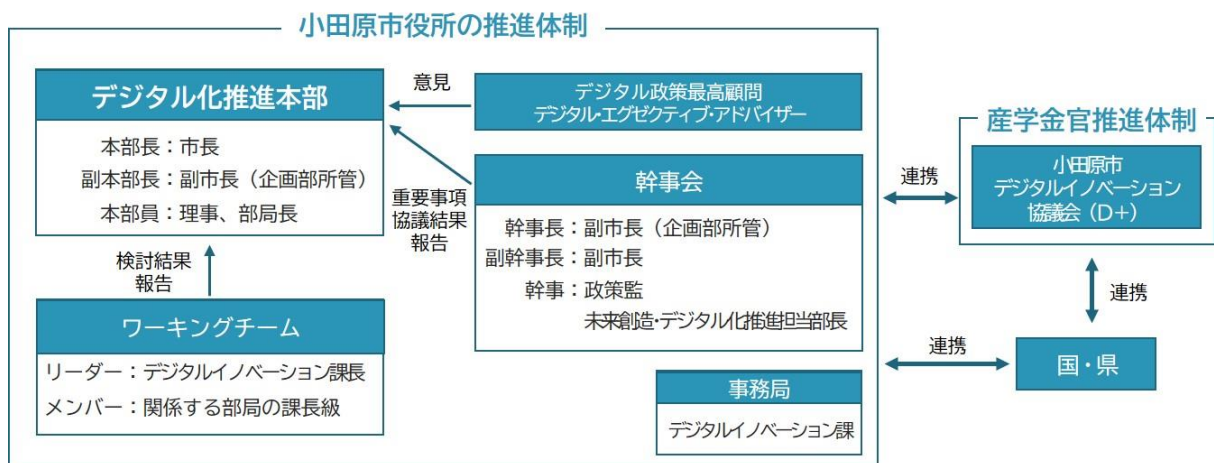
## 4 計画期間

本計画の計画期間は第6次総合計画と合わせ、令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間とします。後述の”アジャイル・ガバナンス”の考えのもと、進捗状況を毎年度確認するとともに、社会情勢や国の動向等の変化に応じて適宜見直しを行います。

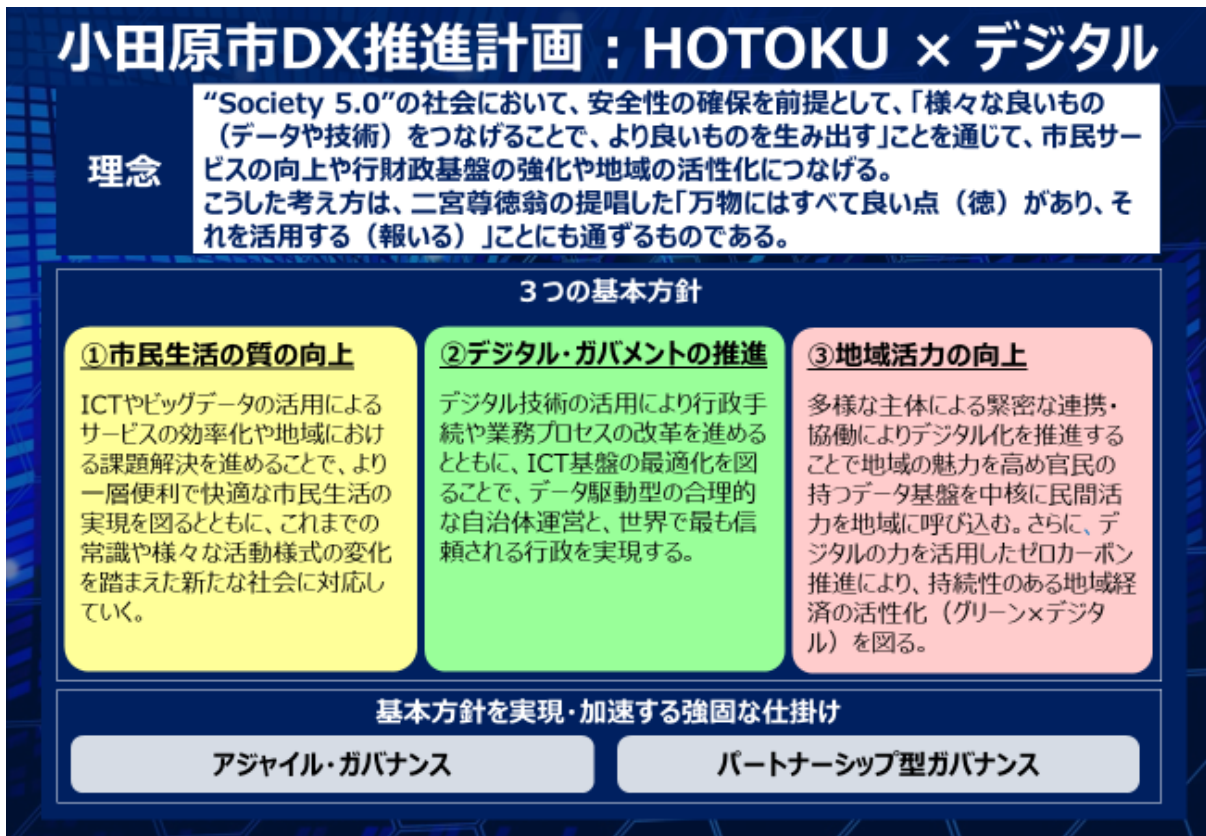
## 5 本計画の推進体制

本計画は多くの業務に関係し、短期間に実施しようとするものであるため、市長を本部長とし、全部局の部長級以上の職員で構成する「デジタル化推進本部」を中心に全庁的・横断的な体制で推進していきます。

また、専門的知見を有する「デジタル政策最高顧問」及び「デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー」の意見を聞くとともに、公民連携による推進体制として立ち上げた「小田原市デジタルイノベーション協議会」（D+）や国・県と連携を図りながら、本市のDXの推進を図っていきます。



## 6 基本理念と全体像



### （1）基本理念

#### ①Society 5.0とは（内閣府Society 5.0より）

現在の社会は” Society 5.0”<sup>5</sup>と呼ばれ、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会に足を踏み入れはじめました。Society 5.0とはサイバー空間<sup>6</sup>とフィジカル空間<sup>7</sup>にわたる万物の活動をデータとして収集し、高度に融合させたシステムによって、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を目指すものです。情報の探索・分析にリテラシー<sup>8</sup>を要したこれまでの情報社会とは異なり、あらゆるモノがインターネットと繋がり、ネットワークを介してデータが収集・連携されることで、フィジカル空間で生活する私たちに対し、必要なときに必要な情報を届けることができます。

#### 〈国が提唱するSociety 5.0で目指すべき社会〉

- I 渋滞や事故のない、誰でも安全に移動できる社会
- II どこにいても最適な医療を受けられる社会

<sup>5</sup> ” Society 5.0”：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5気科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

<sup>6</sup> サイバー空間：仮想空間。

<sup>7</sup> フィジカル空間：現実空間。

<sup>8</sup> リテラシー：ITや情報など、特定の分野の知識や、それを利用する能力。



Ⅲ農業や漁業の生産を高め、持続可能性を追求する社会

Ⅳ災害時の迅速な救助、避難情報が共有される社会

### 〈新たな価値の事例〉

#### 【交通分野】

各自動車からのセンサー情報、天気、交通、宿泊、飲食といったリアルタイムの情報、過去の履歴などのデータベースといった様々な情報を含むビッグデータ<sup>9</sup>をAI<sup>10</sup>で解析することにより、「好みに合わせた観光ルートの提供や天気や混雑を考慮した最適な計画が提案され、旅行や観光がしやすくなること」「自動走行で渋滞なく、事故なく、快適に移動すること」「カーシェアや公共交通の組み合わせでスムーズに移動すること」「高齢者や障がい者でも自律型車いすで一人で移動すること」といったことができるようになるとともに、社会全体としても交通機関からのCO2排出が削減され、地方の活性化や消費の拡大にもつながることになります。

#### 【医療・介護分野】

各個人のリアルタイムの生理計測データ、医療現場の情報、医療・感染情報、環境情報といった様々な情報を含むビッグデータをAIで解析することにより、「ロボットによる生活支援・話し相手などにより一人でも快適な生活を送ること」「リアルタイムの自動健康診断などでの健康促進や病気を早期発見すること」「整理・医療データの共有によりどこでも最適な治療を受けること」「医療・介護現場でのロボットによる支援で負担を軽減すること」といったことができるようになるとともに、社会全体としても医療費や介護費などの社会的コストの削減や医療現場等での人手不足の問題を解決することが可能となります。

#### 【ものづくり分野】

顧客や消費者の需要、各サプライヤー<sup>11</sup>の在庫情報、配送情報といった様々な情報を含むビッグデータをAIで解析することにより、「これまで取引のない他分野や系列のサプライヤーを連携させ、ニーズに対応したフレキシブル<sup>12</sup>な生産計画・在庫管理すること」「AIやロボット活用、工場間連携による生産の効率化、省人化、熟練技術の継承（匠の技のモデル化）、多品種少量生産」「異業種協調配送やトラックの隊列走行などによる物流の効率化を図ること」「顧客や消費者においてもニーズに合った安価な品物を納期遅れなく入手できる」といったことができるようになるとともに、社会全体としても産業の競争力強化、災害時の対応、人手不足の解消、多様なニーズの対応、GHG<sup>13</sup>排出や経費の削減、顧客満足度の向上や消費の活性化を図ることが可能となります。

#### 【農業】

気象情報、農作物の生育情報、市場情報、食のトレンド・ニーズといった様々な情報を含むビッグデータをAIで解析することにより、「ロボットトラクタなどによる農作業の自動化・省力化、ドローンなどによる生育情報の自動収集、天候予測や河川情報に基づく水管理の自動化・最適化などによる超省力・高生産なスマート農業を実現すること」「ニーズに合わせた収穫量の設定、天候予測などに併せた最適な作業計画、経験やノウハウの共有、販売先の拡大などを通じた

<sup>9</sup> ビッグデータ：構造化データ（従来の構造化データ（Excelのような「列」「行」からなるテーブル形式のデータ）と異な、テキスト・音声・動画・画像・SNS・Webページなどから得られるデータ）や日々膨大に生成・記録される時系列性・リアルタイム性を含むさまざまな種類・形式のデータによって構成された巨大なデータ群のこと。

<sup>10</sup> AI：人工知能（Artificial Intelligence）の略。

<sup>11</sup> プライヤー：仕入先、供給元、納品業者など。

<sup>12</sup> フレキシブル：柔軟性のある。

<sup>13</sup> GHG：温室効果ガス。Greenhouse Gasの略。

営農計画の策定すること」「消費者が欲しい農作物を欲しい時に入手が可能になること」「自動配送車などにより欲しい消費者に欲しい時に農産物を配送すること」といったことができるようになるとともに、社会全体としても食料の増産や安定供給、農産地での人手不足問題の解決、食料のロス軽減や消費を活性化することが可能となります。

#### 【食品分野】

個人のアレルギー情報、食品情報、各家庭の冷蔵庫内の食品情報、店舗の在庫情報、市場情報といった様々な情報を含むビッグデータをAIで解析することにより、「アレルギー情報や個人の嗜好に合わせた食品を提案してもらえようになり、購入の利便性を向上すること」「冷蔵庫の食材管理が自動でなされ、必要な分だけ発注・購入することができ、食品ロスを削減すること」「家族の嗜好や日々の健康状態などに合わせた料理の提案を受けることができ、快適に食事を取ること」「生産者や店舗としても顧客ニーズに合った生産や発注、在庫管理を行うこと」といったことができるようになるとともに、社会全体としても食料ロスの軽減や食品産業の競争力強化を図ることが可能となります。

#### 【防災分野】

人工衛星、地上の気象レーダー、ドローンによる被災地観測、建物センサーからの被害情報、車からの道路の被害情報といった様々な情報を含むビッグデータをAIで解析することにより、「被害状況を踏まえ、個人のスマホ等を通じて一人一人へ避難情報が提供され、安全に避難所まで移動すること」「アシストスーツや救助ロボットにより被災者の早急な発見と被災した建物からの迅速な救助」「ドローンや自動配送車などによる救援物資の最適配送を行うこと」といったことができるようになるとともに、社会全体としても被害の軽減や早期復興を図ることが可能となります。

#### 【エネルギー】

気象情報、発電所の稼働状況、EVの充放電、各家庭での使用状況といった様々な情報を含むビッグデータをAIで解析することにより、「的確な需要予測や気象予測を踏まえた多様なエネルギーによって安定的にエネルギーを供給すること」「水素製造や電気自動車（EV）等を活用したエネルギーの地産地消、地域間で融通すること」「供給予測による使用の最適提案などによる各家庭での省エネを図ること」といったことができるようになるとともに、社会全体としてもエネルギーの安定供給やGHG<sup>14</sup>排出の削減などの環境負荷の軽減を図ることが可能となります。

### ②HOTOKU×デジタル（ホウトクバイデジタル）

”Society 5.0”は社会のあり方を変革し、各分野におけるサービスを大きく進歩させるものですが、その根本は決して難しいものではなく、「様々な活動をデータ化し、複数のデータや技術を組み合わせる新たなサービスにつなげる」というものです。

①で挙げられている数々のサービスにしても、AIやロボット、ドローンといった新技術を活用したものが多くを占めますが、新技術を活用すればそれで良い、というものではありません。気象や災害から個人の一日の体調に至るまで、万物の様々な活動をデジタル化・データ化し、分析し、別のデータや技術と組み合わせることによって、より良いサービスを創り出すことが本質であり、それを可能にする社会こそが”Society 5.0”なのです。

<sup>14</sup> GHG:温室効果ガス。Greenhouse Gasの略称。

本市のDXについても、安全性の確保を前提としたうえで、行政と地域のデジタル化・データ化を進めるとともに、様々なデータの分析や組み合わせを行うことができる環境を整え、そこから新技術も活用したより良いサービスを創出して行くことが肝要となります。

このような社会の変革は、高性能なコンピュータやAIの普及が進んだ現在だからこそ可能となるものですが、「様々な良いもの（データや技術）をつなげることでより良いものを生み出す」という基本理念自体は、決して最近になって登場したものではありません、

本市（旧栢山村）出身の偉人である二宮尊徳翁は、「万物にはすべて良い点（徳）があり、それを活用する（報いる）」と提唱しました（報徳思想）。また、「すべてのものは互いに働きあい、一体となって結果が出る」とも説いています（一元融合）。

尊徳翁がコンピュータやAIの登場を予見していた訳ではないでしょうが、これらの考え方は、「様々なデータや技術をつなぎ合わせて、それらが一体となってより良いサービスを創出する」という” Society 5.0”の基本理念に通じるものなのです。

このような認識の下、” Society 5.0”に基づいて進める本市のDXについて、その本質を分かりやすく、そして、正確に庁内と市民に伝え、認識を共有するため、「HOTOKU×デジタル（ホウトクバイデジタル）」を本計画の基本理念として掲げています。

本市のDXは、本市に縁のある産学官、そして市民が互いに協力し合い、本計画に基づいて共に取組んで行くことによって、真に本市のためになる形で実現することができます。そのような姿を現す理念として、郷土の偉人である二宮尊徳翁が提唱された「報徳思想」はふさわしいものです。

市民にとって身近な報徳思想を基本理念にすることによって、本計画も市民にとって親しみやすいものとなることを期待しています。

この理念は特定の事業に限定されず、全体の根底となる理念です。例えば、一つ一つの行政サービスをデジタル化することで、市民にとってより活用しやすいサービスへと改善することや、一つ一つの行政運営をデジタル化によってより効率的に行うこと、さらには、市内での様々な経済活動や市民活動をデータとして捉え、価値につなげようとするデータ活用基盤などに、その理念が現れています。

本計画は、前述の理念に基づいて実現を図る3つの基本方針（市民生活の質の向上、デジタル・ガバメントの推進、地域活力の向上）、これら基本方針を実現・加速するための、従来の行政アプローチに囚われない新しい仕掛け（”アジャイル・ガバナンス”による環境変化・施策効果を踏まえた柔軟かつ高頻度の見直し、市民サービス向上のため行政のみでなく民間の力も取り入れた”パートナーシップ型ガバナンス<sup>15)</sup>）、そして基本方針に基づいた施策により構成されます。

各部分については、各章において詳述します。

---

<sup>15)</sup> パートナーシップ型ガバナンス：様々な主体が公民の枠にとらわれず協力し、サービスを提供していくこと。



## (2) 3つの基本方針

### ①市民生活の質の向上

ICTやビッグデータの活用によるサービスの効率化や地域における課題解決を進めることで、より一層便利で快適な市民生活の実現を図るとともに、これまでの常識や様々な活動様式の変化を踏まえた新たな社会に対応していきます。

### ②デジタル・ガバメントの推進

デジタル技術の活用により行政手続や業務プロセスの改革を進めるとともに、ICT基盤の最適化を図ることで、データ駆動型の合理的な自治体運営と、世界で最も信頼される行政を実現します。

### ③地域活力の向上

多様な主体による緊密な連携・協働によりデジタル化を推進することで地域の魅力を高め官民の持つデータ基盤を中核に民間活力を地域に呼び込みます。さらに、デジタルの力を活用したゼロカーボン<sup>16</sup>を目指すことにより、持続性のある地域経済の活性化（グリーン<sup>17</sup>×デジタル）を図ります。

<sup>16</sup> ゼロカーボン：温室効果ガスの排出をゼロにすること。

<sup>17</sup> グリーン：環境にやさしいこと。

### (3) 基本方針を実現・加速する仕掛け

時々刻々と変化する社会情勢のなかで、基本方針を実現・加速するためには、従来の行政の手法に捉われることなく、より高頻度に行政施策のPDCA<sup>18</sup>を回してアップデート<sup>19</sup>すること、そして民間の活力や知見を適切に活用・連携することが重要と考えます。

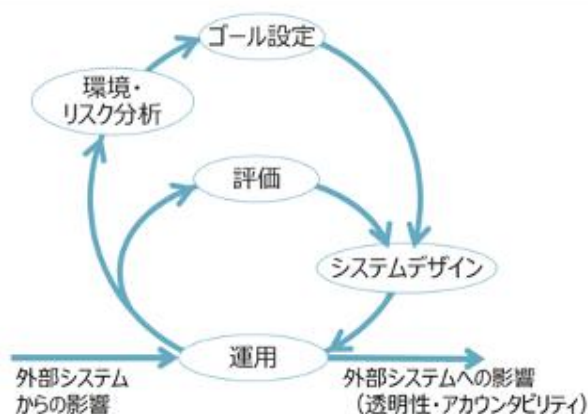
#### ●アジャイル・ガバナンス

複雑で変化が速く、リスクの統制が困難な社会にあたっては、予め一定のルールや手順を設定しておくアプローチではなく、一定の「ゴール（＝基本方針に沿った各事業の完遂）」をステークホルダー<sup>20</sup>で共有し、そのゴールに向けて、柔軟かつ臨機応変なガバナンスを行っていくようなアプローチが求められます。そのアプローチとして、予見可能な世界を前提とした”ウォーターフォール（計画厳守型）”での施策実行ではなく、常に変化する環境とゴールを踏まえ、最適な解決策を見直し続ける”アジャイル・ガバナンス”を目指します。

ゴールや施策は立ち上げたら終わり、ではなく、立ち上げてからが始まりであり、走りながらも常に見直し続けて、より良い形へと変えていきます。

#### 「アジャイル・ガバナンス」の基本的な考え方①

アジャイル・ガバナンスとは、  
「環境・リスク分析」「ゴール設定」「システムデザイン」「運用」「評価」「改善」といったサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデルをいう。



【経済産業省「GOVERNANCE INNOVATION Ver. 2:アジャイル・ガバナンスのデザインと実装に向けて」より引用】

#### 〈アジャイル・ガバナンスに基づく運用〉

年一回以上の頻度で評価会を設け、外部専門家等も交えた、社会環境変化の分析に基づく、施策の進行状況・効果の評価を行い、施策の見直しを図っていくものとします。

<sup>18</sup> PDCA：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す技法。

<sup>19</sup> アップデート：最新のものに更新すること。

<sup>20</sup> ステークホルダー：影響を受ける利害関係者。

## ●パートナーシップ型ガバナンス

市民生活の質の向上、デジタル・ガバメントの推進、地域活力の向上という基本方針を実現し、持続可能な地域運営を図る上では、行政のみが全てのサービスの提供主体を担うのではなく、行政と民間がそれぞれお互いの強みを生かして連携することが重要と考えます。

本市では、これまでも以下のパートナーシップ型の行政推進のための仕掛けを導入しており、今後もこれらを活用していきます。

### <デジタル分野における事例>

## ●新たな民間提案制度の導入

社会や地域の様々な課題解決を図るため、民間活力のさらなる活用を目的に、これまで公共施設を対象に運用していた民間提案制度の事業範囲を拡大しています。この新たな民間提案制度の導入により、民間によるアイデアや工夫を生かしながら、サービスの質の向上や行政運営の効率化へとつなげていきます。

## ●おだわらイノベーションラボの活用（デジタル技術の体験の場、新しい働き方の実践の場、コワーキングスペース）

民間事業者、大学や研究機関をはじめ、柔軟な発想やアイデアを持つ若者や女性など多様な主体が集い、学び、交流し、「世界が憧れるまち”小田原”」の実現に向けて、より一層まちの動きが加速するような公民連携によるイノベーション<sup>21</sup>を引き起こす拠点として、小田原駅東口のミナカ小田原に令和3年（2021年）7月1日に開設した「おだわらイノベーションラボ」を活用し、パートナーシップ型ガバナンスを推進していきます。

## ●産学金官推進体制の強化

本市では以下のとおり協定の締結を進めており、産学金官連携を通じて、本計画に掲げる施策の実現・加速の他、引き続き、連携体制の強化に努めます。

包括連携協定	協定締結日
慶應義塾大学SFC研究所	令和2年（2020年）12月2日
東京大学大学院情報学環	令和3年（2021年）7月1日
日本電気株式会社	令和3年（2021年）9月27日

<sup>21</sup> イノベーション：革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創造すること。

### ●デジタル活用支援

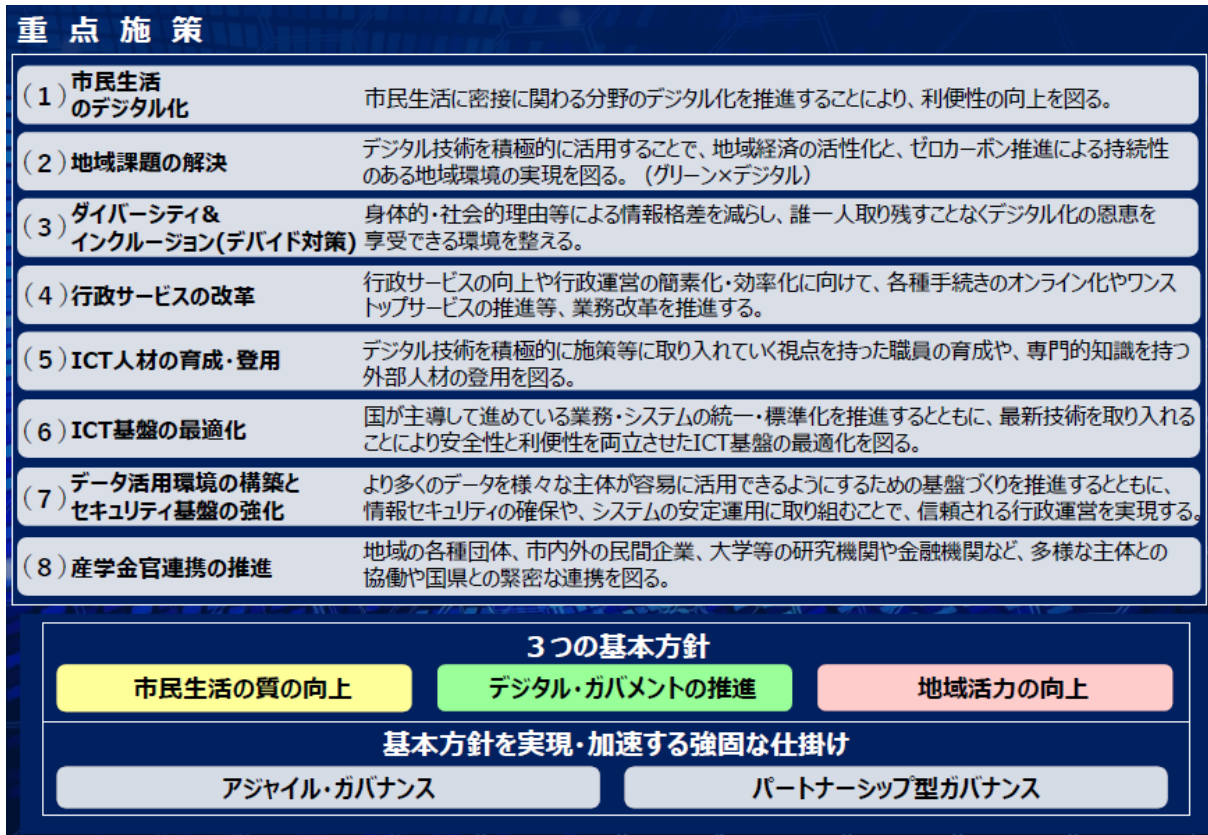
市内に販売店を構えている携帯電話販売事業者4社と協定を結び、高齢者などがデジタル化への不安を解消できるように、スマートフォンの利用方法などに関する講習や相談を市内各所で実施しています。

デジタル活用支援事業に関する協定	協定締結日
株式会社アベストミヤケ	令和3年(2021年)7月1日
株式会社ジェイコム湘南・神奈川 西湘局	令和3年(2021年)7月1日
ソフトバンク株式会社	令和3年(2021年)8月6日
田中電子株式会社	令和3年(2021年)8月6日



## 7 重点施策

前述の基本方針と基本方針を実現・加速させる仕掛けとともに、特に以下の施策を優先的・重点的に実施することで、DXを推進していきます。また、国の動向に注視し、新たな国の制度などを検討し見直しを図っていきます。



具体事業については、社会の動向や国の制度改正、本市の予算等を踏まえ、不断に見直しを行いながら改めて取りまとめることとします。



## 用語集

用語	解説
A I	人工知能 (Artificial Intelligence) の略。
GHG	温室効果ガス。Greenhouse Gasの略称。
ICT	情報通信技術 (Information and Communications Technology) のこと。
PDCA	Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善) のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す技法。
” Society 5.0”	狩猟社会 (Society 1.0) 、農耕社会 (Society 2.0) 、工業社会 (Society 3.0) 、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5気科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
アジャイル・ガバナンス	「環境・リスク分析」「ゴール設定」「システムデザイン」「運用」「評価」「改善」といったサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデル。
アップデート	最新のものに更新すること。
イノベーション	革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創造すること。
グリーン	環境にやさしいこと。
サイバー空間	仮想空間。
サプライヤー	仕入先、供給元、納品業者など
ステークホルダー	影響を受ける利害関係者。
ゼロカーボン	温室効果ガスの排出をゼロにすること。
タブレット端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。
デジタル・ガバメント	国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す国の取り組みのこと。
デジタル・トランスフォーメーション (DX)	デジタル技術を駆使し、制度や政策、組織の在り方等を変革し、地域における様々な課題の解決や社会経済活動の発展を促していくこと。
パートナーシップ型ガバナンス	様々な主体が公民の枠にとらわれず協力し、サービスを提供していくこと。
ビッグデータ	構造化データ (従来の構造化データ (Excelのような「列」「行」からなるテーブル形式のデータ) と異なり、テキスト・音声・動画・画像・SNS・Webページなどから得られるデータ) や日々膨大に生成・記録される時系列性・リアルタイム性を含むさまざまな種類・

	形式のデータによって構成された巨大なデータ群のこと。
フィジカル空間	現実空間。
フレキシブル	柔軟性のある。
リテラシー	ITや情報など、特定の分野の知識や、それを利用する能力。

## 第3次おだわら男女共同参画プランの策定について

### 1 計画策定の目的

本計画は、平成11年（1999年）に制定された男女共同参画社会基本法の理念である「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指し、施策の推進を図るための「市町村男女共同参画計画」である。

平成28年度（2016年度）に策定した現行の「第2次おだわら男女共同参画プラン」を継承しつつ、国の「第5次男女共同参画基本計画」や「持続可能な開発目標（SDGs）」等、昨今の国内外の社会情勢の変化に対応した内容とするために見直しを行う。

なお、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としても位置付けている。

### 2 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

### 3 計画の構成

#### 第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨、男女共同参画社会をめぐる小田原市の現状と課題、計画の位置付け、計画期間、計画の体系（基本目標、基本方針、重点項目）について

#### 第2章 計画の内容

基本方針Ⅰ～Ⅴの各施策の方向ごとに、現状と課題、取組内容と主な担当課、数値目標について

#### 第3章 計画の推進にあたって

計画の推進体制、進行管理等について  
参考資料

### 4 計画の基本目標と基本方針（参考資料3-1 19頁参照）

基本目標 男女共同参画社会の実現

基本方針 Ⅰ男女共同参画社会実現のための意識改革

Ⅱさまざまな分野における男女共同参画の促進

Ⅲ雇用における男女共同参画の推進

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村計画）

Ⅳ誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

Ⅴあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

（配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村計画）

### 5 今後のスケジュール

令和3年（2021年）12月15日 パブリックコメント実施

～令和4年（2022年）1月13日

令和4年（2022年）2月

おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会

令和4年（2022年）3月

第3次おだわら男女共同参画プラン 策定

第3次

おだわら男女共同参画プラン（素案）

## 目 次

---

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 男女共同参画をめぐる小田原市の現状と課題	4
3 計画の位置付け	15
4 計画期間	17
5 計画の体系	17
(1) 基本目標（小田原市の目指す姿）	
(2) 基本方針	
(3) 重点項目	
(4) 計画体系図	
第2章 計画の内容	20
1 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革	21
2 基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進	26
3 基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進	32
4 基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり	38
5 基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援	43
第3章 計画の推進にあたって	49
1 推進体制	50
2 数値目標一覧	52

参考資料 . . . . . 54

1	計画策定の経過 . . . . .	55
2	おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則 . . . . .	56
3	おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会委員名簿 . . . . .	57
4	諮問書 . . . . .	
5	答申書 . . . . .	
6	小田原市男女共同参画市民意識調査 . . . . .	QR コード
7	パブリックコメント . . . . .	QR コード
8	関係法令 . . . . .	QR コード
	・男女共同参画社会基本法	
	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	
	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	
9	男女共同参画に関する年表 . . . . .	
10	関連情報 . . . . .	QR コード

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を理念とする「男女共同参画基本法」が施行されました。

本市では、「男女共同参画社会基本法」施行前の昭和61年（1986年）に策定した総合計画「おだわら21世紀プラン」において、女性の社会参加を新たな行政課題として初めて位置付けました。その後、平成3年（1991年）3月には「おだわら21女性プラン」、平成11年（1999年）3月には「おだわら女性ビジョン」を策定しました。そして、平成23年（2011年）4月には、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「おだわら男女共同参画プラン（第1次）」を、平成28年（2016年）4月には、「第2次おだわら男女共同参画プラン」を策定しました。

この「第2次おだわら男女共同参画プラン」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年制定）」の市町村計画として位置付けていましたが、公民が共に女性活躍推進の取組を進めるという機運をさらに高めるために、令和元年度（2019年度）に、「第2次おだわら男女共同参画プラン」の内容を補完する「おだわら女性活躍推進アクションプログラム」を策定しました。

国では、「男女共同参画社会基本法」制定後、基本理念に基づく様々な政策を展開しており、本市の「第2次おだわら男女共同参画プラン」の計画期間中（平成28年度から令和2年度（2016年度から2020年度））には、男女共同参画に関連する法律の施行・改正等があり、令和2年（2020年）には、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました\*1。

また、国際的には、平成27年（2015年）9月の国連サミットでSDGs\*2（持続可能な開発目標）が国際目標として掲げられました。17の目標には「5ジェンダー平等を実現しよう」が明記されており、様々なジェンダーの課題を解消し、すべての個人が互いに人権を尊重し、その個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指すことは、すべてのゴールの達成にも寄与するものと考えられます。

一方、我が国のジェンダーギャップ指数\*3は先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果が続いています。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行による影響は、我が国のジェンダーの課題を改めて露呈し、人々のジェンダーに対する意識や価値観にも大きな変化を及ぼしたと言われています。

本計画策定にあたっては、このような国内外の社会情勢の変化等へ対応するため、当初、令和2年度（2020年度）までとしていた「第2次おだわら男女共同参画プラン」の計画期間を1年延長し、「おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会」を主として検討を進めました。また、附属機関である「小田原市女性の活躍推進協議会」や庁内組織である「小田原市男女共同参画推進協議会」からの意見、パブリックコメント、「小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）」の結果等も踏まえ、第6次小田原市総合計画の個別計画として、「第3次おだわら男女共同参画プラン」を策定するものです。



## 第1章 計画の基本的な考え方

※1 第2次おだわら男女共同参画プランの期間中に制定・改正された関連法律等

平成30年（2018年）	第4次かながわ男女共同参画プラン
	政治分野における男女共同の推進に関する法律
令和元年（2019年）	働き方改革関連法
	女性活躍推進法改正
	DV防止法改正
令和2年（2020年）	男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン
	性犯罪、性暴力対策の強化（令和2年～令和3年）
	第5次男女共同参画基本計画

※2 SDGs（持続可能な開発目標）平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。



※3 ジェンダーギャップ指数

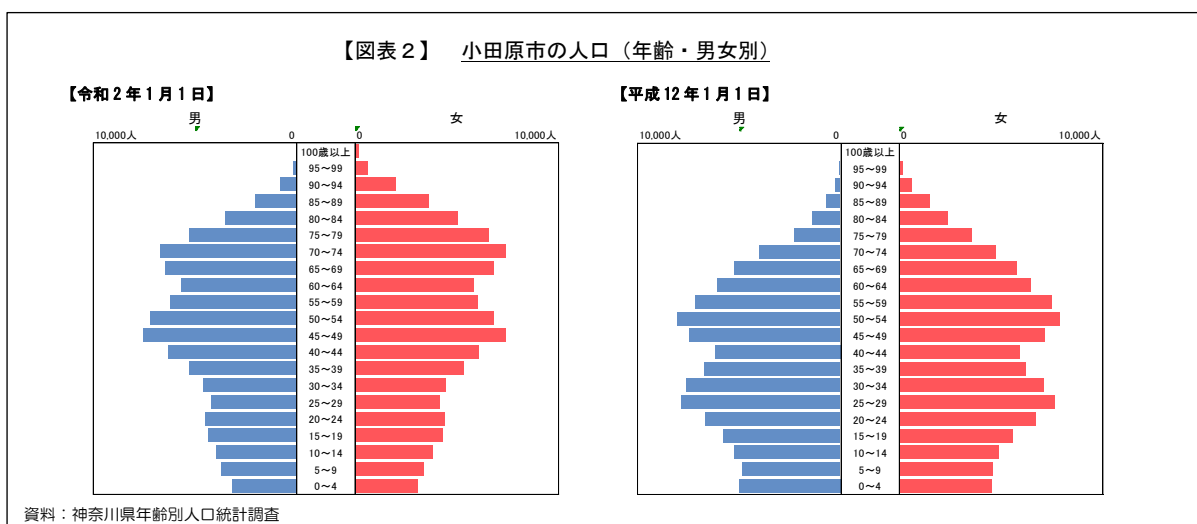
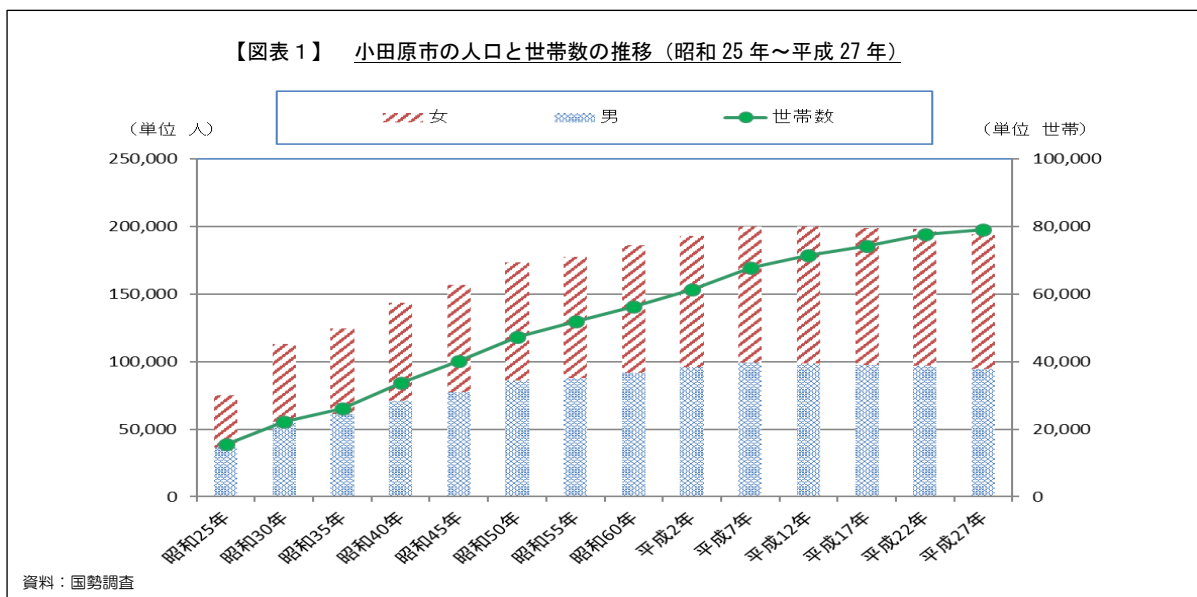
世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）が毎年発表。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから各国における男女格差を測るもの。日本の順位は156か国中120位（2021年）。

## 2 男女共同参画をめぐる小田原市の現状と課題

### (1) 小田原市の人口の推移

国勢調査による本市の人口は、全国的な人口動向と同様に、平成12年調査をピークに減少傾向にあり、令和3年(11月)現在、188,339人です【図表1】。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は令和12年(2030年)には17.3万人となるとされています。人口の減少に伴い、65歳以上の老年人口は増加し、生産年齢人口(15歳~64歳)、年少人口(0歳~14歳)の減少は避けられない状況にあり、このことは、国勢調査による本市の人口のピークであった平成12年と令和2年の人口ピラミッドからも推測できます【図表2】。

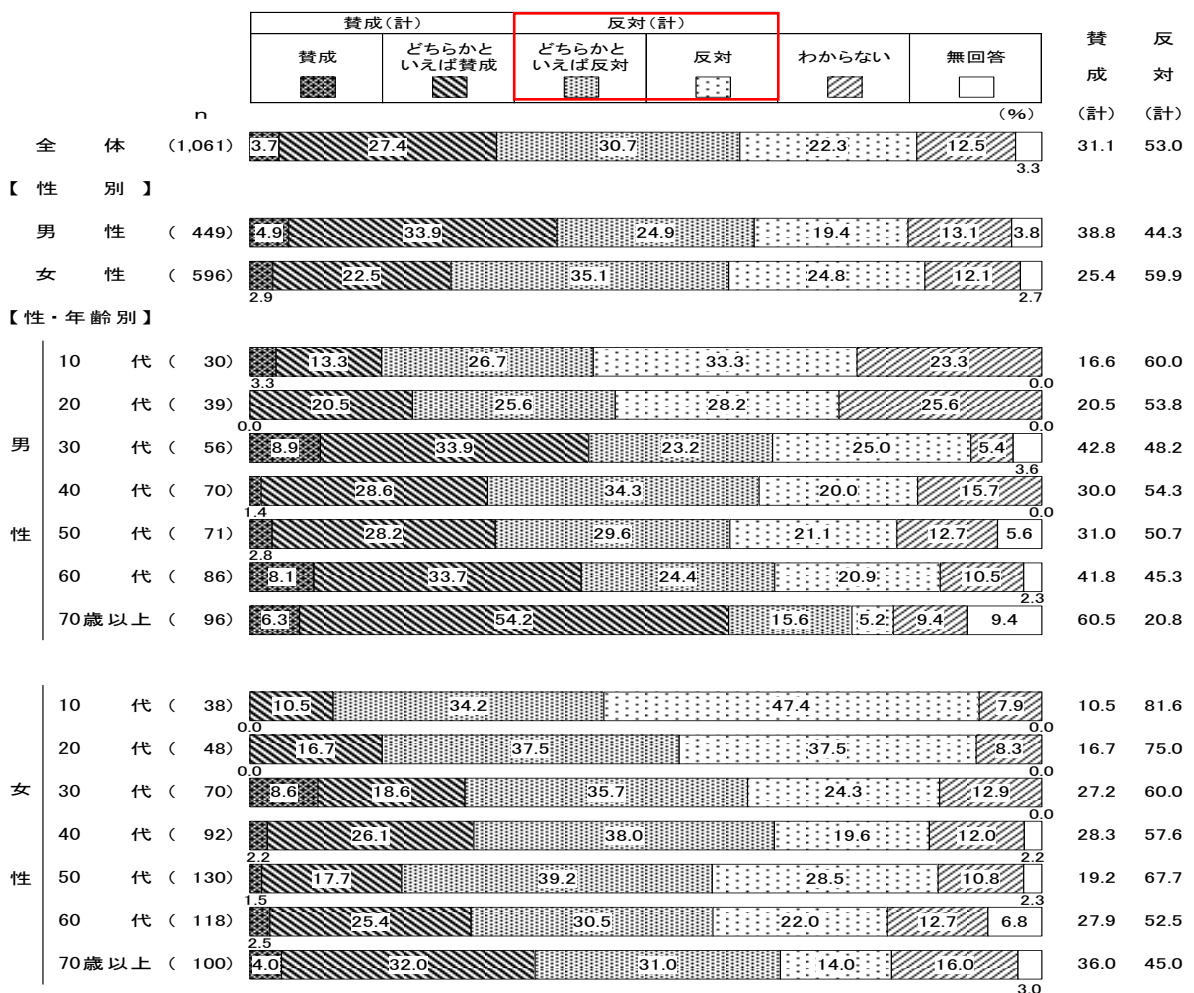
少子・高齢化の進行、生産年齢人口の減少などの人口構造の変化の中で、本市の経済力や地域力の維持発展のためには、性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮して活躍することのできる社会の構築が必要となります。



(2) 性別による固定的な役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識について令和元年度に実施した「小田原市男女共同参画市民意識調査」では、性別によって役割を固定化する考えについて、「反対」と「どちらかと言えば反対」を合わせた「反対(計)」が53.0%となり、「賛成(計)」の31.1%を大きく上回りました。「反対(計)」という考えについて、性別でみると、どの年代においても女性の方がその割合は高く、男女で意識の差があることがわかります。また、性・年代別では、特に10代、20代の女性で高くなっています【図表3】。

【図表3】 固定的性別役割分担意識についての考え



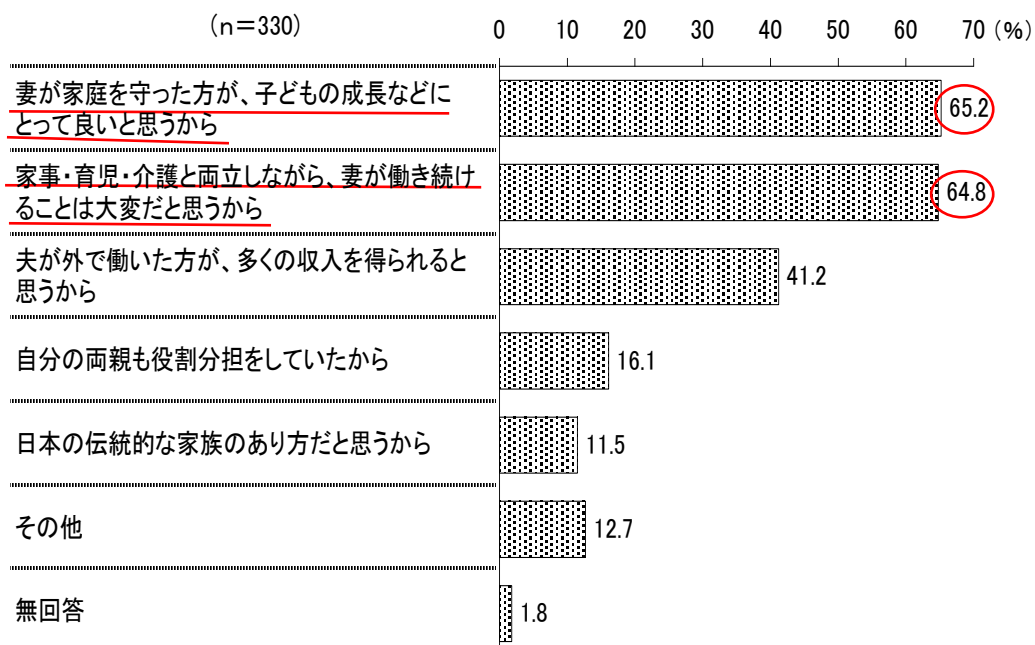
資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）  
 『「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識についてどのように思いますか』に対する回答

## 第1章 計画の基本的な考え方

また「賛成」「どちらかといえば賛成」とした理由についてしてみると「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」が6割を超えており、子育てや介護などは女性の仕事であるという考えが依然としてあると言えます【図表4】。

このようなことから、固定的な性別役割分担意識を解消するため、あらゆる機会をとらえ幅広い年齢層に対して男女共同参画に対する意識啓発を行う必要があります。

【図表4】 固定的性別役割分担意識に賛成する理由



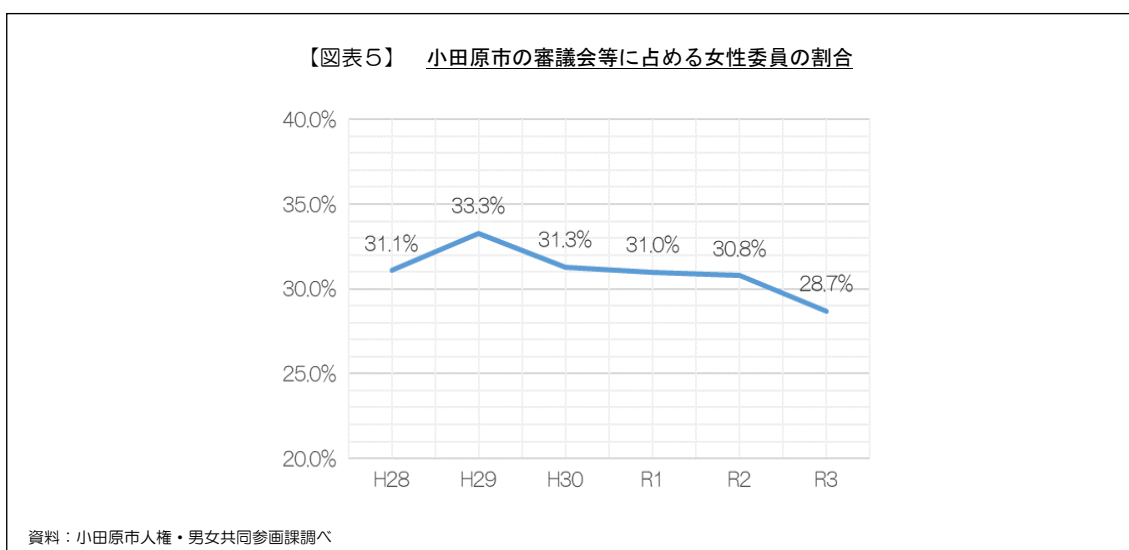
資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

図表3のうち、「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した人への質問

(3) 政策方針決定過程への女性の参画をめぐる状況

「男女共同参画社会基本法」では、社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立にするよう配慮すべきであり、また、男女が社会の対等な構成員として、意思決定の場に参画機会が確保されなくてはならないと言及しています。

しかしながら、私たちを取り巻く様々な意思決定の場では、未だ女性が十分に参画しているとは言えない状況があります。本市の「第2次おだわら男女共同参画プラン」では、審議会等に占める女性委員の割合の目標値を40%以上60%未満としていましたが、ここ数年は30%前後で推移し、令和3年4月1日現在28.7%となっています【図表5】。



小田原市議会に占める女性議員の割合22.2%（令和3年度）は、神奈川県平均の23.2%を下回っています。また、本市の地域活動の場においては、自治会長に占める女性の割合は2.8%（令和3年度）、地域の防災リーダーに占める女性の割合は2.4%（令和3年度）となっており、いずれも女性の割合が低い状況です（小田原市人権・男女共同参画課調べ）。

政策決定過程への女性の参画はもちろん、地域の活動は市民生活に直結するものであるため、なお一層女性の参画を進める必要があります。

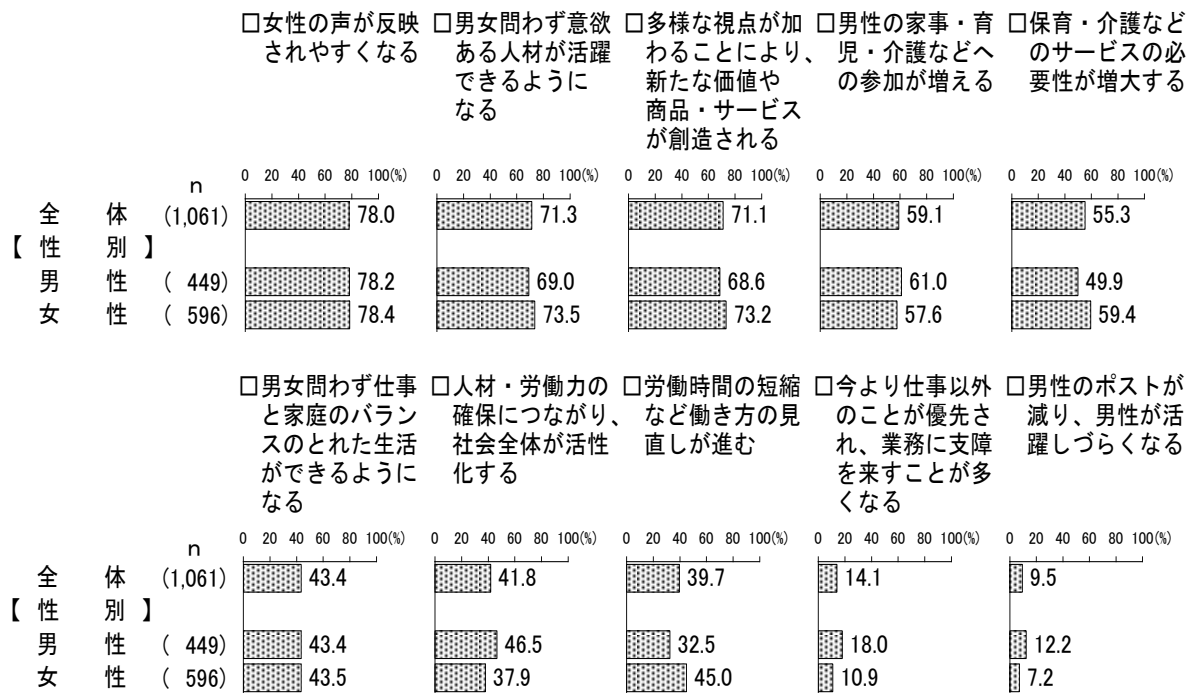
令和元年度に実施した「小田原市男女共同参画市民意識調査」において、各分野で女性の参加が進み、女性リーダーが増えるとどのような影響があるか聞いたところ、「女性の声が反映されやすくなる」が78.0%で最も高く、次いで「男女問わず意欲ある人材が活躍できるようになる」（71.3%）、「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」（71.1%）となっています。このことについては、男女の意見に大きな差異はありませんでした【図表6】。

一方、職場や地域活動等の場に女性の管理職や役職が少ない理由については、「家族の支援や協力が得られないから」は女性（52.9%）が男性（40.3%）より12.6ポイント、「男性優遇の組織運営になっているから」は女性（67.6%）が男性（59.7%）より7.9ポイント高くなっており、性別によって差異があることが分かります【図表7】。

# 第1章 計画の基本的な考え方

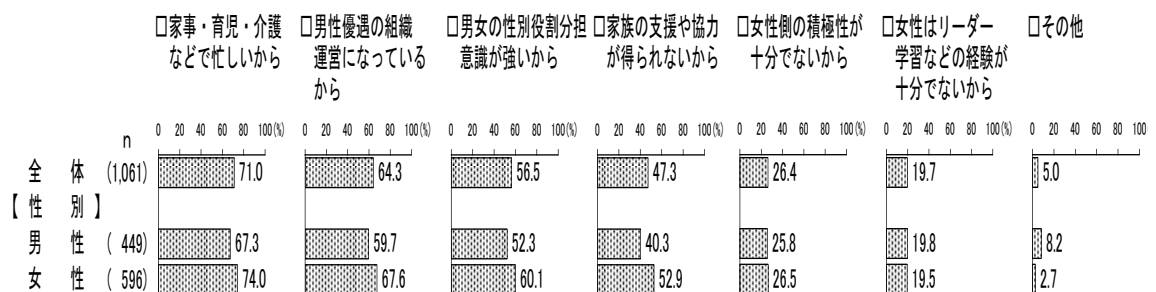
こうしたことから、あらゆる分野で意思決定していく過程への女性の参画を促進していくためには、幅広い世代、あらゆる立場の人々がその必要性の理解を進める取組が必要です。

【図表6】 女性リーダーが増えることによる影響



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）  
『政治・経済・地域などの各分野で女性の参加が進み、女性のリーダーが増えることどのような影響があると思いますか』に対する回答

【図表7】 政策決定の場に女性が少ない理由

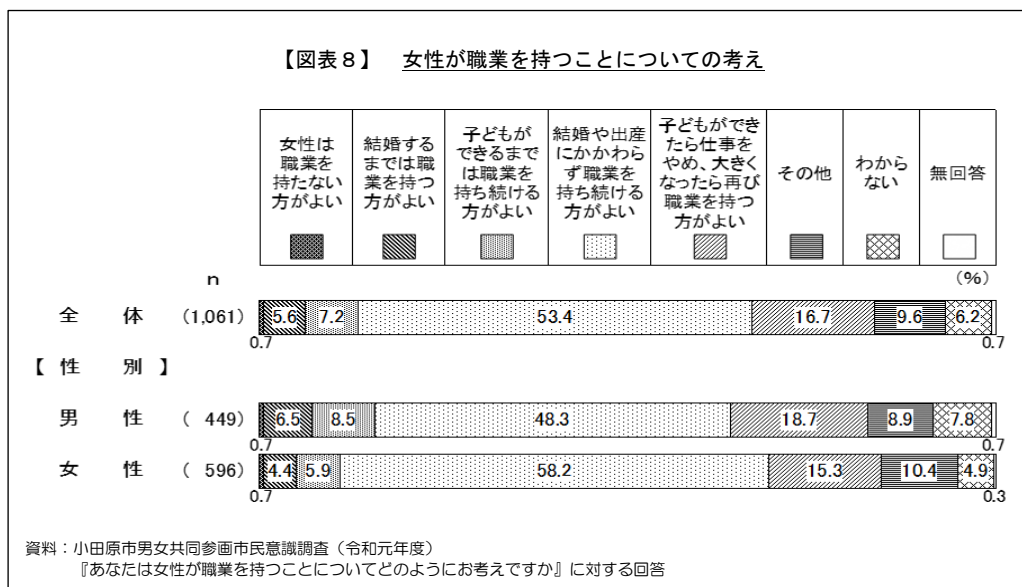


資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）  
『職場や地域活動等の場において、女性の管理職や役員は男性に比べて少ないのが現状です。このような政策決定の場に女性の参画が少ない理由について、あなたはどのように思いますか』に対する回答



(4) 職業生活における女性の活躍推進をめぐる状況

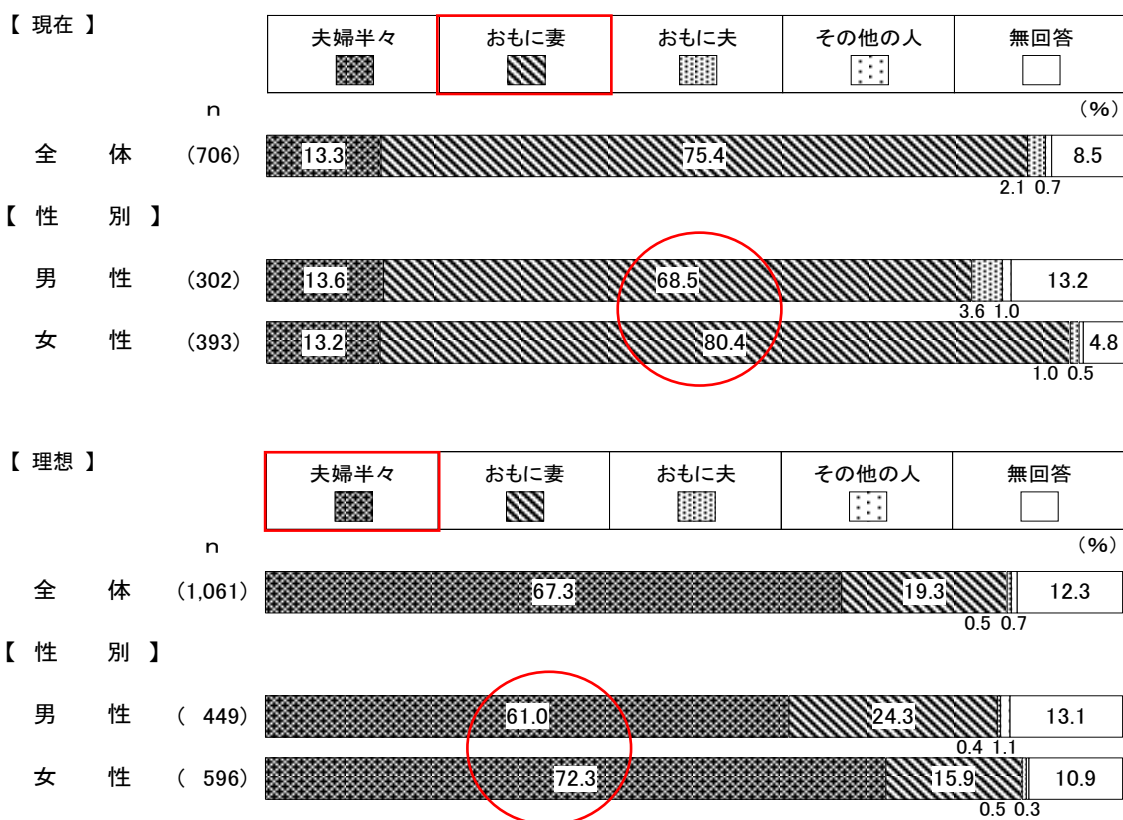
令和元年度に実施した「小田原市男女共同参画市民意識調査」において、女性が職業を持つことについて聞いたところ、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」が53.4%で最も高く、次いで、「子供ができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」(16.7%)、「子供ができるまでは職業を持ち続ける方がよい」(7.2%)となっています。性別で見ると、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」は女性(58.2%)が男性(48.3%)より9.9ポイント高くなっています【図表8】。



家事の分担について、【現在】の家事分担を性別で見ると、「おもに妻」は女性(80.4%)が男性(68.5%)より11.9ポイント高くなっています。一方、【理想】の家事分担については、「夫婦半々」は女性(72.3%)が男性(61.0%)より11.3ポイント高くなっています。「おもに妻」は男性(24.3%)が女性(15.9%)より8.4ポイント高くなっています。このことから、女性が職業を持つことへの理解は一定程度あり、【理想】の家事負担については、「夫婦半々」という考える人が多いものの、現実には女性に負担が偏っていることが分かります【図表9】。

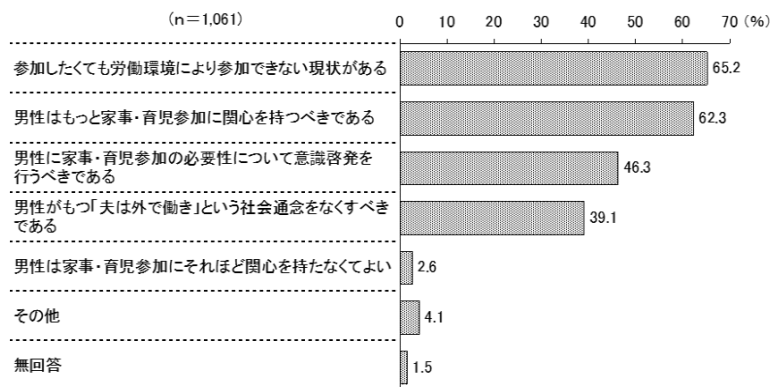
さらに、男性の家事・育児参加についての考えを聞いたところ、「参加したくても労働環境により参加できない現状がある」が65.2%で最も高く、次いで「男性はもっと家事・育児参加に関心を持つべきである」が62.3%、「男性の家事・育児参加の必要性について意識啓発を行うべきである」が46.3%となっています【図表10】。

【図表9】 家事の分担について



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）  
調査対象者は、配偶者（事実婚を含む）のいる方のみ

【図表10】 男性の家事・育児参加についての考え

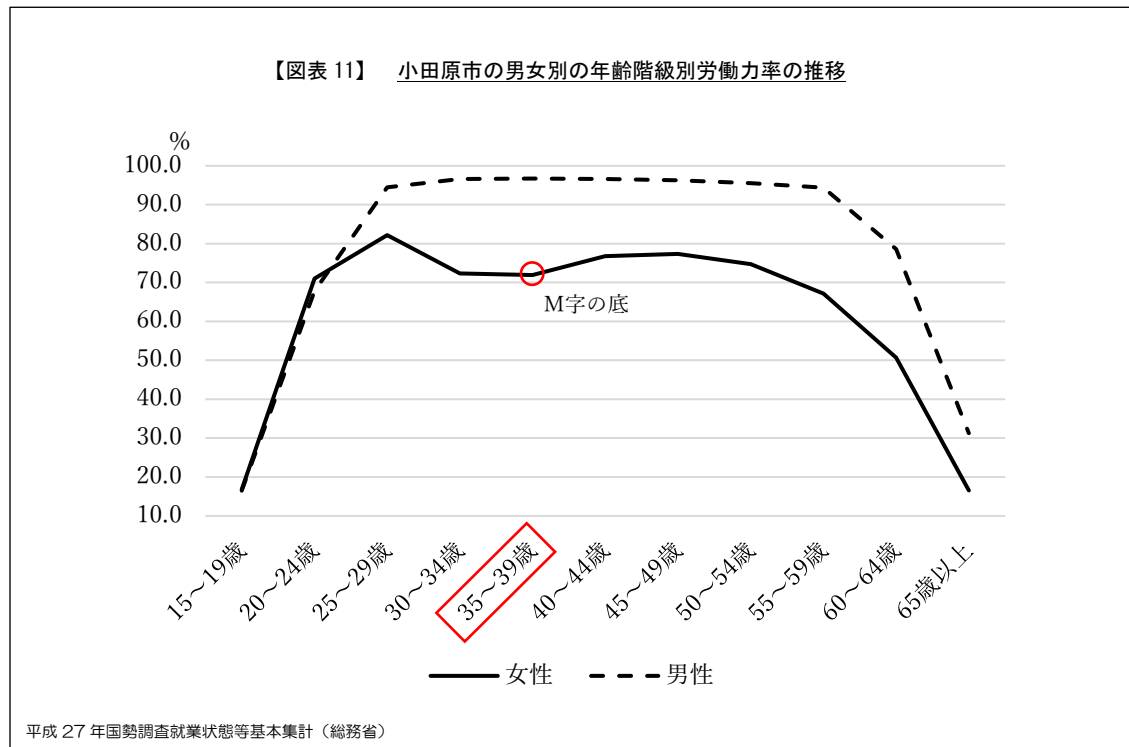


資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）  
『男性の家事・育児参加についてどのようにお考えですか』に対する回答



## 第1章 計画の基本的な考え方

また、本市の女性の年齢階級別労働力率の推移は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆるM字カーブを描いていますが、これは、全国平均と同程度となっています。一方で、本市の男性の年齢階級別労働力率は、女性が「M字の底」と言われるところにあたる35～39歳にも下がることなく、96%前後で推移しています【図表 11】。



このことから、職業生活における女性の活躍を推進するためには、固定的な性別役割分担意識を払しょくすることはもちろん、男性の意識改革への取組が重要となります。そのためには、個人への働きかけだけでなく、企業等内の制度や風土などの環境を整えることや、管理職など企業の方針決定の場への女性参画の促進、そして女性自身の意識改革、キャリア形成支援など公民の連携が必要不可欠です。

## 第1章 計画の基本的な考え方

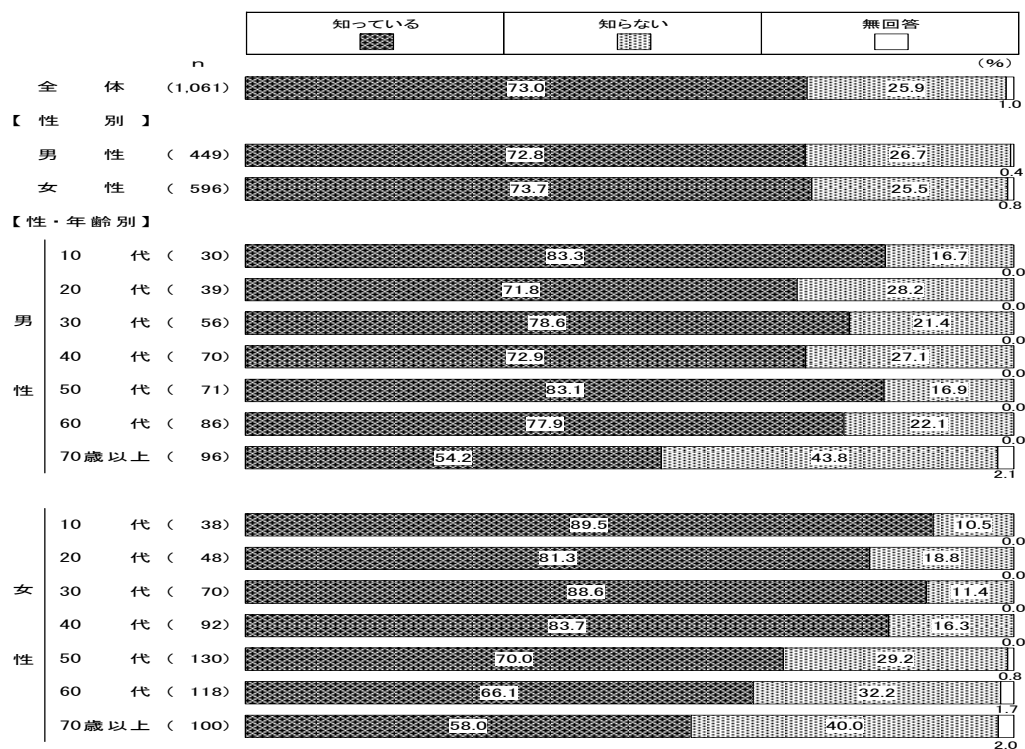
### (5) 性の多様性についての理解

令和元年度の「小田原市男女共同参画市民意識調査」において、セクシュアル・マイノリティ（またはLGBT等）という言葉の認知度は、「知っている」が男女とも50代以下の年代すべてで70%を超えています【図表12】。

また、セクシュアル・マイノリティ（またはLGBT等）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思うか聞いたところ、「思う」（25.5%）と「どちらかといえば思う」（42.5%）を合わせた『思う（計）』は68.0%となっています【図表13】。

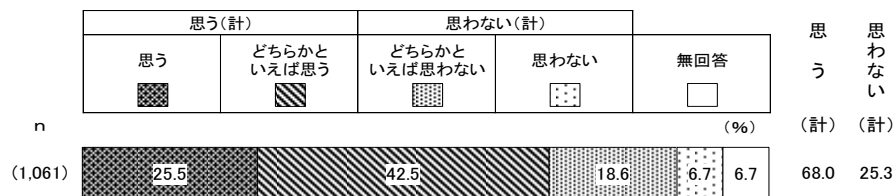
このことから、多様なジェンダーやセクシュアリティについて正しく理解し、差別や偏見のない取組を進めることが必要であり、このことは、SDGs（持続可能な国際目標）の実現にも寄与するものとなります。

【図表12】 セクシュアル・マイノリティ（LGBT等）という言葉の認知度



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

【図表13】 セクシャル・マイノリティ（LGBT等）の方々にとって、生活しづらい社会だと思うか

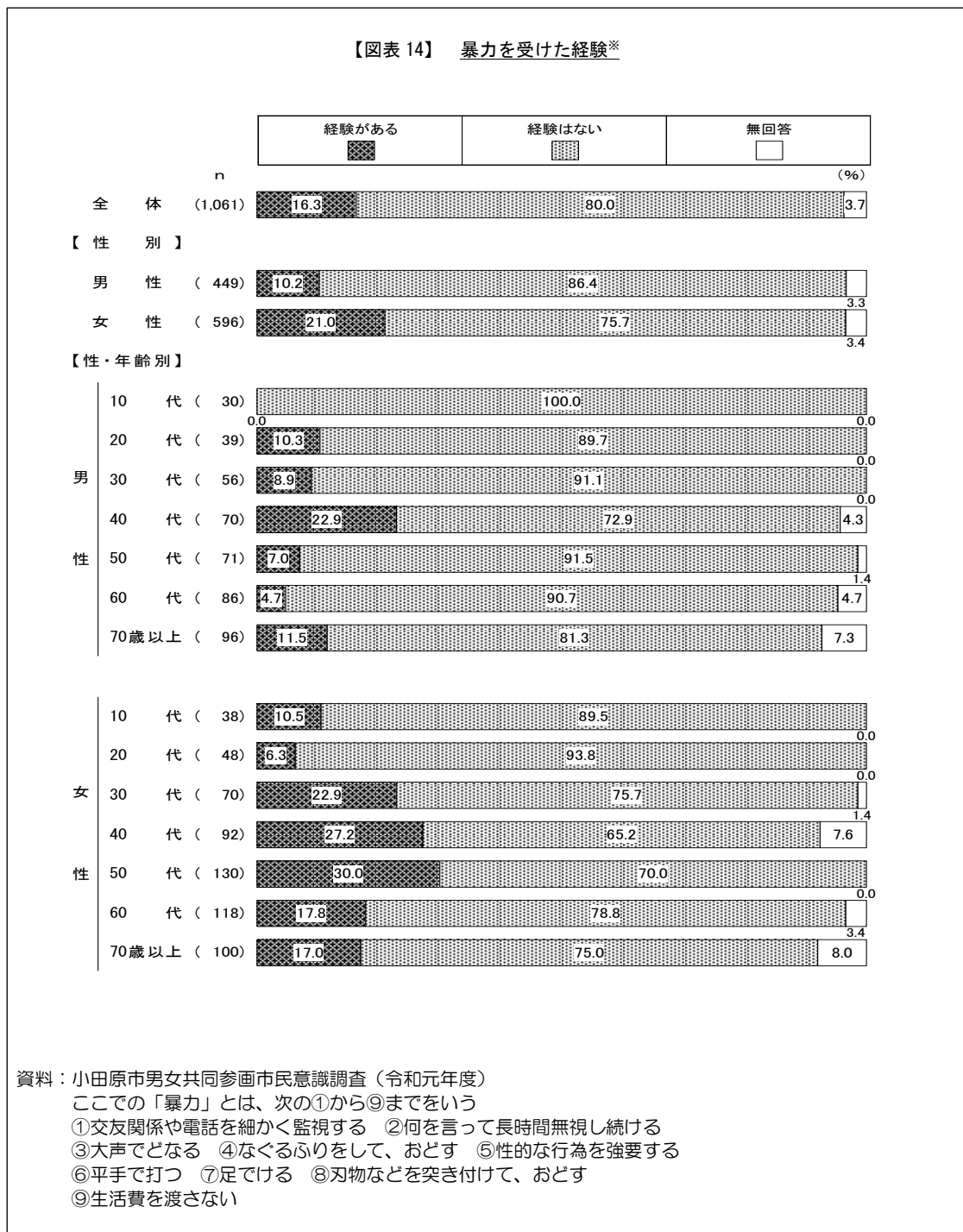


資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

『現在、セクシュアル・マイノリティ（またはLGBT等）の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いますか』に対する回答

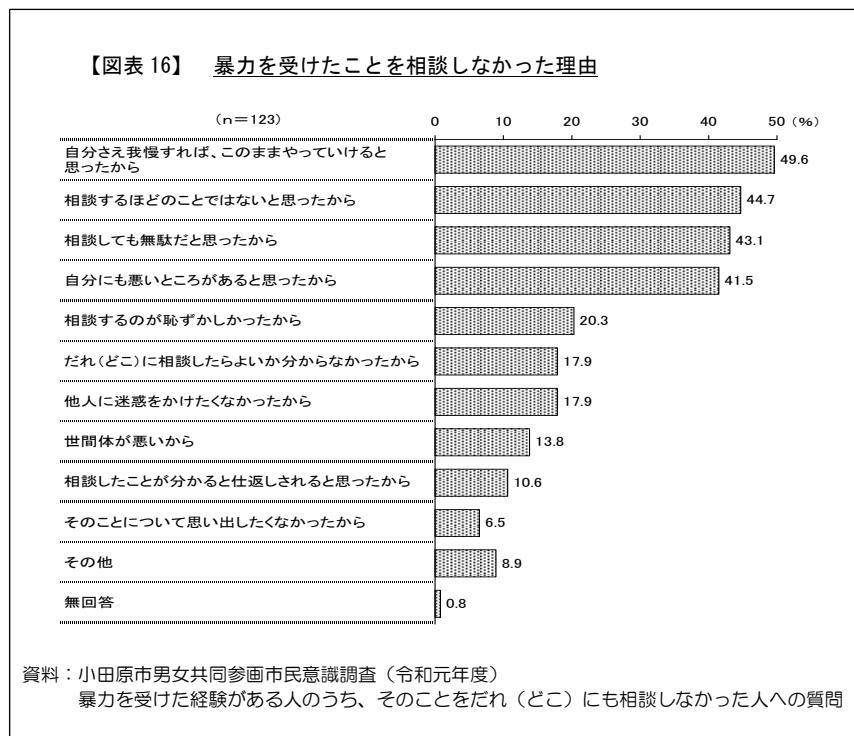
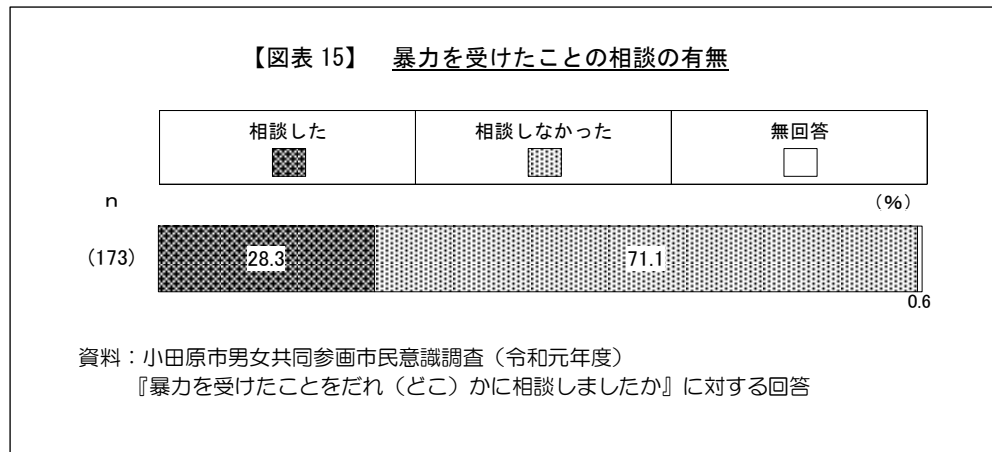
(6) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

令和元年度の「小田原市男女共同参画市民意識調査」において、「平手で打つ」「足でける」などのほか「生活費を渡さない」「何を言っても長期間無視し続ける」なども含めた暴力を受けたことの経験がある市民の割合は、「経験がある」が16.3%、「経験はない」が80.0%となっており、前回調査（平成25年度）から、ほぼ横ばいとなっています。性・年齢別でみると、「経験がある」と回答した人は20代では男性の方が多いものの、20代を除く全ての年代で女性の方が多くなっています【図表14】。



## 第1章 計画の基本的な考え方

また、「経験がある」と回答した人のうち、「相談をした」と回答した人は3割程度にとどまっており、その理由としては、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」が49.6%で最も高く、次いで、「相談することほどのことではないと思ったから」が44.7%、「相談しても無駄だと思ったから」が41.5%となっています【図表15、16】。

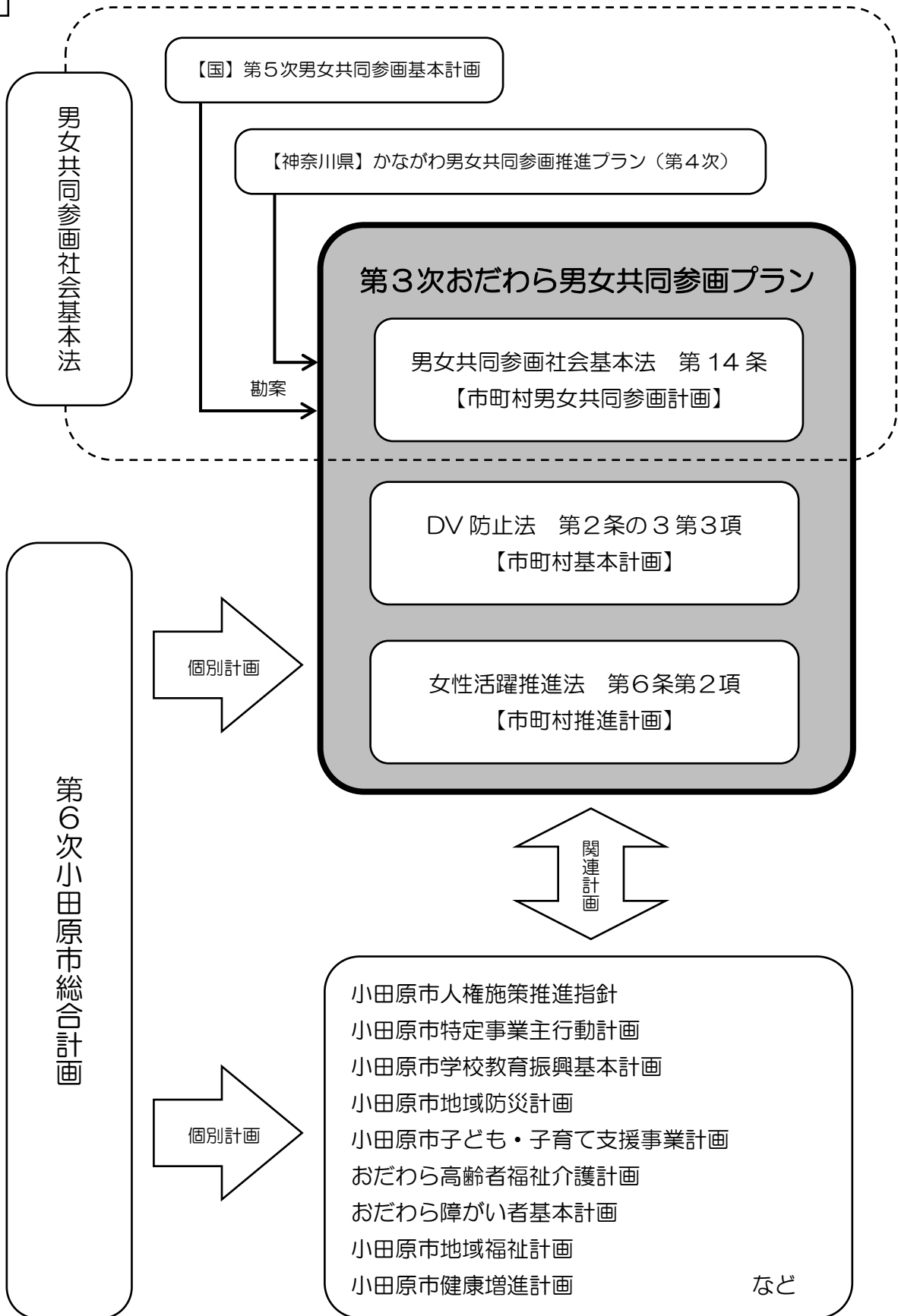


配偶者等からの暴力については、被害者の多くが女性であることから、特に市のDV被害者相談窓口である「女性相談」を安心して相談できる窓口として一層周知するとともに、引き続き、女性に対する暴力根絶に向けた意識啓発に取り組む必要があります。とりわけ、若年層に対しては、市内の大学などと連携し、性別に関わらずあらゆる暴力について正しく理解してもらうための取組が重要となります。

### 3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の実現を推進するための「市町村男女共同参画計画」であり、第6次小田原市総合計画に対応した個別計画です。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けています。
- (3) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、神奈川県「男女共同参画推進プラン」等、国や神奈川県の動向に対応した計画です。

QR  
コード  
関連法令はコチラから  
ご覧いただけます。



## 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

年度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	～
総合計画	第5次小田原市総合計画（おだわらTRYプラン）平成23年度～令和3年度						第6次小田原市総合計画（ ）令和4年度～令和12年度					
個別計画	第2次おだわら男女共同参画プラン 平成28年度～令和3年度						第3次おだわら男女共同参画プラン 令和4年度～令和8年度					

## 5 計画の体系

### （1）基本目標（小田原市の目指す姿）

本計画の基本目標を次のとおり設定します。

#### 『男女共同参画社会の実現』

市民、企業、行政等がそれぞれの役割を果たし、家庭、地域、職場、教育の場、政治の場など、私たちの暮らしのあらゆる場面で、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

### （2）基本方針

本計画の基本方針は、以下の5つで構成します。

#### I 男女共同参画社会実現のための意識改革

男女共同参画の視点に立ち、家庭、学校、地域、職場などで、男女平等の認識が深まるよう啓発します。また、男女が互いの人権を尊重するための意識づくりに向け、教育・学習機会の充実を図ります。

#### II さまざまな分野における男女共同参画の促進

行政や地域社会など、社会のあらゆる分野に女性の意見を反映させるため、市審議会や市内事業所などの政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、地域における女性の積極的な活躍、リーダー的立場への登用を働きかけます。

### Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進

家庭・地域活動等と仕事の両立ができるよう育児・介護等の支援体制などの環境整備と意識改革を図るとともに、女性の活躍推進に伴う支援や、男性に対する家庭・地域への参画支援に努めます。

### Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

性別や年齢等を問わず社会的支援が必要な方々への理解を深め、援助を必要とする人やそれを支える人の負担を軽減するための支援体制の整備を推進します。また、誰もがいつまでも自分らしく活躍できるよう、生涯にわたる健康づくりを促進します。

### Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

男女の人権を尊重し、DVやセクハラ等、あらゆる暴力の根絶に向け意識啓発を行うとともに、DV被害者の支援を行います。

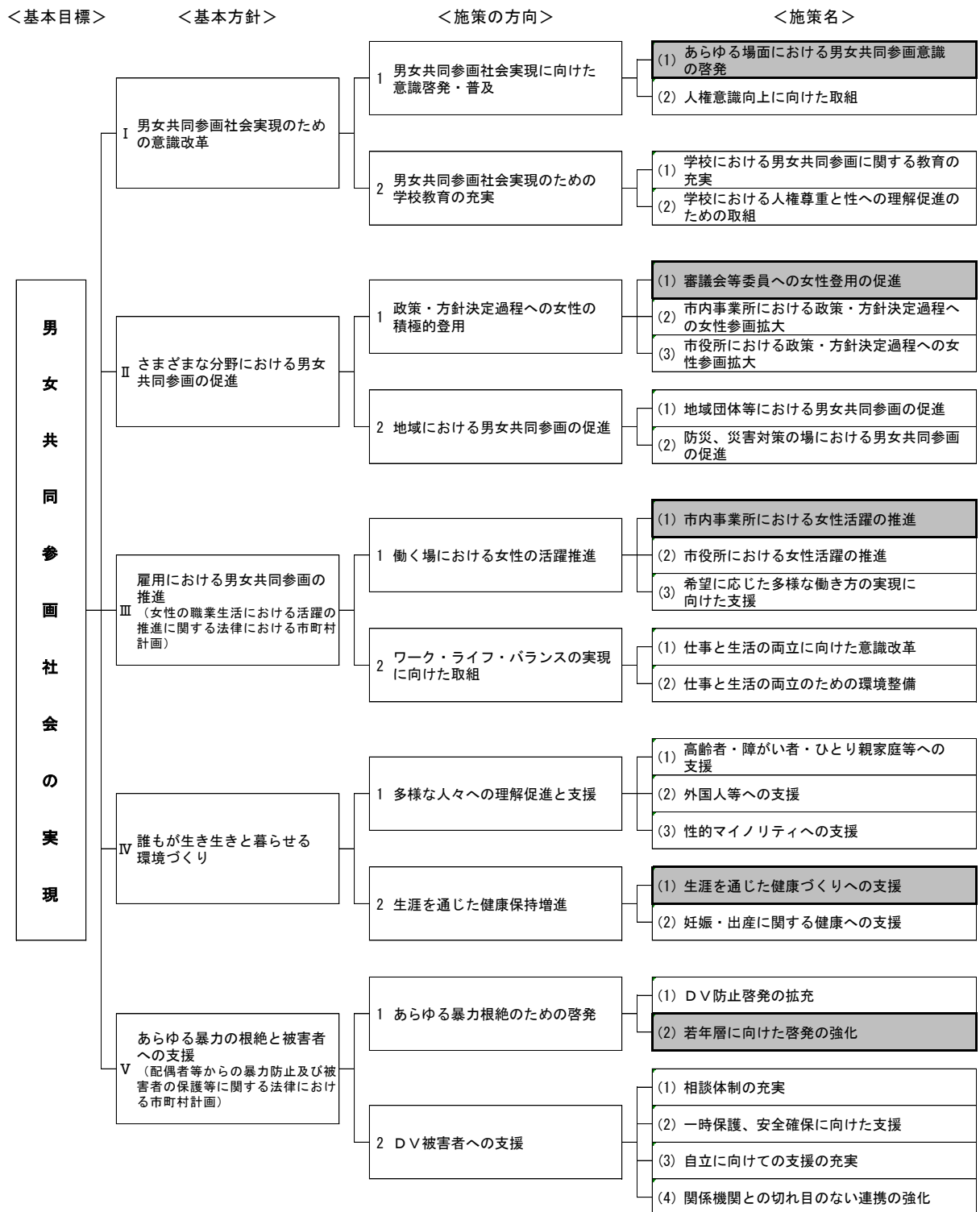
## (3) 重点項目

本市の男女共同参画を取り巻く状況と課題を踏まえ、特に重点的に取り組む内容を重点項目とします。

No.	内 容
1	あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発 基本方針Ⅰ・施策の方向1・施策名(1)
2	審議会等委員への女性登用の促進 基本方針Ⅱ・施策の方向1・施策名(1)
3	市内事業所における女性活躍の推進 基本方針Ⅲ・施策の方向1・施策名(1)
4	生涯を通じた健康づくりへの支援 基本方針Ⅳ・施策の方向2・施策名(1)
5	若年層に向けた啓発の強化 基本方針Ⅴ・施策の方向1・施策名(2)



(4) 計画体系図



※ (1) あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発 は重点項目

## 第2章 計画の内容

## 1 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革

### 現状と課題

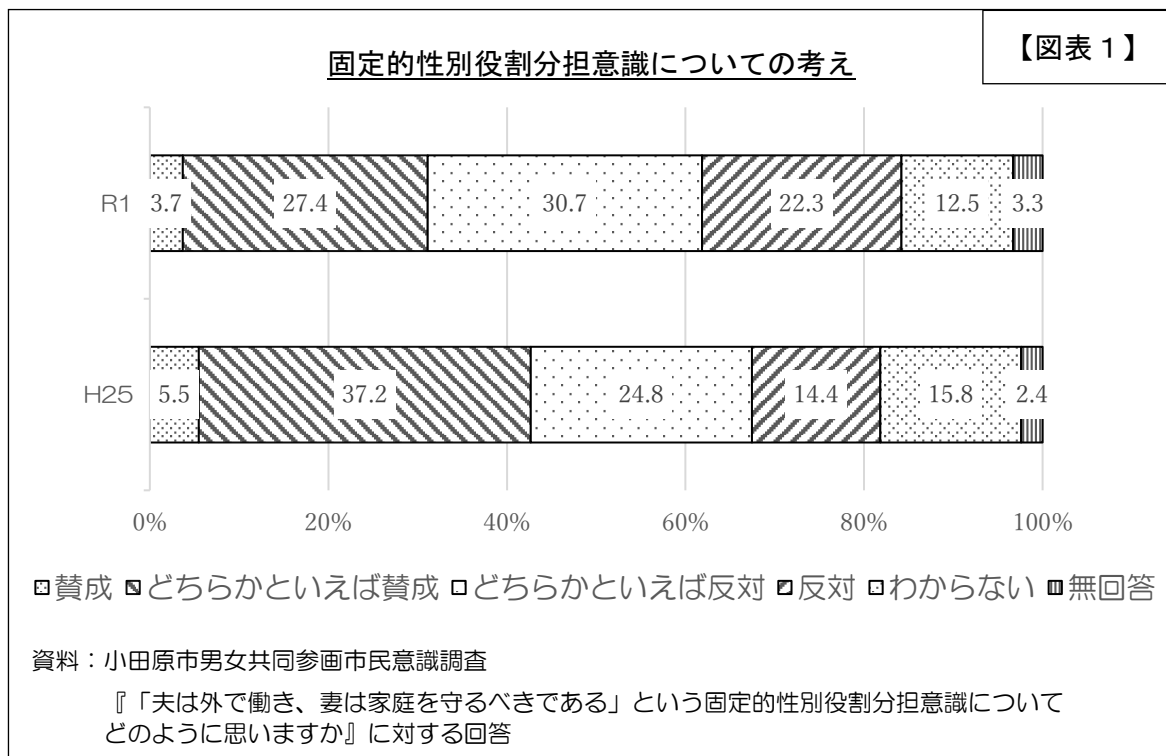
男女共同参画社会の実現にあたっては、固定的性別役割分担意識（ジェンダー・バイアス）の解消が不可欠ですが、いまだ家庭や職場、地域など様々な場面で、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していると考えられます。

長い年月をかけて形成された性別役割分担意識を解消することは容易ではありませんが、これまでに様々な機会を捉えて行ってきた意識啓発等によって、市民の意識は徐々に変化してきています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに代表される固定的性別役割分担意識について、平成25年度に実施した小田原市男女共同参画市民意識調査では、「賛成（どちらかといえば賛成も含む）」が、「反対（どちらかといえば反対も含む）」を上回っていましたが、令和元年度に実施した同調査では、「反対（どちらかといえば反対も含む）」が「賛成（どちらかといえば賛成も含む）」を上回りました【図表1】。

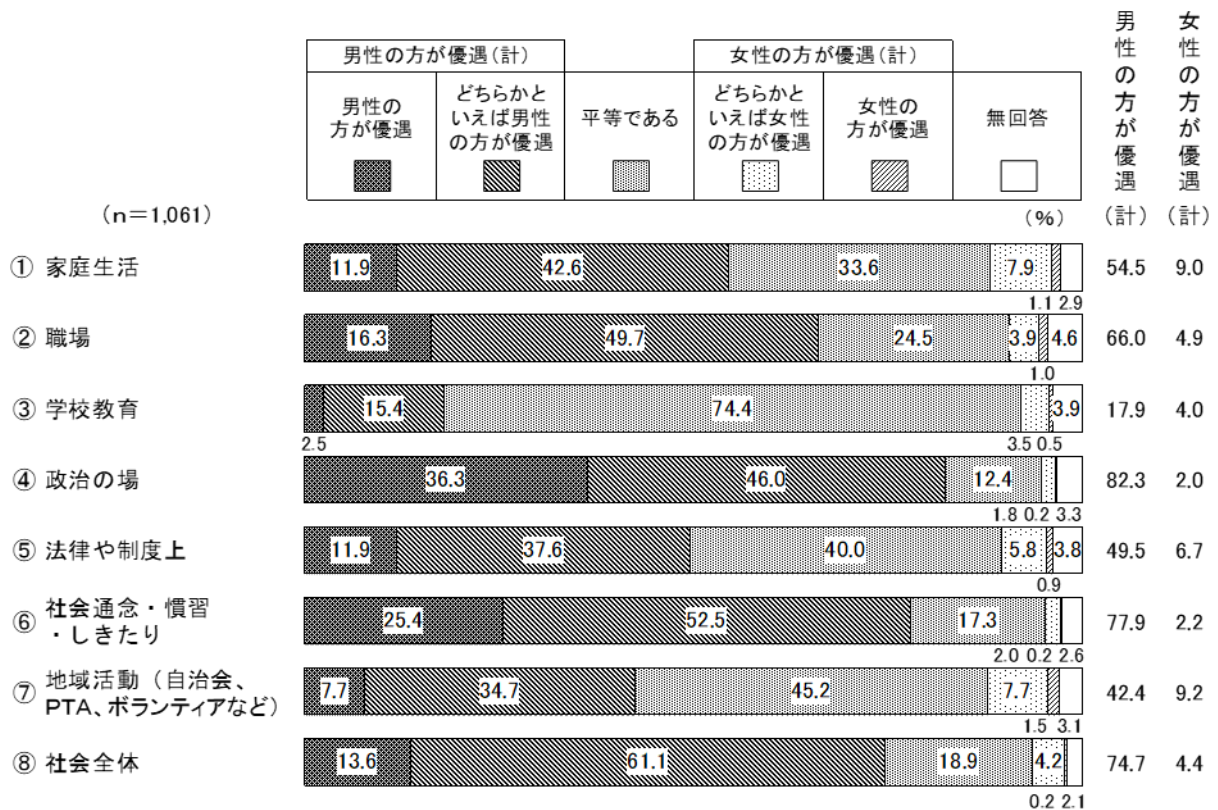
また、令和元年度の同調査では、「学校教育」において男女間が平等であると感じている人の割合は7割を超えている一方で、「職場」や「政治の場」、「社会通念」等においては、男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています【図表2】。

意識改革を男女共同参画の推進に関する全ての取り組みの基盤として、性別を問わず自分らしい生き方が選択できるよう、幅広い年齢層に対して意識啓発を行う必要があります。



各分野における男女の地位の平等感

【図表2】



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

「①から⑧の各分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか」に対する回答

施策の方向1 男女共同参画社会実現に向けた意識啓発・普及

根強く残る固定的性別役割分担意識を解消するためには、男女共同参画について正しく理解することが重要です。性別や年齢による偏見をなくし、一人ひとりが多様な生き方を選択できる社会、役割や責任を分かち合える社会を目指し、あらゆる場面を通じて意識啓発を行うことで、男女共同参画や人権尊重意識の醸成を図ります。

施策名(1) あらゆる場面における男女共同参画意識の啓発

No.	取組内容	主な担当課
1	●男女共同参画に関する啓発 男女共同参画の意識啓発や理解促進を図るため、セミナーや講演会、啓発イベント等を開催します。	人権・男女共同参画課
2	●男女共同参画推進団体等との協働 おだわら男女共同参画推進サポーター等、男女共同参画の推進を目指す市民団体や個人と協働するなど、市民力を活用しながら事業を推進します。	人権・男女共同参画課
3	●男女共同参画に関する情報の収集と提供 男女共同参画に関する情報を収集し、公共施設での配架やSNSでの発信等、様々な媒体を活用して市民へ情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
4	●男女共同参画の視点に立った情報発信 広報おだわらをはじめとする市の発行物について、男女共同参画の視点を意識し、表現等に配慮した情報発信を行います。	人権・男女共同参画課 各課

施策名(2) 人権意識向上に向けた取組

No.	取組内容	主な担当課
1	●人権に関する意識啓発 人権啓発講演会や人権週間等、機会を捉えた啓発イベントを開催し、人権意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課
2	●市民相談体制の充実 人権擁護相談や法律相談などの各種相談窓口を設置し、市民がニーズに合わせて安心して相談できる体制を整えます。	地域安全課
3	●市職員への研修 人権尊重の意識啓発のための職員研修を実施するとともに、県や各種団体が開催する人権啓発講演会等に職員を派遣し、人権意識の向上を図ります。	職員課
4	●市職員のハラスメント防止の促進 ハラスメント防止に関する規定の整備と職員向けに理解促進のための研修を実施します。	職員課

施策の方向2 男女共同参画社会実現のための学校教育の充実

学校教育は人々の意識形成に大きく影響します。

早い時期から人権尊重や男女共同参画への意識を育むことができるよう学習機会を提供すると共に、教職員向けの研修等を実施することにより、教育現場における男女共同参画の基盤を整備します。

施策名（1）学校における男女共同参画に関する教育の充実

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●進路指導の充実</b> 生徒が固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できるよう指導します。</p>	教育指導課
2	<p><b>●教職員への研修</b> 学校教育や進路指導等の場で男女平等に関する教育を進めるため、教職員に対して研修を行います。</p>	教育指導課
3	<p><b>●多様な学習機会の提供</b> 子どもや親子を対象に、子どもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考える機会を提供します。</p>	人権・男女共同参画課 教育指導課

施策名（2）学校における人権尊重と性への理解促進のための取組

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●人権教育の推進</b> 各学校で人権教育の推進に関する計画を作成し、子どもの成長段階に応じた教育ができるよう努めます。</p>	教育指導課
2	<p><b>●児童・生徒に対する健康教育の充実</b> 小中学生の性に関する正しい知識や、薬物、喫煙等による健康被害の理解を深めるため、学習指導要領に即した健康教育を計画的に進めます。</p>	教育指導課
3	<p><b>●性教育に関する理解促進</b> 中学生や保護者を対象に講演会等を開催し、性に関する正しい知識の習得や理解促進を図ります。</p>	学校安全課
4	<p><b>●教育委員会のセクハラ相談電話の設置</b> 教職員の児童・生徒に対するセクハラや教職員間のセクハラについて、教育委員会に相談窓口を設け、問題の早期解決に努めます。</p>	教育指導課

【 数 値 目 標 】

基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革

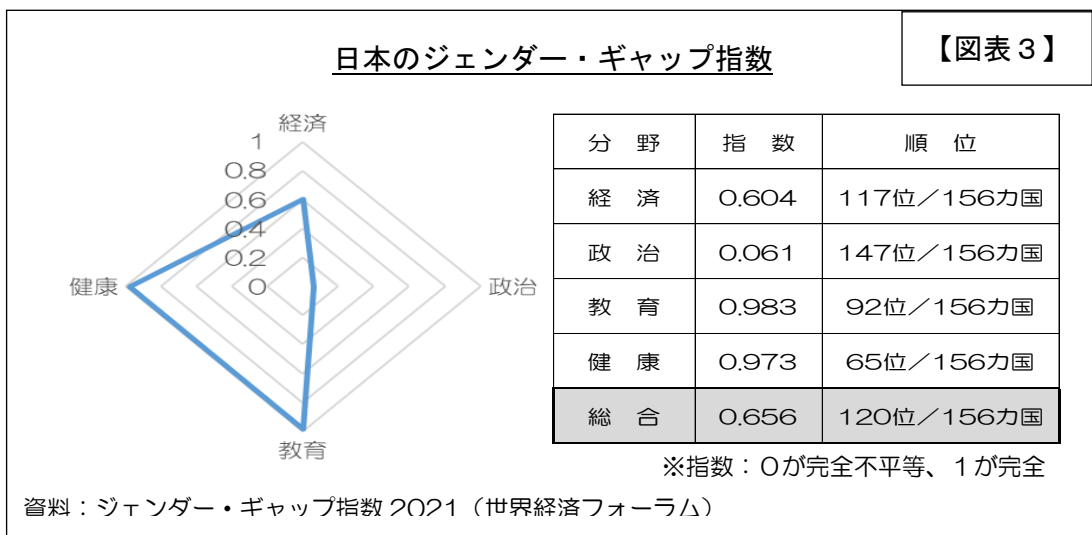
指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	社会全体において男女の地位は「平等」と思う人の割合	—	設定なし	18.9% (R元年度)	50% (R8年度)
2	「男女共同参画社会」という用語の周知度	45.8% (H25年度)	100% (H31年度)	48.3% (R元年度)	100% (R8年度)
3	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	43.9% (H25年度)	50%以上 (H31年度)	51.3% (R元年度)	100% (R8年度)

※数値目標一覧は、P52、53 参照

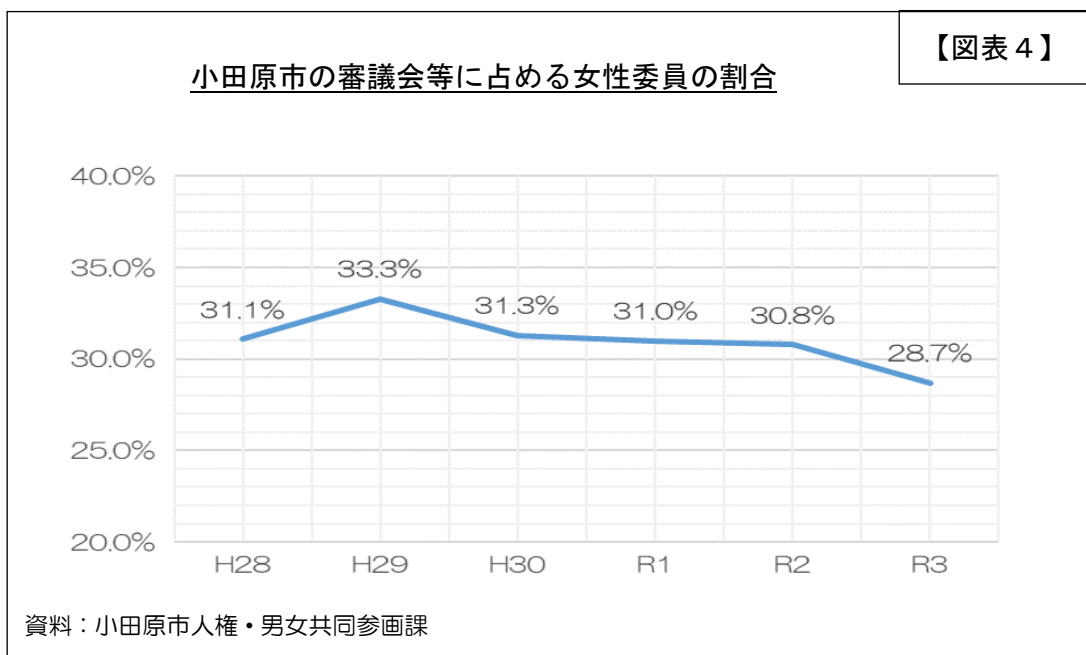
## 2 基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において男女が共に参画していく必要がありますが、依然として、多くの分野で女性の参画が進んでいない状況です。毎年、世界経済フォーラムが公表しているジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は、先進国の中でも低いレベルとなっており、分野別では、特に経済分野や政治分野の指数が低く、順位が低い要因と考えられます。各国がジェンダー平等に向けた取組を加速している中、日本は遅れをとっているといえます【図表3】。

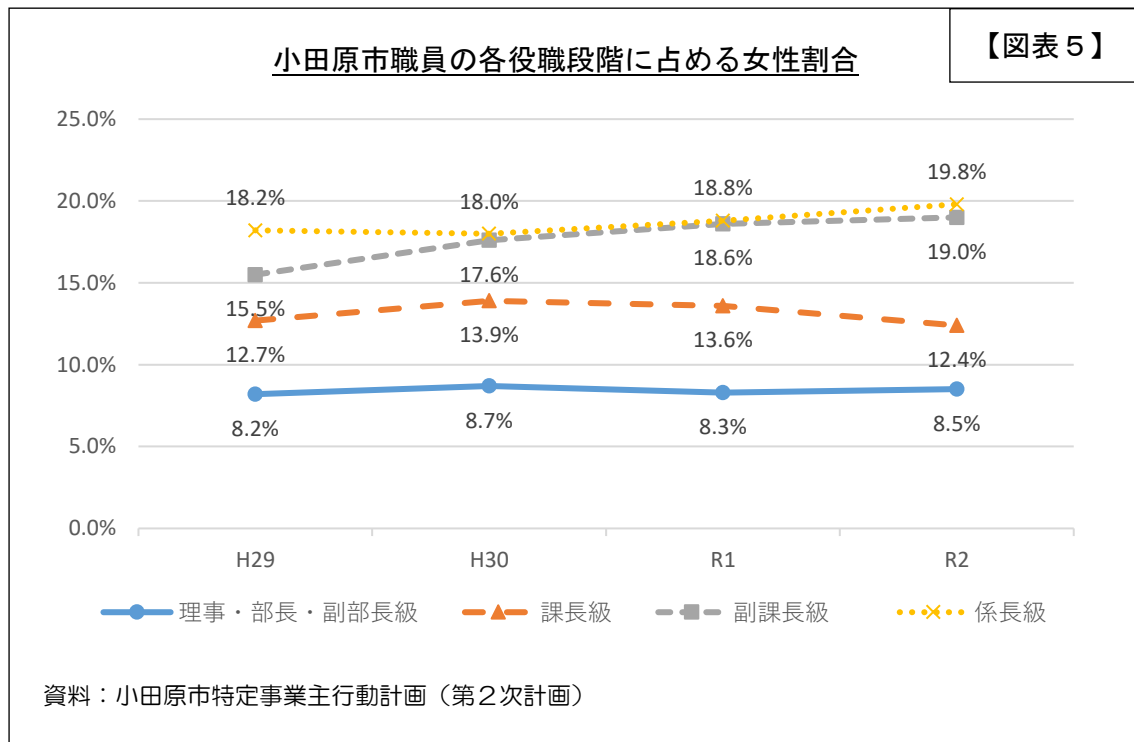


本市における審議会等への女性の参画率は、ここ数年30%程度で推移しており、女性の参画が十分とは言えません【図表4】。



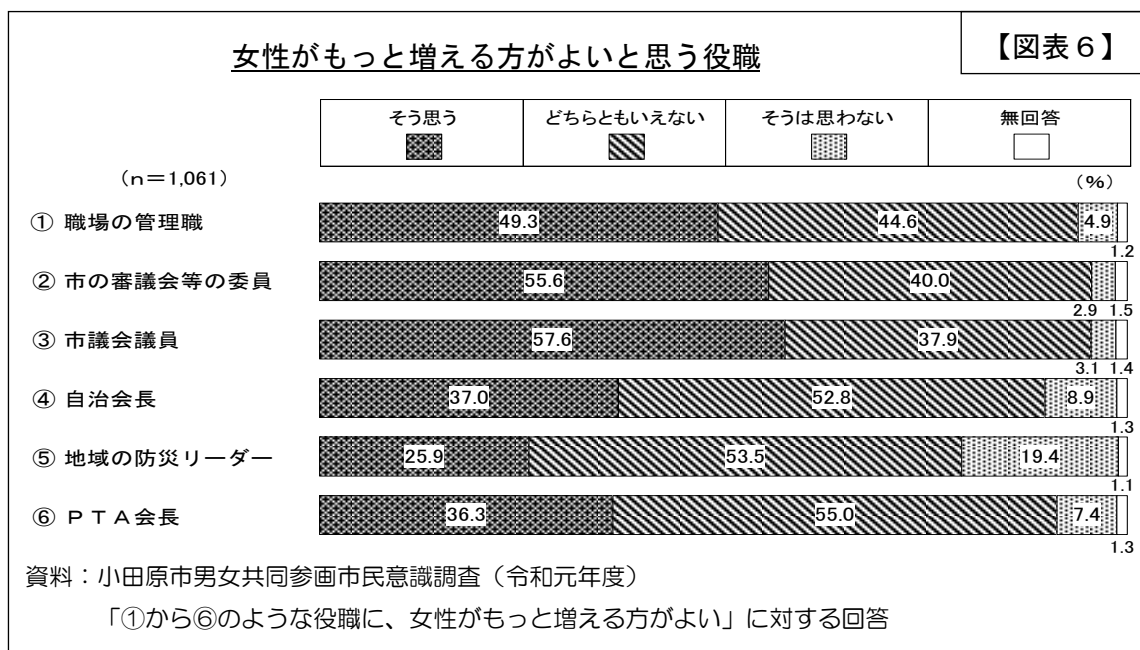


また、本市の各役職段階に占める女性職員割合のうち、政策・方針決定の重要な判断を行う理事・部長・副部長級では特に女性の参画率が低くなっており、さらなる女性登用の推進が必要です【図表5】。



また、令和元年度に実施した、小田原市男女共同参画市民意識調査では、職場の管理職への女性の参画を望む意見は5割を超えているものの、地域活動や防災分野等への女性の参画を望む意見については、3割程度にとどまっています【図表6】。

さまざまな分野の指導的地位への女性参画を拡大し、多様な価値観を反映させるとともに、市民の生活に直結している地域社会では、市民の意識改革への取組を進め、さまざまな立場の男女が共に地域社会へ参画することを促進する必要があります。



施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の積極的登用

多様な視点や価値観に基づく社会づくりに向け、女性の参画が未だ十分でない政策・方針決定過程において、女性がより主体的に参画できるよう取組を進めます。

施策名（1）審議会等委員への女性登用の促進

No.	取組内容	主な担当課
1	●市の審議会等への積極的な女性登用の促進 「審議会等への女性参画推進の指針」に基づき、積極的な取組を進めます。	各課
2	●審議会等への参画の支援 子育て中の人でも、審議会等へ参画しやすいように支援します。	人権・男女共同参画課 各課
3	●女性の人材確保の拡充 男女共同参画推進に理解と意欲のある人の情報を収集・活用し、審議会等への女性の参画を進めます。	人権・男女共同参画課

施策名（2）市内事業所における政策・方針決定過程への女性参画拡大

No.	取組内容	主な担当課
1	●市内事業所等における女性活躍の理解促進 市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性活躍推進についての理解を促進します。	人権・男女共同参画課 産業政策課
2	●女性活躍推進優良企業認定制度の運用(小田原Lエール)による女性活躍推進 女性活躍推進優良企業認定制度を着実に運用することにより、市内事業所の女性活躍推進への取組を促進します。	人権・男女共同参画課
3	●市内事業所等における女性のキャリア形成支援 市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性のキャリア形成の支援をします。	人権・男女共同参画課

## 第2章 計画の内容

### 施策名（3）市役所における政策・方針決定過程への女性参画拡大

No.	取組内容	主な担当課
1	<b>●女性職員の管理職等への登用促進</b> 女性活躍推進法における「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職等への登用を促進します。	職員課
2	<b>●女性職員のキャリア形成支援</b> 研修等の充実、相談体制の整備などにより、女性職員のキャリア形成支援を促進します。	職員課
3	<b>●適正な人事配置と職域拡大</b> 職員の能力や適性が十分に発揮できるよう、性別を問わない人事配置と職域拡大に努めます。	職員課

施策の方向2 地域における男女共同参画の促進

地域の組織等において、性別や年代が固定化されることなく様々な人が参画できるような取組を進めます。また、災害による影響は、さまざまな社会的な立場により異なるため、その対策に多様な視点を反映しなければなりません。性別によるニーズの違いなどに配慮した防災、災害対策を進めるために、更に女性の参画を促進します。

施策名（1）地域団体等における男女共同参画の促進

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●地域団体等における方針決定過程への女性登用の促進</b>                      地域における男女共同参画への理解促進と、地域団体等における役職等への女性登用を促進します。</p>	人権・男女共同参画課 地域団体を所管する課
2	<p><b>●地域活動、市民活動への男女共同参画の促進</b>                      自治会活動や、市民活動等に関する学習機会や情報の提供の充実を図ります。</p>	人権・男女共同参画課 地域団体等を所管する課

施策名（2）防災、災害対策の場における男女共同参画の促進

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●地域防災・災害対策への男女共同参画の視点の反映</b>                      地域の自主防災組織等に男女共同参画の視点の反映と、女性の参画を促進し、多様な価値観をとり入れた地域防災の充実を図ります。</p>	防災対策課 地域政策課
2	<p><b>●消防団への女性参画の促進</b>                      地域で活動する消防団への理解促進を図り、性別を問わず、参画拡充に向けての取組を推進します。</p>	消防課

【 数 値 目 標 】

基本方針Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の促進

指 標		実績値			目標値 (年度)	
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
1	小田原市の審議会等に占める女性委員の割合	28.1% (H27年度)	40%以上60%未 満 (H32年度)	30.8% (R2年度)	40%以上60%未満 (R8年度)	
2	小田原市の女性職員の 昇任希望率	主査級から係長級へ	51.0% (H26年度)	70%以上 (H32年度)	62.8% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
		副課長級から課長級へ	24.0% (H26年度)	30%以上 (H32年度)	77.9% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
3	小田原Lエール認定企業の管理職に占める女性の割合	—	設定なし	11.8% (R2年度)	18% (R8年度)	
4	自治会長に占める女性の割合	—	設定なし	2.8% (R3年度)	10% (R8年度)	

※数値目標一覧は、P52、53 参照

### 3 基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村計画)

#### 現状と課題

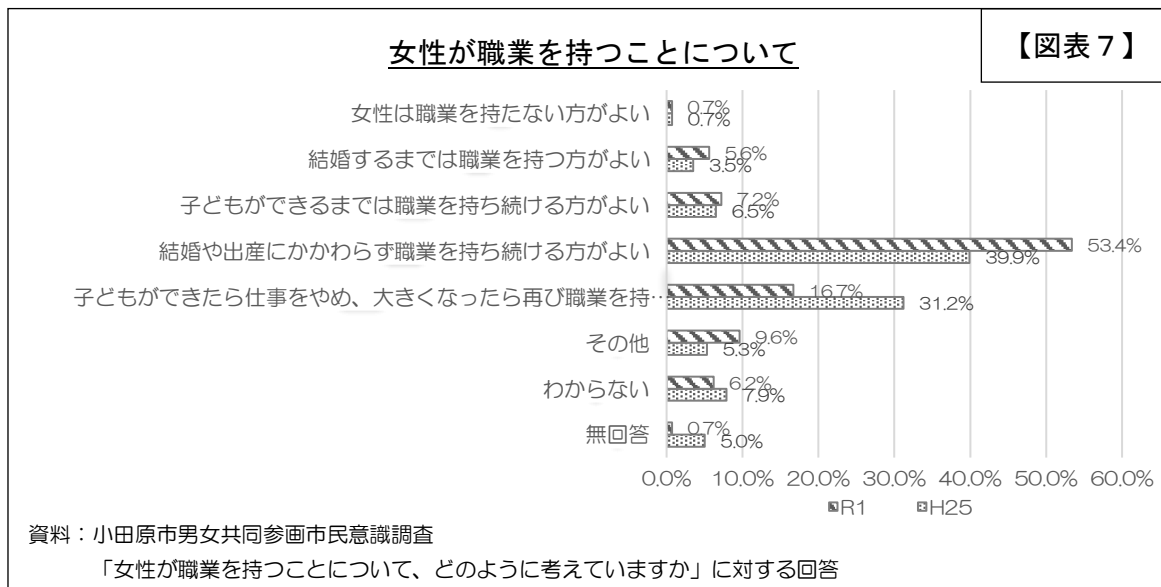
雇用をめぐる状況は、少子高齢化などの影響で労働力人口が減少傾向にあります。その傾向は今後も続くと考えられており、今後も慢性的な人手不足が懸念されます。一方で、子育て支援施策の充実や男女共同参画意識の浸透、健康寿命の延びなどによる女性や高齢者の就業者数の増加が、人手不足解消の大きな力ギとなっています。

本市が、将来にわたり持続的に活力あるまちであるためには、性別にかかわらず誰もがその個性と能力を發揮し、活躍できる社会づくりが必要です。令和元年度に実施した小田原市男女共同参画市民意識調査では、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」と考える人の割合は5割を超えており、平成25年度に実施した同調査の約4割から大きく伸びていることから、女性が仕事を持つことへの理解は進んでいると言えます【図表7】。

しかしながら、女性の年齢階級別の労働力率の推移をみると、子育て期に労働力が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するといういわゆるM字カーブは、その底にあたる35～39歳にも男性の労働力率は下がることなく推移しています。このことは、家事や育児が女性の偏っていることの表れであり、女性の活躍が十分であるとはいえない状況です【図表8-1、8-2】。

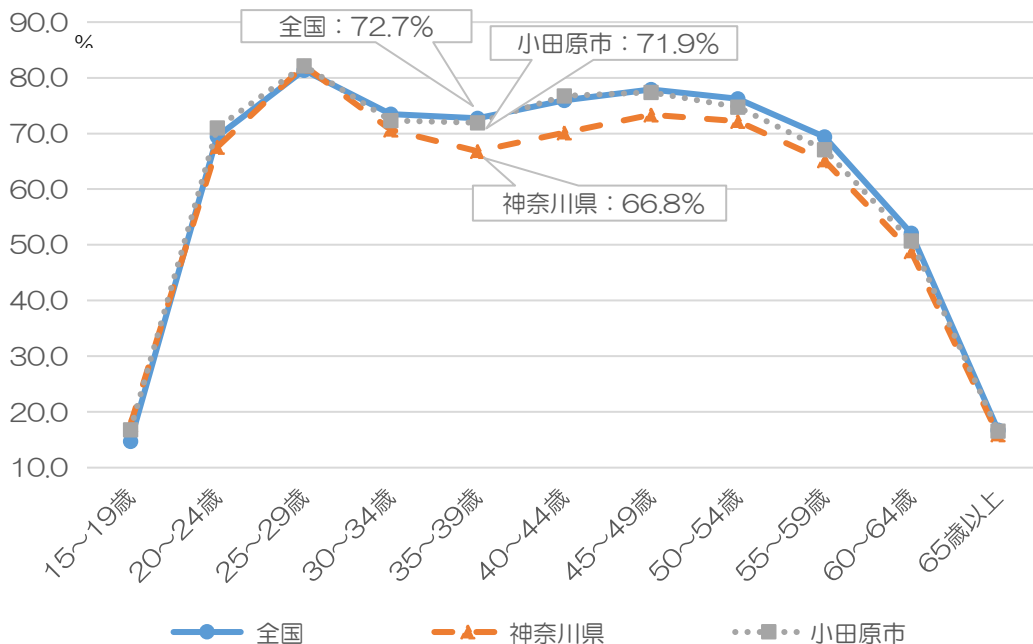
新型コロナウイルス感染症の長期化は、もともと子育てや介護が女性に偏っているという現状や、多くの女性が非正規労働者であることなどから、特に、女性に大きな影響を及ぼしました。一方で、コロナ禍でのテレワークの急速な普及は、長時間労働などの働き方やワーク・ライフ・バランスを見直す機会になったと言えます。

働き方やキャリアに関する価値観も多様化する中で、より一層、男女ともに働きやすい職場づくりや、女性のライフステージに応じた柔軟な働き方への支援、ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組等を、官民が一体となって推進する必要があります。



【図表 8-1】

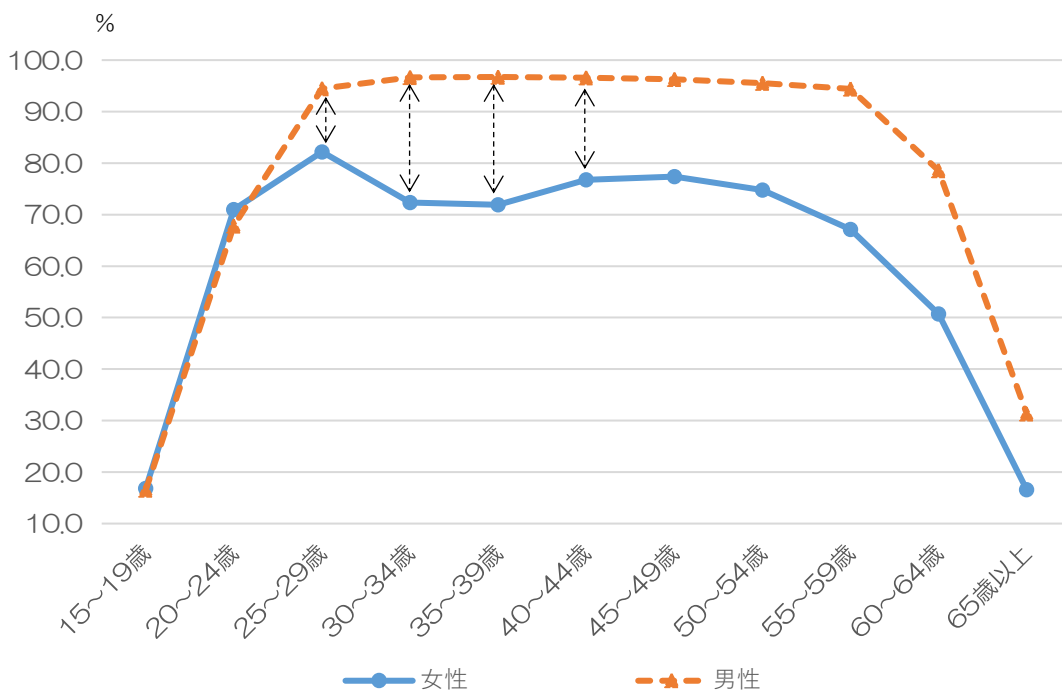
女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成 27 年度）

【図表 8-2】

小田原市の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成 27 年度）

施策の方向1 働く場における女性の活躍推進

女性活躍推進の重要性に関する理解を促進し、女性活躍推進に取り組む企業への様々な啓発や支援等により、働く場における女性活躍推進を図ります。

施策名(1) 市内事業所における女性活躍の推進

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●市内事業所等における女性活躍の理解促進(再掲)</b> 市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性活躍推進についての理解を促進します。</p>	人権・男女共同参画課 産業政策課
2	<p><b>●女性活躍推進優良企業認定制度(小田原Lエール)の運用による女性活躍推進(再掲)</b> 女性活躍推進優良企業認定制度を着実に運用することにより、市内事業所の女性活躍推進への取組を促進します。</p>	人権・男女共同参画課
3	<p><b>●女性活躍を推進する事業所増加のための取組</b> 工事発注において、女性活躍推進に取り組んでいる事業者の受注機会を増大するよう取り組みます。</p>	契約検査課
4	<p><b>●市内事業所等における女性のキャリア形成支援(再掲)</b> 市内事業所等を対象にセミナーや講演会等を開催し、女性のキャリア形成の支援をします。</p>	人権・男女共同参画課
5	<p><b>●市内事業所におけるネットワーク構築への支援</b> 女性活躍推進優良企業やその他の市内事業所における女性活躍推進に関する情報、ロールモデルの共有など、ネットワーク構築への支援を実施します。</p>	人権・男女共同参画課 未来創造・若者課 産業政策課
6	<p><b>●職場におけるハラスメント防止のための啓発</b> 各種ハラスメントの防止に向け、事業所等に啓発を行います。</p>	人権・男女共同参画課 産業政策課
7	<p><b>●誰もが働きやすい職場環境の整備への支援についての検討</b> 市内事業所が、誰もが働きやすい職場環境を整備する際の支援について、関連課が連携し検討を進めます。</p>	人権・男女共同参画課 各課



## 第2章 計画の内容

### 施策名（2）市役所における女性活躍の推進

No.	取組内容	主な担当課
1	●特定事業主行動計画の確実な遂行 女性活躍推進プロデューサーを民間から登用するなど、組織全体で継続的に特定事業主行動計画に基づく取組を推進します。	職員課
2	●男女ともに活躍推進のための意識醸成 職員全員がその能力を活かし、やりがいをもって仕事に取り組めるようワーク・ライフ・バランスを推進し、また、女性活躍推進の重要性を理解するための、研修等を開催します。	職員課
3	●ハラスメントのない職場づくり ハラスメントのない職場づくりに向けて、職員向けの啓発セミナーや相談窓口を開設します。	職員課
4	●誰もが働きやすい職場環境の整備 誰もが働きやすい職場環境の整備に努めます。	職員課 経営管理課 管財課

### 施策名（3）希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

No.	取組内容	主な担当課
1	●女性のキャリア形成支援事業の実施 ライフステージに応じた女性の自立と自己実現に向けて、就職・再就職やキャリアアップなどのキャリア形成を支援する講座等の開催をするとともに、必要な情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
2	●女性の起業及び起業家に向けた支援 女性が起業する際に必要な情報の提供や、起業に向けてのセミナーの開催、また、協働や事業委託等を通して必要な支援を行います。	人権・男女共同参画課 産業政策課
3	●女性のキャリア相談の実施 女性のキャリア全般にかかわる相談を受ける窓口を運営し、女性がライフステージに応じ望む形で働くことを支援します。	人権・男女共同参画課

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

性別にかかわらず、男女ともに、仕事とプライベートの両方の充実を図ることにより、多様な働き方や生き方を選択することができます。働き方を変える様々な制度は整ってきましたが、意識の変容や制度の利活用が不十分なために、個々が望むワーク・ライフ・バランスの実現には至っていません。その結果、未だ、長時間労働や、家事や育児の分担の偏りなどの課題が解決できていません。これらの課題を解決するために、事業所の取組への支援や男性への意識啓発、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境の整備に取り組みます。

施策名（1）仕事と生活の両立に向けた意識改革

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●ワーク・ライフ・バランス実現のための意識改革の促進</b> 市内事業所などに対し講座等を通して、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けての意識改革や啓発等を行います。また、働く個人、又は働こうとしている個人に対しても、意識啓発等を実施します。</p>	<p>人権・男女共同参画課 職員課 産業政策課</p>
2	<p><b>●男性の意識改革への取組の充実</b> 固定的な性別役割分担意識の払しょくを促し、家事育児、地域活動へ積極的に参画するための気付きとなるセミナー等を開催、また、男性のロールモデルの紹介など、必要な情報提供を実施します。</p>	<p>人権・男女共同参画課 健康づくり課 子育て政策課</p>

施策名（2）仕事と生活の両立のための環境整備

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●多様な保育サービスの充実</b> 保育を必要とする家庭の受入数を拡充等により、待機児童の解消を図り、利用者の多様なニーズに対応できる保育サービスを提供します。</p>	<p>保育課</p>
2	<p><b>●多様な子育てサービスの充実</b> 子育てにおける多様なニーズに応じた支援やサービスを行うとともに、子育てに関する悩みを相談できる体制の充実を図ります。</p>	<p>子育て政策課 子ども青少年支援課 健康づくり課</p>
3	<p><b>●多様な介護サービスの充実</b> 介護における多様なニーズに応じた支援やサービスを行うとともに、介護に関する悩みを相談できる体制の充実を図ります。</p>	<p>高齢介護課</p>

【 数 値 目 標 】

指 標		実績値			目標値 (年度)	
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
1	保育園の待機児童数	16人 (H27年度)	0人 (H31年度)	14人 (R2年度)	0人 (R6年度)	
2	小田原市男性職員	配偶者出産休暇取得率	71.9% (H26年度)	75%以上 (H32年度)	69.7% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
		育児参加のための 休暇取得率	14.0% (H26年度)	20%以上 (H32年度)	19.7% (R元年度)	30%以上 (R7年度)
		育児休業取得率	—	設定なし	5.0% (R元年度)	30%以上 (R7年度)
3	小田原市職員の年次休暇年平均取得日数	7.4日 (H26年度)	11日 (H32年度)	13.1日 (R元年度)	15日 (R7年度)	
4	小田原Lエール認定企業数	—	設定なし	53社 [累計] (R3年度)	250社 [累計] (R8年度)	

※数値目標一覧は、P52、53 参照

## 4 基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現にあたっては、性別や年齢、障がいの有無、国籍や文化の違い等、個々の特性を理解し合うことが重要です。それぞれの置かれている状況によって課題やニーズは異なり、また、複合的な要因で困難な状況に置かれる場合もあります。

社会全体が多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

また、生き生きと豊かに暮らすためには、生涯にわたって健康であることが重要です。日本人の平均余命と健康寿命が延びる中、小田原市健康増進計画では、「健康寿命の延伸」を基本目標に掲げ、健康づくりを推進しています【図表9】。

人生100年時代を見据え、性差やライフステージに応じた健康について正しく理解し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点も踏まえながら、生涯を通じた健康保持に取り組む必要があります。

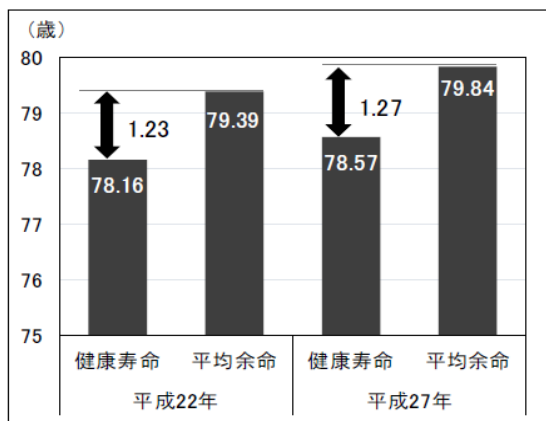
小田原市の平均余命と健康寿命

【図表9】

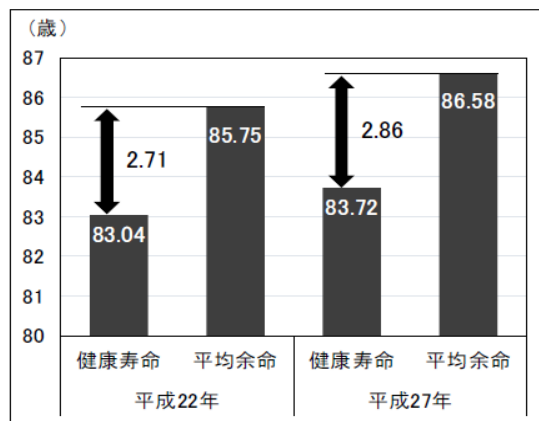
(歳)

性別	区分	平成 22 年	平成 27 年	差
男性	平均余命	79.39	79.84	0.45
	健康寿命	78.16	78.57	0.41
	差	1.23	1.27	0.04
女性	平均余命	85.75	86.58	0.83
	健康寿命	83.04	83.72	0.68
	差	2.71	2.86	0.15

(男性)



(女性)



資料：小田原市健康増進計画中間評価報告書（平成 29 年度）

施策の方向1 多様な人々への理解促進と支援

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国籍住民、性的マイノリティなど、一人ひとりの置かれている状況によって必要な支援は異なります。誰もが安心して暮らせる環境を整備するため、性別や年齢等を問わず、援助を必要とする人及びそれを支える人の負担を軽減するなど、支援の充実を図ります。

施策名(1) 高齢者・障がい者・ひとり親家庭等への支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●高齢者等への支援</b>                      高齢者が自立した生活ができるよう、「おだわら高齢者福祉介護計画」等に基づき、高齢者や介護者への支援を行います。</p>	高齢介護課
2	<p><b>●障がい者等への支援</b>                      「おだわら障がい者基本計画」等に基づき、障がい者の自立支援や雇用促進、介護者の負担軽減等の支援を行います。</p>	障がい福祉課
3	<p><b>●ひとり親家庭等への支援</b>                      ひとり親家庭等の精神的・経済的負担を軽減するため、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な視点で支援を行います。</p>	子育て政策課
4	<p><b>●市営住宅への入居優遇</b>                      市営住宅への入居にあたり、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の優先度を高めるよう配慮します。</p>	建築課

施策名(2) 外国人等への支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●外国籍住民等への言語支援</b>                      自動通訳機の活用や行政情報の多言語発信等により、言語支援が必要な方が円滑に行政サービス受けることが出来るよう努めます。</p>	人権・男女共同参画課 各課
2	<p><b>●他自治体や支援団体との連携</b>                      神奈川県や県内自治体との連絡会議等を活用し、外国籍住民支援における課題把握や情報共有を行うとともに、言語支援等を行っている市民団体と連携を図ります。</p>	人権・男女共同参画課

## 第2章 計画の内容

### 施策名（3）性的マイノリティへの支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<b>●パートナーシップ登録制度の周知</b> ホームページや広報紙、チラシ等、様々な媒体を活用して制度の周知を図ります。	人権・男女共同参画課
2	<b>●行政サービスの充実</b> 登録者の希望に応じて、登録証明書や事実証明書を発行するほか、税証明書の発行や市営・県営住宅の入居申し込みなど、登録者が利用できる行政サービスの拡充を図ります。	人権・男女共同参画課 各課
3	<b>●性的マイノリティの理解促進に関する啓発</b> 性的マイノリティに関連のある情報を市民に提供するするとともに、職員向けの人権研修で意識啓発するなど、理解促進に努めます。	人権・男女共同参画課

施策の方向2 生涯を通じた健康保持増進

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が互いの身体的性差や生活習慣等を十分に理解し合うことが重要です。生涯にわたって健康でいるために、心身の健康について正確な知識や情報が得られるよう啓発を行います。

また、女性は妊娠や出産を経験すること等により、様々な健康課題に直面することがありますので、その課題を解決するための取り組みを行います。

施策名（1）生涯を通じた健康づくりへの支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●健康保持・増進に関する啓発</p> <p>生涯を通じた健康の支援と情報提供のため、生活習慣病予防等の講座などを開催します。</p>	健康づくり課
2	<p>●各種健康診査の実施</p> <p>生涯を通じた健康づくりを推進するため、男性特有の前立腺がんや、女性特有の子宮がん、乳がん等の検診を充実させ、早期発見に努めます。</p>	健康づくり課
3	<p>●女性専用外来の充実</p> <p>女性特有の症状について気兼ねなく相談できるよう、女性医師が診察に当たる女性専用外来を実施します。</p>	経営管理課

施策名（2）妊娠・出産に関する健康への支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●妊娠・出産期における支援の充実</p> <p>妊娠中・産後の健康診査の実施や母子健康手帳を交付するほか、母親とその家族を支援するための講座等を開催します。</p>	健康づくり課
2	<p>●不妊・不育に対する支援</p> <p>不育症の治療を受ける方への経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、不妊治療助成に関して情報提供を行います。</p>	健康づくり課
3	<p>●周産期救急医療の提供</p> <p>母子の生命の安全を図るため周産期救急医療を実施します。</p>	経営管理課

【 数 値 目 標 】

基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	特定健康診査の受診率	—	設定なし	26.1% (H28年度)	60% (R4年度)
2	がん検診の受診率				
	①乳がん	11.7% (H26年度)	50% (H34年度)	11.1% (R元年度)	50% (R4年度)
	②子宮がん	13.2% (H26年度)		13.3% (R元年度)	
	③前立腺がん	14.2% (H26年度)		13.4% (R元年度)	

※数値目標一覧は、P52、53 参照



## 5 基本方針V あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

(配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律における市町村計画)

### 現状と課題

暴力は重大な人権侵害であり、対象となる性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。

令和元年度に実施した小田原市男女共同参画市民意識調査で、配偶者等から「暴力を受けた経験がある」と答えた人の割合は、男性は約10人に1人、女性は約5人に1人となっており、女性は男性に比べて2倍程度の被害経験がありました【図表10】。

また、DVに限らず、性犯罪やストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等、わたしたちの身近なところにも、女性の人権を侵害するさまざまな暴力が存在しています。

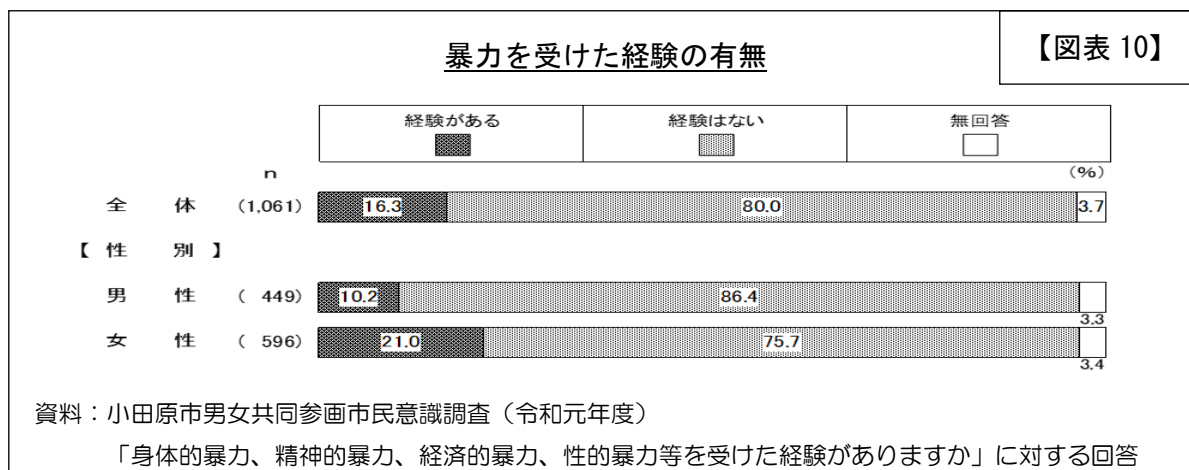
男女共同参画社会の実現にあたっては、男女が対等な立場でそれぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を進める必要があります。

特に、昨今はSNSなど人々を取り巻く環境の変化から、若年層の性犯罪・性暴力被害が大きな問題となっています。性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、長期にわたって影響を及ぼすため、特に、若年層に対して十分な意識啓発と適切な支援が必要です。

また、同調査で、「暴力を受けた経験がある」と答えた人のうち、そのことを誰（どこ）かに相談した人の割合は、約3割にとどまっています【図表11】。

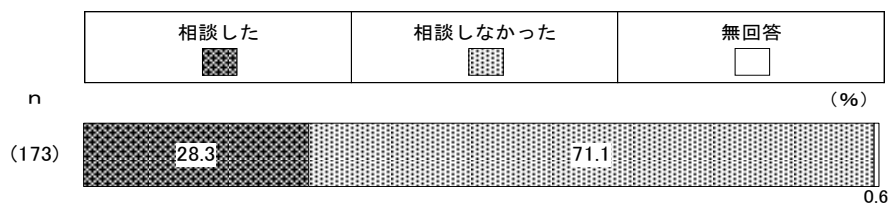
相談しなかった主な理由としては、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」「相談するほどのことではないと思ったから」「相談しても無駄だと思ったから」「自分にも悪いところがあると思ったから」と答えた人が多い結果となりましたが、自分だけで抱え込まず、適切な支援を受けることが、問題解決への第一歩となります【図表12】。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活の不安等によるDV被害の増加が懸念されたため、相談窓口の強化等、支援体制が拡充されました。本市としても、社会状況を踏まえながら、関係機関や団体等と連携しつつ、多様化・複雑化する被害者への支援体制を充実させる必要があります。



暴力を受けたことの相談の有無

【図表 11】

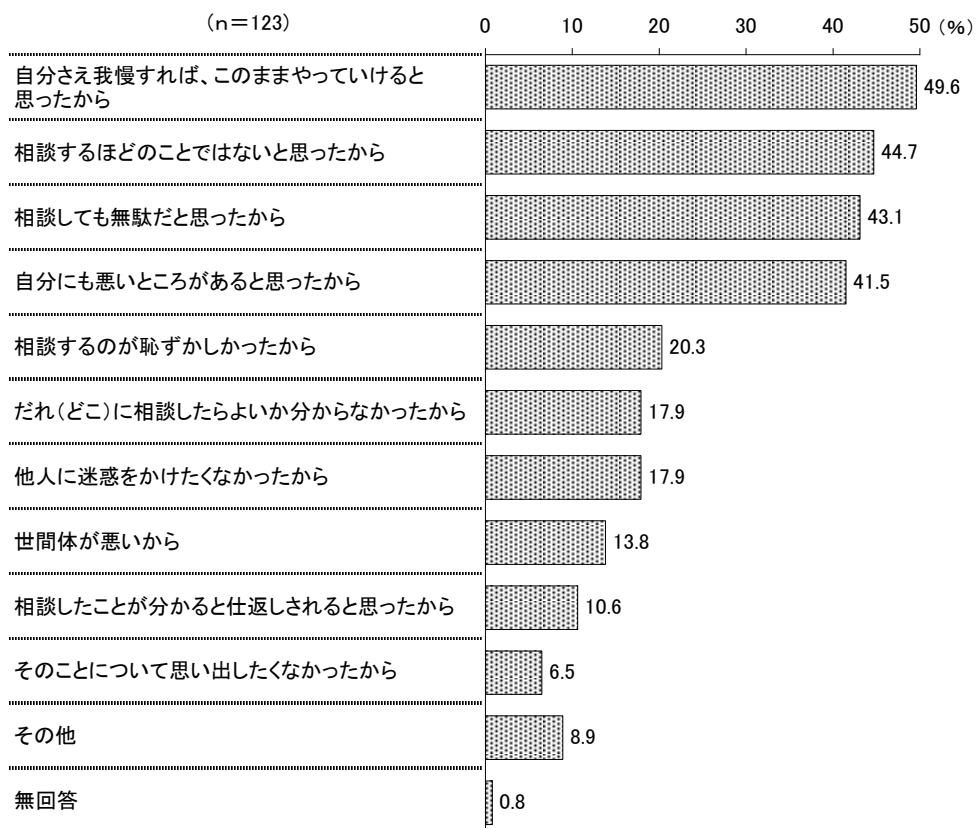


資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

「身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等を受けたことをだれ（どこ）かに相談しましたか」に対する回答

暴力を受けたことを相談しなかった理由

【図表 12】



資料：小田原市男女共同参画市民意識調査（令和元年度）

「身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等を受けたことを相談しなかった理由はなんですか」に対する回答

施策の方向1 あらゆる暴力根絶のための啓発

様々な世代の市民に対し、DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるということについての理解促進と、あらゆる暴力根絶に向けた意識啓発を図ります。

施策名(1) DV防止啓発の拡充

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●DV根絶に向けた意識啓発の推進</b> DVに対する理解を促進し、DV根絶に向け多様な媒体や機会を活かして、意識啓発を図ります。</p>	人権・男女共同参画課

施策名(2) 若年層に向けた啓発の強化

No.	取組内容	主な担当課
1	<p><b>●デートDV等に向けた意識啓発の推進</b> デートDVや性被害、性犯罪等の根絶に向け、多様な媒体や機会を活かして、意識啓発を促進します。</p>	人権・男女共同参画課 教育指導課

施策の方向2 DV被害者への支援

DV被害者の支援のあたっては、相談から一時保護、自立支援まで、継続的な支援が必要です。被害者の安全確保を最優先に、庁内関係課だけでなく、児童相談所や警察、一時保護所、民間支援団体等と広域的に連携し、相談体制の充実を図ります。

施策名（1）相談体制の充実

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●相談員の設置及び資質の向上</p> <p>女性相談員を設置するとともに、国、県、関係団体等が実施する研修に相談員を派遣し、相談スキルの向上を図ります。</p>	人権・男女共同参画課
2	<p>●相談体制の整備・充実</p> <p>被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密保持に配慮した相談環境を確保するとともに、対応マニュアルの整備等、円滑な被害者支援に努めます。</p>	人権・男女共同参画課
3	<p>●庁内連携の充実</p> <p>DV対応関係機関庁内連絡会を定期的開催し、事例検討や情報共有など、連携の強化を図ります。</p>	人権・男女共同参画課
4	<p>●相談窓口の周知</p> <p>ホームページや広報紙、チラシ等、様々な媒体を活用して相談窓口の周知を図ります。</p>	人権・男女共同参画課

施策名（2）一時保護、安全確保に向けた支援

No.	取組内容	主な担当課
1	<p>●緊急一時保護の実施</p> <p>緊急避難の必要がある被害者について、一時保護施設や警察等と連携しつつ迅速に保護することで、被害者の安全確保に努めます。</p>	人権・男女共同参画課
2	<p>●安定した生活への支援</p> <p>施設退所後、被害者が安定した生活を送れるよう生活や住居、住民登録等についての支援を行います。</p>	人権・男女共同参画課
3	<p>●被害者支援に係る情報の秘密保持</p> <p>被害者の情報が加害者に漏れないよう、庁内関係課や関係機関と連携し、秘密保持に努めます。</p>	人権・男女共同参画課

## 第2章 計画の内容

### 施策名（3）自立に向けての支援の充実

No.	取組内容	主な担当課
1	<b>●就労に関する支援</b> 被害者の状況に応じて、自立支援教育訓練給付など各種給付制度や就労支援講座等の情報を提供し、就労を促進します。	人権・男女共同参画課
2	<b>●経済的な支援</b> 被害者の状況に応じて、生活保護、児童扶養手当、ひとり親医療費助成など各種支援制度等の情報を提供し、経済的な負担軽減を図ります。	人権・男女共同参画課

### 施策名（4）関係機関との切れ目のない連携の強化

No.	取組内容	主な担当課
1	<b>●関係機関との連携</b> 県や警察、一時保護施設、児童相談所、移管先の自治体等と広域的に連携し、被害者が必要な支援を受けることができるよう努めます。	人権・男女共同参画課
2	<b>●民間団体との連携</b> DV被害者の支援を行っている民間団体と支援に必要な情報を共有するなど、連携を図ります。	人権・男女共同参画課

【 数 値 目 標 】

基本方針V あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

指 標	実績値			目標値 (年度)	
	第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
配偶者や恋人など親しい間柄における次のような行為を暴力と認識する人の割合					
1	①交友関係や電話を細かく監視する	24.3% (H25年度)	100% (H31年度)	29.7% (R元年度)	100% (R8年度)
	②何を言っても長期間無視し続ける	45.6% (H25年度)		50.2% (R元年度)	
	③大声でどなる	58.9% (H25年度)		64.4% (R元年度)	
	④生活費を渡さない	57.7% (H25年度)		61.2% (R元年度)	
2	暴力を受けたことを相談した人の割合	—	設定なし	28.2% (R元年度)	50% (R8年度)

※数値目標一覧は、P52、53 参照

## 第3章 計画の推進にあたって

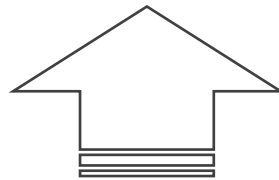
## 1 推進体制

市役所や附属機関、市民・団体・事業所等がそれぞれ連携・協力し、本計画を推進することで、本市の目指す姿である「男女共同参画社会の実現」に向けて、オール小田原市として取り組みます。

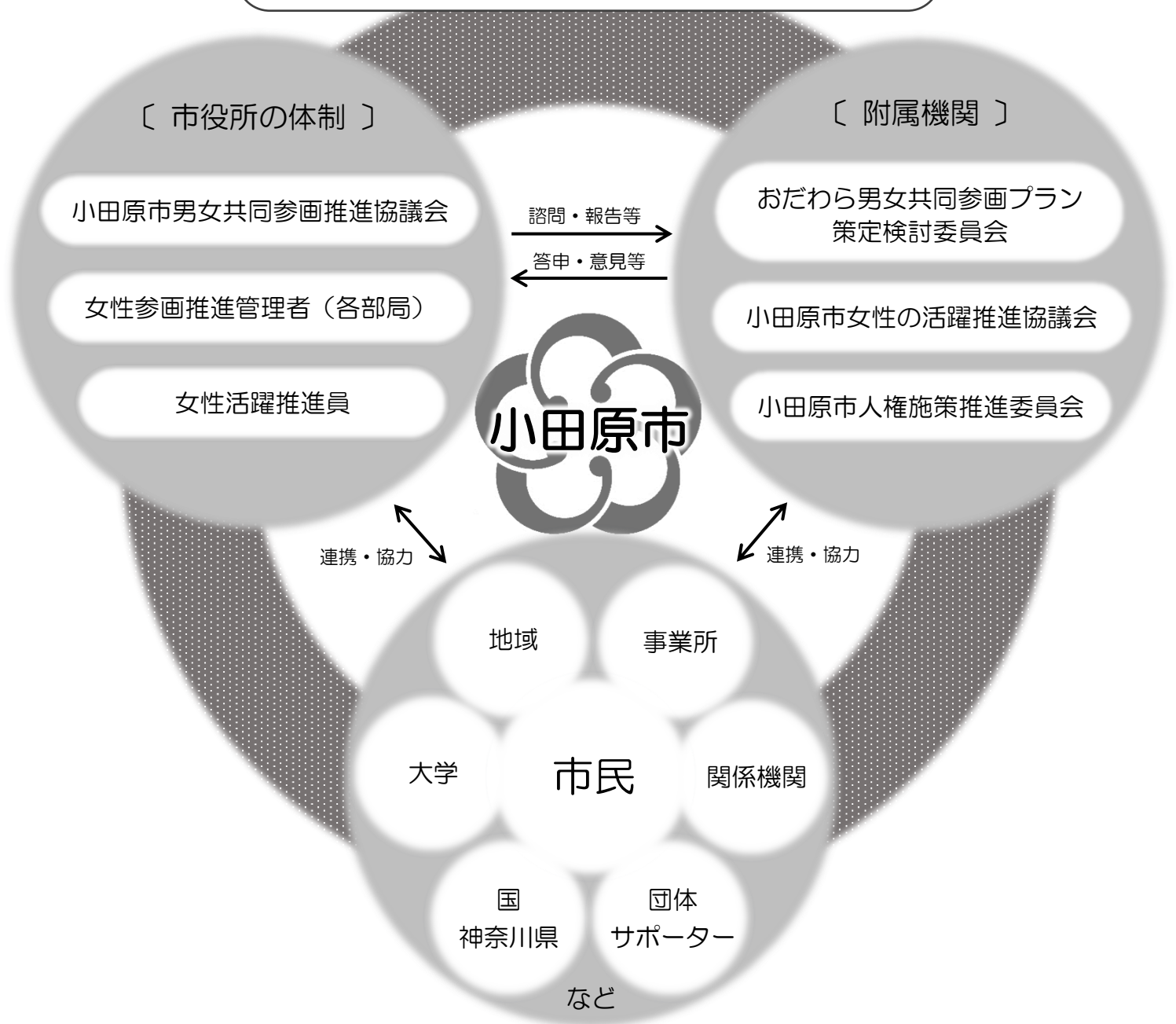
市役所の体制	<p>●<b>小田原市男女共同参画推進協議会</b></p> <p>担当副市長及び各部局の主管課長等を委員として構成する「小田原市男女共同参画推進協議会」を設置し、本市の男女共同参画に関する施策について取組状況を点検・評価することで、「おだわら男女共同参画プラン」を総合的かつ効果的に推進できるよう全庁的に取り組みます。</p>
	<p>●<b>女性参画推進管理者</b></p> <p>「小田原市男女共同参画推進協議会」の委員を各部局の「女性参画推進管理者」として位置付け、各部局で所管する審議会等への女性参画や男女共同参画に関する施策を推進します。</p>
	<p>●<b>女性活躍推進員</b></p> <p>女性活躍推進施策等、男女共同参画に関する事業の企画・運営を行う「女性活躍推進員」を設置することで、施策の一層の推進を図ります。</p>
附属機関	<p>●<b>おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会</b></p> <p>学識経験者や関係団体からの推薦者、公募市民等で構成し、「おだわら男女共同参画プラン」の策定に関する事項等について、男女共同参画に関する施策に有識者や市民の視点を加え、市長の諮問に応じて調査審議します。</p>
	<p>●<b>小田原市女性の活躍推進協議会</b></p> <p>学識経験者や地域経済団体、公共職業安定所からの推薦者等で構成し、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について、市長の諮問に応じて調査審議し、外部有識者の視点で検証します。</p>
	<p>●<b>小田原市人権施策推進委員会</b></p> <p>人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るために設置している「小田原市人権施策推進委員会」において、「おだわら男女共同参画プラン」に関する取組を市長の諮問に応じて調査審議し、外部有識者の視点で検証します。</p>
多様な主体との連携・協力	<p>●<b>市民・団体・事業所等との連携・協力</b></p> <p>市民や男女共同参画推進サポーターをはじめ、市民活動団体や事業所、大学等、多様な主体と連携し、それぞれの強みを生かしつつ、市民と行政が互いに協力しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。</p>
	<p>●<b>国・神奈川県・関係機関等との連携・協力</b></p> <p>国や神奈川県（かながわ男女共同参画センター）、関係機関等と適切に情報共有を行い、啓発事業の実施や支援体制の充実を図ります。</p>



# 男女共同参画社会の実現



## 『第3次おだわら男女共同参画プラン』の推進



## 2 数値目標一覧

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画を実効性のあるものとし、施策の進捗状況を明確にするため、基本方針ごとに指標を定めました。各指標の目標値については、本市総合計画の個別計画や国の「第5次男女共同参画基本計画」等を参考に設定しています。

### 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識改革

指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	社会全体において男女の地位は「平等」と思う人の割合	—	設定なし	18.9% (R元年度)	<b>50%</b> (R8年度)
2	「男女共同参画社会」という用語の周知度	45.8% (H25年度)	100% (H31年度)	48.3% (R元年度)	<b>100%</b> (R8年度)
3	「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	43.9% (H25年度)	50%以上 (H31年度)	51.3% (R元年度)	<b>100%</b> (R8年度)

### 基本方針Ⅱ ささまざまな分野における男女共同参画の促進

指 標		実績値			目標値 (年度)	
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
1	小田原市の審議会等に占める女性委員の割合	28.1% (H27年度)	40%以上60%未 満 (H32年度)	30.8% (R2年度)	<b>40%以上60%未 満</b> (R8年度)	
2	小田原市の女性職員の 昇任希望率	主査級から係長級へ	51.0% (H26年度)	70%以上 (H32年度)	62.8% (R元年度)	<b>80%以上</b> (R7年度)
		副課長級から課長級へ	24.0% (H26年度)	30%以上 (H32年度)	77.9% (R元年度)	<b>80%以上</b> (R7年度)
3	小田原Lエール認定企業の管理職に占める女性の割合	—	設定なし	11.8% (R2年度)	<b>18%</b> (R8年度)	
4	自治会長に占める女性の割合	—	設定なし	2.8% (R3年度)	<b>10%</b> (R8年度)	

### 第3章 計画の推進にあたって

#### 基本方針Ⅲ 雇用における男女共同参画の推進

指 標		実績値			目標値 (年度)	
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)		
1	保育園の待機児童数	16人 (H27年度)	0人 (H31年度)	14人 (R2年度)	0人 (R6年度)	
2	小田原市男性職員	配偶者出産休暇取得率	71.9% (H26年度)	75%以上 (H32年度)	69.7% (R元年度)	80%以上 (R7年度)
		育児参加のための 休暇取得率	14.0% (H26年度)	20%以上 (H32年度)	19.7% (R元年度)	30%以上 (R7年度)
		育児休業取得率	—	設定なし	5.0% (R元年度)	30%以上 (R7年度)
3	小田原市職員の年次休暇年平均取得日数	7.4日 (H26年度)	11日 (H32年度)	13.1日 (R元年度)	15日 (R7年度)	
4	小田原Lエール認定企業数	—	設定なし	53社【累計】 (R3年度)	250社【累計】 (R8年度)	

#### 基本方針Ⅳ 誰もが生き生きと暮らせる環境づくり

指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	特定健康診査の受診率	—	設定なし	26.1% (H28年度)	60% (R4年度)
2	がん検診の受診率				
	①乳がん	11.7% (H26年度)	50% (H34年度)	11.1% (R元年度)	50% (R4年度)
	②子宮がん	13.2% (H26年度)		13.3% (R元年度)	
	③前立腺がん	14.2% (H26年度)		13.4% (R元年度)	

#### 基本方針Ⅴ あらゆる暴力の根絶と被害者への支援

指 標		実績値			目標値 (年度)
		第2次プラン策定時 (年度)	第2次プラン 目標値	現在 (年度)	
1	配偶者や恋人など親しい間柄における次のような行為を暴力と認識する人の割合				
	①交友関係や電話を細かく監視する	24.3% (H25年度)	100% (H31年度)	29.7% (R元年度)	100% (R8年度)
	②何を言っても長期間無視し続ける	45.6% (H25年度)		50.2% (R元年度)	
	③大声でどなる	58.9% (H25年度)		64.4% (R元年度)	
	④生活費を渡さない	57.7% (H25年度)		61.2% (R元年度)	
2	暴力を受けたことを相談した人の割合	—	設定なし	28.2% (R元年度)	50% (R8年度)

## 参 考 资 料

## 1 計画策定の経過

年月	【附属機関】 おだわら男女共同参画プラン 策定検討委員会	【市役所内の組織】 小田原市男女共同参画 推進協議会	その他
令和元年11月			小田原市男女共同参画市民意識調査の実施（11月14日～11月29日）
令和2年7月～9月	委員の公募・推薦		
令和2年9月		令和2年度第1回協議会	
令和2年10月	第1回委員会 （委員委嘱・委員長への諮問等）		
令和3年1月	第2回委員会 （計画体系の検討等）		
令和3年2月		令和2年度第2回協議会	
令和3年5月			第3回小田原市女性の活躍推進協議会 （おだわら男女共同参画プランの検討）
令和3年7月	第3回委員会 （計画内容の検討等）	令和3年度第1回協議会	
令和3年10月	第4回委員会 （計画素案の検討等）		
令和3年12月			小田原市議会総務常任委員会報告 （パブリックコメントの募集について）
令和3年12月～ 令和4年1月			パブリックコメントの募集 （12月15日～1月13日）
令和4年2月	第5回委員会 （計画最終案の検討等）	令和3年度第2回協議会	パブリックコメントの結果公表
令和4年3月	市長への答申		小田原市議会正・副議長報告 （計画最終案について）
令和4年3月	第3次おだわら男女共同参画プランの策定		

## 2 おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置されたおだわら男女共同参画プラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、おだわら男女共同参画プランの策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画に関する知識、経験等を有する者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 公募市民
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、市民部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会委員名簿

〔任期：令和2年10月26日～令和4年3月31日〕

役職	氏名	規則第3条第1項 各号の区分	所属団体等
委員長	吉田 眞理	学識経験者	小田原短期大学学長
副委員長	谷 俊子	学識経験者	関東学院大学非常勤講師
委員	興津 正治	公募市民	—
	久保寺 重雄	市長が必要と認める者	小田原市人権擁護委員会
	小林 財子	市長が必要と認める者	小田原市民生委員児童委員協議会 理事
	中島 慶太	学識経験者	小田原市立下中小学校校長
	橋本 眞智子	男女共同参画に関する 知識・経験を有する者	公益社団法人ガールスカウト 神奈川県連盟連盟長
	堀 朋子	公募市民	—
	山岡 弘	市長が必要と認める者	小田原商工会議所専務理事
	山崎 真理子	男女共同参画に関する 知識・経験を有する者	特定非営利活動法人 ウエスト神奈川女性の人権を守る会 理事

〔五十音順（委員長、副委員長除く）・敬称略〕





## 小田原市強靱化地域計画の策定（進捗状況）について

### 1 計画の策定趣旨・背景

多くの大規模災害の経験を踏まえ、国ではどのような大規模自然災害が起きても、都市の主要な機能を機能不全に陥らせない、強くしなやかな都市づくりを国及び地域が主体となって平時から進めることで、より安全・安心な国づくりにつなげることを目的に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を、平成25年（2013年）に制定した。

この基本法第4条には、地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。」と規定されており、第13条に国土強靱化地域計画を策定できることが定められている。

また、経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる「骨太の方針」）、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針等において、地方自治体における国土強靱化の推進が求められており、本市においても地域計画の策定に至ったものである。

- 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定・平成30年12月14日変更）  
国土強靱化年次計画2021（令和3年6月17日国土強靱化推進本部決定【毎年改定】）
- 神奈川県国土強靱化地域計画（平成29年3月策定）

### 2 計画の構成

#### ①地域の強靱化に関する「基本目標」

- 人命の保護が最大限図られる
- 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

#### ②大規模自然災害に対して「事前に備えるべき目標」

- 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
- 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 制御不能な二次災害を発生させない
- 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生

後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

③「リスクシナリオ」(起きてはならない最悪の事態)

4つの基本目標と9つの事前に備えるべき目標をもとに、国の国土強靱化基本計画で示されたリスクシナリオを踏まえ、本市の地域特性やSDGs未来都市としての位置付け、近年の災害において新たに認識された課題等を考慮し、42の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。

④「脆弱性評価」の実施

リスクシナリオごとに、新総合計画をベースに市が行う施策・事業を踏まえ、リスクシナリオを回避するためにどのような取組が必要かを分析する脆弱性評価を行い、脆弱性評価に対応した「取組の方向性」を打ち出した。

3 計画策定スケジュール

R 3 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 4 1月	2月	3月	
	● 防災会議	←-----	策定作業	-----→	←-----	庁内調整	●	パブリック コメント	←-----	● 計画策定	

# 小田原市強靱化地域計画 (案)

# 1. 策定の趣旨・背景等

## 1. 1 策定趣旨・背景

これまでわが国は、阪神淡路大震災、東日本大震災等の地震災害のほか、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の洪水・土砂災害といった大規模な自然災害に見舞われ、その度に甚大な被害を受け、復旧・復興に長期間を費やすという歴史を繰り返してきました。

多くの大規模災害の経験を踏まえ、国ではどのような大規模自然災害が起きても、都市の主要な機能を機能不全に陥らせない、強しなやかな都市づくりを国及び地域が主体となって平時から進めることで、より安全・安心な国づくりにつなげることを目的に、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)を、平成25年に制定し、この基本法に基づき、「国土強靱化基本計画(平成26年6月)」を策定しました。

基本法第4条には、地方公共団体の責務として、「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。」と規定されており、第13条に国土強靱化地域計画を策定できることが定められています。また、経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる「骨太の方針」)、持続可能な開発目標(SDGs)実施指針等において、地方自治体における国土強靱化の推進が求められており、国を挙げて国土強靱化を推進しています。

本市も例外ではなく、歴史上これまで地震等の大規模災害が多く発生し、併せて近年では水害が甚大化する傾向にあるなど、依然として災害リスクが多く存在します。

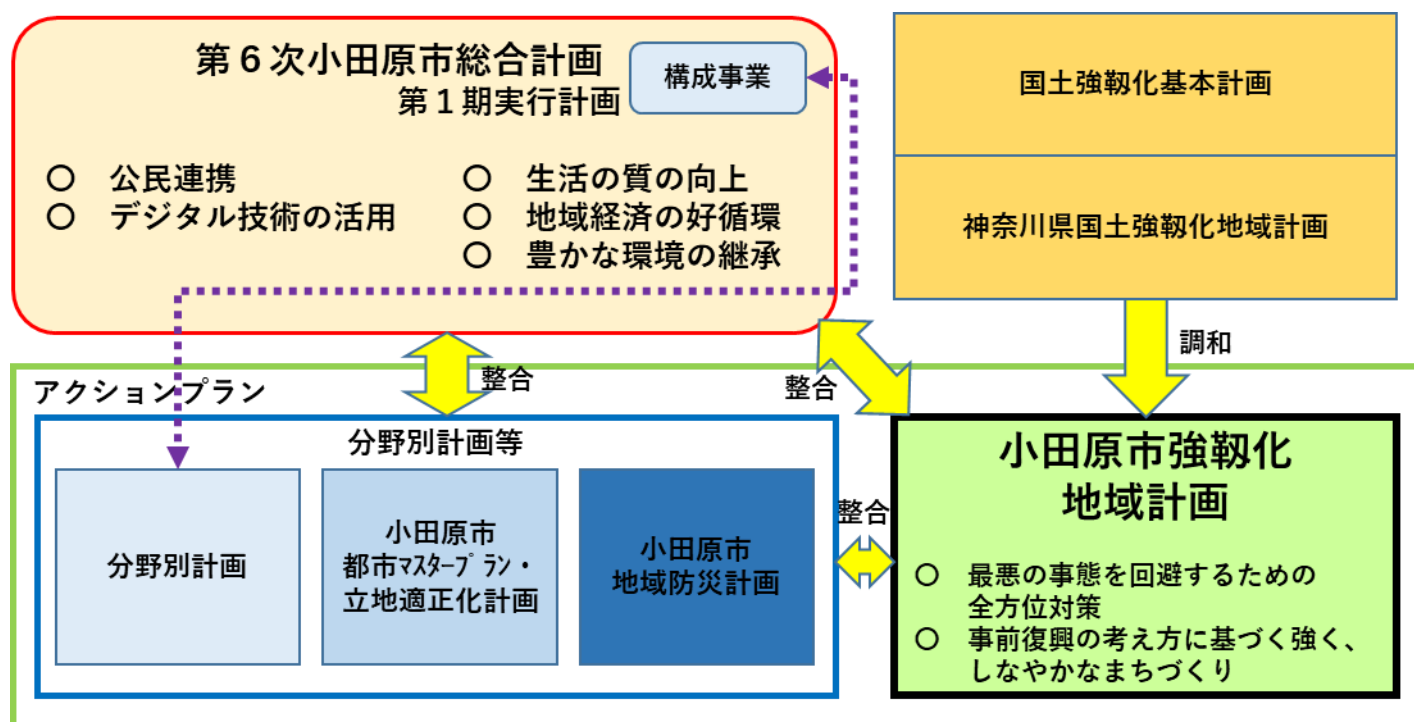
このような状況を踏まえ、本市においても「世界が憧れるまち“小田原”」にふさわしい「強さ」と「しなやかさ」を備えた持続可能な都市づくりを推進するため、これまでの防災・減災の取り組みに加え、将来を見据えた都市基盤整備、地域における自助・共助の一層の推進、未来を担う子どもたちへの防災教育の充実等、これまで以上に災害に強い人づくり・地域づくり・都市づくりを実現するための取り組みの方向性を示すものとして、「小田原市強靱化地域計画」を取り纏めました。

## 1. 2 計画の位置付け

基本法第13条において、国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市町村等の計画等の指針として定めることができるとされています。

そこで、本市の市政運営の根本となる第6次小田原市総合計画及び第1期実行計画を上位計画とし、基本法の趣旨を踏まえて、小田原市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靱化に関する部分について指針性をもつ計画として位置付けることとしました。

## 【小田原市強靱化地域計画の位置付け】



## 1. 3 計画期間と見直し

- 本計画は災害に強い人づくり・地域づくり・都市づくりの取り組みの方向性を示すものであり、計画期間は定めません。
- 計画の見直しについては、本市総合計画の改定、関係法令の改正等や大規模自然災害後の検証結果等を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の再確認を行い、必要に応じて計画の根幹となる脆弱性評価を再度実施し、計画を改定します。

## 2. 計画の前提事項等

### 2. 1 本市の概況（自然的条件）

#### 2. 1. 1 位置

本市は、神奈川県の南西部に位置し、東京から南西約80kmの距離にあたります。市域は、東西17.5km、南北16.9km、面積113.6km<sup>2</sup>で、西部は真鶴町・湯河原町・箱根町に、北部は南足柄・開成町・大井町に、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接し、南部は相模湾に面しています。

表 小田原市域及び市庁舎の位置

市域位置	北緯	極南 5° 10' 41"	極北 35° 19' 48"
	東経	極東 139° 14' 18"	極西 139° 3' 37"
市庁舎位置	北緯	35° 15' 53"	
	東経	139° 9' 8"	

#### 2. 1. 2 地形

##### (1)地勢

本市の西部は箱根連山につながる山地で、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯となっており、中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成しています。

丘陵部はみかんを主とする樹園地が形成され、平野部は、市街地を除き近郊農業を中心に工業等が調和ある立地をなしており、海岸線においては水産業が営まれ、県西地域の中核都市を形成しています。

##### (2)水系

市内を流れる主な河川には酒匂川、狩川、早川、山王川、森戸川及び中村川等があります。

酒匂川はその源を富士山の東麓に発する鮎沢川が静岡県小山町で須川と合流した後、山北町川西で河内川と合流して酒匂川となり、山北町山北で皆瀬川、松田町で川音川をあわせ、市内飯泉橋の上手で箱根山地の東辺を流れる狩川を合流して相模湾に注いでいます。その全流域面積は582km<sup>2</sup>、耕地灌漑面積18.6km<sup>2</sup>で足柄平野の大動脈をなし、市の排水並びに灌漑用水、さらに上流では発電等に利用され、重要な役割を果たしています。

早川はその源を箱根山の火口原湖、芦ノ湖に発し、仙石原、宮城野を過ぎ、外輪山を横断して箱根町湯本にて須雲川と合流、大窪、早川地区の間をぬって相模湾に注いでいます。その流域は面積107.36km<sup>2</sup>となっており、上流域での発電や灌漑用水に利用されています。

その他、国府津地区には森戸川、酒匂川と早川との間に山王川が、それぞれ灌漑用水として利用され、片浦地区は玉川、水無川、白糸川、橘地区には中村川等が相模湾に注いでいます。

山間部から水が集積する平野部分では水害のリスクが存在し、河口部では津波の被害が他の沿岸部に比べて大きくなる傾向にあります。

### (3) 山地

本市の南西部に接する箱根連山南部の外輪山は、白銀山(993m)を中心としてその東斜面は聖岳となり、さらに急傾斜をなして海にのぞみ、断崖(海蝕崖)をなして相模湾に達しています。

また西北部に位置する箱根外輪山は、明星ヶ岳(924m)を中心として東に傾斜して塔ノ峰、さらに下って岩槻山、八幡山、天神山、多古丘陵となっています。東部から東北部にかけては、大磯丘陵の南西端にある浅間山(281m)を中心に丘陵をなしています。

丘陵地ではがけ地の崩壊の危険性があります。国府津-松田断層の延長線上の相模湾には相模トラフがあり、最大の地震リスクとなっているほか、大正型関東地震や神奈川県西部地震など多くの地震リスクが存在します。近隣では箱根山及び富士山の火山リスクが存在します。

### (4) 海岸

海岸線は約22kmにわたり、大磯丘陵(地塊)の南部橘地区から早川に至る間は屈曲の少ない海岸線が南西に走っています。早川から南、片浦海岸は箱根外輪山の斜面が断崖をなして相模湾に面し、荒磯海岸を形成し、断崖上の海岸線に沿って鉄道と道路が走っています。

この海岸線には、屈曲部にあたる早川南部に小田原漁港があり、その西方には石橋漁港、米神漁港及び江之浦漁港があります。また、東方に二宮漁港が位置しています。

沿岸部では地震による片浦地域のがけ地の崩壊及び沿岸一帯に津波のリスクが存在します。

### (5) 気象

本市は、太平洋側気候に属し、気温は年平均16℃前後、雨量は年間2,000mm前後で台風による影響もあり、比較的多雨地に属しています。季節的に見ると、夏季多雨冬季少雨型です。湿度は年平均70%前後で特に夏季湿度が高く、冬季から春先にかけて乾燥します。

風向は、一般的には海岸の影響で南風が多いですが、冬季から春先にかけては北風系統の風が多いです。特にこの時期には、いわゆる箱根おろしの西風系統が強いことが特色となっており湿度も低く、火災の危険性があります。

近年は降雨状況や台風の進路などが変異しており、水害リスクが高まってきています。

### (6) 地質・地盤

本市の地質は、大きくは西部の山地と東部の丘陵及び足柄平野の3つで異なります。

南西部の箱根山地は、北から、明神岳熔岩によって構成されており、早川の南部には、輝石安山岩類の堅石熔岩と根府川熔岩が広く分布し板状節理をなしています。箱根外輪山山麓台地は表面を、富士山から噴出した火山灰の赤土が数mから数10mの厚さで覆っており、これにより畑作に好適な地味肥沃な土地を提供しています。箱根火山は再三の火山活動によってできたもので、山体を構成する岩石も一様ではなく、斜面には浸食による放射状の谷が発達しています。

東部は、大磯丘陵(地塊)の西南部にあたります。大磯丘陵は主に、表層の関東ローム層、その下の粘土・砂礫からなる洪積層で構成されており、さらに下層は岩盤となっています。丘陵地はみかんを主とする樹園地が形成され、国府津-松田断層帯を境にして、市中央部の平野地である足柄平野と接しています。

足柄平野は、中央を流れる酒匂川によって形成された沖積平野です。沖積層下底の地形は、酒匂川から北北西へ上鴨宮・鬼柳を経て吉田島付近に続く埋没谷(古酒匂谷とよぶ。)と、その東側の千代台を中心とする埋没段丘及び西側の埋没段丘によって特徴づけられます。また、中心市街地では、小田原駅及び小田原城付近の台地から相模湾に向って沖積層の下底が急激に深くなっています。



## 2. 2 本市の概況（社会的条件）

### 2. 2. 1 人口

市の人口は、昭和30年の国勢調査では約11万人でしたが、年々増加し続け、平成7年の国勢調査では20万人に達しました。その後も人口は増加傾向でしたが、平成11年をピークに減少に転じ、以後は、緩やかな減少傾向を示しています。

令和2年国勢調査では、令和2年10月1日現在、市の人口は、188,986人、世帯数は81,669世帯です。また、1km<sup>2</sup>あたりの人口密度は1,661人/km<sup>2</sup>となっています。

表 人口・世帯数の推移

調査年月日	人口			世帯数	備考
	総数	男	女		
昭和15年12月20日	54,699	27,431	27,268	10,749	市制施行時点
昭和25年10月1日	75,334	36,595	38,739	15,465	国勢調査
昭和30年10月1日	113,099	55,656	57,443	22,295	国勢調査
昭和35年10月1日	124,813	61,494	63,319	26,162	国勢調査
昭和40年10月1日	143,377	70,926	72,451	33,649	国勢調査
昭和45年10月1日	156,654	77,491	79,163	40,169	国勢調査
昭和50年10月1日	173,519	85,911	87,608	47,253	国勢調査
昭和55年10月1日	177,467	87,626	89,841	51,809	国勢調査
昭和60年10月1日	185,941	92,046	93,895	56,193	国勢調査
平成2年10月1日	193,417	95,677	97,740	61,360	国勢調査
平成7年10月1日	200,103	99,171	100,932	67,916	国勢調査
平成12年10月1日	200,173	98,675	101,498	71,532	国勢調査
平成17年10月1日	198,741	97,501	101,240	74,291	国勢調査
平成22年10月1日	198,327	96,839	101,488	77,793	国勢調査
平成27年10月1日	194,086	94,679	99,389	79,120	国勢調査
令和2年10月1日	188,986	91,347	97,639	81,669	国勢調査

### 2. 2. 2 土地利用

#### (1) 土地利用概況

本市の面積は、11,360haであり、そのうち人口集中地域の面積は3,020haで市域の約27%にあたります。

市域の約48%にあたる5,552haが農用地等として保全すべき農業振興地域に指定されています。また、森林面積は4,267haで市域の約37%にあたります。

現在の本市の土地利用は次のとおりです。

表 土地利用状況

(単位ha)

田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
558.75	1,875.48	1,963.81	1.64	1,827.23	1,332.40	659.42	2,276.99	10,499.78

※ 河川等を除く。



## (2)市街化区域及び市街化調整区域

本市における令和3年11月1日現在での市街化区域及び市街化調整区域は、次のとおりです。

表 市街化区域及び市街化調整区域

市 街 化 区 域	2,822 ha
市 街 化 調 整 区 域	8,558 ha

令和元年9月13日変更 神奈川県告示第187号

## 2. 2. 3 交通

### (1)公共交通機関

本市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、小田原駅、国府津駅を中心として、4つのバス会社が事業を展開しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。

### (2)道路

本市の骨格となる道路体系は、県西部地域の広域拠点である小田原駅を中心として、東西方向に国道1号、西湘バイパス、国道271号(小田原厚木道路)、県道717号(沼田国府津)、南北方向に国道255号、県道74号(小田原山北)、県道711号(小田原松田)、県道72号(松田国府津)等が放環状型の道路網を形成しています。地区内の生活道路は、城下町という歴史的な経緯から、狭あい曲がりくねった道路も多く存在しており、火災の延焼や災害時の避難が懸念される地区もあります。

## 2. 2. 4 都市構造

### (1)工業地

市は気候、風土、交通、地勢ともに工業の適地である関係から、戦後、特に近代工業の進出が目立ち、酒匂川沿岸や川東地域を中心に工業地域として形成されています。

本市における現在の産業分類別の製品出荷額等では、化学が全体の約3割を占めます。

大規模工場の進出には、人口の過密、通勤時の交通渋滞、公害の発生、地下水の不足、危険物貯蔵等、都市環境の悪化を招く原因が存しています。また、古くから高度の技術を誇る木工業が盛んであるとともに化学工場も多く、災害対策の立場から見るとこれら大規模工場等の所在する地区は、大火災を引き起こす原因が存しています。また、近年、大規模な工場の撤退や工場の近隣に戸建住宅が増える等、土地利用の混在も生じています。

## (2) 商業地

本市の商業は、歴史的には室町時代以降、城下町、宿場町として栄え、県西の交通の要衝として、また、大正期以降は、商業圏の中核に箱根、湯河原、伊豆等の観光地を包含し、これらへの物資供給源として着実に発展してきました。小田原駅周辺の中心市街地においては、昭和30年代以降、高層ビル、百貨店並びに地下街が建設され、賑やかな市街地を形成しています。

一方、平成以降は、車社会を反映して周辺市町や郊外に大型商業施設が建設されており、市の商業圏の縮小、中心市街地の空洞化が徐々に進行しています。

## (3) 住宅地

本市の住宅地は、住宅需要の要請により、一部、山林や農地等の宅地造成がなされたことから、崖崩れや浸水等が懸念される地域を内包しています。また、市街地においては、住宅が密集する地域がある一方、宅地化が進まない低・未利用地も存在しています。

小田原駅周辺の旧市街地から、川東地域の国府津・橋地区にかけては、海岸線沿いに住宅地が形成されており、海拔が10mに満たない地域を抱えています。

## (4) 農地等

本市の農業は、酒匂川を中心とした平野部では、豊富な水を活かして、水稻栽培が盛んに行われ、栽培面積は県内で2番目の広さとなっています。丘陵地帯では、温暖な気候を利用して、様々な種類の柑橘類、梅、キウイ等が栽培されています。

また、本市の北東部の下中地区では、乳牛が飼育され、そこで採れた原乳は、県内で消費されています。

## 2. 3 地震被害の想定

本市の地震被害の想定は、神奈川県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。

県では、平成25年度から26年度にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」、「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。

この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)」から抜粋して示します。

なお、想定には一定の限界があることに留意します。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意します。

### 2. 3. 1 想定条件

- ア 季節: 冬                      イ 日: 平日                      ウ 発生時刻: 18時  
エ 風速・風向: 近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均

県の地震被害想定調査では、このほか冬5時、夏12時についても想定していますが、ここでは、おおむねすべての項目で被害が最大となる上記の想定条件での結果について示します。

### 3. 1. 2 想定地震

想定地震	説明
都心南部直下地震	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード <sup>※</sup> 7.3で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。
三浦半島断層群の地震	同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。発生確率は、30年以内6~11%とされています。
神奈川県西部地震	県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、過去400年間に同クラスの地震が5回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。
東海地震	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。

想定地震	説明
南海トラフ巨大地震	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。
大正型関東地震	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。平均発生間隔は200年から400年です。30年以内の発生確率はほぼ0から5%です。今後100年から200年先には発生の可能性が含まれています。
(参考)元禄型関東地震	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は2,300年程度であり、今後100年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。
(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震です。
(参考)慶長型地震	南海トラフ沖と相模トラフ沿いを繋ぐ断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.5の正断層型の地震です。
(参考)明応型地震	南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定したモーメントマグニチュード8.4の逆断層型の地震です。
(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	相模トラフで発生する海溝型と国府津-松田断層帯の地震が連動発生するモーメントマグニチュード8.3の地震です。

※モーメントマグニチュード(Mw)とは、地震による岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。一般的なマグニチュード(M)は地震計で観測される波の振幅から計算しますが、大きな地震については岩盤のずれの規模を示すため、モーメントマグニチュードを用いることがあります。

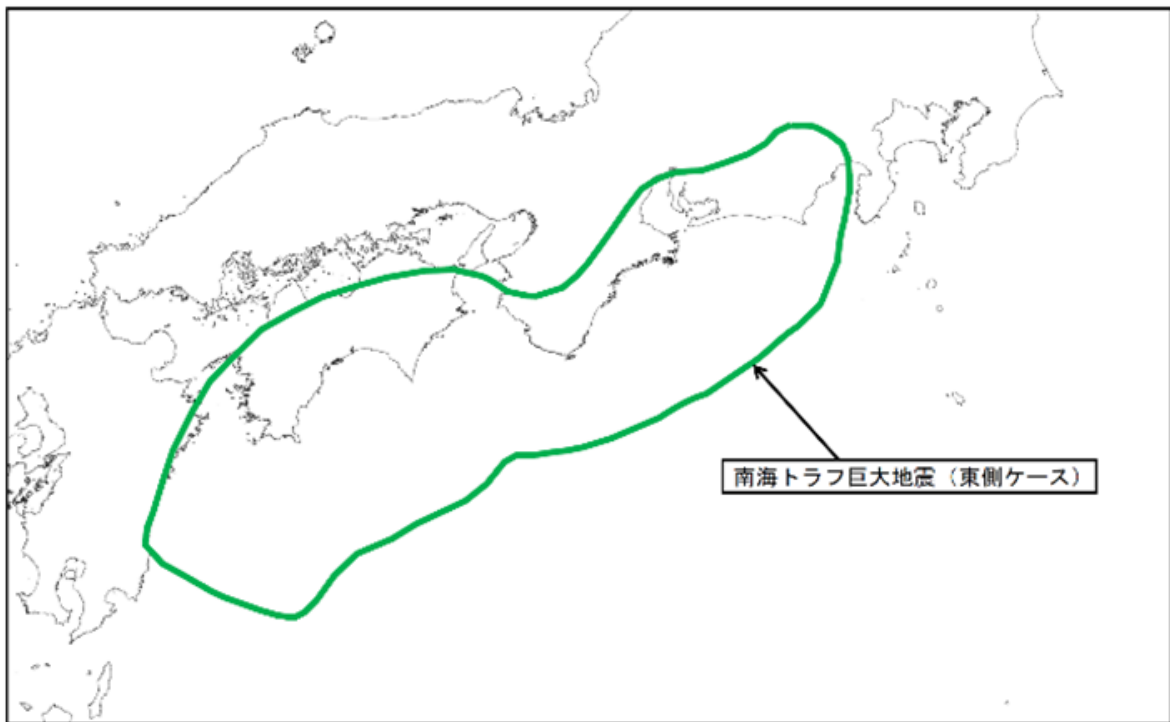
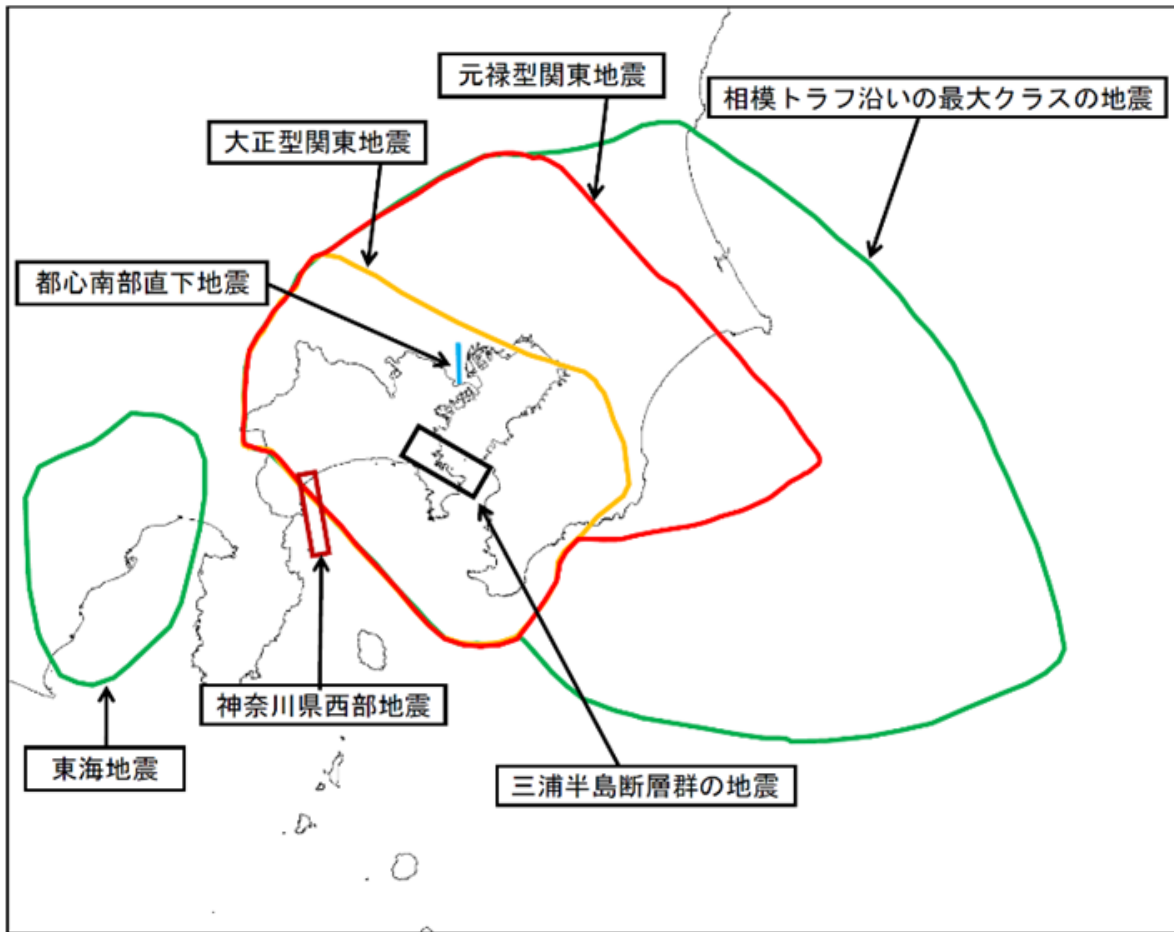


図 震源断層モデル(震源断層域)の位置

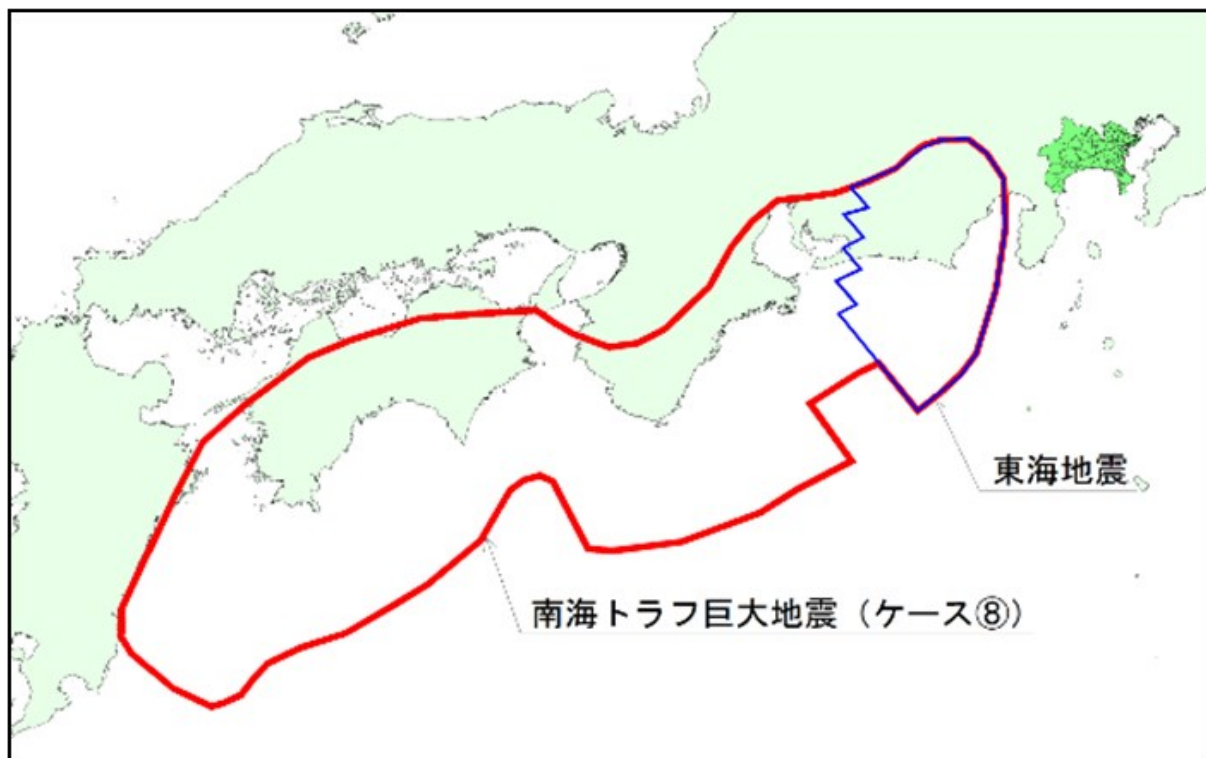
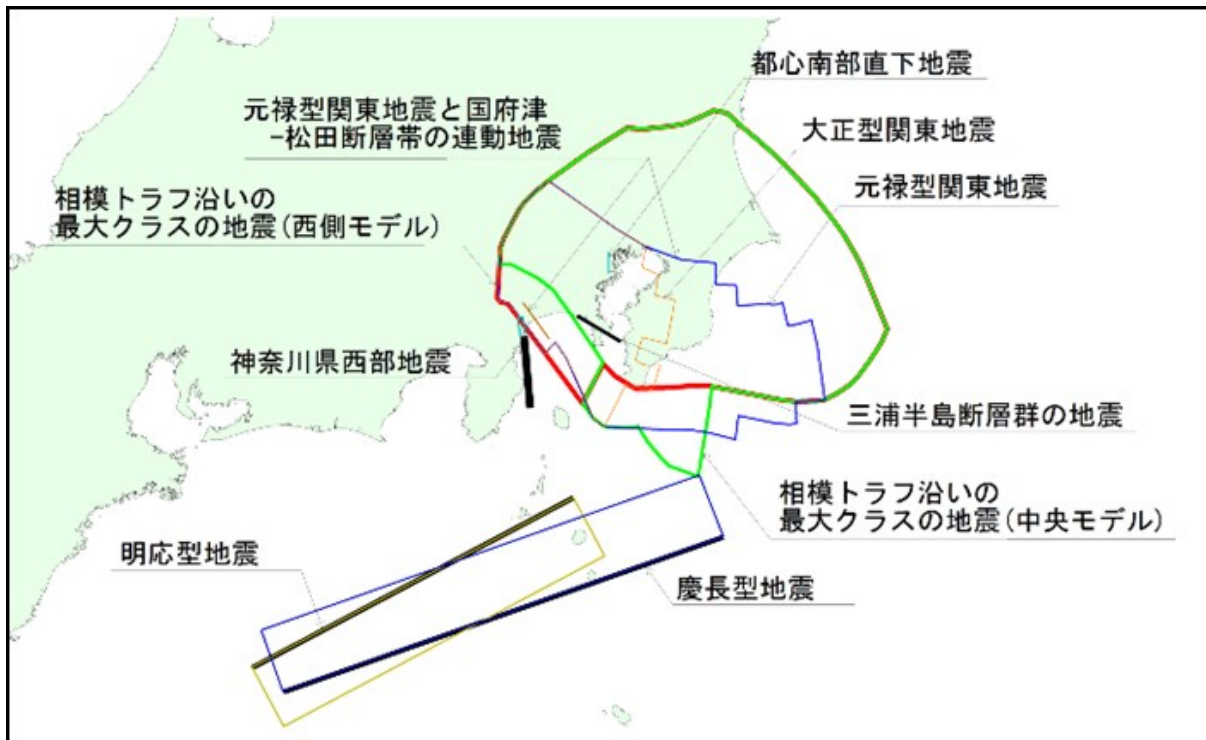


図 津波断層モデルの位置



## 2. 3. 2 想定結果

県の地震被害想定調査の結果から市内の被害を抜粋し、次に示します。

表 市内の被害想定調査結果一覧

(冬 18時)

項目		想定	東海地震	大正型関東地震	(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震	三浦半島断層群の地震	都心南部直下地震	神奈川県西部地震	南海トラフ巨大地震	(参考)元禄型関東地震	(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	(参考)慶長型地震	(参考)明応型地震
マグニチュード (Mw)			8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4
人的被害	死者数 (人)	*	990		0	*	160	10	990	1,330			
	死者数(津波による) (人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	830	70	*	
	負傷者数 (人)	240	8,000	50	0	250	2,560	390	7,950	10,090	*	*	
	うち重症者数 (人)	*	550	*	0	*	110	10	550	750	0	0	
建物被害	全壊棟数 (棟)	90	22,720		0	30	3,860	200	22,890	28,480			
	半壊棟数 (棟)	1,080	16,030		0	880	11,310	2,050	15,960	14,090			
建物被害(津波)	全壊棟数 (棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	560	330	20	
	半壊棟数 (棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	350	460	200	
火災被害	出火件数 (件)	0	80		0	*	10	*	80	100			
	焼失棟数 (棟)	0	4,480		0	0	710	0	4,480	6,780			
自力脱出困難者数 (人)		0	3,360		0	0	250	*	3,360	5,340			
要配慮者	避難者数	高齢者 (人)	260	12,640		0	130	4,490	420	12,670	14,210		
		要介護3以上 (人)	70	3,530		0	40	1,250	120	3,540	3,970		
エレベータ停止台数 (台)		20	180		0	20	170	20	180	180			
ライフライン	電力	停電件数 (軒)	152,030	152,030		0	40	152,030	152,030	152,030	152,030		
		都市ガス 供給停止件数 (戸)	0	35,690		0	0	35,690	0	35,690	35,690		
	LPガス 供給支障数 (戸)	0	580		0	0	440	0	580	930			
	上水道	断水人口(直後) (人)	1,390	169,390		0	570	60,280	4,710	169,390	180,820		
		下水道 機能支障人口 (人)	2,730	18,700		220	2,880	7,760	3,250	18,700	25,270		
	通信	不通回線数 (回線)	69,100	70,080		0	20	69,240	69,120	70,110	70,420		
避難者数	1日後 (人)	2,360	116,460		0	1,220	41,340	3,850	116,720	130,950			
	1ヶ月後 (人)	1,740	88,100		0	1,220	25,440	3,210	88,530	116,170			
帰宅困難者数	直後 (人)	14,520	14,520		14,520	14,520	14,520	14,520	14,520	14,520			
	2日後 (人)	0	14,520		0	0	14,520	0	14,520	14,520			
災害廃棄物 (トン)		5	465		0	3	106	10	467	575			

※ \* =わずか(0.5以上10未満)、0=0.5未満

(参考)元禄型関東地震と国府津-松田断層帯の連動地震、慶長型地震、明応型地震については津波想定のみ

出典:神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)

### 2. 3. 3 津波による被害想定結果

県の地震被害想定調査結果から津波による被害を抜粋し、次に示します。

表 市内の津波による被害

(冬 18時)

想定地震		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津-松田 断層帯の連動 地震	三浦 半島断層群 の地震	都心 南部直下 地震	神奈 川県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラ スの地震	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	
津波被害	人的被害	死者数 (人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	830	70	*
	建物被害	全壊棟数 (棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	560	330	20
		半壊棟数 (棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	350	460	200

※ \* =わずか (0.5以上10未満)、0=0.5未満

市域における最大津波高について、県の津波浸水予測図から抜粋し、次に示します。

表 市域における最大津波高

想定地震	東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津-松田 断層帯の連動 地震	三浦 半島断層群 の地震	都心 南部直下 地震	神奈 川県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラ スの地震	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震
市域における 最大津波高	3.3m (江之浦)	6.1m (早川)	8.5m (根府川)	1.2m (早川)	1.4m (早川)	4.2m (江之浦)	3.1m (江之浦)	6.5m (根府川)	11.9m (国府津)	6.0m (江之浦)	2.7m (米神)

※ 海岸保全区域等以外のがけ地等を除く

出典: 神奈川県津波浸水予測図(平成27年2月)

平成25年度神奈川県地震被害想定調査業務委託津波被害想定資料作成業務委託報告書



## 2. 4 風水害の想定

### 2. 4. 1 河川浸水想定

神奈川県では水防法第14条第3項の規定に基づき、大雨等によって河川が増水し、堤防が決壊した場合を想定し、浸水想定区域図を作成しています。浸水想定区域図は、一定量の雨量があったときを想定し、浸水の範囲と水深を示しています。

表 洪水浸水想定区域指定状況

No	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量 (日雨量)
1	山王川	平成30年6月1日 神奈川県告示第291号	想定最大規模	342mm
2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号	想定最大規模	530mm
3	狩川	平成30年7月27日 神奈川県告示第355号	想定最大規模	364mm
4	仙了川	令和3年10月8日 神奈川県告示第617号	想定最大規模	344mm
5	要定川	平成30年7月27日 神奈川県告示第356号	想定最大規模	336mm
6	早川	令和2年3月24日 神奈川県告示第95号	想定最大規模	870mm
7	森戸川	令和元年12月20日 神奈川県告示第305号	想定最大規模	338mm
8	中村川	令和元年12月20日 神奈川県告示第307号	想定最大規模	335mm

### 2. 4. 2 土砂災害想定

県は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑り等の土砂災害に備えるため、土砂災害危険箇所の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進します。

市は、これら土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒避難体制の確立等防災体制の整備を図ります。

- ◆ 土砂災害警戒区域等（土石流） : 116か所
- ◆ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊） : 406か所
- ◆ 急傾斜地崩壊危険区域 : 14地区

## 3. 強靱化の基本的な考え方

### 3. 1 想定する災害

あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえて、次の自然災害を想定リスクとします。

#### ..想定リスク..

地震、地震火災、地震による津波、浸水（洪水、内水、高潮、高波）による被害、土砂災害（土石流、崖崩れ）、噴火による降灰等の自然災害全般

### 3. 2 基本目標・事前に備えるべき目標の設定

#### 3. 2. 1 基本目標

自然災害発生時は人命の保護が最優先事項です。また、国土強靱化の本質が強さとしなやかさであることから、致命傷を回避し、被害を最小化するための強さを備え、さらには被災後の迅速な復旧・復興を目指した、しなやかさも備えることが重要です。

以上を踏まえ、本市の強靱化を推進するにあたり、国土強靱化基本計画に掲げられた基本目標及び地方自治体としての役割等を踏まえ、次の4つの「基本目標」を設定しました。

なお、設定する基本目標は国の国土強靱化基本計画と同一のものとなっています。

#### ..基本目標..

- 人命の保護が最大限図られる
- 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

### 3. 2. 2 事前に備えるべき目標

前節の基本目標の実現に向け、国土強靱化基本計画を踏まえつつ、地方自治体である本市の地域特性やSDGs未来都市としての位置づけ、近年の災害において新たに認識された課題等を考慮し、様々な自然災害を想定して、達成すべき、より具体的な目標として、次の9つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

事前に備えるべき目標	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7	制御不能な二次災害を発生させない
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
9	災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

### 3. 3 起きてはならない最悪の事態・施策分野の設定

#### 3. 3. 1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

前章で記載した、4つの基本目標と9つの事前に備えるべき目標をもとに、国土強靱化基本計画で示されたリスクシナリオを踏まえ、本市の地域特性やSDGs未来都市としての位置づけ、近年の災害において新たに認識された課題等を考慮し、42の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。

また、国土強靱化基本計画が示しているとおり、これまでの想定を超える大規模な自然災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえ、その事態が回避できなかった場合の影響の大きさや重要性・緊急性を考慮し、脆弱性評価結果に基づき、リスクシナリオの末尾に「※」を付けたものを重点化リスクシナリオとします。

なお、重点化リスクシナリオについては、脆弱性評価において見直し・拡充・促進等の必要があるとされたリスクシナリオ、または国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の対象事業を含むリスクシナリオとします。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1	住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生※
		1-3	風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生
		1-4	富士山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生※
		1-5	避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不十分等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルート途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態
		2-2	消防吏員・施設等の被災による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態
		2-3	救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	片浦地区、和留沢地区における孤立集落の同時発生※
		2-5	帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大※
		2-6	車中泊避難等の多数発生による健康被害等の発生※
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-8	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態
		3-2	市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化
		5-2	漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下※
		5-3	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化
		6-2	緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断
		6-3	鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生※
		7-3	地震、風水害時の三保ダムが決壊による二次災害の発生※
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出※
		7-5	長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大※
		7-6	風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響※



事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態※
		8-2	復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	被害認定調査、罹災証明発行、応急仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態※
		8-6	新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態※
		8-7	文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少
9	災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する	9-1	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態
		9-2	要配慮者（配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態
		9-3	避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態※
		9-4	避難所開設・運営における住民が中心となった運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態※
		9-5	避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気が出ない事態※

### 3. 3. 2 施策分野の設定

3. 3. 1で設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に合わせ、脆弱性評価を行うために必要な施策分野として、次の6つの施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

#### ・・施策分野・・

- ① 行政機能・情報通信
- ② 消防
- ③ 住宅・都市・インフラ・環境
- ④ 保険医療・福祉
- ⑤ 市民・地域・教育文化
- ⑥ 産業・物流・農林水産・観光

#### ・・横断的分野・・

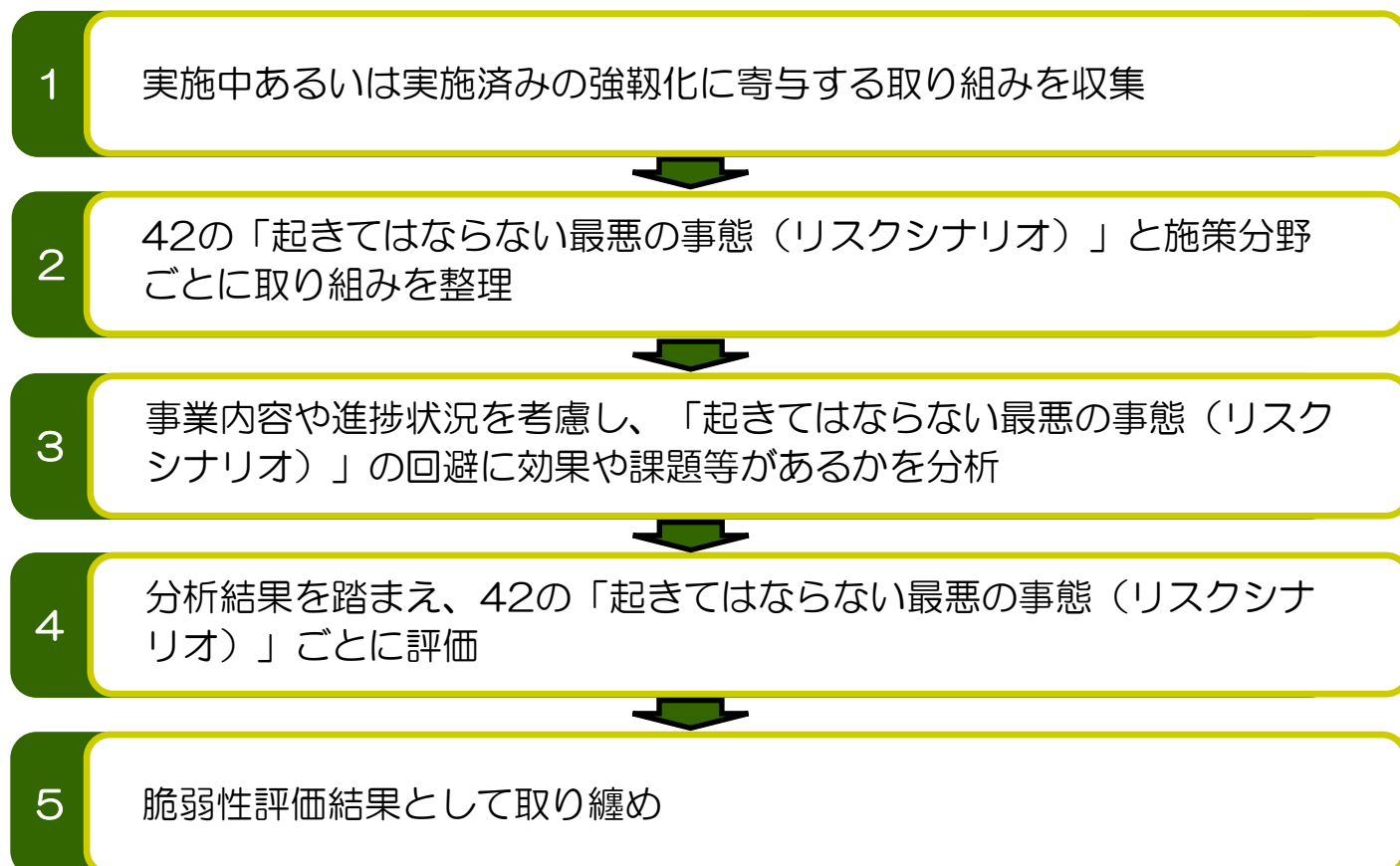
- ① 老朽化対策の推進
- ② 公民連携の推進



## 4. 脆弱性評価・取り組みの方向性

### 4. 1 脆弱性評価の実施方法・総合評価

「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」及び「施策分野」の設定に基づき、脆弱性評価を、次のとおり実施しました。



### リスクシナリオごとの総合評価結果

- ◎ 25のリスクシナリオについては、多くの施策で対応しており、引き続き推進していく必要があります。
- ◎ 17のリスクシナリオについては、近年の災害等の教訓等を踏まえ、施策の見直し・拡充・促進等を行う必要があります。

## 脆弱性評価における重要な視点

強靱化を推進するにあたっては、「ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ」「代替性・冗長性等の確保」「市民・事業者・地方公共団体等との連携」の3点が重要です。

(国土強靱化基本計画における脆弱性評価結果のポイント)

### 1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

基本目標を踏まえ、強靱化に関する取り組みを早期に高水準なものとするためには、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要があります。

《一例》建物不燃化(ハード整備) + 初期消火力の確保(ソフト対策)【地震火災】

河川改修(ハード整備) + 避難行動に関する啓発(ソフト対策)【大規模浸水】

このように、ハード整備とソフト対策を適宜・適切に組み合わせることで必要な対策の実施に努めています。引き続き、ハード整備を計画的に推進し、災害時の自助・共助によるソフト対策のための市民の防災意識の醸成を図ることにより、強靱化が図られます。

### 2) 代替性・冗長性等の確保

様々な自然災害に円滑に対応できるようにするためには、基礎自治体である本市における代替性・冗長性等の確保については、特に情報通信機能と電源等エネルギーの確保が重要になります。

《一例》防災行政無線の運用、災害時優先電話の確保、FMおだわらとの連携【情報通信】

非常用電源装置の設置、代替エネルギー確保事業の実施【エネルギーの確保】

このように、代替性・冗長性等の確保に向けて、必要な施策の実施に努めています。引き続き、公共施設への再生エネルギーの導入等を進め、代替性・冗長性等の確保を進めることが必要です。

### 3) 市民・事業者・地方公共団体等との連携

地域の強靱化は、本市のみで達成できるものではなく、市民・事業者・他の地方公共団体等、各関係主体との平常時からの情報共有や連携が必要不可欠です。

《一例》「まちづくり委員会」、「広域避難所運営委員会」、「自主防災組織」【市民】

各種災害協定、防災会議・いっせい総合防災訓練への参加【市内事業者】

このように、市民・地域に対する自助・共助の推進、各事業者・他の地方公共団体との連携の推進により、本市だけでは対応できない事態を想定して各種対策を講じていくよう努めています。引き続き、市民・事業者・他の地方公共団体等との連携を継続し、災害時対応能力の実効性を高めていく必要があります。

## 4. 2 リスクシナリオ別の脆弱性評価・取り組みの方向性

## 事前に備えるべき目標 1

大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる

1-1

住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 旧耐震基準により建築された既存建築物に対し、耐震診断や耐震化工事について継続的に啓発を行っていますが、多くの建築物が耐震化されておらず、大規模な地震が発生した場合、住宅や多数の者が利用する民間建築物等が倒壊する危険性が依然として残されています。
- 家具転倒防止策や、危険なブロック塀の撤去補助等、避難経路の安全性の確保策を実施するとともに、実践的な避難訓練の実施、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等、安全・確実な避難に繋がる各種施策を実施しています。今後、更に多面的・重層的な防災・減災対策を推進し、建物や避難経路等の安全性の確保を図っていく必要があります。
- 避難経路の安全確保については、ハード面の対策の他、逃げる側のソフト対策も重要です。マイマップ等の作製を通じた事前の安全な避難経路や危険箇所の確認・周知が必要です。
- 公共建築物の耐震化はほぼ完了していますが、地域の防災拠点ともなり得る消防団分団詰所、地区公民館等の一時避難場所の耐震化は未完了であり、早急な耐震化の実施が必要です。
- 救急・救助及び消火活動の中核である消防本部及び消防署所は、24時間体制で常時継続的に使用されており、劣化の進行が他の施設と比較して早い状況です。また、救急需要の増加により、施設の使用頻度も増加しています。
- 消防団分団詰所の多くが老朽化していますが、建て替えの優先順位や用地の確保等の課題により、建て替えが進んでいない状況です。

## ・・住宅の倒壊・損傷対策・・

- 旧耐震基準により建築された木造住宅の所有者に対し、耐震化の重要性に関する啓発活動を行うとともに、耐震診断や耐震化工事の補助事業を実施しています。これにより、小田原市の住宅の耐震化率は、平成19年度には72.1%であったものが、令和2年度には90.0%まで向上しています。また、旧耐震基準の住宅は、築40年以上が経過し、建て替えの時期を迎えていることから、今後は、除却に対する補助等、より利用しやすい補助制度の導入が必要となってきたとともに、耐震シェルター等、住宅そのものを耐震化しなくとも、命を守ることのできる手段の普及・啓発を進めていく必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 震度7クラスの地震が起きたとしても、倒壊しない建築物を可能な限り増やすため、建物所有者等への継続的な支援や啓発を継続することで、住宅や多数の者が利用する民間建築物等の耐震化を促進します。
- 防災教室や出前講座、広報おだわらの防災特集等を通じ、家具転倒防止対策の必要性の広報・啓発を進めます。
- 避難経路の安全確保については、避難行動のためのマイマップ作りを通じ日頃から避難経路の確認、地域の危険箇所の把握等を行うよう啓発を進めます。また、地域における通学路や生活道路等の安全対策を図ります。
- 学校施設での実践的な避難訓練の実施、社会福祉施設等の施設管理者への避難確保計画の整備や避難訓練の実施に向けた取組を進めます。
- 主要な公共建築物（市庁舎、社会福祉施設、学校施設等）の耐震化がほぼ完了したことを受け、今後は、消防団分団詰所等の耐震化未実施の公共建築物の耐震化を推進します。また、人口減少により維持管理が厳しくなる状況においては、施設の機能・配置の適正化及び総量の縮減を図ります。
- 消防署所は、大規模災害等発生時にもその機能を損なうことのないよう、計画的な施設維持管理を行っていきます。

## ・・住宅の倒壊・損傷対策・・

- 旧耐震基準の住宅について、耐震化の必要性や補助制度の活用等の周知を強化するとともに、所有者の実情に応じた、より利用しやすい補助制度について検討し、活用の促進を図ります。
- 耐震診断から改修までの一連の流れについてトータルで支援できる補助制度によりきめ細やかな支援を実施するとともに、繰り返しの広報・啓発を行うことで、一層の耐震化促進を図ります。
- 耐震改修に踏み切れない木造住宅の所有者に対し、家屋倒壊から命を守る減災対策として、耐震シェルター等の設置費用を補助し、制度の活用を促進します。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 脆弱性評価

## ・・屋内での被災対策・・

- 平成20年度に、市で家具等の転倒防止金具を1万セット購入し、自治会連合会を通じて住民への配布を行った以降、具体的な支援策は実施しておらず、更なる対策の推進が必要です。

## ・・避難経路の安全確保対策・・

- 大型商業施設や学校施設等の建築物の廊下、階段等の避難上必要な施設は、消防法により適切に維持管理することが定められており、計画的に立入検査を実施し、適切な維持管理に関し指導を行うとともに、避難上支障があると認められる場合には、指導・是正を行う必要があります。
- 屋外の避難経路の確保については、危険なブロック塀の撤去の推進、踏切や狭隘道路の安全対策、交通安全施設の整備や適切な維持管理を実施しています。引き続き避難経路の安全対策を推進していく必要があります。
- 地震や風水害時の安全な避難経路を、市民一人一人が事前に確認しておき、災害時には、確実に安全な避難行動がとれるようにしておく必要があります。
- 津波災害警戒区域の指定に伴う津波防災地域づくり推進計画を令和3年度に地域との協働により策定しました。今後はこの計画で位置付けた小田原方式の津波避難要領が実効的に行われるように各種のハード・ソフト施策を推進していく必要があります。
- 小田原市いっせい総合防災訓練等の場を通じ、市民に安全な避難の要領や経路等について、啓発していく必要があります。

## ・・多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷防止策・・

- 多数の者が利用する民間の建築物等の耐震化等については、一部において未実施の施設も見られ、引き続き、耐震化について働きかけていく必要があります。



## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 取り組みの方向性

## ・・屋内での被災対策・・

- 各種防災教室や出前講座等あらゆる機会を捉え、屋内での被災の危険性と家具の転倒防止対策の重要性を周知・啓発し、さらに対策を推進していきます。

## ・・避難経路の安全確保対策・・

- 大型商業施設や学校施設等の建築物については、計画的に立入検査を実施し、当該建築物の管理者に廊下や階段等の避難上必要な施設の適切な維持管理に関する指導、必要に応じた是正・指導を行うことで、避難経路の安全を確保していきます。
- 踏切の拡幅等による踏切の安全対策や狭隘道路の拡幅、交通安全施設の整備や維持管理、歩道等の拡幅を行い、安全な避難経路の確保に向けた取組をさらに進めていきます。
- マイマップの作成等を通じ、日頃からの安全な避難経路の確認について、地域の啓発を進めていきます。
- 令和3年度に策定した小田原市津波防災地域づくり推進計画においては、地域住民との協働により小田原方式の津波避難要領を案出し、計画に位置付けました。小田原市における津波の特徴である津波到達時間が極めて短いといったことに対応するためには、強い揺れが継続している中でも避難する必要があるため、屋内外の避難経路の安全確保策については今後、更に有効な施策を検討し、具体的な事業として推進していきます。
- 小田原駅周辺の放置自転車対策を推進し、駅周辺の避難経路の安全確保を進めていきます。
- 実践的な避難訓練の実施や、実効的なマニュアル整備を継続的に支援し、安全確保を強化します。

## ・・多数の者が利用する建築物等の倒壊・損傷防止策・・

- 「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、多数の者が利用する建築物等の耐震性向上を図っていきます。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 脆弱性評価

## ・・公的施設の倒壊・損傷防止策・・

- 学校施設においては、すべての市立小学校・中学校の耐震化は完了しています。しかしながら、多くの校舎等において老朽化が進み、非構造部材や外壁、サッシ等の落下について安全対策を行う必要があります。
- そのほかの公共施設においても、耐震化はほぼ完了していますが、近年、新たに開業した施設を除くと、老朽化した建築物が多く、今後、適切に維持管理していく必要があります。
- 人口減少により維持管理が厳しくなる状況においては、施設の機能・配置の適正化及び総量の縮減を図る必要があります。

## ・・住宅火災発生の予防対策・・

- 火災予防推進事業として住宅に消火器や住宅用火災警報器等の設置を推進し、火災の発生を制御する取り組みを継続的に実施していく必要があります。
- いっせい総合防災訓練等の訓練の場を通じ初期消火訓練等を実施していますが、引き続き、積極的な訓練の実施について、地域に働きかけていく必要があります。
- 各家庭における地震時の出火防止のための感震ブレーカーの普及率は低く、今後、さらに推進していく必要があります。

## ・・消防力の確保・・

- 地域防災力の要となる消防団員の充足率は概ね100%となっていますが、消防団が安全に活動するための被服や各種資機材は一部老朽化しており、更新等を実施し、活動環境を充実させる必要があります。
- 老朽化した消防団分団詰所の建て替え等を実施していますが、引き続き、計画的に整備・更新し地域消防力を確保していく必要があります。
- 消防隊や救急隊の車両や資機材の更新等を実施していますが、車両・資機材の老朽化対策及び消防活動上必要な消火栓、耐震性貯水槽を引き続き、計画的に整備・更新を図っていく必要があります。
- 他の施設と比較して劣化の進行が早い消防署所について、通常よりも短いサイクルで修繕を計画する必要があります。
- 消防団の今後のあり方も踏まえながら、消防団分団詰所の適正配置・維持管理に努める必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 取り組みの方向性

## ・・公的施設の倒壊・損傷防止策・・

- 学校施設の非構造部材や外壁、サッシ等を改修していきます。
- 新たに開業した小田原漁港交流促進施設「漁港の駅TOTO小田原」や市民ホール(三の丸ホール)、老朽化した小田原アリーナ等の施設の維持管理を、それぞれの施設の状況に応じて適切に実施し、地震被害の最小化を図っていきます。
- 「小田原市公共施設再編基本計画」に基づき、施設の機能・配置の適正化及び総量の縮減を図ります。

## ・・住宅火災発生の予防対策・・

- 住宅用火災警報器が未設置建物に対し設置に関する啓発を推進していきます。
- 消火器の設置を推進し、自治会での防災訓練の実施等、地域における初期消火力の向上に努めます。
- 各家庭における感震ブレーカーの設置を推進するとともに、その他の地震火災対策について研究していきます。

## ・・消防力の確保・・

- 地域防災力の要となる消防団員の充足率100%を目標とするとともに、消防団が安全に活動できるように、被服や各種資機材を更新し、消防団員の処遇を改善し、活動環境を充実させます。また、訓練や研修の機会を通じた消防団員の災害対応力の向上を推進していきます。
- 消防団分団詰所の建て替えを計画的に実施し、大規模災害時の防災拠点としての機能の向上を推進していきます。
- 消防隊及び救急隊の車両や資機材の整備を計画的に推進します。また、消防水利の確保に努め、消防力の維持向上を図ります。
- 消防署所は、大規模災害等発生時にもその機能を損なうことのないよう、計画的な施設維持管理を行っていきます。
- 消防団の今後の在り方も踏まえながら、分団詰所の適正配置を検討するとともに、現施設の維持管理を適切に実施していきます。



## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 脆弱性評価

## ・・住宅地の大規模延焼対策・・

- 地震に伴う大規模火災が発生する可能性が高い木造住宅地域等が市内所々に点在しており、耐火性の高い建物への建て替え等を推進していく必要があります。
- 木造住宅地域等を中心に、消防車の消火活動の障害となる狭隘道路が存在しており、拡張整備等を推進していく必要があります。

## ・・避難空間の不足対策・・

- 地震時の住民の避難空間として一時避難場所や広域避難所が位置付けられていますが、風水害時の住民の身近な避難空間が不足しており、今後更なる避難空間の確保を推進していく必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 取り組みの方向性

## ・・住宅地の大規模延焼対策・・

- 災害に強い街づくりを推進し、大規模火災が発生する可能性が高い木造住宅地域等を重点に耐火性の高い建築物への建て替えを促進するための啓発を進めていきます。
- 狭隘道路や踏切の拡幅整備を推進し、初期消火力の向上に努め、住宅地の大規模延焼対策を推進していきます。

## ・・避難空間の不足対策・・

- 地震時の最初の避難場所である一時避難場所を各自治会毎に定めて、地域住民の安否確認を行う体制確立しています。また、広域避難所においては現在約34,300人分の避難空間を確保していますが、地域との話し合いを通じて、身近な避難空間の更なる確保を推進していきます。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-2

大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 令和元年12月に小田原市ブロック（小田原市、真鶴町、湯河原町）は、神奈川県により、「津波災害警戒区域」の指定を受けました。令和3年度に法に基づき、津波防災地域づくり推進計画を策定しましたが、今後、地域住民の意見や要望を十分に取り入れた事業・施策の更なる具体化が求められます。
- 津波災害警戒区域に指定された地域のハード対策に関しては、日本海溝や南海トラフ沿いでおおむね100年～150年周期で発生するレベル1津波については、神奈川県の海岸保全基本計画で示された計画天端高を基準とした整備が求められますが、早期の整備完了を目指して、神奈川県との連携を強化していく必要があります。
- 津波災害警戒区域に指定された地域のソフト対策に関しては、想定される津波を引き起こす地震は、過去数千年間に発生した記録は見つかっていませんが、発生すれば甚大な被害をもたらす恐れがあるため、あらゆる可能性を考慮して設定したレベル2津波においても、人命の保護が図られるよう、避難場所、避難経路、避難のタイミング等を、区域内の住民に対し、普及・啓発し、訓練等を通じて実行動として徹底していく必要があります。

## ・・津波浸水範囲の軽減対策・・

- 海岸の保全は、神奈川県と連携して実施しています。漁港施設及び海岸保全施設の老朽化が著しく、対策が必要です。
- 酒匂川等の河川を遡上する津波対策に関し、今後、住民との話し合いに基づき、関係機関と協議等を進め、津波、高潮・高波対策を推進していく必要があります。また、防潮扉の開閉に関しても、住民との話し合いに基づき、その要領等を事前に定めておく必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 関連施策分野

重点

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 令和元年度の津波災害警戒区域の指定に伴い、令和3年度に津波防災地域づくり推進計画を地域住民との協働により作成しました。これにより津波浸水想定域内の住民が的確な避難行動をとることができるよう警戒避難体制を確立するとともに、沿岸部におけるハード整備や住民の避難訓練等のソフト対策を有機的に組み合わせることにより、津波からの逃げ遅れゼロを目指していきます。
- レベル1津波に対しては、神奈川県が定める海岸保全基本計画で想定している高潮、高波及び津波の計画天端高を基準とした堤防等の整備により、津波をハード対策により防御することを基本として、神奈川県と連携してハード整備を推進していきます。
- レベル2津波に対しては、市民の命を守るため、避難を主軸とした対策を推進していきます。この際、本市の地震発生から津波襲来までの時間が極めて短いという特性に鑑み、津波警報等を待たない津波避難の要領や市からの緊急情報の伝達要領等について、津波防災地域づくり推進計画を作成する過程で、小田原方式の津波避難要領を、津波浸水想定区域内の住民や要配慮者利用施設の管理者等とのワークショップを開催して案出し、計画に位置付けました。今後はより実践的で具体的な事業・施策の推進に努めていきます。

## ・・津波浸水範囲の軽減対策・・

- 神奈川県が実施する海岸の越波対策について、本市として事業を促進していきます。
- 河川区域については、海岸保全基本計画と整合した河川施設の津波・高潮対策を推進するため、関係機関との協議等を進めるとともに、高潮、津波両ケースの防潮扉の開閉に関する地域との話し合いの結果に基づき、適切な管理を実施します。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 脆弱性評価

## ・津波避難意識向上対策・

- 津波災害警戒区域の指定に伴い、警戒区域内の住民に対し、津波避難の要領等を周知徹底し、「逃げ遅れゼロ」を目指す住民意識を醸成する必要があります。
- 訓練等を通じた津波避難意識の向上の他、沿岸部での津波避難経路看板や海拔表示板の設置等により、迅速・的確な避難行動を促すのに有効な施策を重層的に推進していく必要があります。
- 御幸の浜海水浴場や市営プール等、沿岸部の施設や海岸線でレジャーを行っている人々に対する津波情報の伝達について、推進していく必要があります。

## ・津波避難施設の確保対策・

- 現在、本市では、92施設の津波一時避難施設を指定していますが、津波災害警戒区域の指定に伴い、これを適切に見直すとともに、耐浪性等に関する津波避難施設が保持すべき要件について、神奈川県や国の関係者と協議し、適切な指定を行う必要があります。
- 小田原市沿岸においては、地震発生から津波襲来までの時間が、1～6分と極めて短時間であるため、津波避難タワーを新たに建設する必要がある場合が考えられ、地域住民と十分に話し合い、その要否を決定するとともに、国や県と必要な調整等を行っていく必要があります。
- 令和元年度に新たに開業した小田原漁港交流促進施設「漁港の駅 TOTOCCO小田原」は多くの観光客等に利用されており、大規模地震発生時に発生する津波からの避難に関し、早急に避難場所の確保が必要です。

## ・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策・

- 小田原市沿岸においては、地震発生から津波襲来までの時間が、1～6分と極めて短時間であるため、津波災害警戒区域の指定に伴い、要配慮者利用施設等では避難確保計画を策定し、必要な訓練等を実施する必要があります。
- 津波災害警戒区域内にある小学校・中学校の避難要領について、これまでのシェイクアウトをして揺れが収まったのを確認したのちに、避難行動を開始するといった避難要領を見直す必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 取り組みの方向性

## ・・津波避難意識向上対策・・

- 津波災害警戒区域の指定に伴い、住民とのワークショップ形式の話し合いの場を持つ等、積極的に津波避難意識の向上策を推進していきます。
- 小田原市いっせい総合防災訓練（地震・津波）や各自治会で実施する防災訓練を通じて、津波からの避難意識を向上させるとともに、迅速・的確な避難行動を促す津波避難経路看板や海拔表示により、市民の津波避難意識の向上・醸成に向けた継続的な啓発を推進します。
- 防災行政無線による他、御幸の浜海水浴場及び市営プールにおいて、期間中ライフセーバーにより津波の常時監視、情報伝達、避難誘導體制を確立し、利用者の迅速・安全な避難を推進します。

## ・・津波避難施設の確保対策・・

- 津波災害警戒区域の指定に伴い公表された津波の基準水位に基づき、津波避難ビルの指定の見直しを実施します。また、新たな津波避難施設の確保が必要となった場合は、新たな津波避難ビルの指定のための調整等を推進していきます。
- 地域との調整の結果、津波避難タワー等の建設の必要性が共有された場合は、国や県と必要な財源等を調整し、努めて早期の実現に向け検討していきます。
- 特に津波の基準水位が高く、多くの人の利用する小田原漁港や小田原漁港交流促進施設「漁港の駅 T O T O C O 小田原」周辺については、津波避難に関する検討を推進していきます。

## ・・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策・・

- 津波災害警戒区域の指定に伴い、要配慮者利用施設等では避難確保計画の策定と避難訓練の実施が義務付けられます。市では、これらの施設に対する説明会を実施するとともに、計画作成や訓練実施の支援を行っていきます。
- 津波災害警戒区域内にある幼稚園、小学校、中学校の避難要領について、大きな揺れを感じた直後からの垂直避難等、より実地的な避難要領を検討し、普及・徹底していきます。



## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-3

風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 酒匂川は、その源流を富士山東麓に発する流域面積582km<sup>2</sup>の二級河川で、狩川は、その源流を金時山に発し、足柄平野西部を流れ、酒匂川に合流します。これらの河川は、小田原市内における降雨の影響のみならず、上流の山間部の降雨を集め、増水するといった特性を持っています。このため、上流山間部において線状降水帯が発生した場合を含め、洪水への警戒・対策を実施する必要があり、関係機関等と広く連携する必要があります。
- 早川は、その源流を芦ノ湖に発する河床勾配が極めて急な（1/50程度）の河川で、一旦氾濫すると、氾濫流のエネルギー量が大きく、家屋倒壊や河岸浸食等の被害が発生しやすい特性を持っています。このため、氾濫流に備えた対策を強化する必要があります。
- 酒匂川・狩川・早川以外の河川については、延長が短く、かつ流域面積が小さいため、短時間の集中的な降雨により浸水被害が発生しやすい形状となっており、流域の市街化の進展等と相まって、令和元年度の台風第19号の際も内水氾濫を誘発させたり浸水被害が発生しており、関係機関と連携した対策が必要です。
- 本市においては市内に116カ所の土砂災害警戒区域等（土石流）、406カ所の土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）が存在し、災害発生の予測が難しいといった土砂災害の特性を踏まえ、住民に対する早めの避難の啓発と避難場所の確保について、継続的に取り組んでいく必要があります。

## ・・河川の氾濫等による外水氾濫対策・・

- 近年の国内における大洪水の発生の状況を鑑みると、酒匂川をはじめとする市内中小河川において、ハザードマップの最大浸水域と同様の浸水被害が、いつ小田原市において発生してもおかしくないと言える状況であり、ハード・ソフト両面の洪水対策を継続的に推進していく必要があります。
- 酒匂川、狩川のような築堤河川は、堤防が決壊した場合の影響が甚大であり、河川管理者と連携した河川改修工事が必要です。山王川では、台風の度に溢水を危惧しており、河川の流下能力を向上させる対策を講じることが重要です。
- 河川氾濫からの早めの避難を周知・徹底するために、住民が河川水位情報や気象情報等を適時・適切に入手できる体制を整備する必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・

- 近年の気候変動の影響による局地的な大雨等の増加に対応し、酒匂川をはじめとする市内の県管理河川の浸水想定の見直しが令和2年度に完了したことに伴い、これに基づく河川洪水ハザードマップを製作し、流域の住民に配布し、ハザードの状況の周知・徹底を図っていきます。全てのリスクが顕在化した時点でハザードマップを1冊にまとめるなど、わかりやすい情報発信をしていきます。
- 県管理河川の改修に関しては、県が継続的に取り組むよう、また、河川の維持管理に関しては、適切な通水断面が確保されるよう働きかけていきます。特に酒匂川の堆積土砂の掘削については、国の国土強靱化の重点項目にも指定されていることから適切に実施されるよう要望していきます。
- 市管理の準用河川や水路に関しては、改修や河道掘削等を計画的に実施し、大雨時の溢水対策を推進していきます。
- 土砂災害の警戒区域（レッドゾーン）の指定が令和3年度に行われたことに伴い、これに基づく土砂災害ハザードマップを作成し、住民に配布、周知・徹底を図っていきます。
- 土砂災害に関しては、災害発生の予測等が難しいため早めの避難が基本であり、住民に対する早期避難の重要性の啓発を継続的に実施していきます。また、万が一逃げ遅れた際の、屋内安全確保に関する知識の徹底や近くの土砂災害避難場所の確保について、周知・徹底を図っていきます。

## ・河川の氾濫等による外水氾濫対策・

- 「河川整備等のハード対策だけでは防ぎきれない大洪水は必ず発生する。」といった河川の氾濫等に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目標に策定された神奈川県大規模氾濫減災協議会の取り組み方針と同様の考え方に立ち、市の外水氾濫対策を推進していきます。
- 市では河川管理者である県に働きかけ、堤防補強等の河川改修工事や堆積土砂撤去等の維持管理を計画的・継続的に実施されるよう促進していきます。また、令和元年の台風第19号の影響で、二級河川の増水により内水氾濫を引き起こした酒匂川、狩川、山王川をはじめ、護岸崩壊のあった森戸川、大量の転石が堆積した早川など、河道内の堆積土砂の撤去や樹木の伐採など適切に維持管理していただくよう県に要望していきます。
- 市や市民が河川水位等の情報を適時・適切に入手できる体制を整備するため、水位計や監視カメラをの適切に維持管理や増設等に関して河川管理者に要望していきます。



## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 脆弱性評価

## ・・集中豪雨等による内水氾濫対策・・

- 本市においては、内水ハザードマップが未策定であるため、努めて早期に作成し、市民に周知していく必要があります。
- 近年の集中豪雨や都市化の進展に伴う内水氾濫の頻発に伴う被害の軽減化を図るため、必要な雨水対策を実施する必要があります。

## ・・地下街・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策・・

- 小田原市の大規模な地下施設としては、「HaRuNe小田原」があり、河川氾濫による浸水想定区域外ではありますが、内水氾濫等あらゆる事態を想定した浸水対策や避難確保対策を推進する必要があります。
- 河川洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定については、現在、逐次実施中ですが、全施設における計画の策定と訓練の実施が必要です。

## ・・風水害における避難意識・判断の啓発・・

- 風水害における避難意識は、令和元年度の台風第19号の経験により、本市においてもこれまでにない高まりを見せていますが、まだまだ、市民全員の避難意識が十分に醸成されているとは言えず、継続的な啓発が必要です。
- 近年多発する風水害から「自らの命は自ら守り、行政はこれを全力で支援する。」といった社会を実現するため、気象情報や河川水位情報の適切な活用方法について、周知・徹底していく必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 取り組みの方向性

## ・・集中豪雨等による内水氾濫対策・・

- 市内の内水ハザードマップの作成に関し、引き続き必要な調査に関する関係機関等との調整を行っていきます。
- 近年の集中豪雨や都市化の進展に伴う内水浸水被害のリスクを軽減させるため、計画的な雨水渠の整備等の内水氾濫対策を実施して行きます。

## ・・地下街・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策・・

- 小田原地下街「H a R u N e 小田原」の避難確保対策に関しては、利用者や事業者の地上への避難経路や非常用電源を適切に確保し、逃げ遅れゼロを目指して行きます。
- 河川洪水や土砂災害のハザード内にある要配慮者利用施設の避難確保計画に関しては、策定に向けた研修会を実施し、標準的なフォーマットに必要事項を記入して、「避難場所」、「避難経路」、「避難のタイミング」が一目でわかるよう、施設の見えやすい場所に掲示し、風水害時に適切に避難できるように依頼するとともに、年1度以上の実践的・実際的な避難訓練の実施に関し、啓発して行きます。

## ・・風水害における避難意識・判断の啓発・・

- 近年、局地的な大雨や台風等の甚大な被害が全国各地で多発しており、本市においても、いつ大きな被害を伴う風水害が発生してもおかしくない状況にあります。このことを踏まえ、自治会単位や団体単位で実施される防災教室や出前講座において、風水害被害の甚大さ、気象情報等の情報収集に基づく早期避難行動の重要性等について、継続的に啓発して行きます。
- 気象情報への警戒レベル相当情報制の導入により、市民が直感的に避難のタイミングを判断しやすい環境が整ってきたことに伴い、これを市民に周知・徹底するとともに、自らの命は自らで守る意識と自らの判断に基づく早期避難の重要性について啓発して行きます。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 脆弱性評価

## ・・崖崩れや土石流等土砂災害対策・・

- 近年の豪雨災害で大きな問題となっている土砂災害から市民の命や財産を守るためには、これを未然防止する対策を計画的に推進することが何より重要です。
- 神奈川県による土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定が令和3年度に完了したことに伴い、今後、土砂災害警戒区域等に対する対策工事等について、官民共同で進めていく必要があります。
- 土石流対策としての砂防堤や砂防ダムは有効であり、これらの設置について今後推進していく必要があります。

## ・・土砂災害時の避難行動に係る啓発・・

- 土砂災害から市民の命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の周知や警戒避難体制の確立について啓発していますが、まだまだ徹底できているとは言えず、今後も引き続き普及・啓発していく必要があります。
- 土砂災害は、その発生の予測が困難であり、人的被害を防止するためには、早めの避難行動が極めて重要です。気象情報への警戒レベル相当情報等の導入を踏まえ、土砂災害の恐れがある区域の住民等に対し、早期の避難に関し、普及・啓発していく必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 取り組みの方向性

## ・・崖崩れや土石流等土砂災害対策・・

- 民有地の崖崩れ等土砂災害対策については、現地調査の結果に踏まえ、崖地所有者等への改善の実施に向けた働きかけや技術的アドバイスを継続的に実施していきます。
- 市保有の公園緑地、学校施設、道路等の崖地等については、継続的な安全対策を推進していきます。
- 土石流の発生が予測される沢等に対する砂防堤等の設置については、継続的に県や国に働きかけていきます。

## ・・土砂災害時の避難行動に係る啓発・・

- 市民が適切な避難行動をとれるよう、土砂災害ハザードマップ等を活用し、土砂災害の恐れのある区域の住民に、土砂災害の突発性や被害の甚大さ、早期避難の重要性や屋内安全確保行動等について周知・徹底を図るとともに、土砂災害の危険性が高まった場合の土砂災害に関する防災気象情報の入手要領や、避難判断の基準、安全な避難行動の実施といった警戒避難体制の充実に努めていきます。
- 気象情報への警戒レベル相当情報制の導入により、市民が直感的に避難のタイミングを判断しやすい環境が整ってきたことに伴い、これを市民に周知・徹底するとともに、自らの命は自らで守る意識と自らの判断に基づく早期避難の重要性について啓発していきます。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-4

富士山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者等の発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 今後、予想される富士山火山噴火への備えについては、国の富士山火山防災対策協議会の検討結果を踏まえ、今後、具体的に対策を推進する必要がありますが、これまでの降灰処理対策や健康被害対策の他、新たに示された溶岩流対策や全市の広域避難も視野に入れた検討が必要です。
- 消防職員の火山災害対応資器材として、防じんマスク及びゴーグルの整備を令和2年度に完了しましたが、今後も継続して災害に応じた資器材を整備する必要があります。

## ・・降灰除去体制の整備・・

- 降灰除去体制の確立に関しては、広域での対応が必要となるため、他自治体との連携を含め、多くの主体との事前の連携体制の確立が極めて重要です。
- 歴史上において、困難を極めた降灰後の酒匂川治水対策についても、関係機関等と協議し、できる限りの事前対策を推進していく必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

重点

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 富士山火山噴火に対する備えとしては、酒匂川等の河川氾濫対策を中心に実施していますが、今後、発表が予定されている富士山火山防災対策協議会の検討結果を踏まえ、降灰処理対策や健康被害対策、インフラ維持管理対策等必要な対策について検討していきます。
- 令和2年度に新たに示された溶岩流に対する対策としては、溶岩の小田原市域到達までには相当の時間がかかることから、避難対策を中心とした対策について検討していきます。
- 小田原市域における市民生活や経済活動等の継続が困難になると予測される程度の大量の降灰対策として、交通機関が麻痺する以前に広域避難が実施できるよう、事前に避難地や移動手段の確保、広域避難要領等に関して検討していきます。

## ・・降灰除去体制の整備・・

- 「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、降灰処理のための資機材の確保に努めるとともに、市内土木建設協同組合等との協定により、降灰除去体制を確立します。
- 河川に堆積する降灰の除去に関しては、今後、その要領を含め、河川管理者である神奈川県と協議を進めるとともに、事前の河道掘削等により流下能力の確保を図ります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 脆弱性評価

## ・・降灰による家屋等の倒壊対策・・

- 小田原市域の富士山火山噴火に伴う降灰量は、ほぼ全域で10～30cmであり、一部では50cm以上と予測されており、降雨等を伴うと、木造家屋の倒壊等、甚大な影響を及ぼす可能性があります。
- これらの被害を防止するためには、定期的な屋根の降灰除去対策が必要になりますが、降灰除去に係る人員の確保と必要な資機材、及び灰捨て場の確保について、今後、課題解決をしていく必要があります。

## ・・降灰によるインフラ被害の拡大・市域の孤立化対策・・

- 降灰によるインフラ被害は電力、上下水道、通信、空調、家電製品・情報機器等の分野で広範囲に発生することが想定されており、市単独では解決しえない問題が数多く含まれています。このため、降灰に備えた平素からの関係機関や事業者とのネットワークの構築が極めて重要です。
- 降灰により交通網が遮断され、市域が孤立化する可能性も十分考えられます。このため、主要道路交通網の降灰除去対策について、あらかじめ優先順位や手順について取り決めておく必要があります。

## ・・広域避難対策・・

- 市域が孤立化するような大量の降灰が予測される場合は、交通網が遮断される以前に、市民を広域避難させなければならない事態も想定され、事前の広域避難に関する協定等を締結しておく必要があります。

## ・・火山災害に対する意識啓発・・

- 国の富士山火山防災対策協議会より溶岩流によるハザードが示され、市民の富士山火山噴火に対する関心が高まっている機を捉え、火山災害に対する意識の啓発を実施して行く必要があります。



## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 取り組みの方向性

## ・・降灰による家屋等の倒壊対策・・

- 降灰による家屋等の倒壊対策に関しては、特に木造家屋においては、降灰量が30cmを超えると降灰の重さによる家屋の倒壊の危険性が高まるため、屋根の降灰の除去等に関する啓発を行っていきます。
- 富士山火山噴火による降灰の被害は広域で発生するため、降灰除去に従事可能な業者や資機材の確保に関し競合が発生する可能性があります。このため、市内業者を中心にあらかじめ協定を締結する等の事前対策を検討するとともに、灰捨て場の候補地について事前検討を進めていきます。

## ・・降灰によるインフラ被害の拡大・市域の孤立化対策・・

- 降灰によるインフラ被害として想定されるのは、様々な分野で広範多岐にわたり、その対策も単なる降灰の除去にとどまらず、定期的な設備・機器類の点検・整備や予備部品や予備手段の確保等様々です。このため、平素から関係インフラ事業者等とその対応策等について協議し、連携体制を確立していきます。
- 降灰による市域の孤立化が予測される場合は、特に緊急輸送道路、同補完道路及び避難に使う道路の降灰除去を優先的に実施し、輸送・物流体制の確保に努めます。

## ・・広域避難対策・・

- 市域に大量の降灰があり、かつそれが長期化する場合は、市域に通じる交通網が完全に遮断され、市域全体が孤立化する前に、計画的な広域避難を実施する必要があります。このため、今後、神奈川県等と検討・協議を重ね、広域避難にかかる避難場所や輸送手段の確保、避難誘導要領等について具体的に検討を進めていきます。

## ・・火山災害に対する意識啓発・・

- 富士山火山噴火による溶岩流が小田原市域に到達する可能性の公表に伴い、富士山火山噴火に関する市民の関心が高まっています。市ではこの機を捉え、火山災害に対する住民の意識啓発を推進していきますが、火山災害に関する情報・啓発資料等は風水害や地震災害の場合に比し、極めて限られています。このため、住民がやみくもに恐れ混乱するといった事態を避けるため、「正しく恐れる」ための啓発資料の作成や啓発要領等について研究し、防災教室や防災訓練等の場を活用して火山災害に対する意識啓発を推進していきます。



## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-5

避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 自然災害に対して、適切な避難行動をとることは、災害に対する人的被害を軽減する上で、災害の種類を問わず、極めて重要です。避難指示等の発令の段階、避難情報の伝達の段階、避難行動支援の段階、そして市民の避難意識の高揚と正しい避難判断の啓発のそれぞれにおいて、避難行動を混乱なく適切に実施するための必要な取り組みを行っています。
- 避難判断・行動の啓発については、市民に避難情報が適切に伝わり、市民自らが主体的に自らの命を守る行動に関する判断を行い、実際の避難行動を行えるようにするため、行政は全力でこれを支援するとともに、訓練や防災教室等の場を通じ、市民に継続的に普及・啓発していく必要があります。
- また、情報伝達については、市民に確実に避難情報等が伝達・徹底されるように各種情報伝達手段の整備を推進していますが、今後も、効率的・効果的な情報伝達手段について検討・整備していく必要があります。

## ・・避難指示等の判断・発令の遅れ防止対策・・

- 「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等の判断を実施していますが、近年の気候変動の影響を鑑み、これを考慮した判断基準について適切に見直す必要があります。
- 酒匂川等の河川の避難行動に関するタイムラインを作成し、避難指示等の判断の参考にしていますが、今後、気象情報の警戒レベル相当情報の運用も踏まえ、適切に修正するとともに、市民に対しても周知・徹底していく必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・

- 平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、国の中央防災会議では、住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取り組みの強化による防災意識の高い社会の構築を目指すこととされました。この社会構築に向けた取り組みの一つとして、防災情報の提供に関し、5段階の警戒レベルを導入し、避難指示等の住民に伝わりやすい言葉で住民の避難行動を促す取り組みが行われています。
- これに伴い、従来の防災気象情報にも警戒レベル相当情報が付記されることとなり、住民は自らの避難のタイミング等の判断を、より直感的に判断できる体制が整いつつあります。
- 本市では、これらの避難行動にかかる取り組みの変化に対応し、市民との避難判断に係る情報共有をより緊密にし、総合的に判断したうえで、適切な時期と要領で避難情報等を発出できるよう体制整備を進めていきます。
- また、避難場所の開設に関しては、配備職員の体制を強化し、適時に開設・運営できるよう準備を進めていきます。

## ・避難指示等の判断・発令の遅れ防止対策・

- 本市ではハザード別の避難指示等の発令基準を設定しており、通常、これと防災気象情報等を総合的に勘案し、避難指示等の判断・発令を行っています。しかしながら、近年の気候変動の影響による局地的な大雨等や河川の上流域における大量の降雨による急激な水位の上昇等、従来の発令基準での対応では逃げ遅れに繋がりがねない事態が全国的にも多発しています。このことに鑑み、本市では避難判断・発令基準を適切に見直すとともに、市民に対する周知・徹底を図っていきます。
- 特に台風の接近に伴う大雨等に対しては、河川毎に避難行動に関するタイムラインを作成しており、これらに基づく避難情報等の発出を行うとともに、不断の見直しを行っています。
- また、住民が警戒レベル相当情報等の気象情報等を自ら収集・判断し、早期の避難行動に繋がるよう、マイマップやマイタイムラインを作成について、普及・啓発していきます。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 脆弱性評価

## ・・避難指示等の伝達の遅れ防止対策・・

- 市民に対する避難指示等の避難情報の伝達手段として、防災行政無線をはじめ、各種手段を用いて行っていますが、主要手段である防災行政無線が暴風雨時に屋内で聞こえにくい等の問題点が指摘されており、これらを改善するための総合的な見直し検討が必要です。
- 避難行動要支援者に対する避難情報の伝達体制について、個別計画の作成に併せて、今後整備していく必要があります。

## ・・避難判断・避難行動に係る啓発・・

- 住民が「自らの命は自らが守る」意識をもって自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、防災意識の高い社会の構築に向けて、気象情報への警戒レベル相当情報の導入により、より住民主体の避難判断・避難行動について、今後、啓発していく必要があります。

## ・・風水害における避難所開設の遅れ防止対策・・

- 気象情報への警戒レベル相当情報の導入に伴い、今後、市民の自発的な避難行動の広がりに伴い、行政の責務として、避難場所の開設（今後、自治会と一緒に）及び開設情報の住民への周知を確実に実施できる体制を確立していく必要があります。
- 避難場所の開設手順や役割分担について、今後、連自治会との話し合い結果に基づき、これを具体化し、避難場所開設体制を確立していく必要があります。

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 取り組みの方向性

## ・・避難指示等の伝達の遅れ防止対策・・

- 本市では防災行政無線の老朽化更新に伴い、市内全域での避難情報等の伝達手段の最適化に係る調査研究を実施し、これに基づく適切な情報伝達手段の整備を進めていきます。
- 要配慮者に対する避難情報等を多様な手段や主体により適切に伝達し、早期の避難に繋がる体制を確立していきます。

## ・・避難判断・避難行動に係る啓発・・

- 気象情報への警戒レベル相当情報制の導入により、市民が直感的に避難のタイミングを判断しやすい環境が整ってきたことに伴い、これを市民に周知・徹底するとともに、自らの命は自らで守る意識と自らの判断に基づく早期避難の重要性について啓発していきます。

## ・・風水害における避難場所開設の遅れ防止対策・・

- 気象情報への警戒レベル相当情報制の導入により、市民自らの判断に基づく早期避難の考え方の定着が予測されるため、市としては適時・適切な避難情報を発出するとともに、適時に風水害避難場所を開設できる体制を確立し、開設時には、これを適確に市民に伝達・周知していきます。
- 避難場所の開設に関しては、市の配備職員による開設体制を事前に確立するとともに、これによることが困難な場合は、連合自治会長等により開設できる体制を確立し、これらの連絡・連携体制を確立します。

## 事前に備えるべき目標 2

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1

物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルート途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 食料・飲料水等の物資の供給について、発災初期の物資確保及び物資輸送の困難性を勘案すると、備蓄による対応が必要になります。市では、大規模災害時の国によるプッシュ型支援が開始されるまでの3日分の備蓄を目標に、各広域避難所や集中備蓄用倉庫に必要な物資を計画的に備蓄していますが、ラストマイルの輸送問題等、解決すべき課題も多く、具体的な対応策の検討が必要です。
- 備蓄に関しては、その必要数を行政のみで確保していくことは極めて困難であり、住民の自助による食料・飲料水の備蓄が必要不可欠であり、引き続き、あらゆる機会を通じて啓発していく必要があります。
- 地震災害時の飲料水の確保に関しては、本市では耐震性貯水槽による確保を進めていますが、これが使用できない場合等の補完策について、今後、検討していく必要があります。
- 物資の受入れ、管理・配送体制に関しては、協力企業・団体との協定を軸に検討していますが、今後、その実効性について、訓練等を通じて検証するとともに、補完手段の確保についても検討していく必要があります。
- 物資供給ルートへの対策として、緊急輸送道路の整備や早期啓開等、必要な措置や体制は確立していますが、沿道建物の耐震化や無電柱化等について、引き続き推進していく必要があります。

## ・・物資の絶対量の確保対策・・

- 各広域避難所の備蓄倉庫や市内4カ所の集中備蓄用倉庫への備蓄や耐震性貯水槽により物資の絶対量の確保に努めています。今後も計画的な維持・管理・更新を進めるとともに、円滑な活用のための訓練を継続的に実施する必要があります。
- 市民自らの備蓄に関しては、広報おだわらや防災教室等、あらゆる機会を通じて啓発していますが、まだまだ十分に周知されている状態とは言えず、今後も引き続き啓発していく必要があります。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 本市では大規模災害時の国によるプッシュ型支援の開始以前の3日分の備蓄を目標に広域避難所である各小学校等及び集中備蓄用倉庫に必要な物資を備蓄しています。これらの備蓄物資については適切な維持・管理・追加・更新を行うとともに、民間事業者等との協定に基づく調達物資の円滑な供給等の実効性を高めていきます。また、発災初期の食料・飲料水等の生活必需品の確保を図るとともに、継続的に市民に届け続けることができる体制を確立していきます。
- 市民一人ひとりの災害時の食料・飲料水等として、最低限3日分、推奨1週間分の備蓄を行う必要性を啓発するとともに、このための方策としてのローリングストックに関しても普及・啓発していきます。
- 災害時の飲料水の確保に関しては、各広域避難所等の耐震性貯水槽を引き続き運用するとともに、併せて、受援による給水体制の確立に向けた取り組みを推進していきます。
- 物資の受入れ・管理・配送体制に関しては、協力企業・団体との物資の配送・管理に関する協定を主軸として対応するとともに、市内複数か所に救援物資ターミナルを開設し、物資の受入れ・管理・配送ができる体制を確立していきます。
- 地震等の大規模災害発生直後から、基幹的な陸上交通ネットワークが機能停止する事態を防止し、救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、沿道建築物の耐震化や電線等の地下埋設化を行い、緊急輸送道路及び同補完道路等の基幹道路ネットワークの整備を推進していきます。

## ・・物資の絶対量の確保対策・・

- 各広域避難所の備蓄倉庫や市内4カ所の集中備蓄用倉庫の備蓄品に関しては、適切な維持管理や追加・入れ替え等を実施し、発災初期の市民への迅速な提供体制を確立していきます。
- また、継続的な物資確保体制に関しては、訓練等を通じ、各協定団体等との連携要領等を確認し、発災時に有効に機能し、必要な物資の絶対量が確保できる体制を確立していきます。



## 脆弱性評価

## ・・物資の受入れ・管理・配送等供給体制の確立・・

- 物資の受入れ・管理・配送体制に関しては、協力企業・団体との協定により確保していますが、今後、訓練等を通じた実効性の検証を実施するとともに、体制の拡充についても検討していく必要があります。
- 物流事業者との協定の拡充に加え、これらが機能しなかった場合の補完手段としての市の救援物資ターミナルの開設体制や開設要領について、引き続き検討・確保するとともに、訓練等を通じた実効性の向上を目指していく必要があります。

## ・・物資供給ルートの確立・・

- 緊急輸送道路及び同補完道路の維持管理及び早期の啓開体制の確立を図っています。
- 緊急輸送道路沿道の建物の耐震化や無電柱化を推進していますが、まだまだ十分な状況とは言えず、引き続き推進していく必要があります。
- 道路の寸断等により陸上輸送路網による物資供給が困難になった場合に備え、市内13カ所に臨時ヘリコプター離着陸場を整備しています。

## 取り組みの方向性

## ・・物資の受入れ・管理・配送等供給体制の確立・・

- 物資の受入れ・管理・配送体制に関しては、協力企業・団体との物資の配送・管理に関する協定により、県の救援物資ターミナルから各広域避難所までの物資の配送管理体制を確立していきます。
- 上記が、事業者の被災等により、円滑に機能しなかった場合の補完手段として、市内複数か所に救援物資ターミナルを開設し、物資の受入れ・管理・配送ができる体制を確立していきます。また、このために必要な運営マニュアルの整備等、事前の対応策を確実に実施していきます。

## ・・物資供給ルートの確立・・

- 緊急輸送道路沿線の耐震化の推進等に関し継続して働きかけていきます。
- 地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を推進していきます。
- 災害時の道路以外の外部とのアクセスを確保するため、市内13カ所にヘリコプター臨時離着陸所を整備し、緊急時の物資配給ルートとして確保していきます。



2-2

消防吏員・施設等の被災による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態

## 脆弱性評価

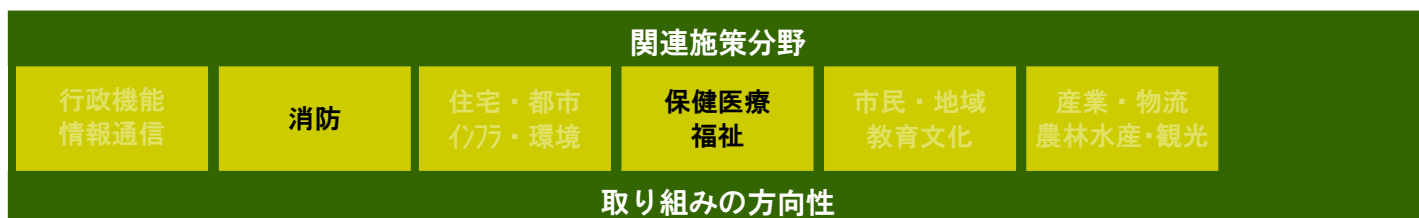
## ・・全体の現状評価・・

- 大規模自然災害発生時には、多数の死傷者の発生が予測され、救急・救助活動等の需要が同時多発的に発生するとともに、市内木造住宅地域に火災が発生した場合には、大規模な消火活動が必要になるおそれがあることから、本市のみではなく広域的な応援・連携体制による消防力の確保が必要になってきます。
- 地域防災力の中核を担う消防団員の充足率は概ね100%を維持していますが、活動環境の改善を図る等して消防団の災害対応能力の向上を図る必要があります。
- 救急・救助及び消火活動の中核である消防本部及び消防署所は、24時間体制で常時継続的に利用されており、劣化の進行が他の施設と比較して早い状況です。また、救急需要の増加により、施設の使用頻度も増加しています。
- 他の施設と比較して劣化の進行が早い消防署所について、通常よりも短いサイクルで修繕を計画する必要があります。
- 消防団の今後のあり方も踏まえながら、消防団分団詰所の適正配置・維持管理に努める必要があります。

## ・・救助・救急にかかる拠点施設の整備・・

- 救急・救助・消火活動の中核となる消防本部の機能強化を計画的に実施していますが、災害時の災害対策本部との連携等に課題があり、今度、必要な措置等について検討していく必要があります。
- 消防署所の再配置等を計画的に実施していますが、消防力に対する時代のニーズを的確に反映した消防体制を構築していく必要があります。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 同時多発的な災害に対応できるよう、消火・救急・救助活動の中核である消防本部の機能の向上や消防庁舎の整備、消防団員の確保と災害対応能力向上や救急・救助用の資機材の整備、消防車両の計画的な更新・整備等を通じて、救急・救助活動能力の強化を図ります。
- 地域の災害拠点病院である市立病院に救急ワークステーションを設置し、災害時の救急体制の強化を図ります。
- 本市のみではなく、県西地域2市8町の広域的な応援・連携による、大規模災害等の長期化した災害に継続的に対応できる体制の構築を目指し、連携訓練の実施や協定等の実効性の確保、緊急消防援助隊の活動拠点の確保、現場指揮本部等の機能強化を実施していきます。
- 地震等の大規模災害発生直後から、基幹的な陸上交通ネットワークが機能停止する事態を防止し、救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、沿道建築物の耐震化や電線等の地下埋設化を行い、緊急輸送道路及び同補完道路等の基幹道路ネットワークの整備を推進していきます。
- 消防団の今後の在り方も踏まえながら、分団詰所の適正配置を検討するとともに、現施設の維持管理を適切に実施していきます。（1-1再掲）

## ・・救助・救急にかかる拠点施設の整備・・

- 救急・救助・消火活動の中核となる消防本部の機能強化を図るため、消防指令システムの更新等機能強化を実施し、時代のニーズを踏まえた計画的な保全・更新を着実に進め、活動体制の強化を図ります。
- 消防署所の再配置等により、消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率的・効果的な消防体制を構築していきます。
- 消防署所は、大規模災害等発生時にもその機能を損なうことのないよう、計画的な施設維持管理を行っていきます。

## 脆弱性評価

## ・・救助・救急体制の確立・・

- 消防力の確保に向け、消防団員の処遇を計画的に改善していますが、継続して活動環境を充実させるとともに、訓練や研修等による消防団員の災害対応能力の向上を図っていく必要があります。
- 消防隊等の救助資機材の更新・整備を計画的に実施していますが、併せて消防隊員の人材育成策についても計画的に推進していく必要があります。
- 災害時の自助・共助体制として、自主防災組織の救助・救命能力の向上に向けた取り組み等を強化していく必要があります。

## ・・広域連携・受援体制の確立・・

- 神奈川県西部広域行政協議会をはじめとする各種災害時応援協定に基づき広域連携・受援体制を構築していますが、協定締結以降、長期間が経過している協定も存在し、適切な協定内容の見直しが必要です。
- 各課のBCPに関し、継続的に見直す必要があります。

## ・・緊急輸送道路等の確保・・

- 市域内の緊急輸送道路を確保するため、沿道の建築物の耐震化や無電柱化を引き続き推進していく必要があります。
- 発災後の緊急予想道路等の啓開を迅速に実施するためには、平素から道路・橋梁の台帳管理を適切にするとともに、関連団体との連絡・連携体制を確立しておく必要があります。

## ・・行方不明者把握体制の確立・・

- 大規模災害時の行方不明者の把握体制に関し、早急に関係機関と連携し、整備・確立していく必要があります。

## 取り組みの方向性

## ・・救助・救急体制の確立・・

- 消防団員の処遇を改善し、地域防災力の要となる消防団員の充足率100%を目指し、消防団が安全に活動できるように、必要な被服等や各種資機材を更新し、活動環境を充実させるとともに、訓練や研修の機会を通じた消防団員の災害対応力の向上を推進していきます。（1-1再掲）
- 消防隊等に対する救助資機材の更新・整備や救急隊の増隊等計画的な更新・整備等を進めるとともに、救急・救助技術に主眼を置いた教育・研修体制を確立していきます。
- 住民に対して救命講習等を行い、心肺停止の被災者の救命処置がなされるよう啓発するとともに、消防機関と医療機関の連携体制を継続的に見直し・強化していきます。
- 救急救命士の養成を行うとともに、救急救命処置に必要な病院実習等を実施し、救急救命士の技術及び医学的知識の維持向上を図ります。

## ・・広域連携・受援体制の確立・・

- 神奈川県西部広域行政協議会により災害時に広域的な連携する体制を強化していきます。
- 各種災害協定の締結先自治体・事業所との連絡体制を再確立し、災害時の連携に遺漏がないようにするとともに、必要に応じ、協定内容等の見直しを適切に行っていきます。
- 各課のBCPを見直すとともに、受援計画を策定し、訓練等での取り組み等を通じ、必要な見直し・修正を行い、実際的な計画やマニュアルの策定を実施していきます。

## ・・緊急輸送道路等の確保・・

- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に関しては、所有者等に対して耐震診断や耐震化工事の補助金制度等を適切に普及・啓発し、耐震化率の向上を目指します。
- 道路・橋梁の台帳管理を適切に実施するとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築し、災害時の道路施設の被害極限と迅速に復旧できる体制を構築します。

## ・・行方不明者把握体制の確立・・

- 市独自の行方不明者の把握体制は、現時点では構築されていません。今後は、行方不明者の捜索・把握に関する消防・警察・自衛隊との連携体制はもとより、避難所における安否確認・情報収集体制の確立やこれらを支援するアプリケーションの導入等、より実際的で迅速・的確に行方不明者を把握できる体制を確立していきます。

2-3

救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 救急・救助活動、医療活動を発災直後から途切れることなく推進するためには、電力や燃料等のエネルギーの確保が重要です。各種エネルギーの確保については、発災初期の供給途絶に対応するための非常用発電機の整備と燃料の備蓄、優先的な燃料の確保に関する協定の締結等の対策を実施しており、一定量のエネルギー確保策は対応できていると考えられますが、これらの施策が確実に機能するよう、適切な管理や体制整備を継続的に実施して行く必要があります。

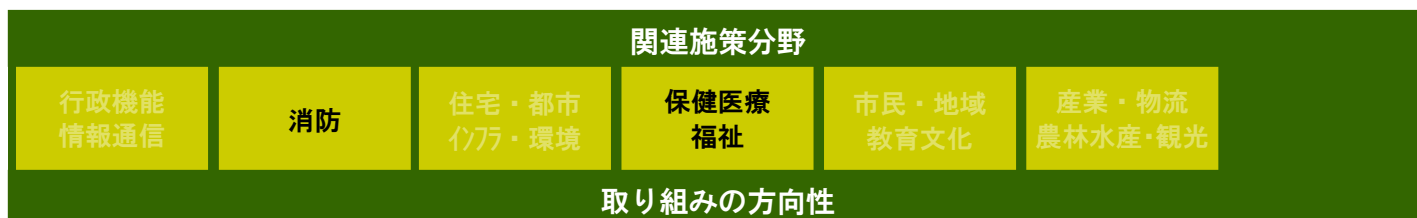
## ・・発災初期の代替エネルギーの確保・・

- 医療機関の代替エネルギーの確保に関しては、災害拠点拠点病院である小田原市立病院をはじめ、透析や酸素吸入器を必要とする患者への対応が求められる病院等に関しては、非常用発電機等を整備するとともに、必要な燃料等を備蓄・確保し、発災初期の代替エネルギーの確保策を推進していく必要があります。

## ・・中長期的なエネルギー供給体制の確立・・

- 停電が長期化した場合、非常用発電機用の燃料の確保が必要です。このため、災害時の燃料の優先供給に関する協定等を締結していますが、これらによる応急的な対応策に加え、電力、ガス等の早期復旧に関し、関係事業者等との連携体制の強化を図っていく必要があります。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 救命・救助活動の中核となる消防署のエネルギー確保に関しては、発災初期用の非常用発電機の整備及び燃料の確保は実施されており、引き続きこれらを維持管理するとともに、消防署所のエネルギー確保に関しても、今後、検討していきます。
- 県西部地域の医療活動の中核であり災害拠点病院に指定されている「小田原市立病院」においては、発災初期用の非常用発電機の整備及び燃料の確保は実施されていますが、市内、その他の病院及びクリニック等における発災初期のエネルギーの確保策は十分にはとられておらず、今後、関係者との協議を進めるとともに、対応策についてエネルギー事業者等との検討を進めていきます。

## ・・発災初期の代替エネルギーの確保・・

- 災害拠点病院である小田原市立病院においては、現在でも、非常用電源等の発災初期の代替エネルギーの確保がなされています。また、計画されている建て替え事業においては、更に効果的にあらゆる災害時にも機能発揮できるように代替エネルギーの確保等がなされる予定です。
- 市内の病院や診療所・クリニックについては、非常用電源等の発災初期の代替エネルギーを確保している施設は少なく、今後、ハイブリッドカーを活用した給電システムの導入や協力体制の構築等、災害時の代替エネルギー確保策について検討していく必要があります。

## ・・中長期的なエネルギー供給体制の確立・・

- 発災初期から使用する非常用発電装置用の燃料等の供給体制については、現在、災害時における燃料の調達に関する協定書等により、優先的に供給を受けられるように定められていますが、非常用発電装置等による電力の供給は、あくまでも発災初期の緊急対応用であり、早期の復旧・復興のためには、電力、ガス等の本格復旧が必要であり、これらの早期復旧に向けた事業者との連携を今後とも強化していきます。



2-4

片浦地区・和留沢地区における孤立集落の同時発生

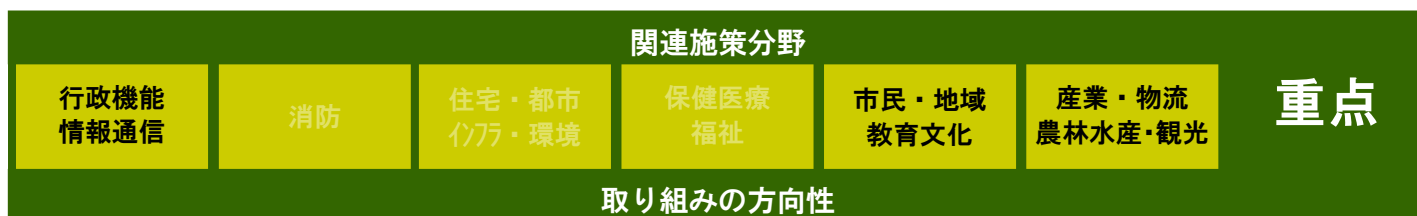
## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 大規模地震発生時や台風等風水害時に斜面崩落や土砂災害による道路途絶が予想される片浦地区や和留沢地区においては、孤立化を想定した事前対策を行っておくとともに、万が一孤立化してしまった場合を想定した救出・救助や物資支援体制について、事前に検討・確立しておく必要があります。

## ・・孤立集落における救出・救助対策・・

- 道路が寸断され、陸路による救出・救助が困難となった孤立集落に対しては、空路または海路を利用した救出・救助を実施する必要があります。
- 片浦地区に関しては、地区内にヘリコプター臨時離着陸場が設定されているとともに、米神・江之浦漁港を活用した海路からのアプローチも可能であり、今後、具体的な救出・救助要領に関して検討を進めていく必要があります。
- 和留沢地区は、海に面していないため海路によるアプローチができないうえ、ヘリコプター臨時離着陸場に適した空地も存在しないため、今後、ヘリコプターを利用した具体的な救出・救助要領を含め、具体的なアプローチ方法について検討を進めていく必要があります。



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 大規模地震発生時の斜面崩落や台風等風水害時の土砂災害による道路の寸断等が予測される片浦地区や和留沢地区においては、災害時の孤立化対策が求められます。孤立が予想される地区の対策は、主として備蓄等の事前対策と救出・救助や物資支援体制の確立等の発災後の対策が考えられます。
- 事前対策としては、これらの地区住民に対する平素からの水・食料等の備蓄の呼びかけの他、発災初期の医療体制のあり方について検討していきます。
- 発災後の対策としては、傷病者発生時には、地域内のヘリコプター臨時離着陸場を活用した迅速な域外への救出・救助の実施の他、これらを活用した物資支援体制の確立を実施していきます。

・・孤立集落における救出・救助対策・・

- 大規模地震発生時の斜面崩落や台風等風水害時の土砂災害による道路の寸断等により、片浦地区や和留沢地区が孤立化した場合、傷病者が発生したり、災害等の状況により地区住民の全部または一部が、市域の他の地区へ広域避難しなければならなくなった状況が生じた場合には、ヘリコプターによる空輸または船舶による海上輸送の確保が必要になります。
- 片浦地区でのヘリコプター及び船舶による救出・救助に関し、ヘリコプター臨時離着陸場を事前に設定するとともに、小田原市漁業協同組合との協定に基づく緊急輸送の実施やそれによることが困難な場合には海上自衛隊の艦艇の派遣について県に要請の要望を実施します。
- 和留沢地区でのヘリコプターによる救出・救助に関しては、臨時離着陸場について事前に協議し、地区住民に対して周知していきます。



## 脆弱性評価

## ・・孤立集落における物資支援対策・・

- 孤立集落において物資支援の必要性が生じた場合は、救出・救助の場合と同様に、空路または海路による支援物資の輸送に関して検討する必要があります。
- それぞれの地区の特性に応じた支援物資の輸送要領について、今後、具体化していく必要があります。

## 取り組みの方向性

## ・・孤立集落における物資支援対策・・

- 孤立集落において孤立が長期化し、備蓄品だけでは対応が困難となった場合は、ヘリコプターによる空輸や船舶による海上輸送により、救援物資を届ける必要があります。
- ヘリコプターによる救援物資の配送は、ヘリコプター臨時離着陸場による方法の他、緊急時は空中投下により、直接物資を必要としている地点に届ける要領があります。
- 船舶による救援物資の配送は、漁港における荷揚げが基本となりますが、海象の状況や漁港の破損・漁港内の瓦礫等により、船舶の接岸が困難な場合は、海上自衛隊の艦艇からの艦載ヘリコプターによる配送が行われる場合があります。

2-5

帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大

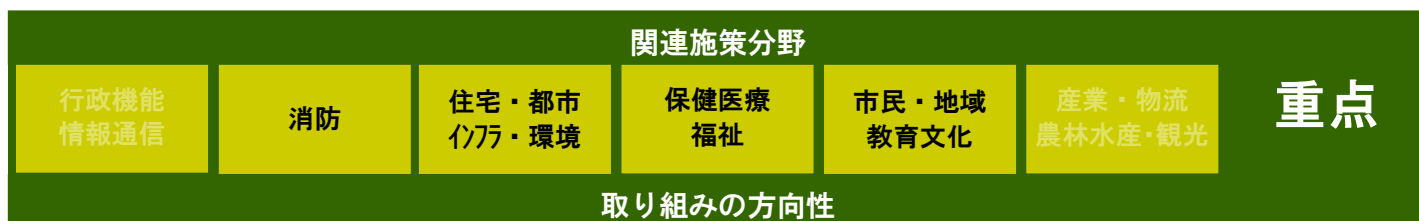
## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 大規模災害が発生した場合、通勤・通学者や来訪者が帰宅困難者となる可能性があります。帰宅困難者対策として、帰宅困難者避難場所を開設し、必要な支援を実施する体制を確立していますが、本市は、近隣に全国有数の観光地である箱根町を有しており、同町からの観光客が市内に流入し、帰宅困難者となる可能性があるため、同町との連携体制の確立が必要です。
- 通勤・通学者を帰宅困難者にならないために、一斉帰宅の抑制に関して事業者等に協力を要請していますが、今後は、市外に勤務する市民が市外で帰宅困難者となった場合の、市内に取り残された子どもや児童の支援体制についても検討していく必要があります。

## ・・帰宅困難者発生抑制対策・・

- 帰宅困難者が大量に発生し、駅等で滞留することを防止するためには、市内に通勤している人や通学している人が、一斉に帰宅するのを抑制することが効果的です。このため、引き続き市民や事業者災害時の一斉帰宅抑制への協力を働き掛けていく必要があります。



・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・

- 通勤・通学者や来訪者等が帰宅困難となった場合でも、情報提供等の支援の充実を図り、円滑に避難行動を実施できるよう、市民や事業者との協力体制の強化を図るとともに、公民連携による帰宅困難者対策を進めます。
- 帰宅困難者が発生した場合は、小田原駅周辺の帰宅困難者避難場所を開設し、水や食料、情報等の支援の取り組みを進めていきます。また、通勤者等を帰宅困難者にしないために、一斉帰宅の抑制に関し、事業者等に協力を要請するとともに、市外勤務者の帰宅困難により、ケアが必要となった子どもや児童に対する支援に関しても、今後、関係機関やNPO等の連携して推進していきます。
- 帰宅困難者となった通勤・通学者や来訪者等に対する帰宅支援のための情報提供等に関しては、国の検討状況と合わせ、箱根町をはじめ近隣自治体との連携も含めた対策を検討していきます。

・帰宅困難者発生の抑制対策・

- 小田原箱根商工会議所との連携や市内事業者に対する個別の働きかけ等を通じ、従業員の一斉帰宅を抑制することの重要性を啓発するとともに、その取り組みを強く推進し、自助・共助・公助により帰宅困難者の発生抑制を図ります。このため、社内や学校等での一時避難のための備蓄の推進についても啓発していきます。
- 防災会議の鉄道関係事業者との分科会において、風水害時の計画運休の周知要領や地震災害時の帰宅困難者を駅ホームや停車中の車両内に一時滞在させる等の処置について事業者との話し合いを推進していきます。

## 脆弱性評価

## ・・観光客・来訪者支援対策・・

- 観光客や来訪者に対する本市の災害に関する基礎情報の提供手段として、各種ハザードマップの提供等が考えられます。現在、市ではこれらを小田原駅東西自由連絡通路にあるアークロード市民窓口に配架していますが、引き続き、市の情報や施策が広く観光客等にも周知できる取り組みを実施していく必要があります。
- 箱根町からの流入者を含む小田原駅滞留者を適切に帰宅支援するための代替交通手段の確保等、国の検討状況を踏まえながら、今後、検討・推進していく必要があります。

## ・・帰宅困難者受け入れ場所の確保・・

- 帰宅困難者の受け入れ施設として、現在、本市では小田原駅周辺に7カ所の帰宅困難者避難場所（おだわら市民交流センターUMECO、城山中学校、小田原三の丸ホール、ミナカ小田原、県立小田原高校、小田原短期大学、国際医療福祉大学）を指定していますが、想定される帰宅困難者数に比べ、収容可能数が不足しているのが現状です。今後も、引き続き、帰宅困難者受け入れ施設の確保について検討していく必要があります。
- 帰宅困難者を混乱なく帰宅困難者避難場所に誘導・収容するためには、今後、鉄道事業者等との連携について訓練等を通じて具体化する必要があります。

## ・・帰宅困難者への水・食料・情報等の支援体制の確立・・

- 九都県市で連携し、徒歩帰宅者のための支援体制を確立していますが、これらの市民や帰宅困難者になり得る人々への周知や実効性の確保に関し、引き続き取り組みを強化していく必要があります。

## 取り組みの方向性

## ・・観光客・来訪者支援対策・・

- 指定避難場所や帰宅困難者避難場所等が記載された市のハザードマップを小田原駅東西自由連絡通路にあるアークロード市民窓口に配架し、観光客や来訪者の避難行動等を支援していきます。
- 今後、国の検討状況を踏まえながら、代替輸送手段による帰宅支援の仕組みを整理するとともに、近隣自治体との連携についても強化していきます。

## ・・帰宅困難者受け入れ場所の確保・・

- 帰宅困難者の受け入れ体制を確保するため、市保有施設のみならず民間事業者等の協力を得ながら、帰宅困難者避難施設の拡充を図ります。
- また、特に多くの帰宅困難者の発生が予測される小田原駅周辺においては、民間事業者や鉄道事業者等と連携した帰宅困難者の避難誘導・受け入れ訓練の実施等により、対策をより一層強化していきます。

## ・・帰宅困難者への水・食料・情報等の支援体制の確立・・

- 徒歩帰宅者に対して、コンビニエンスストアやファミリーレストラン、ガソリンスタンド等がトイレ、水道水の利用、道路交通情報や一時的な休憩の場の提供等する仕組みについて、事業者や市民に対して周知するとともに、各事業者と連携し、その実効性を確保していきます。

2-6

車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 過去の災害の教訓からも災害時には様々な理由から一定数の車中泊避難者が発生することを前提とした対応が、今後、必要となります。
- 車中泊避難には、エコノミークラス症候群等の健康被害が発生するリスクが高く、車中泊避難者数を抑制し、発生した場合には、これを早期に解消するための施策を推進する必要がありますが、避難所環境の改善や健康被害に関する啓発等を除くと、実施できている対策は限られているのが現状です。

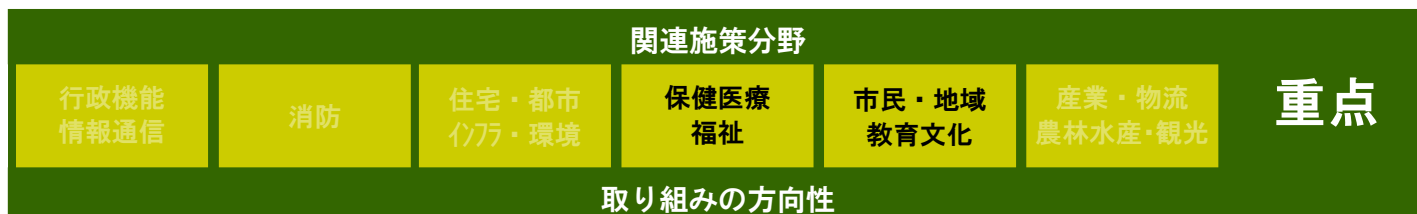
## ・・車中泊避難等の発生抑制対策・解消対策・・

- 車中泊避難者の発生を抑制するためには、健康被害リスク等について引き続き広報・啓発するとともに、車中泊避難の原因となっている広域避難所におけるプライバシー確保の問題やペット問題等の解決と連動して各種施策を検討・推進していく必要があります。
- この際、車避難における渋滞緩和策についても併せて検討していく必要があります。

## ・・車中泊避難等による健康被害対策・・

- 車中泊避難による健康被害を防ぐためには、推奨される運動等の予防策を含めたエコノミークラス症候群等の健康被害に関する情報を、平素から住民に広報・啓発するとともに、発災時には、車中泊避難者に対する保健師による健康指導体制等についても検討していく必要があります。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる



## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 車中泊避難等については、過去の災害の教訓から、余震に対する不安感、プライバシー確保やペット同伴避難等の理由から、一定数の車中泊避難者が発生することを前提とした避難者の把握等の対策や、市内事業者等と連携した車中泊避難場所の確保等の検討を進めていきます。
- 上記に関わらず、本市における災害発生時の避難は各広域避難所への避難が基本であり、その円滑な運営体制の強化を図るとともに、車中泊避難には健康被害発生リスクがあることについて周知を図り、可能な限り車中泊避難等の発生を抑制するとともに、やむを得ず車中泊となった場合でも、早期解消を図ります。

## ・・車中泊避難等の発生抑制対策・解消対策・・

- 本市における災害発生時の避難場所の基本は各広域避難所を基本とすること、車中泊避難によるエコノミークラス症候群等の健康被害リスクが伴う危険性があることを継続的に広報・啓発していくとともに、その発生原因となっているプライバシー対策やペット対策について解決に向けた取り組みを推進していきます。
- 車中泊避難の前提となる、車避難において、救出・救助部隊の通行の妨げになる等の渋滞対策について、今後、検討・推進していきます。

## ・・車中泊避難等による健康被害対策・・

- 車中泊避難者の健康管理対策に関しては、今後、保健師等の巡回により、エコノミークラス症候群防止のための簡単な体操や飲料水の適切な摂取等の保健師指導が実施できる体制について検討していきます。



2-7

医療施設及び関係者の絶対的不足、被災支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 大規模自然災害の発生により、多数の負傷者等が発生するとともに、災害による心理的影響や避難生活の長期化等の影響により、疾病者の症状の悪化や新たな疾病の発生等の健康被害が発生します。このため、災害時の医療提供体制を整備し、市民の生命、身体の安全確保を図るとともに、保健活動の早期開始による健康被害の最小化を図る必要があります。
- 災害時の医療体制の中核である小田原市立病院では、BCPを策定し、これに基づく対応に関して訓練等により検証しています。しかしながら市内の多くの一般病院やクリニックに関してはBCPが未策定であり、この策定を推進していく必要があります。
- 災害時に市内4カ所の広域避難所に開設する仮設救護所について、小田原医師会等と協議し、具体的な手順や連携について計画やマニュアルを策定していく必要があります。

## ・・医療施設の防災・減災対策・・

- 災害時の医療体制の中核となる小田原市立病院に関しては、老朽化が進んでおり、現在、建て替えに関する検討が進んでいます。
- 市内の一般病院についても耐震化が不十分な病院も存在し、引き続き、耐震化について推進していく必要があります。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 本市では発生の切迫性が指摘されている神奈川県西部地震における適切な災害時医療体制を確立を目標に、多数の負傷者等の発生、災害による心理的影響や避難場所での生活等による病状の悪化や新たな健康被害の発生に対し、市民の生命・身体の安全確保を図る体制の構築を推進していきます。
- 災害発生時の総合的な医療体制の構築については、小田原医師会等との連携により、現在開設を想定している4カ所の仮設救護所を開設し、医師、歯科医師、薬剤師及び柔道整復師が確実に参集し、救護所として機能する体制を構築するとともに、市内の有床の一般病院が努めて早期に通常診療の再開が可能となるようBCPの策定等を推奨していきます。
- 上記による対応が困難な事態が発生した場合は、国・県に対してDMATやJMAT等の派遣を依頼し、災害時医療体制の強化を図ります。

## ・・医療施設の防災・減災対策・・

- 本市の災害医療の中心的な役割を担う、小田原市立病院の再整備を引き続き計画的に推進していきます。
- また、市域全体の医療機能の低下を防ぐため、医療機関の建物の耐震化について推進していきます。
- 医療施設の代替エネルギー対策として、非常用発電機の整備及び燃料等の確保の他、電気自動車等の電力を災害時に活用できる仕組みの導入について、今後、検討していきます。

## 脆弱性評価

## ・・医療にかかる人材・体制の確立・・

- 小田原市立病院においてはBCPを策定し、災害時優先業務を確実に実施できる体制を目指していますが、発災時、病院関係者が死傷したり、参集困難等により、必要な人員が確保できなかった場合を想定し、他の病院や関係機関から応援を受けるための受援計画について、今後、計画していく必要があります。
- 県西地域の災害医療体制に関し、平素から神奈川県との連携体制を確立し、災害医療アドバイザーからの助言を受けれる体制を確立しています。また、必要な情報共有体制に関しても、システム・無線その他さまざまな手段を用いて、拡充していく必要があります。

## ・・医薬品・資器材の確保・・

- 市内4カ所の広域避難所に開設される仮設救護所に指定薬局から医薬品を拠出するため、小田原薬剤師会と協定を締結していますが、拠出する医薬品の選定を適宜行っていく必要があります。

## ・・医療にかかる広域連携体制の確立・・

- 広域医療連携体制については、ヘリコプター臨時離発着場の指定や災害派遣医療チーム（DMAT）の参集拠点の指定等を行っており、広域連携体制は確立されています。今後は、訓練等を通じ、その実効性を高める取り組みが必要です。

## 取り組みの方向性

## ・・医療にかかる人員・体制の確立・・

- 市立病院においてはBCPを策定し、必要な医療支援体制の確立するとともに、入院・外来患者及び職員の食料及び飲料水の備蓄等を推進しています。また、BCPの災害時優先業務を確実に実施できる体制を確立するために、受援計画を策定するとともに、関係機関や域内の一般病院との連携要領について、今後、検討していきます。
- 県西地域災害医療連絡会議による平素からの意見交換、情報共有等による関係の強化、衛星携帯電話やMCA無線機の配備の促進により、関係団体とも連携を推進します。また、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した訓練等を実施し、災害時に速やかに関係機関等との連携が図れるよう、災害時医療体制の整備・向上を図っていきます。
- 改正災害救助法に基づき、救助実施主体として、大規模自然災害時に被災者に対して円滑に医療を提供できるよう、神奈川県と連携して取り組みを推進していきます。

## ・・医薬品・資器材の確保・・

- 小田原薬剤師会と連携し、仮設救護所が設置された場合に供給する医薬品の管理等を行います。
- また、さらに医薬品が不足する事態に備え、市内卸会社との医薬品等の調達に関する協定に基づき、災害時に医薬品が円滑に提供できるよう体制や仕組みの強化を図っていきます。

## ・・医療にかかる広域連携体制の確立・・

- 災害拠点病院におけるヘリコプター臨時離着陸場の指定、災害派遣医療チーム（DMAT）の参集・活動・広域医療班層に関する訓練を継続的に実施していきます。また、今後、広域搬送拠点臨時診療施設（SCU）の設置や搬送に係る訓練や、県保健医療救護計画と整合した実効的な運用マニュアルを作成する等、広域連携体制の充実を図っていきます。

2-8

被災地における疾病・感染症等の大規模発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 大規模災害により多数の避難者が発生した場合、避難所等の衛生環境によっては、疾病・感染症が大規模発生する危険性があります。そのため、疾病・感染症患者の住み分け、応急医療体制の整備、健康管理指導等の保険衛生体制の整備を実施していますが、今後も更なる整備を推進し、その充実を図っていく必要があります。
- 風水害時の内水氾濫等では、下水道の溢水等による衛生環境の悪化の可能性があります。このような内水氾濫における衛生環境の確保については、屋内への浸水を防ぐための土のう積みや、浸水時の衛生対策について、今後、広報・啓発していく必要があります。

## ・・避難所等における衛生環境の確保・・

- 避難所における衛生環境の確保において、最優先で解決しなければならないのはトイレの問題です。本市では、各広域避難所や集中備蓄庫で仮設トイレや簡易トイレ（便袋）を整備・備蓄していますが、今後も、更なる絶対量の確保に向け、備蓄を推進していく必要があります。
- 避難所で発生するごみ等により、避難所の衛生環境を悪化させないため、廃棄物の収集や運搬を計画的に実施できる体制を整備する必要があります。

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 大規模災害発生時の被災地の衛生環境を良好に維持し、疾病や感染症等の大規模発生を防止するためには、避難所の衛生対策が極めて重要になります。このため、健康管理指導等の保険衛生体制の整備等により、感染症予防の普及啓発に努めるとともに、感染症発生時には県の指示により迅速に消毒業務等を行える態勢を整備していきます。
- 風水害時等の内水氾濫が発生した場合においても、被災地において適切な衛生環境が確保できるように、様々な機会における周知・啓発を進め、浸水時の適切な衛生対策・消毒方法および衛生環境の取り組みを促進します。

## ・・避難所等における衛生環境の確保・・

- 災害時のトイレの確保策として、各広域避難所に仮設トイレや簡易トイレ（便袋）の整備を進め、これらの使用方法や衛生的なトイレの管理要領等について、市いっせいで総合防災訓練や防災リーダー研修等の機会を活用した普及・啓発を継続的に実施していきます。
- ごみ収集・運搬を計画的に実施できる体制を構築し、災害時に避難所において良好な衛生環境が確保できるようにします。
- 平素から各種害虫駆除対策を実施し、災害時においても良好な生活環境が確保できるようにします。

## 脆弱性評価

## ・・風水害での床上浸水等の発生時の衛生環境の確保・・

- 浸水時の衛生対策や消毒に関する、本市の取り組み状況を、継続的に広報・啓発していく必要があります。

## ・・疾病・感染症の拡大防止対策・・

- 避難所における要配慮者や感染症患者等に配慮した避難スペースの確保、避難所運営委員会内の医療救護班の編成等、避難所における疾病・感染症等の拡大防止のための各種取り組みを実施しています。また、コロナ禍にあってはワクチン接種やPCRセンターの適切な運営を行っています。今後とも、これらの取り組みを充実強化していく必要があります。

## 取り組みの方向性

## ・・風水害での床上浸水等の発生時の衛生環境の確保・・

- 浸水時の衛生対策や消毒方法、本市が実施している衛生環境確保に向けた取り組みや協定が市民に周知されるよう様々な機会を通じ、広報・啓発していきます。

## ・・疾病・感染症の拡大防止対策・・

- 大規模災害発生時の被災地の衛生環境を良好に維持し、疾病や感染症等の大規模発生を防止するためには、避難所の衛生対策が極めて重要になります。このため、健康管理指導等の保健衛生体制の整備等により、感染症予防の普及啓発に努めるとともに、感染症発生時には県の指示により迅速に消毒業務等を行える態勢を整備していきます。
- 避難所等における災害のコロナ対策については現在の施策を引き続き推進していきます。



## 事前に備えるべき目標 3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 大規模な災害が発生した場合の、災害応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時であっても重要な通常業務を継続して実施しなければならない市役所の機能を確保することは、災害からの早期復興のためにも極めて重要です。このため、市庁舎の耐震性を確保するとともに、通信、電力等の必要な機能を確保するための対策を推進していく必要があります。
- 市庁舎の免震工事は平成28年度に完了しており、震度6強の地震に耐えられる構造になっているとともに、非常用電源等必要な機能も確保されています。しかしながら、山王川の最大浸水時には非常用電源等が使用できなくなる問題点が指摘されており、早急な対策が必要です。
- 本市の災害対策本部が非常用の手段等を用いても、確実に機能を発揮できるようにするため、平素から訓練を重ね、発生する問題点や課題を逐次解決し、発災時の災害対応体制の万全を期す必要があります。
- 災害時の情報収集、伝達・発信体制を既存の施設や設備を最大限に活用し、機能発揮できる体制を確立する必要があります。

## ・・市役所等の防災機能の確保・・

- 市の災害対策本部の現在の設置場所は、手狭であり、関係機関との連携を含めた有機的な活動を実施する場所としては不適です。現在、市の災害対策本部の設置場所や必要な機能整備に関する関係部署との検討・調整を進めており、努めて早期に十分なスペースと機能を有した災害対策本部室の整備が必要です。
- 災害時業務を効率的かつ的確に実施するための基幹業務システムを、災害時も安定的に稼働させる必要があります。

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## …リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 大規模な自然災害が発生した場合に災害対応の要となる市役所の機能を確保します。  
市庁舎の免振工事は平成28年度に完了しており、最大震度6強までの地震に耐えられる構造となっています。山王川の最大浸水時には、市庁舎は浸水し、1階部分の施設や機器が使用できなくなる可能性があるため、今後、浸水対策や代替の機能確保要領について検討を進めていく必要があります。
- エネルギーの確保に関しては、発災後72時間の市災害対策本部の運営に必要な非常用電源の確保や、各広域避難所等において形態電話やスマートフォンの充電に必要な電源を確保するための非常用発動発電機の整備、備蓄を進めています。また、中長期的な燃料の供給については、優先度に応じて重要施設に円滑に供給できる体制の整備を行います。
- 電気自動車を災害時に活用する仕組みを、補助的なエネルギー確保策として、逐次導入・整備していきます。
- 地域防災計画に基づく発災時の体制や対策を基本とし、市いっせい総合防災訓練や災害対策本部訓練等を通じて災害対応力の強化を図ります。また、他市との災害時の協定等に基づく受援体制の確立等、更なる体制の強化を図っていきます。
- 災害時における被害状況の把握や応急対策を実施し、被災者への適時・適切な情報提供等を行うためには、防災行政無線をはじめ各種情報通信手段を適切に維持管理し、既存の施設を最大限に活用した災害情報の伝達・発信体制の強化、多様化について検討を進めていきます。

## …市役所等の防災機能の確保…

- 発災時の災害対応の要となる市役所の耐震対策や浸水対策を進めるとともに、BCPの継続的な見直しを実施します。
- 本市の災害対策活動を円滑に実施するため必要な機能を有した災害対策本部室を庁舎7階に設置できるよう必要な施設や機能の充実を図っていきます。また、市役所の浸水時の電源確保に関して、電源車から直接、災害対策本部室等に電力を供給する方策を推進するとともに、災害対策本部を設置することが困難となった場合の代替施設として、県西地域県政総合センターを指定しています。
- 災害時業務を効率的かつ的確に実施するための基幹業務システムを、災害時も安定的に稼働できるよう、平素から適切に管理運用します。

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

## 脆弱性評価

## ・・災害対応体制・受援体制の確立・・

- 発災後の災害対応体制に関しては、小田原市地域防災計画に規定された災害対策のチーム体制により、分担業務実施するとともに、チーム内の情報共有や関係チーム間の連携を行う体制になっていますが、今後、これらの活動に係わるマニュアルや業務実施要領に関し、更なる見直しや充実を図っていく必要があります。
- BCPに基づく受援計画の策定について、早急に整備・充実させていく必要があります。

## ・・行政情報通信機器の整備・・

- 本市における災害時の市民に対する情報伝達手段の要である防災行政無線に関しては、風水害時等に屋内では聞こえにくいといった問題点を有しており、導入から長期間経っていることも踏まえ、最新の情報通信技術を活用した機器の更新・最適化を図っていく必要があります。
- 災害対策業務やBCPの実施に必要な業務システムを、災害時にも安定的に使用できる環境の整備を、継続的に推進していく必要があります。
- 災害時優先電話を、引き続き整備・確保していく必要があります。

## ・・情報収集・発信体制の確立・・

- 災害時の初動対応の適否を左右する発災初期の情報収集能力を向上させるための収集・伝達体制や収集手段等を最新技術を導入しつつ、継続的に整備していく必要があります。
- 災害情報の発信体制についても防災行政無線等の既存の体制に加え、市民に分かりやすく確実に伝達できる手段を、継続的に整備していく必要があります。

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

## 取り組みの方向性

## ・・災害対応体制・受援体制の確立・・

- 大規模災害発生後の災害対応体制については、小田原市地域防災計画に基づき市災害対策本部を中心に災害対応を実施します。
- 地域防災計画やBCP、受援計画及びこれらに基づく各種マニュアルについては、受援訓練を実施し、今後も継続的に見直しを実施し、実効性の確保に努めています。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、広域避難所の運営支援、罹災証明書交付等の多様な災害対応業務を円滑に遂行できる職員の育成を推進するとともに、ICT活用による標準的な業務支援システムを導入し、受援が円滑に受けられる体制を整備していきます。

## ・・行政情報通信機器の整備・・

- 災害時、市民に対する情報の伝達・発信手段の要となる防災行政無線については、導入後、長期間が経過しており、機器更新に合わせた音達状況の改善や配置の最適化が必要です。また、近年の情報通信技術の進展に伴い、各種情報通信機器の最適な組み合わせについても調査・研究し、これらを反映した効率的かつ効果的な整備を推進していきます。
- 災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信機器を、災害時に使用可能な状態を確保するため、平素から適切に維持管理していきます。
- 災害時の電話回線の輻輳に備え、災害時優先電話を整備し、確実に通信回線を確保する体制を強化していきます。

## ・・情報収集・発信体制の確立・・

- 災害時の情報収集体制については、配備職員による情報収集体制を見直すとともに、災害情報収集システム（DITS）やドローン等の新たなツールの活用等を推進していきます。
- 情報発信体制については、統合型地理情報システムに災害情報を地図上で視覚的に捉えやすくするように整備をするとともに、市民への情報提供体制として、ホームページ等の広報手段に加え、広域避難所等における情報発信・共有手段について検討・推進していきます。

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-2

市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 災害対応業務は、発災直後の対応から復旧・復興にわたり長期間の連続した業務になるため、過去の災害において、長期間の業務過多等による職員の心身の不調が問題となっており、職員へのケアの必要性が認識されています。
- 本市においても、臨床心理士や保健師によるケア体制の確立や特定の職員に業務が集中し業務過多に陥らないように、業務実施体制等の見直し検討を実施していますが、今後もこれらの体制を充実強化していく必要があります。

## ・・行政職員の被災防止策、災害対応体制・環境の確立・・

- 職員の安否確認や参集状況の確認に関し、効率的かつ確実に実施できる体制の整備を実施する必要があります。
- 職員用の備蓄に関し、これまで市民の備蓄の呼びかけと同様の対応を取ってきましたが、災害対応体制や環境を充実させるため、各自での備蓄をさらに推奨していく必要があります。

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 本市の災害復旧・復興を迅速・確実に実施するためには、災害発生直後から職員の心身の健康の確保が必要不可欠です。このため、職員一人一人が業務過多による過重労働に陥らないように、適切な業務配分と休養体制の確立を推進していきます。
- 特に、災害発生直後から1週間程度は昼夜連続の災害対応が必要なことから、職員のローテーションによる勤務体制を導入し、長期間持続可能な災害対応体制を確立します。
- また、災害時の職員用の飲料水や食料等の備蓄・確保についても、事前準備に関し周知するとともに、集中備蓄の可能性について検討していきます。
- 災害時の職員の体調管理・心の健康管理のために、臨床心理士や保健師によるカウンセリングを実施する体制を整備していきます。

## ・・行政職員の被災防止策、災害対応体制・環境の確立・・

- 職員の安否確認・参集確認体制については、現在、電話、メール等により実施していますが、更に効率的かつ確実な安否・参集確認を行うため、スマートフォン等の専用アプリを活用した安否確認システムの導入についても、今後、検討・推進していきます。
- 職員の被災防止の観点から、発災時に身を守るための行動や机や書棚の固定等の事前の屋内防災に関し啓発を行っていきます。
- 他部局の応援職員でも災害対応業務に従事できるように災害時業務マニュアルの見直しを行うとともに、広域応援による受援体制の整備を推進していきます。
- 災害対応業務に従事する職員の体制の検討にあたっては、個々の職員の家庭状況等を考慮した従事体制を整備するとともに、会計年度任用職員の活用の可能性についても検討していきます。
- 災害時に迅速な災害対応業務に従事可能な市内居住職員を増加させる方策について検討していきます。



## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

## 脆弱性評価

## ・・職員へのケア体制の確立・・

- 市域において大規模災害が発生した場合、市職員は災害対応業務に従事することになりますが、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想されます。本市においては、臨床心理士や保健師によるカウンセリング等によるケア体制を構築していますが、災害時の健康管理に関しては平素から職員に対する普及・啓発と更に有効な体制づくりに関して検討していく必要があります。

## 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

## 取り組みの方向性

## ..職員へのケア体制の確立..

- 長期間連続した災害対応業務により体調不良等に陥った職員に対するケア体制として、臨床心理士や保健師によるカウンセリングの実施体制を整備していきます。
- 災害時の心身の健康管理の必要性に関し、今後、本市職員に対して普及・啓発していきます。
- 災害対応業務従事間、適宜、食事・休憩が出来る場の確保について検討していきます。



## 事前に備えるべき目標 4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

## 脆弱性評価

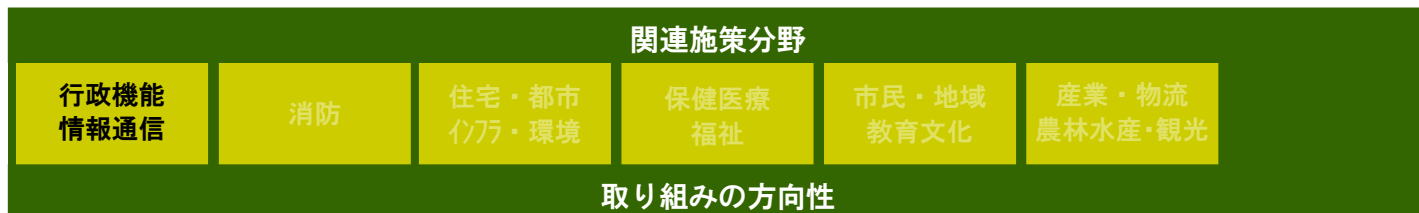
## ・・全体の現状評価・・

- 災害時において、被害状況の迅速かつ正確な把握や災害対応の的確な実施、安否の確認等被災者の連絡手段等として、情報通信の役割は非常に重要なものとなっています。本市の情報通信体制は、情報通信事業者の情報通信網を利用することを基本としているため、停電による情報通信の麻痺や長期停止等の脆弱性への対応は、これらの通信事業者と連携しつつ必要な対応を行う必要があります。

## ・・市民に必要な情報通信の確保策・・

- 各避難所に設置される災害時特設電話、災害時伝言ダイヤル・伝言板等の利用方法等について、今後、更に周知・徹底していく必要があります。
- 災害に強い新たな情報通信手段の導入等に関して検討し、災害時の情報通信体制の強靱化・多重化を行っていく必要があります。

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する



## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 小田原市の情報通信体制は、情報通信事業者の情報通信網を利用することが基本となっており、これら事業者と相互に連携しつつ、行政として必要な対策を推進していきます。
- 市民に必要な情報通信に関しても、情報通信事業者の情報通信網の利用が基本となっていますが、情報通信機器・環境の進展に合わせて、災害に強い情報通信機能のさらなる確保・多重化を推進するとともに、その活用を推進していきます。

## ・・市民に必要な情報通信の確保策・・

- 各避難所に設置される特設公衆電話の設置、災害時伝言ダイヤル・伝言板等の利用方法等に関し、防災教室や出前講座等の機会を活用して周知するとともに、いっせい総合防災訓練等の機会を通じ啓発に努めていきます。
- 災害時、市民に対する情報の伝達・発信手段の要となる防災行政無線については、導入後、長期間が経過しており、機器更新に合わせた音達状況の改善や配置の最適化が必要です。また、近年の情報通信技術の進展に伴い、各種情報通信機器の最適な組み合わせについても調査・研究し、これらを反映した効率的かつ効果的な整備を推進していきます。
- 情報発信体制については、統合型地理情報システムに災害情報を地図上で視覚的に捉えやすくするように整備をするとともに、市民への情報提供体制として、ホームページ等の広報手段に加え、広域避難所等における情報発信・共有手段について検討・推進していきます。
- 避難所等における電力供給手段の確保策として、電気自動車等を活用した給電システムの導入や協力体制の構築等を推進していきます。

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-2

テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 情報の重要性への認識の高まりとともに、各種メディアを通じた情報提供の役割が大きくなっています。放送施設の損傷対策や事業者の継続的な情報提供体制の構築といった対策は、基本的には放送事業者が実施することとなりますが、事業者が継続的に情報提供できる場合であっても、本市から適切な情報提供がなされない場合には、メディアから市民に対し、正しい情報が伝達されない可能性があるため、適切かつ公正な情報提供体制の確立や行政から市民への情報伝達手段の確保、情報伝達における要支援者への配慮等について、今後、検討・推進していく必要があります。
- 緊急情報を伝達する設備として、防災行政無線については、導入後、長期間が経過しており、機器更新に合わせた音達状況の改善や配置の最適化が必要です。

## ・・民間事業者に対する情報提供体制の確立・・

- 小田原記者クラブ等を通じた各種メディアへの公平かつ効率的な情報提供体制を構築していますが、今後、更に迅速かつ公正な情報提供体制や手段について検討する必要があります。
- 近年はSNSを用いた情報共有が、広く市民に浸透してきており、災害対策本部にもたらされる各種被害情報や支援要望等についても、これらの手段によるものが相当数あり、救命救助や応急対策に活用されることが想定されます。一方、これらSNSにより発信される情報に関しては、時に誤った情報やデマ等が含まれる場合があり、社会的な問題となっています。したがって、これらの情報の災害対策や市民への情報発信へ活用するにあたっては、誤情報やデマの拡散防止対策を十分考慮した上で行う必要があります。

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害時、報道関係者や情報提供事業者に対して適切かつ公正な情報提供体制を確立し、複数メディアにより必要な情報を発信できるよう連携を強化していきます。
- 防災行政無線に関しては、近年の情報通信技術の進展に伴い、各種情報通信機器の最適な組み合わせについても調査・研究し、これらを反映した効率的かつ効果的な整備を推進していきます。
- 民間事業者を活用した情報提供体制としては、J：COM小田原やFMおだわらとの協定に基づくものの他、ヤフー防災情報との連携、防災メールの自動配信機能の整備、緊急速報メール等の利用等各種手段を整備しています。

## ・・民間事業者に対する情報提供体制の確立・・

- 市民への災害関連情報の提供体制は、防災行政無線による体制の他は、民間事業者の情報通信網を活用することが基本となっているため、民間事業者に対する情報提供体制の確立が極めて重要です。
- このため、平素から報道関係者や民間事業者とを連携体制を確立し、災害時には、これらに対して適切かつ公正な情報提供が実施できる体制を整備していきます。
- この際、SNS等によるデマ情報の拡散を防止するため、災害発生後は常にインターネット上の情報を確認し、デマ等が拡散しそうな兆候を察知した場合は、即座にそれを正しく修正し、正しい情報が市民に伝わるような体制の構築について検討していきます。
- また、誤情報等に関しては、避難所を中心とした正しい情報の発信について、市民に周知・徹底していきます。

## 事前に備えるべき目標 5

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1

企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 被災した事業者の事業再開に係る支援策として、融資や国・県が行う事業の側面支援、関係団体との情報共有・情報発信により、事業継続・再開の支援を行っていくことが必要です。

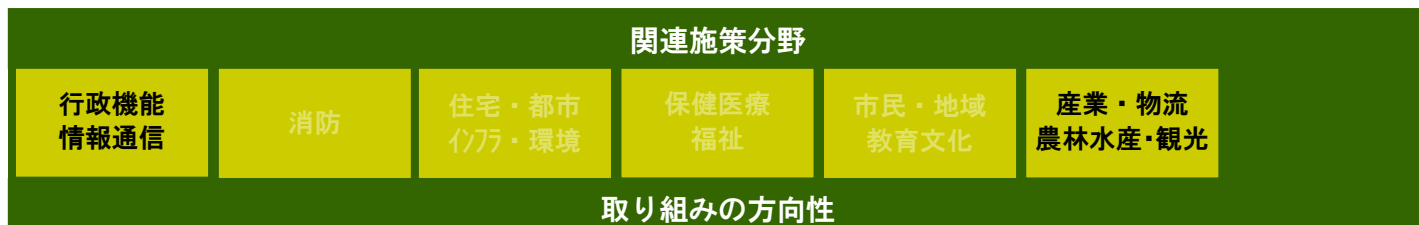
## ・・民間事業者の事業継続対策・・

- 中小企業が融資を受ける際の債務保証に対する支援や金融機関への預託による融資を実施していくことが必要です。

## ・・被災事業者への支援対策・・

- 被災事業者に対する緊急相談窓口に関しては、被災事業者が求める「情報提供」「相談」「手続き」を可能な限りワンストップで実施できる体制を整備する必要があります。

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害により被災した企業が迅速に回復・復旧し、被災前と同様の企業活動が再開できるようにするためには、平素から企業毎のBCPを策定し、これに基づく事業継続訓練の実施と不断の見直しが重要です。このため、関係機関や専門家による支援等も含めて、これらの普及・啓発に努めていきます。
- また、災害時には、中小企業等への緊急相談窓口を設置します。

・・民間事業者の事業継続対策・・

- 小田原箱根商工会議所との防災に関する検討会を通じ、民間事業者におけるBCPの必要性や防災体制の必要性について啓発をしていますが、まだまだ十分な体制にあるとは言えない状況です。今後、引き続き、協議や啓発の必要があります。
- 小田原地下街管理運営事業によりハルネ小田原における災害時の事業者の事業継続・事業再開の早期化に寄与しています。

・・被災事業者への支援対策・・

- 被災した事業者の事業再開のための財政面からの支援策として、中小企業融資等支援による支援を実施するほか、国・県、関係機関と連携し、被災事業者が求める「情報提供」「相談」「手続き」を適確に提供できる体制を推進していきます。
- 社会情勢の変化や全国で発生する災害からの教訓等を反映し、被災事業者の事業再開に関する適切な支援が実施できるよう、関係部局のBCPや各種マニュアルを継続的に見直し・修正し、実効性の高い体制づくりを推進していきます。

5-2

漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 災害時における漁港機能、海上交通・輸送機能は緊急支援物資の輸送において大きな役割を果たします。このため、本市では神奈川県と連携して小田原漁港に耐震化岸壁の整備や施設の老朽化対策を実施していますが、津波対策を含め、今後、引き続き整備を推進していく必要があります。
- 津波や高波等による漂流物を発生させないための係留対策等を推進していく必要があります。

## ・・漁港施設の耐震機能等の確保・・

- 孤立化が予測される片浦地区への緊急支援物資の輸送のために、すでに耐震岸壁が整備されている小田原漁港以外の小田原市営漁港（石橋・米神・江之浦）についても、今後耐震岸壁の整備等について県と連携して推進していく必要があります。

## ・・応急復旧・清掃体制の確立・・

- 小田原漁港の被災後の航路啓開構築等に関しては確立されていないため、今後、管理者である県と連携して構築していく必要があります。
- 復旧に必要な協力体制として、今後、関東地方整備局や水産庁等との連携について検討する必要があります。

## ・・海岸消防力の確保・・

- 海岸延長距離の長い本市では、地震時の対応の他、大規模風水害において、沿岸地域における陸路からだけでなく海上からの消防・救助活動の必要性が見込まれます。このために、海難救助船の建造について、今後、推進していく必要があります。



## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

## 関連施策分野

重点

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害時における小田原漁港をはじめ江之浦漁港等の小田原市営漁港については、海路を活用した孤立地域への物資等の輸送や負傷者等の搬送等の災害応急対策における役割を果たすため、小田原市営漁港施設の老朽化対策を進めるとともに、神奈川県と連携して耐震岸壁を整備する他、可能な限り建物の耐震化を推進する等、機能の維持・早期復旧を目指した取り組みを進めていきます。
- 津波や高波等によるコンテナ、自動車、船舶等の流出による甚大な被害を防ぐため、漂流物防止対策を推進していきます。

## ・・漁港施設の耐震機能等の確保・・

- 小田原漁港及び小田原市営漁港（石橋・米神・江之浦）の耐震岸壁の整備や老朽化対策を推進し、地震による揺れや津波、大型化する台風に伴う高潮・高波への対応を計画的に推進していきます。

## ・・応急復旧・清掃体制の確立・・

- 小田原漁港の被災後の経路啓開等、応急復旧・清掃に関しては、管理者である県と連携して、努めて早期に機能回復できるように連携・調整していきます。
- 江之浦漁港等の小田原市営漁港の応急復旧・清掃に関しては、関連事業者等と連携して、努めて早期に機能回復できるよう調整していきます。

## ・・漁港消防力の確保・・

- 神奈川県水難救済会の活動支援等を通じ、将来的に、海浜延長距離の長い本市における海難救助船の建造に繋がる活動を推進していきます。



5-3

緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

## 脆弱性評価

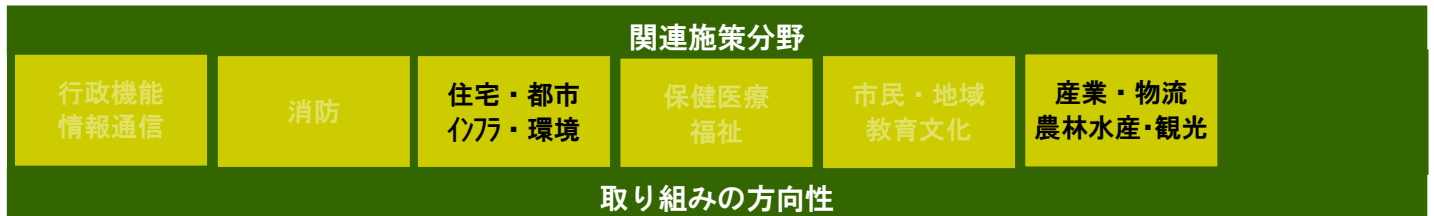
## ・・全体の現状評価・・

- 本市は大規模地震災害や大規模風水害により、基幹的陸上交通ネットワークが寸断し、市域全体が孤立化する可能性があります。特に、国道246号線の山北～御殿場間の山間隘路部、国道1号線の箱根の山間隘路部及び国道135号線の石橋以西の海岸沿いは脆弱であり、静岡県以西からの救助・救援部隊の交通路や物資等の輸送路の確保を考えると、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ災害に強い陸上交通路の新設が望まれます。
- 市内の緊急輸送道路及び同補完道路の沿道建物の耐震化及び無電柱化を推進していますが、まだまだ整備率が低く、引き続き整備を推進していく必要があります。

## ・・幹線道路ネットワークの確保・・

- 県西部地震や酒匂川の氾濫等により、足柄平野が大規模に被災した場合、これに通ずる山間隘路部の道路も併せて被災し、幹線道路ネットワークが寸断する可能性があります。迅速な災害支援活動等に支障を来す恐れがあります。
- また、静岡県東部～神奈川県西部の山間隘路部は中日本・西日本から首都圏に通ずる陸上幹線道路ネットワークの最も脆弱な部分であると言え、首都直下地震等から迅速に首都機能を回復するためにも、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ災害に強い陸上交通路の新設は、国としても重要な位置づけにあると言えます。

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない



## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 大規模地震災害や大規模風水害により、本市に通ずる基幹的な陸上交通ネットワークが寸断し、市域全体が孤立化するリスクを軽減するため、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ規格の高い広域幹線道路の建設計画を推進し、救助・救援部隊の交通路や物資等の輸送路を確保していきます。
- 市内の幹線道路の整備を推進し、災害時の円滑な交通処理、避難の安全確保等の防災機能の向上を図っていきます。
- 市内の緊急輸送道路及び同補完道路の沿道建物の耐震化、無電柱化を推進し、地震等災害時の交通路の確保を推進していくとともに、万が一、建物等の倒壊等により道路啓開が必要になった場合に備え、小田原市土木建設共同組合等との協定に基づき、迅速に交通路を確保できる体制を整備していきます。

## ・・幹線道路ネットワークの確保・・

- 神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ規格の高い広域幹線道路としての伊豆湘南道路の建設計画を推進することは、静岡県東部（御殿場市駒門駐屯地）に所在する陸上自衛隊の部隊の本市への進入経路を、東名高速道路と国道246号線以外に確保する上で極めて重要な施策であり、上記構想が早期に具現化されるよう、国や県に働きかけていきます。
- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化に関しては、所有者等に対して耐震診断や耐震化工事の補助金制度等を適切に普及・啓発し、耐震化率の向上を目指します。あわせて、電柱の地中化や街路樹の適正管理、トンネルや橋梁の適正管理や維持補修を国や県への要望を含め継続的に推進していきます。

5-4

食料等の安定供給の停滞

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 災害時の食料等の供給は、域外からの物流による供給が中心になるため、基幹的陸上交通ネットワークや海上輸送路の確保が、食料等の安定供給の停滞に直結します。このため「5-2 漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、漁業への影響拡大」及び「5-3 緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止」への対応を実施する必要があります。
- 一報、地産地消される農産物や水産物を安定的に供給できる体制を確保するためには、市内の農地の荒廃防止や水産施設の被災の最小化や早期復旧体制の確立が重要であり、これらに関する施策を、引き続き推進していく必要があります。

## ・・農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃対策・・

- 平素から地産・地消されている農産物や水産品の生産拠点の荒廃対策

## ・・物流体制の大規模被害による流通の停滞対策・・

- 域外からの食料等の安定供給を確保するためには、物流体制の被害を最小化し、流通を停滞させないようにしなければなりません。このためには、平素からの物流関係事業者との連携や訓練の実施が必要です。

## 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・

- 災害時における小田原漁港及び江之浦漁港等の小田原市営漁港については、海路を活用した孤立地域への物資等の輸送や負傷者等の搬送等の災害応急対策における役割を果たすため、小田原市営漁港の施設の老朽化対策を進めるとともに、神奈川県と連携して耐震化岸壁を整備する他、可能な限り建物の耐震化を推進する等、機能の維持・早期復旧を目指した取り組みを進めていきます。（5-2再掲）
- 大規模地震災害や大規模風水害により、本市に通ずる基幹的な陸上交通ネットワークが寸断し、市域全体が孤立化するリスクを軽減するため、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ規格の高い広域幹線道路の建設計画を推進し、救助救援部隊の交通路や物資等の輸送路を確保していきます。（5-3再掲）
- 市内の緊急輸送道路及び同補完道路の沿道建物の耐震化、無電柱化を推進し、地震等災害時の交通路の確保を推進していくとともに、万が一、建物等の倒壊等により道路啓開が必要になった場合に備え、小田原市土木建設共同組合等との協定に基づき、迅速に交通路を確保できる体制を整備していきます。（5-3再掲）
- 平素から地域農業や水産業を振興し、地産地消の食料供給圏や「小田原の魚」の付加価値を高め、ブランディングしていくことは、安全・安心な食の供給体制を整備することは、災害時における食料の安定供給体制の一助になるとともに、万が一、農地や水産施設が被災した場合においても、これらを荒廃させることなく、早期に復旧させるための基盤確保の観点からも大変重要な施策であり、今後ともこれらを積極的に推進していきます。

## ・農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃対策・

- 平素から地域農業や水産業を振興し、農地対策や水産業施設の整備・改善を行うことにより、食料生産拠点の荒廃の未然防止を行うとともに、万が一被災した場合の早期の回復・復旧の基盤を確保していきます。

## ・物流体制の大規模被害による流通の停滞対策・

- 物流体制の被害を最小化し、流通を停滞させないようにするため、佐川急便やトラック協会等と協定を締結し、平素から連携を図るとともに代替手段等に関する検討・協議を実施することにより、その抗堪性を確保・向上させていきます。
- 小田原市いっせい総合防災訓練の場等を通じ、物流関係事業者との連携訓練を実施し、不測事態の対応要領を含め、対策を深化させていきます。

## 事前に備えるべき目標 6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1

電力・ガス・上下水道等ライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化

## 脆弱性評価

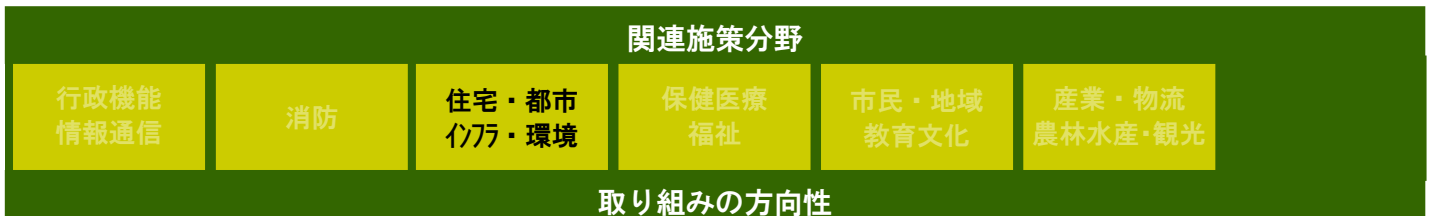
## ・・全体の現状評価・・

- 発災により電力・ガス・上下水道といったライフラインが停止すると、市民生活をはじめ、災害応急活動や企業活動等にも多大な影響を及ぼします。また、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止・長期化は、感染症の拡大等公衆衛生の悪化等を引き起こすため、各種ライフラインの機能停止の防止や早期復旧体制を確立することは非常に重要です。
- 本市が管理する上下水道及び汚水処理・廃棄物処理施設等のライフラインの機能停止を防止するため、施設や管路の耐震化対策を推進していますが、今後も引き続き対策を推進していく必要があります。
- 電力やガス等のライフラインの早期復旧に関しては、事業者が一義的な責任を有し、施設や機材に対する耐震化対策や風水害対策を実施していますが、これらの長期間の機能停止は、市民生活に多大な影響を与えるため、早期復旧に対する官民連携した対応が必要になる場合があります。このためには、平素からこれらの事業者との連絡・連携体制を確立し、共同した対応が必要になった場合を想定した訓練等の実施が必要です。

## ・・上水道機能の確保策・・

- 上水道機能に関しては、「おだわら水道ビジョン」に基づく耐震化対策等を実施しており、引き続き水道水を安定供給するための施策を推進していく必要があります。
- 大規模災害により孤立化が予想される地域に対する応急給水に関し、給水車による給水が実施できないことを想定した対策についても検討しておく必要があります。
- 災害時の飲料水供給に必要な資機材の備蓄を計画的に実施していますが、継続的に実施するとともに、必要数の見直し等を実施していく必要があります。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 市民生活をはじめ、市の災害対策活動や企業活動等にも多大な影響を及ぼす上下水道、汚水処理・廃棄物処理施設等の機能停止の長期化防止に向け、施設や管路の更新・耐震化を継続的に進め、災害に強いライフラインの構築を図るとともに、平素から関係機関や協定市等と必要な訓練を実施し、被災時の応急復旧体制を確立していきます。
- 電力やガス等のライフラインの迅速な復旧に向け、関連する事業者等と平素から緊密な連絡体制を確立し、訓練等によりその実効性を向上させ、発災初期にこれら事業者と緊密な連携を取り、1日も早いライフラインの復旧を図っていきます。

・・上水道機能の確保策・・

- 小田原市の水道事業の目指すべき方向性や方策を示した「おだわら水道ビジョン」に基づき、老朽化した送・配水管や取水・浄水施設を計画的に更新し、耐震化や浸水対策を進め、災害時に生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するための施策を推進していきます。
- 大規模災害が発生した場合、道路交通網が分断し、孤立化して給水車による応急給水が当面実施困難であると予想される片浦地区に対し、応急給水設備を整備していきます。
- 災害時における飲料水供給のための資機材を備蓄するとともに、災害時における配水池から給水車等への給水が容易にできる給水設備を整備していきます。
- 災害時の受援体制を確立し、応急給水が実施できる体制を整備していきます。



## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

## 脆弱性評価

## ・・下水道機能の確保策・・

- 下水道機能に関しては、雨水渠整備事業、汚水管渠整備事業を進めるとともに、地震対策事業、長寿命化事業、不明水対策事業等により下水道施設の保全を行い、災害時にも下水道機能が維持できるよう各事業を計画的に推進する必要があります。
- 酒匂川が大規模氾濫した場合の、扇町クリーンセンターの浸水対策について、今後、検討していく必要があります。

## ・・電力・ガスの確保策・・

- 災害時に電力・ガスを安定して供給できるようにするため、ライフライン事業者の施設の耐震化対策や早期復旧対策について協議するほか、発災後に連携した対応が実施できるように、平素から連絡・連携体制を確立しておく必要があります。

## ・・廃棄物処理機能の確保策・・

- 廃棄物処理機能の中核となる焼却施設やリサイクル施設を適切に維持管理していますが、老朽化が今後の課題です。
- 災害時に大量に発生することが予測される災害廃棄物や家庭ごみの分別収集できる体制を、今後整備していく必要があります。
- 災害時に避難所等に設置された仮設トイレのし尿及び一般家庭のし尿等を適切に収集する必要があります。

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

## 取り組みの方向性

## ・・下水道機能の確保策・・

- 下水道機能に関しては、雨水渠整備事業、污水管渠整備事業を進めるとともに、地震対策事業、長寿命化事業、不明水対策事業等により下水道施設の保全を行い、災害時にも下水道機能が維持できるよう各事業を計画的に推進していきます。
- 酒匂川氾濫時の扇町クリーンセンターの浸水対策について、検討していきます。

## ・・電力・ガスの確保策・・

- 災害時に電力・ガスを安定して確保できるようにするため、平素からライフライン事業者との定期的な会合を実施し、連絡・連携体制の確立を図るとともに、それぞれの初動対応能力等に関する認識の共有を図っていきます。

## ・・廃棄物処理機能の確保策・・

- 廃棄物処理機能の中核となる焼却施設やリサイクル施設等を適切に維持管理するとともに、災害時に大量に発生することが予測される災害廃棄物や家庭ごみの分別回収・処理が実施できる体制の確立を図っていきます。
- このため、災害廃棄物等の発生現場付近におけるゴミ種別毎の集積場所の指定及び住民への周知・徹底を図り、迅速かつ効率的な廃棄物処理体制の確立を図っていきます。
- また、し尿収集事業や公衆便所管理事業も適切に実施し、災害時のし尿対策を図っていきます。
- 地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は検討・構築されています。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要があります。



- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-2

緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 道路被害や渋滞等による道路交通網の分断により、救急・救助活動や物資等の緊急輸送を実施できない事態や、市民生活への影響等が懸念されます。本市では、災害時に緊急輸送道路や同補完道路の通行機能を確保するため、沿道の建築物の耐震化や無電柱化を推進していますが、実施率は高くなく、取り組みを加速化していく必要があります。

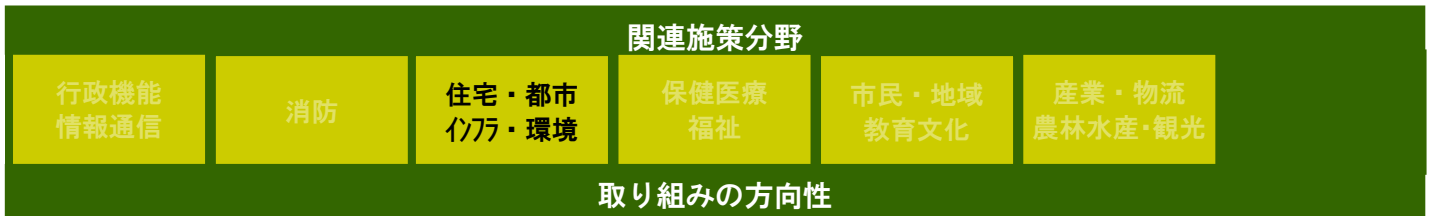
## ・・道路施設等の損傷防止策・・

- 道路被害や渋滞等による道路交通網の分断により、救急・救助活動や物資等の緊急輸送を実施できない事態や、市民生活への影響等を軽減するため、災害時においても緊急輸送道路等の通行機能を確保する必要があり、沿道建物の耐震化や無電柱化等を推進していく必要があります。

## ・・道路啓開体制の確立・・

- 発災後の道路啓開を迅速に実施するためには、平素から道路・橋梁の台帳管理を適切にするとともに、関連団体との連絡・連携体制を確立しておく必要があります。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 地震等の大規模災害発生直後から、基幹的な陸上交通ネットワークが機能停止する事態を防ぎ、救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、沿道建築物の耐震化や無電柱化を促進し、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路ネットワークの構築を推進していきます。

・・道路施設の損傷防止策・・

- 骨格となる国道・県道の整備を促進するとともに、道路の定期的なパトロールや計画的な修繕を行い、災害時の道路施設の損傷を防止し、道路交通網の分断を回避します。
- 電柱の倒壊による道路交通網の寸断を防止するため、中心市街地における無電柱化を推進します。
- 小田原駅東西自由連絡通路等の維持管理や幹線道路沿いの空き家対策を推進し、道路交通網の分断回避を実施していきます。
- 「小田原市耐震改修促進計画」に基づき緊急輸送道路沿道の建築物の耐震性向上を図っていきます。

・・道路啓開体制の確立・・

- 道路・橋梁の台帳を適切に管理するとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築し、災害時の道路施設の被害極限と迅速に復旧できる体制を構築していきます。

- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-3

鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止

## 脆弱性評価

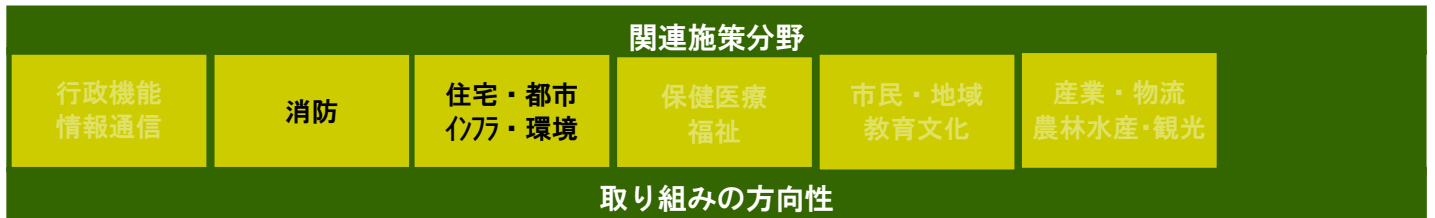
## ・・全体の現状評価・・

- 大規模自然災害で鉄道・バス交通網が分断されることにより、被災者の交通手段が喪失し、市民生活に多大な影響を及ぼすとともに、被災地の復旧・復興のための人・物の流れも大きく制限されます。このため、鉄道・バス事業者による災害対策とともに、本市としても、官民連携体制を構築し、必要な場合は協力体制を構築しておく必要があります。

## ・・鉄道・バス事業者との連携体制の確立・・

- 災害時の踏切問題等を解決するための、神奈川県による鉄道事業者との定期的な会合が実施されており、これを基礎として、市としても連携体制を確立していく必要があります。
- 市としての連携体制の中では、鉄道・バス交通網の分断防止や早期復旧に関する具体的な方策や連携要領について検討していく必要があります。

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る



## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 経済活動の長期間の停止を防止するため、鉄道事業者と協力し、早期運行再開に向けた対策や取り組みを継続的に検討・推進するとともに、鉄道施設の耐震化や鉄道ネットワークの強化を図っていきます。
- 被災者の生活支援の観点から、バス事業者と連携・協力し、避難所や応急仮設住宅等と生活関連施設間のバス路線の設定等について検討するとともに、想定されるバス路線網の早期啓開体制の確立を図っていきます。

## ・・鉄道事業者との連携体制の確立・・

- 本市として鉄道・バス事業者との定期的な会合を実施し、連絡体制の確立を図っていきます。
- 今後は、これらの枠組みの中で、鉄道・バス交通網の分断防止や早期復旧に関する具体的な方策等について検討・実施していきます。

## 事前に備えるべき目標 7

制御不能な二次災害を発生させない

7-1

市街地での大規模火災の発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 市内の旧市街地には火災の発生しやすい木造住宅地域が点在しており、耐震化の不足も相まって、地震時に火災が発生し、大規模に延焼する危険性が高い状態が存在しています。
- 建築物の耐火性能の強化を推進するためには、感震ブレイカーの導入が有効です。今後、最も効果的で費用対効果の高い感震ブレイカーについて研究し、補助の必要性を含め、検討していく必要があります。
- 消火器や住宅用火災警報器の設置を推進していますが、今後も引き続き推進していく必要があります。

## ・・住宅延焼防止機能の確保策・・

- 初期消火のための家庭用消火器や住宅用火災警報器等の設置を推進し、火災の発生を抑制する取り組みを継続的に実施していく必要があります。
- 感震ブレイカーの設置を推進する取り組みを継続的に実施して行く必要があります。
- 狭隘道路の拡張整備等の延焼防止策を推進する取り組みを継続的に実施して行く必要があります。
- 総合水利の確保策を継続的に推進していく必要があります。

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害に強い街づくりを推進し、大規模火災が発生する可能性が高い木造住宅密集地域等を重点に耐火性の高い建築物への建て替えを促進するための啓発を行っていきます。
- これまで本市では住宅用感震ブレイカーの設置に関し、感震ブレイカーの高性能化・低廉化に伴い、今後積極的に導入を推進していく必要があります。
- 住宅用消火器の設置や寝室、階段等の住宅用火災警報器の設置を推進し、住宅の火災の早期発見、初期消火の体制整備を図っていきます。

## ・・住宅延焼防止機能の確保策・・

- 住宅用火災警報器が未設置建物に対し、設置に関する啓発を推進していきます。
- 通電火災に関する市民への周知・啓発を図るとともに、感震ブレイカーの設置を推進していきます。
- 家庭用消火器の設置を推進し、自治会での防災訓練等により初期消火力の向上に努めます。
- 狭隘道路の拡張整備や踏切の拡幅整備を推進し、初期消火力の向上に努め、住宅地の大規模延焼対策を推進していきます。
- 消火栓や耐震性貯水槽を計画的に整備し、消防水利の確保に努め、消防力の維持向上を図ります。

7-2

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生

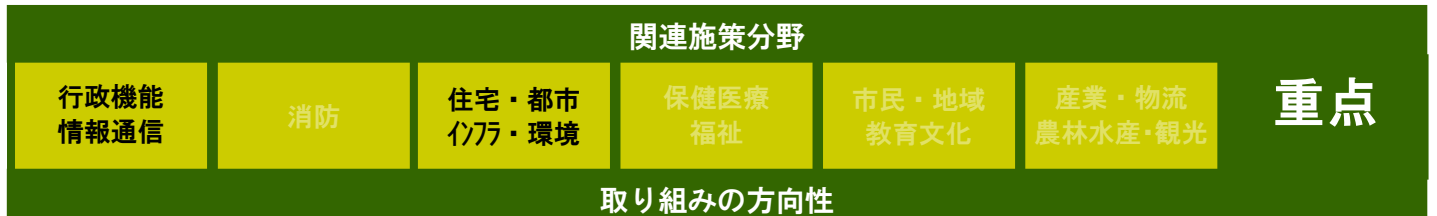
## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 大規模災害発生後に、損傷した施設・構造物、緩んだ地盤等があった際には、余震等の規模の小さい地震や降雨であっても、二次災害が発生する可能性が考えられます。これを防止するためには、早期に被害状況を把握し、これに基づく二次被害軽減策を講じる必要があります。

## ・・被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応策・・

- 大規模地震等発生後、二次被害を発生させないために建物や住宅の被害状況を把握し、速やかに応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する必要があり、このための体制整備を推進していく必要があります。
- 広域避難所等において、二次被害を防止して、避難民を安全に避難所に收容するためには、早期の応急危険度判定や被災宅地危険度判定が必要です。



・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・

- 応急危険度判定、被災宅地危険度判定を行い、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生を防止を図っていきます。

・被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応策・

- 大規模地震等発生後、神奈川県に支援要請を行うことで、速やかに全国の自治体から応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の派遣を得られる応援体制を確立していますが、更にその受援体制についても整備を進めていきます。
- 被災後、速やかに広域避難所等の応急危険度判定等を実施するため、災害時における応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に関する協定を締結している地元建築士関係団体等との連携強化を図り、判定士の養成や研修、訓練等を通じて協力体制を運用していきます。



7-3

地震、風水害時の三保ダムの決壊による二次被害の発生

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

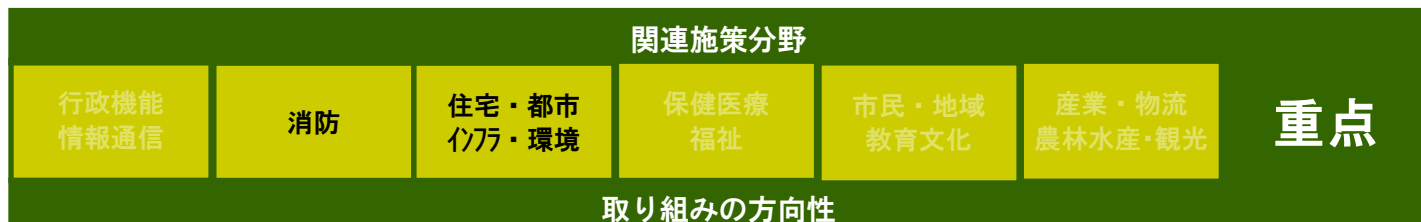
- 三保ダムにおいては、三保ダム管理事務所がダムの役割である「治水」や「水の供給」、「発電」を行うため、刻一刻と変化する気象・河川状況やダム貯水状況をダム管理用制御処理装置（ダムコン）を用いて、365日24時間体制で監視して運用を行っています。また、大雨や台風等の接近に伴い、ゲートからの放流が予想される場合には、警戒体制を設置して、気象状況等の監視を強化してダム放流に備える体制を確立しています。
- 本市は、県水防支部（県西土木事務所小田原土木センター）を通じて、三保ダム管理事務所からの放流通報等を迅速に受けられる体制を確立していますが、定期的な連絡・連携訓練等により、実効性の向上を図る必要があります。

## ・・三保ダムの地震対策・・

- 三保ダムの地震対策について、三保ダム管理事務所と連携し、現在取られている対応策に関する情報共有や市民への周知を図っていく必要があります。

## ・・三保ダムの洪水対策・・

- 三保ダムの洪水対策について、三保ダム管理事務所と連携し、現在取られている対応策に関する情報共有や市民への周知を図っていく必要があります。



・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 三保ダム管理事務所の連絡・連携体制の確立に関しては、緊急放流時の迅速な連絡のためのホットラインの構築等、必要な体制を構築していきます。
- 大雨や地震による三保ダムの決壊に対する市民の不安を払拭するため、今後も継続的に市民に対する普及・啓発を行っていきます。

・・三保ダムの地震対策・・

- 三保ダムは、関東大震災クラスの地震の揺れに耐えられるように設計されていますが、大規模な地震が発生した場合は、緊急点検を実施することとなっています。
- 本市では、県西部地域で震度5以上の大規模地震が発生した場合は、速やかに三保ダム管理事務所と連絡をとり、状況確認を行います。

・・三保ダムの洪水対策・・

- 三保ダムの洪水調節業務は、神奈川県三保ダム管理事務所が行い、利水運用業務は、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所が行っています。洪水吐ゲートからの放流時には、放流警報車及び放流警報所（警報表示板）により警報を行うとともに、流域市町村に連絡する体制を整備しています。
- 三保ダムが決壊した場合の二次災害の防止策に関しては、現在、一部の公共施設の維持管理計画にうたわれているのみであり、今後、更に検討していく必要があります。

## 7-4 有害物質の大規模拡散・流出

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 大規模災害発生時における、有害な化学物質の流出による周辺住民への健康被害、環境汚染等の二次被害を防止しなくてはなりません。災害発生時の有害物質流出を防ぐためには、事前対策として有害物質が流出しない適正な管理を事業者に指導・徹底していく必要があります。発生後の対策としては有害物質の流出の迅速に感知し、適切な対応が実施できるようにしておく必要があります。本市ではこのための事業者に対する立入調査と必要な対策の普及・啓発を実施していく必要があります。

## ・・有害物質取り扱い施設の損傷防止策、有害物質の流出防止策・・

- 有害物質の取り扱い施設について、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者の対策を指導・啓発していく必要があります。

## ・・有害物質流出における防災体制の確立・・

- 有害化学物質等の流出事故に対しては、「地域防災計画 特殊災害編 危険物等災害対策」に準じて、災害発生時の対応や除染等の活動を行うものとしていますが、今後、関係機関や近隣市町村との連携や訓練の実施に関して、検討・具体化していく必要があります。

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

重点

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害発生時の有害物質流出の事前対策として、公害発生源への立入調査・監視の実施、専用水道等の届け出に係る審査等を行い、事業者への継続的な指導・啓発を実施していきます。
- 発災後に有害物質が流失した場合には、有害物質の検知や影響範囲の指定、除染等を迅速に実施できる体制を関係機関と連携して確保・整備していきます。

## ・・有害物質取り扱い施設の損傷防止策、有害物質の流出防止策・・

- 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」等の環境法令等に基づき、指導・啓発を継続的に実施し、有害物質の流出の抑制を図ります。
- 有害物質を取り扱う施設の、地震時の損傷防止策については、建物の耐震化に関し補助を行う等の施策を実施しています。また、酒匂川等の河川氾濫時の浸水想定区域内の施設については、洪水ハザードマップ等を活用し、適切に普及・啓発していきます。

## ・・有害物質流出における防災体制の確立・・

- 有害物質の流出を想定した災害対応訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化、防除資機材の整備及び近隣市町村との連携体制の強化、現地指揮本部の機能強化等を行い、自然災害により有害物質が流失した場合に迅速に対応できる体制を確保していきます。
- 平時から有害物質を保有している事業所等と連携し、有害物質データの継続的な把握に努めていきます。

7-5

長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 酒匂川の大規模氾濫による農地の荒廃や風水害や地震による土砂災害による森林の荒廃は、農家や林業従事者の生計に大きく影響するにとどまらず、小田原の森里川海の豊かな自然のイメージダウンをもたらし、災害からの迅速な復旧・復興の障害となる可能性があります。これを回避するためには、これを管理する県や関係団体と連携した事前対策を実施するとともに、農業、林業それぞれの小田原ブランドのブランド力の強化を図り、災害発生後も全国からの需要が見込め、それに対する安定した供給力を保てるような復元力を保持する必要があります。

## ・・大規模河川氾濫による農地の荒廃防止策・・

- 大規模河川氾濫により畑等の農地が荒廃し、下中玉葱等に代表される小田原ブランドの農産物の生産が低下すると、農家の生計や復旧・復興に大きな影響を与えるとともに、市全体の復旧・復興の遅れに繋がる可能性があります。
- これらを直接的に防止する方策として、河川管理者である神奈川県と連携し、河道の浚渫や河川敷内の樹木の伐採等を実施していく必要があります。
- 間接的な荒廃防止策としては、小田原産農産物のブランド力を高め、迅速に全国レベルの需要供給体制を確立しておく必要があります。

## ・・大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃防止策・・

- 大規模土石流や崖崩れの発生は小田原産木材の植林地やその他の自然林を荒廃させるにとどまらず、特産の柑橘類や梅畑等も同時に荒廃させる恐れがあります。このため、森林や山間農地の荒廃を最小限にするための里地里山や林道の管理を適切にするとともに、神奈川県と連携して、治山のための施設整備等を推進していく必要があります。

## 関連施策分野

重点

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 酒匂川等の大規模氾濫による農地の荒廃及びその長期化を防止するための方策の一つとして、平素から小田原産農産物のブランド化を推進し、これによる集客力や購買需要を喚起することで、早期に営農環境の復旧への足掛かりを作っていきます。
- また、酒匂川等の氾濫そのものを防止するための、河道の浚渫や河川敷内の樹木の伐採等の施策について、神奈川県に継続的に要望していきます。
- 森林や里山、林道等を適切に整備、維持・管理し、大規模土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時の早期復旧を図ります。

## ・・大規模河川氾濫による農地の荒廃防止策・・

- 神奈川県が実施する二級河川の河道の掘削を促進していきます。
- 農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業を推進し、河川の大規模氾濫時の農地荒廃の被害を最小限にするための施策を推進していきます。

## ・・大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃防止策・・

- 里地里山や林道等の維持管理を、平素から適切に行い、大規模土砂災害時の森林の荒廃を最小限にしています。
- 神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金を活用しながら、手入れが行き届いていない私有林の整備等を推進し、森林の荒廃に起因する土砂災害の発生を防止し、大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃を未然に防止していきます。

7-6

風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響

## 脆弱性評価

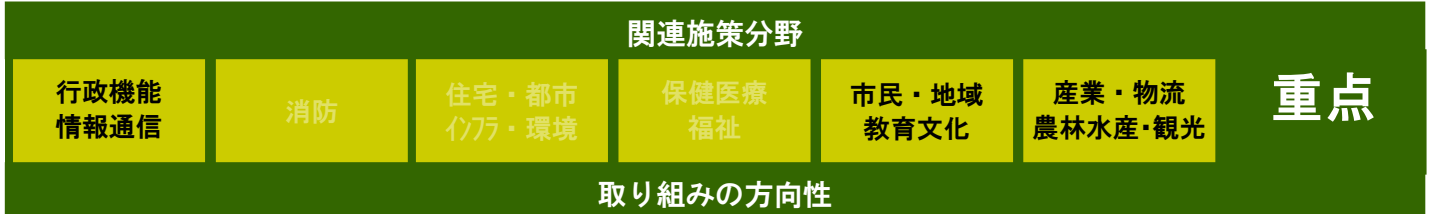
## ・・全体の現状評価・・

- 東日本大震災における福島県の風評被害等、これまでの災害においても幾度となく風評被害が発生し、地域の復旧・復興が大きく阻害され、社会生活や地域経済等に甚大な影響を与えた例は枚挙のいとまがありません。このような事態を防止するためには、情報発信を適切に実施し、デマや風評が定着するのを防止するとともに、平素から本市のブランド力を高め、風評にも負けない全国からの応援力や市民の郷土愛の醸成を図っていく必要があります。
- 風評被害による社会生活や地域経済等への影響は、復旧・復興が遅れば遅れるほど、その影響が拡大していくため、これを防止する最大の方策は、発災後、迅速に復旧・復興に取り掛かり、風評が発生するいとまを与えないことです。このため、今後、事前復興に関する検討や計画策定を進めていく必要があります。

## ・・風評被害を抑止する対策・・

- 風評被害を抑止するためには、平素から適切な広報活動を実施し、本市が発信する情報に対する信頼感を醸成しておく必要があります。このためには、各種メディアとの信頼関係を平素から確立しておくとともに、ホームページの閲覧者やSNSのフォロワーの応援、市民の郷土愛を獲得するための施策が必要です。
- 災害時に風評被害が発生してしまった場合は、これを迅速に収束させるためにあらゆるメディアを活用して、正しい情報を発信していく必要があります。





・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 復旧・復興が大幅に遅れ、災害被災地のイメージが長期化することによる風評被害の発生や社会生活や地域経済等へ甚大な影響が発生することを防止するため、迅速に復旧・復興するための取り組みとして、今後、事前復興計画の策定を推進していきます。
- 大規模災害時のデマ防止等の一環として、市ホームページの管理運営や広報誌の発刊を適時・適切に実施していきます。

・・風評被害を抑止する対策・・

- 風評被害を抑止する方策として、平素から市ホームページの管理運営を適切に実施するとともに、広報小田原を定期的に発刊し、風評被害発生の未然防止に寄与します。
- 災害時に風評被害が発生した場合には、事実の説明を繰り返し丁寧に実施し、風評を収束させるためのあらゆるメディアを活用した広報を継続的に実施します。



## 事前に備えるべき目標 8

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1

復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 復旧・復興の遅れは風評被害の発生や市民の復興意欲の阻害を誘発し、さらに復旧・復興を遅らせるといった悪循環を発生させます。そのため、迅速な復興を果たすためには、発災後、速やかに復興のための組織体制や話し合いの枠組みを確立し、住民と一体となって復興計画を策定・推進していく必要があります。
- 迅速な復旧・復興を図るために策定する復興計画で計画する事項の中には、事前復興計画として発災以前に準備・策定しておくことが有利な事項もあります。事前復興計画策定の際も、発災後の復興計画策定の場合と同様に、地域の住民と話し合いを行い、一体となって策定していく必要があります。

## ・・復旧・復興体制の整備・・

- 大規模災害から迅速に復旧・復興していくためには、発災後直ちに復旧・復興体制を整備し、速やかに復旧・復興計画の策定に取り掛かる必要があります。迅速な復旧・復興体制の確立のためには、事前復興計画の中で、あらかじめ必要な体制の素案等を定めていることが有利です。市では、今後、他市の事例等を参考にこれらについて研究・策定していく必要があります。
- 発災後、災害復旧・復興の大きな障害の一つになると考えられる災害廃棄物の処理に関し、その保管場所を含め、平素から必要な体制を検討しておく必要があります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 関連施策分野

重点

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 発災後、早期に市災害復興本部を設置し、復旧作業を実施するとともに、復興に向けた課題を把握し、それを解決するための施策を整理して復興計画を策定します。この際、「仙台防災枠組」で示された「より良い復興（Build Back Better）」の考え方を踏まえ、復興について平素から検討を進める等、復興事業を円滑に実施できる取り組みを推進していきます。また、発災以前に地域住民と十分に話し合い決定しておくことが有利な事項については、事前復興計画として事前に整理していきます。
- 復興計画の策定にあたっては、都市計画マスタープランに基づき、地域住民との合意形成による、秩序ある街づくりを推進していきます。

## ・・復旧・復興体制の整備・・

- 都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害の事前復興計画の策定は未実施であり、今後、検討・策定していく必要があります。
- 災害復旧・復興の大きな障害となる可能性がある災害廃棄物の処理に関し、被災地近傍のゴミの仮置場や一時保管場所等を含み、平素から検討・指定等を行い、必要な体制を確立・維持していきます。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-2

復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復興が大幅に遅れる事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 災害からの「より良い復興」のためには、地域の住民の意見を適確に反映して実施していく必要があります。地域の復旧・復興に必要な人材の確保については、地域をよく知る地域住民によって実施されることが重要であるため、迅速な復旧・復興に向けて平素から復興まちづくりを担う人材育成をしておく必要があります。平素からの復興まちづくりの人材確保に繋がる取り組みとして、まちづくり委員会の開催、災害ボランティア体制の整備、市内中小企業の活性化に向けた取り組み等、災害時の人材確保に繋がる各種施策や事業を推進しています。今後とも、復興まちづくりのための人材確保や中小企業の活性化に繋がる施策や事業を推進していく必要があります。
- 災害対策に必要な資機材の確保対策として、応急復旧時の資機材確保に関しては、各種備蓄や協定等を締結し、緊急調達できる体制を整備していますが、復旧・復興期における資機材に関しては、入札不調による事業の停滞や復旧・復興の遅れを防止するため、各種関係団体や事業者との平素からの連携体制を確立するとともに、国や神奈川県と連携し、広域応援体制を構築しておく必要があります。

## ・・復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の確保策・・

- 復興まちづくりを担う人材は、平素から地域のまちづくりや地域コミュニティの活動に参画していることが望まれます。このため本市としてそのような活動に係わりを持ち、復興まちづくりの中核となる人材を発掘していく必要があります。
- 災害の復旧・復興期における災害ボランティアの役割はますます増大してきており、災害ボランティアとの連携体制を平素から確立しておくことは、災害からの早期普及・復興のためには必要不可欠です。このため、平素から市社会福祉協議会や西湘災害ボランティアネットワーク、小田原市青年会議所等との連携を図っていく必要があります。
- 円滑な復興まちづくりを推進していくためには、保育に係る人材を確保することが重要であり、それが市民の参画を促す結果にも繋がります。このため、災害時の保育の強化に繋がる取り組みを推進していく必要があります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害からの「より良い復興」のためには、地域の住民の意見を適確に反映した復興計画の策定が必要不可欠になります。このために、復興まちづくりの中核となる地域のリーダーやこれを支える人材の確保を平素から地域と連携して図っていきます。
- 市民が一丸となって復興まちづくりに邁進していく体制を確立するためには、学校や保育所の早期再開等、支援体制の確立も重要です。このため、各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育に係る人材を確保し、保育所の早期復旧を図っていきます。
- 復旧・復興に必要な資機材については、発災初期の対応のように備蓄により確保することは困難です。このため、復旧・復興に関連する各団体や事業者との連携強化をさらに推進するとともに、広域的な災害の発生にあたり、応急期から引き続き資機材が本市に適切に配分されるよう、国、県と必要な連携・調整を実施していきます。

## ・・復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の確保策・・

- 復興まちづくりを担う人材を確保するためには、平素から地域住民が自らの地域のまちづくりに参画していることが重要です。このため、平素から小田原市民学校や青少年指導者等養成事業等を通じ、地域の指導者の育成を行うとともに、自主防災組織や広域避難所運営委員会等の話し合いを通じ、復興まちづくりの中核となる人材の育成・確保を図っていきます。
- 災害ボランティアの重要性は今後もますます増大していくことが予想されます。このため、災害ボランティアセンターの開設・運営の主体となる小田原市社会福祉協議会や西湘災害ボランティアネットワーク、小田原市青年会議所等との連携を平素から維持・向上させるとともに、必要な訓練等を実施し、災害時の実効性の確保を図っていきます。
- 被災宅地危険度判定士の養成を計画的に実施し、発災時の人員確保に寄与します。
- 各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育に係る人材を確保し、保育所の早期復旧を図っていきます。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 脆弱性評価

## ・・復興まちづくりの復旧・復興にかかる資機材の確保策・・

- 大規模自然災害発生後、建設資機材の不足や需要の拡大による価格の高騰等が懸念されます。このため、発災時の応急措置工事や緊急物資の調達に関して、各種団体や事業者と協定を締結しているほか、迅速な復旧・復興にかかる緊急契約（随意契約）の手続きを進める必要があります。
- 広域的な災害発生時には、復興まちづくりに必要な資機材の確保に関しては、被災地内における競合が発生するため、その確保や配分に関し、国や神奈川県と連携していく必要があります。
- 復旧・復興に係る事業が入札不調に陥らないように、適切な不調対策を実施する必要があります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・復興まちづくりの復旧・復興にかかる資機材の確保策・・

- 各種団体や事業者との協定については、発災初期の応急対策や緊急物資の調達に関して、連携体制をさらに強化していきます。
- 災害復旧・復興が長期化した場合に想定される入札不調による事業の停滞を防止するため、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（国土交通省）等を参考に、状況に応じた不調対策を実施していきます。
- 広域的な災害発生時の継続的な資機材の確保・配分について、国や県と必要な連携・調整を行います。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-3

被害認定調査、罹災証明発行、仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 災害時に被害認定調査や罹災証明発行に期間を要し、市民生活の復旧や復興の大きな妨げになることは、近年の災害の事例からも枚挙のいとまがありません。市では、被害認定調査及び罹災証明の発行等を円滑に行うために、「被災者支援システム」の導入を検討していますが、今後、操作要員の研修等を行い、運用の実効性を高めるための取り組みを実施していく必要があります。
- 本市では応急仮設住宅建設候補地を市内13カ所に予定していますが、ハザード内にある候補地もあり、災害の種類によっては応急仮設住宅の建設ができない場合も考えられます。このため、官有地に限らず、民有地も含めた応急仮設住宅建設候補地の選定についても検討する必要があるとともに、賃貸型応急仮設住宅の確保策や活用体制についても検討を進めていく必要があります。
- 被災者の生活再建支援として、災害弔慰金や災害見舞金等の支給、災害援護資金の貸付等の資金面の支援の他、各種相談窓口の開設等が予定されていますが、今後、これらの実効性を確保するための訓練や検証等を実施していく必要があります。

## ・・被害認定調査の推進策・・

- 被害認定調査の体制整備に関しては、「被災者支援システム」を導入して業務を実施することとしていますが、迅速かつ確実に業務を実施するため、担当職員の研修を実施したり、具体的な操作マニュアルの整備等を実施していく必要があります。

## ・・罹災証明発行の推進策・・

- 罹災証明発行の体制整備に関しては、「被災者支援システム」を活用して業務を実施することとしていますが、迅速かつ確実に業務を実施するため、担当職員の研修を実施したり、具体的な操作マニュアルの整備等を実施していく必要があります。



## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 「被災者支援システム」の導入により、被害認定調査業務や罹災証明書発行業務を実施する予定ですが、これらの業務が発災後、迅速かつ的確に開始できるよう、操作研修等を行っていきます。
- 応急仮設住宅建設予定地を適切に維持管理し、大規模災害発生時に備えるとともに、市営住宅を適切に維持管理し、空き室を被災者に速やかに提供できるようにしていきます。また、賃貸型応急住宅については、県と連携し不動産業者等の関係事業者との事前の取り決めや事務手順等を検討し、活用体制の整備を推進していきます。
- 生活再建支援体制の整備に関しては、平素から開設・運営されている各種相談窓口の機能を拡充し、各種被災者生活再建メニューを迅速に運用できるように復興体制の取り組みを推進します。
- 平素から官民境界等先行調査等の地籍調査を継続的に実施し、災害時の境界情報の喪失や確定作業の遅れを防止していきます。

## ・・被害認定調査の推進策・・

- 「被災者支援システム」を整備・運用することにより、大規模災害時の被害状況等を一元的に管理し、被害認定調査の遅れを防止していきます。

## ・・罹災証明発行の推進策・・

- 「被災者支援システム」を整備・運用することにより、大規模災害時の罹災証明の発行の遅れを防止していきます。
- 罹災証明発行に関する職員研修を実施し、大規模災害時の迅速な罹災証明発行体制の構築を図ります。この際、担当課のOB職員の活用を図るとともに、他自治体から応援職員が派遣された場合を想定し、受援体制を構築し、市職員と他自治体からの応援職員の混成による現地調査班の編成等についても事前に検討しておき、準備に万全を期します。



## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 脆弱性評価

## ・・応急仮設住宅の建設・提供の推進策・・

- 応急仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのかが示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証できません。
- 官有地に限らず、民有地も含めた応急仮設住宅建設候補地の選定についても検討する必要があるとともに、賃貸型応急住宅の確保策や活用体制についても検討を進めていく必要があります。
- また、応急仮設住宅の建設関係事業者との平素からの連携できる体制の整備が必要です。

## ・・生活再建支援の推進策・・

- 被災者の生活再建支援として、各種資金面の支援や相談窓口の開設等に関して、これらの実効性を確保するための訓練や検証等を実施していく必要があります。
- また、これらのサービスがワンストップで受けられる体制の整備についても検討していく必要があります。

## ・・境界情報の喪失、確定作業の推進策・・

- 土砂災害や津波等により、境界情報が喪失した場合、境界確定が遅れて市民の生活再建やまちの復旧・復興が遅れる事態が想定されます。このため、これを防止するための平素からの取り組みの推進が必要になります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・応急仮設住宅の建設・提供の推進策・・

- 応急仮設住宅建設予定地として指定している公園等の市有地を、平素から適切に維持管理し、大規模災害発生後、20日以内に応急仮設住宅の建設に着手できる体制を整備していきます。
- 市営住宅の空き室を活用し、大規模災害発生後、被災者へ速やかに提供できる体制を整備していきます。
- 応急仮設住宅の建設や賃貸型応急住宅の供給に必要な関係事業者との平素からの連携について検討し、必要な体制を整備していきます。

## ・・生活再建支援の推進策・・

- 生活再建支援体制の整備に関しては、被災者への各種給付金等の支援策の他、平素からの各種相談窓口を拡充し、生活再建や健康等の相談をワンストップで受けられるよう、必要な体制を検討・整備していきます。
- 雇用促進・生活再建支援の充実を図るため、地域に密着した求人情報及び就労に関する情報をホームページ等で提供できるよう、必要な体制を検討・整備していきます。
- 被災後の自宅再建の一助となるように、平時における地震保険等への加入を啓発していきます。
- 災害時要支援者が応急仮設住宅等に入居した際の継続的な見守りやこころのケア等の活動を実施するための訪問指導事業や性的マイノリティ支援事業を実施していきます。

## ・・境界情報の喪失、確定作業の推進策・・

- 土砂災害や津波等により、境界情報が喪失した被災地においては、平素からの地籍調査の成果を活用して、迅速に境界を確定し、復旧・復興を推進していけるよう、効果的・効率的な地籍調査を推進していきます。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 地域の要配慮者への継続的なサポート、パトロール等による治安維持、まちづくりに係る意思決定等、復旧・復興期における地域コミュニティが果たす役割は広範多岐にわたるため、大規模災害発生後においても地域コミュニティが維持されるよう取り組みを推進していく必要があります。
- 地域コミュニティの崩壊を防止するためには、平素から地域コミュニティにおけるつながりが強固で顔の見える関係が構築できていることが必要です。
- 地域コミュニティの治安の悪化を防止するためには、平素からの地域のパトロールや見回り体制の確立が必要です。

## ・・地域コミュニティの崩壊防止策・・

- 復旧・復興期であっても地域コミュニティが維持できるよう、平素から地域の見守り活動を通じた顔の見える関係作り等地域コミュニティ施策を推進していく必要があります。
- 大規模災害発生後の避難生活において発症する可能性があるPTSDやエコノミークラス症候群を防止するための体制を、過去の災害時の事例等を研究し、確立しておく必要があります。

## ・・地域の治安維持策・・

- 災害発生後に広域避難所や地域へのパトロール活動を警察力等行政のみで実施することは困難であるため、避難者や地域の住民の手による防犯パトロールの実施が必要です。このため、平素からの見守り体制等を強化していく必要があります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害による地域コミュニティの崩壊を防止するためには、平素からの地域コミュニティにおける住民同士の強い関係性の形成が必要不可欠です。このため、本市では地域コミュニティ組織の話し合い等を通じ、それぞれの地域が思い描く理想のコミュニティの実現に向けて、様々な取り組みを継続的に実施していきます。
- 災害時の地域における治安悪化を防ぐためには、平時の防犯パトロールや青少年の見守り活動等が災害時にも実施されるよう、引き続き平時のパトロールの実施について地域に働きかけていきます。

## ・・地域コミュニティの崩壊防止策・・

- 災害時においても子どもたちを介在した避難所や応急仮設住宅での地域コミュニティが継続できるように、平素から子どもの居場所づくり事業や青少年関係団体支援事業等により、地域において子どもたちを見守っていく取り組みを推進していくとともに、子どもたち自身も地域の一員として主体的に関わることができるように、どのような状況でも自ら考え、行動できる人材を育成していきます。
- プロダクティブ・エイジング推進事業により地域のシニアが元気に活動するための支援事業を行います。
- 災害を契機としたPTSDやエコノミークラス症候群の発症による健康被害や災害関連死、孤独死の発生を防ぐため、避難所や応急仮設住宅において保健師による巡回指導や心のケアチームやボランティア等の活用についても留意し、被災者の状況に応じた支援を実施していきます。
- 小田原市いっせい総合防災訓練等において、遺体の取り扱いについて再確認するとともに、必要な資機材の整備を引き続き実施していきます。

## ・・地域の治安維持策・・

- 災害発生時の被災地域や避難所の治安の悪化を防止するため、平素からの地域の見守り体制を強化したパトロール体制が災害時も継続的に維持されるよう、地域に働きかけていきます。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-5

大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 災害廃棄物に関しては、発災直後からの仮置場の設置、災害廃棄物の受入れ体制の構築、円滑な処理の実施等、着実な処理を停滞させることなく実施する必要があります。このため、本市では地域防災計画の中で、主として地震時の災害廃棄物処理体制について定めていますが、今後は、全国各地で毎年のように発生している大規模洪水災害時の災害廃棄物処理体制についても検討していく必要があります。また、災害廃棄物の分別に関しては、集積時点からの分別の成否が、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞防止に大きく関することから、適切な分別体制をあらかじめ構築しておく必要があります。
- 被災した建築物の解体及び瓦礫の撤去等、本市だけでは対応できない事態を想定し、民間事業者等と各種協定を締結していますが、災害時には、これらの協定を有効に機能させる必要があります。

## ・・災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の確立・・

- 災害廃棄物の処理が停滞した場合、復旧・復興体制への移行が遅れることが懸念されます。災害廃棄物の処理体制の整備に関しては、地域防災計画の中で、主として地震時の体制や要領について定めていますが、今後は、大規模水害時の体制等についても整備していく必要があります。
- 近年の災害では、片付けごみの路上等堆積により災害廃棄物の収集・処理やまちの復旧復興が大幅に遅れるといった事態が発生しています。今後は、このような問題に対する解決方策についても検討していく必要があります。
- 大量の災害廃棄物の発生や市内廃棄物処理施設の被災等により災害廃棄物の処理が円滑に行われなかったり、2次仮置場や最終処分場を市域内に確保することが困難な場合が想定されます。また、災害廃棄物の分別が徹底されず、混合廃棄物が大量に発生した場合、これを処理・処分できる業者は全国に数社しかなく遠隔地において処理・処分せざるを得ない事態も想定されます。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 関連施策分野

## 重点

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 市では、現在保持している地震災害時の災害廃棄物処理体制を拡充し、水害時の災害廃棄物処理体制を整備していきます。この際、災害発生直後から、仮置場の設置、災害瓦礫等の災害廃棄物の搬入、円滑な処理等を着実に実施できるようにするため、地域防災計画の中で、仮置場の選定手順や搬入・分別要領等の基本的な考え方を整理していきます。
- 上記の考え方や計画を策定するにあたっては、近年の災害の他自治体の取り組みの状況や教訓事項を体系的に整理して反映させるとともに、国の指針に沿った災害廃棄物処理計画の策定を進めていきます。
- この際、災害廃棄物の分別に関しては、発災当初の段階から分別して集積することが重要なため、地域ごとの住民仮置場の候補地をあらかじめ選定し、発災後速やかに必要な住民仮置場を選定し、開設・運営できるようにし、災害廃棄物の集積・収集・処理が効率的・経済的に実施できるよう計画していきます。
- 被災した建築物の解体や瓦礫の撤去等、本市だけでは対応できない事態を想定し、民間事業者等と各種協定を締結し、発災時には、これらの協定を有効に機能させていきます。

## ・・災害廃棄物（災害がれき、片付けごみ等）の処理体制の確立・・

- 災害廃棄物の処理体制の整備については、近年の災害の教訓やノウハウを取り入れつつ、国の指針に従って体系的な災害廃棄物処理計画を策定していきます。災害発生時には、計画に基づき迅速かつ円滑に実行計画が策定できるよう、処理体制の構築、仮置場の候補地の調整等について、事前対策をより一層推進していきます。
- 災害時にも、平時の生活ごみの分別が市民によってなされるのと同様に、災害廃棄物等の分別が市民によって確実に実施され、円滑な収集・処理が実施されるよう、継続的に広報・啓発活動を粘り強く着実に推進していきます。
- 災害廃棄物を市域外で処理・処分しなければならない事態に備え、県西地域・県内における広域連携の仕組み及び協定業者との協定内容の更なる具体化を図るとともに、混合廃棄物の大量発生に備えた処理業者との連携体制の確立について検討・調整していきます。
- 仮置場内のレイアウトについても検討し、効率的なごみの収集・集積を行っていきます。



## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 脆弱性評価

## ・・住居解体の促進・・

- 災害時において建築物の解体が遅れることにより、復旧・復興が遅れることが懸念されます。本市においては、民間事業者等と各種協定を締結しており、建築物の解体及び瓦礫の撤去等の協力体制を構築していますが、災害時には、これらの協定を有効に機能させる必要があります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・住居解体の促進・・

- 被災した建築物の解体及びがれきの撤去等、本市だけでは対応が困難な事態が想定されるため、平素から関係する民間事業者団体や国・県等と連携を図り、必要に応じた協定の締結等、事前の準備を推進していきます。



## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-6

新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 新幹線等の鉄道交通網のインフラが大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、平素から鉄道事業者との連携体制を確立し、協力して解決できる体制を構築しておく必要があります。
- 緊急輸送道路等の基幹道路網が大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的・物的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、早期の道路啓開体制の確立に向け、事前の協定や連携体制について確立しておく必要があります。

## ・・復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送のための新幹線等鉄道交通網の確保・・

- 新幹線等の鉄道交通網のインフラが大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、平素から鉄道事業者との連携体制を確立し、協力して解決できる体制を構築しておく必要があります。

## ・・復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送のための道路交通網の確保・・

- 緊急輸送道路等の基幹道路網が大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的・物的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、早期の道路啓開体制の確立に向け、事前の協定や連携体制について確立しておく必要があります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
計画・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

重点

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 新幹線等の鉄道交通網のインフラが大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、市では、これらの事業者を防災会議のメンバーとして平素から必要な連携体制を確立するとともに、災害時の対応等に関わる様々な課題等を認識共有し、協力して解決策を案出できるよう、定期的に作業部会を開催し、帰宅困難者対策等に関する意見交換や情報共有を図っていきます。
- 緊急輸送道路等の基幹道路網が大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的・物的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。この際、市は、国や県、関係事業団体等と連携し、早期の道路啓開を推進していきます。

## ・・復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送のための新幹線等鉄道交通網の確保・・

- 新幹線等の鉄道交通網のインフラが大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。このため、市では、これらの事業者を防災会議のメンバーとして平素から必要な連携体制を確立するとともに、災害時の対応等に関わる様々な課題等を認識共有し、協力して解決策を案出できるよう、定期的に作業部会を開催し、意見交換や情報共有を図っていきます。

## ・・復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送のための道路交通網の確保・・

- 緊急輸送道路等の基幹道路網が大規模に損壊した場合、本市に対する復旧・復興の人的・物的支援の流入が、大幅に制限される事態が想定されます。この際、市は、国や県、関係団体等と連携し、早期の道路啓開を推進していきます。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-7

文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 小田原市には小田原城をはじめとする多種多様な文化財や観光施設を保有しており、これらによる来訪者を確保・増進させていくことは、SDGsを推進し、持続可能な地域社会を実現するためにも重要な施策です。災害時であっても、小田原のブランド力を維持し、来訪者が大幅に減少する事態が起こらないように、文化財や観光資源の保護・保全やシティセールス等、平素からブランド力を向上させておく必要があります。

## ・・観光資源の耐震化対策・・

- 小田原城天守閣の耐震化は完了していますが、市が保有する歴史的建造物の中では、耐震化が未実施の建造物も多く、計画的な耐震化の推進が必要です。
- また、耐震化改修未実施の建築物等に関する平素からの維持管理を適切にし、被害を極小化していく必要があります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
ｲﾝﾌﾗ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 小田原城をはじめとする多種多様な文化財や観光施設を活用し、来訪者を確保・増進するための施策を幅広く展開し、持続可能な地域社会を実現していきます。小田原城天守閣の耐震化改修は、平成28年度に完了し、耐震性は確保されていますが、熊本地震の熊本城のように大規模地震の発生により、小田原城が被害を受けることは十分に想定される事態です。このため、引き続き文化財や観光資源の耐震化等の減災対策を実施するとともに、早期復旧体制の整備を推進します。
- また、小田原城の石垣の復興のように文化財や観光施設の大規模な復興のためには、莫大な財源の確保が必要であり、復興基金を全国や海外から募る等の積極的なシティセールスが必要であり、平素からこれらの体制を目指し、マスメディア等と協力・連携体制を推進していきます。
- 平素からシティプロモーションによる小田原市のブランド力の向上に資する施策を積極的に推進していきます。

## ・・観光資源の耐震化対策・・

- 小田原城の耐震化改修以降、公有の歴史的建造物の耐震化改修を計画的に推進していきます。
- また、耐震化改修未実施の建築物等に関しては、平素から施設の維持管理を適切にし、地震時の被害発生を極小化を図っていきます。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 脆弱性評価

## ・・文化財・観光資源の早期復旧体制の確立・・

- 小田原城のような歴史的建造物の復旧には、莫大な資金や長期間を要するほか、専門的技術者や職人、特殊な資機材の確保が必要となり、全国規模で支援を受ける体制の構築が必要です。このため、早期に復旧体制を確立するためには、いち早く被災状況を内外に発信するとともに、平素からの関係者による連携体制の構築が必要になります。
- また、そのほかの文化財や観光資源についても、早期復旧体制を構築するためには、迅速な被害状況の収集と平素からの関係者との連携体制の構築が必要になります。

## ・・被災地としてのイメージの長期化防止策・・

- 復旧・復興が長期化し、被災地としてのイメージが定着してしまうと、そこからの脱却が困難となる上、思わぬ風評被害が発生し、観光や小田原産物品の販売に大きな痛手を与えるとともに、復旧・復興が更に遅れるといった負のスパイラルに陥る可能性があります。このため、被災地としてのイメージの長期化や風評被害の防止のため、先手を打った広報戦略の策定が必要になります。

## ・・小田原市のブランド力の向上施策・・

- 災害からの早期復旧のためには、平素からの小田原に対する市民の愛着が必要です。このため、平素から市民の小田原に対する郷土愛を醸成し、小田原市のブランド力の向上を図っていく必要があります。

## 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・文化財・観光資源の早期復旧体制の確立・・

- 地震発生後、努めて速やかに文化財や観光資源の被災状況を調査し、迅速に保護・復旧できるよう、関係団体等との協力・連携体制を平素から構築していきます。
- このため、平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施し、被災時の迅速な復旧に資します。

## ・・被災地としてのイメージの長期化防止策・・

- このため、市の復旧・復興のリアルタイムの状況を適切に内外に発信する等の広報戦略を確立し、被災地としてのイメージの長期化や風評被害の防止を図っていきます。

## ・・小田原市のブランド力の向上施策・・

- 災害からの早期復旧のためには、平素からの小田原に対する市民の愛着が必要です。このため、平素から市民の小田原に対する郷土愛の醸成を図り、これを原動力とした効果的なシティプロモーションを継続的に展開することで、小田原市のブランド力を向上させていきます。
- 農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに、各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み、市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開していきます。

## 事前に備えるべき目標 9

災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-1

市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 災害時に近隣や地域住民、事業者が助け合い、支え合うことができるいわゆる「共助」が機能するためには、市民一人ひとりに対する防災意識・共助意識の啓発が必要です。そのため、防災教室や出前講座の場を通じた普及・啓発の他、あらゆる機会を活用した市民の防災意識を向上させるための取り組みを継続的に実施していく必要があります。
- 災害時の共助の力の発揮にも寄与する平素からの地域コミュニティの形成について様々な取り組みを推進していますが、今後、これを更に活性化していく必要があります。
- 市民・地域・事業者の共助体制を確立するために、訓練等の場を通じて連携していく必要があります。

## ・・市民防災意識・共助に対する啓発活動・・

- 防災教室や出前講座等の場で、防災・減災に関する知識や災害を「我が事」として捉える事の重要性について継続的に啓発していく必要があります。
- 子どもたちの防災・減災に関する興味や知識を高め、自助能力の向上を図るとともに、助け合いの精神に基づく共助の必要性について啓発していく必要があります。



## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

### 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

### 取り組みの方向性

#### ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 災害に強い人づくり・地域づくりを進め、市民や地域の事業者が共助力を発揮し、発災直後からの救助活動や避難所開設・運営が迅速・適切に行われるためには、平素からその関係性を構築し、連携のために必要な訓練等を継続的に実施していく必要があります。
- このため、市いっせい総合防災訓練等の場を通じ、市民の防災意識の高揚を図っていくとともに、地域の事業者が地域の訓練に参画できる環境を醸成していきます。
- 平素からまちづくり委員会や地域で行われるコミュニティ活動における地域コミュニティづくりを推進するとともに、小田原市民学校等による活動の担い手の育成を継続的に実施し、様々な活動主体や団体が自発的に協力・連携できる体制を構築していきます。

#### ・・市民防災意識・共助に対する啓発活動・・

- 防災教室や出前講座の場において、我が家の避難行動マニュアルや各種ハザードマップを活用して、防災・減災についての知識や災害を「我が事」として捉え、自ら行動することの重要性や、共助が近年の災害における復旧・復興の鍵となっていることを啓発していきます。
- 引き続き、学校の授業等を活用した防災教育の充実を図り、児童・生徒の自助能力の向上を図るとともに、助け合いの精神に基づく共助の大切さを共有する人づくりを推進していきます。



## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 脆弱性評価

## ・・共助に関する事業所・企業における防災体制の構築・・

- 地域の高齢化が進む中、共助に関する事業所・企業と地域が連携できる体制を構築することは極めて重要です。このためにはまず、事業所や企業としての防災体制を確立するとともに、訓練等の場を通じ、地域との連携体制を構築していく必要があります。

## ・・平時の地域コミュニティの形成・・

- 平素から地域コミュニティ強化に資する様々な施策に重要的に取り組んでいますが、地域における担い手不足等の課題を解決するため、様々な主体が実施する市民活動を支援し、地域コミュニティの形成を助長していく必要があります。
- 身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めるための方策を、地域と連携して推進していく必要があります。

## ・・災害に備える地域コミュニティの形成・・

- 本市においては、すべての単位自治会に自主防災組織が組織されており、リーダーである自治会長をサポートする防災リーダーも各1名を市から委嘱しています。今後は、防災リーダーの知識や技能を高めるための研修会の開催等、その活性化を図っていく必要がある。
- 地域で防災活動をするために必要な資機材の購入費用を補助する事業を実施しています。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・共助に関する事業所・企業における防災体制の構築・・

- 市内の事業所や企業における防災体制の構築と、地域との関係構築による地域防災力の向上に資する共助体制づくり等に関し、小田原箱根商工会議所との連携や検討を深め、これらを推進していきます。

## ・・平時の地域コミュニティの形成・・

- 持続可能な地域コミュニティの形成に向け、様々な主体が実施する地域における市民活動を継続的に支援するとともに、市有施設のを適切に維持管理して使用者に提供していきます。
- 災害時には平素からの地域のつながりに基づく身近なささえあいが共助の大きな原動力となるため、災害時に支援が必要な人々に対する平素からの見守りや声かけが積極的・日常的に行われるよう、自治会や民生委員・児童委員等から見守り活動をしている住民との連携を図りつつ、これを推進していきます。併せて、年々加入率が低下してきている自治会の加入率を向上させる施策についても検討・推進していきます。

## ・・災害に備える地域コミュニティの形成・・

- すべての自治会に組織されている自主防災組織の活動の要となる防災リーダーに対し、防災や減災に関する様々な知識や技能を習得させるための研修会や防災教室等を定期的に開催し、地域防災力の担い手の人材の育成を推進していきます。
- 地域防災力の向上を物的側面からも継続的に支援するため自主防災組織等活動支援事業等により、地域における自助・共助に必要な資機材の整備や管理運用を継続的に支援していきます。
- 市民と市長の懇談会や男女共同参画推進事業、広報委員事業、防災教室や出前講座を通じ、災害時の共助の重要性について、普及・啓発を図っています。今後は、更なる共助意識の啓発について推進していきます。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-2

要配慮者（支援を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 災害発生時に、支援を要する高齢者や障がい者等の自力で避難することが困難な方（要支援者）の安否確認や避難支援等が迅速に行われるためには、日頃からの声かけ・見守り等、地域と要支援者との顔の見える関係づくりが重要です。本市では、現在、要支援者名簿の各自主防災組織等への配布を実施中の段階であり、今後、個別避難計画の作成について、地域との話し合いや連携を加速化していく必要があります。
- 大規模災害発生後、要支援者の避難生活を支援するため、市内の社会福祉法人等と福祉避難所の協定を締結していますが、体制づくりや運営方法の検討などが必要です。

## ・・避難行動要支援者への救急・救助活動・・

- 避難行動要支援者の名簿を活用した個別避難計画の作成に向けた取り組みが必要です。
- 今後、避難行動要支援者の個別避難計画に基づいた避難行動について、市いっせい総合防災訓練の場等を通じ、実際に確認し、課題等を早期に把握し、解決しておく必要があります。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 要配慮者に対する支援の取り組みは、避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けを進めており、今後、要配慮者一人一人に対する個別避難計画の作成や支援者のマッチング・顔の見える関係づくりを推進するとともに、最終的には市いっせい総合防災訓練等の場において、実際の避難行動の支援訓練等を実施し、地域全体での意識啓発と支援の体制づくりができるよう段階的に施策を推進していきます。
- 福祉避難所の充実のため、引き続き社会福祉法人等との協定締結を推進し、災害時に円滑に開設・運営できるよう平素からこれらの施設等との連携を推進していきます。

## ・・要配慮者への救急・救助活動・・

- 災害時に自力避難が困難な要支援者の安否の確認や避難支援が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成を推進していきます。
- 要配慮者を安全・確実に避難させるためには、平素から本人及びその支援者が避難経路や避難場所を事前に確認しておき、いざといった場合に備え、実際に避難行動を訓練しておくことが重要です。今後、これらの実現に向け、地域や要支援者との連携を継続的に実施していきます。
- 高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めていきます。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 脆弱性評価

## ・・要配慮者への避難生活支援策・・

- 要配慮者の避難生活を支援するための福祉避難所の受け入れ体制づくりや円滑な運営についての調整が必要です。
- 風水害時の垂直避難が困難な方の避難場所の指定と必要な資機材の確保が必要です。
- 在宅の要支援者を避難場所や福祉避難場所に移送するための輸送手段の確保が必要です。

## ・・外国人に対する支援体制の確立・・

- 東京2020オリンピック・パラリンピックでの外国人観光客等の増加に対応して災害時の避難誘導や情報提供の際に障害となる多言語への対応については、まだまだ十分であるとは言えず、今後、引き続き対応策の検討・推進が必要です。
- 外国人が119番通報をした場合の多言語対応について、現在、三者通話サービスにより対応しているが、迅速な対応ができるよう、新たなサービスやアプリケーションの導入を検討していく必要があります。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・要配慮者への避難生活支援策・・

- 福祉避難所の受入体制づくりと円滑な開設・運営ができるよう、協定締結施設の拡充に取り組むとともに、福祉避難所間での相互支援の枠組みについて検討していきます。
- 風水害時の垂直避難が困難な方の避難場所における、避難者や介助者の負担を軽減するために、段ボールベッド等の資機材の整備を推進し、受入れ環境の充実を図ります。
- 在宅の要支援者を風水害時に避難場所に移送する手段について検討を進めていきます。

## ・・外国人に対する支援対策の確立・・

- 東京2020オリンピック・パラリンピック等での外国人来訪者の増加を契機とし、発災時の避難誘導に関する案内や情報発信の多言語化の推進等、外国人への支援の強化を図ります。  
また、災害時でも適切に避難行動がとれるよう、様々な機会を通じて、積極的な広報・啓発を実施していきます。
- 緊急時の119番通報時の多言語サービス等により、外国人の緊急通報に対しても適切に対応できるようにしていきます。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-3

避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

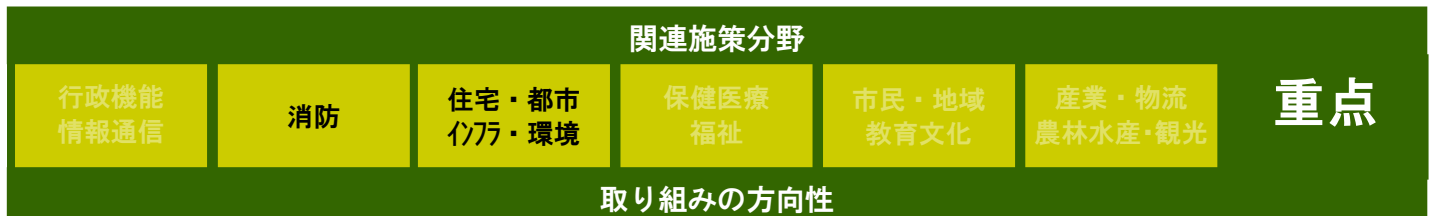
- 要配慮者が発災初期に指定避難場所で避難生活を送る場合や、その後も福祉避難所への移動が出来ず引き続き広域避難所において避難生活を送らなければならなくなった場合において、要支援者に対する一般の避難者の配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態が、他の地域のこれまでの災害の事例を見ても散見され問題となっています。このような事態を避けるためには、地域の方々の要支援者に対する理解とマナーの徹底が必要であり、平素からの防災教室や出前講座、我が家の避難行動マニュアル等を活用した継続的な啓発が必要です。
- 多くの避難所では、施設のバリアフリー化が進んでおらず、車いす利用者等にとっては、自力での移動が困難でストレスの大きい場所となっており、また介助者にとっても負担が大きいものとなっています。このため、施設の段差解消やみんなのトイレの設置等、施設の改修が必要です。

## ・・要配慮者の健康被害の発生防止策・・

- 要配慮者の健康被害を軽減するためには、福祉的配慮が必要であり、福祉避難所の充実が必要です。
- 要配慮者の避難生活を支援する看護師や福祉関係者の人材の確保が必要です。
- 広域避難所や風水害時の垂直避難が困難な方の避難場所への必要な資機材の整備が必要です。
- 地域住民に対し要支援者への配慮に関するあらゆる機会を捉えた継続的な啓発が必要です。



## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する



## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 要配慮者が避難生活において健康被害や精神的苦痛を味わうような事態を回避するためには、これらの人々がそれぞれに必要な介助や支援が実施可能な福祉避難所に避難できることが必要ですが、避難者数に対し福祉避難所の受入れ体制が整っていないのが現状です。今後も、市内における社会福祉法人等との協定の締結を推進するとともに、域外においてこれらを確保する方策についても検討していきます。あわせて障がい者支援団体との連携の強化についても推進していきます。
- 要配慮者が、一時的に広域避難所で避難生活を送らなければならない発災初期に、健康被害や精神的苦痛を軽減できるよう、平素から避難所の環境整備に努めるとともに、避難者に対する避難所マンナの徹底や意識啓発に努めていきます。
- 外国籍住民や外国人観光客等への対応や意思疎通の円滑化を図るため、携帯型翻訳機の導入等についても検討していきます。

## ・・要配慮者の健康被害の発生防止策・・

- 福祉避難所の充実を図るため、社会福祉法人等との協定の締結を継続的に推進していきます。
- 看護師や福祉関係者の不足を解消するため、市内福祉事業所の協力について検討していきます。
- 段ボールベッドやマットレス等要支援者の介助に必要な資機材の整備を逐次進めていきます。
- 防災教室や訓練等の機会を捉え、避難所生活における避難行動要支援者と同一避難所で避難生活を送る際の配慮すべき事項や支援の留意点等を、普及啓発していきます。
- 要配慮者に対しては、お薬手帳や救急要請カード等を常日頃から携帯する習慣を付け、避難時には必ず携帯して避難するように周知・徹底していきます。



## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 脆弱性評価

## ・・要配慮者の精神的苦痛の防止策・・

- 大勢が避難生活を送る広域避難所において、要配慮者が、様々な人々の配慮の足りない言動により、精神的苦痛を味わう事態が想定されます。要配慮者を傷つける言動は、意識しない何気ない言動による場合も考えられるので、これらに関する住民への事前の普及啓発が必要です。
- 要配慮者のペット同伴避難等について、今後、検討していく必要があります。
- 避難所設備のバリアフリー化について、順次実施していく必要があります。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・要配慮者の精神的苦痛の防止策・・

- 要配慮者が、広域避難所で避難生活を送らなければならない発災初期に、避難所内における一般の避難者の差別的言動のみならず、意図しない何気ない言動が要配慮者に対し精神的苦痛を与えてしまう場合も想定されます。このため、防災訓練や広域避難所運営委員会等の様々な機会を捉え、これらの人々に対して配慮すべき留意点等について意識啓発するとともに、人権啓発の観点からも平素から住民に対して意識の向上を図っていきます。
- 要配慮者が避難生活で受ける精神的苦痛の緩和やその未然防止のために臨床心理士等専門家団体等との事前の協定の締結について検討していきます。
- ペットが精神的支柱になっている要配慮者に対する支援の在り方について、今後検討していきます。
- 車いす利用車が一人で安心して自由に移動できるようにするため、広域避難所のバリアフリー化を推進します。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-4

避難所運営における住民自主運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点の不足等により、避難所の生活環境が悪化する事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 住民主体の避難所運営体制については各広域避難所運営委員会により十分に整備されていますが、運営委員会における女性委員の比率が低いことが課題となっています。今後は、女性委員の比率を高め、より女性の視点を取り入れた避難所運営について取り組みを強化していく必要があります。
- 女性の視点のみならず、今後、高齢者、障がい児者、外国人、性的マイノリティ等への配慮の視点を取り入れた取り組みが必要です。

## ・・住民主体の避難所運営体制の確立・・

- 住民主体の避難所運営体制は既に確立されていますが、今後、この実効性を高めるためのマニュアルの見直し整備や継続的な訓練の実施が必要です。
- 地域住民への配慮を要する人々に対する知識やマナーの普及啓発を継続的に行っていく必要があります。
- ペット同行避難に関するルールの周知徹底を図っていく必要があります。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

重点

## 取り組みの方向性

## ・・リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性・・

- 避難所の運営は各連合自治会単位で運営される広域避難所運営委員会によりその運営要領が決定され、住民主体の自主運営が定着しています。今後は、更に快適で秩序立った避難所運営が実施されるよう、訓練等の場を通じて適宜、運営要領の見直しを継続的に実施するとともに、当事者意見の反映を図っていきます。
- この際、避難所の運営要領や避難所のルールに女性の視点を導入することは大変重要であり、広域避難所運営委員会の委員に女性委員を加える等の方策により、積極的に女性の意見を反映できる女性参画の環境を整備していきます。
- また、避難所は女性のみならず、高齢者、障がい児者、外国人、性的マイノリティ等様々な配慮を要する人々が共同生活を行う場であるため、これらの人々に対する配慮や支援についても、防災教室や訓練の場を通じて普及啓発するとともに、人権啓発の観点からも共生社会の実現等について平素から住民に対し意識啓発していきます。

## ・・住民主体の避難所運営体制の確立・・

- 広域避難所の開設・運営に関連する訓練を、市いっせい総合防災訓練の中に継続的に取り入れ、継続的に運営マニュアルの見直し等を実施し、住民主体の自主運営体制の実効性を更に向上させていきます。
- この際、妊産婦や子育て世代、高齢者、障がい児者、外国人、性的マイノリティ等が避難所生活を送りやすくなるようプライバシーの確保や犯罪等の発生の未然防止が図られるよう、避難者が避難生活を送る上で必要な配慮や知識の習得について、普及啓発を進めていきます。
- 防災教室等の場において、避難所運営ゲーム（HUG）の実施等、住民主体の自主運営体制の構築に向けた支援を実施していきます。
- ペット同行避難に関し、地域での話し合いを進め、受入体制を整備し、トラブル等の未然防止を図っていきます。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 脆弱性評価

## ・・避難所運営における女性の視点の導入・・

- 広域避難所の運営に女性の視点を取り入れられるように、運営委員に女性が参画することを更に推進するとともに、女性をはじめとした配慮を要する方に対する理解や具体的な対応方法を学ぶ等、運営側の意識醸成が必要です。
- 災害時にも、妊産婦や子育て世代を支援する各種施策が継続的に実施される体制の整備が必要です。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・避難所運営における女性の視点の導入・・

- 女性の視点を取り入れた避難所運営がなされるよう、運営委員に女性の参画を促すとともに、女性をはじめとした配慮を要する人々に対する理解や具体的な対応方法を学ぶ等、運営側の意識改革や意識情勢を図っていきます。
- 妊産婦や子育て支援の母子が安心して避難できる環境を整備するため、平素から地域の子育て支援の場や機会の充実を図るとともに、プライバシー確保に必要な資機材を整備する等、避難所の環境整備を推進していきます。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

9-5

避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気が阻止される事態

## 脆弱性評価

## ・・全体の現状評価・・

- 避難生活において、子どもたちが積極的に避難所運営や避難所内でのイベントに参画することにより、避難所内の雰囲気が明るくなり、市民の災害からの復旧・復興のはずみになることが考えられます。このような避難所運営の雰囲気づくりを大人が率先して行うことにより、子どもたちの積極的な避難所運営等への参画を助長していく必要があります。
- 子どもたちの惨事ストレスを防止するためのケア体制の整備を進めていく必要があります。

## ・・子どもにおける心の障がいの発生防止策・・

- 東日本大震災をはじめ、過去の多くの災害において、多くの子どもたちが肉親や親しい友人等を失い、惨事ストレスの影響を長い期間受け、心の障がいを惹起する等の問題が発生しています。このような事態を防止するため、災害発生初期の段階から、子どもたちの心のケア体制を整備していく必要があります。
- 子どもたちの災害時トラウマを防止するため、平素からの取り組みが必要です。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 関連施策分野

行政機能  
情報通信

消防

住宅・都市  
インフラ・環境保健医療  
福祉市民・地域  
教育文化産業・物流  
農林水産・観光

重点

## 取り組みの方向性

## …リスクシナリオ全体に関する取り組みの方向性…

- 避難所生活の健全度のバロメーターの一つとして、「いかに子どもたちがはつらつとして生き生きと生活しているか」ということが挙げられます。大規模災害の事例としても、熊本地震の益城町の避難所では、先生と子どもたちが一緒になって、積極的に避難所運営に関わることによって、避難所内の雰囲気明るくなり、大人たちや高齢者にとっても生活しやすい避難所運営が行われた事例があります。
- このような明るく健全な避難所運営を目指すためには、子どもたちが積極的に避難所運営に関われるような雰囲気を大人達により醸成することが必要であり、体験談や専門家の意見等も踏まえ、広域避難所運営委員会や防災教室等の機会を通じて、子どもたちの避難所運営への参画を普及啓発していきます。
- 子どもたちは惨事ストレスの影響を受けやすくその後の成長にも大きな影響を与えるため、早期に惨事ストレスから回復するためのケア体制の確立は重要です。本市では、平素からの教育相談体制の拡充を図るとともに、外部の専門家によるケア体制も積極的に受入れ、早期から子どもたちの心のケアを実施できる体制を整備していきます。

## …子どもにおける心の障がいの発生防止策…

- 災害時の子どもの心の障がいの発生原因の大部分は、両親や兄弟、親しい友達等の喪失に起因していると言われています。このためには子どもたちが両親等の喪失の事実を認識した直後から、専門家による心のケアが必要不可欠であり、市では教育相談体制の拡充の他、カウンセラーの資格を持つ避難者の活用等、多角的な対策を推進していきます。
- 災害時トラウマを予防するためには、平素から災害時の心的障がいに関する子どもたちへの教育・理解の促進が必要です。市では、学校の授業等の機会を捉え、これらについての普及啓発を図っていきます。
- 心の障がいを負った子どもが避難生活を送るためには、地域による見守りや支えが必要不可欠です。このため、平素から地域で子どもを見守り育てる体制を構築していきます。



## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 脆弱性評価

## ・・避難所運営における子どもたちの参画策・・

- 避難所運営における子どもたちの自主的な参画を促すためには、大人たちによるきっかけ作りが重要です。学校の先生やNPO・ボランティア等の介在による子どもたちの参画のきっかけ作りについて検討・推進していく必要があります。
- 避難所運営に子どもたちが参画することに対する大人たちの理解を得るための普及啓発を行う必要があります。

## 9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する

## 取り組みの方向性

## ・・避難所における子どもたちの参画推進策・・

- 避難所運営への子どもたちの自由な発想による参画が基本ですが、大人たちの中でなかなか言い出すきっかけを見出すことが難しいことが想定されるため、学校の先生やNPO・ボランティアの介在により、子どもたちが避難所運営に参画しやすい体制づくりを推進していきます。
- 子どもたちの避難所運営への参画の中には、遊び感覚で子どもたちが取り組める分野の参画もあり、これらに関するアイデアや専門的知見を有するNPOやボランティアとの連携を平素から推進していきます。
- 子どもたちの避難所運営への参画は、大人たちのこれらに対する理解が必要不可欠です。本市では、防災教室や広域避難所運営委員会の場を通じ、このことについての普及啓発を図っていきます。

### 4. 3 複数のリスクシナリオにまたがる横断的事項の脆弱性評価・取り組みの方向性

横断的事項 1

老朽化対策の推進

#### 脆弱性評価

##### ・・公共施設の老朽化の加速・・

- 市民生活や経済活動の基盤となる公共施設は、学校施設や市営住宅、市民利用施設等の公共建築物と上下水道や公園等の都市インフラ等広範多岐の施設があり、その量も膨大です。これらの公共施設の多くは昭和40年代から平成の初めにかけて集中的に整備を進めてきたため、老朽化が一斉に進んでいます。今後、これらの施設は、更に老朽化が加速し、整備後50年以上経過する施設が急速に増加していきます。
- 上記の状況に鑑み、本市では、点検から維持修繕に係る施設保全のサイクルを確立することで、施設の管理水準の向上、適切な維持管理体制の確立、施設の長寿命化及びトータルコストの削減が図られます。
- また、公共施設の総量縮減及び機能・配置の適正化のため、公共施設再編基本計画を策定し、これに位置付けられた短期的に取り組む事業を、公民連携の手法を積極的に取り入れて、着実に推進していくことが必要です。

## 横断的事項1

## 老朽化対策の推進

## 取り組みの方向性

## ・・・公共施設の長寿命化・効率的な建替え・・・

- 各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、これに基づく計画的かつ効果的な保全・更新を、着実に推進していきます。
- 今後一斉に建替え時期を迎える学校施設等の大型公共施設については、事業費の平準化やコストの縮減、統廃合や複合化等の再編整備の検討等、あらゆる工夫を重ねた計画的かつ効率的な事業推進を行い、時代のニーズに対応した公共施設への再生を図っていきます。

## 関連する主なリスクシナリオ

1-1	住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
1-3	風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生
1-4	箱根山噴火による死傷者の発生及び富士山噴火の降灰の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生
2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶により、物資の滞留が発生し、食料・飲料水等、生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態
2-3	消防の被災等による消火・救助・救急活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー・水供給の長期途絶
2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3-1	通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない状態
5-2	漁港施設、船舶の被災等による機能の停止、漁業への影響拡大
5-3	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
6-1	電気・ガス・上下水道等のライフラインや、廃棄物処理等の機能停止の長期化
7-2	沿線・沿道の建物崩壊等による直接的な被害及び交通麻痺、余震等による被災建物の倒壊・部材の落下、擁壁の転倒等による二次被害の発生
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6	文化財・観光資源の被災等による観光都市としての小田原のブランド力の低下、風評被害等による来街者の大幅な減少

## 横断的事項2

## 公民連携の推進

## 脆弱性評価

## ・・公民連携の必要性・・

- 災害に対して強くてしなやかな都市を実現させるためには、行政の力のみならず、市民や民間事業者、大学等の研究機関が力を合わせて、一体となった施策の推進を行っていく必要があります。特に、民間事業者が持つ様々なノウハウを活用して、公民連携による防災・減災に係る取り組みを検討・推進することは大変重要なことです。
- 本市では、公共施設の管理・運営に関し、指定管理者制度を幅広く導入して、管理・運営の効率化・適正化を図っていますが、今後は、災害時の各施設の運営等も視野に入れたガイドラインや施設ごとの防災マニュアルの見直しが必要です。
- 災害時を見据えた各種協定の締結は、行政の不得意分野を民間事業者等の得意分野で補う上で、極めて有効ですが、近年の気象の変化や災害の状況を踏まえて、その内容を継続して、見直し・改定していく必要があります。

## 横断的事項2

## 公民連携の推進

## 取り組みの方向性

## ..公民連携の取り組み強化..

- 公民連携の仕組みやノウハウを、今後、広く各種行政施策に取り入れていき、強靱化に関する施策についても、公民連携による新たな価値の創造に繋がる施策を推進していきます。
- 急速に進む技術革新、特にICT技術を効果的に活用し、防災・減災に繋がる施策を推進していきます。
- 公民連携を促進するためには、これを担う人材の育成が必要です。今後、このための研修や情報共有を進めていきます。

## 関連する主なリスクシナリオ

2-1	物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等、生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4-2	テレビ・FMおだわら等の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5-1	企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下
7-4	有害物質の大規模拡散・流出
8-2	復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-6	新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
8-7	文化財・観光資源の被災等による小田原のブランド力の低下、風評被害等による来街者の大幅な減少
9-1	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態

## 5. 脆弱性評価の概要

### 5.1 リスクシナリオごとの評価一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	評価
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1 住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生	B
	1-2 大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生	C
	1-3 風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生	B
	1-4 箱根山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生	C
	1-5 避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不十分等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	B
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルート途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態	B
	2-2 消防吏員・施設等の被災による消火・救助・救急活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態	B
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	B
	2-4 片浦地区、和留沢地区における孤立集落の同時発生	C
	2-5 帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大	C
	2-6 車中泊避難等の多数発生による健康被害等の発生	C
	2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	B
	2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	B

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		評価
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態	B
	3-2	市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下	B
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	B
	4-2	テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態	B
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化	B
	5-2	漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下	C
	5-3	緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	B
	5-4	食料等の安定供給の停滞	B
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理、廃棄物処理等の機能停止の長期化	B
	6-2	緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断	B
	6-3	鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止	B



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		評価
7 制御不能な二次災害 を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	B
	7-2	余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生	C
	7-3	地震、風水害時の三保ダムが決壊による二次災害の発生	C
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出	C
	7-5	長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大	C
	7-6	風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響	C
8 大規模自然災害発生 後であっても、地域 社会・経済が迅速に 再建・回復できる条 件を整備する	8-1	復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態	C
	8-2	復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	B
	8-3	被害認定調査、罹災証明発行、応急仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ	B
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	B
	8-5	大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	C
	8-6	新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	C
	8-7	文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少	B

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		評価
9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後も、女性や子どもを含む市民・地域が力を発揮できる環境を整備する	9-1	市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態	B
	9-2	要配慮者（配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態	B
	9-3	避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態	C
	9-4	避難所開設・運営における住民が中心となった運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態	C
	9-5	避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気阻止される事態	C

## 5. 2 評価結果の集計

評価結果	説明	個数
A	効果的な施策であり、十分な成果が出ている。	0個
B	対応する施策であり、計画通りの成果が見込めることから、引き続き推進していく。	25個
C	対応する施策であるが、見直し・拡充・促進等を行う必要がある。	17個
D	対応する施策がないため、新たに検討していく必要がある。	0個

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる									
1-1 住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等の倒壊や住宅密集地等における大規模火災による多数の死傷者の発生									
1-1-a	住宅の倒壊・損傷	1-1-a1	住宅の倒壊・損傷	△	旧耐震基準により建築された既存建築物に対し、耐震改修の補助要件の一部見直しを行う等、住宅の倒壊・損傷防止に繋がる事業を実施することで耐震化を進めています。さらに、一定の技術基準を満たす優良な建築物の共同化事業や老朽化マンションの建替えや耐震シェルターの設置に対して補助することにより、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる施策を推進しています。	市街地再開発事業	都市計画課	建築物の共同化事業や老朽化マンションの建替え等を補助することにより、中心市街地の環境改善と住宅供給を支援する。また、再開発や共同建替えを検討している団体に対し支援する。	
1-1-a	住宅の倒壊・損傷	1-1-a1	住宅の倒壊・損傷	△	旧耐震基準により建築された既存建築物に対し、耐震改修の補助要件の一部見直しを行う等、住宅の倒壊・損傷防止に繋がる事業を実施することで耐震化を進めています。さらに、一定の技術基準を満たす優良な建築物の共同化事業や老朽化マンションの建替えや耐震シェルターの設置に対して補助することにより、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる施策を推進しています。	地震被害軽減化事業	防災対策課	地震に強い安全なまちづくりを推進するため、危険な塀等の撤去を行う市民に対し、撤去に係る費用の一部についての補助を行う。また、耐震基準を満たしていない木造住宅が依然多いため、住宅の倒壊から比較的低コストで命を守ることが出来る耐震シェルターの設置に係る補助を行う。	
1-1-a	住宅の倒壊・損傷	1-1-a1	住宅の倒壊・損傷	△	旧耐震基準により建築された既存建築物に対し、耐震改修の補助要件の一部見直しを行う等、住宅の倒壊・損傷防止に繋がる事業を実施することで耐震化を進めています。さらに、一定の技術基準を満たす優良な建築物の共同化事業や老朽化マンションの建替えや耐震シェルターの設置に対して補助することにより、住宅の倒壊・損傷防止や人的被害の軽減に繋がる施策を推進しています。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-a	住宅の倒壊・損傷	1-1-a2	大規模盛土造成地の崩壊等	△	市内の大規模盛土造成地については、調査を完了しており、危険な箇所は存在しない。	宅地耐震化推進事業	開発審査課	国の示したガイドラインに基づき、平成27年度から市内の大規模盛土造成地の有無を分布調査（第一次スクリーニング）したところ、35箇所の大規模盛土造成地の存在が確認されたことから、平成28年度よりその位置等を示した大規模盛土造成地マップを公開している。さらに、平成29年度から30年度にかけて予備調査や地盤調査等（第二次スクリーニング）を実施し、市内の大規模盛土造成地の安全性が確認できたことから、ホームページにおいて、「危険な箇所は存在しない」旨を公表している。令和元年度以降は、調査実施箇所の経過観察を行い、経年変化の状況を把握する。	
1-1-b	屋内での被災	1-1-b1	家具転倒防止対策不足等による屋内における安全性未確保	×	地域防災計画においては家具転倒防止対策の重要性については言及しているものの、具体的な推進施策は実施しておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c1	屋内から屋外への避難経路における安全性未確保	△	住宅や多数の者が利用する建物・交通施設等から屋外への避難経路における安全性の確保に関しては、地域防災計画に記載があるほか、交通安全施設充実事業などにより、歩行空間の安全性確保を推進していますが、予算の範囲内で、限定的に実施されているのみであるため、今後、更に、実施範囲を拡大していく必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	地域安心安全道づくり事業	建設政策課	建設部と各自治会連合会の協働事業として、道路の舗装の悪い箇所やカーブミラー・ガードレールの不具合箇所を地域住民と市職員と一緒に現地確認を行い、双方で優先度が高いと確認した箇所について予算の範囲内で修繕をする。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	交通安全施設充実事業	道水路整備課	交通安全施設（道路照明灯、道路反射鏡、区画線など）の整備・維持修繕を進めるとともに、通学路等における安全対策として路側帯のカラー化等を実施する。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	国道・県道整備促進事業	建設政策課、道水路整備課	・地元関係者との調整 ・国や県への要望活動 ・無電柱化の整備促進 ・歩道設置等の整備促進 ・国道、県道整備に伴う取付市道の整備	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	私道整備事業費補助事業	土木管理課	一般に利用されている私道について、「小田原市私道整備事業費補助金交付要綱」に基づき整備事業費の一部を助成する。	
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	狭あい道路整備事業	土木管理課	幅員4m未満の狭い公道に接する敷地で建築行為等を行う場合に、後退した部分の土地を市が取得し、4m以上の幅員で道路整備を行う。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標							
リスクシナリオ							
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	事業内容
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	市民生活道路改良事業	道水路整備課 狭あい道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	踏切改良事業	道水路整備課 踏切道の拡幅整備を実施する。
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	幹線市道整備事業	道水路整備課 計画的に幹線道路の整備を実施する。
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	道路維持事業	道水路整備課 舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課 道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課 地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	地域防犯灯整備事業	地域安全課 LED防犯灯の新設及び維持管理を行う。
1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c2	避難所への避難経路上での事故・負傷	△	交通安全施設の整備や道路の歩行空間の整備、狭隘道路や踏切の改良事業を推進することにより、災害時の避難経路の安全性の向上も図られますが、避難経路に特化した整備や事業ではないため、想定される避難経路全てが網羅されていない可能性があります。また、防犯灯整備を推進し、夜間の避難行動の安全性の向上に寄与しています。今後、更に、ブロック塀の撤去等、避難経路の安全性の確保に資する事業を推進していく必要があります。	地域防犯灯維持管理費補助事業	地域安全課 自治会が管理している防犯灯について、維持管理費の一部を市が助成する。
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止します。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要があります。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っています。	自転車等放置対策事業	地域安全課 放置禁止区域（小田原駅東口、小田原駅西口、鴨宮駅、下曾我駅、足柄駅の周辺）等における放置自転車等の移動・保管、処分を行うほか、自転車駐車場の維持管理を行う。
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止します。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要があります。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っています。	スポーツ施設あり方検討事業	スポーツ課 スポーツ施設全体のあり方を検討する。
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止します。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要があります。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っています。	交流促進施設管理運営事業	水産海浜課 交流促進施設の管理運営
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止します。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要があります。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っています。	市民ホール管理運営事業	文化政策課 市民ホールの管理運営を行い、市民の文化・芸術活動が活発に行われる環境を整える。また、小田原市ふるさと文化基金を財源に、市民ホールとしての自主企画事業を実施し、市民が文化・芸術に触れる機会を創出する。



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標								
リスクシナリオ								
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等		
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止します。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要があります。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っています。	市民会館管理運営事業	文化政策課	解体工事を実施した後、周辺建物環境影響調査（事後調査）を実施する。
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止します。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要があります。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っています。	観光交流拠点運営事業	観光課	東西自由連絡通路（アーコロード）内にある「小田原駅観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を伝え、観光客の回遊を促す。また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊	△	新設された市民ホール、観光交流センター、小田原漁港交流促進施設では、地震等による被害を軽減するための施策を実施し、不特定多数の集まる施設の損傷・破壊を未然に防止します。また、不特定多数の集まる施設を保有する事業者に対しても、その適切な維持管理について啓発していく必要があります。さらに、老朽化した市民会館の解体工事を適切に実施し、人的被害の軽減に寄与するとともに、併せて小田原駅周辺の放置自転車対策事業を推進し、避難所への避難経路の安全性の向上を図っています。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足	△	事業所や企業における火災予防を推進するため、立入検査業務や違反処理体制を強化しており、火災予防に関する事前対策、啓発・教育につながる事業を推進しています。今後、更に事業所・企業等の防災組織と地域の自主防災組織が有機的に連携できるよう、啓蒙していく必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足	△	事業所や企業における火災予防を推進するため、立入検査業務や違反処理体制を強化しており、火災予防に関する事前対策、啓発・教育につながる事業を推進しています。今後、更に事業所・企業等の防災組織と地域の自主防災組織が有機的に連携できるよう、啓蒙していく必要があります。	火災予防推進事業	予防課	事業所、企業における火災予防に関する事前対策、啓発・教育を実施し、地震災害時の大規模火災発生時の未然防止を図る。また、防火意識の更なる普及、啓発を行うため、火災予防広報の充実を図り、自主保安体制の向上を促進していく。
1-1-d	多数の者が利用する建築物等の倒壊・損壊等	1-1-d3	鉄道施設における避難対策不足	×	地域防災計画においては家具転倒防止対策の重要性については言及しているものの、具体的な推進施策は実施しておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。	公立保育所管理運営事業	保育課	公立保育所5園の管理運営を行うほか、老朽化が進む園舎の大規模修繕を順次実施する。
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。	子育て支援拠点管理運営事業	子育て政策課	子育て家庭に対する育児支援を行うために、子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等の実施、子育てサークルへの支援等を行うことにより、子育て家庭の母親等の育児に対する不安感、負担感の軽減を図る。
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	児童プラザ管理運営事業	子育て政策課	川東タウンセンターマロニエ内の児童プラザラッコを、毎週火曜日から日曜日（祝日の翌日、年末年始を除く）に開設し、小学校6年生までの児童の遊び場を提供する。開設にあたっては、常時、2～3名の指導員（雇用7名）を配置し、児童への助言や指導、安全確保の他、利用児童の健全育成のための見守りを行う。
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	子ども青少年支援課	利用児童の集団保育だけでなく、個別訓練や相談支援等を合わせて実施し、発達段階に沿った支援の提供を行うと共に、関係機関と連携強化を図りながら療育の効果を高めている。
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	ふらっと城山管理事業	福祉政策課	高齢者等の交流の場を確保するため、ふらっと城山の建物管理を行う
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	生きがいふれあいセンター管理運営事業	福祉政策課	生きがいふれあいセンターの管理・運営
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	前羽福祉館管理運営事業	福祉政策課	前羽福祉館の管理・運営
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	下中老年人の家管理運営事業	福祉政策課	下中老年人の家の管理・運営



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	鴨宮ケアセンター管理運営事業	福祉政策課	老人デイサービスセンターとして、指定管理者制度を導入し運営を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷	△	各種社会福祉施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、社会福祉センターを除く各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。また、民間社会福祉事業者に対する施設維持に関する啓発活動も推進していく必要があります。	社会福祉センター管理運営事業	福祉政策課	社会福祉センターの管理運営	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。	学校体育施設開放事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。	小学校教材整備・管理事業	教育総務課	学校の教材、図書、理科教育用備品整備、老朽化した重要備品等の更新を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。	中学校教材整備・管理事業	教育総務課	学校の教材、図書、理科教育用備品整備、老朽化した重要備品等の更新を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。	小学校施設維持・管理事業	学校安全課	児童の学習環境の充実等を図るため、施設の維持・管理に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持・管理工事並びに校庭整備を行う。また、平成26年2月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」及び令和2年12月に策定した「小田原市学校施設中長期整備計画（学校施設の個別施設計画）」、今後策定予定の「（仮称）小田原市小・中学校新しい学校づくり推進基本方針」に基づき、施設の老朽化対策及び教育環境の向上に資する整備を計画的に実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷	△	各学校施設・備品の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、各施設とも老朽化が進み、建て替え又は大規模な修繕等により老朽化対策が必要な状態であり、引き続き事業を継続し、適切に維持補修する必要があります。	新しい学校づくり推進事業	教育総務課	附属機関として（仮称）新しい学校づくり検討委員会を設置し、令和4年度から約1年半をかけて（仮称）新しい学校づくり推進基本方針を検討、策定する。その後、令和6年度末までに地域単位の配置計画等を示す（仮称）新しい学校づくり推進基本計画と新しい学校施設の機能水準を示す（仮称）新しい学校づくり施設整備指針を検討、策定する。基本方針で未来の子どもたちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方を示した上で、具体的な計画や基準を策定し、市民との合意形成を図っていく。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e3	学校児童の避難行動の遅れ	×	地域防災計画においては防災教育の充実や学校における防災体制の整備の重要性については言及しているものの、具体的な推進施策は実施しておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e4	学校児童の避難行動中の負傷	△	地域防災計画においては防災教育の充実や学校における防災体制の整備の重要性については言及しているものの、具体的な推進施策は実施しておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要がある。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	城山庭球場管理運営事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	城内弓道場管理運営事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	市有建築物長期保全事業	公共施設マネジメント課	公共施設包括管理を導入し、点検から維持修繕に係る施設保全のサイクルを確立させることで、施設の管理水準の向上、適切な維持管理体制の構築、施設の長寿命化を図る。これにより、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行う。また、施設白書等の効率的な活用のため施設管理システムを導入するとともに、施設所管課職員の維持管理の知識向上のために研修会等を継続的に実施する。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	学校給食センター整備事業	学校安全課	現在の小田原市学校給食センターは、昭和47年7月竣工から50年近くが経過しており、老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっていることから、令和6年9月から新しい学校給食センターで給食の提供ができるよう、新しい用地へ建替えを行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	小学校給食調理施設・設備整備事業	学校安全課	献立は地場産物を活用した献立を実施し、小田原ならではの郷土食の文化を継承していく。さらに、管理業務や栄養管理事務の効率化を図り、献立などのデータを学校栄養士全員で共有できる学校給食献立ソフトの導入を検討する。献立ソフトを導入することで、事務の効率化を図り、より食育に関する事業を充実することができる。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	市営住宅運営事業	建築課	住宅困窮者に低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅の適正な管理・運営に努めるとともに、施設の計画的な改修により長寿命化を図り、小田原市営住宅ストック総合活用計画に基づき、施設の建替えや廃止等を行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	梅の里センター等管理運営事業	農政課	農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場として、梅の里づくり事業により整備した「梅の里センター」とその分館「曾我みのり館」、田島と中河原のふれあい広場を適正に管理運営する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	民間施設等運営費補助事業	保育課	民間施設の運営補助、教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の実施	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	民間施設等運営費補助事業	保育課	民間施設の運営補助、教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の実施	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	斎場管理運営事業	環境保護課	本市を含む周辺市町の2市5町(小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町)で「小田原市斎場事務広域化協議会」を組織し、令和2年7月に新斎場の供用を開始した。運営については平成28年6月から令和16年3月まで指定管理者としてSPC(特別目的会社)小田原斎場PFI株式会社が行う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	中央図書館管理運営事業	図書館	・司書資格を有する職員を育成し、職員の専門性を高めて図書館サービスの充実を図るとともに、幅広い利用者ニーズに対応するため、図書資料及び視聴覚資料を系統的に収集、提供する。また、閉館した旧市立図書館の蔵書、行政文書を保管する収蔵庫を整備して蔵書等の活用を図る。 ・利用者ニーズ等を踏まえ図書館の利用環境の向上を図るとともに、老朽化が著しい機械設備等を順次改修する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	市営プール管理運営事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	生涯学習センター本館管理運営事業	生涯学習課	生涯学習センター本館の施設管理及び運営。閉館後40年以上経過し老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	生涯学習センター国府津学習館管理運営事業	生涯学習課	生涯学習センター分館国府津学習館の施設管理及び運営。閉館後40年以上経過し老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	郷土文化館本館管理運営事業	生涯学習課	郷土文化館の施設管理及び運営。建築後75年以上経過する老朽化した施設の維持を図る。また、郷土資料の当面の保管場所を確保するため、収蔵施設の整備に取り組む。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	郷土文化館分館松永記念館管理運営事業	生涯学習課	松永記念館の施設管理及び運営。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	尊徳記念館管理運営事業	生涯学習課	尊徳記念館の施設管理及び運営。閉館後30年以上経過しており老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	公共施設再編活用事業	公共施設マネジメント課	公共施設再編基本計画において短期的に取り組む主な事業（平成31年度～令和8年度）として位置付けた再編事業については、施設を所管する関係部局等との情報連携を密にして取組を進める。また、公共施設の課題解決に向けて、有識者の意見を求め、民間のノウハウを生かした施設の整備・管理運営を図る。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	保健センター管理運営事業	健康づくり課	保健センターの維持管理	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	自立・更生保護活動支援事業	人権・男女共同参画課	法務省が主唱する全国的な運動である「社会を明るくする運動」を、小田原地区保護司会をはじめとする各種団体と実施する。また、各種更生保護団体（小田原地区保護司会、小田原市更生保護女性会、小田原地区BBS会）の事務の補助を担う。	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損傷	△	各市保有施設の適切な管理運営のために必要な事業を展開していますが、老朽化が進んでいる施設は、適切に維持修繕する必要があります。また、各施設の劣化情報等を総合的に把握し、全庁的な視点から維持修繕工事の優先順位付けを行い、地震等による施設の倒壊や損傷の未然防止を図っています。また、保健センターに止水板を設置して、風水害避難対応に支障をきたさないようにします。	国民健康保険事業 国民健康保険診療施設事業 片浦診療所あり方検討事業	保険課	国民健康保険診療施設（片浦診療所）を適正かつ安定的に運営するため、一般会計から繰出金を支出する。 ・片浦診療所を適切に管理運営し、片浦地区での災害医療対応体制の確保に資する。 ・国民健康保険片浦診療所のあり方の検討 ・築60年が経過している当該施設の適正な維持管理	
1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e6	施設管理者の避難訓練等の不足	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要があります。				
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f1	感震ブレイカー等の未設置	×	地域防災計画においても感震ブレイカー等の漏電火災対策に関しては具体的に言及されておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f2	住宅・店舗等への適切な監視体制の不足	×	地域防災計画においても住宅・店舗等への適切な監視体制の確立による出火対策に関しては具体的に言及されておらず、今後、具体的な施策について検討・推進する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f3	住宅・店舗等の建築物の不燃化不足	△	空家等対策、小規模飲食店に対する消火器の設置指導等を実施しているが、住宅・店舗等の建築物の不燃化対策が市全体に行き渡って実施されているとは言い難く、今後の対策強化を検討する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f3	住宅・店舗等の建築物の不燃化不足	△	空家等対策、小規模飲食店に対する消火器の設置指導等を実施しているが、住宅・店舗等の建築物の不燃化対策が市全体に行き渡って実施されているとは言い難く、今後の対策強化を検討する必要があります。	空家等対策事業	地域安全課	空家等の適正管理・利活用の促進、行政による改善指導を実施するほか、空家等対策協議会を開催する。また、空き家セミナー及び相談会を実施する。平成28年度に策定した空家等対策計画が、令和4年度末で計画期間が終了することから、令和5年度以降の次期空家等対策計画を策定する。	
1-1-f	住宅火災発生予防対策	1-1-f4	地域の初期の消火力不足	△	建物内の居室等の火災において早期発見及び初期消火並びに避難行動につながる事業を実施しているが、特に古い木造住宅等における火災の早期発見、初期消火につながる事業を実施しておらず、今後の対策強化を検討する必要があります。	火災予防推進事業	予防課	住宅火災警報器及び家庭用消火器の設置率の向上に向け、消防訓練やイベント等に出向し、粘り強く広報活動を展開していく。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%ですが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%ですが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要があります。	消防団運営事業	小田原消防署消防課	消防団員が安全に活動できるよう必要な被服等の更新・整備を進めるほか、計画的に消防団員の研修等を実施する。また、消防団の処遇を改善するとともに、持続可能な消防団体制を構築するため、消防団による検討組織を設置し、地域のニーズ等を確実にとらえながらビジョンや方針等を定める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%ですが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要があります。	消防団車両・資機材整備事業	小田原消防署消防課	災害時における消防団のより効果的な救助活動等を図るため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の計画的な更新整備を進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%ですが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要があります。	消防団施設維持管理事業	小田原消防署消防課	消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。なお、再整備にあたっては、将来的な再編等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、救急車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%ですが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要があります。	消防団車両・資機材整備事業	小田原消防署消防課	災害時における消防団のより効果的な救助活動等を図るため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の計画的な更新整備を進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g1	消防団員の充足率不足	○	現在、小田原市の消防団の充足率は概ね100%ですが、今後、これを維持し、処遇を改善するための施策及び資機材や施設を整備する各種施策を実施していく必要があります。	消防団施設維持管理事業	小田原消防署消防課	消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。なお、再整備にあたっては、将来的な再編等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	救急用資機材整備事業	救急課	適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するほか、感染症対策や多数傷病者発生事案における資機材を整備・備蓄する。また、消防車に救命処置用資機材を積載することで救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行えるようにする。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	消防職員教育・訓練事業	消防総務課、警防計画課	人材育成を主眼に置いた研修、職員配置、環境整備の充実強化に取り組むほか、消防業務の円滑な遂行に必要な資格等を取寄せさせる。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	消防職員採用事業	消防総務課	管内の高等学校へ出向き、就職指導の担当教諭へ本市消防本部の採用試験について説明等を実施。 ・再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。 ・定年延長制度について消防職員の在り方等を検討する。 ・大量定年退職者が発生する年度の対応について検討する。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	消防水利施設等整備事業	警防計画課	消火活動に不可欠な消火栓や耐震性貯水槽の整備及び維持管理を図る。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	消防救急車両・装備等整備事業	警防計画課	あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	水防施設・資機材整備事業	警防計画課	水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	火災原因調査業務強化事業	予防課	・火災原因調査を遂行する上で、必要な資機材の整備を進める。 ・火災原因調査業務に必要な知識の向上に努め、職員間の標準化を図る。 ・県消防学校主催の研修会等への派遣など、人材育成を図る。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	消防団車両・資機材整備事業	小田原消防署消防課	災害時における消防団のより効果的な救助活動等を図るため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の計画的な更新整備を進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、消防車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	消防団施設維持管理事業	小田原消防署消防課	消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。なお、再整備にあたっては、将来的な再編等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、救急車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	消防団車両・資機材整備事業	小田原消防署消防課	災害時における消防団のより効果的な救助活動等を図るため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の計画的な更新整備を進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。	
1-1-g	消防力の不足	1-1-g2	消防力の未確立	△	消防職員の採用・人材育成、救急車両や資機材の整備、消火栓や耐震性貯水槽の整備の他、火災原因調査能力の向上を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力の確保に努めています。	消防団施設維持管理事業	小田原消防署消防課	消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。なお、再整備にあたっては、将来的な再編等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。	
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されています。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要があります。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されています。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要があります。	幹線道路整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されています。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課	地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるよう、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。大規模な災害が発生した場合、市内に基大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標							
リスクシナリオ							
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	事業内容
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されています。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要があります。	緑の基本計画推進事業	みどり公園課 ・緑の基本計画の進捗管理を行う。・小田原市みどりの審議会を運営する。・令和6年度は、令和7年度に緑の基本計画の改訂を予定しているため、上位計画、関連法令等についての整理を行うとともに、現況調査（自然条件、社会条件、緑化状況など）、住民意向調査の実施、素案の作成を行う。
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h1	火災に強い都市空間形成の不足	△	地域防災計画においては、火災のみにとどまらず、都市の防災化全般について記述されています。また、上位計画にあたる「第6次小田原市総合計画」や「小田原市立地適正化計画」により都市構造の抜本的な見直しが行われており、これらに基づく、火災に強い都市空間の形成に関する具体的な施策について、今後、計画・推進する必要があります。	魅力ある街区公園・街路樹再整備事業	みどり公園課 ・街区公園の再整備については、周辺住民のニーズや周辺環境の変化などを踏まえ、地域特性に合った再整備計画を作成し、魅力ある公園づくりを行い、実施後の効果を検証し、他の公園の再整備へ繋げる。 ・街路樹の再整備については、実施する路線を選定したうえで樹木診断を行い、優先順位を付け、順次樹木の植替えを実施する。
1-1-h	住宅地の大規模延焼対策の不足	1-1-h2	土地区画整理事業等による市街地の形成	△	地域防災計画においても市街地の開発・整備に関する記述があるとともに、「小田原市立地適正化計画」において抜本的な都市構造の見直しが行われています。しかしながら、市内所々に延焼による大規模火災の可能性が高い木密住宅地等が点在しており、具体的な施策について検討・推進する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課 地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるように、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。 大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。
1-1-i	避難空間の不足	1-1-i1	一時避難場所の不足	△	地域防災計画においては、避難場所の種類、開設及び運営要領について記述されています。また、地震時に地域住民の安全確認・集合場所としての一時避難場所は各自治会毎に定めています。広域避難所においては現在、約34300人分の避難スペースが確保されていますが、避難場所や運営要領の見直しは地域との話し合いの下、今後も継続的に実施してまいります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課 地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるように、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。 大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。
1-2 大規模津波及び高潮・高波等による多数の死者の発生							
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a1	海岸保全区域等における海岸保全の不足	△	地域防災計画においては、津波に強いまちづくりについて言及しており、東町、国府津、前川地区等の海岸保全施設の整備は神奈川県と連携して実施しています。また、海水浴場においては、期間中ライフセーバーが常駐し海岸が安全に利用できるか監視しているほか、遊泳可否を知らせるフラッグも設置しています。今後、具体的な施策について検討・推進する必要があります。	危機管理諸計画整備事業	防災対策課 地域防災計画、水防計画、国民保護計画など危機管理体制の整備に必要な諸計画を適時改訂し、それぞれに応じて必要なマニュアルの充実を図るとともに、災害発生時における市の業務継続計画を策定する。さまざまな危機の発生に対応できるように、適時、市組織内及び関係機関との連携による訓練を実施する。 大規模な災害が発生した場合、市内に甚大な被害が及ぶ恐れがあり、こうした際に市政の機能を維持し、市民の生命・財産等を守るために必要不可欠な業務を継続できるようにする。
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a1	海岸保全区域等における海岸保全の不足	△	地域防災計画においては、津波に強いまちづくりについて言及しており、東町、国府津、前川地区等の海岸保全施設の整備は神奈川県と連携して実施しています。また、海水浴場においては、期間中ライフセーバーが常駐し海岸が安全に利用できるか監視しているほか、遊泳可否を知らせるフラッグも設置しています。今後、具体的な施策について検討・推進する必要があります。	観光交流拠点運営事業	観光課 東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原駅観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を伝え、観光客の回遊を促す。 また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a1	海岸保全区域等における海岸保全の不足	△	地域防災計画においては、津波に強いまちづくりについて言及しており、東町、国府津、前川地区等の海岸保全施設の整備は神奈川県と連携して実施しています。また、海水浴場においては、期間中ライフセーバーが常駐し海岸が安全に利用できるか監視しているほか、遊泳可否を知らせるフラッグも設置しています。今後、具体的な施策について検討・推進する必要があります。	越波対策促進事業	建設政策課 ・県への要望活動 ・国や県、地元関係者との連絡調整 ・海岸保全施設の整備促進
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a2	河川区域の保全不足（防潮堤の維持管理）	△	現時点においては、河川区域における施設保全に関する具体的な計画等はありませんが、国の国土強靱化計画の下、神奈川県と連携して河道掘削等を行っており、津波の遡上に対し一定の効果が期待できます。今後、津波災害警戒区域の指定に伴い、具体的な河川対策（防潮堤の維持管理含む。）について検討してまいります。	河川改修事業	道水路整備課 過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。
1-2-a	津波浸水範囲の軽減不足	1-2-a2	河川区域の保全不足（防潮堤の維持管理）	△	現時点においては、河川区域における施設保全に関する具体的な計画等はありませんが、国の国土強靱化計画の下、神奈川県と連携して河道掘削等を行っており、津波の遡上に対し一定の効果が期待できます。今後、津波災害警戒区域の指定に伴い、具体的な河川対策（防潮堤の維持管理含む。）について検討してまいります。	越波対策促進事業	建設政策課 ・県への要望活動 ・国や県、地元関係者との連絡調整 ・海岸保全施設の整備促進
1-2-b	津波避難意識の不足	1-2-b1	市民の津波・高潮に関する知識の不足	△	現時点において、津波・高潮に関する住民啓発事業は計画されていませんが、今後、津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、地域住民との話し合いを通じ、具体的な避難場所、経路、要領について検討してまいります。		
1-2-b	津波避難意識の不足	1-2-b2	津波避難のための情報提供の不足	△	現時点において、津波避難のための情報提供事業は計画されていませんが、海水浴場においては、期間中ライフセーバーによる常駐監視・情報伝達委・避難誘導が可能であり、効果が期待できます。また、遊泳可否を知らせるフラッグも設置しています。津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、地域住民との話し合いを通じ、具体的な情報提供要領について検討してまいります。	観光交流拠点運営事業	観光課 東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原駅観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を伝え、観光客の回遊を促す。 また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。
1-2-b	津波避難意識の不足	1-2-b2	津波避難のための情報提供の不足	△	現時点において、津波避難のための情報提供事業は計画されていませんが、海水浴場においては、期間中ライフセーバーによる常駐監視・情報伝達委・避難誘導が可能であり、効果が期待できます。また、遊泳可否を知らせるフラッグも設置しています。津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、地域住民との話し合いを通じ、具体的な情報提供要領について検討してまいります。	市営プール管理運営事業	スポーツ課 ・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。
1-2-c	津波避難施設の未確保	1-2-c1	津波避難施設の指定・整備の不足	△	海水浴場においては、期間中ライフセーバーによる常駐監視・情報伝達委・避難誘導が可能であり、効果が期待できます。また、遊泳可否を知らせるフラッグも設置しています。市内の津波避難施設の指定・整備については、津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、地域住民との話し合いを通じ、具体的な施設・経路等について検討してまいります。	観光交流拠点運営事業	観光課 東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原駅観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力を伝え、観光客の回遊を促す。 また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。
1-2-d	要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保の不足	1-2-d1	要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成に向けた働きかけの不足	△	現時点において、要配慮者利用施設等の避難確保計画は作成されていませんが、津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、同施設に対する計画の策定及び訓練の実施を働きかけてまいります。		
1-2-d	要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保の不足	1-2-d2	要配慮者利用施設における避難確保対策不足	△	現時点において、要配慮者利用施設等の避難確保対策の点検等は行われていませんが、津波災害警戒区域の指定に伴い、今後、同施設における避難確保対策について働きかけてまいります。		
1-3 風水害（酒匂川・狩川・早川等の氾濫）、土砂災害（土石流、崖崩れ）による多数の死傷者の発生							



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されていますが、激甚化する災害に対策が追い付いていません。	河川管理事業	道水路整備課	酒匂川防災ステーション及び、水門等の管理や災害用資材の備蓄等を実施する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されていますが、激甚化する災害に対策が追い付いていません。	河川環境整備事業	道水路整備課	自然環境と地域景観に配慮した多自然水路整備を実施するとともに、整備完了後は水質や動植物への影響調査を継続的にを行い、その有効性を検証する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されていますが、激甚化する災害に対策が追い付いていません。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されていますが、激甚化する災害に対策が追い付いていません。	二級河川等整備促進事業	建設政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県への要望活動</li> <li>県や地元関係者との調整</li> <li>二級河川の整備促進</li> <li>砂防事業の整備促進</li> <li>各種協会への参画</li> </ul>	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a1	河川改修等の治水対策の不足	△	河川改修に関しては、河川改修管理事業により整備を進めており、また、二級河川については、国の国土強靱化計画の重点化すべきプログラムにも指定されていますが、激甚化する災害に対策が追い付いていません。	地籍調査事業	土木管理課	人口集中地区のうち、土砂災害の恐れのある地域を優先的に官民境界とその線上にある民々境界の立会を行い、調査、測量成果を基に地籍調査の成果簿及び境界確定図を作成する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有しています。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要があります。	小田原アーリーナ等管理運営事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有しています。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要があります。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有しています。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要があります。	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有しています。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要があります。	酒匂川サイクリングコース管理事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の状況を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有しています。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要があります。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	
1-3-a	河川の氾濫等による外水氾濫対策不足	1-3-a2	河川水位情報発信等の不足	△	洪水予報河川や水位周知河川においては、河川管理者である神奈川県ホームページから閲覧可能であるが、インターネット環境が必要である等の制約があり、現状の避難場所における情報発信には課題を有しています。今後、これを含む様々な情報発信・提供手段について研究し、整備していく必要があります。	河川・水路維持事業	道水路整備課	準用河川や水路構造物等の適切な維持管理を実施する。	
1-3-b	集中豪雨等による内水氾濫対策不足	1-3-b1	市域の雨水排水能力の不足	×	市域における雨水排水力の不足による内水被害を軽減させるための具体的な施策は実施されていません。近年の線状降水帯の形成や勢力が衰えないまま関東地方に上陸する台風等による短時間に多量の降雨があった場合への対応等について、今後、検討する必要があります。				
1-3-b	集中豪雨等による内水氾濫対策不足	1-3-b2	雨水渠の未整備	△	台風や局地的豪雨による浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水渠の整備を行っているが、影響の大きい幹線の整備を中心に引き続き対策を進める必要があります。	雨水渠整備事業	下水道整備課	中心市街地の主要な幹線である大下水第一雨水幹線をはじめ、過去の浸水実績などを踏まえ、計画的に雨水渠の整備を実施するものである。	
1-3-c	地下街・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保の不足	1-3-c1	地下街の浸水対策に向けた働きかけの不足	×	地下街の浸水対策についての具体的な施策は現在計画されておらず、今後、検討し策定していく必要があります。				
1-3-c	地下街・要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保の不足	1-3-c2	地下街及び要配慮者利用施設等での浸水対策・避難確保対策の不足	△	河川洪水、土砂災害に関する要配慮者利用施設の避難確保対策に関しては、現在、同施設の避難確保計画を策定中であり、全施設中、概ね半数が計画策定を完了しています。また、津波災害に関する要配慮者利用施設の避難確保対策に関しては、津波災害警戒区域の設定に伴い、順次、避難確保計画を策定していく予定です。地下街の避難確保対策に関しては、小田原地下街管理運営事業において、利用者の地上への避難経路を確保し、被害の極限を図っています。	小田原地下街管理運営事業	商業振興課	近年、大規模商業施設の開業など周辺環境が変化中、ハルネ小田原の商業機能について、より民間ノウハウが活かされる運営形態へ移行し、顧客ニーズを捉えたテナント配置等、経営の安定化を図る。また、公共機能面については、街かど案内所等による地域情報の発信や広場でのイベント開催など、回遊の促進とにぎわいの創出につながる取り組みを実施していく。	
1-3-d	風水害における避難意識・判断の啓発の不足	1-3-d1	風水害時の避難行動にかかる啓発の不足	×	風水害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を更に図っていく必要があります。	小田原アーリーナ等管理運営事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
1-3-d	風水害における避難意識・判断の啓発の不足	1-3-d1	風水害時の避難行動にかかる啓発の不足	×	風水害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を更に図っていく必要があります。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
1-3-d	風水害における避難意識・判断の啓発の不足	1-3-d1	風水害時の避難行動にかかる啓発の不足	×	風水害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を更に図っていく必要があります。	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
1-3-d	風水害における避難意識・判断の啓発の不足	1-3-d1	風水害時の避難行動にかかる啓発の不足	×	風水害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を更に図っていく必要があります。	酒匂川サイクリングコース管理事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の状況を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
1-3-e	崖崩れ・土石流等土砂災害対策不足	1-3-e1	土砂災害警戒区域等の情報不足と防災対策工事の遅れ	△	土砂災害警戒区域等は、土石流及び急傾斜地の崩壊について、イエローゾーン、レッドゾーンが指定され、今後ハザードマップを作成していく予定です。また、急傾斜地崩壊対策工事は、一定の公益性が認められる箇所については、土地の所有者に代わって県が工事を実施していますが、危険箇所が多く、対策工事が追いついていません。土石流対策工事については、公益性の高い箇所について、地元要望に基づき県が工事を実施していますが、多額の費用を要することから完成までに時間がかかるため、予算の拡充が必要です。	急傾斜地崩壊対策促進事業	建設政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、県への要望活動</li> <li>事業化に向けた地元要望のとりまとめ等</li> <li>「急傾斜地崩壊対策工事の施工に伴う費用負担等に関する協定」に基づく負担金の支払い</li> </ul>	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-3-e	崖崩れ・土砂災害対策不足	1-3-e1	土砂災害警戒区域等の情報不足と防災対策工事の遅れ	△	土砂災害警戒区域等は、土砂流及び急傾斜地の崩壊について、イエローゾーン、レッドゾーンが指定され、今後ハザードマップを作成していく予定です。また、急傾斜地崩壊対策工事は、一定の公益性が認められる箇所については、土地の所有者に代わって県が工事を実施していますが、危険箇所が多く、対策工事が追いついていません。土砂流対策工事については、公益性の高い箇所について、地元要望に基づき県が工事を実施していますが、多額の費用を要することから完成までに時間がかかるため、予算の拡充が必要です。	二級河川等整備促進事業	建設政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県への要望活動</li> <li>県や地元関係者との調整</li> <li>二級河川の整備促進</li> <li>砂防事業の整備促進</li> <li>各種協会への参画</li> </ul>	
1-3-f	土砂災害時の避難行動にかかる啓発の不足	1-3-f1	土砂災害時の避難行動にかかる啓発の不足	△	土砂災害時の避難行動にかかる啓発に関しては、防災教室、住民説明会、ホームページ、広報誌等を通じて、避難行動の周知や啓発を図っていますが、今後、更に周知・啓発を図っていく必要があります。				
1-4 富士山火山噴火の降灰及び溶岩流の影響による建物崩壊や交通遮断による多数の死傷者の発生									
1-4-a	降灰除去体制の未整備	1-4-a1	降灰対策の未整備	×	市内の河川・道路等における富士山火山噴火時の降灰処理計画に関しては、現在進めている河川・水路維持事業や二級河川整備促進事業において位置付けがなく、また、その他の市域の降灰対策も、現時点で計画されていません。	河川・水路維持事業	道水路整備課	準用河川や水路構造物等の適切な維持管理を実施する。	
1-4-a	降灰除去体制の未整備	1-4-a1	降灰対策の未整備	×	市内の河川・道路等における富士山火山噴火時の降灰処理計画に関しては、現在進めている河川・水路維持事業や二級河川整備促進事業において位置付けがなく、また、その他の市域の降灰対策も、現時点で計画されていません。	二級河川等整備促進事業	建設政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県への要望活動</li> <li>県や地元関係者との調整</li> <li>二級河川の整備促進</li> <li>砂防事業の整備促進</li> <li>各種協会への参画</li> </ul>	
1-4-a	降灰除去体制の未整備	1-4-a2	降灰処理のための資機材の不足	△	降灰処理のための資機材の不足への対応として、「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき行うこととしていますが、より実務的で実効性の高い広域応援体制について検討し、富士山火山噴火時の降灰対策の実効性を確保する必要があります。	多様な枠組みによる自治体間連携推進事業	企画政策課	神奈川県西部広域行政協議会の事務局として会務を掌り、県西地域の課題へ対応するための調査研究を実施する。富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議（S.K.Y.交流圏）に参画し、観光、防災等の各部会による取組を実施するほか、ホームページを活用して圏域の観光情報等を発信する。また、県西地域2市8町内の枠組み及びその他広域的な枠組みにおける連携事業の把握に努める。	
1-4-b	降灰による家屋等の倒壊	1-4-b1	木造家屋等の強度不足	×	降灰対策としての木造家屋等の強度不足に関しては、事業計画等がなく、今後、具体的な施策の推進が必要です。				
1-4-c	降灰によるインフラ被害の拡大、市域の孤立化	1-4-c1	電線の断線・電柱の倒壊等による大規模停電の発生	×	降灰による電線の断線・電柱の倒壊等による大規模停電の発生防止に関しては、事業計画等がなく、今後、具体的な施策の推進が必要です。				
1-4-c	降灰によるインフラ被害の拡大、市域の孤立化	1-4-c2	鉄道網・道路網の降灰による埋没の発生	×	降灰による鉄道網・道路網の埋没対策に関しては、事業計画等がなく、今後、具体的な施策の推進が必要です。				
1-4-c	降灰によるインフラ被害の拡大、市域の孤立化	1-4-c3	通信施設の損壊による情報伝達の遅れ	×	降灰による通信施設の損壊による情報伝達の遅れ防止に関しては、事業計画等がなく、今後、具体的な施策の推進が必要です。				
1-4-d	広域避難の遅れ	1-4-d1	避難の必要性に関する住民への周知の不足	×	富士山火山の噴火による降灰の想定に関しては、現在、国において見直し作業を実施中であり、今後、計画等が示された以降、具体的な施策を計画・推進する必要があります。				
1-5 避難指示等の発令の遅れ、情報伝達の不十分等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生									
1-5-a	避難指示等の発令・判断の遅れ	1-5-a1	ハザード別の発令基準の策定未整備	△	市では、地震津波、河川洪水、土砂災害、高潮等のハザード別の避難指示等の発令基準を策定しており、これに基づいた避難情報の発令を行っています。しかしながら、近年風水害時の避難に関しては、市民一人一人が防災気象情報を基に主体的に判断して避難し、行政がこれを全力で支援することを推奨されており、今後、発令基準の考え方について、再整理する必要があります。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	
1-5-a	避難指示等の発令・判断の遅れ	1-5-a1	ハザード別の発令基準の策定未整備	△	市では、地震津波、河川洪水、土砂災害、高潮等のハザード別の避難指示等の発令基準を策定しており、これに基づいた避難情報の発令を行っています。しかしながら、近年風水害時の避難に関しては、市民一人一人が防災気象情報を基に主体的に判断して避難し、行政がこれを全力で支援することを推奨されており、今後、発令基準の考え方について、再整理する必要があります。	河川管理事業	道水路整備課	酒匂川防災ステーション及び、水門等の管理や災害用資材の備蓄等を実施する。	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-a1	ハザード別の発令基準の策定未整備	△	市では、地震津波、河川洪水、土砂災害、高潮等のハザード別の避難指示等の発令基準を策定しており、これに基づいた避難情報の発令を行っています。しかしながら、近年風水害時の避難に関しては、市民一人一人が防災気象情報を基に主体的に判断して避難し、行政がこれを全力で支援することを推奨されており、今後、発令基準の考え方について、再整理する必要があります。				
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b1	多様な情報伝達手段の準備不足	△	避難情報の伝達手段として、現在、市では防災行政無線の他、防災メール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車、J:COM防災情報サービス、テレビ放送、FMおだわら、テレホンサービス等多様な手段を活用し、情報伝達を行っています。今後、更に、新たな情報伝達手段の導入も含め研究していきます。	メディア活用事業	広報広聴室	地域メディアの他、市外向けに発信する各種メディア等へ番組制作、記事掲載を行う。また、積極的なリソースやロケ支援によるメディア露出向上を図る。	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b1	多様な情報伝達手段の準備不足	△	避難情報の伝達手段として、現在、市では防災行政無線の他、防災メール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車、J:COM防災情報サービス、テレビ放送、FMおだわら、テレホンサービス等多様な手段を活用し、情報伝達を行っています。今後、更に、新たな情報伝達手段の導入も含め研究していきます。	ホームページ管理運用事業	広報広聴室	ホームページやデジタルアーカイブ等の管理運用による一般的な情報発信、市民からの意見等の聴取の実施。	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b1	多様な情報伝達手段の準備不足	△	避難情報の伝達手段として、現在、市では防災行政無線の他、防災メール、緊急速報メール、市ホームページ、広報車、J:COM防災情報サービス、テレビ放送、FMおだわら、テレホンサービス等多様な手段を活用し、情報伝達を行っています。今後、更に、新たな情報伝達手段の導入も含め研究していきます。	災害情報収集伝達体制整備事業	防災対策課	気象情報や不測事態に関する情報を即時に収集する体制を維持するとともに、これらの情報を地域住民や来訪者に即座に周知する伝達手段を充実させ、かつ地域の被害情報等を即座に収集するための通信手段を充実させる。	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b2	災害時要支援者に対する多様な情報伝達手段の不足	△	災害時要支援者に対する多様な情報伝達手段の周知に関しては、障がい者相談支援事業や民生委員児童委員事業で要支援者一人一人に対して行っています。しかしながら、要支援者は、災害時には情報弱者になる可能性が高く、今後、更に、より軽易で、効果的な情報伝達手段に関して研究していきます。	障がい者相談支援事業	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者総合相談支援センターや基幹相談支援センター等で障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援など必要な援助を行う。</li> <li>地域の支援体制づくりや相談支援事業者の質の向上推進のための「基幹相談支援センター」や親亡き後の受け皿・緊急時の対応強化のための「地域生活支援拠点」の整備・運営についての取組を進める。</li> </ul>	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b2	災害時要支援者に対する多様な情報伝達手段の不足	△	災害時要支援者に対する多様な情報伝達手段の周知に関しては、障がい者相談支援事業や民生委員児童委員事業で要支援者一人一人に対して行っています。しかしながら、要支援者は、災害時には情報弱者になる可能性が高く、今後、更に、より軽易で、効果的な情報伝達手段に関して研究していきます。	民生委員児童委員事業	福祉政策課	小田原市民生委員児童委員協議会の事務局、民生委員活動のサポート、民生委員推薦会の開催、民生委員児童委員協議会への補助金交付。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価			事業概要等		
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
1-5-b	避難指示等の伝達の遅れ	1-5-b2	災害時要支援者に対する多様な情報伝達手段の不足	△	災害時要支援者に対する多様な情報伝達手段の周知に関しては、障がい者相談支援事業や民生委員児童委員事業で要支援者一人一人に対して行っています。しかしながら、要支援者は、災害時には情報弱者になる可能性が高く、今後、更に、より軽易で、効果的な情報伝達手段に関して研究していきます。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援	
1-5-c	避難判断・避難行動に係る啓発不足	1-5-c1	避難施設・経路の周知不足	△	避難施設・経路の周知に関しては、防災教室等の機会をとらえて行うとともに、平成30年度には緊急住民説明会を実施し、風水害時の避難行動に関し、ハザードマップを用いて、避難場所、避難経路、避難のタイミングに関して周知を図りました。今後は、地震・津波時の避難施設・経路に関して住民に周知・啓蒙する必要があります。				
1-5-c	避難判断・避難行動に係る啓発不足	1-5-c2	防災教育の不足	△	避難施設・経路の周知に関しては、防災教室等の機会をとらえて行うとともに、平成30年度には緊急住民説明会を実施し、風水害時の避難行動に関し、ハザードマップを用いて、避難場所、避難経路、避難のタイミングに関して周知を図りました。令和2年度以降、津波災害警戒区域の指定に伴う推進計画の策定を通じ、ワークショップ等を開催し、周知・啓蒙を図っていきます。				
1-5-c	避難判断・避難行動に係る啓発不足	1-5-c3	ハザードマップ防災啓発の不足	△	避難施設・経路の周知に関しては、防災教室等の機会をとらえて行うとともに、平成30年度には緊急住民説明会を実施し、風水害時の避難行動に関し、ハザードマップを用いて、避難場所、避難経路、避難のタイミングに関して周知を図りました。令和2年度以降、津波災害警戒区域の指定に伴い津波災害ハザードマップを作成し、住民に対する周知・啓蒙を図っていきます。	自主防災組織等活動支援事業	防災対策課	地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、防災資機材の整備や貸し出し、防災訓練の実施など、地域による共助を高めることを目的としている。	
1-5-d	風水害における避難所開設の遅れ	1-5-d1	風水害における避難所開設にむけた体制整備不足	△	現在、風水害における避難所開設の際は、避難場所近隣在住の市職員を6~8名配備職員として指定、または施設を所管する職員により、開設・運営を行っています。今後、避難所の開設・運営体制に関しては、地域との話し合いを継続し、より実効性のある体制に見直しをまいります。また、要配慮者等を受け入れるための避難場所についても検討し、開設体制の整備を行います。				
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる									
2-1 物資輸送・集積拠点の被災、配送能力の不足や配送ルートの途絶等により、物資の滞留等が発生し、食料・飲料水等生命に関わる物資が市民に適切に供給できない事態									
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a1	市民の備蓄不足	△	市民一人一人の災害時の飲料水・食料等として最低限3日分、推奨1週間分の備蓄やこのためのローリングストックを推奨しています。今後も、市民による備蓄に関し引き続き啓発していきます。	災害対策用資機材整備事業	防災対策課	災害時に必要となる応急用資機材や車両、防災服等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行う。災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。購入した資機材を効果的に利用できるよう、広域避難所等に配備しつつ、継続的に管理し、見直しを行う。	
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a2	行政による備蓄物資の不足	△	市では、災害時の物資不足に備え、神奈川県西部地震の被害想定を基に、必要数を算出し、非常用糧食や毛布等の生活支援物資、発電機や投光器等の応急対策資機材、仮設救護所用資機材、遺体収容所用資機材等を市内4か所の集中備蓄庫や各小学校・中学校の備蓄倉庫等に備蓄しています。今後も、必要物資の見直しを行いつつ、備蓄物資の整備を継続していきます。	災害対策用資機材整備事業	防災対策課	災害時に必要となる応急用資機材や車両、防災服等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行う。災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。購入した資機材を効果的に利用できるよう、広域避難所等に配備しつつ、継続的に管理し、見直しを行う。	
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a2	行政による備蓄物資の不足	△	市では、災害時の物資不足に備え、神奈川県西部地震の被害想定を基に、必要数を算出し、非常用糧食や毛布等の生活支援物資、発電機や投光器等の応急対策資機材、仮設救護所用資機材、遺体収容所用資機材等を市内4か所の集中備蓄庫や各小学校・中学校の備蓄倉庫等に備蓄しています。今後も、必要物資の見直しを行いつつ、備蓄物資の整備を継続していきます。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a2	行政による備蓄物資の不足	△	市では、災害時の物資不足に備え、神奈川県西部地震の被害想定を基に、必要数を算出し、非常用糧食や毛布等の生活支援物資、発電機や投光器等の応急対策資機材、仮設救護所用資機材、遺体収容所用資機材等を市内4か所の集中備蓄庫や各小学校・中学校の備蓄倉庫等に備蓄しています。今後も、必要物資の見直しを行いつつ、備蓄物資の整備を継続していきます。	河川改修事業	道水路整備課	過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。	
2-1-a	物資の絶対量の未確保	2-1-a3	飲料水の不足	○	市では、災害時の飲料水の確保方策として、市内18か所に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置しています。併せて、市内主要配水池の1/2を飲料水として確保する計画になっています。	災害対策用資機材整備事業	防災対策課	災害時に必要となる応急用資機材や車両、防災服等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行う。災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。購入した資機材を効果的に利用できるよう、広域避難所等に配備しつつ、継続的に管理し、見直しを行う。	
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b1	物資の仕分け管理体制の不足	△	市では、市内8か所の物資集積拠点を協定等に基づき確保しているとともに、佐川急便と協定し、物資の仕分け管理及び避難所までの物資輸送に関する協力をして貰うこととなっています。今後、協定の実効性について検証するとともに、協定左記の被災等により物資の仕分け管理体制を確保できなかった場合の代替手段等について検討する必要があります。				
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b2	物資供給の停止	△	災害時に物資の供給が停止しないように、物資集積拠点の各広域避難所間を重点に、県の指定による緊急輸送道路の指定に加え、市として緊急輸送道路補完道路を指定し、その維持管理に努めています。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b2	物資供給の停止	△	災害時に物資の供給が停止しないように、物資集積拠点の各広域避難所間を重点に、県の指定による緊急輸送道路の指定に加え、市として緊急輸送道路補完道路を指定し、その維持管理に努めています。	幹線市道整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b2	物資供給の停止	△	災害時に物資の供給が停止しないように、物資集積拠点の各広域避難所間を重点に、県の指定による緊急輸送道路の指定に加え、市として緊急輸送道路補完道路を指定し、その維持管理に努めています。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭あい道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b2	物資供給の停止	△	災害時に物資の供給が停止しないように、物資集積拠点の各広域避難所間を重点に、県の指定による緊急輸送道路の指定に加え、市として緊急輸送道路補完道路を指定し、その維持管理に努めています。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b3	物資集積拠点の被災	△	物資集積拠点のうち市保有の施設に関しては、その管理、整備運営事業により、平時から適切に維持管理し、災害時のその機能発揮が阻害されないようにしています。今後、「ラスト1マイル」の物資配送に関する検討等と併せて、物資集積拠点の見直しを行い、その損壊対策を講じてゆく必要があります。	上府中公園管理運営事業	みどり公園課	指定管理者制度による利用者のサービス向上と管理経費の削減に努めるとともに、指定管理者の自主事業により公園の利用を促進させる。 ・平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して公園施設の更新・改修を進める。	
2-1-b	物資の受入れ・管理・配送等供給体制の不足	2-1-b3	物資集積拠点の被災	△	物資集積拠点のうち市保有の施設に関しては、その管理、整備運営事業により、平時から適切に維持管理し、災害時のその機能発揮が阻害されないようにしています。今後、「ラスト1マイル」の物資配送に関する検討等と併せて、物資集積拠点の見直しを行い、その損壊対策を講じてゆく必要があります。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしています。長期にわたる事業のため、現在のペースでは災害に対して間に合いません。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしていますが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれます。	幹線市道整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしていますが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれます。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭あい道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしていますが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれます。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしていますが、長期にわたる事業のため、事業の加速化が望まれます。	国道・県道整備促進事業	建設政策課、道水路整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元関係者との調整</li> <li>国や県への要望活動</li> <li>無電柱化の整備促進</li> <li>歩道設置等の整備促進</li> <li>国道、県道整備に伴う取付市道の整備</li> </ul>	
2-1-c	物資供給ルートの未確立	2-1-c2	道路以外のアクセス方法の不足	△	災害時の道路以外の外部とのアクセスを確保するため、市内13か所にヘリコプター臨時離着陸場を設け、ヘリコプターによるアクセスの確保に努めています。また、小田原漁港をはじめとする漁港を活用した海上からのアクセス方法の確保についても、海上自衛隊等との連携により検討していきます。				
2-2 消防吏員・施設等の被災による消火・救急・救助活動等の絶対的不足、行方不明者捜索の難航、広域災害における広域連携・支援の拠点としての役割が達成できない事態									
2-2-a	救急・救助にかかる拠点施設の倒壊・損傷	2-2-a1	救急・救助にかかる拠点施設の倒壊・損傷	△	災害時の消防活動の中心的役割を担う、消防本部及び消防署所は耐震化されているが、老朽化した庁舎が複数あることから、計画的に再整備に取り組む必要がある。また、広域医療搬送の際、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されている酒匂川スポーツ広場を適切に管理するための事業が計画されています。その他のヘリコプター臨時着陸場の維持管理等も計画的に実施する必要があります。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上。</li> <li>効率的な管理運営。</li> <li>施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。</li> </ul>	
2-2-a	救急・救助にかかる拠点施設の倒壊・損傷	2-2-a1	救急・救助にかかる拠点施設の倒壊・損傷	△	災害時の消防活動の中心的役割を担う、消防本部及び消防署所は耐震化されているが、老朽化した庁舎が複数あることから、計画的に再整備に取り組む必要がある。また、広域医療搬送の際、ヘリコプター臨時離着陸場に指定されている酒匂川スポーツ広場を適切に管理するための事業が計画されています。その他のヘリコプター臨時着陸場の維持管理等も計画的に実施する必要があります。	消防庁舎再整備事業	消防総務課	再整備対象署所である荻窪出張所、栢山出張所、足柄消防署、松田分署及び山北出張所の再整備を行う。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b1	救急・救助体制の不足	○	大規模災害対応等では消防団の広域的連携が必要となります。	消防団広域連携事業	消防総務課	管轄する2市5町の消防団と常備消防との災害対応等に係る広域的連携訓練や職員研修を実施する。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	救急用資機材整備事業	救急課	適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するほか、感染症対策や多数傷病者発生事案における資機材を整備・備蓄する。また、消防車に救命処置用資機材を積載することで救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行えるようにする。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	消防職員教育・訓練事業	消防総務課、警防計画課	人材育成を主眼に置いた研修、職員配置、環境整備の充実強化に取り組むほか、消防業務の円滑な遂行に必要な資格等を取寄せさせる。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	消防職員採用事業	消防総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内の高等学校へ向向き、就職指導の担当教諭へ本市消防本部の採用試験について説明等を実施。</li> <li>再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。</li> <li>定年延長制度について消防職員の在り方等を検討する。</li> <li>大量定年退職者が発生する年度の対応について検討する。</li> </ul>	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	消防救急車両・装備等整備事業	警防計画課	あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	水防施設・資機材整備事業	警防計画課	水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	市民応急救護力推進事業	救急課	普及啓発活動（救命講習等）やイベント等を活用して救急車の適正利用についてのリーフレット等を配布するほか、市民に対し救命講習等を行うことで応急手当の知識・技術を広く普及する。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	救急隊員養成・医療連携事業	救急課	救急救命士の養成や各種講習・病院実習を行い技術及び医学的知識の維持・向上を図る。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救命活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。また、地域基幹病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	救急隊員養成・医療連携事業	救急課	救急救命士の養成や各種講習・病院実習を行い技術及び医学的知識の維持・向上を図る。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救命活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	水産漁業関係者支援事業	水産海浜課	漁業者の経営基盤の安定化を図るため、小田原市漁業協同組合内の漁業経営体に対して漁獲共済掛金の一部を補助する。また本市が原資を預託した金融機関が、市内の漁業者等に対して短期かつ低利の融資を実施する。さらに、海上における遭難者・遭難船の救助や訓練、啓発等の役目を担う神奈川県水難救済会の活動に対して支援を行う。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	消防団車両・資機材整備事業	小田原消防署消防課	災害時における消防団のより効果的な救助活動等を行うため、消防団の安全確保対策、救助用器具、情報通信機器等の整備を促進するほか、計画的に小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車の計画的な更新整備を進める。また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防車両及び資機材等の維持修繕に努める。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b2	消防及び救急の体制、資機材の整備不足	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	消防団施設維持管理事業	小田原消防署消防課	消防団施設（消防団待機宿舎）の再整備については、新耐震基準を満たしていないことや、築後経過年数に伴う老朽化の度合い、待機宿舎としての機能不足などを考慮し、地域防災拠点機能の改善の必要性が高い施設から優先的に再整備を進める。なお、再整備にあたっては、将来的な再編等も視野に入れながら施設規模等を検討し進める。 また、災害時に確実にその機能が果たせるよう、消防団施設の維持修繕に努める。	
2-2-b	救急・救助体制の不足	2-2-b3	情報通信機器の損傷等による被害情報不足	△	消防等の情報通信機器の損傷等による被害情報不足の発生防止を考慮しなければならない現在において、ICT化も含め、技術の進展による多様な情報入手手段についてさらに検討していく必要があります。	情報通信施設整備事業	情報司令課	消防情報指令システムの維持管理、更新整備 消防救急デジタル無線などの通信機器の維持管理 効率的な警防活動、効果的な消防業務を行うためICT化を検討・推進していく	
2-2-c	広域連携・受援体制の不足	2-2-c1	救助・救急班の要請等に係る協定等の不足	○	神奈川県西部地域2市8町の広域での協力体制の他、消防に関する神奈川県内及び県外の相互応援協定等が締結されています。	多様な枠組みによる自治体間連携推進事業	企画政策課	神奈川県西部広域行政協議会の事務局として会務を掌り、県西地域の課題へ対応するための調査研究を実施する。 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議（S.K.Y.交流圏）に参画し、観光、防災等の各部会による取組を実施するほか、ホームページを活用して圏域の観光情報等を発信する。 また、県西地域2市8町内の枠組み及びその他広域的な枠組みにおける連携事業の把握に努める。	
2-2-c	広域連携・受援体制の不足	2-2-c1	救助・救急班の要請等に係る協定等の不足	○	神奈川県西部地域2市8町の広域での協力体制の他、消防に関する神奈川県内及び県外の相互応援協定等が締結されています。	広域応援体制強化事業	警防計画課	大規模災害や特殊災害発生時に向けて、他市町消防本部等との連携体制の充実強化を図り、円滑な応援活動を実施できるよう、定期的に合同訓練を実施する。	
2-2-c	広域連携・受援体制の不足	2-2-c2	救助・救急班の受入れ体制の整備不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置します。併せて他市町との合同訓練を実施することにより広域応援及び受援体制の強化を図っています。	救急隊員養成・医療連携事業	救急課	再救急救命士の養成や各種講習・病院実習を行い技術及び医学的知識の維持・向上を図る。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。 また、地域基幹病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。	
2-2-c	広域連携・受援体制の不足	2-2-c2	救助・救急班の受入れ体制の整備不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置します。併せて他市町との合同訓練を実施することにより広域応援及び受援体制の強化を図っています。	広域応援体制強化事業	警防計画課	大規模災害や特殊災害発生時に向けて、他市町消防本部等との連携体制の充実強化を図り、円滑な応援活動を実施できるよう、定期的に合同訓練を実施する。	
2-2-d	緊急輸送路等の未確保	2-2-d1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしていますが、長期にわたる事業のため、現在のペースでは災害に対して間に合いません。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	
2-2-d	緊急輸送路等の未確保	2-2-d1	道路アクセスの途絶	△	地震時の電柱の倒壊や電線の断線による道路アクセスの途絶防止に資する、国道・県道・幹線市道等主要道路の無電柱化については、事業促進及び整備をしていますが、長期にわたる事業のため、現在のペースでは災害に対して間に合いません。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端線橋については、集約化撤去を行っていく。	
2-2-e	行方不明者把握体制の不足	2-2-e1	行方不明者把握体制の不足	×	市独自の行方不明者把握体制を確立する施策は実施されておらず、今後、具体尾的な施策の推進が必要です。				
2-3 救急・救助、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶									
2-3-a	発災初期の代替エネルギー未確保	2-3-a1	医療施設・消防署等の非常用発電の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院や大規模病院においては非常用発電を確保していますが、市内のほとんどの中小病院や診療所・クリニックは非常用発電を確保しておらず、今後、検討していく必要があります。 また、消防施設においても半数以上の消防施設が非常用電源を整備しておらず、今後、具体的に対策していく必要があります。				
2-3-a	発災初期の代替エネルギー未確保	2-3-a1	医療施設・消防署等の非常用発電の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院や大規模病院においては非常用発電を確保していますが、市内のほとんどの中小病院や診療所・クリニックは非常用発電を確保しておらず、今後、検討していく必要があります。 また、消防施設においても半数以上の消防施設が非常用電源を整備しておらず、今後、具体的に対策していく必要があります。				
2-3-a	発災初期の代替エネルギー未確保	2-3-a1	医療施設・消防署等の非常用発電の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院や大規模病院においては非常用発電を確保していますが、市内のほとんどの中小病院や診療所・クリニックは非常用発電を確保しておらず、今後、検討していく必要があります。 また、消防施設においても半数以上の消防施設が非常用電源を整備しておらず、今後、具体的に対策していく必要があります。				
2-3-a	発災初期の代替エネルギー未確保	2-3-a2	備蓄燃料の確保不足	△	非常用発電機用の備蓄燃料の確保に関しては、停電後数時間～数十時間分しか確保されておらず、継続的な供給体制を含め、今後必要量の確保について具体化していく必要があります。				
2-3-b	中長期的なエネルギー供給体制の未確保	2-3-b1	発災時のエネルギー提供者との連携・連携不足	×	発災時のエネルギー提供者との連携・連携のための施策は、現在行われていません。今後、連携・連携要領に関し検討・具体化していく必要があります。				
2-3-b	中長期的なエネルギー供給体制の未確保	2-3-b1	発災時のエネルギー提供者との連携・連携不足	×	発災時のエネルギー提供者との連携・連携のための施策は、現在行われていません。今後、連携・連携要領に関し検討・具体化していく必要があります。	地球温暖化対策推進計画・エネルギー計画推進事業	環境政策課	小田原市地球温暖化対策推進計画及びエネルギー計画の策定及び改定、進捗管理を実施する。また、脱炭素先行地域に係る国支援助メニュー等における調整や、脱炭素化の事業等を企画及び実行する。	
2-3-b	中長期的なエネルギー供給体制の未確保	2-3-b1	発災時のエネルギー提供者との連携・連携不足	×	発災時のエネルギー提供者との連携・連携のための施策は、現在行われていません。今後、連携・連携要領に関し検討・具体化していく必要があります。	分散型エネルギーシステム先行モデル構築事業	エネルギー政策推進課	地域マイクログリッドを通じた要素技術の実装や、産業用蓄電池を活用したエネルギーマネジメント事業の構築など公民連携した取組を推進していく。	
2-4 片浦地区、和留沢地区における孤立集落の同時発生									
2-4-a	孤立集落における救出・救助の難航	2-4-a1	救出・救助のための航空機等の不足	△	片浦地区のヘリコプターの臨時着陸場の指定は実施済みですが、和留沢地区については未指定です。				
2-4-a	孤立集落における救出・救助の難航	2-4-a2	孤立集落に通じる道路啓開の難航	△	片浦地区における孤立を想定し、片浦診療所の管理運営を行っています。また、同地域が孤立した場合の道路啓開については、小田原土市土木建設共同組合との協定に基づき実施する計画となっています。	・国民健康保険事業 ・国民健康保険診療施設事業特別会計への繰り出し ・片浦診療所あり方検討事業	保険課	国民健康保険診療施設（片浦診療所）を適正かつ安定的に運営するため、一般会計から繰出金を支出する。 ・片浦地区での医療対応体制を確保し、孤立集落に通じる道路啓開の難航時の医療体制の確保に資する。 ・国民健康保険片浦診療所のあり方の検討 ・築60年が経過している当該施設の適正な維持管理	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価			事業概要等		
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
2-4-b	孤立集落における物資支援の不足	2-4-b1	物資輸送のための航空機等の不足	△	片浦地区のヘリコプターの臨時着陸場の指定は実施済みですが、和置沢地区については未指定です。				
2-4-b	孤立集落における物資支援の不足	2-4-b2	物資輸送経路確保の不足	△	早期の道路開通により物資輸送経路を確保するため、土木建設協同組合等との協定により平素から訓練等を通じ、連携を図っています。				
2-4-b	孤立集落における物資支援の不足	2-4-b3	海上輸送経路の確保の不足	△	片浦地区において孤立した際には、海上自衛隊等と連携して、海上輸送経路を確保できる様、今後、検討していきます。				
2-5 帰宅困難者等への支援不足による健康被害等の拡大									
2-5-a	帰宅困難者発生への抑制困難	2-5-a1	各事業者の帰宅困難者への自助不足	×	帰宅困難者の発生を抑制するため、各事業者に働きかけ、従業員を事業所内で待機させるための諸準備について啓発していく必要があります。				
2-5-b	外国人に対する支援体制不足	2-5-b1	外国人被災者向け多言語案内の不足	△	ハザードマップや案内標識において英語等の表記を併用しているほかユニバーサルデザインの標識等も設置しています。また、119番通報時の多言語サービスを行っているとともに、外国人児童・生徒に対する日本語指導を図り、外国人被災者向けの多言語案内の住側解消に資しています。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	
2-5-b	外国人に対する支援体制不足	2-5-b1	外国人被災者向け多言語案内の不足	△	ハザードマップや案内標識において英語等の表記を併用しているほかユニバーサルデザインの標識等も設置しています。また、119番通報時の多言語サービスを行っているとともに、外国人児童・生徒に対する日本語指導を図り、外国人被災者向けの多言語案内の住側解消に資しています。	情報通信施設整備事業	情報司令課	電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番通報多言語対応を行う。	
2-5-b	外国人に対する支援体制不足	2-5-b1	外国人被災者向け多言語案内の不足	△	ハザードマップや案内標識において英語等の表記を併用しているほかユニバーサルデザインの標識等も設置しています。また、119番通報時の多言語サービスを行っているとともに、外国人児童・生徒に対する日本語指導を図り、外国人被災者向けの多言語案内の住側解消に資しています。	外国籍住民支援事業	人権・男女共同参画課	通訳・翻訳ボランティアとの協力体制をとり、また、自動通訳翻訳機を活用することにより、外国籍住民への柔軟な行政サービスを拡充する。	
2-5-b	外国人に対する支援体制不足	2-5-b1	外国人被災者向け多言語案内の不足	△	ハザードマップや案内標識において英語等の表記を併用しているほかユニバーサルデザインの標識等も設置しています。また、119番通報時の多言語サービスを行っているとともに、外国人児童・生徒に対する日本語指導を図り、外国人被災者向けの多言語案内の住側解消に資しています。	自主防災組織等活動支援事業	防災対策課	地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、防災資機材の整備や貸し出し、防災訓練の実施など、地域による共助を高めることを目的としている。	
2-5-c	観光客・来訪者に対する支援の不足	2-5-c1	観光客・来訪者に対する避難所情報の周知不足	△	小田原駅東西自由通路等に設置している情報案内板ビクトグラム表示や日本語・英語表示により、観光客や来訪者の駅施設からの避難に寄与するようにしています。今後は、これらを活用した観光客・来訪者に対する避難情報を周知する方策について検討する必要があります。				
2-5-c	観光客・来訪者に対する支援の不足	2-5-c2	観光客・来訪者に対する輸送手段の不足	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要があります。				
2-5-d	帰宅困難者受入れ場所の未確保	2-5-d1	帰宅困難者一時収容場所の不足	△	帰宅困難者一時収容場所については、地域防災計画により、小田原駅周辺に5カ所指定済みですが、今後、対象施設の見直しを含め、適正化を図っていきます。				
2-5-e	帰宅困難者への水・食料・情報等の支援体制不足	2-5-e1	帰宅困難者への情報提供不足	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要があります。				
2-5-e	帰宅困難者への水・食料・情報等の支援体制不足	2-5-e2	各事業者との連携、備蓄不足による物資不足	△	現在は各鉄道事業者毎に対応が異なるため、今後、防災会議の部会等において連携要領や、水・毛布等の備蓄等について検討していく必要がある。				
2-6 車中泊避難等の多数発生による健康被害等の発生									
2-6-a	車中泊避難等の発生要請対策・解消対策不足	2-6-a1	車中泊避難等による避難者の多数発生	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要があります。				
2-6-b	車中泊避難等による健康被害の発生	2-6-b1	車中泊避難等に伴う健康被害の発生	△	個別相談、出張相談等の各種健康相談事業において、車中泊避難等に伴う健康被害に関する啓蒙を実施し、その発生の防止を図っていきます。	健康相談事業	健康づくり課	心身の健康に関する個別の相談に対応し、生活習慣の改善などに必要な助言や指導を行う。定期的な相談対応のほか、地域の公共施設に向いての相談や電話による随時相談を実施する。	
2-7 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺									
2-7-a	医療施設の防災・減災対策不足	2-7-a1	災害医療病院等医療機関の被災	△	災害拠点病院である小田原市立病院においては、耐震化や浸水対策、停電対策等が実施されていますが、市内の他の医療施設においては防災・減災対策が不十分な状態であり、今後、更なる対策の啓発や支援事業等が必要です。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。 地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。 悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。 高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-a	医療施設の防災・減災対策不足	2-7-a1	災害医療病院等医療機関の被災	△	災害拠点病院である小田原市立病院においては、耐震化や浸水対策、停電対策等が実施されていますが、市内の他の医療施設においては防災・減災対策が不十分な状態であり、今後、更なる対策の啓発や支援事業等が必要です。	新病院建設事業	病院再整備課	新病院に係る病院本体・駐車場整備を行うとともに、開院準備を進める。	
2-7-a	医療施設の防災・減災対策不足	2-7-a1	災害医療病院等医療機関の被災	△	災害拠点病院である小田原市立病院においては、耐震化や浸水対策、停電対策等が実施されていますが、市内の他の医療施設においては防災・減災対策が不十分な状態であり、今後、更なる対策の啓発や支援事業等が必要です。	・国民健康保険事業 ・国民健康保険診療施設事業特別会計への繰り出し ・片浦診療所あり方検討事業	保険課	国民健康保険診療施設（片浦診療所）を適正かつ安定的に運営するため、一般会計から繰出金を支出する。 ・片浦地区での医療対応体制を確保し、災害時の医療体制の確立に資する。 ・国民健康保険片浦診療所のあり方の検討 ・築60年が経過している当該施設の適正な維持管理	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。今後、市内の病院、診療所、クリニック等との連携体制についてもその確立を目指した話し合いを進めていきます。				

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。	地域医療支援病院事業	医事課	地域医療を確保するという公立病院の使命と役割を果たすため、地域の医療機関との間で機能分化を図りながら連携強化に努めるとともに、新病院開院時に設置される(仮称)地域連携・患者支援センターの運営について検討する。当院が保有する放射線機器等については、地域の医師と共同利用する。また、高度な技術は研修会などを通じ、地域へ積極的に発信する。	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。	休日・夜間急患診療所助成事業	健康づくり課	休日・夜間急患診療所運営費の補助	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。	小児深夜救急医療事業	健康づくり課	深夜の小児救急に対応する小田原市立病院に負担金を支出する。	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。	救急医療機関外国人市民対策費助成事業	健康づくり課	外国籍の市民が、県内の救急医療機関において救急患者として診療を受け、医療費が未収となった場合に、未収金相当額を助成する。	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。	災害時医療救護体制整備事業	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品については、市と小田原薬剤師会が締結した「災害用医薬品の確保及び拠出に関する協定書」に基づき、指定薬局が管理し、発災時に拠出する。</li> <li>衛生材料については、全小中学校の防災備蓄庫に備蓄していたが、地域防災計画の変更により、令和4年度から、仮設救護所が開設される4校及び予備4校と、保健センターに配置し直す予定</li> <li>仮設救護所を学校のどの部屋を使用するかについて調整し、必要となる物品等を調達する</li> </ul>	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b1	災害時の医療対応体制の不足	△	災害拠点病院である小田原市立病院を中核として、各種医療体制・連携体制を構築するための事業を推進しており、災害時の医療対応体制の確立に寄与しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険事業</li> <li>国民健康保険診療施設事業特別会計への繰り出し</li> <li>片浦診療所あり方検討事業</li> </ul>	保険課	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険診療施設(片浦診療所)を適正かつ安定的に運営するため、一般会計から繰出金を支出する。</li> <li>片浦地区での医療対応体制の確保</li> <li>国民健康保険片浦診療所のあり方の検討</li> <li>築60年が経過している当該施設の適正な維持管理</li> </ul>	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b2	関係機関との連絡体制の不足	△	市立病院内総合医療情報システムの活用により、災害時の関係機関との連絡体制の確立を図っています。今後は、診療所やクリニックなどの連絡体制の確立に向けた検討・調整を行っていきます。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-b	医療に係る人員・体制の未確立	2-7-b3	被災時の受診行動に関する啓発不足	△	救急需要が増す災害時の受診に関して、急迫必須の受診以外の受診や救急車の出動要請による、医療資源の逼迫の防止について、平素から住民に対して周知・徹底して啓蒙を図るとともに、救命講習を行うことにより応急手当の知識・技術の普及を図っています。	市民応急救護力推進事業	救急課	普及啓発活動(救命講習等)やイベント等を活用して救急車の適正利用についてのリーフレット等を配布するほか、市民に対し救命講習等を行うことで応急手当の知識・技術を広く普及する。	
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c1	医薬品等備蓄の不足	○	市立病院の医療機器を計画的に整備更新するとともに、仮設救護所で使用するための、医薬品等について薬剤師と提携して備蓄する施策を進めています。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c2	医薬品等物資確保体制の未整備	○	災害情報のEMISへの入力により災害時の医療需要を適確に把握し、小田原薬剤師会や医薬品卸売業者との協定にや災害時医療救護体制整備事業により、災害時の医薬品や衛生資材を備蓄・確保する体制を確立しています。	災害時医療救護体制整備事業	健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品については、市と小田原薬剤師会が締結した「災害用医薬品の確保及び拠出に関する協定書」に基づき、指定薬局が管理し、発災時に拠出する。</li> <li>衛生材料については、全小中学校の防災備蓄庫に備蓄していたが、地域防災計画の変更により、令和4年度から、仮設救護所が開設される4校及び予備4校と、保健センターに配置し直す予定</li> <li>仮設救護所を学校のどの部屋を使用するかについて調整し、必要となる物品等を調達する</li> </ul>	
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c2	医薬品等物資確保体制の未整備	○	災害情報のEMISへの入力により災害時の医療需要を適確に把握し、小田原薬剤師会や医薬品卸売業者との協定にや災害時医療救護体制整備事業により、災害時の医薬品や衛生資材を備蓄・確保する体制を確立しています。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c2	医薬品等物資確保体制の未整備	○	災害情報のEMISへの入力により災害時の医療需要を適確に把握し、小田原薬剤師会や医薬品卸売業者との協定にや災害時医療救護体制整備事業により、災害時の医薬品や衛生資材を備蓄・確保する体制を確立しています。	医薬品卸売業者との協定	健康づくり課	薬の調達ルートを複数確保することで、仮設救護所で薬が不足しないようにする。	
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c2	医薬品等物資確保体制の未整備	○	災害情報のEMISへの入力により災害時の医療需要を適確に把握し、小田原薬剤師会や医薬品卸売業者との協定にや災害時医療救護体制整備事業により、災害時の医薬品や衛生資材を備蓄・確保する体制を確立しています。	災害情報のEMISへの入力	健康づくり課	仮設救護所の状況を入力し、人、物資の救援をはかる。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
2-7-c	医薬品・資機材の未確保	2-7-c3	エネルギー供給ルートの	×	大規模災害時、医療機関へのエネルギー供給ルートが途絶した場合の具体的な施策は事業化されていません。今後、関係機関と協議して具体策を検討する必要があります。				
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施しています。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていきます。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されています。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施しています。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていきます。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されています。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施しています。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていきます。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されています。	基幹病院機能充実事業	経営管理課、医事課	重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療施設として救命救急センターを運営する。地域周産期母子医療センターの機能や小児救急医療の体制を整えている県西地域唯一の病院として周産期・小児夜間救急医療を実施する。悪性腫瘍手術やがんに係る薬物療法、放射線治療、緩和ケアなどの医療の提供や相談支援、研修会を実施する。高度で良質な医療を安定的に提供するため、高度医療機器の更新等を行うほか、患者サービスの向上や業務の効率化を図るため、窓口手続等のデジタル化・スマート化を順次進める。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施しています。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていきます。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されています。	新病院建設事業	病院再整備課	新病院に係る病院本体・駐車場整備を行うとともに、開院準備を進める。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施しています。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていきます。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されています。	広域二次病院群(補充)輪番制助成事業	健康づくり課	・広域二次病院群輪番制運営費の補助 ・広域二次病院群補充輪番制運営費の補助	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施しています。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていきます。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されています。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
2-7-d	医療にかかる広域連携体制の不足	2-7-d1	広域搬送体制の未整備	○	災害時に広域医療搬送が必要な重症者等の適切な処置が実施出来るよう、災害拠点病院である市立病院内の救命救急センター等を適切に維持管理するための事業を実施しています。今後は、災害発生現場から同センターへの救急車等による迅速適切な搬送体制について、更に連携強化を図っていきます。また、広域医療搬送で使用するヘリコプターの臨時離着陸場も適切に維持管理されています。	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
2-8 被災地における疾病・感染症等の大規模発生									
2-8-a	避難所等における衛生環境の未確保	2-8-a1	避難所における衛生対策等の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施します。また、避難所周辺の害虫駆除を行うことにより、災害時の衛生環境の確保に寄与しています。併せて、避難所におけるごみの収集運搬について事前に計画・準備しています。	害虫駆除事業	環境保護課	不快害虫であるユスリカや、生命に危険を及ぼすスズメバチなどを駆除することで、良好な生活環境を保ち、市民の健康増進、安全を確保する。	
2-8-a	避難所等における衛生環境の未確保	2-8-a1	避難所における衛生対策等の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施します。また、避難所周辺の害虫駆除を行うことにより、災害時の衛生環境の確保に寄与しています。併せて、避難所におけるごみの収集運搬について事前に計画・準備しています。	ごみ収集運搬事業	環境事業センター	家庭から出されるごみ(一般廃棄物)を収集し、清掃工場へ運搬する。	
2-8-a	避難所等における衛生環境の未確保	2-8-a1	避難所における衛生対策等の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施します。また、避難所周辺の害虫駆除を行うことにより、災害時の衛生環境の確保に寄与しています。併せて、避難所におけるごみの収集運搬について事前に計画・準備しています。	感染症予防事業	健康づくり課	感染症の予防と発生した場合の対応に万全を期すため、予防対策等に関する情報の共有、予防対策等の調整、発生時の対応等について、迅速に対応する。現在は新型コロナウイルス感染症対策について、対策の強化が必要となる。新型コロナウイルスの感染症の流行期にあつては、ワクチン接種業務を実施し、また、PCRセンターなど対策に必要な業務を実施、支援を行う。	
2-8-b	疾病・感染症の拡大防止困難	2-8-b1	疾病・感染症患者へのケア・隔離方策の不足	△	平素から感染症予防に関する啓発を行うとともに、感染症発生時には消毒等の業務を実施し、感染症に対する危機管理対策の確立を図っています。また、コロナ禍にあつてはワクチン接種やPCRセンターの適切な運営により、感染拡大防止施策を推進しています。	感染症予防事業	健康づくり課	感染症の予防と発生した場合の対応に万全を期すため、予防対策等に関する情報の共有、予防対策等の調整、発生時の対応等について、迅速に対応する。現在は新型コロナウイルス感染症対策について、対策の強化が必要となる。新型コロナウイルスの感染症の流行期にあつては、ワクチン接種業務を実施し、また、PCRセンターなど対策に必要な業務を実施、支援を行う。	
2-8-c	風水害での床上浸水等の発生による衛生環境の未確立	2-8-c1	内水氾濫時の事前予防対策の不足	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要があります。				
2-8-c	風水害での床上浸水等の発生による衛生環境の未確立	2-8-c2	床上浸水後の地域回復の遅れ	×	該当する事業や施策がないため、今後対策を検討する必要があります。				
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する									
3-1 通信、電力等の喪失や建物の損壊により、市の災害対策本部が機能発揮できない事態									
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a1	市役所等の損傷	△	庁舎の免振工事は平成28年2月に終了しており、最大震度6強までの地震に耐えられる構造となっています。また、災害対策本部室の整備・改修等を行い、地震による停電や風水害時の浸水・停電等に対しても機能発揮できる様、電源確保等図っていきます。今後、市役所周辺の最大浸水に対する各種対策について検討していく必要があります。	防災拠点整備事業	防災対策課	市域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市は、災害対策本部を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する責務を担っており、災害対策本部を始め、防災活動を行う活動拠点に必要な施設等の整備を行う。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a1	市役所等の損傷	△	庁舎の免振工事は平成28年2月に終了しており、最大震度6強までの地震に耐えられる構造となっています。また、災害対策本部の整備・改修等を行い、地震による停電や風水害時の浸水・停電等に対しても機能発揮できる様、電源確保等を図っていきます。今後、市役所周辺の最大浸水に対する各種対策について検討していく必要があります。	庁舎等維持管理事業	管財課	市庁舎設備機能の維持のため、老朽化した設備等の改修を実施する。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画は、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定していますが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていきます。	小田原アーリーナ等管理運営事業	スポーツ課	・利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画は、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定していますが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていきます。	基幹業務システム管理運用事業	デジタルイノベーション課	基幹業務システムの各種サーバやパソコン等により構成されるシステム全体が安定的に稼働するよう管理運用を行う。なお、令和2年度の途中からはクラウドサービスを利用し、外部のデータセンターでシステムを運用している。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画は、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定していますが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていきます。	市税収納率向上事業	市税総務課	市税収入の安定的な確保のために、地方税法その他の関係法令に基づき、滞納者の実情に応じて滞納整理を行う事業。滞納市税の累積を抑制するための市税等納付促進センターによる納付勧奨を行うとともに、滞納整理管理システムを用いて差押えや公売等の滞納処分を効率的に進めて、市税収入の確保に取り組む。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画は、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定していますが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていきます。	保険料収納率向上対策事業	保険課	保険料収入を確保するため、次の各事業を中心に展開していく。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a2	代替施設の未確保	×	地域防災計画は、市の災害対策本部の代替施設として、公用車庫棟及び県西地域県政総合センターを指定していますが、地震のみならず大規模河川氾濫時を想定した代替施設の確保が必要なことから、今後、代替施設の見直しを行い、必要な資機材等の整備を進めていきます。	スポーツ施設あり方検討事業	スポーツ課	スポーツ施設全体のあり方を検討する。	
3-1-a	市役所等の防災機能の不足	3-1-a3	代替エネルギー・非常用発電の未整備	△	市庁舎の熱源を改修する事業が令和3年度完了予定であり、庁舎の電源及び熱源の災害対応機能が大幅に向上します。また、災害対応及びBCPのための非常用電源の確保に関し必要量を確保していきます。	再生可能エネルギー導入促進事業	エネルギー政策推進課	再生可能エネルギー事業に対する支援、市民参加型再生可能エネルギーの認定・支援、再生可能エネルギー導入促進の普及啓発。	
3-1-b	災害対応体制・受援体制の未構築	3-1-b1	発災後初動体制の構築の不足	△	発災後の初動体制の構築に関しては地域防災計画の小田原市災害初動体制規定に基づき実施しています。また、必要な施設環境の整備として、再生可能エネルギーの導入促進を行い、発災初期の代替エネルギーの確保に努めています。今後は、更に実効的な初動体制の確立のため、災害対策本部の整備をはじめ、各種事業を推進していきます。	再生可能エネルギー導入促進事業	エネルギー政策推進課	再生可能エネルギー事業に対する支援、市民参加型再生可能エネルギーの認定・支援、再生可能エネルギー導入促進の普及啓発。	
3-1-b	災害対応体制・受援体制の未構築	3-1-b2	他自治体からの受援体制構築の不足	△	発災後直ちに他自治体からの受援体制を確立し、適切に応援職員を受け入れるための受援計画を、市の災害対応計画及びBCPを基に作成します。また、応援職員を含め、職員が使用するシステム端末等を適切に運用できる体制を確立するため、庁内ネットワークシステム管理運営事業を実施しています。	庁内ネットワークシステム管理運用事業	デジタルイノベーション課	庁内ネットワークシステムを構成するパソコン、サーバ及びグループウェア等を職員が効率的に使用できるよう管理運用を行うとともに、正常に稼働させるために、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。	
3-1-b	災害対応体制・受援体制の未構築	3-1-b3	防災訓練等の職員防災教育の不足	△	市の防災訓練はこれまで地震災害に対する訓練を主体に行ってまいりましたが、一昨年度から風水害を想定した訓練を地震を想定した訓練と隔年で実施するようになりました。これにより、起こり得る災害の種類に対応した訓練を着実に実施し、職員の練度の向上を図っていきます。				
3-1-b	災害対応体制・受援体制の未構築	3-1-b4	BCPの未整備及び実効性未確保	△	BCPは平成27年に、これと連動した受援計画は令和2年度に策定しており、今年度は受援訓練を行うことにより、これを見直し、その実効性の確保に努めています。				
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めています。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していきます。	かながわ電子入札システム運用事業	契約検査課	入札に関する手続をLGWAN回線を通じて行うシステムである。神奈川県及び県内市町村と共同で運営している。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めています。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していきます。	地方税事務電子化事業	市民税課、市税総務課、資産税課	市税の課税事務（個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税）、収納事務（個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）、及び軽自動車税関係事務（新車新規登録に係る申告、継続検査向けの納税証明）について、地方税共同機構の運営するeTAX（地方税ポータルシステム）を活用し事務の電子化を推進する事業。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めています。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していきます。	健康情報システム管理運用事業	健康づくり課	健康情報システムの実質化の実施（令和元年10月1日～令和6年9月30日） 5年ごとの契約更新時に、システムの内容と必要と思われる業務の洗い出しを行い、システム化することによる更なる効率化と省力化を図っていく。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めています。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していきます。	文書管理システム運用事業	総務課	公文書の作成から保存、廃棄までを一貫して電子的に管理することにより、体系的・効率的な管理ができ、公文書の適正保存、改ざん防止及び行政事務の迅速化が図られる。また、公文書の保存管理の喫緊の課題として、①集中書庫棚の格納率が90%を超えている、②集中書庫電動棚の老朽化（交換部品の製造終了）、③永年保存文書のマイクロフィルム化費用負担、④マイクロフィルムの正本保管料負担、⑤マイクロフィルムリーダーの老朽化等を抱えており、膨大な課題対策費用への効果もある。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c1	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めています。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していきます。	デジタル化によるまちづくり推進事業	デジタルイノベーション課	公民連携による小田原市デジタルイノベーション協議会の運営を行う。デジタル・エクゼクティブ・アドバイザー等の専門人材の登用。市役所窓口におけるキャッシュレス決済の導入し、デジタル化による市民の利便性を図る。チャットボット、デジタルサイネージの運用を行う。	
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c2	防災行政無線の被災	△	本市の防災行政無線システムの古い無線柱は設置後、既に40年以上経過しているため、現在防災行政無線の新システムへの換装について検討中です。				
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c3	代替エネルギー・非常用電源の未整備	△	市庁舎の熱源を改修する事業が令和3年度完了予定であり、庁舎の電源及び熱源の災害対応機能が大幅に向上します。また、災害対応及びBCPのための非常用電源の確保に関し必要量を確保していきます。併せて、必要な施設環境の整備として、再生可能エネルギーの導入促進を行い、発災初期の代替エネルギーの確保に努めています。	再生可能エネルギー導入促進事業	エネルギー政策推進課	再生可能エネルギー事業に対する支援、市民参加型再生可能エネルギーの認定・支援、再生可能エネルギー導入促進の普及啓発。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標								
リスクシナリオ								
中リスク		小リスク		小リスク評価			事業概要等	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容
3-1-c	行政情報通信機器の不足	3-1-c4	行政の情報通信設備の被災	△	市が災害時に災害対策業務やBCPに基づく業務を効率的・効果的に実施するために必要な各種システム等情報通信設備を適切に維持管理するための事業を実施して、災害時に使用可能な状態の確保に努めています。今後、併せて3階のサーバ室の電源を確保するための方策を検討・推進していきます。また、市役所周辺の最大浸水に対する保存文書の対策について検討していく必要があります。			
3-1-d	情報収集・発信体制の未構築	3-1-d1	情報収集・情報発信体制の未整備	△	災害時の情報収集体制については、配備職員の情報収集体制を見直すとともに、災害情報収集システム (DITS) やドローン等の新たなツールの導入も視野に入れて検討します。情報発信体制については、統合型地理情報システムにより災害情報を同システム上で閲覧可能な状態にしていきます。また、市民に対する情報発信については、従来から市が提供しているHP等の広報手段に加え、避難所等における情報発信・共有手段について、今後、検討していきます。	統合型地理情報システム管理運用事業	デジタルライノベシヨ	統合型地理情報システムが安定的に稼働するよう管理運用を行う。また、公開マップ数を増やして、利用者のニーズに応えられるようにする。
3-1-d	情報収集・発信体制の未構築	3-1-d1	情報収集・情報発信体制の未整備	△	道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築しており、災害時の道路施設の被害の軽減と迅速に復旧出来る体制を構築しています。	道路管理システム強化事業	土木管理課	道路法第28条及び道路法施行規則第4条に基づき、道路台帳及び図面に記載する項目の適正化及び一元化を図るため、システムデータの更新作業及び道路情報(道路付属物、占用物等)の反映のため、データ改修を行う。
3-1-d	情報収集・発信体制の未構築	3-1-d1	情報収集・情報発信体制の未整備	△	道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築しており、災害時の道路施設の被害の軽減と迅速に復旧出来る体制を構築しています。	デジタル化によるまちづくり推進事業	デジタルライノベシヨ	公民連携による小田原市デジタルイノベーション協議会の運営を行う。デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー等の専門人材の登用。市役所窓口におけるキャッシュレス決済の導入し、デジタル化による市民の利便性を図る。チャットボット、デジタルサイネージの運用を行う。
3-2 市職員等の被災や参集困難、長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレス等に伴う心身の不調によるBCP等行政機能の大幅な低下								
3-2-a	短期的行政職員の被災、災害対応体制・環境の不足	3-2-a1	職員用備蓄の不足	△	市では、市民の皆さんに最低3日間、推奨1週間分の水、食料を備蓄しておくよう啓発しています。同様に、市の職員についても、災害対応業務が遂行できるように各職員による水や食料の備蓄について呼びかけていますが、徹底されているとは言い難い状況であり、集中備蓄の必要性等についても検討していきます。			
3-2-a	短期的行政職員の被災、災害対応体制・環境の不足	3-2-a2	職員安否・参集確認体制の未整備	△	現在は、電話・メール等を利用して、職員の安否確認・参集確認を実施できる体制を構築していますが、更に効率的・効果的な安否・参集確認を行うため、スマートフォン等のアプリを利用した安否確認システムの導入などについても検討していきます。			
3-2-b	職員へのケア体制の不足	3-2-b1	職員のための産業医等によるケアの不足	○	災害時の職員の体調管理・心の健康管理のために、臨床心理士や保健師によるカウンセリングを実施出来る体制を整備しています。	福利厚生事業	職員課	健康診断やストレスチェック等を実施し、職員の心身の健康管理を行うとともに、健康増進やストレス解消に寄与できるよう、各部対抗球技大会の実施やウォーク大会事業への参加等のリフレッシュ事業を実施するなど健康経営の取組を進める。また、特定事業主行動計画における目標の実現に向け啓発等を行う。
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する								
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止								
4-1-a	市民に必要な情報通信ができない事態	4-1-a1	情報通信事業者の情報通信網が機能しない状況下で市民に必要な情報通信ができない事態	×	小田原市の情報通信体制は、情報通信事業者の情報通信網を利用することが基本となっており、独自の情報通信網としては、市からの情報発信ツールとしての防災行政無線の見であり、市民が利用可能な独自の情報通信網に関しては、その必要性も含め、今後、検討していく必要があります。			



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
4-2 テレビ・FMおだわら等の中断等により、災害情報が必要な者に伝達できない事態									
4-2-a	民間事業者に対する情報提供体制の整備不足	4-2-a1	民間事業者を活用した情報提供体制の不足	△	大規模災害時の民間事業者を活用した情報提供体制の整備に関しては、J:COM小田原やFM小田原との協定に基づくもの他、ヤフー防災情報との連携、防災メールの自動配信機能の整備、緊急速報メール等の利用により実施しています。今後、技術動向も見据え、新しい情報通信体制の導入について、その要否、対象等なお検討も踏まえ、推進していきます。	災害情報収集伝達体制整備事業	防災対策課	気象情報や不測事態に関する情報を即時に収集する体制を維持するとともに、これらの情報を地域住民や来訪者に即座に周知する伝達手段を充実させ、かつ地域の被害情報等を即座に収集するための通信手段を充実させる。	
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない									
5-1 企業の被災に伴う事業継続不能、社会活動に必要なエネルギー供給の停止等による企業の生産力の低下及び企業の市外流出、雇用状況の悪化									
5-1-a	民間事業者の事業継続不能	5-1-a1	民間事業者のBCPの未整備、防災体制の未確保	△	小田原商工会議所との防災に関する検討会を通じ、民間事業者におけるBCPの必要性や防災体制確立の必要性について啓発をしていますが、まだまだ十分な体制にあるとは言えない状況にあります。今後、引き続き、協議や啓発の必要があります。また、小田原地下街管理運営事業によりハルネ小田原における、災害時の事業者の事業継続・事業再開の早期化に寄与します。	小田原地下街管理運営事業	商業振興課	近年、大規模商業施設の開業など周辺環境が変化中、ハルネ小田原の商業機能について、より民間ノウハウが活かされる運営形態へ移行し、顧客ニーズを捉えたテナント配置等、経営の安定化を図る。また、公共機能面については、街かど案内所等による地域情報の発信や広場のイベント開催など、回遊の促進とにぎわいの創出につながる取り組みを実施していく。	
5-1-b	被災事業者への支援不足	5-1-b1	被災事業者への支援不足	△	被災した事業者の事業再開に係る支援策として、融資や国・県が行う事業の側面支援、関係団体との情報共有・情報発信により、事業継続・再開の支援を行っていく必要があります。	中小企業融資等支援事業	産業政策課	中小企業が融資を受ける際の債務保証のため、信用保証協会に支払う信用保証料への助成と金融機関へ預託による中小企業小口資金融資の活用により、市内中小企業経営の体質強化と健全な発展と促進を図る。	
5-1-b	被災事業者への支援不足	5-1-b1	被災事業者への支援不足	△	被災した事業者の事業再開に係る支援策として、財政面からは中小企業融資等支援事業で、人材面では女性活躍推進事業において事業継続・再開の支援を行っていきます。今後、これ以外の支援策に関しても、国や県と連携して、検討・推進していく必要があります。	女性活躍推進事業	人権・男女共同参画課	第3次おだわら男女共同参画プランに基づき、女性の活躍推進を図るため、女性活躍推進に取り組む市内企業等への様々な啓発や支援等を実施する。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市内事業所等や男性の意識改革への取組を実施する。	
5-2 漁港施設、船舶の被災等による漁港機能の停止、海上輸送機能の低下									
5-2-a	港湾施設の耐震機能等の不足	5-2-a1	港湾施設の耐震化不足	○	県の地域防災計画で小田原漁港は災害時の物資受け入れ港に指定され、県と連携して施設整備が行われている。	小田原漁港等整備事業	水産海浜課	神奈川県が事業主体となり整備を進める小田原漁港等整備事業に負担金を支出する。	
5-2-a	港湾施設の耐震機能等の不足	5-2-a2	港湾施設の各種機能不足	△	県と連携して小田原漁港の施設機能整備を進めている。	小田原漁港等整備事業	水産海浜課	神奈川県が事業主体となり整備を進める小田原漁港等整備事業に負担金を支出する。	
5-2-b	応急復旧・港湾清掃体制の不足	5-2-b1	港湾清掃の不足	×	津波襲来後の港湾内への瓦礫、沈没船舶等の堆積は、港湾の使用を不能にする可能性があり、海上航路の活用による救援物資の輸送等が長期間阻害される可能性があり、早期に港湾清掃を実施出来る体制の確立について、今後、検討していく必要があります。				
5-2-b	応急復旧・港湾清掃体制の不足	5-2-b2	関係機関との連携・協定構築不足	×	港湾の応急復旧、早期航路再開の体制を確立するための関係機関との連携や協定締結に関し、今後、検討していく必要があります。				
5-2-b	応急復旧・港湾清掃体制の不足	5-2-b3	応急復旧器材・人員の不足	×	港湾の応急復旧、早期航路再開の体制を確立するための応急復旧器材・人員確保に関し、今後、検討していく必要があります。				
5-2-c	港湾消防力の不足	5-2-c1	港湾消防力の不足	△	小田原市漁業協同組合内に救難所を開所している神奈川県水難救済会の活動を支援しています。	水産漁業関係者支援事業	水産海浜課	漁業者の経営基盤の安定化を図るため、小田原市漁業協同組合内の漁業経営体に対して漁獲共済掛金の一部を補助する。また本市が原資を預託した金融機関が、市内の漁業者等に対して短期かつ低利の融資を実施する。さらに、海上における遭難者・遭難船の救助や訓練、啓発等の役目を担う神奈川県水難救済会の活動に対して支援を行う。	
5-3 緊急輸送道路網の分断等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止									
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a1	沿道建物の耐震化不足	△	建物の耐震化全般に係る事業は継続的に実施されていますが、沿道、特に緊急輸送道路及び同補完道路沿道の耐震化に関し、今後、これを一層加速化する検討を開始する必要があります。				
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a2	緊急輸送道路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施していますが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合いません。また、西方面（神奈川と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱です。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a2	緊急輸送道路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施していますが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合いません。また、西方面（神奈川と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱です。	幹線市道整備事業	道水路整備課、都市計画課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a2	緊急輸送道路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施していますが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合いません。また、西方面（神奈川と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱です。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭い道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a2	緊急輸送道路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施していますが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合いません。また、西方面（神奈川と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱です。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a2	緊急輸送道路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施していますが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合いません。また、西方面（神奈川と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱です。	国道・県道整備促進事業	建設政策課、道水路整備課	・地元関係者との調整 ・国や県への要望活動 ・無電柱化の整備促進 ・歩道設置等の整備促進 ・国道、県道整備に伴う取付市道の整備	
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a2	緊急輸送道路等の整備不足	△	国道、県道、幹線市道及び小田原駅周辺道路の整備は計画的に実施していますが、長期にわたる事業のため、現在のベースでは災害に対して間に合いません。また、西方面（神奈川と静岡の県境）へのアクセスが非常に脆弱です。	伊豆湘南道路建設促進事業	建設政策課	・伊豆湘南道路建設促進期同盟会を通じた国への要望活動 ・伊豆湘南道路神奈川・西湘地区建設促進協議会を通じた国や県への要望活動 ・本市独自の県への要望活動	
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a3	緊急輸送道路等の通行機能確保の不足	△	災害発生後の緊急輸送道路及び同補完道路の早期道路啓開体制については、小田原市土木建設協同組合等との協定に基づき実施する計画となっていますが、具体的な区域指定や連携要領等について、今後、検討・調整していく必要があります。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	
5-3-a	幹線道路ネットワークの寸断	5-3-a3	緊急輸送道路等の通行機能確保の不足	△	災害発生後の緊急輸送道路及び同補完道路の早期道路啓開体制については、小田原市土木建設協同組合等との協定に基づき実施する計画となっていますが、具体的な区域指定や連携要領等について、今後、検討・調整していく必要があります。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	
5-4 食料等の安定供給の停滞									
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a1	洪水による土砂の流入による農地の荒廃・農業再開の遅れ	△	災害復旧後の農業再開に関しては、農産物地産地消促進事業を推進することで洪水後の農業の早期再開・復興を図っていきます。洪水による土砂の流入による農地の荒廃に関しては、今後、検討していく必要があります。	農業交流推進事業	農政課	農業まつり負担金、都市農業交流推進事業、梅の里センター等管理運営事業、特定農地貸付用農地借上料	
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a2	漁港施設の損壊による漁業再開の遅れ	△	小田原漁港については、漁港管理者の県と連携しながら漁港施設の機能強化等の整備を図っているほか、水産市場の再整備の検討を行っている。また、市営漁港については、老朽化している施設の機能保全に向けた整備のほか、近年の異常気象による台風の大規模な高潮・高波等への対応などが必要となっている。	水産市場施設管理運営事業	水産海浜課	老朽化した市場施設の工事や修繕等を実施し、適切な管理運営を行う。また、施設の安心・安全な利用、持続可能な行政サービスの提供のため、市場施設及び隣接する立体駐車場の耐震化を推進する。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価			事業概要等		
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a2	漁港施設の損壊による漁業再開の遅れ	△	小田原漁港については、漁港管理者の県と連携しながら漁港施設の機能強化等の整備を図っているほか、水産市場の再整備の検討を行っている。	水産市場施設再整備検討事業	水産海浜課	老朽化している市場施設の再整備の検討。	
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a2	漁港施設の損壊による漁業再開の遅れ	△	小田原漁港については、漁港管理者の県と連携しながら漁港施設の機能強化等の整備を図っているほか、水産市場の再整備の検討を行っている。また、市営漁港については、老朽化している施設の機能保全に向けた整備のほか、近年の異常気象による台風の大型化など、高潮・高波等への対応などが必要となっている。	小田原漁港等整備事業	水産海浜課	神奈川県が事業主体となり整備を進める小田原漁港等整備事業に負担金を支出する。	
5-4-a	農地・漁港等の食料生産拠点の荒廃	5-4-a2	漁港施設の損壊による漁業再開の遅れ	△	小田原漁港については、漁港管理者の県と連携しながら漁港施設の機能強化等の整備を図っているほか、水産市場の再整備の検討を行っている。また、市営漁港については、老朽化している施設の機能保全に向けた整備のほか、近年の異常気象による台風の大型化など、高潮・高波等への対応などが必要となっている。	市営漁港等管理整備事業	水産海浜課	小田原漁港本港漁具倉庫の電動シャッター化工事を行う。また、江之浦漁港については、漁港施設の安全や機能強化のための基本計画策定に着手する。	
5-4-b	物流体制の大規模被害による流通の停滞	5-4-b1	物流ネットワークの寸断	△	物流ネットワークの寸断に備えるため、佐川急便の市域内又は市域外の物流拠点を活用して、各避難所まで物資を配送する協定を提供しています。				
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る									
6-1 電気・ガス・上下水道等のライフラインや、燃料の供給停止、汚水処理・廃棄物処理等の機能停止の長期化									
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a1	上下水道施設の損傷	△	配水施設の耐震対策や水源地の浸水対策等を計画的に実施し、災害時の上下水道施設の損傷の防止を図っています。	水道施設整備事業	水道整備課、浄水管理課	水道水の安定供給のため、基幹施設である高田浄水場の再整備や久野配水池の更新（耐震化）及び水源池等の浸水対策を進める。また、河川を横断する水道管の災害リスクの軽減を図るため、配水区域を見直すこととし、第二水源地の深井戸増設など、施設拡張等に取り組むものである。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a1	上下水道施設の損傷	△	配水施設の耐震対策や水源地の浸水対策等を計画的に実施し、災害時の上下水道施設の損傷の防止を図っています。	水道施設整備事業	水道整備課、浄水管理課	水道水の安定供給のため、基幹施設である高田浄水場の再整備や久野配水池の更新（耐震化）を進める。また、河川を横断する水道管の災害リスクの軽減を図るため、配水区域を見直すこととし、第二水源地の深井戸増設など、施設拡張等に取り組むものである。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a1	上下水道施設の損傷	△	配水施設の耐震対策や水源地の浸水対策等を計画的に実施し、災害時の上下水道施設の損傷の防止を図っています。	水道施設整備事業	水道整備課、浄水管理課	水道水の安定供給のため、基幹施設である高田浄水場の再整備や久野配水池の更新（耐震化）及び水源池等の浸水対策を進める。また、河川を横断する水道管の災害リスクの軽減を図るため、配水区域を見直すこととし、第二水源地の深井戸増設など、施設拡張等に取り組むものである。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a2	上下水道管路の損傷	△	老朽化した送・配水管を更新して耐震化するとともに、老朽給水管の布設替えを進めていくことで、上下水道管路の損傷防止を図っていきます。	水道管路整備事業	水道整備課	水道水の安定供給のため、重要度の高い基幹管路等を優先的に更新（耐震化）するとともに、老朽給水管や鉛製給水管の布設替えについても計画的に取り組むものである。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a3	上下水道施設の復旧資機材の不足	△	上下水道施設等の復旧資機材や応急給水に必要な資機材を備蓄しています。今後はこれらの必要数の見直しを図る必要があります。	水道施設整備事業	水道整備課、浄水管理課	災害時における飲料水供給のための資機材を備蓄するとともに、災害時における配水池から給水車等への給水が容易にできる給水設備を整備する。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a4	上下水道施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	水道局として震災対応マニュアルは策定済みであり、訓練についても定期的に実施しています。ただし、マニュアルについては定期的に更新する必要があります。				
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a5	上下水道に関する関係機関、他自治体等からの受援体制の未整備	△	上下水道に関する受援計画は危機管理マニュアル中の応援要請マニュアルにより策定済みですが、より実践的なものとなるよう具体化を進めます。				
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a6	上下水道施設等における代替電源・燃料の不足	△	令和2年度内に、上下水道施設等の非常電源設備の未設置施設（2か所）については、仮設発電機設置等の対応を行います。また、燃料確保については、今後、市内燃料業者との個別協定の締結を検討します。				
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a7	応急給水体制の未整備	△	大規模災害発生時、孤立化し、給水車による応急給水活動が当面実施できないことが予測される片浦地区に対し、応急給水設備を整備し、災害時に飲料水が確保できるようにしていきます。市域全域が断水した場合の応急給水体制については、受援計画等も踏まえ、より実践的なものとなるよう具体化を進めていきます。	水道施設整備事業	水道整備課、浄水管理課	災害時における飲料水供給のため、配水池からの給水が容易にできる給水設備を整備するとともに、受援計画を含めた応急給水体制について検討を行う。	
6-1-a	上下水道機能の停止	6-1-a8	配水再開のリスク	△	水質検査機器の更新（リース）を計画的に実施しており、被災時の配水再開に当たり適正な自己水質検査を実施して整備の健全性を確認し、配水再開の判断を迅速に行います。そのため水質検査の技術の水準を保持する必要があります。	水質管理保持事業	浄水管理課	現行の水質検査機器のリース契約を継続し、水質検査計画に基づく水質検査を実施することにより検査スキルを向上させるとともに最適な水質管理を行い、水道水質基準適合率100%を維持していく。	
6-1-b	電力・ガスの供給停止	6-1-b1	事業者との連絡調整体制の不足	○	ライフライン事業者との定期的な会合を実施し、連絡調整体制の確立を図っています。				
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c1	下水道処理施設の損傷	△	下水道の重要な施設の地震対策や長寿命化対策、扇町クリーンセンターの適切な維持管理を実施し、大規模自然災害発生時の機能停止を防ぎ、早期復旧する必要があります。	扇町クリーンセンター管理運営事業	環境保護課	平成26年度に行った扇町クリーンセンター施設機能診断業務に基づき、設備の耐用年数や、劣化の度合いにより、更新又は改修を行う。また、屋上防水及び外壁の標準耐用年数は10年程度であるが、当該施設は供用開始当初から更新を行っておらず、既に劣化して機能を果たしていないため、今後も当該施設を供用するために改修を行う。なお、屋上防水改修等に合わせて脱炭素化事業として太陽光パネルの設置を行う。	
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c1	下水道施設等の損傷	△	下水道の重要な施設の地震対策や長寿命化対策、扇町クリーンセンターの適切な維持管理を実施し、大規模自然災害発生時の機能停止を防ぎ、早期復旧する必要があります。	下水道維持管理事業	下水道整備課	緊急輸送路下や広域避難所などの排水を受ける重要な管渠を対象とした地震対策のほか、標準耐用年数を超過した陶管などの長寿命化対策や不明水の削減に向けた対策を計画的に実施する。また、新たに公民連携による下水道管路の包括的な維持管理に取り組むとともに、中継ポンプ場などの施設についても地震対策、長寿命化対策及び浸水対策を実施するものである。	
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c2	下水道管路の損傷	△	大規模自然災害発生時に、破損する可能性が高い下水道管路の早期復旧のための計画は、現在、市のBCPとして計画されており、今後、受援計画の策定の中で、必要な人員の確保について検討していく必要があります。	下水道維持管理事業	下水道整備課	緊急輸送路下や広域避難所などの排水を受ける重要な管渠を対象とした地震対策のほか、標準耐用年数を超過した陶管などの長寿命化対策や不明水の削減に向けた対策を計画的に実施する。また、新たに公民連携による下水道管路の包括的な維持管理に取り組むとともに、中継ポンプ場などの施設についても地震対策、長寿命化対策及び浸水対策を実施するものである。	
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c3	下水道施設等における復旧資機材の不足	△	非常時の下水道機能の確保及び早期復旧のため、下水道施設等の復旧資機材の確保を順次進める必要がある。	下水道維持管理事業	下水道整備課	非常時の下水道機能の確保及び早期復旧のため、下水道施設等の復旧資機材の確保を順次進める。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標								
リスクシナリオ								
中リスク		小リスク		小リスク評価			事業概要等	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c4	下水道施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	×	下水道BCPを策定済みとなっているが、今後は下水道BCPに基づく訓練等を実施し、ブラッシュアップに努める。			
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c5	下水道に関する関係機関・他自治体からの受援体制の未整備	△	市の受援計画を現在策定中であり、下水道に関する受援計画も同様です。今後、具体的な受援体制に関する検討を実施する予定です。			
6-1-c	下水道機能の停止	6-1-c6	下水道施設等における代替電源の不足	×	下水道施設等における代替電源・燃料の確保を順次進めており、非常時の下水道機能の確保に努めている。			
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めています。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与しています。	リサイクル施設等管理運営事業	環境事業センター	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、施設の適正な運営、維持管理を行う。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めています。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与しています。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めています。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与しています。	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業	環境政策課	1市3町で構成する小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の円滑な運営を図るとともに、ごみ処理広域化に向けた検討を行う。また、当面のごみ処理体制の方針（小田原市系統と足柄下郡系統の2系統）に基づき、国・県等と調整しながら、令和4年度以降の循環型社会形成推進地域計画の計画期間中に予定される施設整備等について、具体的な検討を進める。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めています。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与しています。	公衆便所管理事業	環境保護課	廃掃法で、市町村は必要と認める場所に公衆便所を設け、衛生的に維持・管理しなければならないと規定されている。これにより、市で設置した公衆便所を、市民等がいつでも清潔・快適に利用できるよう維持管理することを目的とし、市内に設置の公衆便所について、衛生面の保持、施設の維持・整備を行う。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d1	廃棄物処理施設等の損傷	△	焼却施設、リサイクル施設等を適切に運営・維持管理するとともに、ごみ処理の広域化に対応する事業等を実施しており、大規模自然災害発生時の災害廃棄物処理体制の確保に努めています。また、公衆便所の維持・整備やし尿収集を適切に実施することにより、災害時のトイレ問題の解決に寄与しています。	し尿収集事業	環境保護課	生し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬を実施し、生活環境の保全を図る。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d3	廃棄物処理施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	ごみ収集については、震災対応マニュアルの整備を行っているほか、民間企業との協定も締結しております。今後は、これらマニュアルや協定に基づく訓練を充実させていきます。	ごみ収集運搬事業	環境事業センター	家庭から出されるごみ（一般廃棄物）を収集し、清掃工場へ運搬する。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d3	廃棄物処理施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	焼却施設、リサイクル施設、堀ヶ窪埋立処分場を適切に運営、維持管理するとともに、震災対応マニュアルの整備を行っています。今後は、これらマニュアルに基づく訓練を充実させていきます。	リサイクル施設等管理運営事業	環境事業センター	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、施設の適正な運営、維持管理を行う。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d3	廃棄物処理施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	焼却施設、リサイクル施設、堀ヶ窪埋立処分場を適切に運営、維持管理するとともに、震災対応マニュアルの整備を行っています。今後は、これらマニュアルに基づく訓練を充実させていきます。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d3	廃棄物処理施設等における震災対応マニュアル・訓練等の不足	△	焼却施設、リサイクル施設、堀ヶ窪埋立処分場を適切に運営、維持管理するとともに、震災対応マニュアルの整備を行っています。今後は、これらマニュアルに基づく訓練を充実させていきます。	埋立処分場管理運営事業	環境事業センター	堀ヶ窪埋立処分場及び中村原理立処分場の適切な施設の運営、維持管理を行う。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d4	廃棄物処理に関する関係機関、他自治体等からの受援体制の未整備	△	ごみ収集及び焼却施設のBCPを策定し、現在、これに基づく受援計画を策定中です。	ごみ収集運搬事業	環境事業センター	家庭から出されるごみ（一般廃棄物）を収集し、清掃工場へ運搬する。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d4	廃棄物処理に関する関係機関、他自治体等からの受援体制の未整備	△	ごみ収集及び焼却施設のBCPを策定し、現在、これに基づく受援計画を策定中です。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d5	廃棄物処理施設等における代替電源の不足	○	焼却施設及びリサイクル施設等に代替電源がないため、電源復旧までストックヤードで保管する必要があります。	リサイクル施設等管理運営事業	環境事業センター	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、施設の適正な運営、維持管理を行う。
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d5	廃棄物処理施設等における代替電源の不足	○	焼却施設及びリサイクル施設等に代替電源がないため、電源復旧までストックヤードで保管する必要があります。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d6	住民への広報不足による未分別ごみの排出や排出場所の間違い	△	平常からごみ分別指導を行っています。今後も災害ゴミ等の分別について、周知徹底していく必要があります。	ごみ分別指導事業	環境事業センター	一般廃棄物のより一層の減量化、資源化を図るため、分別の徹底、適正排出等の指導、啓発を行う。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d7	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されています。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要があります。	小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化推進事業	環境政策課	1市3町で構成する小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会の円滑な運営を図るとともに、ごみ処理広域化に向けた検討を行う。また、当面のごみ処理体制の方針（小田原市系統と足柄下郡系統の2系統）に基づき、国・県等と調整しながら、令和4年度以降の循環型社会形成推進地域計画の計画期間中に予定される施設整備等について、具体的な検討を進める。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d7	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されています。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要があります。	ごみ分別指導事業	環境事業センター	一般廃棄物のより一層の減量化、資源化を図るため、分別の徹底、適正排出等の指導、啓発を行う。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d7	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されています。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要があります。	焼却施設管理運営事業	環境事業センター	焼却炉及び付帯施設を計画的に修繕等するほか、ごみの効率的な焼却処理に努めることにより、適正な施設の運営、維持管理を行う。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d7	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されています。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要があります。	埋立処分場管理運営事業	環境事業センター	堀ヶ窪埋立処分場及び中村原埋立処分場の適切な施設の運営、維持管理を行う。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d7	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されています。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要があります。	ごみ収集運搬事業	環境事業センター	家庭から出されるごみ（一般廃棄物）を収集し、清掃工場へ運搬する。	
6-1-d	廃棄物処理機能の停止	6-1-d7	災害時の廃棄物処理体制の未構築（生活ごみ、避難所ごみ、し尿）	△	地震を想定した災害時の廃棄物処理体制は、検討・構築されています。今後は、洪水を想定した廃棄物処理体制について、検討・構築する必要があります。	リサイクル施設等管理運営事業	環境事業センター	リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において、施設の適正な運営、維持管理を行う。	
6-2 緊急輸送道路沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、道路被害による道路交通網の分断									
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a1	道路施設の損傷	△	道路の定期的なパトロールや計画的な修繕、国道・県道の適切な整備等を実施していますが、発生時期や規模を予測できない災害に対する道路施設の損傷防止効果は未知数です。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a1	道路施設の損傷	△	道路の定期的なパトロールや計画的な修繕、国道・県道の適切な整備等を実施していますが、発生時期や規模を予測できない災害に対する道路施設の損傷防止効果は未知数です。	国道・県道整備促進事業	建設政策課、道水路整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元関係者との調整</li> <li>・国や県への要望活動</li> <li>・無電柱化の整備促進</li> <li>・歩道設置等の整備促進</li> <li>・国道、県道整備に伴う取付市道の整備</li> </ul>	
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a1	道路施設の損傷	△	道路の定期的なパトロールや計画的な修繕、国道・県道の適切な整備等を実施していますが、発生時期や規模を予測できない災害に対する道路施設の損傷防止効果は未知数です。	交通安全施設充実事業	道水路整備課	交通安全施設（道路照明灯、道路反射鏡、区画線など）の整備・維持修繕を進めるとともに、通学路等における安全対策として路側帯のカラー化等を実施する。	
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a1	道路施設の損傷	△	道路の定期的なパトロールや計画的な修繕、国道・県道の適切な整備等を実施していますが、発生時期や規模を予測できない災害に対する道路施設の損傷防止効果は未知数です。	道路管理事業	道水路整備課	道路照明灯やポンプ場施設、小田原駅・鴨宮駅の昇降施設、国府津駅前広場駐車場の適切な維持管理を実施する。	
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a2	橋梁の損傷	△	道路や河川に架かる橋梁の点検・整備を計画的に実施しています。	橋りょう維持修繕事業	道水路整備課	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検を行い、長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施するとともに、寺横・川端跨線橋については、集約化撤去を行っていく。	
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a3	電柱の倒壊、地下埋設物の損傷	△	電柱の倒壊による道路交通網の寸断を防止するため、中心市街地における無電柱化を推進しています。				
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a4	沿道建物の耐震化の不足	△	小田原駅東西自由連絡通路等の維持管理や幹線道路沿いの空家等対策を推進し、道路交通網の分断回避を行っています。	道路管理事業	道水路整備課	道路照明灯やポンプ場施設、小田原駅・鴨宮駅の昇降施設、国府津駅前広場駐車場の適切な維持管理を実施する。	
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a4	沿道建物の耐震化の不足	△	小田原駅東西自由連絡通路等の維持管理や幹線道路沿いの空家等対策を推進し、道路交通網の分断回避を行っています。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	
6-2-a	道路施設等の損傷	6-2-a4	沿道建物の耐震化の不足	△	小田原駅東西自由連絡通路等の維持管理や幹線道路沿いの空家等対策を推進し、道路交通網の分断回避を行っています。	空家等対策事業	地域安全課	空家等の適正管理・利活用の促進、行政による改善指導を実施するほか、空家等対策協議会を開催する。また、空き家セミナー及び相談会を実施する。平成28年度に策定した空家等対策計画が、令和4年度末で計画期間が終了することから、令和5年度以降の次期空家等対策計画を策定する。	
6-2-b	道路啓開体制の不足	6-2-b1	道路に関する応急復旧、道路啓開資機材・人員の不足	△	早期道路啓開体制については、小田原市土木建設協同組合等との協定に基づき実施する計画となっておりますが、具体的な区域指定や連携要領等について、今後、検討・調整していく必要があります。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	
6-2-b	道路啓開体制の不足	6-2-b2	道路に関する応急復旧広報の未定等、訓練の不足	△	道路の通行止めや封鎖の状況及びこれらが回復・復旧した際の広報に関しては、市のホームページを使って市民や利用者に対する周知を図っています。	道路維持事業	道水路整備課	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標							
リスクシナリオ							
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	事業内容
6-2-b	道路啓開体制の不足	6-2-b3	道路に関する関係団体との協定・連携等の構築不足	△	道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築しており、災害時の道路施設の被害と迅速に復旧出来る体制を構築しています。	道路維持事業	舗装や側溝などの道路施設について、定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施する。
6-2-b	道路啓開体制の不足	6-2-b3	道路に関する関係団体との協定・連携等の構築不足	△	道路・橋梁の台帳管理のための道路管理システムのデータ改修を行うとともに、道路関係団体との連絡・連携体制を平素から構築しており、災害時の道路施設の被害と迅速に復旧出来る体制を構築しています。	道路管理システム強化事業	道水路整備課 土木管理課 道路法第28条及び道路法施行規則第4条に基づき、道路台帳及び図面に記載する項目の適正化及び一元化を図るため、システムデータの更新作業及び道路情報（道路付属物、占用物等）の反映のため、データ改修を行う。
6-3 鉄道被害等による鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の機能停止							
6-3-a	鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の停止	6-3-a1	鉄道交通網の分断、広域的な基幹交通の停止	△	鉄道事業者との定期的な会合を実施し、連絡調整体制の確立を図っています。今後、この中で、鉄道交通網の分断の防止や早期復旧に関する具体的な対策を検討していく必要があります。		



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
7 制御不能な二次災害を発生させない									
7-1 市街地での大規模火災の発生									
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a1	住宅の火災発生予防		住宅用火災警報器の設置を推進する事業を実施し、住宅の火災の早期発見、初期消火がの体制整備を図っています。	火災予防推進事業	予防課	住宅火災警報器及び家庭用消火器の設置率の向上に向け、消防訓練やイベント等に出向し、粘り強く広報活動を展開していく。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	救急用資機材整備事業	救急課	適切な救命処置を実施するため、救急隊の資器材を整備するほか、感染症対策や多数傷病者発生事案における資器材を整備・備蓄する。また、消防車に救命処置用資機材を積載することで救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行えるようにする。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	消防職員教育・訓練事業	消防総務課、警防計画課	人材育成を主眼に置いた研修、職員配置、環境整備の充実強化に取り組むほか、消防業務の円滑な遂行に必要な資格等を取寄せさせる。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	消防職員採用事業	消防総務課	管内の高等学校へ出向き、就職指導の担当教諭へ本市消防本部の採用試験について説明等を実施。 ・再任用制度を活用するとともに、定員に含まれない職員の再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。 ・定年延長制度について消防職員の在り方等を検討する。 ・大量定年退職者が発生する年度の対応について検討する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	消防救急車両・装備等整備事業	警防計画課	あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車両を計画的に更新・整備する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	水防施設・資機材整備事業	警防計画課	水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	市民応急救護力推進事業	救急課	普及啓発活動（救命講習等）やイベント等を活用して救急車の適正利用についてのリーフレット等を配布するほか、市民に対し救命講習等を行うことで応急手当の知識・技術を広く普及する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	救急隊員養成・医療連携事業	救急課	救急救命士の養成や各種講習・病院実習を行い技術及び医学的知識の維持・向上を図る。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、P D C Aサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a2	消防力の未確保	△	消防職員の採用・人材育成、救急救命士の養成、消防車両や資機材の整備、医療機関との連携、市民による救命ネットワークの構築、水難救済会の支援等を図る施策等を実施して、継続的に質の高い消防力・救急力の確保に努めています。	救急隊員養成・医療連携事業	救急課	救急救命士の養成や各種講習・病院実習を行い技術及び医学的知識の維持・向上を図る。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、P D C Aサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。また、地域基幹病院である小田原市立病院に救急ワークステーションを設置する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a3	住宅の大規模延焼の防止	△	住宅の大規模延焼防止のため、市民生活道路等の改良や狭隘道路を4m以上の幅員で整備する事業等を実施しており、引き続き事業を推進していく必要があります。	狭あい道路整備事業	土木管理課	幅員4m未満の狭い公道に接する敷地で建築行為等を行う場合に、後退した部分の土地を市が取得し、4m以上の幅員で道路整備を行う。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a3	住宅の大規模延焼の防止	△	住宅の大規模延焼防止のため、市民生活道路等の改良や狭隘道路を4m以上の幅員で整備する事業等を実施しており、引き続き事業を推進していく必要があります。	魅力ある道路空間づくり事業	道水路整備課	無電柱化事業や道路の景観整備、自転車通行空間の整備などを実施する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a3	住宅の大規模延焼の防止	△	住宅の大規模延焼防止のため、市民生活道路等の改良や狭隘道路を4m以上の幅員で整備する事業等を実施しており、引き続き事業を推進していく必要があります。	幹線道路整備事業	道水路整備課	計画的に幹線道路の整備を実施する。	
7-1-a	住宅延焼防止機能の不足	7-1-a3	住宅の大規模延焼の防止	△	住宅の大規模延焼防止のため、市民生活道路等の改良や狭隘道路を4m以上の幅員で整備する事業等を実施しており、引き続き事業を推進していく必要があります。	市民生活道路改良事業	道水路整備課	狭あい道路の拡幅整備、交差点改良、歩行設置などの整備を実施する。	
7-2 余震等による被災建築物の倒壊・部材の落下や擁壁の転倒等による二次被害の発生									
7-2-a	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応の不足	7-2-a1	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応不足	×	沿線や沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下や擁壁の転倒等による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。	応急危険度判定士養成等事業	建築指導課	災害時における応急危険度判定士の派遣に関する協定を締結している地元建築士団体等との連携強化を図り、地震の発生後にできるだけ早く、広域避難所の応急危険度判定が行えるようにするため、神奈川県建築物震後対策推進協議会が主催する応急危険度判定講習会に参加するほか、民間の応急危険度判定士を養成し、模擬訓練等を実施するなど、体制の整備を進める。	
7-2-a	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応の不足	7-2-a1	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応不足	×	沿線や沿道の建築物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下や擁壁の転倒等による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。	被災地等管理体制整備事業	開発審査課	神奈川県建築物震後対策推進協議会による「実施本部運営訓練」、「模擬訓練」及び「ブラッシュアップ講習会」に参加するとともに、令和元年度から新たに本市独自の現地における模擬訓練を職員判定士を対象に実施し、更に令和2年度からは民間判定士にも参加いただき、公民連携したスムーズな判定活動ができるよう体制強化を行っていくとともに、職員及び民間の被災地危険度判定士を育成し、技術力向上に寄与する。 また、既存の道路情報システムを活用し、開発行為及び宅地造成等の情報をデジタル管理することにより、現場状況に関する情報把握等を適切かつ迅速に実施することに寄与する。	
7-2-a	被害状況の把握及び二次被害軽減に向けた対応の不足	7-2-a2	二次被害に関する情報連絡体制の不足	×	二次被害に関する情報連絡体制構築のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
7-3 地震、風水害時の三保ダムの決壊による二次災害の発生									
7-3-a	三保ダムの決壊による二次災害の発生	7-3-a1	三保ダムの決壊による二次災害の発生	△	三保ダムの異常時水門操作に係る連絡体制は確立されていますが、決壊による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、公共施設の維持管理事業等のみであり、今後、さらに検討していく必要があります。	小田原アリーナ等管理運営事業	スポーツ課	利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
7-3-a	三保ダムの決壊による二次災害の発生	7-3-a1	三保ダムの決壊による二次災害の発生	△	三保ダムの異常時水門操作に係る連絡体制は確立されていますが、決壊による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、公共施設の維持管理事業等のみであり、今後、さらに検討していく必要があります。	スポーツ広場管理運営事業	スポーツ課	利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
7-3-a	三保ダムの決壊による二次災害の発生	7-3-a1	三保ダムの決壊による二次災害の発生	△	三保ダムの異常時水門操作に係る連絡体制は確立されていますが、決壊による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、公共施設の維持管理事業等のみであり、今後、さらに検討していく必要があります。	酒匂川左岸サイクリング場管理運営事業	スポーツ課	利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の老朽化や利用状況等を踏まえた計画的な維持修繕。	
7-3-a	三保ダムの決壊による二次災害の発生	7-3-a1	三保ダムの決壊による二次災害の発生	△	三保ダムの異常時水門操作に係る連絡体制は確立されていますが、決壊による二次災害の発生防止のための具体的な施策は、現在、公共施設の維持管理事業等のみであり、今後、さらに検討していく必要があります。	酒匂川サイクリングコース管理事業	スポーツ課	利用者サービスの向上。 ・効率的な管理運営。 ・施設の状況を踏まえた計画的な維持修繕。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出									
7-4-a	有害物質取り扱施設の損傷、有害物質の流出	7-4-a1	民間事業者に対する有害物質流出防止に向けた適切な指導の不足等	△	公害防止対策事業として、民間事業者における公害発生源への立入調査・監視を適切に実施し、災害時の有害物質流出防止を図っています。	公害防止対策事業	環境保護課	新しいタイプの公害問題、法令改正、分析方法、防止対策等について、環境省主催の研修会・説明会等で習得する。神奈川県環境保全事務連絡協議会や西湘公害行政研究会等へ参加し、公害行政への知見を深めるとともに情報交換等を行う。法及び市条例に基づく確認・受理事務、立入検査業務。	
7-4-b	有害物質流出における防災体制の不足	7-4-b1	有害物質流出に関する緊急時体制の構築不足	×	有害物質流出に関する緊急時の体制を構築するための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
7-4-b	有害物質流出における防災体制の不足	7-4-b2	災害時の環境汚染拡大防止訓練の不足、監視不足	×	災害時の環境汚染拡大防止訓練は、現在、実施されておらず、今後、検討・実施していく必要があります。				
7-4-b	有害物質流出における防災体制の不足	7-4-b3	有害物質流出に関する関係機関との連携不足	×	有害物質流出に関する関係機関との連携体制は、現在、確立されておらず、今後、検討・確立していく必要があります。				
7-5 長期にわたる農地・森林等の荒廃による被害の拡大									
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与しています。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されています。	農業振興地域管理事業	農政課	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画を改定し、水土里情報システム（地理情報システムの1つ）を用いて情報の一元管理をしている。	
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与しています。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されています。	ほ場整備事業	農政課	土地改良団体への負担金の支出のほか、千代地区でのほ場整備の実施に向けた区域内の農業従事者を中心とした土地改良区の設立をするとともに、地域に適した営農構想や、ほ場の具体的な整備計画を作成し、令和6年度に工事着手する。	
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与しています。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されています。	農業の有する多面的機能発揮促進事業	農政課	農業の有する多面的機能発揮促進事業	
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与しています。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されています。	多様な担い手支援事業	農政課	新規就農者支援事業費補助金、新規就農者就学支援事業費補助金、定年帰農者農業支援事業奨励金、農業次世代人材投資事業費交付金、農業次世代人材投資事業謝礼金	
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与しています。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されています。	農産物産地化事業	農政課	内部事務（農業総務費）、野菜価格安定事業費補助金、高付加価値化対応野菜産地事業費補助金、農業振興資金融資利子補給金、小田原農産物ブランド向上事業、環境保全型農業直接支払交付金、農産物産地地消促進事業、耕畜連携型農業支援事業（市畜産会事業費補助金・乳牛預託奨励事業費補助金・畜産振興事業）、湘南ゴールド振興協議会負担金、農産物商品開発事業	
7-5-a	大規模河川氾濫による農地の荒廃	7-5-a1	築堤河川における堤防強化、河川の浚渫事業の遅れ	△	農業を振興するための農地やほ場の維持管理、農産物のブランド化に資する事業が推進されており、築堤河川氾濫時の農地荒廃の極限化に寄与しています。堤防の強化や河川の浚渫等、直接的に築堤河川の氾濫防止に資する事業は国土強靱化に関連する事業として、県の主導で実施されています。	農道・用排水路維持管理事業	農政課	広域農道等基幹的な農道の重要構造物の点検・老朽化対策を講じるほか、多くの要望に対して適時・適切に対応していく。	
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っています。	里地里山再生事業	農政課	里地里山再生事業	
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っています。	いこいの森管理運営事業	農政課	小田原市いこいの森再生総合計画や指定管理者との協議を踏まえながら、適切な管理運営及び必要な施設整備等を行う。	
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っています。	林道整備・管理事業	農政課	林道の適切な維持管理のほか、林業等の流通の円滑化のため、広域農道小田原湯河原線の整備にあわせて林道整備を実施する。	
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っています。	農道・用排水路整備事業	農政課	県が実施する広域農道等の整備や土地改良区等農業団体が実施する農道や用排水路の整備を支援していくほか、市営事業として緊急時の避難路となる田代山農道や、自然石を用い環境に配慮した西大友地内の用排水路等の整備を進めるなど、地域に密着した生産基盤施設整備を進める。	
7-5-b	大規模土石流・崖崩れによる森林の荒廃	7-5-b1	砂防堤、のり面対策等治山事業の遅れ	△	森林や里山、林道等の整備・管理を推進する事業を実施し、大規模土石流災害による森林の荒廃の極限化を図っています。	森林整備事業	農政課	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に基づき、計画的な森林整備を進めていくとともに、「おだわら森林ビジョン」に掲げた将来像「次世代へつなげる豊かな森林」を達成するため、森林に関わる各種施策（私有林の整備、林地台帳の適正な運用など）を展開していく。	
7-6 風評被害等による社会生活・地域経済等への甚大な影響									
7-6-a	風評被害を抑制する対策の不足	7-6-a1	復旧・復興計画の未策定	×	大規模災害時の復旧・復興計画は、現在、策定されておらず、今後、検討・策定していく必要があります。				
7-6-a	風評被害を抑制する対策の不足	7-6-a2	復旧・復興に必要な人材、資機材の不足	×	大規模災害からの復旧・復興に必要な人材、資機材の確保に関する施策は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要があります。				
7-6-a	風評被害を抑制する対策の不足	7-6-a3	デマ防止等の広報戦略・広報計画の未策定	△	大規模災害時のデマ防止等の広報戦略・広報計画は、現在、策定されていませんが、ホームページの管理運営や広報紙の発刊事業を通じて一定程度の効果は期待できるものと考えています。大規模災害時のデマ防止等の広報戦略・広報計画については、今後、検討・策定していく必要があります。	ホームページ管理運用事業	広報広聴室	ホームページやデジタルアーカイブ等の管理運用による一般的な情報発信、市民からの意見等の聴取の実施。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標								
リスクシナリオ								
中リスク			小リスク		小リスク評価		事業概要等	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容
7-6-a	風評被害を抑制する対策の不足	7-6-a3	デマ防止等の広報戦略・広報計画の未策定	△	大規模災害時のデマ防止等の広報戦略・広報計画は、現在、策定されていませんが、ホームページの管理運営や広報紙の発刊事業を通じて一定程度の効果は期待できるものと考えています。大規模災害時のデマ防止等の広報戦略・広報計画については、今後、検討・策定していく必要があります。	広報紙発刊事業	広報広聴室	広報小田原を月1回発刊する。自治会加入世帯に配布するとともに、住民窓口などの公共施設、商業施設、駅、コンビニエンスストア等に配架する。また、市ホームページ及びメール配信サービス「おだわら表情いいメール」、広報紙配信アプリ「マチイロ」により、記事全文を掲載する。



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標						
リスクシナリオ						
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名
						課名
						事業内容
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する						
8-1 復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態						
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	立地適正化計画推進事業
						都市政策課
						「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく集約型都市構造を目指し、立地適正化計画に記載している医療・福祉、生活サービス施設などの都市機能や公共交通、居住に関する各誘導施策を推進する。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	小田原市都市計画マスタープラン改定事業
						都市計画課
						将来の土地利用、道路、下水道など市民生活に重要な街づくりの方向を示す都市計画マスタープランについて、立地適正化計画との整合を図りつつ、新総合計画の策定と連携しながら、改定する。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	SDGs普及啓発事業
						未来創造・若者課
						おだわらSDGsパートナー制度、民主主体のおだわらSDGs実行委員会の運営、SDGs体感事業としておだわらんの活用
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	幹線道路整備事業
						道水路整備課
						計画的に幹線道路の整備を実施する。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	埋立処分場管理運営事業
						環境事業センター
						堀ヶ窪埋立処分場及び中村原理立処分場の適切な施設の運営、維持管理を行う。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	事業系ごみ減量強化事業
						環境政策課
						事業系ごみの搬入検査の実施及び排出事業者等への適正排出の指導を行い、発生抑制、資源化を図る。また、市は率先して自ら排出するごみの減量化・資源化に取り組む。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	焼却灰等資源化事業
						環境政策課
						焼却灰、可燃・不燃残渣等において、確実な処理と排出先の確保に努めるとともに、資源化量の増加に向け取り組む。また、燃せるごみの減量化及び資源化率の向上に効果が高い、家庭から排出される剪定枝類の資源化についての取組を進める。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	容器等再資源化事業
						環境政策課
						トレー・プラスチック製容器包装について、燃せるごみからの分別を推進し、収集後には、日本容器包装リサイクル協会が定める基準に適合する処理を実施し、資源化を行う。また、分別の方法をわかりやすくするため、現在、不燃ごみとして処理している製品プラスチックについて、容器包装リサイクルルートで処理を行うプラごみ一括回収の検討を行う。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	古紙リサイクル事業
						環境政策課
						市古紙リサイクル事業組合と協力し、市内の紙布類を確実に収集し資源化する。情報媒体の電子化が進んでいることから、新聞紙や雑誌の購読量が減り、全体の古紙回収量が減少しているため、その他紙等、燃せるごみに含まれる紙布類の分別徹底を図る。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	ごみ減量意識啓発事業
						環境政策課
						ごみの情報誌「ゴミダス」、広報紙、ホームページ、自治会回覧、環境メールニュース等を活用し周知・啓発を行うとともに、小学校や自治会へ出向き小田原市のごみの現状と取組についての出前講座を実施する。また、プラごみ削減について、マイボトルの普及活動、ウォータースタンドの設置拡大等の取組を進める。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	災害時応援連携事業
						防災対策課
						災害時相互応援体制の確立のため、各種協議会等（県西部広域行政協議会地域防災検討部会、SKY圏防災部会、中越大震災ネットワークおだわ、富士山火山防災協議会、箱根山火山防災協議会、相模湾排油防除協議会、東海道五十三次市区町災害時相互応援協定、湘南七市四町防災事務連絡協議会等）による連携活動を行う。防災関係機関（県、自衛隊、警察等）や市内関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）との連絡調整を行う。市町村、民間事業者等と災害発生時の対応について、自治体間相互、民間事業者等と連携を進めていく。
8-1-a	復旧・復興体制の未整備	8-1-a1	震災復興マニュアルの整備不足等、復興体制の不足	△	都市計画マスタープランにて、都市の将来像の実現に向けた、都市づくりの課題に応じた規制、誘導、事業といった整備手段の活用方針を明らかにし、秩序ある街づくりを推進していますが、大規模自然災害後の復旧・復興街づくりに関するマスタープランの策定は未実施であり、今後、検討・策定して行く必要があります。 また、市の復旧・復興の大きな障害となり得る「災害廃棄物」の処理に関し、必要な体制を平素から確立・維持しています。今後、災害ゴミの仮置場等についてさらに検討して行く必要があります。	都市空間デザイン事業
						都市政策課
						公・民・学の連携により、小田原でのライフスタイルや質の高い暮らしについて研究・情報発信を行うアーバンデザインセンターの組織を立ち上げ、空間デザインの視点を取り入れたまちづくりを進める。



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-2 復興まちづくり等の復旧・復興を担う人材及び資機材の不足等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a2	保育所の早期復旧等行政サービスの不足	△	各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育所の早期復旧を図っていきます。	教育・保育施設等整備事業	保育課	民間保育所等における施設の改築や大規模修繕などを行う場合に、国や県の補助金を特定財源として、その費用の一部を補助するもの。また、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、教育・保育の必要量に対する確保方策のための施設整備に対しても同様にその建設費の一部を補助することで保育定員の拡大を推進し、待機児童の解消を図る。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a2	保育所の早期復旧等行政サービスの不足	△	各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育所の早期復旧を図っていきます。	民間施設等運営費補助事業	保育課	民間施設の運営補助、教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付の実施	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a2	保育所の早期復旧等行政サービスの不足	△	各種保育施設の整備や維持管理を適切に行うとともに、大規模災害時に保育所の早期復旧を図っていきます。	就学前教育・保育施設再編整備事業	保育課、教育総務課	乳幼児期は将来にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前における教育・保育は、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す上で極めて重要な意義がある。子どもの主体性を尊重する教育・保育の実現を図るとともに、公立施設が果たす役割や施設の老朽化を踏まえ、「認定こども園」の整備を始めとした良質な施設の適正配置を進める。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a3	平時の市内中小建設業の育成不足	×	平時の市内中小建設業を育成・支援するための事業は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	地域とともにあがる学校づくり推進事業	教育総務課、教育指導課	それぞれの地域の教育力の活用による、特色ある学校づくり推進事業、学校支援地域本部事業を推進する。また、これまでに全小学校に展開してきた学校運営協議会は、全中学校に拡大していく。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	青少年指導者等養成事業	青少年課	【指導者養成研修・派遣】 高校生以上を対象に指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」を開催し、実践的な研修を実施することで指導者を養成する。アウトドアスキル、コミュニケーションスキル、マネジメントスキルの3講座受講者から、要件を満たした者を青少年育成指導者として登録し、小学校等の体験学習に派遣して、研修で得たスキルを実践すると共に、子どもたちの体験学習の支援を図る。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	子どもの社会参画力育成事業	青少年課	【みんなの夢応援】 子どもたちがファシリテーターの助言やサポーターの協力を得ながら、自ら課題を設定して解決する「みんなの夢応援事業」を実施する。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	子どもの社会参画力育成事業	青少年課	【非日常型体験学習】 非日常体験を通して学校や年齢を超えた交流を図ることは青少年の人格形成に大きな影響を与えることから小学5・6年生を対象に非日常型体験学習事業を開催し、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育む。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	おだわら市民学校事業	生涯学習課	基礎課程「おだわら学講座」（入校1年目）：小田原の魅力を深く理解し、郷土愛を育むこと目的とした15回程度の連続講座 専門課程（入校2年目）：専門的、実践的な学びの場を設け、まちづくりの担い手としての人材育成を目的とした6分野10～15回程度の連続講座 教養課程：より深く小田原に関する魅力を学び、教養を高めることを目的とした2分野15回程度の連続講座で、専門課程時に同時受講可能 卒業生・修了生を担い手活動につなげる継続的な支援：イベント等各種情報発信、活動状況把握、意識啓発や交流を目的とした研修会開催等	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	地域活動拠点等整備事業	地域政策課	各地区における既存の公共施設の機能廃止や老朽化等の状況を勘案し、小学校の空き教室等を地域活動の場として利用できるよう機械整備及び空調機等を整備する。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	市民集会所施設維持管理事業	地域政策課	施設を安全に使用できる間の活用を前提として、地域の自治会連合会に貸与し地域住民に活用されている市民集会所の維持管理事業。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	自治会活動活性化事業	地域政策課	自治会総連合に対し、自治会の活性化につながる環境美化活動や総連合が主催する問題解決に向けた理解を深める機会の場等への補助を行う。また、自治会総連合主催の自治会長大会の場を借りて、市から表彰を行う。	
8-2-a	復興まちづくりの復旧・復興を担う人材の不足	8-2-a4	平時からのまちづくり、人材育成の不足	○	小田原市民学校の運営や地域の指導者・青少年リーダーの育成等の地域で活躍する人材育成を支援する事業の他、地域の活動の拠点等を整備する事業等を実施し、市民の多様な活動を支援できる体制を整備しています。	市民交流センター管理運営	地域政策課	市民交流センターにおける施設の管理運営と、市民交流センターを拠点として、市民活動に関する相談や交流会など様々な事業を行う。	
8-2-b	復興まちづくりの復旧・復興にかかる資機材の不足	8-2-b1	復旧・復興にかかる資機材不足等に起因する入札不調の発生	×	復旧・復興にかかる資機材不足等に起因する入札不調の発生を防止するための施策は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-3 被害認定調査、罹災証明発行、応急仮設住宅の供給等の業務の遅れによる生活再建の遅れ									
8-3-a	被害認定調査の遅れ	8-3-a1	被害認定調査のシステム未構築等の実施体制の不足	△	神奈川県と共同で整備・運営している電子申請システムを利用し、被害認定調査業務に係る事務の実施を今後、検討していきます。	電子申請システム運用事業	デジタルイノベーション課	電子申請システムが安定的に稼動するよう管理運用を行う。また、取扱サービス数を増やして、申請のオンライン化を推進する。	
8-3-a	被害認定調査の遅れ	8-3-a2	被害認定調査等の訓練の不足	×	被害認定調査等の訓練は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-3-b	罹災証明発行の遅れ	8-3-b1	罹災証明書発行システム未構築等の実施体制の不足	△	神奈川県と共同で整備・運営している電子申請システムを利用し、罹災証明書発行業務に係る事務の実施を今後、検討していきます。	電子申請システム運用事業	デジタルイノベーション課	電子申請システムが安定的に稼動するよう管理運用を行う。また、取扱サービス数を増やして、申請のオンライン化を推進する。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-3-b	権限証明発行の遅れ	8-3-b2	権限証明発行作業の訓練不足	×	り災証明書発行の訓練は、現在、実施されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c1	仮設住宅建設用地の未指定、対応体制の不構築	△	既存の仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのか示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証出来ません。また、応急仮設住宅候補地であることの覚書等が結ばれていません。（県立おだわら諏訪の原公園）	フラワーガーデン管理運営事業	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度による利用者のサービス向上と管理経費の削減に努めるとともに、指定管理者の自主事業により公園の利用を促進させる。</li> <li>平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して公園施設の更新・改修を進める。</li> </ul>	
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c1	仮設住宅建設用地の未指定、対応体制の不構築	△	既存の仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのか示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証出来ません。また、応急仮設住宅候補地であることの覚書等が結ばれていません。（県立おだわら諏訪の原公園）	こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園管理運営事業	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度による利用者のサービス向上と管理経費の削減に努めるとともに、指定管理者の自主事業により公園の利用を促進させる。</li> <li>平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して公園施設の更新・改修を進める。</li> </ul>	
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c1	仮設住宅建設用地の未指定、対応体制の不構築	△	既存の仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのか示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証出来ません。また、応急仮設住宅候補地であることの覚書等が結ばれていません。（県立おだわら諏訪の原公園）	上府中公園管理運営事業	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度による利用者のサービス向上と管理経費の削減に努めるとともに、指定管理者の自主事業により公園の利用を促進させる。</li> <li>平成30年度に策定した公園施設の長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して公園施設の更新・改修を進める。</li> </ul>	
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c1	仮設住宅建設用地の未指定、対応体制の不構築	△	既存の仮設住宅建設用地だけでは、具体的にどの位置に、何戸建築する必要があるのか示されていないため、激甚化する災害に対して、必要数の確保が保証出来ません。また、応急仮設住宅候補地であることの覚書等が結ばれていません。（県立おだわら諏訪の原公園）	県立おだわら諏訪の原公園整備促進事業	建設政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県への要望活動</li> <li>地元関係者との調整</li> <li>事業促進イベントの開催</li> </ul>	
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c2	建設業界・プレハブ業界等関係団体との連携不足	×	建設業界・プレハブ業界等関係団体との協定は、現在、締結されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-3-c	仮設住宅の建設・提供の遅れ	8-3-c3	賃貸物件データベースの未構築等みなし仮設等の対応体制の不足	×	賃貸物件データベースに関する民間事業者等との連携は実施していませんが、空家バンク制度や市営住宅を、みなし仮設住宅として供給する体制は整備されています。				
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d1	被災者生活再建メニュー等の整備の不足	○	被災者生活再建メニューとして勤労者融資や住居確保給付金の支給、災害甲助金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給等が準備されています。災害認定後は、これらに加えて各種支援を受けられるよう、適切に市民に働きかけていきます。	労働団体等環境整備事業	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県、商工会議所など関係機関と連携し、労働講座やセミナーを開催する。</li> <li>商工会議所、小田原・足柄地域連合、本市との主催により、地域政労使フォーラムを開催する。</li> <li>地域労働団体との行政懇談会を実施する。</li> <li>地域労働団体事、小田原市勤労者サービスセンターに補助金を交付する。</li> <li>小田原市働く市民の広場の施設管理を行う。</li> <li>労働金庫へ勤労者生活資金を預託し、労働者に融資を行う。</li> </ul>	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d1	被災者生活再建メニュー等の整備の不足	○	被災者生活再建メニューとして勤労者融資や住居確保給付金の支給、災害甲助金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給等が準備されています。災害認定後は、これらに加えて各種支援を受けられるよう、適切に市民に働きかけていきます。	生活困窮者自立支援事業	福祉政策課	生活困窮者自立支援法における必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給、任意事業である就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施する。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d1	被災者生活再建メニュー等の整備の不足	○	被災者生活再建メニューとして勤労者融資や住居確保給付金の支給、災害甲助金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、災害見舞金の支給等が準備されています。災害認定後は、これらに加えて各種支援を受けられるよう、適切に市民に働きかけていきます。	被災者支援事業	福祉政策課	災害甲助金及び災害障害見舞金の給付、災害援護資金貸付の実施、災害見舞金等（市単独事業）の給付	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d2	相談窓口の体制の不整備	△	各種相談窓口を平素から開設し、市民の相談を受けられる体制を確立しています。災害時には、これらの相談が努めてワンストップで受けられるよう、体制を検討・整備する必要があります。	若年者雇用支援事業	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>働くことを考える機会として 高校1・2年生を対象に、地元企業との交流会「ジョブスタディ」を開催する。</li> <li>現状の就職活動事情を知ってもらう機会として、若者の就職に少なからずも影響を与える保護者を対象に、「保護者ための就活セミナー」を開催する。</li> <li>域外から若年者労働人材を呼び込むため、関係課と連携して「UIJターン支援事業」を行う。</li> <li>就職や転職を考える若年者に対する相談事業を充実させるため、「若者就活相談」を行う。</li> <li>就職に有利な専門技術の習得を支援するため、かなテクカレッジにおける授業料相当額を貸し付ける。</li> </ul>	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d2	相談窓口の体制の不整備	△	各種相談窓口を平素から開設し、市民の相談を受けられる体制を確立しています。災害時には、これらの相談が努めてワンストップで受けられるよう、体制を検討・整備する必要があります。	消費生活相談事業	地域安全課	消費生活センターにおいて、消費生活相談員による契約のトラブルなどの相談業務を実施する。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d2	相談窓口の体制の不整備	△	各種相談窓口を平素から開設し、市民の相談を受けられる体制を確立しています。災害時には、これらの相談が努めてワンストップで受けられるよう、体制を検討・整備する必要があります。	市民相談事業	地域安全課	一般相談員による一般相談、弁護士や司法書士など専門家による特別相談を実施する。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d2	相談窓口の体制の不整備	△	各種相談窓口を平素から開設し、市民の相談を受けられる体制を確立しています。災害時には、これらの相談が努めてワンストップで受けられるよう、体制を検討・整備する必要があります。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	婦人相談員による女性相談の実施、DV被害者等の緊急一時保護の実施と自立支援、若年層を含めあらゆる世代に向けたDVや暴力防止の啓発を実施する。	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d3	災害時要支援者への生活再建・復旧等の相談機能の不足	×	災害時要支援者への生活再建・復旧等の相談機能は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d4	災害時要支援者の仮設住宅入居への見守り活動、こころのケア等継続的支援不足	△	災害時要支援者が仮設住宅等に入居した際の継続的な見守りやこころのケア等の課題度を実施するための訪問指導事業や性的マイノリティ支援事業を実施しています。今後、災害時要支援者の破折住宅入居への見守り活動等について更に具体的な要領等を検討していく必要があります。	訪問指導事業	健康づくり課	心身の状況や生活している環境に照らして保健師等が訪問し、家庭における生活習慣病の悪化を予防するための助言や指導、関係する制度の活用、介護家族の健康管理など、本人や家族に行い介護予防と健康の保持増進を図る。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-3-d	生活再建支援の不足	8-3-d4	災害時要支援者の仮設住宅入居への見守り活動、こころのケア等継続的支援不足	△	災害時要支援者が仮設住宅等に入居した際の継続的な見守りやこころのケア等の課題を克服するための訪問指導事業や性的マイノリティ支援事業を実施しています。今後、災害時要支援者の破折住宅入居への見守り活動等について更に具体的な要領等を検討していく必要があります。	人権啓発事業	人権・男女共同参画課	「人権週間（12/4～10）」及び「人権デー（12/10）」の時期に合わせ、一般市民を対象とした人権講演会を開催する。また、性的マイノリティの方たちの人権を尊重するという見地から、性的マイノリティ理解促進講演会や、性的マイノリティのカップルを対象とするパートナーシップ関係を証明する登録制度を実施する。	
8-3-e	境界情報の喪失、確定作業の遅れ	8-3-e1	境界確定の遅れ	△	平素から地籍調査事業（官民境界等先行調査）を実施し、大規模災害時の境界確定の遅れを未然防止し、迅速な復旧に寄与します。	地籍調査事業	土木管理課	人口集中地区のうち、土砂災害の恐れのある地域を優先的に官民境界とその線上にある民々境界の立会を行い、調査、測量成果を基に地籍調査の成果簿及び境界確定図を作成する。	
8-3-e	境界情報の喪失、確定作業の遅れ	8-3-e2	地籍調査の未実施	△	平素から地籍調査事業（官民境界等先行調査）及び土地評価システム・家屋評価システム等を活用した土地・家屋評価を実施し、被災後の迅速な地籍確定に寄与します。	地籍調査事業	土木管理課	人口集中地区のうち、土砂災害の恐れのある地域を優先的に官民境界とその線上にある民々境界の立会を行い、調査、測量成果を基に地籍調査の成果簿及び境界確定図を作成する。	
8-3-e	境界情報の喪失、確定作業の遅れ	8-3-e2	地籍調査の未実施	△	平素から地籍調査事業（官民境界等先行調査）及び土地評価システム・家屋評価システム等を活用した土地・家屋評価を実施し、被災後の迅速な地籍確定に寄与します。	土地・家屋評価事業	資産税課	固定資産税・都市計画税を課税するに当たって、土地鑑定評価（時点修正含む）、航空写真、路線価算定業務委託によって算定された路線価などの各種データを活用し、課税客体である土地・家屋を正確に把握し、土地評価支援システム、家屋評価システム及び家屋図面管理システムを用いて適正な固定資産評価を行う事業。	
8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a1	災害ボランティアの育成・確保、受入れ体制の不足	△	外国人住民への言語面での支援をする事業を実施しております。また、災害ボランティアの受入れ態勢について小田原市社会福祉協議会が中心となって、ボランティアセンターの設置・運営を行うこととしています。今後、災害ボランティアセンターの開設・運営訓練等を通じ、関係団体間の連携要領等について更に具体化する必要があります。	外国人住民支援事業	人権・男女共同参画課	通訳・翻訳ボランティアとの協力体制をとり、また、自動通訳翻訳機を活用することにより、外国人住民への柔軟な行政サービスを拡充する。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	放課後児童健全育成事業	教育総務課	市内24小学校（片浦小学校以外）で放課後児童クラブを開設しており、小学1年生から小学6年生までの児童を、放課後あるいは土曜日、夏休み等の休暇期間に受入れ、適切な遊び及び生活の場を提供している。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	現在活動している14地区・15か所への支援を継続する。令和4年度は、新たに活動開始を予定している4か所について支援を行う。（運営団体への補助は令和4年度を初年度とし、補助期間を3年間とする。）	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	青少年関係団体支援事業	青少年課	子ども会活動を支援するため、市子ども会連絡協議会を通して単位子ども会に補助金を支出するほか、市子ども会連絡協議会が実施する次世代育成事業に対して運営費及び事業費を補助する。また、市が養成した青少年育成指導者を子ども会に派遣して、子ども会活動における保護者や役員の負担を軽減し、子ども会活動の活性化を図る。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	現在活動している14地区・15か所への支援を継続する。令和4年度は、新たに活動開始を予定している4か所について支援を行う。（運営団体への補助は令和4年度を初年度とし、補助期間を3年間とする。）	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	地区行政事務委託事業	地域政策課	行政文書の回覧・各戸配布、ポスター等の掲示、各種調査や委員等の推薦等の委託。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	プロダクティブ・エイジング推進事業	未来創造・若者課	シニア世代の豊富な経験と社会への貢献意欲を生かすための社会づくりに向け、高齢者の就業促進や地域課題の解決に向けた取組を実施する。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	地域とともにある学校づくり推進事業	教育総務課、教育指導課	それぞれの地域の教育力の活用による、特色ある学校づくり推進事業、学校支援地域本部事業を推進する。また、これまでに全小学校に展開してきた学校運営協議会は、全中学校に拡大していく。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	放課後子ども教室事業	教育総務課	放課後等に小学校の余裕教室を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会の創出を図るために放課後子ども教室を各小学校内に設置する。	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a2	地域見守りネットワーク・地域コミュニティの結束力の低下	○	子どもの居場所づくり事業、青少年関係団体支援事業等、地域において子どもたちを見守り・育成する事業を実施しています。また、プロダクティブ・エイジング推進事業等のように地域のシニアが元気に活動するための支援事業等も行っています。併せて、地域福祉計画を改定しより実効性のある地域の福祉活動が実施出来る体制を整備していきます。	地域共生社会推進事業	福祉政策課	各地区でのケアタウン推進事業、生活応援隊、担い手育成事業に対する負担金の交付	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a3	ケアの不足等による災害関連死の発生	×	災害時要支援者等に対するケアの不足等による災害関連死の防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a3	ケアの不足等による災害関連死の発生	×	災害時要支援者等に対するケアの不足等による災害関連死の防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a4	遺体の取り扱いに係る体制の整備不足	△	斎場や久野霊園を適切に管理運営するための事業を実施しています。今後は、小田原スポーツ会館等に遺体収容施設を開設するための必要な訓練等を実施していきます。	久野霊園管理運営事業	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>霊園内の園路や階段等の維持管理を行う。</li> <li>墓地使用者の使用手続きや納骨管理、管理料の徴収などを行う。</li> <li>路線バス運行（お盆・彼岸のみ）に対し、バス事業者へ補助金を交付する。</li> <li>令和5年度の供用開始に向け合葬式墓地の整備を進めており、区画墓地から合葬式墓地への改葬と、空き区画の市民への提供を行い「循環利用」に取り組む。</li> </ul>	
8-4-a	地域コミュニティの崩壊	8-4-a4	遺体の取り扱いに係る体制の整備不足	△	斎場や久野霊園を適切に管理運営するための事業を実施しています。今後は、小田原スポーツ会館等に遺体収容施設を開設するための必要な訓練等を実施していきます。	斎場管理運営事業	環境保護課	本市を含む周辺市町の2市5町（小田原市・南足柄市・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町）で「小田原市斎場事務広域化協議会」を組織し、令和2年7月に新斎場の供用を開始した。運営については平成28年6月から令和16年3月まで指定管理者としてSPC（特別目的会社）小田原斎場PFI株式会社が行う。	
8-4-b	地域の治安の悪化	8-4-b1	地域パトロールの不足	○	防犯パトロールや青少年の健全育成のための地域パトロール等を実施しています。	地域防犯力強化事業	地域安全課	小田原地方防犯協会や防犯指導員協議会小田原支部が行う防犯活動の支援を行うほか、自治会に対し、防犯カメラ設置費の一部を補助する。また、高齢者を対象に、迷惑電話防止機器を貸与する。	
8-4-b	地域の治安の悪化	8-4-b1	地域パトロールの不足	○	防犯パトロールや青少年の健全育成のための地域パトロール等を実施しています。	青少年関係団体支援事業	青少年課	子ども会活動を支援するため、市子ども会連絡協議会を通して単位子ども会に補助金を支出するほか、市子ども会連絡協議会が実施する次世代育成事業に対して運営費及び事業費を補助する。また、市が養成した青少年育成指導者を子ども会に派遣して、子ども会活動における保護者や役員の負担を軽減し、子ども会活動の活性化を図る。	
8-5 大量に発生する災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-5-a	災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の不足	8-5-a1	災害廃棄物処理体制の不足	△	地震災害時の災害廃棄物処理体制は構築されていますが、洪水災害時等の災害廃棄物処理体制については未整備であり、今後、検討していきます。				
8-5-a	災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の不足	8-5-a2	仮置場不足・指定遅れ、場内レイアウトの未設定における非効率	△	ごみの仮置場の指定・確保に関し、今後、検討・整備していきます。この際、仮置場場内のレイアウトについても検討し、効率的なごみの収集・集積を行っていきます。	街区公園等整備維持管理事業	みどり公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある約140か所の街区公園等について、遊具その他の施設の点検、修繕などの維持管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、順次、遊具更新を実施する。</li> <li>街路樹等については、高木の剪定や低木の刈込み等の維持管理を行う。</li> <li>公園が不足している地域については、地域住民の意向を確認しながら、新たな公園を整備していく。</li> <li>街区公園の維持管理については、引き続き管理する団体の増加に努めていく。</li> </ul>	
8-5-a	災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の不足	8-5-a3	広域連携体制の不足により、ゴミ収集・搬送、仮置場での人材・資機材の不足	×	ごみ収集・搬送、仮置場での人材・資機材を確保するための広域連携体制は、現在、確保されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-5-a	災害廃棄物（災害瓦礫、片付けごみ等）の処理体制の不足	8-5-a4	住民への広報不足による分別作業等の負担増	△	ごみ分別指導事業により、住民に対するごみ分別について啓発しています。今後は、これが徹底できる様、更に啓発していく必要があります。	ごみ分別指導事業	環境事業センター	一般廃棄物のより一層の減量化、資源化を図るため、分別の徹底、適正排出等の指導、啓発を行う。	
8-5-b	住居解体の遅れ	8-5-b1	住居解体に関する建設関係団体との協力・支援協定等の不足	×	住居解体に関する建設関係団体との協力・支援協定等の具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-6 新幹線等の基幹インフラの損壊により、復旧・復興が大幅に遅れる事態									
8-6-a	新幹線等鉄道交通網の損壊等による復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送の困難	8-6-a1	復旧のための人材・資機材の大幅な不足	×	復旧のための人材・資機材の大幅な不足回避のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-6-b	道路交通網の損壊等による復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送の困難	8-6-b1	地震・津波による海岸道路の大規模損壊	×	地震・津波による海岸道路の大規模損壊防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-6-b	道路交通網の損壊等による復旧・復興に必要な人・物の調達・輸送の困難	8-6-b2	地震・土砂災害・洪水による内陸道路の大規模損壊	×	地震・土砂災害・洪水による内陸道路の大規模損壊の防止のための具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
8-7 文化財・観光資源の被災、風評被害等による小田原のブランド力の低下、来街者の大幅な減少									



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	中心市街地商業振興事業	商業振興課	街かど博物館の魅力向上や情報発信に連携して取り組む街かど博物館館長連絡協議会に対し、活動費用の一部を助成する。なりわい交流館の管理・運営を行うとともに、公民連携により施設の機能と魅力を向上させるため、令和7年度から施設運営方法を民間貸付に移行することを計画しており、その前提として必要となる耐震改修工事を実施する。小田原箱根商工会議所及び小田原市商店街連合会と合同により、小田原駅周辺の商店街における流動客数の調査を行うとともに、商店会長への聞き取り調査を行う。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	歴史的建造物整備活用事業	文化政策課	購入した歴史的建造物に対し、耐震診断や耐震設計を行い、耐震等改修工事を実施する。民間提案制度を活用した定期建物等賃貸借契約を締結するほか、管理運営事業者を選定し、イベント等の開催も含めた日常的な管理運営業務委託を実施する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	歴史的建造物整備活用事業	文化政策課	購入した歴史的建造物に対し、耐震診断や耐震設計を行い、耐震等改修工事を実施する。民間提案制度を活用した定期建物等賃貸借契約を締結するほか、管理運営事業者を選定し、イベント等の開催も含めた日常的な管理運営業務委託を実施する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	史跡小田原城跡保存活用整備事業	文化財課	令和3年3月に策定した「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき、御用米曲輪や総構など史跡指定地の保存・活用と天守の木造化等を含めた小田原城に関する必要な調査・研究・整備を進め、なおいっそう史跡の基本情報を蓄積した上で事業を推進する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	史跡小田原城跡保存活用整備事業	文化財課	令和3年3月に策定した「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき、御用米曲輪や総構など史跡指定地の保存・活用と天守の木造化等を含めた小田原城に関する必要な調査・研究・整備を進め、なおいっそう史跡の基本情報を蓄積した上で事業を推進する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	史跡等用地取得事業	文化財課	『史跡小田原城跡保存活用計画』に基づき、史跡小田原城跡の保存を図るため、国庫補助事業を活用しつつ、優先順位を検討しながら史跡指定地の公有地化を順次進める。また、発掘調査等の必要な調査を行い、なおいっそう史跡やその周辺の遺跡等に関する基本情報を蓄積し、将来史跡に追加指定し公有地として守るべき土地を選定し、史跡小田原城跡のさらなる保存につとめる。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	史跡石垣山保全対策事業	文化財課	史跡石垣山のうち、石垣の落石が懸念される場所について、優先順位を付けつつ保全対策事業を実施するとともに、史跡指定地全体の測量を順次実施していく。また、史跡の追加指定を含めた適切な保存範囲を把握するため、発掘調査等の必要な調査を行って、なおいっそう史跡の基本情報を蓄積し、史跡石垣山保存活用計画策定のための準備とする。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	史跡江戸城石垣石丁場跡整備事業	文化財課	江戸城築城に使われた石垣を切り出した早川石丁場群については、平成27年度に「江戸城石垣石丁場跡」として史跡に指定された。史跡の保存活用を適切かつ確実に進めるため、基本方針等を示した史跡保存活用計画の策定を行う。また、その準備として、史跡の追加指定を含めた適切な保存範囲を把握するため、市内の石丁場跡の分布調査や発掘調査等の必要な調査を行い、なおいっそう史跡の基本情報を蓄積する。このほか、史跡の基本情報を示す説明板を設置するなど、適切に管理を行い、活用に資するものとする。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	博物館構想推進事業	生涯学習課	博物館基本構想に基づき博物館構想の推進を図る。老朽化の著しい郷土文化館に代わる新しい博物館施設については博物館基本計画の策定に向け用地等を検討する。また、郷土文化館施設の一時閉鎖の検討や郷土文化館の機能を代替するための、資料のデジタル化及びデジタル博物館の構築・公開を推進する。更に、博物館構想の周知のため市民向けの講演会及び地域資源を活用したアウトリーチ活動等を実施する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	歴史的風致維持向上計画推進事業	まちづくり交通課	小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくことを目的に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、令和2年度に国から認定された「小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に位置付けた事業を推進するとともに、国が定める進行管理・評価制度に基づく計画の進捗管理等を行う。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	歴史的建造物整備活用事業	文化政策課	購入した歴史的建造物に対し、耐震診断や耐震設計を行い、耐震等改修工事を実施する。民間提案制度を活用した定期建物等賃貸借契約を締結するほか、管理運営事業者を選定し、イベント等の開催も含めた日常的な管理運営業務委託を実施する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	尊徳資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	県指定文化財二宮尊徳関係資料を中心とした尊徳翁が遺した遺品や関係する当時の資料を収集保管、調査研究、展示公開を含めた教育普及事業を実施する。また、資料のデータを整備・収集して一般への公開を進める。更に、県指定文化財二宮尊徳生家を適切に管理する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	郷土文化館分館松永記念館資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	松永記念館において、近代小田原三茶人など郷土ゆかりの茶人や郷土ゆかりの美術品等の調査・収集・収蔵資料の保管・管理を行う。また、収蔵資料を活用した平常展や企画展を開催するほか、茶会や講座を開催する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	主に歴史・考古・民俗に関する郷土資料の収集保管、調査研究、展示活動を含む教育普及事業を実施。調査研究活動については市民と協働して推進する。教育普及事業については、講座の開催や研究報告書等の出版を行うほか、郷土文化館本館において収蔵資料を活用した平常展や企画展、特別展を開催する。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	広域連携推進事業	観光課	「西さがみ」や「富士箱根伊豆」といった地域の一体性や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとして設置された各協議会に参画し、共同でPR事業を実施。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	城址公園整備事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性を確保し快適性を高めるとともに、公園の修景を整えるため、電線地中化や塀の改良等の整備工事など行う。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	天守閣管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により天守閣や常盤木門を有料入館施設として公開し、管理運営するとともに、展示改修や特別展の開催などにより、施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-a	観光資源の耐震化不足	8-7-a1	文化財・観光資源の保護・保全体制の不足	○	小田原城や石垣山、南町、板橋界隈の歴史的建造物等を適切に維持管理し、回遊性のある文化観光都市づくりを推進しており、文化財の耐震化等、地震災害時の被害の軽減を図っています。	歴史見聞館管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により歴史見聞館を有料入館施設として公開し管理運営するとともに、展示改修などにより施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	尊徳資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	県指定文化財二宮尊徳関係資料を中心とした尊徳翁が遺した遺品や関係する当時の資料を収集保管、調査研究、展示公開を含めた教育普及事業を実施する。また、資料のデータを整備・収集して一般への公開を進める。更に、県指定文化財二宮尊徳生家を適切に管理する。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	郷土文化館本館資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	主に歴史・考古・民俗に関する郷土資料の収集保管、調査研究、展示活動を含む教育普及事業を実施。調査研究活動については市民と協働して推進する。教育普及事業については、講座の開催や研究報告書等の出版を行うほか、郷土文化館本館において収蔵資料を活用した平常展や企画展、特別展を開催する。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	まち歩き観光推進事業	観光課	市内の様々な観光資源を線をつなげ設定した全11種類のウォーキングコースの道標、休憩所、トイレ等の維持管理や整備、観光施設説明板や観光案内サインの維持管理、整備を行いつつ、アプリの配信やマップの製作・配布等を行うことで情報発信し、ウォーキングコース利用やまち歩きの快適性を高める。また、小田原駅を起点とした駅からガイド事業を行う。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	城址公園管理運営事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保を図るため、城址公園内の清掃や整備を行うとともに、園路や橋梁の修繕や二の丸観光案内所の耐震化のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行う。また、城址公園への誘客を図るため、あじさい花菖蒲まつりの支援を行うほか、園内をイベント会場として開放するなど、観光客だけでなく市民の交流や憩いの場としての活用も図るとともに、ホームページやSNSなどを利用したPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	城址公園植栽管理整備事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性の確保や公園の修景を整えるため、樹木の剪定や伐採、樹勢回復、桜の補植、緑化推進、除草などを行う。また、誘客資源となる花木などの植栽について、育成管理を行うとともに、ホームページやSNSなどによるPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	遊園地管理運営事業		小田原子ども遊園地を入園者が安全・快適に利用できるよう、遊具の安全点検や修繕などの維持管理を行うとともに、利用者の目線に立った運営を行う。また、遊園地だけでなく園内の他の施設への利用も含めホームページやSNSなどによるPRを行い、城址公園の来訪者数の増加に努める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	城址公園整備事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性を確保し快適性を高めるとともに、公園の修景を整えるため、電線地中化や塀の改良等の整備工事などを行う。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	史跡等管理活用事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保や歴史観光の資産として修景を整えるため、地域内の除草や樹木管理のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行うとともに、歴史・文化や自然などの魅力を十分に理解してもらうため、ホームページやSNSなどによるPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	観光PR事業	観光課	国内外を問わず広く本市の魅力やPRするために、観光パンフレット制作やライブカメラの配信を行う。外国人来訪者に対しては、民間等と連携したプロモーションを実施。また、デジタル観光券の発行やeスポーツ、ピーコンなどを活用したマーケティングデータの取得などデジタルと観光を合わせた誘客事業の展開や本市にゆかりのあるアニメなどのコンテンツも活用し誘客を推進。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	天守閣管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により天守閣や常盤木門を有料入館施設として公開し、管理運営するとともに、展示改修や特別展の開催などにより、施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	遺物保存管理事業	文化財課	発掘調査で出土し、整理作業が完了した資料（文化財）を収蔵施設で適切に保存・管理する。また、発掘調査成果を広く公開することを考慮すると、展示機能を有する施設が必要である。そのため、新たな収蔵施設及び展示施設の建設について検討する。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	歴史見聞館管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により歴史見聞館を有料入館施設として公開し管理運営するとともに、展示改修などにより施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	文化財保存修理等助成事業	文化財課	指定文化財等を適正に保存管理するため、所有者に対する管理奨励金や清掃謝礼等を交付するほか、保存修理が必要な場合には、その経費の一部を助成する。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	指定文化財等保存管理事業	文化財課	国指定史跡や市指定文化財等を適正に保存管理するため、見廻り監視や草刈り業務等を実施する。また、指定文化財案内看板や説明板の更新や修復を行う。改正文化財保護法の主旨に則り、本市の文化財保存活用の事業方針などを示した「文化財保存活用地域計画」の策定作業を進める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	文化財公開事業	文化財課	市内の発掘調査成果を発表する遺跡調査発表会や最新出土品展、また、遺跡講演会や現地を散策する遺跡見学会を実施する。遺物の再整理作業については、報告書刊行済の遺跡について未掲載遺物等の台帳整理や、写真の再撮影などにより、その遺跡の情報をより詳細にまとめ、公開・活用することに努める。所有者等の協力のもと、文化財建造物についての見学会や観覧会を開催するとともに、指定文化財等の一般公開を行う。なお、文化財資料をデジタルで保存、再整理するなど、デジタル映像で公開・活用していくための検討を進める。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	旧保健福祉事務所跡地活用事業	図書館	旧保健福祉事務所跡地の活用については、将来的な地域文化発信拠点施設整備を見据えながら西海子エリアのまちづくりの方向性や地域ニーズを踏まえ、令和4年度に必要な範囲内で多目的広場と臨時駐車場を整備する。なお、財源については、都市構造再編集中支援事業費補助金を活用する。また、小田原文学館の効果的な利活用策とあわせて地域文化発信拠点整備の方針を検討する。	
8-7-b	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	8-7-b1	文化財・観光資源の早期復旧体制の不足	○	平素から文化財や観光資源の適切な維持管理を実施しており、被災時の早期復旧を図っています。	特別展開催事業	生涯学習課	時宜にかなったテーマを設定し、収蔵資料はもとより、市内外からしかるべき資料を借用して特別展を開催する。そのほか、関連講座の開催、展覧会図録等の出版を行う。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復のや観光客の誘致を実施するための体制確立を図っています。	観光交流拠点運営事業	観光課	東西自由連絡通路（アークロード）内にある「小田原観光案内所」、JR早川駅前にある「早川臨時観光案内所」、三の丸地区にある「小田原市観光交流センター」を運営することで、周辺スポットの案内や体験の場を提供するなど本市の魅力伝え、観光客の回遊を促す。 また、「御幸の浜」「江之浦」の2つの海水浴場について、監視業務や清掃業務、必要設備の設置等の業務を行うとともに、御幸の浜海岸を活用した事業の検討を行う。	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復のや観光客の誘致を実施するための体制確立を図っています。	観光PR事業	観光課	国内外を問わず広く本市の魅力PRするために、観光パンフレット制作やライブカメラの配信を行う。外国人来訪者に対しては、民間等と連携したプロモーションを実施。 また、デジタル観光券の発行やeスポーツ、ピーコンなどを活用したマーケティングデータの取得などデジタルと観光を合わせた誘客事業の展開や本市にゆかりのあるアニメなどのコンテンツも活用し誘客を推進。	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復のや観光客の誘致を実施するための体制確立を図っています。	史跡等管理活用事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保や歴史観光の資産として修景を整えるため、地域内の除草や樹木管理のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行うとともに、歴史・文化や自然などの魅力を十分に理解してもらうため、ホームページやSNSなどによるPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復のや観光客の誘致を実施するための体制確立を図っています。	城址公園管理運営事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保を図るため、城址公園内の清掃や警備を行うとともに、園路や橋梁の修繕や二の丸観光案内所の耐震化のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行う。 また、城址公園への誘客を図るため、あじさい花菖蒲まつりの支援を行うほか、園内をイベント会場として開放するなど、観光客だけでなく市民の交流や憩いの場としての活用も図るとともに、ホームページやSNSなどを利用したPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復のや観光客の誘致を実施するための体制確立を図っています。	天守閣管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により天守閣や常盤木門を有料入館施設として公開し、管理運営するとともに、展示改修や特別展の開催などにより、施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-c	被災地としてのイメージの長期化	8-7-c1	都市イメージの回復に向けた災害からの復旧・復興状況の発信、観光客の誘致不足	○	平素から、観光客を誘致するための各種施策や観光資源を適切に維持管理するための施策を実施しており、被災後の都市イメージの早期回復のや観光客の誘致を実施するための体制確立を図っています。	歴史見聞館管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により歴史見聞館を有料入館施設として公開し管理運営するとともに、展示改修などにより施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	二次交通拡充事業	観光課	観光客の利便性や回遊性を高めるため、小田原駅前、小田原市観光交流センター、早川駅前にレンタサイクルの貸出所を運営するとともに、観光回遊バスを通年で土・日・祝日に運行する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	まち歩き観光推進事業	観光課	市内の様々な観光資源を線でつなげ設定した全11種類のウォーキングコースの道標、休憩所、トイレ等の維持管理や整備、観光施設説明板や観光案内サインの維持管理、整備を行いつつ、アプリの配信やマップの製作・配布等を行うことで情報発信し、ウォーキングコース利用やまち歩きの快適性を高める。また、小田原駅を起点とした駅からガイド事業を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	城址公園管理運営事業	小田原城総合管理事務所	来訪者の安全性、快適性の確保を図るため、城址公園内の清掃や警備を行うとともに、園路や橋梁の修繕や二の丸観光案内所の耐震化のほか、トイレなどの便益施設の維持管理を行う。 また、城址公園への誘客を図るため、あじさい花菖蒲まつりの支援を行うほか、園内をイベント会場として開放するなど、観光客だけでなく市民の交流や憩いの場としての活用も図るとともに、ホームページやSNSなどを利用したPRを行い、来訪者数の増加に努める。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	天守閣管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により天守閣や常盤木門を有料入館施設として公開し、管理運営するとともに、展示改修や特別展の開催などにより、施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	歴史見聞館管理運営事業	小田原城総合管理事務所	指定管理制度により歴史見聞館を有料入館施設として公開し管理運営するとともに、展示改修などにより施設の魅力を高めるほか、指定管理者と協力してホームページやテレビ・雑誌などでの発信による効果的なPRや、他の誘客事業との連携などを行い、入館者数の確保を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	地域産木材利用拡大事業	農政課	地域産木材を活用して小学校などの公共施設における内装木質化を行うとともに、消費者を対象とした森林見学等を実施し、地域産木材を使った家づくりの推進を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	農業交流推進事業	農政課	農業まつり負担金、都市農業交流推進事業、梅の里センター等管理運営事業、特定農地貸付用農地借上料	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	水産物消費拡大促進事業	水産海浜課	地場水産物の普及及び地産地消を推進するため、水産物に関する情報発信や魚食普及イベント開催する「小田原さかな普及の会」に補助を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	小田原みなとまつり開催事業	水産海浜課	小田原みなとまつりを開催	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	地域美化促進事業	環境保護課	きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推し進めるとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動の支援をし、美化促進の啓発をする。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	環境美化促進重点地区美化事業	環境保護課	きれいなまち「小田原」をつくるため、小田原駅周辺を指定した環境美化促進重点地区内における美化及び市民の意識の向上を図るため、環境美化促進重点地区内の清掃、喫煙場所の設置を実施することにより、重点地区内の美化を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	海岸美化推進事業	環境保護課	公益財団法人かながわ海岸美化財団へ負担金を支出し、海岸清掃及び、地域の海岸ボランティア等の活動を支援していく。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	職人育成研修等推進事業	文化政策課	市内に存在する公有・民有の歴史的建造物の修復実習を通じて職人を対象とした伝統工芸技術の維持・継承と、高校生を対象とした実践研修を行い、将来の職人育成を図る。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	文化振興推進事業	文化政策課	小田原市文化振興審議会を開催し、文化によるまちづくり条例に基づく基本計画の評価、進捗管理を行う。SNS発信の際にアドバイザーに助言を求め、市民に分かりやすい情報作成の一助とする。小田原の多彩な文化を紹介し小田原ならではの豊かな文化に触れることで、一人一人が文化の担い手となり、文化振興を推進するための文化情報誌を発行する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	郷土文化館分館松永記念館 資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	松永記念館において、近代小田原三茶人など郷土ゆかりの茶人や郷土ゆかりの美術品等の調査・収集・収蔵資料の保管・管理を行う。また、収蔵資料を活用した平常展や企画展を開催するほか、茶会や講座を開催する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	尊徳学習・顕彰事業	生涯学習課	二宮尊徳翁の思想や様々な事績を学ぶために、尊徳記念館内にボランティア解説員を配置し、展示観覧者や解説を希望する市民団体への派遣を行う。また、尊徳翁の偉業を顕彰する「尊徳祭」を開催する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	尊徳資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	県指定文化財二宮尊徳関係資料を中心とした尊徳翁が遺した遺品や関係する当時の資料を収集保管、調査研究、展示公開を含めた教育普及事業を実施する。また、資料のデータを整備・収集して一般への公開を進める。更に、県指定文化財二宮尊徳生家を適切に管理する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	郷土文化館分館松永記念館 資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	松永記念館において、近代小田原三茶人など郷土ゆかりの茶人や郷土ゆかりの美術品等の調査・収集・収蔵資料の保管・管理を行う。また、収蔵資料を活用した平常展や企画展を開催するほか、茶会や講座を開催する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	郷土文化館本館 資料収集・保管・活用事業	生涯学習課	主に歴史・考古・民俗に関する郷土資料の収集保管、調査研究、展示活動を含む教育普及事業を実施。調査研究活動については市民と協働して推進する。教育普及事業については、講座の開催や研究報告書の出版を行うほか、郷土文化館本館において収蔵資料を活用した平常展や企画展、特別展を開催する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	城下町おだわらツアーマーチ開催事業	スポーツ課	城下町おだわらツアーマーチを開催し、市民及び全国のウォーカーが、西さがみを舞台に、歩くことを通じて自然に親しみ、地域の観光スポットを知ってもらおうとともに交流を深めてもらう。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	小田原文学館管理運営事業	図書館	周辺に多くの文学遺跡類が散在する歴史的建造物旧田中光顕別邸を小田原文学館（本館・別館・尾崎一雄邸書齋）として活用し、貴重な文学資料を展覧するとともに、文学愛好者や関係団体・まちづくり団体との公民連携による各種講演・講座、地元出身・ゆかりの作家の顕彰事業等を実施する。また小田原文学館の施設、白秋童謡の散歩道の維持管理等を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	地域スポーツ活性化事業	スポーツ課	国のスポーツ基本計画を踏まえ、スポーツ実施率が低い各層に対してアプローチする各事業を実施する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	競輪場施設整備・改修事業	事業課	小田原競輪場での競輪開催の円滑な実施及び施設の延命化のため、小田原競輪場内の建物・競走路等について、経年劣化に応じた適切な整備・改修を実施する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	移住定住促進事業	企画政策課	ブランディングや移住PRの戦略などに基づき、小田原暮らしの魅力発信する移住プロモーションを展開するとともに、定住や関係人口の創出につながる取組の調整、推進を図る。また、PR媒体の制作や活用、SNSやサウンドメディア、マスメディア、情報誌などを通じて、小田原の地域資源の魅力を市内外に発信する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	ふるさと大使事業	広報広聴室	各分野で活躍する11人の小田原ふるさと大使に、市のイベントへの参加や広報紙への寄稿や、様々な機関を通じた、市内外への本市の魅力発信を依頼する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	ふるさと応援寄附金事業	企画政策課	地方税法の規定に基づき、返礼品の追加・調達・配送、令状等の送付、ポータルサイトの活用、広告宣伝、寄附金の採納など、本市のふるさと応援寄附金（ふるさと納税）制度の運用を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	市民文化活動支援事業	文化政策課	ミュージックストリートの開催やストリートピアノを設置し、街なかで市民が気軽に音楽に触れる環境を整える。市展覧を小田原三の丸ホールで開催し、鑑賞者の利便性の向上や市民の美術作品の制作意欲を高め文化振興を図る。（仮）市民文化プログラム助成金を創設し公益性の高い企画を支援する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	文化活動担い手育成事業	文化政策課	芸術家を小学校、中学校等へ派遣し、鑑賞や体験を行うアウトリーチ事業の実施。小田原三の丸ホールで小学生を対象とした鑑賞事業を開催する。庁舎内の空きスペースに倉庫等に保管してある美術品を中心に展示し、本市所蔵の美術品の鑑賞の機会を増やすとともに広報誌などで展示作品の紹介を行う。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	観光協会支援事業	観光課	観光イベント等の効果的な実施とサービスの向上を図るため、観光協会の活動を支援し、イベント等の企画・運営について助言、協力をしていく。さらに、観光協会の自主財源の確保や、地域DMO、DMC組織である株式会社小田原ツーリズムを含めて今後の組織のあり方についても支援・助言していく。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	広域連携推進事業	観光課	「西さがみ」や「富士箱根伊豆」といった地域の一体性や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとして設置された各協議会に参画し、共同でPR事業を実施。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	魚ブランド化促進事業	水産海浜課	小田原の魚の認知度向上と消費拡大の目的を達成するために、SNS等を利用した広報を推進するとともに、小田原の水産業振興に寄与するためのイベントの開催や、食材の持つ価値を高めた新商品の開発及び「美食のまち」の取組を推進する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	地場産業PR支援事業	産業政策課	小田原城名物市や梅まつり菓子展示会の開催、首都圏への出店、小田原セレクション選定商品のPRなどを通じて、本市が誇る伝統的技術から生み出される名産品・特産品を発信し、小田原ブランドの確立と交流人口・消費の拡大を目指します。また、地場産業関係団体が行う地域産業振興事業に対して助成します。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	地場産業PR支援事業	産業政策課	小田原城名物市や梅まつり菓子展示会の開催、首都圏への出店、小田原セレクション選定商品のPRなどを通じて、本市が誇る伝統的技術から生み出される名産品・特産品を発信し、小田原ブランドの確立と交流人口・消費の拡大を目指します。また、地場産業関係団体が行う地域産業振興事業に対して助成します。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	農産物産地化事業	農政課	内部事務（農業総務費）、野菜価格安定事業費補助金、高付加価値化対応野菜産地事業費補助金、農業振興資金融資利子補給金、小田原農産物ブランド向上事業、環境保型農業直接支払交付金、農産物産地地消促進事業、耕畜連携型農業支援事業（市畜産会事業費補助金・乳牛預託奨励事業費補助金・畜産振興事業）、湘南ゴールド振興協議会負担金、農産物商品開発事業	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	中心市街地商業振興事業	商業振興課	街かど博物館の魅力向上や情報発信に連携して取り組む街かど博物館館長連絡協議会に対し、活動費用の一部を助成する。なりの交流館の管理・運営を行うとともに、公民連携により施設の機能と魅力を向上させるため、令和7年度から施設運営方法を民間貸付に移行することを計画しており、その前提として必要となる耐震改修工事を実施する。小田原箱根商工会議所及び小田原市商店街連合会と合同により、小田原駅周辺の商店街における流動客数の調査を行うとともに、商店会長への聞き取り調査を行う。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	地場産業PR支援事業	産業政策課	小田原城名物市や梅まつり菓子展示会の開催、首都圏への出店、小田原セレクション選定商品のPRなどを通じて、本市が誇る伝統的技術から生み出される名産品・特産品を発信し、小田原ブランドの確立と交流人口・消費の拡大を目指します。また、地場産業関係団体が行う地域産業振興事業に対して助成します。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	新しい働き方に対応した企業誘致推進事業	産業政策課	・ビジネスプロモーション拠点の運営を行い、そこで市の魅力を発信するイベントや市内事業者とのマッチングイベント、市内進出予定企業との商談を行っていく。 ・地域課題を解決する企業のサテライトオフィスを誘致していく。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	新しい働き方拠点事業	産業政策課	本市に関心を寄せる企業・個人の不安を解消する「コンシェルジュ機能」や「お試し」として利用できる機能等を備えた、本市における多様な働き方を体感できる「働き方の見本市」となる拠点「ワークプレイスマーケット」を整備する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	多様な担い手支援事業	農政課	新規就農者支援事業費補助金、新規就農者就学支援事業費補助金、定年帰農者農業支援事業奨励金、農業次世代人材投資事業費交付金、農業次世代人材投資事業謝礼金	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	美食のまち推進事業	観光課	関係団体等との事業戦略会議、商品開発・改良、地域内外キャンペーン（B to B、B to Cマッチング）、成果発表会、美食の祭典等の実施、PR、webによる発信を繰り返し、地域の機運醸成を高め、美食のまち事業を持続可能に推進する体制を構築する。	
8-7-d	小田原市のブランド力の不足	8-7-d1	平時におけるブランド力の向上不足	○	農業、水産業、林業に係る各種小田原ブランドの向上施策や尊徳翁や小田原ゆかりの文学者・文化人を顕彰する施策等を実施するとともに各種文化活動・スポーツ活動を活性化させ、小田原に人を呼び込み市全体としての魅力やブランド力を向上させるための全方位の事業を展開しています。	イノベーション推進事業	未来創造・若者課	おだわらイノベーションラボの運営、民間提案制度の運営、包括連携協定の推進、地域大学連携事業	
9 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できる環境を整備する									
9-1 市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態									
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a1	防災教育の不足	△	市民の防災意識を向上させ災害時の人命救助に寄与するための救命講習等を実施しています。併せて、自治会等からの要望に基づき防災教室や出前講座を実施していますが、今後、更にこれらの施策を充実・強化していく必要があります。	市民応急救護力推進事業	救急課	普及啓発活動（救命講習等）やイベント等を活用して救急車の適正利用についてのリーフレット等を配布するほか、市民に対し救命講習等を行うことで応急手当の知識・技術を広く普及する。	
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a2	救助・救出方法の理解不足	△	主としていっせい総合防災訓練の場を捉えて、市民に対する救助・救出方法の訓練を実施しています。また、住民等の要望に基づく訓練の実施や出前講座の実施しています。				
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a3	防災訓練・消火訓練への未参加等による防災意識の低下	×	防災訓練・消火訓練未参加者に対するフォローアップや更なる参加啓発のための広報等の具体的な施策は、現在、計画されておらず、今後、検討していく必要があります。				
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a4	地域コミュニティ内での共助意識の不足	△	市民と市長の懇談会や男女共同参画推進事業、広報委員事業、防災教室や出前講座等を通じ、災害時の共助の重要性について、普及・啓発を図っています。今後は、更なる共助意識の啓発について推進していく必要があります。	広報委員事業	広報広聴室	毎月1回広報委員長会議を開催し、市からの広報事項を伝えるとともに、各地区の要望事項や意見、提案などをとりまとめ市に提言していただき、市政に反映していく。また、広報委員を通じたアンケートを実施し、市民意見の聴取を図る。	
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a4	地域コミュニティ内での共助意識の不足	△	市民と市長の懇談会や男女共同参画推進事業、広報委員事業、防災教室や出前講座等を通じ、災害時の共助の重要性について、普及・啓発を図っています。今後は、更なる共助意識の啓発について推進していく必要があります。	市民と市長の懇談会事業	広報広聴室	一般市民を対象に特定のテーマを設定して行う「テーマ設定型」や市民等が構成する団体等との「対象者（団体）設定型」の懇談会を開催し、市民と市長が市政等について直接対話する。	
9-1-a	市民防災意識・共助に対する理解の不足	9-1-a4	地域コミュニティ内での共助意識の不足	△	市民と市長の懇談会や男女共同参画推進事業、広報委員事業、防災教室や出前講座等を通じ、災害時の共助の重要性について、普及・啓発を図っています。今後は、更なる共助意識の啓発について推進していく必要があります。	男女共同参画推進事業	人権・男女共同参画課	国連が提唱するSDGsの一つとしてジェンダー平等と女性のエンパワーメントが前提項目として位置づけられており、男女平等・共同参画の意識を形成するための啓発活動として、各種講座や情報提供を実施する。また、男女共同参画推進サポーターとの協働連携、サポーターの人材育成等を実施する。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-1-b	共助に関する事業所・企業における防災体制の構築不足	9-1-b1	事業所・企業における防災組織・機能の不足	×	事業所・企業における防災組織・機能の確立は、現在、それぞれの事業所・企業の計画に委ねられている状態であり、市の統一的な施策は実施されておらず、今後、検討していく必要があります。				
9-1-c	平時の地域コミュニティ形成の不足	9-1-c1	平時の地域コミュニティ形成の不足	○	平時の地域コミュニティの形成を支援するため、学校施設や地区公民館、集会所等を適切に管理運営し、市民活動の活性化に寄与しています。	公衆浴場補助事業	環境保護課	小田原公衆浴場組合等へ、公衆浴場利用促進及び施設整備事業として、補助金を交付する。	
9-1-c	平時の地域コミュニティ形成の不足	9-1-c1	平時の地域コミュニティ形成の不足	○	平時の地域コミュニティの形成を支援するため、学校施設や地区公民館、集会所等を適切に管理運営し、市民活動の活性化に寄与しています。	地区公民館支援事業	生涯学習課	地区公民館における生涯学習活動を支援するとともに、公民館の老朽化に伴う新築、建替え、改修、修繕などの工事費に対する補助を行う。また、地区公民館を活動の場としている文化・学習サークルの日頃の成果の発表と交流、相互理解の場として、地区公民館いきいきフェスタを開催する。	
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d1	自主防災組織形成への支援不足	△	自主防災組織の育成費補助、広域避難所の運営支援、防災教室や防災リーダー研修会の開催等を実施し、自主防災組織の活性化に寄与しています。今後、更なる活性化策について検討していく必要があります。	自主防災組織等活動支援事業	防災対策課	地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、防災資機材の整備や貸し出し、防災訓練の実施など、地域による共助を高めることを目的としている。	
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d2	自主防災組織の不足	○	小田原市においては251の単位自治会すべてに自主防災組織が確立されており、それぞれの事情や特性に応じた活動を実施しています。				
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d3	自主防災組織の人材不足	×					
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d4	自主防災組織を含む災害時訓練の不足	△	自主防災組織における防災訓練等はそれぞれの自主防災組織で計画・実施していますが、その取り組みの状況は自治会毎にかなりの差がある現状です。今後は、市内全自主防災組織の防災力の均一な底上げのための施策について検討していく必要があります。				
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d5	自主防災組織活動における資機材の不足	△	自主防災組織活動に必要な資機材の整備については、毎年継続的に補助しており、必要資器材の充実に努めています。				
9-1-d	災害に備える地域コミュニティ形成の不足	9-1-d6	自主防災組織の実効性の不足	△	自主防災組織の実効性を確保するため、住民防災訓練を支援する事業を実施していますが、人材育成や資機材整備、訓練等のあらゆる分野で更なる具体策を検討・推進していく必要があります。	住民防災訓練事業	防災対策課	自主防災組織と、他の地域団体や地域内の事業所、学校、ボランティア等とが協力し、市や関係機関と連携して行う総合防災訓練を実施し、地域の総合的な防災力の向上を進める。災害発生時に各地域の住民が相互に協力し、自らの手により適切な対応がとれるように、地域ごとに実施される防災訓練を支援する。防災力向上のためには、自助・共助・公助の連携協力により、相乗的に効果をあげることができる。総合防災訓練では、この点を重視して実施し、市の防災をさらに向上させることを目的とする。	
9-2 要配慮者（配慮を要する高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、LGBTQ等）への地域の支援が不足し、命を救えない事態									
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a1	災害時避難行動要支援者名簿等の整備不足	△	災害時避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けなどは既に実施済みです。今後はその活用の具体策について検討し、訓練等を通じてその実効性を高めていく必要があります。	民生委員児童委員事業	福祉政策課	小田原市民生委員児童委員協議会の事務局、民生委員活動のサポート、民生委員推薦会の開催、民生委員児童委員協議会への補助金交付。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a1	災害時避難行動要支援者名簿等の整備不足	△	災害時避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けなどは既に実施済みです。今後はその活用の具体策について検討し、訓練等を通じてその実効性を高めていく必要があります。	要介護認定事業	高齢介護課	要介護等認定申請が提出された被保険者に対し、調査員による訪問調査を行い、併せて主治医が作成した意見書を入手する。それらを基に介護認定審査会を開催し、要介護度を認定したのち、認定結果を被保険者に通知する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a1	災害時避難行動要支援者名簿等の整備不足	△	災害時避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けなどは既に実施済みです。今後はその活用の具体策について検討し、訓練等を通じてその実効性を高めていく必要があります。	認知症等高齢者SOSネットワーク事業	高齢介護課	市ウェブサイトや地域包括支援センターの協力によって周知を勧めるとともに、認知症関連イベントや講座などを活用し、制度の周知を図る。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a1	災害時避難行動要支援者名簿等の整備不足	△	災害時避難行動要支援者名簿の整備及びその活用に関する同意の取り付けなどは既に実施済みです。今後はその活用の具体策について検討し、訓練等を通じてその実効性を高めていく必要があります。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	生きがいふれあいフェスティバル開催事業	福祉政策課、健康づくり課	生きがいふれあいフェスティバルの開催（シルバー作品展、ステージ発表、三世代交流事業、介護予防講演会等）	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	成年後見制度利用支援事業	福祉政策課	成年後見制度の利用促進に係る中核となる窓口（機関）を設置し、制度の普及啓発、利用相談、市民後見人の養成、地域連携ネットワークの構築等を推進する。また、成年後見制度の利用促進に向けた市の取組状況を調査審議する審議会を設置する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	高齢者成年後見制度利用支援事業	高齢介護課	判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う。低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	障がい者成年後見制度利用支援事業	障がい福祉課	判断能力が十分でない障がい者に代わって市長が家庭裁判所に成年後見の申し立てを行う。低所得者に対しては、審判請求にかかる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	高齢者筋力向上トレーニング事業	健康づくり課	いそぎ・小田原アリーナ、プールの基幹型高齢者筋力向上トレーニング教室の開催と地域で自主的に行っている地域型筋トレグループの支援を行っている。	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	高齢者栄養改善事業	健康づくり課	高齢者の低栄養状態の予防・改善を目的に、栄養に関する講話と調理実習を組み合わせた教室を開催し、介護予防に関する知識を習得できるように支援する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	認知症予防事業	健康づくり課	認知症の予防を図るため、脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	高齢者体操教室開催事業	健康づくり課	市内4会場、体操教室の実施。1コース4か月、年2回。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	認知症初期集中支援事業	高齢介護課	支援対象者への家庭訪問を実施し、専門医に報告。初期集中支援チーム会議にて支援方針を決定することにより、早期診断、早期対応ができるよう支援体制を構築する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢介護課	地域包括支援センターにおいて、高齢者本人または養護者からの高齢者虐待防止、養護者の負担軽減のための相談を受け、指導・助言を行う。市は、高齢者虐待防止ネットワーク会議、関係者の研修会を開催するとともに、一般向けの啓発活動を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	食の自立支援事業	高齢介護課	ひとり暮らし又は高齢者世帯に属している在宅の高齢者に、定期的に配食サービスを提供することにより、栄養改善や安否確認を行い食の自立を支援する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	健康相談事業	健康づくり課	心身の健康に関する個別の相談に対応し、生活習慣の改善などに必要な助言や指導を行う。定期的な相談対応のほか、地域の公共施設に向いての相談や電話による随時相談を実施する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	健康おだわら普及員事業	健康づくり課	連自治会単位の各地域で健康づくり事業を実施するために、健康おだわら普及員連絡会へ助成を行う。また、健康おだわら普及員の育成のため、テーマを決めて、定例会（研修会）を開催し、健康に関する知識の普及啓発を図る。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	現在活動している14地区・15か所への支援を継続する。令和4年度は、新たに活動開始を予定している4か所について支援を行う。（運営団体への補助は令和4年度を初年度とし、補助期間を3年間とする。）	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	訪問指導事業	健康づくり課	心身の状況や生活している環境に照らして保健師等が訪問し、家庭における生活習慣病の悪化を予防するための助言や指導、関係する制度の活用、介護家族の健康管理など、本人や家族に行い介護予防と健康の保持増進を図る。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	認知症地域支援推進事業	高齢介護課	高齢者の生活状況に関する実態を把握する。認知症に関する知識の普及啓発を行う。認知症の人とその家族を支援するための相談業務や家族会の運営を行い、認知症初期集中支援事業との連携を図る等により適切な支援を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	地域包括支援センター運営事業	高齢介護課	高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。また、地域包括支援センターの存在や役割を周知し、地域の団体が行う活動等との連携や高齢者世帯へのアウトリーチを進め、複合的な課題の解決に向けた地域のネットワークを構築する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	介護予防普及啓発事業	健康づくり課	おだわら総合医療福祉会館の4階に、介護予防対策室を運営し、地域の高齢者が憩い、談話や囲碁将棋、カラオケなどを行えるスペースとして開放し、高齢者の閉じこもり防止を図る。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	いきいき健康事業	健康づくり課	小田原市社会福祉協議会に委託し、26地区社会福祉協議会単位に、1地区につき概ね1回以上、転倒防止、閉じこもり予防、高齢者体操、ウォーキング、栄養改善、健康講話等の内容の教室を開催する。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標							
リスクシナリオ							
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等	
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	事業内容
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	地域介護予防活動支援事業	健康づくり課 地域介護予防活動支援講座、介護予防サポーター養成講座の開催
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	ふれあい担い手発掘事業	健康づくり課 主に活動地域住民で構成され、地域の高齢者に対して活動する団体「ふれあい担い手」を選定し、その団体尾が行う介護予防・閉じこもり防止に係る事業に使用する備品等の購入費に対して補助する。(補助上限額1団体につき40,000円) サロン等(自宅を会場とする場合)の普及を図るため、トイレの様式化やバリアフリーに関する経費についても補助する。(補助上限額1団体につき180,000円)
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	地域リハビリテーション活動支援事業	健康づくり課 介護事業所に対するリハビリテーションに関する研修会の開催、介護事業所、住民主体の通いの場、地縁組織等に対するリハビリテーションの専門的見地からの支援について、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者に委託し実施する。
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	生活支援体制整備事業	高齢介護課 高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス(介護保険サービスに限定されない社会資源)を把握・発掘・開発し、支援体制を整備するほか、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施する。 市及び関係機関の情報を一元化し、効率的な情報収集・共有を行うことで、住民サービスの向上につなげるよう、関係者の報告の簡略化と成果の可視化するためのツールを構築する。
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	市社会福祉協議会補助事業	福祉政策課 市社会福祉協議会への補助(運営費及び事業費)
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a2	平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の低下・不足	○	高齢者や災害時要支援者に対する見守りや避難支援につながる様々な事業を展開し、平時の地域見守りネットワーク、地域コミュニティの結束力の強化に努めています。	重層的支援体制整備事業	福祉政策課 属性を超えた相談支援が必要とされる場合、構築した多機関協働の枠組みで多方面から支援を行う。
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a3	自主防災組織等の組織体制の不足	○	小田原市においては250の単位自治会すべてに自主防災組織が確立されており、それぞれの事情や特性に応じた活動を実施しています。地域コミュニティ推進事業はその組織体制の強化に寄与しています。今後、更なる活性化策について検討していく必要があります。	地域コミュニティ推進事業	地域政策課 社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、各地区において地域の力で、安心して生活できる地域社会が醸成できることを目的とする。地域が主体となり、各種地域活動に取り組みよう地域コミュニティ組織の運営に対する事務的、人的、経済的支援を行う。さらに、地域内の様々な活動間の連携を進めるとともに、地域活動の担い手の確保や地域課題を解決していく仕組みを構築できるよう、庁内連携を図りながら各地域の実情に応じ、地域コミュニティ組織の円滑な運営を支援する。
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a3	自主防災組織等の組織体制の不足	○	小田原市においては250の単位自治会すべてに自主防災組織が確立されており、それぞれの事情や特性に応じた活動を実施しています。地域コミュニティ推進事業はその組織体制の強化に寄与しています。今後、更なる活性化策について検討していく必要があります。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課 避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a4	災害時要支援者に関する防災教育の不足	△	災害時要支援者を対象とした防災教育や災害時要支援者に対する支援の在り方等に関する防災教育はまだ不十分な状態であり、今後、その推進について検討していく必要があります。		
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a4	災害時要支援者に関する防災教育の不足	△	災害時要支援者を対象とした防災教育や災害時要支援者に対する支援の在り方等に関する防災教育はまだ不十分な状態であり、今後、その推進について検討していく必要があります。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課 避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a5	高齢者等の住宅の家具の固定促進の不足	×	高齢者等の住宅の家具の固定は、その実情の把握を含め、まだまだ不十分な状態であり、今後、その推進について検討していく必要があります。		
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めています。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要があります。	独居老人等緊急通報システム事業	高齢介護課 要介護認定において要介護3以上の認定を受けた方で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯の方からの要望に応じ、緊急通報システムを設置する。
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めています。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要があります。	コミュニケーション支援事業	障がい福祉課 聴覚障がい者、音声言語機能に障がいのある方を対象に意思疎通の支援を行う。 また、支援する手話通訳者・要約筆記者を養成する。
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めています。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要があります。	情報バリアフリー事業	障がい福祉課 重度の視覚障害のため文字による情報入手が困難な方に、点訳、音訳等の方法で、地域生活をするうえでの必要度の高い情報を提供する。
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めています。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要があります。	情報通信施設整備事業	情報司令課 インターネット、Eメール及びFAXによる災害通報の受信
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a6	災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の不足	△	独居老人等に対し緊急通報システムを整備し、災害時要支援者に向けた多様な情報伝達手段の向上に努めるとともに、聴覚障がい者や音声言語機能障がい者に対するコミュニケーション支援事業や、情報バリアフリー事業による障がい者に対する適切な情報提供に努めています。今後、IT技術の進展による多様な情報提供手段についてさらに検討していく必要があります。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課 避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a7	避難経路等のバリアフリー化の不足	×	避難場所となっている各小学校等を含め、避難経路等のバリアフリー化はまだまだ不十分な状態であり、今後、その推進について検討していく必要があります。				
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a8	福祉避難所、補助器具、車等の準備不足	△	地震時の福祉避難所のみならず、バリアフリー型風水害避難場所を開設・運営します。また、避難所や避難場所における補助具の整備や要支援者の輸送に関する介護保険事業所等との連携について検討していきます。	障がい者生活支援事業	障がい福祉課	障がい者の日常生活及び社会生活の質の向上を図るため、重度障がい者住宅設備改良費助成事業、移動支援事業、日中一時支援事業、重度障がい者訪問入浴サービス事業、日常生活用具費給付事業、軽度・中等度難聴児補聴器支給事業の各事業を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a8	福祉避難所、補助器具、車等の準備不足	△	地震時の福祉避難所のみならず、バリアフリー型風水害避難場所を開設・運営します。また、避難所や避難場所における補助具の整備や要支援者の輸送に関する介護保険事業所等との連携について検討していきます。	障がい者福祉施設等運営支援事業	障がい福祉課	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせることができる社会とするため、地域活動支援センターや、支援困難者を受け入れる体制を整える事業所に対して、運営費補助金を交付する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a8	福祉避難所、補助器具、車等の準備不足	△	地震時の福祉避難所のみならず、バリアフリー型風水害避難場所を開設・運営します。また、避難所や避難場所における補助具の整備や要支援者の輸送に関する介護保険事業所等との連携について検討していきます。	介護保険施設等整備費補助事業	高齢介護課	令和4年度または令和5年度中に整備予定の介護医療院1箇所（50床）、認知症高齢者グループホーム18床、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護1箇所について、令和3年度または令和4年度中に選定された介護施設等整備事業者に対し補助金を支出する。また、移設を予定している既存の地域包括支援センター1箇所に対しても補助金を支出する。また、緊急受入れに関する基本協定締結法人への災害備蓄用資機材等整備費の補助制度について検討する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a9	保健福祉関係者に対する防災教育・研修の不足	△	難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成、認知症サポーターの養成やケアマネジャーの技術向上のための事業を通じて、保健福祉関係者に対する防災に関する知識・技術の普及啓発を図っています。	地域医療連携推進事業	健康づくり課	難治性疾患対策等（肝疾患、腎疾患及び糖尿病の疾病等を重点）を実施する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a9	保健福祉関係者に対する防災教育・研修の不足	△	難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成、認知症サポーターの養成やケアマネジャーの技術向上のための事業を通じて、保健福祉関係者に対する防災に関する知識・技術の普及啓発を図っています。	認知症サポーター養成事業	高齢介護課	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を修了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a9	保健福祉関係者に対する防災教育・研修の不足	△	難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成、認知症サポーターの養成やケアマネジャーの技術向上のための事業を通じて、保健福祉関係者に対する防災に関する知識・技術の普及啓発を図っています。	ケアマネジメント技術向上支援事業	高齢介護課	居宅事業所及び包括支援センターのケアマネジャーからケアプランを提出してもらい、内容を点検し、個別に助言を行う。また、年3回専門知識の習得に向けた研修を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	公立幼稚園教育推進事業	教育総務課	橋地域認定こども園開設までの間、前羽、下中の両園の合同事業により、集団規模の確保を図る。園務システムにより保育の様子（園児の育ち）にかかる情報発信を強化し、保護者理解の向上を図る。特別な支援を要する園児は今後増加が見込まれることから、介助教諭等を適正に配置し園児の育ちを支えていく。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	介護サービス事業所指定等事業	高齢介護課	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	介護サービス事業者支援事業	高齢介護課	介護サービスの質の向上・確保を図るため、市内の全ての介護保険事業所を対象として事業者連絡会議を開催し、介護保険制度の内容やサービス提供時の留意事項等について情報提供等を行う。また、介護サービスを担う人材の確保及び育成に係る支援を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	障がい福祉関係諸計画推進事業	障がい福祉課	医療・福祉・学識経験者等、各分野の専門的知見を有する者から構成される、「おだわら障がい者基本計画策定検討委員会」を設置・開催し、令和5年度から令和10年度までの6カ年計画となる、当該計画を策定する。また、地域障害者自立支援協議会で、現行の「おだわら障がい者基本計画」等、市町村計画の進捗管理を行う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	通所型サービス事業	高齢介護課	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	介護予防ケアマネジメント事業	高齢介護課	要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、かかる費用について支払う。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	高齢者福祉介護計画推進事業	高齢介護課	有識者等による委員会を設置・運営し、おだわら高齢者福祉介護計画の推進に係る意見の聴取を行うとともに、定期的な実態調査を踏まえて、次期計画の策定検討を行う。また、地域包括支援センターの運営等について意見を聴取する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	地域ケア会議開催事業	高齢介護課	地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携できる環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するため、地域包括支援センターが主体となり、個別ケア会議と圏域ケア会議を開催する。また、市は、介護予防・重度化防止の視点から多職種でケアプランを検討する「自立支援ケア会議」、及び、各圏域ケア会議での課題を集約する「おだわら地域包括ケア推進会議」を開催する。	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。	在宅医療・介護連携事業	高齢介護課	多職種協働研修を通して顔の見える関係づくりを構築するとともに、各専門職の役割の理解及び共有を図る。また、医療・介護の専門職と行政による検討会を開催し、医療・介護に係るデータ等を基に在宅医療・介護連携について協議を行う。研究会の委託（3師会）や地域医療連携を図る医師会及び歯科医師会に対し、補助を行う。市民に対しては、終活講座を開催し、医師等が講師となり、在宅での看取り事例の紹介や、元気なうちから本人と関係者が話し合うことの大切さなどを伝える。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価			事業概要等		
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-2-a	災害時要支援者への救急・救助活動の不足	9-2-a10	病院・福祉施設間の連携対策・協定等の体制不足	△	病院・福祉施設間の連携体制を確立するための各種事業を実施しています。今後は、更なる連携強化に努めるとともに、必要な協定等の締結について検討していきます。				
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b1	福祉避難所の確保不足	△	地震時の福祉避難所となり得る障がい者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業を実施しています。また、風水害時の福祉避難場所（仮称）の開設・運営要領について検討中です。	障がい者福祉施設等運営支援事業	障がい福祉課	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせることができる社会とするため、地域活動支援センターや、支援困難者を受け入れる体制を整える事業所に対して、運営費補助金を交付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b1	福祉避難所の確保不足	△	地震時の福祉避難所となり得る障がい者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業を実施しています。また、風水害時の福祉避難場所（仮称）の開設・運営要領について検討中です。	障がい者福祉施設・設備整備費補助事業	障がい福祉課	・障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、備品等購入にかかる費用を助成する。 ・「災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定」を締結した法人に対し、防災資機材等の購入費の補助を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b2	福祉避難所の災害時受入れ環境の整備不足	△	地震時の福祉避難所となり得る障がい者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業、介護保険施設等整備非補助事業を実施しています。	障がい者福祉施設等運営支援事業	障がい福祉課	障がい者の日中活動、社会参加の場を確保し、障がい者が地域で生きがいを持って安心して暮らせることができる社会とするため、地域活動支援センターや、支援困難者を受け入れる体制を整える事業所に対して、運営費補助金を交付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b2	福祉避難所の災害時受入れ環境の整備不足	△	地震時の福祉避難所となり得る障がい者福祉施設の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業、介護保険施設等整備非補助事業を実施しています。	障がい者福祉施設・設備整備費補助事業	障がい福祉課	・障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、備品等購入にかかる費用を助成する。 ・「災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定」を締結した法人に対し、防災資機材等の購入費の補助を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b2	福祉避難所の災害時受入れ環境の整備不足	△	地震時の福祉避難所となり得る介護保険施設等の運営支援を行う事業や施設・設備に対する補助事業、介護保険施設等整備非補助事業を実施しています。	介護保険施設等整備費補助事業	高齢介護課	令和4年度中に整備予定の介護医療院1箇所（50床）、認知症高齢者グループホーム18床、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護1箇所について、令和3年度中に選定された介護施設等整備事業者に対し補助金を支出する。また、移設を予定している既存の地域包括支援センター2箇所に対しても補助金を支出する。また、緊急受入れに関する基本協定締結法人に対し、災害備蓄用資機材等の整備費の一部を補助する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	公立幼稚園教育推進事業	教育総務課	橘地域認定こども園開設までの間、前羽、下中の両園の合同事業により、集団規模の確保を図る。園務システムにより保育の様子（園児の育ち）にかかる情報発信を強化し、保護者理解の向上を図る。特別な支援を要する園児は今後増加が見込まれることから、介助教諭等を適正に配置し園児の育ちを支えていく。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	訪問指導事業	健康づくり課	心身の状況や生活している環境に照らして保健師等が訪問し、家庭における生活習慣病の悪化を予防するための助言や指導、関係する制度の活用、介護家族の健康管理など、本人や家族に行い介護予防と健康の保持増進を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	ウォーキング啓発事業	スポーツ課	日常生活にウォーキングを定着させるため、コース設定等を行うウォーキング啓発事業を実施する。また、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	総合型地域スポーツクラブ推進事業	スポーツ課	地域のだれもがいつまでも活動できるよう、また、多種目のスポーツを楽しむことができるよう、市民が身近なところで気軽に運動ができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブから地区に対して臨時講師を派遣する等の「地域単位でのスポーツ振興」のための仕組みを整えていく。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b3	災害時要支援者への健康管理対策の不足	△	平素から災害時要支援者の健康管理を実施する体制を確立するための事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種の高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	生活保護事業	生活保護課	生活保護法に基づく保護の実施	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種の高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	認知症サポーター養成事業	高齢介護課	認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を修了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種の高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	介護相談員派遣事業	高齢介護課	介護サービスを提供する施設等に介護相談員を派遣し、サービス利用者の不安、不満、疑問の解消及び苦情に至る事態の未然防止、並びに事業者が提供するサービスの質の向上を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種の高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	生活支援体制整備事業	高齢介護課	高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス（介護保険サービスに限定されない社会資源）を把握・発掘・開発し、支援体制を整備するほか、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施する。市及び関係機関の情報を一元化し、効率的な情報収集・共有を行うことで、住民サービスの向上につなげるよう、関係者の報告の簡略化と成果の可視化するためのツールを構築する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	通所型サービス事業	高齢介護課	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	介護予防ケアマネジメント事業	高齢介護課	要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、かかる費用について支払う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	一般介護予防事業評価事業	高齢介護課	市内在住の65歳以上の高齢者を無作為抽出し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（アンケート調査）を実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種の高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	コミュニケーション支援事業	障がい福祉課	聴覚障がい者、音声言語機能に障がいのある方を対象に意思疎通の支援を行う。また、支援する手話通訳者・要約筆記者を養成する。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	地域包括支援センター運営事業	高齢介護課	高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるように、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。また、地域包括支援センターの存在や役割を周知し、地域の団体が行う活動等との連携や高齢者世帯へのアウトリーチを進め、複合的な課題の解決に向けた地域のネットワークを構築する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	福祉タクシー利用助成事業	高齢介護課	在宅の介護を要する高齢者等の通院及び日常生活の利便に供するため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者に対し、通院等にタクシーを利用した場合に初乗り運賃相当分を助成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	家族介護用品支給事業	高齢介護課	要介護4及び5の方は年2回、要介護3の方は年1回、紙おむつ約100枚/回を支給する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	介護予防普及啓発事業	健康づくり課	おたわら総合医療福祉会館の4階に、介護予防対策室を運営し、地域の高齢者が憩い、談話や囲碁将棋、カラオケなどを行えるスペースとして開放し、高齢者の閉じこもり防止を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	いきいき健康事業	健康づくり課	小田原市社会福祉協議会に委託し、26地区社会福祉協議会単位に、1地区につき概ね1回以上、転倒防止、閉じこもり予防、高齢者体操、ウォーキング、栄養改善、健康講話等の内容の教室を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	地域介護予防活動支援事業	健康づくり課	地域介護予防活動支援講座、介護予防サポーター養成講座の開催	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	ふれあい担い手発掘事業	健康づくり課	主に活動地域住民で構成され、地域の高齢者に対して活動する団体「ふれあい担い手」を選定し、その団体尾が行う介護予防・閉じこもり防止に係る事業に使用する備品等の購入費に対して補助する。(補助上限額1団体につき40,000円) サロン等(自宅を会場とする場合)の普及を図るため、トイレの様式化やバリアフリーに関する経費についても補助する。(補助上限額1団体につき180,000円)	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種高齢者の生活支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	地域リハビリテーション活動支援事業	健康づくり課	介護事業所に対するリハビリテーションに関する研修会の開催、介護事業所、住民主体の通いの場、地縁組織等に対するリハビリテーションの専門的見地からの支援について、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者に委託し実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b4	高齢者への避難生活支援の不足	○	高齢者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	介護予防把握事業	健康づくり課	当該年度中に70歳を迎える高齢者及び74歳未満の者で前回の調査に未回答の者に対し調査票を送付し、高齢者の生活実態を調査する。高齢者からの回答をもとに、高齢者に対し個々のアドバイス票を送付する。全体の調査結果について、報告書を作成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	妊婦・産婦健康診査事業	健康づくり課	妊娠中に14回、産後に2回の妊婦・産婦健康診査及び産後ケアに係る費用の一部を助成する。また、妊娠中に1回、妊婦歯科健康診査を取り扱い歯科医院で実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	乳幼児健康診査事業	健康づくり課	保健センターや取扱医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、乳幼児事後検診及び4・5歳児検尿検査を実施するとともに、乳幼児健診時のカルテ電子化など検討を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	母子健康教育事業	健康づくり課	妊娠・出産・育児に関して集団的に必要な指導・助言を行う。また、電子母子手帳アプリを用いて情報発信を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	不妊症・不育症治療費助成事業	健康づくり課	不妊症の治療を行った夫婦が、県の不妊症治療費助成の申請を行った場合、その申請に対して上乗せで治療費の一部を助成する。また、不育症の治療を行って、妊娠を継続し出産に至った夫婦に対して、その治療費の一部を助成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	妊婦・産婦健康診査事業	健康づくり課	妊娠中に14回、産後に2回の妊婦・産婦健康診査及び産後ケアに係る費用の一部を助成する。また、妊娠中に1回、妊婦歯科健康診査を取り扱い歯科医院で実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	ファミリー・サポート・センター管理運営事業	子育て政策課	子育て中の保護者に対し、公的サービスが提供されていない保育施設までの送迎や保育終了後の預かりなどの支援体制を整えることにより、子育ての負担感や不安感を軽減するとともに、共働き世帯など、仕事と育児を両立する手助けをすることで、子育てしやすい環境づくりを進める。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	子育て支援フェスティバル開催事業	子育て政策課	子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるとともに、様々な情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作業を通じて、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ることで、団体の子育て支援活動を活性化し、地域の子育て支援の環を広げる。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	地域子育てひろば事業	子育て政策課	未就園児の親同士の交流や情報交換の場(地域子育てひろば)を、連合地区単位に地区民生委員児童委員協議会などが主体となり設置するとともに、子育て支援センターとの連携強化を図り、地域の子育て力の向上を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	教育相談等充実事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒や保護者等を対象とした教育相談を実施するとともに、不登校又は不登校傾向の児童生徒の状況改善を図るため、教育相談指導学級、校内支援室、不登校生徒訪問相談員等による支援を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	児童生徒指導充実事業	教育総務課、教育指導課	中学校に生徒指導上の課題により学級運営に支障をきたす場合に生徒指導員を派遣する。小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策調査会を設置し実効性のある対策の調査・研究、重大事態発生時における調査を実施する体制を整えるとともに、いじめ問題対策連絡会及びいじめ予防教室を開催し、いじめ防止対策を総合的に推進する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	乳児家庭全戸訪問事業	健康づくり課	妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児世帯に保健師及び助産師、赤ちゃん訪問員が訪問し、育児に関する情報提供等を行う。また、訪問記録の電子化について検討を行う。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	育児相談事業	健康づくり課	乳幼児を持つ保護者の育児不安や悩みを解決するため、育児・栄養等の相談を実施する。また、臨床心理士と保健師が家庭状況などを把握して、継続的に相談や助言を行うとともに、子どもの発達検査を実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	母子訪問指導事業	健康づくり課	妊産婦・新生児・未熟児・乳幼児世帯に保健師及び助産師が訪問し保健指導を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	子育て世代包括支援センター運営事業	健康づくり課	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠届出の申請受付、母子健康手帳の交付及び相談、それに伴う支援を実施し、妊娠前から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	養育支援家庭訪問事業	子ども青少年支援課	事業対象者を把握し、処遇会議等で支援の必要性を判断された家庭に対し事業の周知を行い、利用を推進する。委託業者と連携し、安心・安全な育児の自立を目指し、訪問による育児、家事等の援助や指導等、又は養育者の身体的、精神的不調状態に対する相談や指導を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	子ども若者相談支援事業	子ども青少年支援課	児童福祉法第10条第1項の規定に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者（ニート）など社会生活を円滑に営むことが難しい若者（30歳代まで）やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、児童福祉法第25条の2の規定に基づき、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	保育所等訪問支援事業	子ども青少年支援課	主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育所等の両面から療育効果の向上を図る。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	早期発達支援事業	子ども青少年支援課	臨床心理士、教育コーディネーター、療育施設職員、保健師等が各施設を訪問し、発達に課題があると思われる、いわゆる「気になる子」の行動等やその支援状況を観察し、職員に対して園児への適切な支援方法・環境設定等について助言指導を行う。また、市内の各施設や関係機関に周知のもと、小児の心理や精神、発達等に見識のある児童精神科医師を交えてケース検討会を実施するとともに、発達障害やその支援に関する理解を深めるため、様々な分野から講師を招き講演会を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	おだわら子ども若者教育支援センター運営事業	子ども青少年支援課	ワンストップの相談窓口として、相談しやすい環境を整備するとともに、拠点としての施設の長寿命化のための維持修繕を行っていく。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	婦人相談員による女性相談の実施、DV被害者等の緊急一時保護の実施と自立支援、若年層を含めあらゆる世代に向けたDVや暴力防止の啓発を実施する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	子ども青少年支援課	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に実施施設において養育を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b5	妊産婦・乳幼児への避難生活支援の不足	○	妊産婦・乳幼児への避難生活支援に繋がる平素からの各種妊産婦・乳幼児支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	若者・女性活躍推進事業	未来創造・若者課	若者によるコンペの開催、若者・女性と市長の意見交換会の開催	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	市心身障害児福祉手当給付事業	障がい福祉課	本市に引き続き1年以上住所を有する障がい者の保護者の申請に基づき、手当を給付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	障害福祉サービス等給付事業	障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス費を給付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	重度障がい者医療費助成事業	障がい福祉課	重度の障がい者に対して、保険医療費の自己負担分を助成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	歯科二次診療所管理運営事業	障がい福祉課	障がいの程度や設備の面で一般の歯科診療所では対応が困難な障がい者に対し、安全でより高度な歯科診療と口腔保健指導を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	障がい児通所支援事業	障がい福祉課	児童発達支援、放課後デイサービスなどのサービスを利用した障がい児の保護者に対し、サービスの提供に要した費用の額から、利用者負担額を控除した額を給付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	障がい福祉関係諸計画推進事業	障がい福祉課	医療・福祉・学識経験者等、各分野の専門的知見を有する者から構成される、「おだわら障がい者基本計画策定検討委員会」を設置・開催し、令和5年度から令和10年度までの6カ年計画となる、当該計画を策定する。また、地域障害者自立支援協議会で、現行の「おだわら障がい者基本計画」等、市町村計画の進捗管理を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	障害支援区分認定等事業	障がい福祉課	障害福祉サービスを利用する際に必要となる障害支援区分の認定を行うため、認定調査、医師意見書の徴収及び障害支援区分認定、審査会の運営を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	情報バリアフリー事業	障がい福祉課	重度の視覚障害のため文字による情報入手が困難な方に、点訳、音訳等の方法で、地域生活をするうえでの必要度の高い情報を提供する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b6	障がい者への避難生活支援の不足	○	障がい者への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	障がい者生活支援事業	障がい福祉課	障がい者の日常生活及び社会生活の質の向上を図るため、重度障がい者住宅設備改良費助成事業、移動支援事業、日中一時支援事業、重度障がい者訪問入浴サービス事業、日常生活用具費給付事業、軽度・中等度難聴児補聴器支給事業の各事業を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b7	外国人への避難生活支援の不足	△	外国人への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	外国語教育推進事業	教育指導課	小中学校に外国語指導助手（ALT）と小学校英語専科非常勤講師を配置し、体験的かつ専門性の高い外国語教育を推進する。	



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b7	外国人への避難生活支援の不足	△	外国人への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	支援教育推進事業	教育指導課	支援を必要とする児童生徒への個別支援員の配置、特別支援教育相談、就学相談の実施、通級指導教室の運営及び日本語指導協力者の派遣を行う。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b7	外国人への避難生活支援の不足	△	外国人への避難生活支援に繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	外国籍住民支援事業	人権・男女共同参画課	通訳・翻訳ボランティアとの協力体制をとり、また、自動通訳翻訳機を活用することにより、外国籍住民への柔軟な行政サービスを拡充する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	訪問型サービス事業	高齢介護課	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである訪問型サービスを提供する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	特別障害者手当等給付事業	障がい福祉課	特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当を給付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	障がい者自立支援事業	障がい福祉課	在宅で生活する障がい者の自立を支援するほか、施設に入所していた障がい者がグループホームに居を移したときの家賃の一部を助成する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	家族介護教室開催事業	高齢介護課	介護をしている家族など介護者を対象に、介護教室や家族会（認知症の方を介護する家族の集いの場）を開催する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	居宅介護支援事業者等事務費補助事業	高齢介護課	居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護（要支援）被保険者から依頼を受け、住宅改修費支給申請に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護支援事業者等に対し、その業務に対する費用の一部を補助する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	高齢者救急要請カード配付事業	高齢介護課	救急搬送時や、災害時の避難行動の際に活用する救急要請カードを、民生委員の戸別訪問により配付する。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	在宅医療・介護連携事業	高齢介護課	多職種協働研修を通して顔の見える関係づくりを構築するとともに、各専門職の役割の理解及び共有を図る。また、医療・介護の専門職と行政による検討会を開催し、医療・介護に係るデータ等を基に在宅医療・介護連携について協議を行う。研修会の委託（3師会）や地域医療連携を図る医師会及び歯科医師会に対し、補助を行う。市民に対しては、終活講座を開催し、医師等が講師となり、在宅での看取り事例の紹介や、元気なうちから本人と関係者が話し合うことの大切さなどを伝える。	
9-2-b	災害時要支援者等への避難生活支援の不足	9-2-b8	在宅要支援者への見守り・支援の不足	△	在宅要支援者への避難生活支援や見守りに繋がる平素からの各種支援事業を実施しています。災害時にはこの体制を維持し、他自治体からの必要な支援を受けられる受援体制について検討していきます。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援	
9-3 避難所において要配慮者に対する配慮が不足し、健康被害や精神的苦痛を味わうような事態									
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a1	福祉避難所の不足	△	福祉避難所等として利用する施設に対する補助を行っていますが、災害時の福祉避難者数に対し、施設の確保が十分とは言えない状態であり、今後、更に有効な福祉避難所不足解消策について検討する必要があります。	障がい福祉施設・設備整備費補助事業	障がい福祉課	障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、備品等購入にかかる費用を助成する。 ・「災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定」を締結した法人に対し、防災資機材等の購入費の補助を行う。	
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a2	避難所における協力者の不足	×	要配慮者を受け入れる協力者が不足しており、この解消策について検討する必要があります。	市社会福祉協議会補助事業	福祉政策課	市社会福祉協議会への補助（運営費及び事業費）	
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a3	災害時要支援者に必要な資機材等の不足	×	災害時要支援者に必要な資機材等の確保は、まだまだ十分とは言えない状態であり、今後、その推進について検討していく必要があります。	ウォーキング啓発事業	スポーツ課	日常生活にウォーキングを定着させるため、コース設定等を行うウォーキング啓発事業を実施する。また、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催する。	
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a3	災害時要支援者に必要な資機材等の不足	×	災害時要支援者に必要な資機材等の確保は、まだまだ十分とは言えない状態であり、今後、その推進について検討していく必要があります。	総合型地域スポーツクラブ推進事業	スポーツ課	地域のだれもがいつまでも活動できるよう、また、多種目のスポーツを楽しむことができるよう、市民が身近なところで気軽に運動ができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブから地区に対して臨時講師を派遣する等の「地域単位でのスポーツ振興」のための仕組みを整えていく。	
9-3-a	災害時要支援者の健康被害の発生	9-3-a4	避難所避難者の災害時要支援者に関する知識・理解の不足	△	避難所避難者の災害時要支援者に関する知識・理解の不足に対応するための施策は一部実施中ですが、まだまだ十分とは言えない状態であり、今後、その推進について検討していく必要があります。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	婦人相談員による女性相談の実施、DV被害者等の緊急一時保護の実施と自立支援、若年層を含めあらゆる世代に向けたDVや暴力防止の啓発を実施する。	
9-3-b	災害時要支援者が精神的苦痛を味わう事態の発生	9-3-b1	災害時要支援者用施設の未確保	△	福祉避難所等として利用する施設に対する補助を行っていますが、災害時の福祉避難者数に対し、施設の確保が十分とは言えない状態であり、今後、更に有効な福祉避難所不足解消策について検討する必要があります。	障がい福祉施設・設備整備費補助事業	障がい福祉課	障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、備品等購入にかかる費用を助成する。 ・「災害時における要援護者等の緊急受入れに関する基本協定」を締結した法人に対し、防災資機材等の購入費の補助を行う。	
9-3-b	災害時要支援者が精神的苦痛を味わう事態の発生	9-3-b1	災害時要支援者用施設の未確保	△	福祉避難所等として利用する施設に対する補助を行っていますが、災害時の福祉避難者数に対し、施設の確保が十分とは言えない状態であり、今後、更に有効な福祉避難所不足解消策について検討する必要があります。	避難行動要支援者支援事業	福祉政策課	避難行動要支援者名簿システムの運用、福祉専門職及び自主防災組織による個別避難計画の作成支援	
9-3-b	災害時要支援者が精神的苦痛を味わう事態の発生	9-3-b2	避難所避難者の災害時要支援者に対する配慮不足	△	性的マイノリティ支援事業や女性相談事業を実施していますが、避難所避難者の災害時要支援者に対する配慮に関する啓発・教育については、まだまだ不十分な状態であり、今後、更に有効な啓発策について、検討・推進していく必要があります。	人権啓発事業	人権・男女共同参画課	「人権週間（12/4～10）」及び「人権デー（12/10）」の時期に合わせ、一般市民を対象とした人権講演会を開催する。また、性的マイノリティの方たちの人権を尊重するという見地から、性的マイノリティ理解促進講演会や、性的マイノリティのダブルを対象とするパートナーシップ関係を証明する登録制度を実施する。	
9-3-b	災害時要支援者が精神的苦痛を味わう事態の発生	9-3-b2	避難所避難者の災害時要支援者に対する配慮不足	△	性的マイノリティ支援事業や女性相談事業を実施していますが、避難所避難者の災害時要支援者に対する配慮に関する啓発・教育については、まだまだ不十分な状態であり、今後、更に有効な啓発策について、検討・推進していく必要があります。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	婦人相談員による女性相談の実施、DV被害者等の緊急一時保護の実施と自立支援、若年層を含めあらゆる世代に向けたDVや暴力防止の啓発を実施する。	
9-4 避難所開設・運営における住民が中心となった運営体制の不備、女性や様々な背景の人々の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態									
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a1	避難所運営訓練等の不足	△	防災教室や出前講座により避難所運営ゲーム（HUG）を実施するほか、いっせいで総合防災訓練においては、各広域避難所運営委員会毎に広域避難所運営訓練を実施しています。今後、全国の被災地における実際の避難所運営の状況を参考に、各避難所の避難所運営体制の強化・拡充を図ってゆく必要があります。				



小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a2	避難所運営の実効性の未確保	△	避難所運営の実効性の問題については、令和元年度の台風19号対応において、各避難場所において様々な問題点や課題が報告されています。今後は、これらの問題点や課題の解決に向け、関係する人々と協議・検討を重ね、避難所運営の実効性を高めていく必要があります。				
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a3	物資ニーズ・避難所環境等への支援不足	△	避難所や避難場における物資ニーズや避難所環境等に対する問題点・課題等については、令和元年度台風大19号の際にも浮き彫りにされており、今後、関係者を交えて検討を進める必要があります。				
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a4	避難所におけるペット同行者の受入れ体制の不足	△	避難所におけるペット同行者の受入れ体制の不足は令和元年度の台風19号においても課題とされた事項の一つであり、今後、課題解決に向けて関係者と協議・検討する必要があります。	犬・猫飼育方マナー啓発事業	環境保護課	広報小田原、市HP等への飼い主のモラル向上を図る記事の掲載や、愛犬手帳でのマナーの周知、糞放置禁止等のモラル向上看板の貸与を実施。また、野良猫の去勢・不妊手術費補助金の交付を行い、野良猫の削減に取り組む。	
9-4-a	住民主体の避難所運営体制の不備	9-4-a4	避難所におけるペット同行者の受入れ体制の不足	△	避難所におけるペット同行者の受入れ体制の不足は令和元年度の台風19号においても課題とされた事項の一つであり、今後、課題解決に向けて関係者と協議・検討する必要があります。	畜犬登録・狂犬病予防注射事業	環境保護課	狂犬病予防法に基づき、犬の登録及びデータ管理を行い、予防注射の接種向上のため、狂犬病予防集合注射を実施する。	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b1	避難所運営における女性の参画不足	△	避難所運営における女性の参画の不足は令和元年度の台風19号においても課題とされた事項の一つであり、今後、避難所運営委員会への助成医院の増加等、課題解決に向けて関係者と協議・検討するとともに、現在実施中の事業についても、見直し・拡充していく必要があります。	男女共同参画推進事業	人権・男女共同参画課	国連が提唱するSDGsの一つとしてジェンダー平等と女性のエンパワーメントが前提項目として位置づけられており、男女平等・共同参画の意識を形成するための啓発活動として、各種講座や情報提供を実施する。また、男女共同参画推進サポーターとの協働連携、サポーターの人材育成等を実施する。	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b1	避難所運営における女性の参画不足	△	避難所運営における女性の参画の不足は令和元年度の台風19号においても課題とされた事項の一つであり、今後、避難所運営委員会への助成医院の増加等、課題解決に向けて関係者と協議・検討するとともに、現在実施中の事業についても、見直し・拡充していく必要があります。	若者・女性活躍推進事業	未来創造・若者課	若者によるコンペの開催、若者・女性と市長の意見交換会の開催	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b2	女性の避難生活に配慮した物資等の不足	△	女性の避難生活に配慮した物資等に関しては、現在も一定量備蓄しています。今後は、避難所運営委員会への女性の参画等を通じて得られた意見や要望を参考に、質・量ともに拡充していく必要があります。				
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b3	避難所におけるプライバシー等への配慮の意識の不足	△	性的マイノリティ支援事業や女性相談事業を通じて、避難所におけるプライバシー等への配慮に関する意識啓発を実施していますが、まだまだ十分な状態であるとは言えない状況であり、今後、更に有効な啓発施策について、検討・推進していく必要があります。	人権啓発事業	人権・男女共同参画課	「人権週間(12/4~10)」及び「人権デー(12/10)」の時期に合わせて、一般市民を対象とした人権講演会を開催する。また、性的マイノリティの方たちの人権を尊重するという見地から、性的マイノリティ理解促進講演会や、性的マイノリティのカップルを対象とするパートナーシップ関係を証明する登録制度を実施する。	
9-4-b	避難所運営における女性の視点の不足	9-4-b3	避難所におけるプライバシー等への配慮の意識の不足	△	性的マイノリティ支援事業や女性相談事業を通じて、避難所におけるプライバシー等への配慮に関する意識啓発を実施していますが、まだまだ十分な状態であるとは言えない状況であり、今後、更に有効な啓発施策について、検討・推進していく必要があります。	女性相談事業	人権・男女共同参画課	婦人相談員による女性相談の実施、DV被害者等の緊急一時保護の実施と自立支援、若年層を含めあらゆる世代に向けたDVや暴力防止の啓発を実施する。	
9-5 避難生活において成人のみならず、子どもたちが積極的に参画する雰囲気が出ない事象									
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a1	親・兄弟の喪失	×	大規模災害時に、親や兄弟等身近な人を失った子どもたちに対する心のケア等の具体的な施策が現時点では事業化されていません。今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。				
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a2	自宅の喪失	×	大規模災害時に、自宅を失った子どもたちに対する心のケア等の具体的な施策が現時点では事業化されていません。今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。				
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化しています。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	児童生徒指導充実事業	教育総務課、教育指導課	中学校に生徒指導上の課題により学級運営に支障をきたす場合に生徒指導員を派遣する。小田原市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策調査会を設置し実効性のある対策の調査・研究、重大事態発生時における調査を実施する体制を整えるとともに、いじめ問題対策連絡会及びいじめ予防教室を開催し、いじめ防止対策を総合的に推進する。	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化しています。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	青少年関係団体支援事業	青少年課	【子ども会支援】子ども会活動を支援するため、市子ども会連絡協議会を通して単位子ども会に補助金を支出するほか、市子ども会連絡協議会が実施する次世代育成事業に対して運営費及び事業費を補助する。また、市が養成した青少年育成指導者を子ども会に派遣して、子ども会活動における保護者や役員負担を軽減し、子ども会活動の活性化を図る。	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化しています。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	青少年関係団体支援事業	青少年課	【地区健全育成組織支援】地域ぐるみの青少年健全育成及び非行防止活動を推進するため、各地域の青少年健全のための育成組織(市内各地区青少年健全育成組織)が行う地域活動について活動費の補助を行うとともに、事務局として活動を支援する。	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化しています。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	青少年関係団体支援事業	青少年課	【青少年育成推進員支援・活用】青少年育成推進員を選任し、はたちのつどいなどの青少年課事業の実施に当たりサポートを依頼するほか自主活動として地域での積極的な育成活動に取り組んでもらう。青少年育成推進員で構成する青少年育成推進員協議会に運営費を支援するほか、青少年育成推進員協議会が開催する地域少年リーダー養成講座の開催費を補助する。	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化しています。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	【子どもの居場所づくり】現在活動している14地区・15か所への支援を継続する。令和4年度は、新たに活動開始を予定している4か所について支援を行う。(運営団体への補助は令和4年度を初年度とし、原則、補助期間を3年間とする。)	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化しています。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	子ども若者相談支援事業	子ども青少年支援課	児童福祉法第10条第1項の規定に基づく児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)やその保護者等からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、児童福祉法第25条の2の規定に基づき、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a3	子どもに対する心のケアの不足	△	平常時の様々な活動を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化しています。しかしながら、大規模災害時の惨事ストレス等に対応する心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	地域自殺対策強化事業	健康づくり課	・地域におけるネットワークの強化 ・自殺対策を支える人材の育成 ・住民への啓発と周知 ・生きることの促進要因への支援 ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
9-5-a	子どもにおける心の障害の発生	9-5-a4	災害時トラウマに関する教育の不足	△	自殺予防対策事業を通じて、子どもたちの心のケアに繋がる施策を事業化しています。しかしながら、大規模災害時の災害時トラウマに対応する心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	地域自殺対策強化事業	健康づくり課	・地域におけるネットワークの強化 ・自殺対策を支える人材の育成 ・住民への啓発と周知 ・生きることの促進要因への支援 ・児童生徒のSOSの出し方に関する教育	

小田原市強靱化地域計画 脆弱性評価表

事前に備えるべき目標									
リスクシナリオ									
中リスク		小リスク		小リスク評価		事業概要等			
ID	名称	ID	名称	判定	評価理由	事業名	課名	事業内容	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b1	避難生活の長期化	×		ウォーキング啓発事業	スポーツ課	日常生活にウォーキングを定着させるため、コース設定等を行うウォーキング啓発事業を実施する。また、子どもや保護者を対象にウォーキングを通じて子どもたちへの豊かな心を育む歩育啓発事業を開催する。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b1	避難生活の長期化	×		総合型地域スポーツクラブ推進事業	スポーツ課	地域のだれもがいつまでも活動できるよう、また、多種目のスポーツを楽しむことができるよう、市民が身近なところで気軽に運動ができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブから地区に対して臨時講師を派遣する等の「地域単位でのスポーツ振興」のための仕組みを整えていく。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b1	避難生活の長期化	△	防災教育事業を通じて、避難生活が長期化した場合の避難所運営マニュアル等への助言を得る施策を事業課しています。しかしながら、避難所生活が長期化した場合の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	防災教育事業	教育指導課	防災教育用パンフレットを活用した正しい知識・行動の学習を行うとともに、学校防災アドバイザーによる各園、学校への指導・助言を行う。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b2	学校再開の遅れ	×	学校の再開が遅れた場合の子どもたちに対する教育カリキュラムの正常化や心のケア等の具体的な施策は具体化されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。				
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b3	避難所における娯楽・遊具の不足	×	避難生活が長期化した場合の避難所における、子どもたちに対する娯楽や遊具を提供し、健全な生活に資するような施策が現在、事業課されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。				
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b4	避難所における子どもたちが自由に動き回れるスペースの不足	△	公園を中心とした子どもたちの居場所確保に関しては、災害時の公園の他の用途との調整が必要です。併せて、避難所における子どもたちが自由に動き回れるスペースの確保について、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	子どもの居場所づくり事業	青少年課	【冒険遊び場】木登りなど日頃禁止されていることも安全に配慮しながら体験させることで遊びを通して子どもたちの自主性・主体性を育む冒険遊び場を市内の公園等で開催する。開催に必要なアドベンチャーリーダーを養成して活動してもらうほか、市民団体の冒険遊び場にアドベンチャーリーダーを派遣する。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b5	子どもたちがの澆測とした行動を阻害する大人たちの言動の発生	△	子どもたちがの澆測とした行動をすることを促す平時の施策は事業化されていますが、大規模災害時の避難所でありがちな子どもたちのの澆測とした行動を阻害する大人たちの言動を防止するための施策は実施されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	子どもの社会参画力育成事業	青少年課	【みんなの夢応援】子どもたちがファシリテーターの助言やサポーターの協力を得ながら、自ら課題を設定して解決する「みんなの夢応援事業」を実施する。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b5	子どもたちがの澆測とした行動を阻害する大人たちの言動の発生	△	子どもたちがの澆測とした行動をすることを促す平時の施策は事業化されていますが、大規模災害時の避難所でありがちな子どもたちのの澆測とした行動を阻害する大人たちの言動を防止するための施策は実施されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	青少年指導者等養成事業	青少年課	【指導者養成研修・派遣】高校生以上を対象に指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」を開催し、実践的な研修を実施することで指導者を養成する。アウトドアスキル、コミュニケーションスキル、マネジメントスキルの3講座受講者から、要件を満たした者を青少年育成指導者として登録し、小学校等の体験学習に派遣して、研修で得たスキルを実践すると共に、子どもたちの体験学習の支援を図る。	
9-5-b	避難所運営における子どもたちの参画の不足	9-5-b5	子どもたちがの澆測とした行動を阻害する大人たちの言動の発生	△	子どもたちがの澆測とした行動をすることを促す平時の施策は事業化されていますが、大規模災害時の避難所でありがちな子どもたちのの澆測とした行動を阻害する大人たちの言動を防止するための施策は実施されておらず、全国の被災地などの状況を参考に、今後、具体的な施策について、検討・推進していく必要があります。	子どもの社会参画力育成事業	青少年課	【非日常型体験学習】非日常体験を通して学校や年齢を超えた交流を図ることは青少年の人格形成に大きな影響を与えることから小学5・6年生を対象に非日常型体験学習事業を開催し、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育む。	

## 小田原市災害廃棄物処理計画の改定案について

### 《改定ポイント》

#### (1) 計画の処理方針、処理業務、処理主体等【P3～P9】

災害廃棄物の処理を適切に行うための方針、時期に応じた業務の整理、市・県・市民・事業者の役割、処理の流れ等についての項目を追加した。

#### (2) 地震の被害想定【P10～P21】

市地域防災計画で想定している地震が6つあるのに対し、現行の計画では神奈川県西部地震のみを想定している。新計画では、神奈川県西部地震のほかに、被害想定が大きく、津波の被害が想定される南海トラフ巨大地震、大正型関東地震と、津波の被害想定がない都心南部直下地震を対象とし、被害想定を充実させた。

#### (3) 津波堆積物の被害想定【P16】

津波の被害を想定し津波堆積物の発生量推計などの必要項目を追加した。

#### (4) 風水害の被害想定【P22～P30】

現行の計画は地震のみを対象としていたが、風水害被害（河川洪水・高潮）を新たに追加した。  
※河川洪水については、市水防計画が8河川（洪水浸水想定区域）を対象としていることから、8河川における風水害の被害想定を記載

・山王川      ・酒匂川      ・狩川      ・仙了川  
・要定川      ・早川      ・森戸川      ・中村川

#### (5) 協力支援（受援）体制【P34～P37】

国、県、自衛隊やNPO法人からの受援を含む支援（受援）体制の項目を追加した。

#### (6) 災害廃棄物の仮置場 ※裏面参照【P43～P50】

現行の計画で表記していた「仮保管場所」を「仮置場」に改めた。また、新たに仮置場の種類として、「一次仮置場」「二次仮置場」「住民用仮置場」の3つの区分とし、それぞれの役割等について追加した。

「一次仮置場」…発生した災害廃棄物を一定期間、分別・保管する場所

「二次仮置場」…主に、災害廃棄物の分別・破砕等の処理を行う場所

「住民用仮置場」…一次仮置場を補完するために開設する災害廃棄物の保管場所

また、種類ごとの仮置場のレイアウト図（参考）を記載したほか、返還時の原状復旧についての項目も追加した。

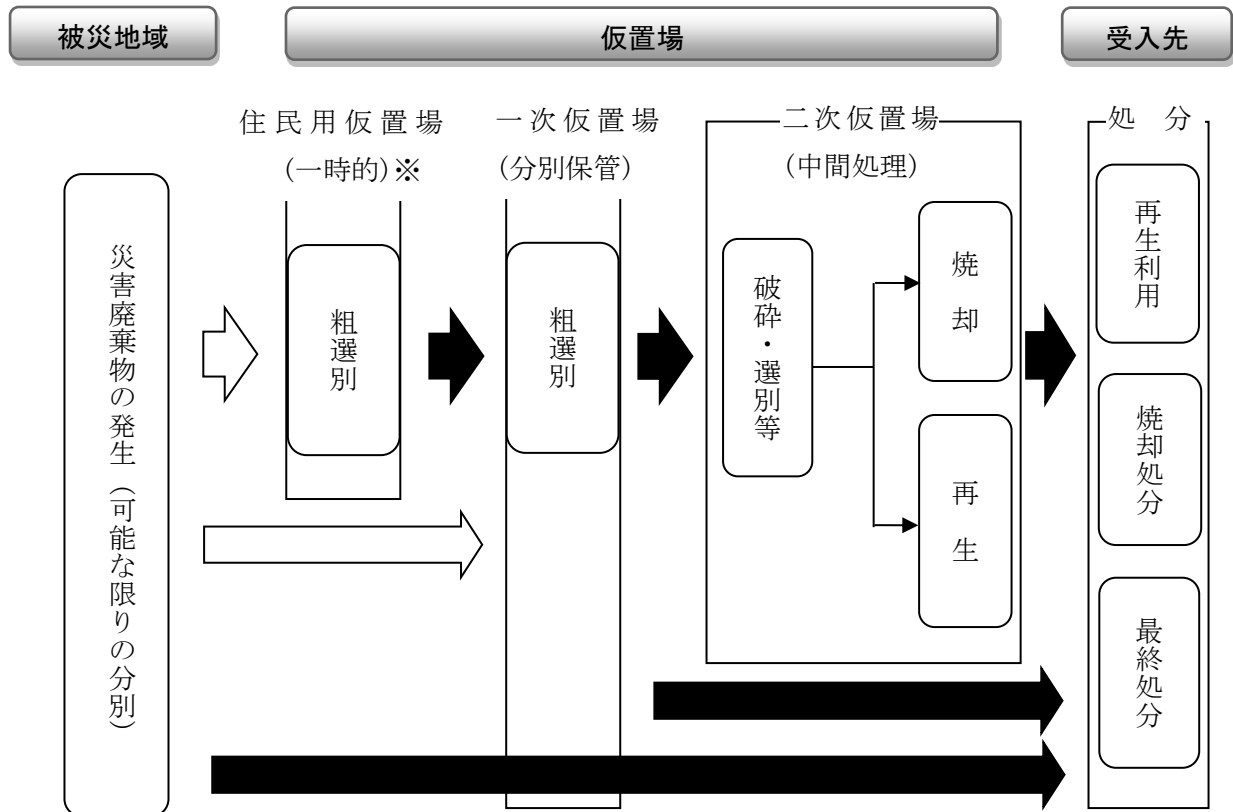
#### (7) 災害廃棄物処理費用及び財政支援【P55～P56】

災害廃棄物の発生推計量と東日本大震災等の過去の大規模な災害の処理単価を使用し、被害想定に基づく想定処理費用を追加した。また、処理費用に対する環境省からの財政支援についての項目も追加した。

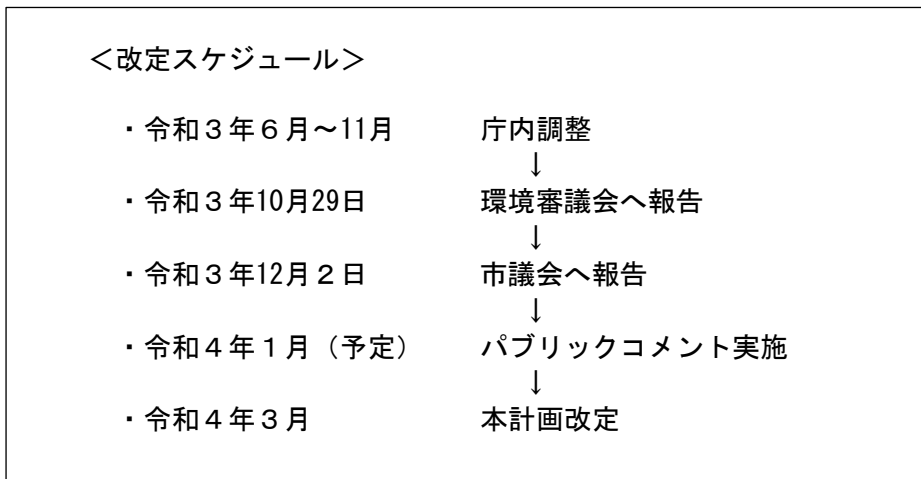
#### (8) 災害廃棄物処理実行計画【P63～P64】

発災後に発生する災害廃棄物を計画的に処理するために定める計画であり、災害復旧等の国庫補助金を申請する際の添付資料の一つになることから、計画作成についての項目を追加した。

※仮置場について



※住民用仮置場は被災状況に応じて開設します  
 ※白抜き矢印は、市民による直接搬入を想定しています



# 小田原市災害廃棄物処理計画 (改定案)



## 小田原市災害廃棄物処理計画 目次

1	計画策定の基本的な考え方	
1.1	計画策定の趣旨	1
1.2	計画の位置付け	1
1.3	計画の基本方針	3
	(1) 処理方針	3
	(2) 処理期間	3
	(3) 処理業務	4
1.4	処理主体と処理の流れ	6
	(1) 処理主体の役割	6
	(2) 広域処理体制	8
	(3) 処理の流れ	9
2	地震災害	
2.1	対象とする災害	10
	(1) 対象とする地震	10
	(2) 想定する被害	11
2.2	対象とする災害廃棄物の定義	12
2.3	災害廃棄物発生量の推計等	13
	(1) がれき	13
	(2) 津波堆積物	16
	(3) 生活ごみ	17
	(4) し尿	19
3	風水害（河川洪水）	
3.1	対象とする災害	22
	(1) 対象とする河川	22
	(2) 想定する被害	22
3.2	対象とする災害廃棄物の定義	23
3.3	災害廃棄物発生量の推計等	23
	(1) がれき	23

(2) 生活ごみ .....	27
(3) し尿 .....	27
4 風水害（高潮）	
4.1 対象とする災害 .....	28
(1) 対象とする区域 .....	28
(2) 想定する被害 .....	28
4.2 対象とする災害廃棄物の定義 .....	28
4.3 災害廃棄物発生量の推計等 .....	28
(1) がれき .....	29
(2) 生活ごみ .....	30
(3) し尿 .....	30
5 組織及び協力支援体制	
5.1 災害発生時の組織体制 .....	31
(1) 本市の災害廃棄物処理に係る組織体制 .....	31
(2) 協力支援（受援）体制 .....	34
(3) 発災時の支援に関する協定 .....	38
(4) 職員への教育訓練 .....	38
5.2 住民等への広報・啓発 .....	39
6 災害廃棄物処理	
6.1 一般廃棄物処理施設等の概要 .....	40
(1) 処理施設及び収集能力 .....	40
(2) 収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築 .....	42
6.2 仮置場 .....	43
(1) 仮置場の種類 .....	43
(2) 仮置場必要面積の推計 .....	45
(3) 仮置場候補地の選定・確保 .....	47
(4) 仮置場の確保状況 .....	48
(5) 仮置場の設置（レイアウト図） .....	48
(6) 仮置場での処理 .....	50
(7) 仮置場の原状復旧 .....	50

6.3 環境保全対策・モニタリング	51
6.4 損壊家屋等の解体・撤去	52
(1) 損壊家屋等の解体・撤去	52
(2) 解体・撤去時の分別	52
6.5 がれき等の処理方法と処理費用	53
(1) がれき等の処理方法	53
(2) がれき等の処理費用	55
6.6 生活ごみの処理	57
(1) 家庭ごみ	57
(2) 避難所ごみ	57
6.7 仮設トイレ・し尿の処理	59
(1) 処理施設および収集能力	59
(2) 仮設トイレの備蓄と配置計画	60
(3) 仮設トイレの維持管理体制	61
(4) し尿処理体制	62
7 災害廃棄物処理実行計画	
7.1 災害廃棄物処理実行計画	63
(1) 災害廃棄物処理実行計画の作成	63
(2) 災害廃棄物処理実行計画の内容	63

# 1 計画策定の基本的な考え方

## 1.1 計画策定の趣旨

近年生じた未曾有の災害として、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、沿岸 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）で 2,802 万 t の災害廃棄物及び津波堆積物が発生し、その処理が大きな課題になっています。また、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨や平成 28 年 4 月に発生した熊本地震でも大量の災害廃棄物が生じています。地震災害では、東日本大震災を踏まえ、揺れや津波による想定被害が見直され、近い将来、本市に大きな津波被害をもたらすと予測される南海トラフ巨大地震や神奈川県西部地震、都心南部直下地震等が想定されています。風水害では、本市において、令和元年(2019 年)の台風 19 号により市内各地で河川の溢水に伴う床上浸水等の被害が生じており、今後も台風や集中豪雨等の短時間に記録的な大雨をもたらす異常気象などの影響で、土砂災害や浸水等による風水害が発生することが想定されます。大規模な地震や風水害等の災害が発生した場合、災害対策本部の設置をはじめ、避難所の開設など小田原市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に基づき必要な措置がとられることとなります。避難所からのごみ・し尿、地震によるがれきや風水害による粗大ごみ・流木等の廃棄物は、一時的に大量に発生するほか、それらの処理にあたる職員の被災や収集運搬機材及び処理施設の被害、さらには交通事情の悪化等により、対応には相当の困難や混乱が生じることが予想されます。しかし、これらの生活ごみ、し尿、がれき等は速やかにかつ適切に、また効率的に処理され、市民の生活基盤の早期復旧と生活環境の保全が図られなければなりません。

このため、本計画は、今後起こると予想される大規模な自然災害により発生した廃棄物処理に際し、迅速かつ適正に処理及び再資源化の推進を図るとともに、市民の生活環境を保全し、速やかに復旧、復興を推進していくことを目的に策定します。なお、本計画は「市防災計画」や被害想定等、計画の前提条件に変更があった場合や地域に係る社会情勢の変化、新たな災害被害が発生した場合には、必要に応じて見直しを行います。

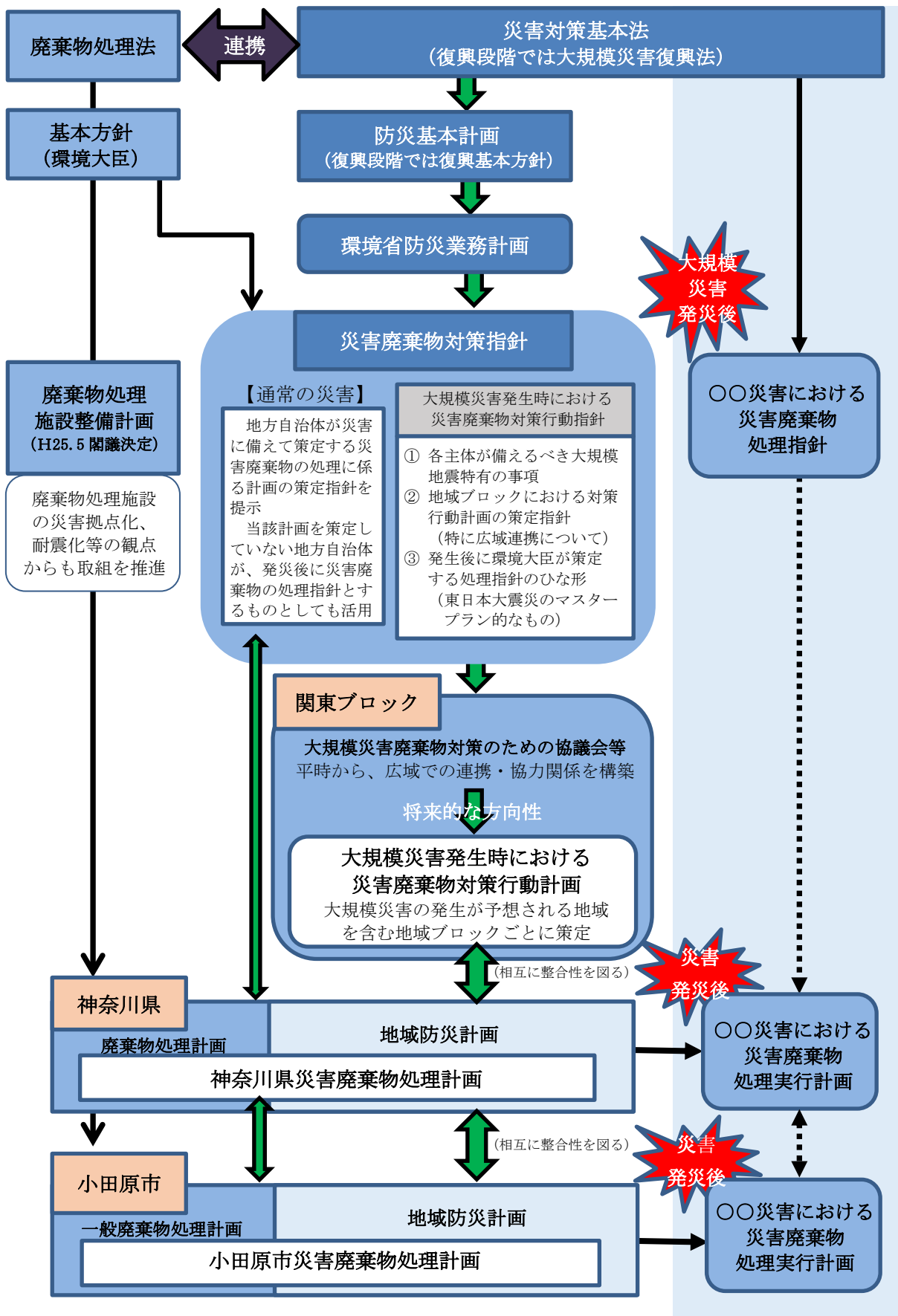
また、神奈川県（以下「県」という。）では、「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱（平成 8 年 3 月）」及び「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針（平成 9 年 3 月）」を廃止し、新たに「神奈川県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 3 月。以下「県計画」という。）」を策定しました。県計画は、県と市町村の役割や発災後の実行計画の策定に必要な事項等を定めています。

## 1.2 計画の位置付け

本計画は、災害廃棄物対策指針（以下「国指針」という。）に基づき、「神奈川県地域防災計画」や県計画、市防災計画との整合を図りながら、本市の地域特性や防災上の課題等を勘案し、策定するものです。

本計画の位置付けを下記の図に示します。

図 本計画の位置付け





### 1.3 計画の基本方針

本計画で対象にする災害は、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象にします。

#### (1) 処理方針

災害時の廃棄物処理について、適切に行うために、5つの方針に基づき行います。

##### 1 迅速かつ衛生面、安全面に配慮した対応

災害廃棄物の処理は、市民の生活環境・衛生環境及び都市機能を回復するために、迅速かつ衛生面に配慮した対応が求められます。

また、通常業務と異なる対応が発生するため、業務遂行のための安全確保も必要条件です。

##### 2 計画的かつ効率的な処理

災害により発生した廃棄物の対応だけでなく、在宅世帯から排出される生活ごみ・し尿・浄化槽汚泥の処理等の通常業務にも効率的に対応します。仮置場の早期確保、適正な配置・運用により、災害廃棄物を計画的かつ効率的に処理します。

##### 3 生活環境への配慮

災害時は、アスベストやPCB等が災害廃棄物として発生することが予想され、有害廃棄物の保管場所等も被害を受ける可能性があります。また、廃家電も大量に廃棄されることが予想されるためフロン等の適正な処理が必要となります。よって、災害時の混乱の状況下においても、十分に生活環境に配慮して処理します。

##### 4 減量・リサイクルの推進

本市は、焼却灰を県外排出しており、平常時において、一般廃棄物の焼却量や最終処分量の最小化を目標としていることから、災害時においても、できる限り廃棄物の分別（建築物の解体時、各家庭・避難所からの排出時等）を実施し、リサイクルの推進により、焼却量及び最終処分量の低減に努めます。

##### 5 相互協力体制の確立

災害時に、優先度の高いごみから処理を迅速かつ効率的に行うため、平常時から、市民、事業者、関係団体と連携し、発災後のごみの排出方法などの取るべき対応を共有します。また、市で処理できない場合は、国や県、周辺自治体との協力体制の構築を進めて災害廃棄物の計画的かつ安定的な処理を実現します。

#### (2) 処理期間

災害廃棄物の処理にかかる期間は、災害規模や災害廃棄物の発生量に応じた、適切な処理期間を設定します。地震災害については、災害廃棄物の処理目標期間は地震の規模によっても異なりますが、東日本大震災をはじめとする過去の事例から、3年以内を目標として計画を策定し、処理の完了を目指します。

### (3) 処理業務

処理時期に応じた業務は、発災前の平常時から、災害廃棄物の処理が終了し、通常の廃棄物処理業務状態に戻るまでとし、平常時、発災時、復旧・復興の3つの時期に分けて、各時期に行う具体的な業務内容を定めています。なお、国指針を参考に、発災時の業務内容は、発災直後の「初動期」、避難所生活が本格化する「応急対応前半」、人や物の流れが回復する「応急対応後半」の3つの時期に分けて考えています。

表 処理時期に応じた業務

時期区分		処理期間の目安		時期区分の特徴	業務内容
		地震	風水害		
平常時 (災害予防)				発災に備えて体制を整え、計画の定期的な見直しを図る時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集と連絡体制の整備</li> <li>・協力支援協定の締結</li> <li>・災害廃棄物の処理方法の想定</li> <li>・仮置場候補地の確保</li> <li>・必要資機材の準備</li> <li>・市民、事業者、職員への啓発活動</li> </ul>
	応急対応前半	3週間程度	1週間程度	避難所生活が本格化する時期  (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物の処理期間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災及び復旧状況の情報更新・報告</li> <li>・発生量、処理可能量、処理先の見直し</li> <li>・収集及び処理体制の応急復旧</li> <li>・通行上支障のある災害廃棄物等の撤去</li> <li>・仮置場の開設</li> <li>・必要資機材、施設の確保</li> <li>・必要に応じた協力支援要請</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成に必要な情報収集(通常の処理体制では処理できないと判断する場合)</li> </ul>

		後半	～3箇月程度	～1箇月程度	<p>人や物の流れが回復する時期</p> <p>(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な処理方法(収集運搬体制、仮置場の管理運営、処分、リサイクル)の確立及び実施</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の作成(通常の処理体制では処理できないと判断する場合)</li> <li>・環境対策、モニタリング</li> </ul>
復旧・復興 (災害復旧・復興)			～3年程度	～1年程度	<p>避難所生活の終了時期</p> <p>(ごみ処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な災害廃棄物の処理</li> <li>・災害廃棄物処理実行計画の見直し</li> <li>・補助金の申請(災害等報告書)</li> <li>・仮設トイレの撤去</li> <li>・仮置場の管理、運営と閉鎖、原状復帰</li> <li>・国補助金の精算、報告等</li> <li>・(損壊家屋の解体、撤去)</li> </ul>

## 1.4 処理主体と処理の流れ

災害廃棄物は原則として、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2の規定により、本市が災害廃棄物の処理主体を担います。

そこで、原則として、市が処理主体となるが、災害の規模等によって、本市での処理が困難な場合は、広域処理や神奈川県への事務委託等により処理を行います。

### （1）処理主体の役割

本計画に基づき、災害廃棄物処理は市が主体となり行いますが、迅速かつ安全な処理には、国、神奈川県の協力・支援はもとより、市民、事業者の理解と協力を得て、市を処理主体として災害廃棄物を処理することが欠かせません。

#### ア 市の役割

##### 【平常時】

- ・本計画に基づき、予防、応急対応、復旧・復興時における災害時の体制を確立します。
- ・災害時の一般廃棄物処理施設を迅速に復旧する体制を整え、必要な資機材の備蓄を行います。
- ・廃棄物処理や仮置場の管理に係る委託業者等と連携し、災害時の収集車両や資機材等の体制を整備します。
- ・広域ブロックを中心とした近隣市町村、関係団体及び民間事業者等と、災害時の相互援助協力体制を整備します。
- ・必要に応じて協定内容の見直し等を行い、より実効性の高い処理体制を構築します。

##### 【発災時】

- ・発災時には、本計画を基に、災害廃棄物処理実行計画（通常の処理体制では処理できないと判断する場合）を作成し、迅速に処理を実施します。
- ・災害廃棄物の収集・処理が困難な場合は、広域ブロック、さらには神奈川県に支援要請を行います。
- ・市民、民間事業者及び関係団体等に対して、発災時の災害廃棄物処理に関する啓発を平常時に行うとともに、発災時にも啓発・情報提供により協力を求めます。

#### イ 神奈川県の役割

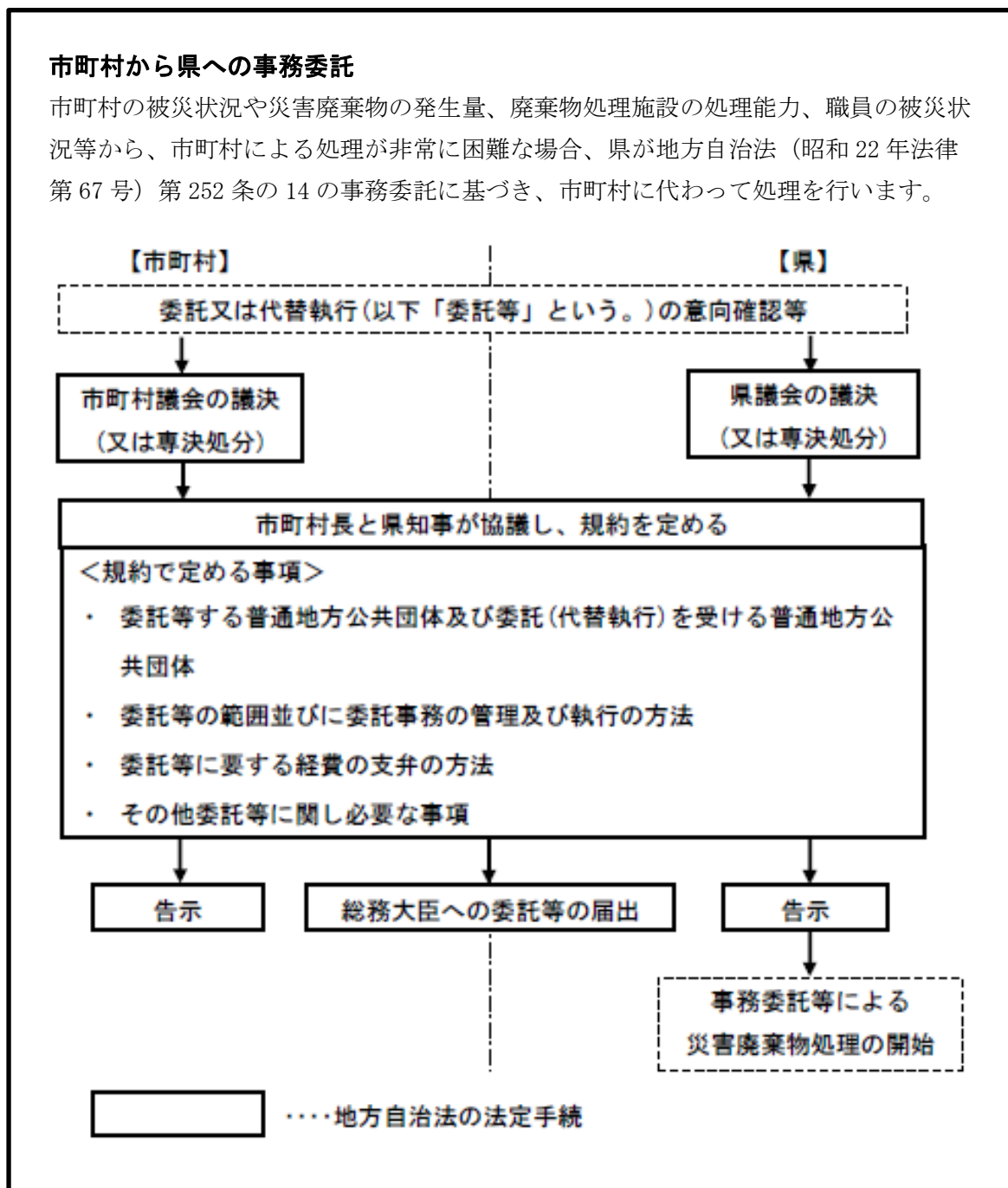
##### 【平常時】

- ・県内市町村における相互援助体制の構築を行います。
- ・民間事業者団体、NPO法人、ボランティア等との連携体制について検討します。
- ・一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況等の情報提供を行います。
- ・市町村の仮置場候補地の選定を促進し、市町村からの要請に応じて県有地を仮置場候補地とするための調整を行います。また、設置・運営方法の検討にあたり技術的助言を行います。

- ・ 県及び市町村等の職員を対象に、講習会・研修会等の開催及び訓練を実施します。

### 【発災時】

- ・ 発災時には、本計画を基に、市町村の実行計画と整合を取りながら災害廃棄物処理実行計画を作成します。
- ・ 被災していない市町村や、支援可能な自治体への協力要請を行います。
- ・ 被害の規模によって、市町村での収集運搬や処理の継続が困難な場合、当該市町村からの要請により事務委託を受けて、県が主体となり災害廃棄物の収集運搬、処理等を行います。



出典：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル



## ウ 市民の役割

### 【平常時】

- ・災害時の生活ごみ及び建築物の解体に伴う災害廃棄物の分別等排出方法、処理困難物及び有害物質の処理方法等について、本市が行う啓発活動に協力し情報共有するとともに、発災時に対応できるよう努めます。

### 【発災時】

- ・本計画及び災害廃棄物処理実行計画に基づき、本市が発信する情報に従い、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に協力します。

## エ 事業者の役割

### 【平常時】

- ・災害時の生活ごみ及び建築物の解体・撤去に伴う災害廃棄物の排出方法、処理困難物及び有害廃棄物の処理方法等について、本市が行う啓発活動に協力し情報共有するとともに、発災時に対応できるよう体制を整備します。

### 【発災時】

- ・本市が処理を行わない災害廃棄物は、原則として事業者が自己処理責任において処理するとともに、適切な分別と再利用・再資源化に努めます。
- ・本市が行う災害廃棄物の処理について、必要な協力を行います。

## (2) 広域処理体制

神奈川県では、平時から12の広域ブロックに市町村を区分して、ごみ処理の広域化を推進しています。災害時においても、原則として、広域ブロックを中心に処理を実施する方針です。

本市は、県西ブロック（小田原・足柄下地域）の構成市であり、県西地域県政総合センターの所管区域に位置します。災害廃棄物処理にあたっては、ブロック（地域）内の箱根町、真鶴町、湯河原町と連携を図るとともに、県と連絡調整を行いながら、被災状況に応じて県内市町村、関係事業者団体と協力体制を構築します。

**図表 広域ブロックの区分**

ブロック名		構成市町村
横 浜		横浜市
川 崎		川崎市
相 模 原		相模原市
横須賀三浦	横須賀・三浦	横須賀市、三浦市
	鎌倉・逗子・葉山	鎌倉市、逗子市、葉山町
湘 南 東		藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘 南 西	平塚・大磯・二宮	平塚市、大磯町、二宮町
	秦野・伊勢原	秦野市、伊勢原市
大和高座		大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
厚木愛甲		厚木市、愛川町、清川村
県 西	南足柄・足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	小田原・足柄下	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

### (3) 処理の流れ

災害時に発生する廃棄物は一般廃棄物ですが、被災した地域から出るものと被災しなかった地域から出るものがあります。

被災した地域からは災害廃棄物として、がれき等の災害により発生する廃棄物と避難者の生活に伴い発生する廃棄物があります。一方、被災しなかった地域からは、家庭や事業者から排出される平常時と同様の廃棄物があります。

収集については、被災しなかった地域は通常の収集を行うことを基本とし、被災した地域については、災害により発生する廃棄物と家庭ごみ及び避難所ごみに分けて収集を行います。また、災害により発生する廃棄物は、市民及び事業者等が一次仮置場に分別して持込むことを原則とします。

処理については、原則、平常時の処理体制で行います。しかしながら、施設の損壊や災害廃棄物の発生量、種類等により処理できない場合は広域処理や県への事務委託等により行います。

また、災害時のくみ取り式し尿の発生源は、家庭や事業所から排出される「し尿及び浄化槽汚泥」や避難所・被災地域の仮設トイレから出る「し尿」があります。市の扇町クリーンセンターに投入することを基本としますが、施設の被災状況により使用できない場合は、市管理の下水処理場に一旦貯留又は県管理の酒匂川流域下水処理場に直接投入の検討を行います。

市管理及び県管理（酒匂川流域）の下水処理場で処理できない場合は、広域での連携により処理を行います。

## 2 地震災害

### 2.1 対象とする災害

#### (1) 対象とする地震

本計画では、地震動で生じる被害及びこれに伴い発生する津波などにより生じる被害を対象にします。地震災害は、市地域防災計画で想定する地震のうち、都心南部直下地震、神奈川県西部地震、南海トラフ巨大地震及び大正型関東地震を対象にしました。

表 想定地震

想定する地震災害	マグニチュード	選定理由
都心南部直下地震	7.3	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。
神奈川県西部地震	6.7	県西部を震源域とする。歴史的に繰り返し発生していることが知られているため、発生の切迫性が指摘されている。
南海トラフ巨大地震	9.0	南海トラフを震源域とする。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。
大正型関東地震	8.2	相模トラフから房総半島東側を震源域とする。平均発生間隔は200年から400年、30年以内の発生確率はほぼ0～5%だが、今後100年から200年先には発生の可能性が含まれている。

出典：小田原市地域防災計画

## (2) 想定する被害

想定する地震は、(1) のとおり、4つの地震により災害が発生した場合を想定して計画を策定することとし、本市の被害想定を整理します。

表 本市における被害想定（4 想定地震）

区 分			被害総数（想定地震）				備考	
			都心南部 直下地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震		
建物 被害 (棟)	揺れ・ 液状化	全壊	木造	*	3,060	120	19,390	
			非木造	20	790	60	4,450	
			計	30	3,850	170	23,850	
		半壊	木造	720	9,790	1,500	14,190	
			非木造	160	1,420	260	2,520	
			計	880	11,210	1,760	16,720	
	計			910	15,060	1,930	40,570	
	がけ 崩れ	全壊	0	*	*	10		
		半壊	*	20	*	30		
		計	*	20	10	40		
	津波 (水害)	全壊	0	40	30	410		
		半壊	0	230	300	410		
		床上浸水	0	50	60	10		
		床下浸水	0	20	*	0		
		計	0	340	390	830		
	火災	焼失棟数	0	710	0	4,480		
		炎上出火件数	*	10	*	80		
	合計	全壊	30	3,860	200	22,720	重複を 考慮	
		半壊	880	11,310	2,050	16,030		
		床上浸水	0	50	60	10		
床下浸水		0	20	*	0			
焼失家屋		0	710	0	4,480			
避難 者数 (人)	避難所	1～3日目	730	24,870	2,390	70,050		
		4日目～1週間後	610	18,040	2,410	59,250		
		1か月後	370	7,630	960	26,430		
	避難所 以外	1～3日目	490	16,470	1,460	46,420		
		4日目～1週間後	610	17,210	1,450	57,210		
		1か月後	850	17,810	2,250	61,670		
	帰宅 困難者	帰宅困難者 (当日)	14,520	14,520	14,520	14,520		
上水道	断水人口（人）	当日	570	60,280	4,710	169,390		

※ \* = わずか (0.5 以上 10 未満)    0 = 0.5 未満

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがあります。

※ 建物損壊のうち一部損壊は、小破のため被害想定には含めません。

※ 帰宅困難者は、国勢調査における勤務、通学先データに基づき、観光客数は想定されていません。

出典：神奈川県地震被害想定調査報告書

## 2.2 対象とする災害廃棄物の定義

本計画で対象とする災害廃棄物は、地震災害により発生する廃棄物、避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿とします。

災害廃棄物の定義は、次の表に示すとおりです。

**表 災害廃棄物の種類と区分**

発生源	種類	廃棄物の例	区分
地震災害により発生する廃棄物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック類等が混在した廃棄物	がれき
	不燃物	廃タイヤ類、分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物	
	コンクリートがら	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等	
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	
	木くず	柱・梁・壁材、水害又は津波等による流木等	
	腐敗性廃棄物	畳、冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等	
	廃家電	テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の家電類で、災害により被害を受けて使用できなくなったもの	
	廃自動車等	使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車	
	廃船舶	使用できなくなった船舶	
	有害廃棄物	アスベストを含む廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA(クロム銅ヒ素系木材保存剤)処理木材・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物	
	その他処理困難物	消火器、ボンベ類等の危険物やピアノ等の自治体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線を含む)、漁網、石膏ボード等	
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの	津波堆積物
避難者の生活に伴い発生する廃棄物	家庭ごみ	避難所以外避難(在宅、車中等)世帯から排出される生活ごみや粗大ごみ等	生活ごみ
	避難所ごみ	広域避難所等から排出される生活ごみ等	
し尿		仮設トイレ(災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供された汲取り式トイレ等の総称)からのくみ取りし尿	し尿

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画を一部修正



## 2.3 災害廃棄物発生量の推計等

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、発生した災害廃棄物をがれき、津波堆積物、生活ごみ、し尿の4つの区分に分けて推計します。

### (1) がれき

#### ア 発生量の推計方法

##### 【前提条件】

- ・発生量の推計は、県計画の発生原単位及び計算式を用いて推計しました。  
地震による発生量は、県被害想定に基づいています。
- ・地震による建物被害棟数は、全壊・半壊・床上浸水・床下浸水の棟数と、火災による焼失棟数を基に算出しています。
- ・廃棄物としての処理方法の違いを考慮して、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の種類別に災害廃棄物量を算出します。

#### イ がれき発生量

##### 【推計式】

- ・この推計式は、1棟当たりのがれき発生量（t/棟）に、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水、木造焼失、非木造焼失の棟数を乗じて算出します。

がれき発生量（t）

$$\begin{aligned} &= 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（全壊）（t/棟）} \times \text{全壊棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（半壊）（t/棟）} \times \text{半壊棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（床上浸水）（t/棟）} \times \text{床上浸水棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（床下浸水）（t/棟）} \times \text{床下浸水棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（木造焼失）（t/棟）} \times \text{木造焼失棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量（非木造焼失）（t/棟）} \times \text{非木造焼失棟数} \end{aligned}$$

表 1 棟当たりのがれき発生量

被害区分	①津波浸水地域	②津波浸水地域以外
全壊	117 t	161 t
半壊	23 t	32 t
木造焼失	78 t	107 t
非木造焼失	98 t	135 t
床上浸水	4.60 t	—
床下浸水	0.62 t	—

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

**表 がれき発生量の推計**

想定地震	区分	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	焼失家屋	
						木造	非木造
都心南部直下地震	棟数(棟)	30	880	0	0	0	0
	発生量(t)	4,830	28,160	0	0	0	0
	発生量計(t)	32,990					
神奈川県西部地震	棟数(棟)	3,860	11,310	50	20	559	151
	発生量(t)	451,620	260,130	230	12	43,602	14,798
	発生量計(t)	770,392					
南海トラフ巨大地震	棟数(棟)	200	2,050	60	*	0	0
	発生量(t)	23,400	47,150	276	*	0	0
	発生量計(t)	70,826					
大正型関東地震	棟数(棟)	22,720	16,030	10	0	3,530	950
	発生量(t)	2,658,240	368,690	46	0	275,340	93,100
	発生量計(t)	3,395,416					

※都心南部直下地震は2.3(1)イ「表 1棟当たりのがれき発生量」の②を乗じて算出。その他の地震は同表の①を乗じて算出

※焼失家屋の木造と非木造の棟数は、市内の木造(78.8%)と非木造(21.2%)の割合を焼失棟数に乘じて算出

※\* = わずか(0.5以上10未満)、0 = 0.5未満

**ウ 種類別発生量**

**【推計式】**

- 神奈川県災害廃棄物業務マニュアルの種類別割合は、津波による被害を伴う地震と、伴わない地震の2つの種類別割合が示されていることから、想定する地震に合わせた種類別割合を用います。なお、焼失家屋は、木造、非木造の種類別割合を用います。

$$\text{種類別発生量} = \text{がれき発生量(t)} \times \text{種類別発生割合(\%)}$$

※焼失家屋以外のがれき発生量については、全壊・半壊・床上浸水・床下浸水による発生量を使用し、焼失家屋に伴うがれき発生量については、木造・非木造による発生量を使用。

**表 種類別発生割合**

項目	①津波浸水地域※1	②津波浸水地域以外※2	火災焼失	
			木造	非木造
可燃物	18.0%	8.0%	0.1%	0.1%
不燃物	18.0%	28.0%	65.0%	20.0%
コンクリートがら	52.0%	58.0%	31.0%	76.0%
金属	6.6%	3.0%	4.0%	4.0%
柱角材	5.4%	3.0%	0.0%	0.0%

※1 津波を伴う災害であった東日本大震災(宮城県+岩手県)の処理実績に基づく種類別割合

※2 首都圏の建物特性を反映させるため、既往文献の発生原単位に9都県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県)の構造別の建物棟数を加味して設定した種類別割合

出典：神奈川県災害廃棄物業務マニュアルを一部修正

**【種類別発生量の推計】**

都心南部直下地震 ※2.3 (1) ウ「表 種類別発生割合」の②を乗じて算出

区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計 (t)
全壊、半壊、 床上浸水、床下浸水 (火災焼失以外)	2,639	9,237	19,134	990	990	32,990
木造、非木造 (火災焼失)	0	0	0	0	0	0
合計 (t)	2,639	9,237	19,134	990	990	32,990

神奈川県西部地震 ※2.3 (1) ウ「表 種類別発生割合」の①を乗じて算出

区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計 (t)
全壊、半壊、 床上浸水、床下浸水 (火災焼失以外)	128,159	128,159	370,236	46,991	38,447	711,992
木造、非木造 (火災焼失)	59	31,270	24,738	2,333	0	58,400
合計 (t)	128,218	159,429	394,974	49,324	38,447	770,392

南海トラフ巨大地震 ※2.3 (1) ウ「表 種類別発生割合」の①を乗じて算出

区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計 (t)
全壊、半壊、 床上浸水、床下浸水 (火災焼失以外)	12,749	12,749	36,829	4,674	3,825	70,826
木造、非木造 (火災焼失)	0	0	0	0	0	0
合計 (t)	12,749	12,749	36,829	4,674	3,825	70,826

大正型関東地震 ※2.3 (1) ウ「表 種類別発生割合」の①を乗じて算出

区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	合計 (t)
全壊、半壊、 床上浸水、床下浸水 (火災焼失以外)	544,856	544,856	1,574,027	199,780	163,457	3,026,976
木造、非木造 (火災焼失)	368	197,394	155,955	14,723	0	368,440
合計 (t)	545,224	742,250	1,729,982	214,503	163,457	3,395,416

## (2) 津波堆積物

### ア 津波による被害及び市域における最大津波高

県の地震被害想定調査結果から津波による被害を、県の津波浸水予測図から市域における最大津波高を抜粋し、次の表に示します。

**表 市内の津波による被害想定及び市域における最大津波高**

区 分			被害総数 (想定地震)			
			都心南部 直下地震	神奈川県 西部地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震
津 波 被 害	人的 被害	死者数 (人)	—	70	*	800
	建物 被害	全壊棟数 (棟)	—	40	30	410
		半壊棟数 (棟)	—	230	300	410
		床上浸水棟数 (棟)	—	50	60	10
	床下浸水棟数 (棟)	—	20	*	0	
市域における最大津波高 (市防災計画)			1.4m (早川)	4.2m (江之浦)	3.1m (江之浦)	6.1m (早川)

※ \* = わずか (0.5 以上 10 未満)、0 = 0.5 未満

※ 海岸保全区域等以外のがけ地等を除く

### イ 津波堆積物発生量の推計方法

#### 【前提条件】

- ・津波堆積物の発生量の推計は、国指針の技術資料の推計方法により推計した、県被害想定の数値を用いています。
- ・県被害想定の数値の推計式は、県計画の数式を用いて、最大の津波堆積厚を 0.04m で計算しています。
- ・東日本大震災の処理量の実績から発生原単位を設定し、津波浸水面積から発生量を推計します。

#### 【推計式】

- ・津波堆積物の重量 (t)  

$$= \text{浸水面積 (m}^2\text{)} \times \text{津波堆積厚 0.04 (m)} \times \text{体積重量換算係数 (1.46 or 1.10 t/m}^3\text{)}$$

### ウ 津波堆積物発生量

県被害想定では、浸水面積が示されていないため、推計結果のみの記載となります。  
 想定地震ごとの発生量 (推計)

- ・都心南部直下地震 — 万トン
- ・神奈川県西部地震 \* 万トン
- ・南海トラフ巨大地震 \* 万トン
- ・大正型関東地震 \* 万トン

※ \* = わずか (0.5 以上 10 未満)

出典：神奈川県被害想定調査報告書

### (3) 生活ごみ

#### ア 生活ごみ発生量の推計方法

##### 【前提条件】

- ・避難者から排出されるごみの発生量の推計は、国指針の技術資料の推計方法により推計しました。
- ・避難者の数は、県被害想定における本市の想定結果を用います。
- ・生活ごみ発生原単位は、本市の平成 30 年度～令和 2 年度の収集における排出原単位の平均値 769 g / 人・日としました。(国指針の考え方を参照)
- ・生活ごみの発生量は、発生源が在宅世帯等か避難所かの違いはありますが、市全体の生活ごみの発生量に与える影響は小さく、全体として平常時とほぼ同量と想定されます。
- ・ここでは、避難者が排出する生活ごみについて、発災後に新たな収集体制を組む必要があるため、想定地震ごとの発生量を推計します。
- ・なお、帰宅困難者による一時的な増加分は推計が困難であり、かつ県被害想定で帰宅困難者は 1～2 日後には帰宅すると想定されているため、対象外としています。

##### 【推計式】

$$\begin{aligned} & \cdot \text{生活ごみの発生量 (t / 日)} \\ & = \quad \text{①発生原単位 (g / 人・日)} \times \quad \text{②避難所避難者数} \\ & \quad + \quad \text{①発生原単位 (g / 人・日)} \times \quad \text{④避難所以外避難者数} \\ & \quad \text{※端数調整により合計が一致しない場合があります} \end{aligned}$$

#### イ 生活ごみ発生量

都心南部直下地震

区 分	避難所開設日 から 3 日目	4 日から 1 週間後	2 週間から 1 か月後
①発生原単位 (g / 人・日)	769	769	769
②避難所避難者数 (人)	730	610	370
③避難所避難者からの発生量 (t / 日)	0.6	0.5	0.3
④避難所以外避難者数 (人)	490	610	850
⑤避難所以外避難者からの発生量 (t / 日)	0.4	0.5	0.7
⑥発生量 (t / 日)	0.9	0.9	0.9

神奈川県西部地震

区 分	避難所開設日 から3日目	4日から 1週間後	2週間から 1か月後
①発生原単位 (g/人・日)	769	769	769
②避難所避難者数 (人)	24,870	18,040	7,630
③避難所避難者からの発生量 (t/日)	19.1	13.9	5.9
④避難所以外避難者数 (人)	16,470	17,210	17,810
⑤避難所以外避難者からの発生量 (t/日)	12.7	13.2	13.7
⑥発生量 (t/日)	31.8	27.1	19.6

南海トラフ巨大地震

区 分	避難所開設日 から3日目	4日から 1週間後	2週間から 1か月後
①発生原単位 (g/人・日)	769	769	769
②避難所避難者数 (人)	2,390	2,410	960
③避難所避難者からの発生量 (t/日)	1.8	1.9	0.7
④避難所以外避難者数 (人)	1,460	1,450	2,250
⑤避難所以外避難者からの発生量 (t/日)	1.1	1.1	1.7
⑥発生量 (t/日)	3.0	3.0	2.5

大正型関東地震

区 分	避難所開設日 から3日目	4日から 1週間後	2週間から 1か月後
①発生原単位 (g/人・日)	769	769	769
②避難所避難者数 (人)	70,050	59,250	26,430
③避難所避難者からの発生量 (t/日)	53.9	45.6	20.3
④避難所以外避難者数 (人)	46,420	57,210	61,670
⑤避難所以外避難者からの発生量 (t/日)	35.7	44.0	47.4
⑥発生量 (t/日)	89.6	89.6	67.7

参考：平常時の収集量

年度区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間収集量 (t/年) ※小田原市告示 (特定ごみを除く)	51,421	51,230	51,134
1日当たりの発生量 (t/日) (年間収集量÷年間日数)	140.9	140.0	140.1



#### (4) し尿

##### ア し尿発生量及び仮設トイレの必要基数の推計方法

###### ①し尿発生量

###### 【前提条件】

- ・し尿の発生量（地震・風水害）の推計は、県計画と同様、国指針の技術資料の推計方法により推計しています。
- ・災害時のし尿の発生源は、平常時の収集世帯、避難所の仮設トイレ、市街地等に設置されている仮設トイレが対象となります。
- ・避難所の避難者及び断水のため水洗トイレが使用できない住民世帯を仮設トイレの対象とします。

###### (ア) し尿発生量

###### 【推計式】

$$\begin{aligned} \text{発生量} &= \text{災害時におけるし尿収集必要人数} \times \text{1日1人平均排出量} \\ &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \\ &\quad \times \text{③1人1日平均排出量} \end{aligned}$$

###### ①仮設トイレ必要人数

$$= \text{④避難者数（避難所等）} + \text{⑤断水による仮設トイレ必要人数}$$

###### ⑤断水による仮設トイレ必要人数

$$= \{ \text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \} \times \text{上水道支障率} \times 1/2$$

$$\text{※上水道支障率} = \text{上水道の被害人口（県被害想定）} \div \text{総人口}$$

$$\text{※}1/2 = \text{断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約}1/2\text{の住民と仮定。}$$

###### ②非水洗化区域し尿収集人口 = 平常時にくみ取り式トイレを使用する住民数

$$= \text{くみ取り人口} - \text{避難者数} \times (\text{くみ取り人口} / \text{総人口})$$

$$\text{※くみ取り人口} = 1,575 \text{人（令和2年度末現在）}$$

###### (イ) 仮設トイレの必要基数

###### 【推計式】

仮設トイレ必要基数

$$= \text{①仮設トイレ必要人数} / \text{②仮設トイレ設置目安}$$

###### ①仮設トイレ必要人数（し尿発生量推計で推計済）

###### ②仮設トイレ設置目安

$$= \text{④仮設トイレ容量} / \text{⑥発生原単位} / \text{⑦収集間隔日数}$$

## イ し尿の発生量及び仮設トイレの必要基数

都心南部直下地震

区 分		1～3日 目	4日目～ 1週間後	1か月後
し尿発生量				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	730	610	370
	②断水による仮設トイレ必要人数	0	0	0
②非水洗化区域し尿収集人口（人）		1,571	1,572	1,574
③発生原単位（ℓ/人・日）		1.7	1.7	1.7
④発生量（kl/日）（(①+②) × ③ ÷ 1000）		3.9	3.7	3.3
仮設トイレの必要基数				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	730	610	370
	②断水による仮設トイレ必要人数	0	0	0
②仮設トイレ 設置目安 （① ÷ ③ ÷ ④）	①仮設トイレ容量（ℓ/基）	400	400	400
	②発生原単位（ℓ/人・日）	1.7	1.7	1.7
	③収集間隔日数（日）	3	3	3
③必要基数（基）（① ÷ ②）		10	10	5

神奈川県西部地震

区 分		1～3日 目	4日目～ 1週間後	1か月後
し尿発生量				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	24,870	18,040	7,630
	②断水による仮設トイレ必要人数	22,937	14,418	0
②非水洗化区域し尿収集人口（人）		1,369	1,426	1,513
③発生原単位（ℓ/人・日）		1.7	1.7	1.7
④発生量（kl/日）（(①+②) × ③ ÷ 1000）		83.6	57.6	15.5
仮設トイレの必要基数				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	24,870	18,040	7,630
	②断水による仮設トイレ必要人数	22,937	14,418	0
②仮設トイレ 設置目安 （① ÷ ③ ÷ ④）	①仮設トイレ容量（ℓ/基）	400	400	400
	②発生原単位（ℓ/人・日）	1.7	1.7	1.7
	③収集間隔日数（日）	3	3	3
③必要基数（基）（① ÷ ②）		610	414	98

南海トラフ巨大地震

区 分		1～3日 目	4日目～ 1週間後	1か月後
し尿発生量				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	2,390	2,410	960
	②断水による仮設トイレ必要人数	0	0	0
②非水洗化区域し尿収集人口（人）		1,557	1,557	1,569
③発生原単位（ℓ/人・日）		1.7	1.7	1.7
④発生量（kl/日）（(①+②）×③÷1000）		6.7	6.7	4.3
仮設トイレの必要基数				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	2,390	2,410	960
	②断水による仮設トイレ必要人数	0	0	0
②仮設トイレ 設置目安 （①÷②÷③）	①仮設トイレ容量（ℓ/基）	400	400	400
	②発生原単位（ℓ/人・日）	1.7	1.7	1.7
	③収集間隔日数（日）	3	3	3
③必要基数（基）（①÷②）		31	31	13

大正型関東地震

区 分		1～3日 目	4日目～ 1週間後	1か月後
し尿発生量				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	70,050	59,250	26,430
	②断水による仮設トイレ必要人数	52,887	57,690	188
②非水洗化区域し尿収集人口（人）		992	1,083	1,355
③発生原単位（ℓ/人・日）		1.7	1.7	1.7
④発生量（kl/日）（(①+②）×③÷1000）		210.7	200.6	47.6
仮設トイレの必要基数				
①仮設トイレ 必要人数（人）	①避難者数（避難所等）	70,050	59,250	26,430
	②断水による仮設トイレ必要人数	52,887	57,690	188
②仮設トイレ 設置目安 （①÷②÷③）	①仮設トイレ容量（ℓ/基）	400	400	400
	②発生原単位（ℓ/人・日）	1.7	1.7	1.7
	③収集間隔日数（日）	3	3	3
③必要基数（基）（①÷②）		1,568	1,491	340

【参考：し尿・浄化槽汚泥発生量（平常時の収集量）】

年度区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間収集量（kl/年）	26,296	26,168	25,580
1日当たりの発生量（kl/日）	72.0	71.5	70.1

### 3 風水害（河川洪水）

#### 3.1 対象とする災害

##### （1）対象とする河川

本計画では、大雨、台風などによる多量の降雨で生じる洪水、浸水などの被害を対象にします。小田原市洪水ハザードマップを基に、河川の状況等を確認し、浸水の恐れがある洪水浸水想定区域での最大の範囲を想定しました。

**表 対象河川（水防法第14条に基づく市内河川の洪水浸水想定区域の指定状況）**

No.	河川名	浸水想定区域指定年月日	外力	想定雨量
1	山王川	平成30年6月1日 神奈川県告示第291号	想定最大規模	24時間総雨量：342mm
2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号		24時間総雨量：530mm
3	狩川	平成30年7月27日 神奈川県告示第355号		24時間総雨量：364mm
4	仙了川	平成30年7月27日 ※神奈川県公表		24時間総雨量：344mm
5	要定川	平成30年7月27日 神奈川県告示第356号		24時間総雨量：336mm
6	早川	令和2年3月24日 神奈川県告示第95号		24時間総雨量：870mm
7	森戸川	令和元年12月20日 神奈川県告示第305号		24時間総雨量：338mm
8	中村川	令和元年12月20日 神奈川県告示第307号		24時間総雨量：335mm

※水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川については、県の公報において告示を行っているが、洪水予報河川または水位周知河川に指定されていない河川については告示を行っていないため、告示番号がない。

##### （2）想定する被害

想定する河川洪水による被害は、8洪水浸水想定区域を対象としました。この区域で浸水が発生した場合を想定して計画を策定することとし、本市の被害想定を整理します。

また、浸水深の程度により、全壊、床上浸水、床下浸水の3つの区分ごとに被害想定を算出します。なお、全壊と半壊の区別が難しいため、全壊に半壊を含めています。

**表 浸水深と被害区分**

浸水深 5m以上	全壊
浸水深 3～5m	
浸水深 0.5～3m	床上浸水
浸水深 0～0.5m	床下浸水

表 河川ごとの被害区分別の被災家屋棟数（想定最大規模）

河川名	全壊 (棟数)	床上浸水 (棟数)	床下浸水 (棟数)
山 王 川	17	6,349	3,599
酒 匂 川	2,926	22,306	6,344
狩川・要定川	103	8,851	3,232
仙 了 川	0	864	2,603
森 戸 川	26	2,609	1,065
中 村 川	32	160	104
早 川	123	1,678	946

※県の「洪水浸水想定区域」を基に、防災対策課が作成した本市の浸水想定データ（世帯数）を使用。（狩川、要定川についてはまとめて記載。）

※本市の浸水想定データ（世帯数）に、本市の世帯数に対する建物棟数の割合（0.870）と被害区分別に判定した被災割合を乗じて被災家屋棟数を算出

### 3.2 対象とする災害廃棄物の定義

災害廃棄物の定義は、2.2「表 災害廃棄物の種類と区分」のうち、廃船舶と津波堆積物除くものとします。

### 3.3 災害廃棄物発生量の推計等

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、発生した災害廃棄物をがれき、生活ごみ、し尿の3つの区分に分けて推計します。

#### (1) がれき

##### ア 発生量の推計方法

###### 【前提条件】

- ・発生量の推計は、県計画の発生原単位及び計算式を用いて推計しました。  
風水害による被災エリアは、洪水ハザードマップ等に基づいています。
- ・風水害による建物被害棟数は、河川の氾濫による浸水深の区分により、全壊、床上浸水、床下浸水の棟数を基に算出しています。
- ・廃棄物としての処理方法の違いを考慮して、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の種類別に発生量を算出します。
- ・床上浸水と床下浸水では、建物の倒壊を伴うコンクリートがらや柱角材は排出されないとし可燃物、不燃物、金属くずの3種類の分類としました。

##### イ がれき発生量

**【推計式】**

- ・この推計式は、1棟当たりのがれき発生量（t/棟）に、全壊、床上浸水、床下浸水の棟数を乗じて算出します。

がれき発生量

$$\begin{aligned} &= 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (全壊) (t/棟)} \times \text{全壊棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (床上浸水) (t/棟)} \times \text{床上浸水棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (床下浸水) (t/棟)} \times \text{床下浸水棟数} \end{aligned}$$

**表 1 棟当たりのがれき発生量**

全壊	117t
床上浸水	4.60t
床下浸水	0.62t

※津波浸水地域におけるがれきの発生原単位を採用  
出典：神奈川県災害廃棄物処理計画



① 河川ごとのがれき発生量推計

想定最大規模の降雨が発生した場合の河川ごとの想定浸水深を基に、それぞれの発生量を推計。

**表 がれき発生量の推計（河川ごと）**

河川名	区分	全壊	床上浸水	床下浸水
山 王 川	棟数（棟）	17	6,349	3,599
	発生量（t）	1,989	29,205	2,231
	発生量計（t）	33,425		
酒 匂 川	棟数（棟）	2,926	22,306	6,344
	発生量（t）	342,342	102,608	3,933
	発生量計（t）	448,883		
狩川・要定川	棟数（棟）	103	8,851	3,232
	発生量（t）	12,051	40,715	2,004
	発生量計（t）	54,770		
仙 了 川	棟数（棟）	0	864	2,603
	発生量（t）	0	3,974	1,614
	発生量計（t）	5,588		
森 戸 川	棟数（棟）	26	2,609	1,065
	発生量（t）	3,042	12,001	660
	発生量計（t）	15,703		
中 村 川	棟数（棟）	32	160	104
	発生量（t）	3,744	736	64
	発生量計（t）	4,544		
早 川	棟数（棟）	123	1,678	946
	発生量（t）	14,391	7,719	587
	発生量計（t）	22,697		

② 本計画で取り扱うがれき発生推計量

市内全域において、想定最大規模の降雨が同時に発生し、8河川すべてが被害を受けたと想定した場合、浸水範囲が重なる場所が存在するため、がれき発生量が多い河川を採用し、棟数とがれき発生量を推計。

**表 がれき発生量の推計（全河川）**

河川名	区分	全壊	床上浸水	床下浸水
全 河 川	棟数（棟）	3,125	31,382	8,358
	発生量（t）	365,625	144,357	5,182
	発生量計（t）	515,164		

## ウ 種類別発生量

### 【推計式】

$$\text{種類別発生量} = \text{がれき発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)}$$

**表 種類別発生割合**

項目	全壊	床上・床下浸水
可燃物	18.0%	42.3%
不燃物	18.0%	42.3%
コンクリートがら	52.0%	-%
金属	6.6%	15.4%
柱角材	5.4%	-%

※ 全壊の種類別発生割合は、神奈川県災害廃棄物処理計画の津波被害を伴う場合の割合を使用

※ 床上・床下浸水の種類別発生割合は、建物由来の品目が発生しないと想定し、コンクリートがら、柱角材を除外し算出

#### ① 種類別発生量推計

想定最大規模の降雨が発生した場合の河川ごとの想定浸水深を基に、それぞれの種類別発生量を推計。

**表 種類別発生量の推計 (河川ごと)**

河川名	種類	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
山王川	発生量(t)	13,655	13,655	1,034	4,973	108
	計(t)	33,425				
酒匂川	発生量(t)	106,689	106,689	178,018	39,001	18,486
	計(t)	448,883				
狩川・要定川	発生量(t)	20,239	20,239	6,267	7,374	651
	計(t)	54,770				
仙了川	発生量(t)	2,364	2,364	0	860	0
	計(t)	5,588				
森戸川	発生量(t)	5,904	5,904	1,582	2,149	164
	計(t)	15,703				
中村川	発生量(t)	1,012	1,012	1,947	371	202
	計(t)	4,544				
早川	発生量(t)	6,103	6,103	7,484	2,230	777
	計(t)	22,697				

② 本計画で取り扱う種類別発生推計量

市内全域において、想定最大規模の降雨が同時に発生し、8河川すべてが被害を受けたと想定した場合、浸水範囲が重なる場所が存在するため、浸水深が高い方を採用し、種類別発生量を推計します。

**表 種類別発生量の推計の推計（全河川）**

河川名	区分	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
全河川	発生量（t）	129,068	129,068	190,125	47,160	19,743
	発生量計（t）	515,164				

**（2）生活ごみ 2.3（3）「生活ごみ」（地震災害）に準ずる**

風水害による避難者数が想定されていないため、発災後に2.3（3）「生活ごみ」（地震災害）の発生原単位を用いて推計します。

**（3）し尿 2.3（4）「し尿」（地震災害）に準ずる**

風水害による避難者数が想定されていないため、発災後に2.3（4）「し尿」（地震災害）の発生原単位を用いて推計します。

## 4 風水害（高潮）

### 4.1 対象とする災害

#### （1）対象とする区域

本計画では、神奈川県が水防法に基づき令和3年8月に指定した、相模灘沿岸の高潮浸水想定区域における小田原市沿岸区域を対象とします。

#### （2）想定する被害

本計画では、中心気圧 910hPa、最大旋衝風速半径 75km、最速移動速度が 73km/h、他移動速度が 20、30、50km/h の台風による高潮被害を想定します。想定する高潮による被害は、4.1（1）の区域全域で高潮が発生した場合を想定して計画を策定することとし、本市の被害想定を整理します。なお、3.1（2）「表 浸水深と被害区分」を用いて被害想定を算出します。

表 浸水深と被害区分

浸水深 5m以上	全壊
浸水深 3～5m	
浸水深 0.5～3m	床上浸水
浸水深 0～0.5m	床下浸水

表 高潮の被害区分別の被災家屋棟数（想定最大規模）

全壊 （棟数）	床上浸水 （棟数）	床下浸水 （棟数）
872	12,064	3,629

※県の「高潮浸水想定区域」を基に、防災対策課が作成した本市の浸水想定データ（世帯数）を使用。

※本市の浸水想定データ（世帯数）に、本市の世帯数に対する建物棟数の割合（0.870）と被害区分別に判定した被災割合を乗じて被災家屋棟数を算出

### 4.2 対象とする災害廃棄物の定義

災害廃棄物の定義は、2.2「表 災害廃棄物の種類と区分」に示すものと同様のものと想定します。高潮被害においては、海水などが大量に付着しているため、焼却炉を傷めたり、焼却残渣が大幅に増加する場合などがあります。

### 4.3 災害廃棄物発生量の推計等

災害廃棄物の発生量の推計にあたっては、発生した災害廃棄物をがれき、生活ごみ、し尿の3つの区分に分けて推計します。

## (1) がれき

### ア 発生量の推計方法

#### 【前提条件】

- ・発生量の推計は、県計画の発生原単位及び計算式を用いて推計しました。  
風水害による被災エリアは、洪水ハザードマップ等に基づいています。
- ・高潮による建物被害棟数は、高潮による浸水深の区分により、全壊、床上浸水、床下浸水の棟数を基に算出しています。
- ・廃棄物としての処理方法の違いを考慮して、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材の種類別に発生量を算出します。
- ・床上浸水と床下浸水では、建物の倒壊を伴うコンクリートがらや柱角材は排出されないとし可燃物、不燃物、金属くずの3種類の分類としました。

### イ がれき発生量

#### 【推計式】

- ・この推計式は、1棟当たりのがれき発生量（t/棟）に、全壊、床上浸水、床下浸水の棟数を乗じて算出します。

がれき発生量

$$\begin{aligned} &= 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (全壊) (t/棟)} \times \text{全壊棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (床上浸水) (t/棟)} \times \text{床上浸水棟数} \\ &+ 1 \text{ 棟当たりのがれき発生量 (床下浸水) (t/棟)} \times \text{床下浸水棟数} \end{aligned}$$

表 1 棟当たりのがれき発生量

全壊	117t
床上浸水	4.60t
床下浸水	0.62t

※津波浸水地域におけるがれきの発生原単位を採用  
出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

高潮によるがれき発生量推計

高潮の想定浸水深を基に発生量を推計。

表 がれき発生量の推計（高潮）

区分	全壊	床上浸水	床下浸水
棟数（棟）	872	12,064	3,629
発生量（t）	102,024	55,494	2,250
発生量計（t）	159,768		

## ウ 種類別発生量

### 【推計式】

$$\text{種類別発生量} = \text{がれき発生量 (t)} \times \text{種類別発生割合 (\%)}$$

表 種類別発生割合

項目	全壊	床上・床下浸水
可燃物	18.0%	42.3%
不燃物	18.0%	42.3%
コンクリートがら	52.0%	-%
金属	6.6%	15.4%
柱角材	5.4%	-%

※ 全壊の種類別発生割合は、神奈川県災害廃棄物処理計画の津波被害を伴う場合の割合を使用

※ 床上・床下浸水の種類別発生割合は、建物由来の品目が発生しないと想定し、コンクリートがら、柱角材を除外し算出

### 種類別発生量推計

高潮の想定浸水深を基に、それぞれの種類別発生量を推計。

表 種類別発生量の推計（高潮）

種類	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
発生量(t)	42,790	42,790	53,053	15,626	5,509
計(t)	159,768				

### (2) 生活ごみ 2.3 (3) 「生活ごみ」(地震災害) に準ずる

高潮による避難者数が想定されていないため、発災後に 2.3 (3) 「生活ごみ」(地震災害) の発生原単位を用いて推計します。

### (3) し尿 2.3 (4) 「し尿」(地震災害) に準ずる

高潮による避難者数が想定されていないため、発災後に 2.3 (4) 「し尿」(地震災害) の発生原単位を用いて推計します。



## 5 組織及び協力支援体制

### 5.1 災害発生時の組織体制

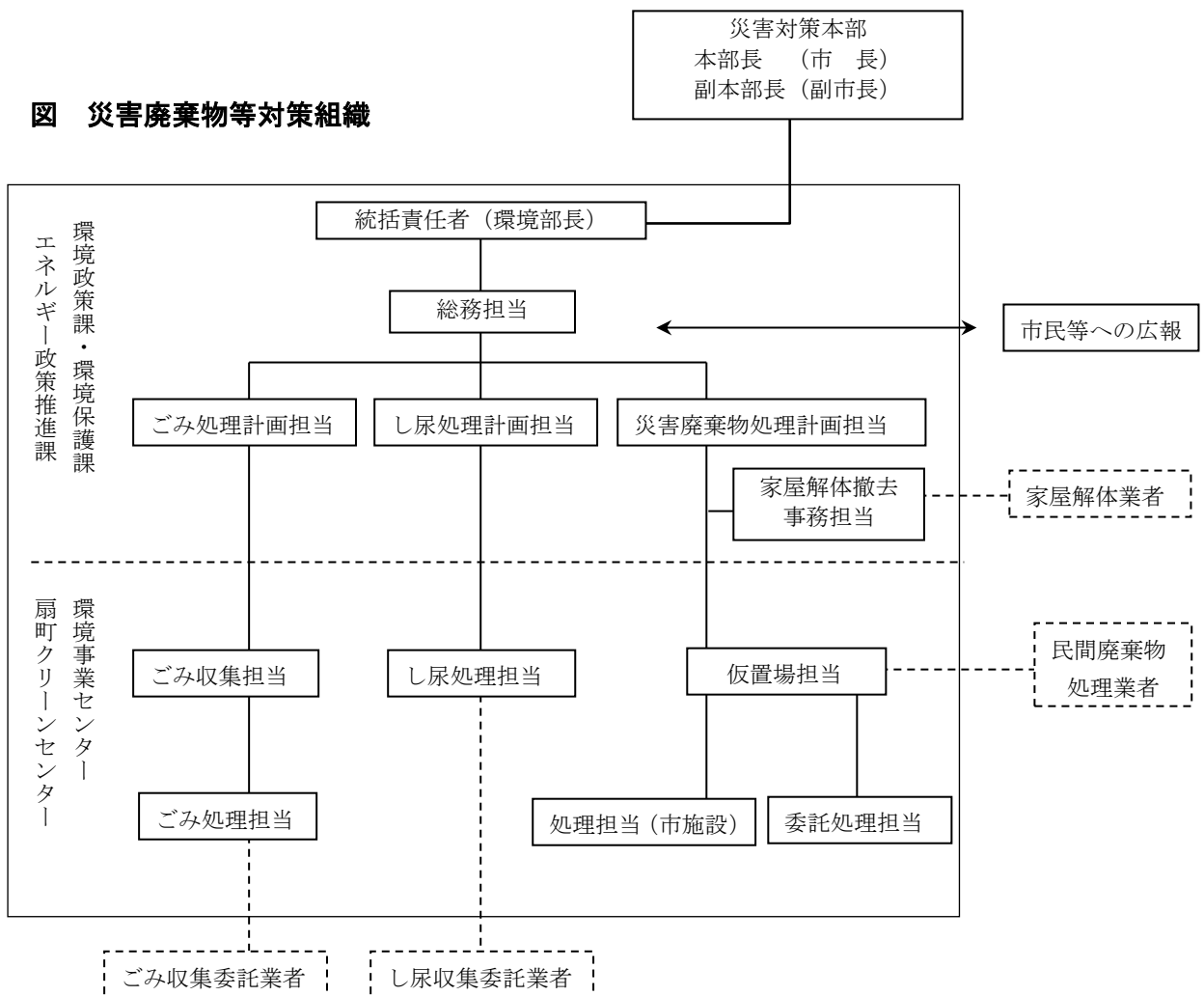
#### (1) 本市の災害廃棄物処理に係る組織体制

小田原市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、小田原市災害対策本部を設置します。環境部長の指揮の下、環境部内に（総務、ごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理）の担当を配置し、災害廃棄物の処理にあたります。

#### ア 環境対策部（災害廃棄物対策組織）の役割担当

災害発生時の初動対応として、環境部内に「災害廃棄物対策組織」を設置し、環境部（環境政策課、エネルギー政策推進課、環境保護課、環境事業センター）の職員の役割担当を以下のとおりとします。なお、業務の実施にあたっては、家屋・道路・廃棄物処理施設の被害状況等、様々な情報をもとに対応する必要があるため、災害対策本部事務局（防災部）、復旧対策チーム（建設部、都市部、上下水道局、環境部）、その他関連する部局とも十分に連携を図り、迅速かつ適切に災害廃棄物処理対応を行います。ただし、災害の規模が大きく、本市のみで処理できない場合は、周辺市町村及び県に応援を要請します。

図 災害廃棄物等対策組織



**表 災害廃棄物等対策組織の各担当の分担業務概要**

	担当名	分担業務	担当課等
総括	環境対策部	・ 災害廃棄物等対策組織の総括管理	本部長（環境部長）
総務	総務担当	・ 災害廃棄物等対策の全体の進行管理と調整 ・ 職員の参集状況の確認、人員配置 ・ 災害対策本部との連絡、調整 ・ 県及び他市町村との連絡 ・ 支援の要請 ・ 住民への広報と相談	環境政策課 エネルギー政策推進課
ごみ処理	ごみ処理計画担当	・ ごみ発生量の推計 ・ ごみ処理計画の更新	環境政策課
	ごみ収集担当	・ 避難所及び一般家庭から排出されるごみの収集 ・ 集積所の衛生・維持管理	環境事業センター
	ごみ処理担当	・ 避難所及び一般家庭から排出されるごみの処理	
し尿処理	し尿処理計画担当	・ し尿収集対象発生量の推計 ・ し尿処理計画の更新 ・ し尿収集業務管理 ・ 仮設トイレの設置、衛生・維持管理、撤去	環境保護課
	し尿処理担当	・ 避難所及び一般家庭から排出されるし尿の処理	
災害廃棄物処理	災害廃棄物処理計画担当	・ 災害廃棄物の発生量推計 ・ 災害廃棄物処理計画の更新	環境政策課 エネルギー政策推進課 環境事業センター
	家屋解体撤去事務担当	・ 家屋の解体撤去に関する申請受付、業者への発注、支払及び国庫補助事務	
	災害廃棄物仮置場担当	・ 仮置場の開設準備、運用	
	災害廃棄物処理担当（市施設による処理）	・ 災害廃棄物の再利用・再資源化・中間処理・最終処分	
	災害廃棄物委託処理担当	・ 災害廃棄物の民間業者等に対する委託調整	

**イ 本市の災害対策本部との連絡**

災害廃棄物の処理に関する本市の災害対策本部への報告及び災害対策本部からの情報収集は、総務担当に連絡担当者をおいて行います。

**ウ 関係部署との連絡**

総務担当の連絡担当者は、災害廃棄物等の処理を進める上で、次の表に示す部署等と連絡をとり、情報交換及び対策の調整等を行います。

**表 災害廃棄物等処理について関係する部署等と連絡調整の内容**

関係部署等	連絡調整内容
災害対策本部事務局（防災部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策にかかる報告及び情報収集</li> <li>・仮設トイレの配置</li> <li>・市民への広報</li> </ul>
復旧対策チーム （土木対策部、都市対策部ほか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊建築物の解体、撤去に伴う災害廃棄物</li> <li>・公園等の利用等に関する情報収集</li> </ul>
総括調整チーム（総務調査部ほか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の解体撤去申請に伴う家屋調査及びり災証明の交付</li> </ul>
被災者支援チーム（避難収容部ほか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難所に関する情報収集</li> </ul>
救援物資チーム（支援物資拠点部ほか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難所、支援物資に関する情報収集</li> </ul>
福祉医療チーム（福祉救護部ほか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難所に関する情報収集</li> </ul>
ごみ収集業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の収集作業</li> </ul>
し尿収集業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿の収集作業</li> </ul>
家屋解体業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊建築物の解体、撤去作業</li> </ul>
民間廃棄物処理業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の処理作業</li> </ul>
消毒業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ等の消毒作業、薬剤散布</li> </ul>

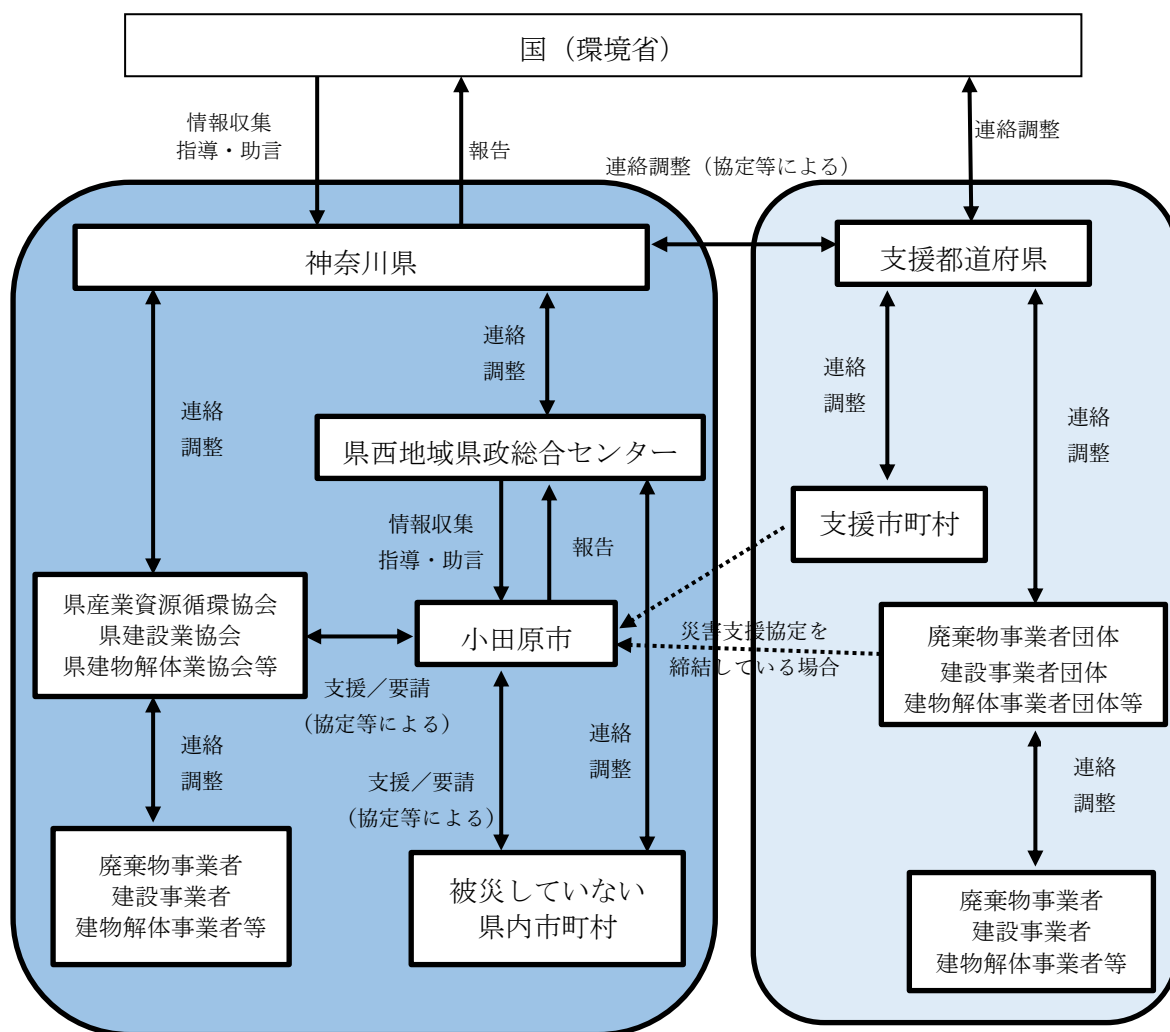
※仮置場の選定や確保を行うときは、関係所管と協議の上進める。

## (2) 協力支援（受援）体制

### ア 県内外での協力・支援体制

神奈川県では、平時から12の広域ブロックに市町村を区分してごみ処理の広域化を推進しています(1.4(2)を参照)。また、大規模災害時には、状況に応じて、広域ブロックの構成市町、地域県政総合センターの所管区域を越えた全県域における連携を推進し、速やかな処理を実施します。県内の廃棄物処理施設では処理が困難な場合は、他都道府県に支援を要請する方針です。

図 県内外での災害廃棄物処理に係る協力・支援体制



出典：神奈川県災害廃棄物処理計画を一部修正

### イ 支援の要請方法

#### ① 広域ブロック及び県政総合センター所管区域内での処理

本市の廃棄物処理施設で災害廃棄物を処理し切れない場合、本市は県西(小田原・足柄下)ブロックの箱根町、真鶴町及び湯河原町に支援を要請します。

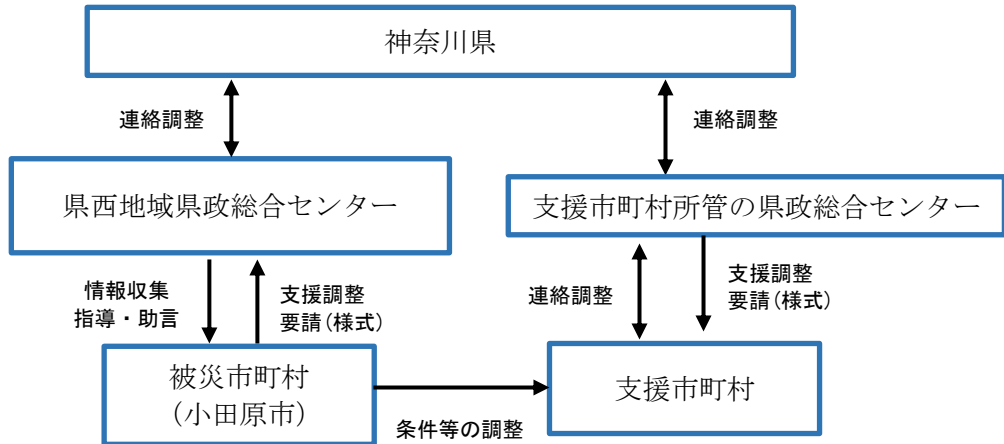
同ブロック内の廃棄物処理施設で災害廃棄物を処理し切れない場合は、県西地域県政総合センターを通じて、同センター所管区域内の市町に支援を要請します。

## ② 県政総合センター所管区域外及び県外での処理

広域ブロック及び県政総合センター所管区域内で災害廃棄物を処理し切れない場合、本市は県西地域県政総合センターを通じて、同センター所管区域外の市町村へ支援を要請します。

その後、同センターより支援要請先市町村の連絡を受けた後、本市と当該市町村間で支援に関する条件等の調整を行います。

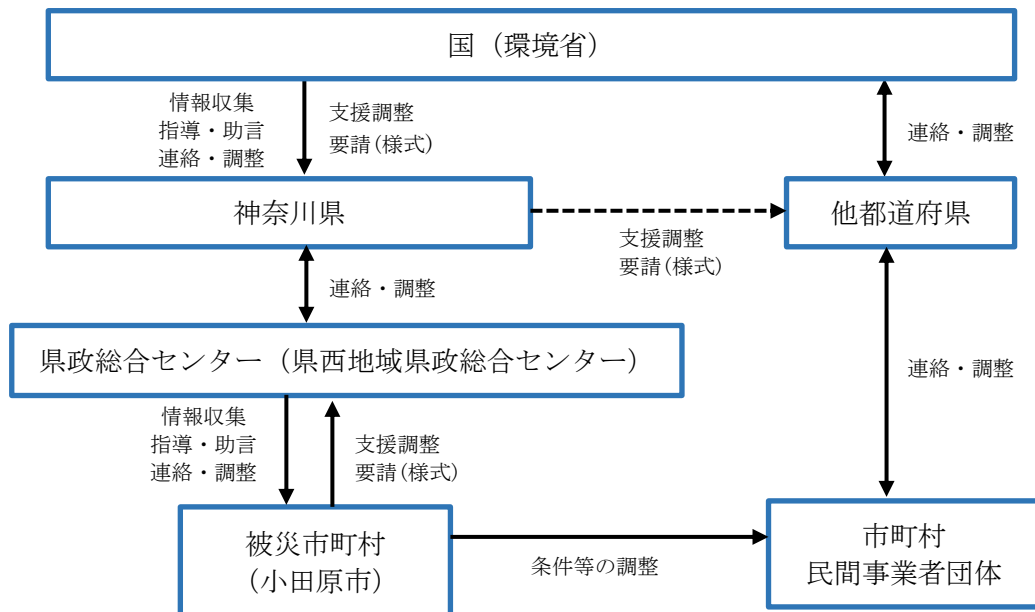
図 県政総合センター所管区域外での支援要請フロー



なお、県内市町村から要請された支援内容を県がとりまとめ、処理計画期間内での県内処理が困難と判断した場合には、県が環境省関東地方環境事務所を通じて、県外都道府県に支援を要請することになります。

本市は、県政総合センターより支援要請先市町村あるいは、民間事業者の連絡を受けた後、本市と当該市町村あるいは、民間事業者間で支援に関する条件等の調整を行います。

図 県外への支援要請フロー



## ウ 市町村からの受援体制の確保

発災後、他市町村からの支援を受け入れるにあたり、支援職員により対応可能な業務を明確にして速やかに人員を配置する必要があります。特に、発災直後から応急対応（前半）においては、災害廃棄物の処理方針が確定していない状況にあると予想されます。そのため、あらかじめ支援職員により対応可能な業務を検討し、支援があった際には速やかに人員を配置できる体制を確保しておく必要があります。発災直後から応急対応（前半）において、受援により対応可能な業務及び留意事項を示します。特に仮置場の運用・管理には、設置個所数に応じた担当者が必要であり、仮置場を整然と運用・管理・分別指導し、情報を集約することは効率的な災害廃棄物の処理に繋がります。

**表 受援により対応可能な業務及び留意事項**

受援内容		留意事項
仮置場対応	仮置場の開設準備 仮置場の運用・管理・分別指導 仮置場に係る各委託業務の積算及び監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場の運用方法等を検討するため、仮置場候補地の条件(周辺環境や被災地からのアクセス性等)を整理する必要がある。</li> <li>仮置場の敷地造成等に係る積算や監督には、土木工事の経験者等、専門的な知識や経験が必要となる。</li> </ul>
がれき等処理	がれき等処理に係る各委託業務の積算及び監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒壊家屋等の解体撤去に係る積算や監督には、建築工事の経験者等、専門的な知識や経験が必要となる。</li> <li>※5.4 (1) に該当する場合</li> </ul>
収集運搬	道路啓開に伴う路上廃棄物の収集運搬 生活ごみの収集運搬 し尿の収集運搬 住民用仮置場から、仮置場への運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全域の地図等、被災地や施設の位置等を把握できる資料が必要となる。</li> </ul>

## エ 自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期においては、まず人命救助を優先しなければなりません。迅速な人命救助のために、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物の撤去等をする必要があるため、連携方法等について検討します。

また、自衛隊・警察・消防との連携に当たって留意する事項は、人命救助やライフライン確保のための災害廃棄物の撤去対策、貴重品・思い出の品等の保管対策、不法投棄の防止対策、二次災害の防止対策などが考えられます。

## オ NPO法人・ボランティアとの連携

災害廃棄物に関わる災害ボランティア活動としては、災害廃棄物の撤去・泥出し・被災家財出し等が挙げられます。

また、安全管理等の注意事項のほか、災害廃棄物の分別方法、住民用仮置場の設置場所等の情報を的確に伝えることが重要となることから、小田原市社会福祉協議会等と連携し、



市災害ボランティアセンター等に情報提供を行い、周知を図ります。

## カ その他の支援の仕組みの活用：災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）

平成 27 年 9 月より、環境省が事務局となり、D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）が運営されています。D. Waste-Net は、災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、「平常時」と「発災時」の各局面において、機能と役割を担っています。平常時は、過去の経験の集積・分析や自治体の事前対策の支援等を行い、発災時には現地支援チームが派遣され、仮置場の確保や分別等、技術的支援が行われることから、積極的に活用していきます。

表 災害廃棄物処理支援ネットワークの機能・役割

		機能・役割
平常時		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成・防災訓練への支援</li> <li>・災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録・検証、知見の伝承</li> <li>・D. Waste-Netメンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持・向上</li> </ul>
発災時	初動・応急対応 (初期対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究・専門機関</li> </ul> <p>被災自治体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援等</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物関係団体</li> </ul> <p>被災自治体にごみ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援等（現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む）</p>
	復旧・復興対応 (中長期対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究・専門機関</li> </ul> <p>被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災自治体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理関係団体、建築業関係団体、輸送関係団体</li> </ul> <p>災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整等</p>

出典：D. Waste-Netホームページ（環境省）より抜粋

### (3) 発災時の支援に関する協定

本市は、発災時の支援に関する協定を他市町村等と締結しています。そのうち、災害廃棄物の処理や仮設トイレの供給等に関する支援協定を示します。

表 他市町村及び業界団体等との支援協定（小田原市）

	協定名称	締結先	協定の概要
廃棄物	西湘地区行政センター管内1市3町一部事務組合間における一般廃棄物の処理に係る相互援助協定	箱根町、真鶴町、湯河原町、湯河原町真鶴町衛生組合	協定市町等のごみ処理施設の相互利用
	災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定	広域一般廃棄物事業協同組合 連絡先：0465-35-2348	災害廃棄物の収集等の協力
	災害時等における家庭系廃棄物の処理に関する協定	オリックス資源循環株式会社 連絡先：03-6777-3082	民間企業所有の廃棄物処理施設の利用
	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境株式会社 連絡先：0725-54-3061	災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分、それらに伴う事業の協力要請
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会 (※旧：産業廃棄物協会) 連絡先：045-681-2989	災害廃棄物の処理等に必要の人員、車両及び資機材の調達協力
	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人神奈川県建物解体業協会 連絡先：045-662-5011	解体撤去等に必要の人員、車両及び資機材の調達協力
	緊急時の環境保全に係る援助協定	小田原市古紙リサイクル事業組合 連絡先：0465-23-3125	小田原市古紙リサイクル事業組合の資源の活用
	緊急時の環境保全に係る援助協定	小田原市資源リサイクル事業協同組合 連絡先：0465-22-0453	小田原市資源リサイクル事業組合の資源の活用
し尿	災害時における仮設トイレの供給及び運用等に関する協定	広域一般廃棄物事業協同組合 連絡先：0465-35-2348	仮設トイレ及び運用等にかかる協力要請

### (4) 職員の教育訓練

収集した情報を的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努めます。

災害時に処理計画が有効に活用されるよう記載内容について職員へ周知するとともに、処理計画を見直します。

#### ア 職員への周知及び講習会・研修会等への参加

災害時において本計画が有効に機能するよう、平時から記載内容について職員に周知します。

また、県が主催する災害廃棄物に関する有識者を招いた講習会や災害廃棄物処理に関する研修会等に参加します。

## イ 訓練の実施

協定締結先の処理業者等と、協定に係る協議や、協定の活用手順を確認する訓練の実施を行い、平時から顔の見える関係を構築していきます。

訓練を通じて、初動期に迅速な対応が取れるよう、必要となるチェック項目や現場との連絡方法、担当者等の詳細を定めておくこととします。

## 5.2 住民等への広報・啓発

災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解は欠かせないものであり、次の事項について住民の理解を得るよう日ごろから啓発等を継続的に実施します。

- ① 仮置場への運び出しに際しての分別方法
- ② 腐敗性廃棄物等の排出方法
- ③ 便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野焼き等の不正な処理の禁止

※便乗ごみ…災害廃棄物の回収に便乗した災害とは関係ない通常ごみ、事業ごみ等  
 情報発信時には、発信元及び問合せ先を明示します。

障がい者や高齢者に向けて、多種多様な情報提供手段を準備し、被災者全体への情報提供に努めます。

対応時期ごとの市民への主な広報内容を下記の表に示します。

**表 対応時期ごとの市民への発信方法と発信内容**

対応時期	発信方法	発信内容
災害初動時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎、公民館等の公共機関、避難所、掲示板への貼りだし</li> <li>・市ホームページ</li> <li>・マスコミ報道（基本、災害対策本部を通じた記者発表の内容）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害、危険物の取扱い</li> <li>・生活ごみやし尿及び浄化槽等の収集体制</li> <li>・問い合わせ先等</li> </ul>
災害廃棄物の撤去・処理開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車</li> <li>・防災行政無線（防災メール等）</li> <li>・回覧板、チラシ</li> <li>・自治体や避難所等での説明会</li> <li>・コミュニティFM</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場への搬入</li> <li>・被災自動車等の確認</li> <li>・被災家屋の取扱い</li> <li>・倒壊家屋の撤去等に関する具体的な情報（対象物、場所、期間、手続き等）等</li> </ul>
処理ライン確定～本格稼働時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害初動期と災害廃棄物の撤去・処理開始時に用いた発信方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の処理フロー、処理・処分先等の最新情報等</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針【技 25-2】（環境省）

## 6 災害廃棄物処理

### 6.1 一般廃棄物処理施設等の概要

#### (1) 処理施設および収集能力

##### ア 市の処理施設の能力

市の一般廃棄物処理施設として、小田原市環境事業センターがあり、所有するごみ処理施設の能力は以下に示すとおりです。

**表 市の処理施設の能力（令和3年3月末現在）**

施設の種類	処理能力等
焼却施設（合計） 1号炉・2号炉 3号炉・4号炉	(240 t / 24 時間) 90 t / 24 時間 (90 t / 24 時間 × 1 炉) (1号炉休炉) 150 t / 24 時間 (75 t / 24 時間 × 2 炉) ※平成28年度～令和元(2019)年度基幹的設備改良工事
不燃物処理施設 ①粗大ごみ処理設備 ②びん・缶選別設備 ③ペットボトル減容施設	30.0 t / 5 時間・日 15.8 t / 5 時間・日 (びん 10.4 t、缶 5.4 t) 4.9 t / 日
堀ヶ窪埋立処分場	・埋立対象物 一般廃棄物の焼却残渣 ・敷地面積 12,900 m <sup>2</sup> ・利用可能面積 9,712 m <sup>2</sup> ・埋立容量 87,838 m <sup>3</sup> ・残存容量 21,671 m <sup>3</sup> ・埋立開始年月 昭和61年4月
中村原理立処分場	・埋立対象物 不燃性一般廃棄物 ・敷地面積 23,323 m <sup>2</sup> ※平成10(1998)年2月6日埋立終了

#### イ 施設の点検方法

発災後、焼却施設の建物、焼却炉本体、ごみ投入設備および排ガス・排水処理設備など付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに総務担当（環境政策課）に報告します。

可燃性粗大ごみ破碎施設、不燃物処理施設も同様に、建物および設備・機器の損壊、電気系統の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに総務担当に報告します。

埋立処分場は、地盤の変形の有無、感知器等による遮水シート破損の有無および付帯設備の損壊状況を点検し、速やかに総務担当に報告します。

## ウ 収集運搬車両の確保

発災時は、本市の所有する車両を使用するとともに、平常時の収集・運搬委託業者へ協力を要請し、収集・運搬車両の確保に努めます。ただし、がれき等の積込みや運搬の際に使用する重機や10tダンプは、県政センターを通じて県建設業協会や車両提供の支援を要請します。

そのほか、車両や委託業者の被災により、生活ごみ等の収集・運搬車両の確保が困難な場合も、県政センターを通じて、他自治体や民間事業者に支援を要請します。

本市のごみ処理に係る車両保有状況（直営・委託）を表 に示します。

**表 ごみ収集車両等の保有台数（令和3年3月末現在）**

車種	積載量	台数		備考
		直営	委託	
機械車	2.00 t	18 台	22 台	職員数 直営 運転手 28 人 作業員 2 人  委託 運転手 42 人 作業員 20 人
	3.05 t		1 台	
	3.10 t		6 台	
	3.15 t		1 台	
クレーン付ダンプ車	2.45 t	1 台		
ダンプ車	3.75 t			
	0.35 t		1 台	
フォークリフト		3 台		
ホイールローダー		2 台		
パワーショベル		2 台		
ショベルローダー		2 台		
コンテナ車	3.85 t	1 台		
低床トラック	1.50 t		4 台	
運搬トラック	2.00 t	2 台		
	1.25 t	1 台		
	0.85 t	1 台		
	0.65 t	1 台		
	0.60 t	1 台		
清掃指導者		3 台		
連絡車		3 台	1 台	
小計		41 台	36 台	
合計		77 台		

## (2) 収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築

### ア 収集運搬ルートの構築

交通状況及び収集運搬ルートの被災状況を確認し、通行が可能な経路について、他部署からの情報や職員による現地確認、委託業者との連携により把握し、暫定的なルートを確認します。

また、被災地域における家庭ごみや避難所ごみの排出場所等を考慮した収集運搬ルートを、委託業者とも調整した上で構築します。

### イ 収集運搬体制の構築

市及び平常時の委託先である民間事業者の収集運搬車両及び収集作業員の被災状況を確認し、収集運搬体制の構築を行います。不足する収集運搬車両及び人員については、神奈川県等を通じて支援要請を行います。

また、収集運搬の応援を受ける場合、土地勘のない収集作業員の案内が必要となるため、先導による案内や土地勘のある者との作業体制など、対応ができる体制を構築します。

### ウ 関係団体等への協力支援の要請

一般廃棄物処理施設の被災状況や職員・資機材、委託業者の被災状況を把握するとともに、推計した災害廃棄物の発生量から、収集・運搬・処理体制に必要な人材や有識者、不足する機材を確保するため、近隣自治体や神奈川県、国、民間事業者等に支援要請を行います。

特に、大規模災害時における廃棄物処理に関する専門的知識とノウハウを有する人材の派遣、必要となる人材や物資の支援については、神奈川県から環境省関東地方事務所を通じてD. W a s t e - N e t に支援要請を行います。



## 6.2 仮置場

災害廃棄物は一度に大量に発生し、また職員や収集運搬機材・施設の被災も想定されるため、通常の体制では処理を行うことが困難であることから、仮置場（保管場所）が必要になります。

仮置場は、一次仮置場、二次仮置場、住民用仮置場とし、災害廃棄物の受入、分別指導、保管・管理等を行うための人員を配置します。

一次仮置場では、災害廃棄物を順次受け入れ粗選別を行い、二次仮置場では、一次仮置場から搬入された災害廃棄物を最終的な受け入れ先の基準に合うように破碎・選別・焼却等の中間処理を行います。なお、災害の規模により、一次仮置場を補完するため、住民用仮置場を指定します。

また、必要に応じて、汚水の土壌への浸透を防止するための仮舗装や鉄板・遮水シートの設置、廃棄物の飛散を防止するためのフェンス又は飛散防止ネットの設置、火災防止のための消火器等を設置します。

一次仮置場及び住民用仮置場は、原則として市内で確保するものとし、災害発生時に速やかに仮置場を開設できるように、平常時に市有地等を仮置場候補地として選定し、リスト化しておきます。また、仮置場の運営体制についても、仮置場内の敷地の利用方法や災害廃棄物の分別方法などを定めておくとともに、運営に係る人員等の確保についても検討します。

二次仮置場の確保が難しい場合、神奈川県を通じて広域処理を依頼するほか、県計画に基づき、神奈川県に仮置場の設置運営について事務委託を行います。

### (1) 仮置場の種類

#### ア 一次仮置場

発生した災害廃棄物を一定期間、分別・保管するため、一次仮置場を確保します。

##### 【一次仮置場の要件】

- ①各家庭から排出される災害廃棄物及び状況に応じて開設された住民用仮置場に搬入された災害廃棄物を順次受け入れる仮置場として確保する。
- ②原則として、市内の市有地等（面積 3,000 m<sup>2</sup>以上）から選定・確保するが、被災状況に応じて複数確保する。
- ③市民による直接搬入または市・事業者による搬入を行う。
- ④分別排出を基本とする。
- ⑤状況により粗選別を行う。

【設置時期】 発災から 1 週間以内

【設置期間】 6 箇月程度（被災状況により延長）

【設置箇所】 市内に複数箇所（被災状況に応じて増減）

【条件】 平地、トラック等進入路の確保、夜間施錠

#### イ 二次仮置場

主に、災害廃棄物の分別・破碎等の処理を行う仮置場として二次仮置場を確保します。

##### 【二次仮置場の要件】

- ①一次仮置場で処理が困難な場合、災害廃棄物の仮置き、分別・破碎等処理を行う作業場として確保する。

- ②被災状況に応じて、市内外に複数確保する。
- ③市民による直接搬入は行わず、市・事業者が搬入を行う。
- ④その他の廃棄物及び資源物は、それぞれの受け入れ先へ搬出する。

【設置時期】 発災から3箇月程度

【設置期間】 3年以内

【設置箇所】 市内に複数箇所（被災状況に応じて増減）

【条 件】 平地、トラック・重機等進入路の確保、作業スペースの確保

## ウ 住民用仮置場

災害廃棄物は、指定した一次仮置場に搬入されることとなりますが、被害の規模により、市民等が直接搬入できないことも想定されます。そのため、一次仮置場を補完する目的で、住民用仮置場を確保します。ただし、被災家屋が所在する自治会があらかじめ指定する仮置場がある場合は、その仮置場を住民用仮置場とし、収集運搬体制を構築します。

なお、生活ごみについては、原則として、平時と同じごみ集積場に排出します。

【住民用仮置場の要件】

- ①一次仮置場を補完する形で、各家庭から排出される災害廃棄物のみを受け入れる仮置場として確保する。
- ②被災状況に応じて地区単位で複数確保する。
- ③住民・ボランティア等による直接搬入を行う。
- ④敷地内において、5種類程度に分別した上での排出を基本とする。
- ⑤生活ごみの搬出を除く。

【設置時期】 発災から1週間以内

【設置期間】 6箇月程度（被災状況に応じて延長）

【設置箇所】 地区単位で複数箇所（被災状況に応じて増減）

【条 件】 平地、トラック等進入路の確保

## (2) 仮置場必要面積の推計

本計画では、災害時に発生した生活ごみ、津波堆積物及びし尿を除き、粗大ごみを含むがれき等はすべて仮置場に搬入し、一時的に保管すると想定します。そこで、すべての廃棄物を搬入した場合に必要な仮置場の面積を算出します。

### ア 算出方法

仮置場必要面積を算出する際には、がれき等の「処理期間」、「被災地からの撤去期間」、「積み上げ高さ」を決定するとともに、仮置場内での「作業スペース割合」を100%で設定する必要があります。

表 仮置場必要面積の算出方法

項目	算出式
仮置場 必要面積	<b>【必要面積】</b>
	①最大集積量 ÷ ③見かけ比重 ÷ ④積み上げ高さ × (1 + ⑤作業スペース割合)
	<b>【算出条件】</b>
	①最大集積量 = 災害廃棄物の発生量 - ②年間処理量
	②年間処理量 = 災害廃棄物の発生量 ÷ ⑥処理期間
	③見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m <sup>3</sup> )、不燃物 1.1 (t/m <sup>3</sup> )
	④積み上げ高さ : 5 m以下が望ましい
⑤作業スペース割合 : 0.8～1	
⑥処理期間 : 3年	

出典：災害廃棄物対策指針【技 18-2】（環境省）を一部加筆

### イ 被害想定に基づく推計結果

各被害想定に基づき推計した結果を示します。なお、積み上げ高さは5 m、作業スペース割合は1、また、「1.3 計画の基本計画（2）処理期間」に基づき、処理期間は3年とし算出しました。

## 表 仮置場必要面積

### 【地震災害】

都心南部直下地震

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	2,639	9,237	19,134	990	990	32,990
最大集積量 (t)	1,759	6,158	12,756	660	660	21,993
必要面積 (㎡)	1,759	2,239	4,639	240	660	9,537

神奈川県西部地震

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	128,218	159,429	394,974	49,324	38,447	770,392
最大集積量 (t)	85,479	106,286	263,316	32,883	25,631	513,595
必要面積 (㎡)	85,479	38,649	95,751	11,957	25,631	257,467

南海トラフ巨大地震

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	12,749	12,749	36,829	4,674	3,825	70,826
最大集積量 (t)	8,499	8,499	24,553	3,116	2,550	47,217
必要面積 (㎡)	8,499	3,091	8,928	1,133	2,550	24,201

大正型関東地震

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	545,224	742,250	1,729,982	214,503	163,457	3,395,416
最大集積量 (t)	363,483	494,833	1,153,321	143,002	108,971	2,263,610
必要面積 (㎡)	363,483	179,939	419,389	52,001	108,971	1,123,783

### 【風水害】

河川洪水 (全河川)

項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	129,068	129,068	190,125	47,160	19,743	515,164
最大集積量 (t)	86,045	86,045	126,750	31,440	13,162	343,442
必要面積 (㎡)	86,045	31,289	46,091	11,433	13,162	188,020

高潮

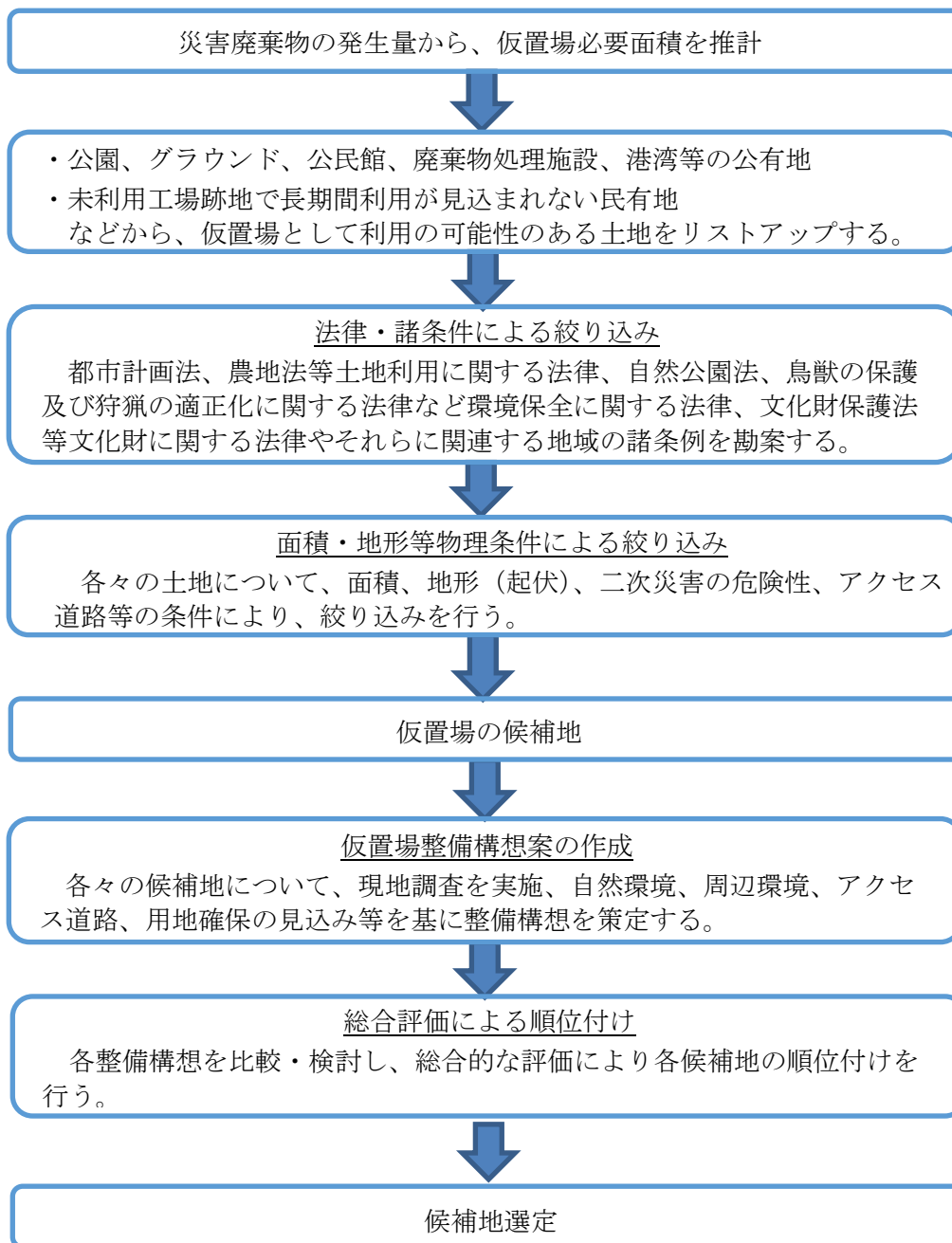
項目	可燃ごみ	不燃ごみ	コンクリートがら	金属くず	柱角材	合計
がれき発生量 (t)	42,790	42,790	53,053	15,626	5,509	159,768
最大集積量 (t)	28,527	28,527	35,369	10,417	3,673	106,513
必要面積 (㎡)	28,527	10,373	12,861	3,788	3,673	59,222

### (3) 仮置場候補地の選定・確保

平常時に行う仮置場候補地の選定にあたっては、公園などの市有地のほか、県有地、民有地等の利用可能性について調査を行い、仮置場に有用と認められる場所は、事前に協議・交渉等を行った上で、利用の可否について検討します。

仮置場候補地とした場所も、自衛隊の野営場や応急仮設住宅など優先されるニーズにより、仮置場を確保できない場合などを考慮して、平常時にできる限り多くの仮置場候補地をリストアップして、関連部署等との調整を図っていきます。

#### 図 仮置場候補地の選定方法



出典：災害廃棄物処理計画の策定事例（環境省）  
参考：災害廃棄物対策指針【技 18-2】（環境省）

#### (4) 仮置場の確保状況

現時点で選定している仮置場は中村原埋立処分場1ヶ所となっています。

名称	住所	面積
小田原市中村原埋立処分場	小田原市中村原 450-13	23,323 m <sup>2</sup>

#### (5) 仮置場の設置（レイアウト図）

平時に選定している仮置場候補地から、被災状況に応じて利用可能な仮置場を抽出し、仮置場を設置します。

搬入後の選別作業の行いやすさに配慮した効率的かつスムーズな動線を確保するとともに、火災及び有害廃棄物等による二次災害の防止など安全面にも考慮したレイアウト案をあらかじめ定めておきます。

一次仮置場、二次仮置場及び住民用仮置場のレイアウトのイメージ図を以下の図イ、ウ、エに示します。

なお、発災後に開設する際は、搬入される災害廃棄物の品目に応じ、より詳細なレイアウトに区分することになります。

##### 仮置場の利用に当たっての準備事項

- 現地確認
- 土壌汚染対策
- 路盤、搬入出経路の整備
- 法、条例等の手続
- 私有地の場合は土地所有者との調整

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

#### ア 仮置場の運営・管理

開設にあたり、必要な人員、資機材等を確保して、仮置場の運営・管理を行います。

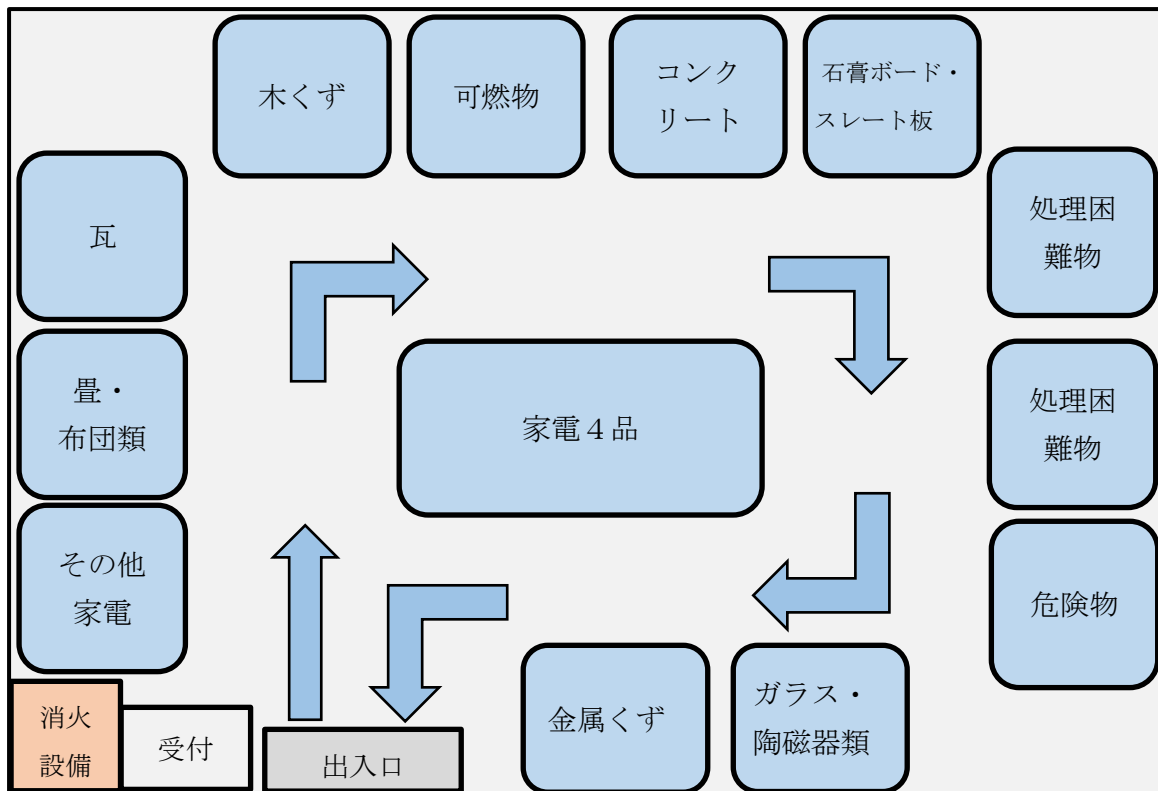
設置にあたり、大型車両の通行に対して、鉄板等を敷くなどして対応します。また、汚水の浸透を防ぐため、遮水シートの敷設による土壌の保護が必要かどうか検討します。

運営にあたり、効率的ながれき等の搬入出を行うため、搬入出計画（搬入の優先順位、搬入可能時間、住民の直接搬入の可否、搬出時期等）を検討します。

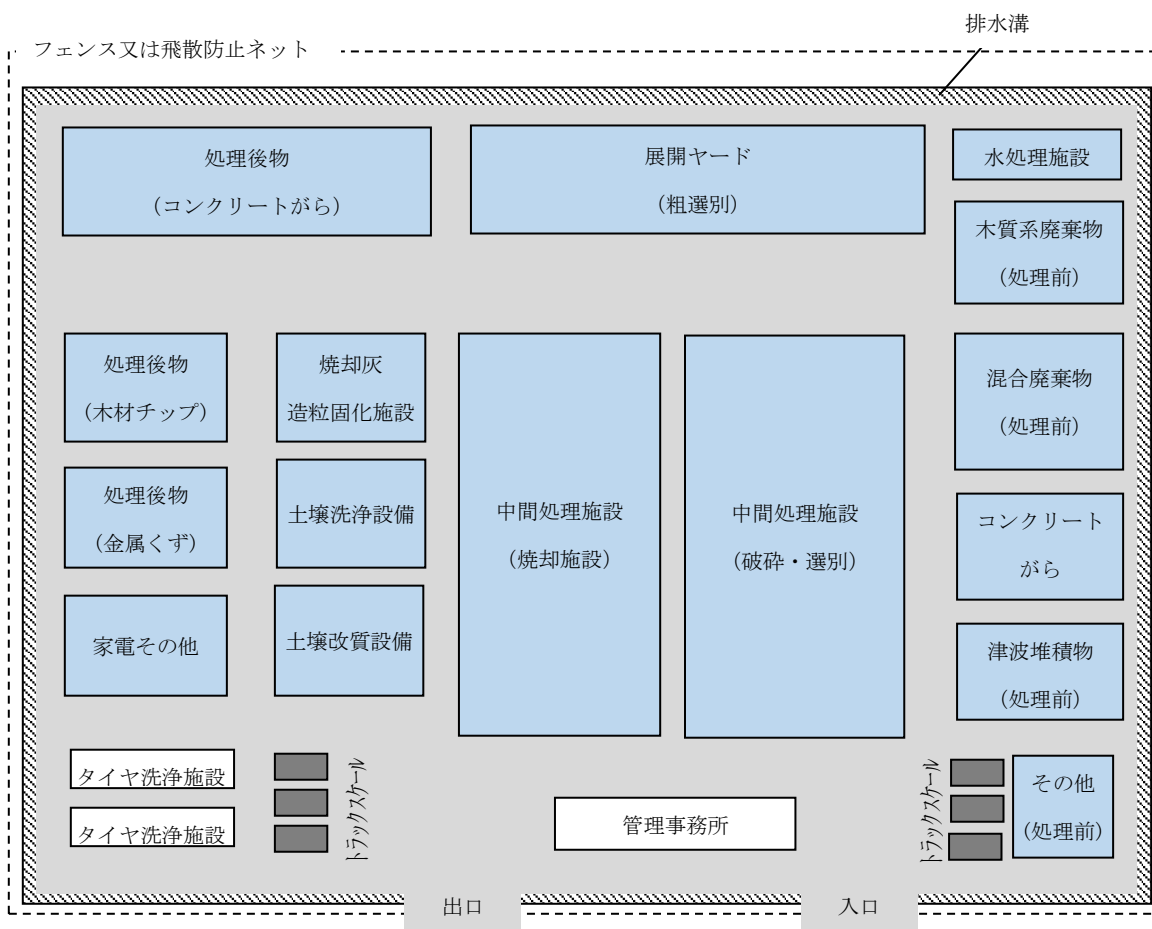
また、仮置場の設置について、住民やボランティア等へ周知する必要があるため、周知内容（仮置場の場所や分別方法等）を整理し、広報等で周知します。



イ 一次仮置場のレイアウト図

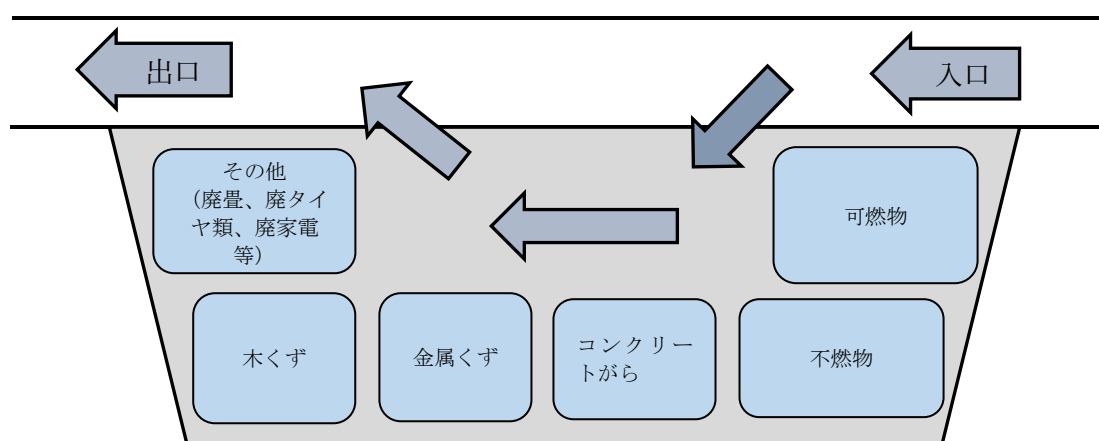


ウ 二次仮置場のレイアウト図



出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

## エ 住民用仮置場のレイアウト図



### (6) 仮置場での処理

各仮置場では重機を用いた粗選別や人の手による選別、仮設設備を用いた破碎・選別等を行います。各仮置場での処理方法はがれき等の発生量やその種類に基づき決定します。

仮設処理施設の建設を検討する際は、各関係機関と十分検討します。

### (7) 仮置場の原状復旧

仮置場に搬入したがれき等の搬出完了後、あるいは仮設中間処理施設の解体撤去後には、必要に応じて土壌汚染調査を実施します。仮置きしたがれき等による汚染が認められない場合は、原状復旧し、所有者に返還します。仮置きしたがれき等による汚染が認められた場合は、対策を講じた上で原状復旧し、所有者に返還します。

### 6.3 環境保全対策・モニタリング

建物の解体現場、災害廃棄物の仮置場、仮設処理施設などの災害廃棄物処理の現場においては、周辺環境への影響や労働災害の防止の観点から、環境対策やモニタリングが必要になります。

本市では、被災状況を踏まえ、環境対策の必要性やモニタリングの調査項目、頻度等を検討します。

**表 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策**

影響項目	環境影響	対策例
大 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>・アスベスト含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>・災害廃棄物保管による有毒ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水の実施</li> <li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>・フレコンバッグへの保管</li> <li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じん発生の抑制</li> <li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>・収集時分別や目視によるアスベスト分別の徹底</li> <li>・作業環境、敷地境界でのアスベストの測定監視</li> <li>・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動</li> <li>・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>・処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・P C B等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水 質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・敷地内に発生する排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

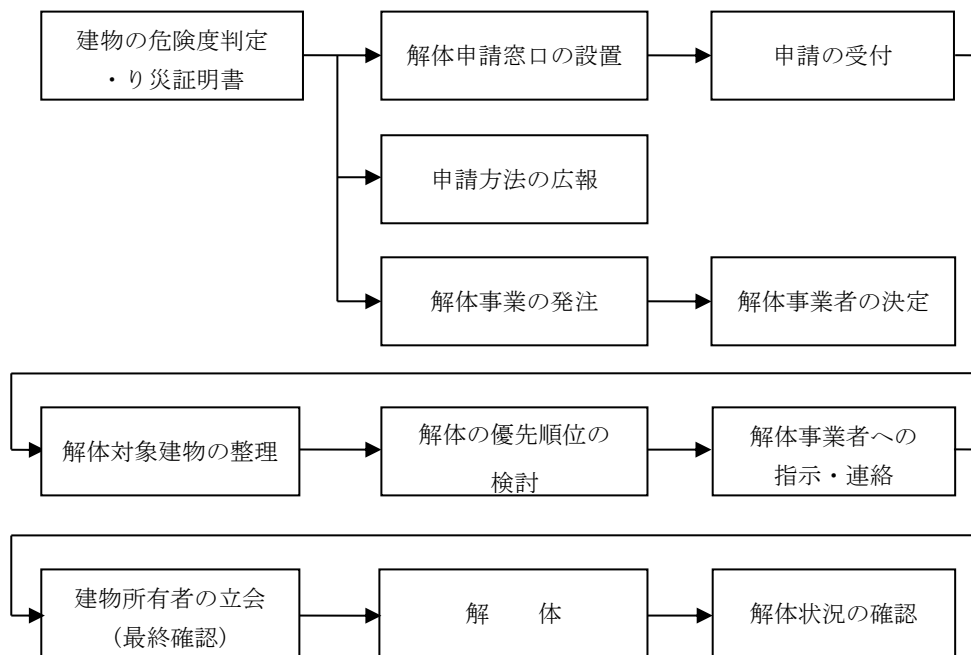
出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

## 6.4 損壊家屋等の解体・撤去

### (1) 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等は私有財産であるため原則として所有者が解体撤去します。ただし、通行上支障がある場合や、倒壊の危険性のある場合については、所有者の意思を確認し、必要に応じて市が解体・撤去します。解体に当たっては、アスベスト調査を実施の上、アスベストの使用が確認された場合は関係法令に従い、除去作業を行います。

図 解体・撤去の手順



出典：神奈川県災害廃棄物処理計画

### (2) 解体・撤去時の分別

仮置場は、原則として「2.2 表災害廃棄物の種類と区分」をもとに分別して受け入れるため、解体・撤去時にもこの区分に従って極力分別し、可燃物と不燃物を含んだ混合廃棄物の発生量を最小限に抑えるよう努めます。

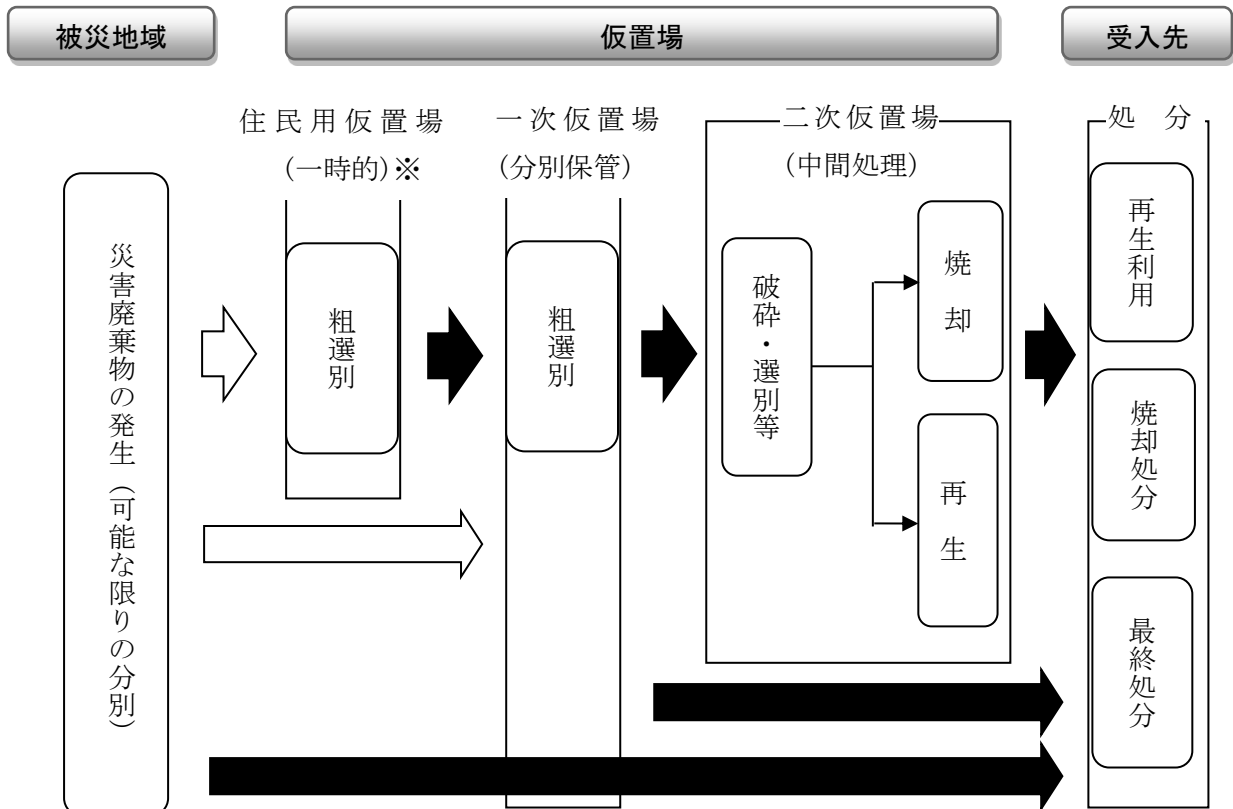
## 6.5 がれき等の処理方法と処理費用

### (1) がれき等の処理方法

がれき等の処理基本フローと種類ごとの処理方法を示します。

がれき等は分別して可能な限り発生元で分別し、各仮置場や廃棄物処理施設へ搬入します。資源化を行います。資源化できないものについては、各がれき等の性質に応じた処理を実施します。

図 がれき等の処理基本フロー



※住民用仮置場は被災状況に応じて開設します

※白抜き矢印は、市民による直接搬入を想定しています

表 廃棄物種類ごとの処理方法・留意事項等

種 類		処理方法・留意事項等
混合廃棄物		再使用・再生利用できるものや不燃物等を取り出し、焼却により減容・安定化させ、焼却後の灰の埋立処理又は再資源化を行う。
廃タイヤ類		チップ化することで燃料として再資源化が可能であるため、火災等に注意しながら処理する。
コンクリートがら		選別を行い、再資源化できるよう必要に応じて破碎を行う。
木くず		受入先の受入条件を満たすよう破碎、選別、洗浄等を実施し、可能な限り再生利用を行う。
廃 家 電	家電リサイクル法対象製品 (テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)	可能な限り選別し、破損・腐食の程度等を勘案し再生利用可能か否かを判断して、原則として家電リサイクル法に基づき再生利用を行う。
	その他の家電製品	可能な限り選別し、パソコン、携帯電話、小型家電等、再生利用できるものは原則として再生利用を行う。
廃自動車等・廃船舶		事前に撤去予定などを提示し、所有者の意向を確認してから撤去を行う。廃自動車は、原則として自動車リサイクル法に基づき再生利用を行う。廃バイク及び廃船舶は、平時と同様に再生利用や適正な処理・処分を行う。
アスベストを含む廃棄物		アスベストを含む廃棄物を他の廃棄物と分別して収集・保管する。中間処理、最終処分については、平時と同様に適正な処理・処分を確保する。
有害廃棄物・ その他処理困難な廃棄物		飛散や、爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。なお、工場等の事業場から排出されるものについて、平時と同様に事業者が専門処理業者へ引き渡すために、県は必要な情報の提供等を行う。
津波堆積物		悪臭などにより住民への生活環境へ影響を及ぼすヘドロなどを優先的に除去する。また、可能な限り復興資材等として活用する。
貴重品・思い出の品		貴重品については警察に引き渡す。位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、可能な限り、所有者等に引き渡す機会を提供する。

出典：神奈川県災害廃棄物処理計画



## (2) がれき等の処理費用

### ア 想定される処理費用

がれき等の処理のため、次の表に示す程度の費用がかかるとされています。

表 過去のがれき等処理実績における処理単価

過去に発生した主な地震	災害廃棄物発生量 (万 t)	事業費 (億円)	処理単価 (万円 / t)
阪神・淡路大震災 (H7. 1. 17)	約 1,450	3,246	約 2.2
新潟県中越地震 (H16. 10. 23)	約 60	195	約 3.3
東日本大震災 (H23. 3. 11)	約 3,100	11,500	約 3.7
平均			約 3.1

出典：環境省災害廃棄物対策情報サイト 災害廃棄物の進捗管理：処理実績 (5) 処理費用

本市及び広域での処理には、1トン当たり3.1万円程度の費用がかかると見込まれます。本計画の被害想定に基づいた場合、次の表のとおり費用がかかると想定されます。

表 被害想定に基づく想定処理費用

想定地震 想定風水害	がれき等発生量 (万 t)	処理単価 (万円 / t)	処理費用 (億円)
都心南部直下地震	約 3.3	約 3.1	約 10.2
神奈川県西部地震	約 77.0		約 238.7
南海トラフ巨大地震	約 7.1		約 22.0
大正型関東地震	約 339.5		約 1,052.5
河川洪水 (全河川)	約 51.5		約 159.7
高潮	約 16.0		約 49.6

### イ 財政確保

がれき等の処理や本市の廃棄物処理施設の復旧等に係る費用は、財政調整基金や他の復興事業等との優先性等を検討した上での小田原市防災対策基金の活用、他の事業の抑制等により財源の確保を図ります。

ただし、大規模な自然災害が発生し、本市の基金のみでは財源の確保が困難な場合は、補助金申請の概算払での請求や起債措置、災害復旧に係る補助等を国県へ要望していきます。

### ウ 財政支援

災害により発生したがれき等処理に係る費用に対して、環境省から「災害等廃棄物処理事業 (表 災害等廃棄物処理事業の概要)」による財政支援が市町村等に適用されます。なお、がれき等の処理にあたっては国から財政支援が可能な限り受けられるよう、(表 補助申請に係る留意事項) に示す事項に留意します。

また、被災した廃棄物処理施設の復旧に係る費用に対して、環境省から「廃棄物処理施設災害復旧事業 (表 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要)」による財政支援が市町村等に適用されます。

**表 災害等廃棄物処理事業の概要**

項目	内容
目的	天然現象による災害や海岸漂着ごみ被害に伴い、市町村が実施する災害廃棄物の処理に係る費用について、財政的に支援すること
事業主体	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業</li> <li>特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集・運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所開設期間内のもの</li> </ul>
補助率	2 分の 1
補助根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の第 22 条
その他	<p>本事業からの補助分に対し、8 割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は 1 割程度となる。</p> <p>             総事業費              補助対象事業費      補助対象外              国庫補助額 50%      特別交付税 40%      市町村負担 10%      市町村負担              国庫負担      市町村負担 (10 + α)         </p>

**表 補助申請に係る留意事項**

項目	留意事項
写真等による被災状況等の記録	国による災害査定は災害の状況やがれき等の処理及び廃棄物処理施設の被災状況を写真により確認するため、写真等による記録を十分に行うこと。
便乗ごみ対策の実施	被災地外からの持ち込みや、災害発生以前に不要となったと思われるものについては補助対象外となるため、便乗ごみが持ち込まれないよう対策を行うこと。
競争入札による処理委託	3 者見積による随意契約は認められた事例（発災直後や腐敗性の処理等、緊急性を要する場合）があるが、特段の理由がない場合、国による災害査定で減額されるおそれがあるため、原則競争入札によること。
補助対象外の経費	諸経費（雑費を含む）は補助対象外となるため、その点に留意し業務設計や契約を行うこと。
金属等の売却	有価物（金属等）は収入となるため、必ず売却し、災害等報告書（災害査定のための提出資料）に収入として計上すること。

**表 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要**

項目	内容
目的	災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業を財政的に支援すること
事業主体	地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター、PFI 選定事業者、広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社
対象事業	災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業
補助率	2 分の 1
その他	地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

参考：神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル

## 6.6 生活ごみの処理

### (1) 家庭ごみ

#### ア 被害状況把握

家庭ごみの収集・運搬体制を整備するため、発災後速やかに処理施設や運搬ルート of 被害状況を把握し、ルートの安全性の確認を行います。収集運搬車両や処理施設の被災により収集能力が不足する場合は、協定に基づき、ごみ等の収集等の協力、必要な人員の確保及び機材等の提供を要請します。

また、不燃ごみや資源ごみ等の衛生面に問題のない家庭ごみを各家庭でしばらくの間保管するように市民に対して要請します。

#### イ 収集運搬体制

家庭ごみについては、平時の収集体制を維持することを基本としますが、災害廃棄物や避難所ごみの発生状況に応じて、不燃ごみや資源物の収集回数を減らす、集積所を集約して集積所数を減らす、資源物の分別種類を減らす等により効率化を図り、家庭ごみを収集できる体制を構築します。また、発災後は道路の混雑が予想されるため、環境事業センターへの直接搬入は原則禁止とします。収集については、平時の収集体制での役割分担により、収集します。

### (2) 避難所ごみ

避難所では、初動時に水と食料を中心に支援物資が届けられることから、段ボールや容器包装等を中心とした廃棄物が発生し、徐々に衣類や日用品に伴う廃棄物が増加します。避難所ごみの収集は可能であれば家庭ごみとあわせて行いますが、収集運搬車両や処理施設の被災状況によっては腐敗性廃棄物を優先的に収集する等対応を行います。

#### ア 分別排出

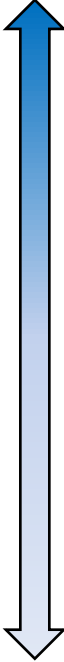
避難所においてごみの分別を行うことは、その後のスムーズな処理へと繋がるため、可能な限り分別を行うこととします。このため、避難所ごみについても、平常時と同様の分別で排出することを基本とします。

#### イ 収集運搬体制

平時の収集ルートに避難所を加えることにより、平時の収集体制での役割分担のまま、家庭ごみの収集と合わせて避難所ごみを収集します。

発災後の都市機能のマヒ状態などを勘案しても、発災から3～4日後（特に夏季においては早期の取り組みが必要とされる）には収集を開始することを目標とします。

表 避難所で発生する廃棄物

処理優先順位	分別区分	具体例	管理方法等
高  低	感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ等	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。回収方法や処理方法は関係機関での調整が必要となる。専用容器に入れて分別保管し早急に処理する。
	し尿	携帯トイレ、紙おむつ、お尻ふき等（使用済）	携帯トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気を考慮し、できる限り密閉し早急に処理する。
	燃せるごみ	残飯、使用済ティッシュ、マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	腐敗性廃棄物（生ごみ）はハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し早急に処理する。
	飲食用缶	缶詰、缶パン等の容器	分別して保管し資源として処理する。
	プラスチック容器包装	食料や支援物資の包装等	
	ペットボトル	飲料の容器	
	段ボール新聞紙	食料や支援物資の包材等	

## 6.7 仮設トイレ・し尿の処理

### (1) 処理施設および収集能力

#### ア 市の処理施設の能力

小田原市扇町クリーンセンター

- ①処理方法 前処理及び希釈
- ②処理能力 200 kℓ／日
- ③平均放流量 1,438 kℓ／日 (20倍希釈・令和2年度)
- ④放流後の処理 酒匂川流域下水道左岸処理場において処理

#### イ 施設の点検方法

発災後、クリーンセンターの建物、希釈設備や貯留槽、ポンプなど付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに総務担当に報告します。希釈用水用の井戸を点検し、用水の安定的な確保を図ります。

また、放流先となる公共下水道施設の損壊状況について、市上下水道局給排水業務課に照会し、希釈放流に支障がないことを確認します。

#### ウ 収集車両の台数

市が委託する業者が所有し、通常時にし尿収集作業を行っている車両数は表に示すとおりです。また、委託業者が通常時の契約分以外に所有する車両台数及びこの委託業者と緊急相互応援協定を締結している会社の所有する車両台数を合わせて示します。

**表 し尿収集車両の通常時稼働台数と緊急時の調達可能台数（令和3年3月末現在）**

車種	積載量	小田原衛生公社		相互協定締結会社 保有台数
		通常時 契約台数	緊急時 調達可能台数	
バキューム ローリー車	10.0 kℓ			1
	8.1 kℓ			1
	7.0 kℓ	2		1
	5.0 kℓ			1
	4.0 kℓ		1	1
	3.7 kℓ	2	1	9
	3.0 kℓ	6		13
	2.7 kℓ	4	3	2
	1.8 kℓ	2	1	27
	0.35 kℓ	1		
小型トラック	4.0 t			10
小計		17	6	66
合計			89	

## エ 災害時に補完すべき能力

発災後は仮設トイレの設置により収集すべきし尿の量が通常時の約40倍程度まで増加します。仮設トイレの設置場所は広域避難所となる小学校25校を中心に計画しており、災害の規模によって追加的に設置する場合はさらに十数ヶ所程度増加するものと考えられます。道路の不通や渋滞により収集効率が低下することから、委託業者及び緊急時相互協定締結会社に協力を依頼し、し尿収集車両を最大限に調達します。

### (2) 仮設トイレの備蓄と配置計画

#### ア 仮設トイレの備蓄数及び備蓄場所

本市が備蓄する仮設トイレは148基あり、広域避難所となる小学校をはじめ、市内38ヶ所に備蓄しています。

表 仮設トイレの備蓄場所と備蓄基数（令和3年3月末現在）

備蓄場所	基数		備考	備蓄場所	基数		備考	備蓄場所	基数		備考
	一般用	身障者用			一般用	身障者用			一般用	身障者用	
足柄小学校	4	1	※1	下府中小学校	4	1	※1	橘中学校	3		※2
芦子小学校	4	1	※1	曾我小学校	4	1	※1	白山中学校	3		※2
新玉小学校	4	1	※1	千代小学校	4	1	※3	江之浦倉庫	1		※2
大窪小学校	4	1	※2	富水小学校	4	1	※1	米神遊園地	1		※2
片浦小学校	1	1	※1	豊川小学校	4	1	※1	旧看護学校	2		※2
久野小学校	4	1	※1	早川小学校	4	1	※1	なぎさ公園	3		※2
国府津小学校	4	1	※1	東富水小学校	4	1	※1	坂下児童遊園地	3		※2
酒匂小学校	4	1	※1	富士見小学校	4	1	※1	万年公園	3		※2
桜井小学校	4	1	※1	報徳小学校	4	1	※1	マロニエ	3		
山王小学校	4	1	※1	前羽小学校	4	1	※1	栄町駐車場	3		
三の丸小学校	4	1	※2	町田小学校	4	1	※2	下水道倉庫 (小田厚下)	23	1	
下曾我小学校	4	1	※1	鴨宮中学校	4	1	※4				
下中小学校	4	1	※1	城北中学校	2		※2	合計	148	26	

※1 一般用はコンテナ型防災倉庫、身体障がい者用は防災備蓄庫にて保管

※2 コンテナ型防災倉庫にて保管

※3 千代中学校にて仮保管

※4 一般用はコンテナ型倉庫にて保管、身体障がい者用は矢作小学校にて仮保管



## イ 災害時の配置計画

避難所に避難する住民に加え、断水により自宅の水洗トイレが使用できない世帯の住民の一部が仮設トイレを必要とすると考えられます。避難所への設置は、発災時に避難所として使用される小学校に各 3 基ずつ設置する計画とします。仮に避難所に指定されている小学校 25 校すべてに 3 基ずつ設置するとすれば、合計 75 基を設置することになります。また、断水世帯を対象とした仮設トイレの設置は、断水地域内の避難所への設置基数を補充するとともに、断水地域内の中学校及び公園に各数基ずつ設置するものとします。

断水地域への設置数の見込みは、断水の状況及び復旧の見通しによるものと考えられますが、神奈川県西部地震被害想定調査から推計した仮設トイレの必要基数から想定すると、追加的に約 270 基を調達する必要があると考えられます。これらの追加調達は、衛生機材のリース業者からの調達を検討します。また、他市町村の備蓄分を一時的に借り受ける方法も検討します。

## ウ 仮設トイレの設置に関する配慮事項

仮設トイレの設置は、臭気など避難所や周辺世帯への影響を考慮して設置場所を選定するほか、し尿収集車両の出入りのための通路を確保できる場所を選定します。

また、高齢者や障がい者の利用に配慮した形式の仮設トイレを調達し、必要性の高い避難所や地域に設置します。

### (3) 仮設トイレの維持管理体制

#### ア 仮設トイレし尿の収集体制

広域避難所等に設置された仮設トイレからのし尿収集は、委託業者に収集を委託します。し尿収集対象世帯からの収集は通常時の頻度を継続します。浄化槽汚泥収集は、仮設トイレのし尿収集に一定の目途がつくまでは実施せず、すべての車両をし尿収集に変更します。また、仮設トイレからの収集頻度は、仮設トイレ 1 基当たりの利用可能日数や衛生保持等を勘案して設定します。

※仮設トイレ 1 基当たりの利用可能日数

= 仮設トイレ容量 ÷ (仮設トイレ利用人数 × し尿発生原単位)

#### イ 仮設トイレの維持管理体制の分担体制

仮設トイレの衛生の維持管理は、し尿処理計画担当（環境保護課）が統括し、維持管理方法を計画するとともに、巡回視察等により仮設トイレの衛生状態を把握します。住民の協力を得るため、仮設トイレの利用ルールや維持管理の方法に関する広報を行います。消毒剤の散布などの衛生維持業務は、業者に委託して実施します。

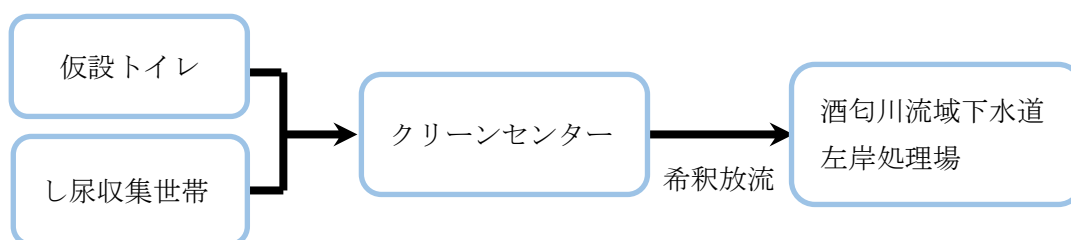
仮設トイレの衛生保持など日常的な維持管理は、避難住民を中心として仮設トイレの維持管理体制を定めて行うよう、避難所の管理者あるいは自主防災組織に依頼します。また、仮設トイレの故障など特別に維持管理業務を必要とする場合は、し尿処理計画担当に連絡するよう依頼します。

#### (4) し尿処理体制

##### ア 処理フロー

仮設トイレから収集するし尿と通常時からし尿収集を行っている世帯からのし尿の合計量は最大時で1日当たり約280kℓと見込まれ、現在の扇町クリーンセンターの処理能力を一時的に超えることとなりますが、1ヶ月後には1日当たり約120kℓであり、貯留槽等を活用すれば、十分に処理できる量と考えます。よって、収集したし尿はすべて扇町クリーンセンターに搬入し、同センターで前処理した後に、酒匂川流域下水道左岸処理場に希釈放流します。

図 し尿処理フロー



##### イ 施設損壊時の処理体制

し尿処理を行っている市の施設は扇町クリーンセンター1ヶ所のみです。同センターが地震等による損壊や、希釈用水の不足等により処理に支障が生じた場合は、市に有する下水処理場に収集したし尿を搬入し、一旦貯留した後、流域下水道の下水処理場の余剰能力に応じて送水を行います。このため、貯留槽を利用した貯留方法を検討します。

処理場において処理に支障が生じた場合も同様に、市の有する雨天時貯留施設において、一旦貯留し、処理場復旧後、送水します。

##### ウ し尿処理体制の復旧

復旧・復興期の対応としては、上水道の復旧や避難住民の帰宅の状況に基づき、仮設トイレの必要性を把握し、計画的に撤去を行います。広域避難所に仮設トイレが複数設置されている場合は、必要性の低下に応じて追加調達したものから優先的に撤去し、市が備蓄している仮設トイレは最後に撤去します。

撤去した仮設トイレは、各調達先に返却します。返却はなるべく速やかに行いますが、一時保管する必要がある場合は、同センター敷地内に一定期間を定めて保管します。

## 7 災害廃棄物処理実行計画

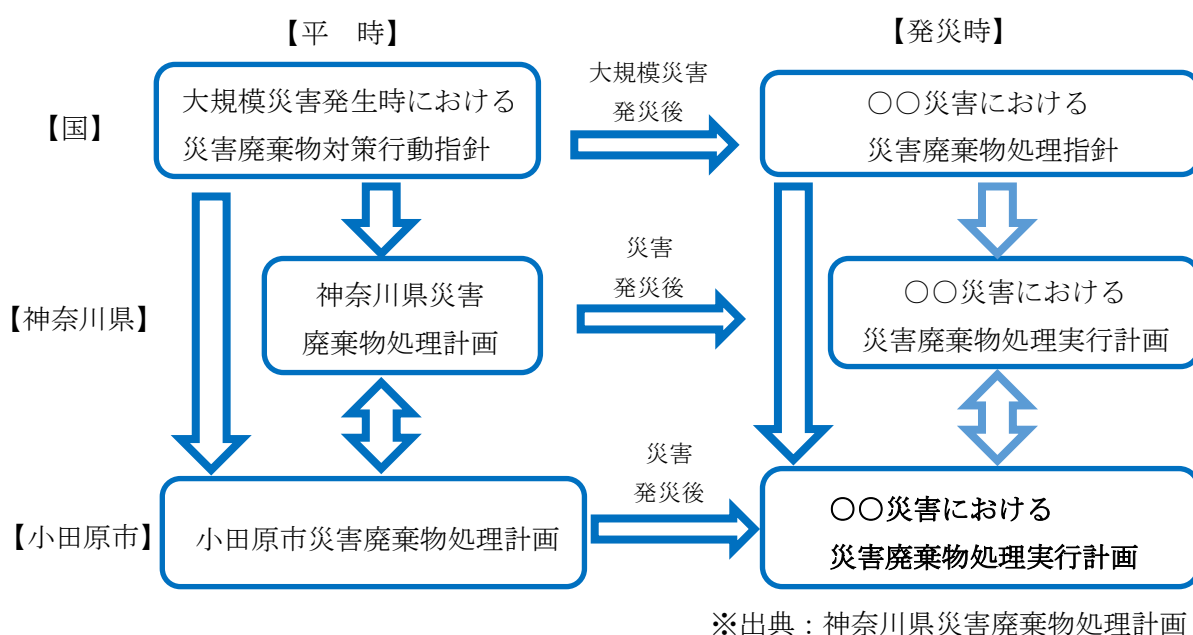
### 7.1 災害廃棄物処理実行計画

#### (1) 災害廃棄物処理実行計画の作成

災害廃棄物処理実行計画は、発災時において、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物処理計画をもとに処理の基本方針、災害廃棄物発生量、処理期間、処理方法等を定める計画です。

被害状況を把握し、関係機関との連絡調整を積極的に図りながら、災害廃棄物処理実行計画を策定します。また、処理の進捗に伴い、適宜見直しを行います。

#### 図 災害廃棄物処理実行計画と本計画等との関係



#### (2) 災害廃棄物処理実行計画の内容

災害廃棄物処理実行計画に記載する内容を以下に例示します。

- 1 計画策定の趣旨  
計画の目的・位置づけ
- 2 被災の状況  
被災範囲  
被害状況の概要
- 3 災害廃棄物処理基本方針  
対象とする災害廃棄物等  
災害廃棄物処理の基本方針  
処理体制

公費解体  
事務委託  
財源

4 災害廃棄物等の発生量

災害廃棄物等の発生量の推計方法  
災害廃棄物等の発生量  
家庭、避難所等からのし尿発生量  
その他

5 仮置場

仮置場の定義  
仮置場の設置及び管理運営状況  
仮置場に関する留意事項  
仮置場の復旧

6 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物等の処理フロー

7 処理の見通し及び進捗管理

## 南足柄市との消防事務の委託に関する協定に基づく協議結果について

## 1 概要

南足柄市では「南足柄市消防団組織再編計画」に基づき、南足柄市消防団の組織変更等を実施する予定があることから、南足柄市と本市で締結している「消防事務の委託に関する協定書」に基づき、協議を実施したものの。

## 2 南足柄市消防団組織再編計画による主な変更点

	現行体制	新体制	備考
体制	9分団 28部制	7分団 19班制	部制 ⇒ 班制
定員 (実員)	基本消防団員 252人 (185人) 機能別消防団員 59人 (22人) 計 311人 (207人)	基本消防団員 200人 機能別消防団員・一般 52人 機能別消防団員・火災予防広報 7人 計 259人	・実員に合わせた見直し ・機能別消防団員に火災予防広報団員の新設
待機宿舎	28箇所	7箇所	待機宿舎の再整備
車両	消防ポンプ自動車 3台 小型動力ポンプ付積載車 24台 小型動力ポンプ付軽積載車 1台 計 28台	消防ポンプ自動車 6台 小型動力ポンプ付積載車 7台 小型動力ポンプ付軽積載車 6台 計 19台	・地域状況に応じた車両整備 ・消防ポンプ自動車は増車 ・ポンプ口数 31口 ⇒ 25口

※南足柄市消防団組織再編計画より抜粋、補足を加えたもの

※実員は令和3年(2021年)4月時点の人数

注)機能別消防団員…基本団員不足による出動不能を補完し、平日昼間の初動体制を充実・強化することを目的に設置された消防団員

## 3 小田原市消防本部としての検討及び協議の結果

今回の南足柄市消防団の定員及び分団組織の変更は、現状の消防力を維持するとともに、火災発生時の初動体制の充実強化及び消防団の運営に必要不可欠な団員の持続的かつ安定的な確保を可能とする取組であると推察した。

新体制の定員は、実員と比較して大きな減少はみられないこと、組織の再編は、災害対応に必要な人員の参集が見込めること、また、消防ポンプ自動車の増車や地域特性に応じた車両の整備を行う予定であることから、検討の結論として、第三者機関の見解も求めたうえで、常備消防の警防体制に特段の影響はないものと判断した。

なお、消防団待機宿舎については、現状では南足柄市内各所に限らず配置されている。今後の待機宿舎の集約化や再配置の際には、待機宿舎から遠隔地となる地域の災害対策等を踏まえた適正な配置を考慮することが重要であることを申し添えた協議結果を、南足柄市へ文書にて回答した。